

表1-4 既存建物の検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
材料	杭	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		配置を記録により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
鉄筋	材料	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
	材料	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
	寸法	鉄筋の配置、形状を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
	材料	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
	寸法	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
	材料	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
	寸法	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
	材料	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
	材料	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
	材料	不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
シャッター	寸法	材質、強度を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
	材料	不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
ガラス	寸法	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
	材料	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
	寸法	材質を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
建物	配置	ガラスにフィルタが設置されていることを記録により確認する。	ガラスにフィルタが設置されていること。
	系統	常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていることを目視により確認する。	常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていること。
	配置	建物の配置を目視により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
		エキスパンションジョイントの配置を記録により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
外観		雨樋が図面どおりに設置されていることを目視により確認する。	雨樋が図面どおりに設置されていること。
		供給配管の外部との接続部にストレーナ（60メッシュ）が設置されていることを目視により確認する。	接続部にストレーナ（60メッシュ）が設置されていること。
		既設建物の原は水密性を有さず、かつノンエアタイトであることを目視により確認する。	水密性を有さず、かつノンエアタイトであること。
		既設建物の外観を目視により確認する。	既設建物の外観に著しい亀裂、剥落、欠損、変形、損傷又は腐食がないこと。
		屋根にシート防水が施工されていることを目視により確認する。	屋根にシート防水が施工されていること。

2. 工場棟、放射線管理棟に設置する設備・機器

今回申請する設備・機器の検査の項目を表 2-1 に示す。また、検査の方法を表 2-2 に示す。

表 2-1 検査の項目

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観	配置	据付	系統	臨界安全		遮蔽	材料	面速	作動 ^{注1}		
									単一	複数				保持	IL	他
放射性廃棄物の廃棄施設	工場棟 転換工場 廃棄物 処理室	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	凝集沈殿槽(1)*1	新設	○	①③④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	○
			凝集沈殿槽(2)*1	新設	○	①③④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	○
			凝集沈殿槽(3)*1	新設	○	①③④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	○
			遠心分離機	新設	○	①④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	-
			ろ液受槽(1)*1	新設	○	①④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	○
			ろ液受槽(2)*1	新設	○	①④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	○
			ろ液受槽(3)*1	新設	○	①④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	○
			ろ過機(1)	新設	○	①④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	-
			ろ過機(2)	改造	○	①④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	-
			チェックタンク(1)*1	新設	○	①④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	○
			チェックタンク(2)*1	新設	○	①④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	○
			チェックタンク(3)*1	新設	○	①④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	○
			イオン交換装置	新設	○	①④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	-
			乾燥機	新設	○	①	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	-
放射線管理棟 廃水 処理室	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(6))	チェックタンク(1)*1	新設	○	①②④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	○	
		チェックタンク(2)*1	新設	○	①②④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	○	
		チェックタンク(3)*1	新設	○	①②④	○	①②	○	-	-	○	-	-	-	○	
		堰(チェックタンク)*2	新設	○	①	○	①②	-	-	-	○	-	-	-	○	
周辺監視 区域内	液体廃棄物の廃棄設備	廃水処理所	撤去	-	⑦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		屋外配管*3	撤去	-	⑤⑥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃水処理 所		高汚染貯留タンク	撤去	-	⑤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		低汚染貯留タンク	撤去	-	⑤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		液受槽	撤去	-	⑤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		後処理ろ過器	撤去	-	⑤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		排風機	撤去	-	⑤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		給気フィルター	撤去	-	⑤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
工場棟 転換工場	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1))	スクラバ*4	撤去	-	⑥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注 1: 「他」は警報を示す。

* 1: 液位高警報設備を含む。

* 2: 堰漏水検知警報設備を含む。

* 3: 詳細は、図ト配-1(1/2)を参照。

* 4: 本申請の対象範囲は、工場棟転換工場内の埋設配管。

表 2-2 検査の方法

1. 変更内容が改造、新設の検査

検査の項目		検査の方法	判定基準
員数		・ 員数を目視により確認する。	・ 員数が申請内容のとおりであること。
外観		① 設備・機器の外観を目視により確認する。 ② 廃液処理設備（6）については、廃液処理設備（5）と接続する場所に閉止措置が行われていることを目視で確認する。 ③ 廃液処理設備（5）については、成型工場、除染室・分析室からの配管と接続する場所に閉止措置が行われていることを目視で確認する。 ④ 漏えい防止構造を有する設備・機器については、目視によりその構造を確認する。	① 有害な傷及び変形がないこと。また、外観が申請内容のとおりであること。 ② 閉止措置が行われていること。 ③ 閉止措置が行われていること。 ④ 漏えい防止構造を有すること。
配置		設備・機器の配置を目視により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
据付		① アンカーボルトの員数及び寸法を確認する。 ② アンカーボルトの据付状態を目視により確認する。	① 員数及び寸法が申請内容のとおりであること。 ② ボルト又はナットが緩みなく締め付けられていること。
系統		・ 系統を目視により確認する。	・ 系統が申請内容のとおりであること。
臨界安全	単一ユニット	—	—
	複数ユニット	—	—
遮蔽		—	—
材料		・ 使用材料を確認する。	・ 材料が申請内容のとおりであること。
面速		—	—
作動	動力供給停止時保持機能	—	—
	インターロック	—	—
	その他	・ 警報設備が吹鳴することを確認する。	・ 警報設備が吹鳴すること。

2. 変更内容が撤去の検査

検査の項目		検査の方法	判定基準
外観		⑤ 建物内部の設備・機器（排気系統を含む）、屋外配管が撤去されていることを目視で確認し、建物内部の汚染状態を確認する。 ⑥ 撤去後の配管に閉止措置が行われていること、また撤去対象の埋設配管の入口に閉止措置が行われていることを目視で確認する。 ⑦ 建物（床・基礎を除く）が撤去されていることを目視で確認する。	⑤ 建物内部の設備・機器（排気系統を含む）、屋外配管が撤去されていること。直接法及び間接法（スマイヤ法）により床、壁、天井の表面密度が法令に定める基準値を下回っていること。 ⑥ 閉止措置が行われていること。 ⑦ 建物（床・基礎を除く）が撤去されていること。

I-3 添付図面

イ 化学処理施設

図イ建-1	敷地内建物配置図	
図イ建-1-1(1/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	補強箇所説明図(1階)
図イ建-1-1(2/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	補強箇所説明図(2階)
図イ建-1-1(3/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	補強箇所説明図(3階)
図イ建-1-1(4/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	補強箇所説明図(R階)
図イ建-1-2(1/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	建物の補強工事と各影響評価との関係(1)
図イ建-1-2(2/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	建物の補強工事と各影響評価との関係(2)
図イ建-1-2(3/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	建物の補強工事と各影響評価との関係(3)
図イ建-1-2(4/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	建物の補強工事と各影響評価との関係(4)
図イ建-2	工場棟、放射線管理棟、付属建物	管理区域区分図(1階)
図イ建-3	工場棟、放射線管理棟、付属建物	管理区域区分図(2階)
図イ建-4	工場棟、放射線管理棟、付属建物	管理区域区分図(3階)
図イ建-5(1/3)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	エキスパンションジョイント設置位置図(1階)
図イ建-5(2/3)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	エキスパンションジョイント設置位置図(2階)
図イ建-5(3/3)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	エキスパンションジョイント設置位置図(3階)
図イ建-5-1	工場棟、放射線管理棟、付属建物	エキスパンションジョイント構造図
図イ建-6	工場棟、放射線管理棟、付属建物	火災区域(1階)
図イ建-7	工場棟、放射線管理棟、付属建物	火災区域(2階)
図イ建-8	工場棟、放射線管理棟、付属建物	火災区域(3階)
図イ建-8-1(1/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1)
図イ建-8-1(2/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)
図イ建-8-1(3/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)
図イ建-8-1(4/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物	火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)
図イ建-8-2(1/8)	外部火災・爆発の影響評価	(1)
図イ建-8-2(2/8)	外部火災・爆発の影響評価	(2)
図イ建-8-2(3/8)	外部火災・爆発の影響評価	(3)
図イ建-8-2(4/8)	外部火災・爆発の影響評価	(4)
図イ建-8-2(5/8)	外部火災・爆発の影響評価	(5)
図イ建-8-2(6/8)	外部火災・爆発の影響評価	(6)
図イ建-8-2(7/8)	外部火災・爆発の影響評価	(7)
図イ建-8-2(8/8)	外部火災・爆発の影響評価	(8)
図イ建-9	工場棟、放射線管理棟、付属建物	鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(1階)
図イ建-10	工場棟、放射線管理棟、付属建物	鉄扉配置及び竜巻防護ライン(2階)
図イ建-11	工場棟、放射線管理棟、付属建物	鉄扉配置及び竜巻防護ライン(3階)
図イ建-11-1	工場棟、放射線管理棟、付属建物	竜巻防護ライン(屋根部)
図イ建-12	工場棟、放射線管理棟、付属建物	建具表
図イ建-13	工場棟、放射線管理棟、付属建物	鉄扉、シャッター補強及びガラリ固縛概要図

図イ建-14	工場棟 転換工場 建物 1 階平面図
図イ建-15	工場棟 転換工場 建物 2 階平面図
図イ建-16	工場棟 転換工場 建物 3 階平面図
図イ建-17	工場棟 転換工場 建物立面図
図イ建-18	工場棟 転換工場 建物断面図
図イ建-19	工場棟 転換工場 杭及び基礎伏図
図イ建-20	工場棟 転換工場 2 階伏図
図イ建-21	工場棟 転換工場 屋根トラス下弦面伏図
図イ建-22	工場棟 転換工場 3 階伏図
図イ建-23	工場棟 転換工場 屋根伏図
図イ建-24	工場棟 転換工場 排気塔屋根伏図
図イ建-25	工場棟 転換工場 L' 通り軸組図
図イ建-26	工場棟 転換工場 M 通り軸組図
図イ建-27	工場棟 転換工場 N 通り軸組図
図イ建-28	工場棟 転換工場 O 通り軸組図
図イ建-29	工場棟 転換工場 P 通り軸組図
図イ建-30	工場棟 転換工場 Q 通り軸組図
図イ建-31	工場棟 転換工場 R'、S'、L' 通り軸組図
図イ建-32	工場棟 転換工場 13 通り軸組図
図イ建-33	工場棟 転換工場 14 通り軸組図
図イ建-34	工場棟 転換工場 15 通り軸組図
図イ建-35	工場棟 転換工場 16 通り軸組図
図イ建-36	工場棟 転換工場 17 通り軸組図
図イ建-37	工場棟 転換工場 18 通り軸組図
図イ建-38	工場棟 転換工場 19、20 通り軸組図
図イ建-39	工場棟 転換工場 21、22 通り軸組図
図イ建-40	工場棟 転換工場 23、23' 通り軸組図
図イ建-41	工場棟 転換工場 24、26 通り軸組図
図イ建-42	工場棟 転換工場 24、26 通りサイディング補強下地材軸組図
図イ建-43	工場棟 転換工場 Q 通りサイディング補強下地材軸組図
図イ建-44	工場棟 転換工場 L' 通りサイディング補強下地材軸組図
図イ建-45	工場棟 転換工場 柱脚部重石補強詳細
図イ建-46	工場棟 転換工場 鋼板補強、外壁サイディング補強及び外壁更新概略図
図イ建-47	工場棟 転換工場 屋根面鉄骨補強及び折板補強概略図
図イ建-48	工場棟 転換工場 鉄骨ブレース補強及び柱梁仕口部補強概略図
図イ遮-1	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物 1 階平面)
図イ遮-2	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物 2 階平面)
図イ遮-3	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物 3 階平面)
図イ配-1(1/2)	工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図 (1 階)
図イ配-1(2/2)	工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図 (1 階)

ハ 成形施設

図ハ建-1	工場棟 成型工場 建物 1 階平面図
図ハ建-2	工場棟 成型工場 建物 2 階平面図
図ハ建-3	工場棟 成型工場 建物 3 階平面図
図ハ建-4	工場棟 成型工場 建物立面図
図ハ建-5	工場棟 成型工場 建物断面図
図ハ建-6	工場棟 成型工場 杭及び基礎伏図
図ハ建-7	工場棟 成型工場 2 階伏図
図ハ建-8	工場棟 成型工場 3 階伏図
図ハ建-9	工場棟 成型工場 屋根伏図
図ハ建-10	工場棟 成型工場 増設屋根伏図
図ハ建-11	工場棟 成型工場 14 通り軸組図
図ハ建-12	工場棟 成型工場 15 通り軸組図
図ハ建-13	工場棟 成型工場 18 通り軸組図
図ハ建-14	工場棟 成型工場 19 通り軸組図
図ハ建-15	工場棟 成型工場 22 通り軸組図
図ハ建-16	工場棟 成型工場 26 通り軸組図
図ハ建-17	工場棟 成型工場 E 通り軸組図
図ハ建-18	工場棟 成型工場 F 通り軸組図
図ハ建-19	工場棟 成型工場 H 通り軸組図
図ハ建-20	工場棟 成型工場 壁増打ち補強リスト
図ハ建-21	工場棟 成型工場 壁新設補強リスト
図ハ建-22	工場棟 成型工場 屋根面鉄骨補強概略図
図ハ建-23	工場棟 成型工場 梁側面増打ち補強及び鉄骨ブレース新設、折板追設補強概略図
図ハ遮-1	工場棟 成型工場 遮蔽関係図 (建物 1 階平面)
図ハ遮-2	工場棟 成型工場 遮蔽関係図 (建物 2 階平面)
図ハ遮-3	工場棟 成型工場 遮蔽関係図 (建物 3 階平面)
図ハ配-1	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図 (1 階)
図ハ配-2	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図 (2 階)
図ハ配-3	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図 (3 階)

ホ 組立施設

図ホ建-1	工場棟 組立工場 建物平面図
図ホ建-2	工場棟 組立工場 建物立面図
図ホ建-3	工場棟 組立工場 建物断面図 (X-X、Y-Y、Z-Z 断面)
図ホ建-4	工場棟 組立工場 杭及び基礎伏図
図ホ建-5	工場棟 組立工場 中間梁伏図 (FL+6.5m 付近)
図ホ建-6	工場棟 組立工場 前室屋根梁伏図
図ホ建-7	工場棟 組立工場 屋根梁伏図

図ホ建-8	工場棟 組立工場 F通り軸組図
図ホ建-9	工場棟 組立工場 L通り軸組図
図ホ建-10	工場棟 組立工場 4、9通り軸組図
図ホ建-11	工場棟 組立工場 14a通り軸組図
図ホ建-12	工場棟 組立工場 補強詳細図
図ホ建-13	工場棟 組立工場 前室L、K通り軸組図
図ホ建-14	工場棟 組立工場 独立遮蔽壁
図ホ建-15	工場棟 組立工場 屋根面鉄骨補強及び折板張替え補強概略図
図ホ建-16	工場棟 組立工場 14a通り、14通り、15通り、断面概略図
図ホ遮-1	工場棟 組立工場 遮蔽関係図（建物平面）

へ 核燃料物質の貯蔵施設

図へ建-1	付属建物 第2核燃料倉庫 建物平面図
図へ建-2	付属建物 第2核燃料倉庫 建物立面図
図へ建-3	付属建物 第2核燃料倉庫 建物断面図
図へ建-4	付属建物 第2核燃料倉庫 杭及び基礎伏図
図へ建-5	付属建物 第2核燃料倉庫 屋根伏図
図へ建-6	付属建物 容器管理棟 建物平面図
図へ建-7	付属建物 容器管理棟 建物立面図
図へ建-8	付属建物 容器管理棟 建物断面図
図へ建-9	付属建物 容器管理棟 杭、基礎伏図
図へ建-10	付属建物 容器管理棟 柱、壁伏図
図へ建-11	付属建物 容器管理棟 クレーン梁伏図
図へ建-12	付属建物 容器管理棟 梁伏図
図へ建-13	付属建物 容器管理棟 補強詳細図
図へ遮-1	付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図（建物平面）
図へ遮-2	付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図（建物断面）
図へ遮-3	付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図（建物平面）
図へ遮-4	付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図（建物断面）

ト 放射性廃棄物の廃棄施設

図ト建-1	放射線管理棟 建物平面図（前室含む）
図ト建-2	放射線管理棟 建物立面図
図ト建-3	放射線管理棟 建物断面図
図ト建-4	放射線管理棟 杭及び基礎伏図
図ト建-5	放射線管理棟 基礎及び壁伏図
図ト建-6	放射線管理棟 屋根梁伏図
図ト建-7	付属建物 放射線管理棟前室 建物平面図
図ト建-8	付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図
図ト建-9	付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図

図ト建-10	付属建物 放射線管理棟前室 1階及び屋根伏図
図ト建-11	放射線管理棟 C'、D' 通り軸組図
図ト建-12	放射線管理棟 E 通り軸組図
図ト建-13	放射線管理棟 15 通り軸組図
図ト建-14	放射線管理棟 25' 通り(本体部)軸組図
図ト建-15	放射線管理棟 B'、B'' 通り軸組図
図ト建-16	放射線管理棟 25' 通り(増築部)軸組図
図ト建-17	付属建物 放射線管理棟前室 X1、X2 通り軸組図
図ト建-18	付属建物 放射線管理棟前室 Y1、Y2 通り軸組図
図ト建-19	放射線管理棟 壁増打ち補強リスト
図ト建-20	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 補強詳細図
図ト建-21	放射線管理棟 B'、C'、25' 通り壁新設補強詳細図
図ト建-22	付属建物 除染室・分析室 建物平面図
図ト建-23	付属建物 除染室・分析室 建物立面図
図ト建-24	付属建物 除染室・分析室 建物断面図
図ト建-25	付属建物 除染室・分析室 杭及び基礎伏図
図ト建-26	付属建物 除染室・分析室 梁伏図(1FL+4100 付近)
図ト建-27	付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図
図ト建-28	付属建物 除染室・分析室 Q'、R 通り軸組図
図ト建-29	付属建物 除染室・分析室 S、T 通り軸組図
図ト建-30	付属建物 除染室・分析室 20、23' 通り軸組図
図ト建-31	付属建物 除染室・分析室 26 通り軸組図
図ト建-32	付属建物 除染室・分析室 T'、26' 通り軸組図
図ト建-33	付属建物 除染室・分析室 26' 通り補強詳細図
図ト建-34	付属建物 除染室・分析室 折板追設補強概略図
図ト遮-1	放射線管理棟(前室含む)遮蔽関係図(建物平面)
図ト遮-2	付属建物 除染室・分析室 遮蔽関係図(建物平面)
図ト配-1(1/2)	液体廃棄物の廃棄設備 撤去範囲図
図ト配-1(2/2)	液体廃棄物の廃棄設備 配置図(改造後)
図ト配-2	廃液処理設備(2) 機器配置図
図ト配-3	廃液処理設備(5) 機器配置図
図ト配-4	廃液処理設備(6) 機器配置図
図ト配-5	放射線管理棟 設備・機器準備工事範囲図
図ト配-6	放射線管理棟 建屋改造工事範囲図
図ト配-7	工場棟 転換工場、付属建物 除染室・分析室 設備・機器準備工事範囲図
図ト配-8	工場棟 成型工場 気体廃棄設備 洗濯室乾燥機排気系統 工事範囲図
図ト系-1	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 系統図
図ト系-2	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6)) 系統図
図ト系-3	気体廃棄設備(1) 工事対象系統図
図ト系-4	気体廃棄設備(2) 工事対象系統図

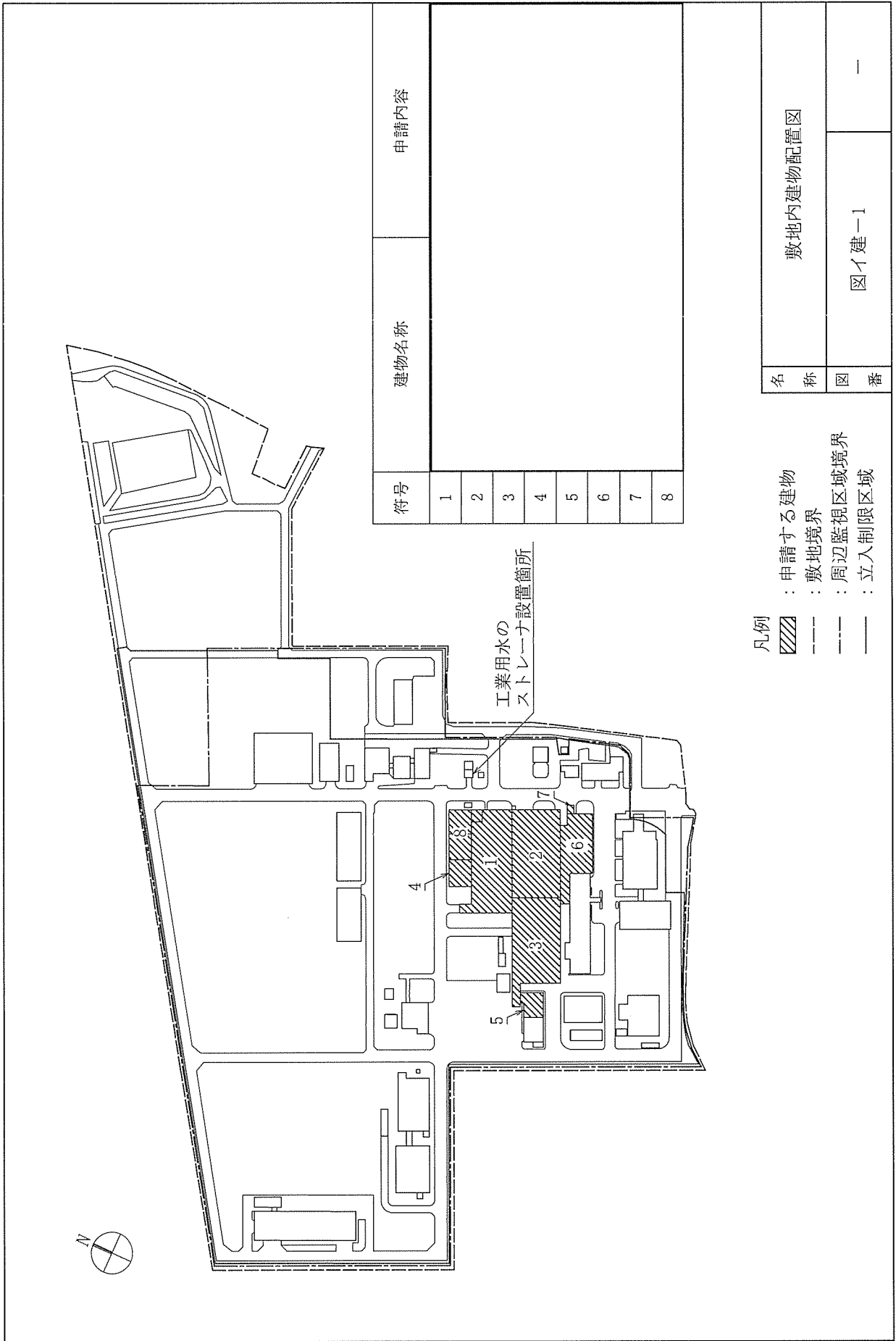
図ト設-1	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	凝集沈殿槽 (1) (2) (3)
図ト設-2	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	遠心分離機
図ト設-3(1/3)	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	ろ液受槽 (1)
図ト設-3(2/3)	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	ろ液受槽 (2)
図ト設-3(3/3)	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	ろ液受槽 (3)
図ト設-4(1/2)	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	ろ過機 (1)
図ト設-4(2/2)	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	ろ過機 (2)
図ト設-5	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	チェックタンク (1) (2) (3)
図ト設-6	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	イオン交換装置
図ト設-7	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	乾燥機
図ト設-8	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(6))	チェックタンク (1) (2) (3)
図ト設-9	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(6))	堰 (チェックタンク)

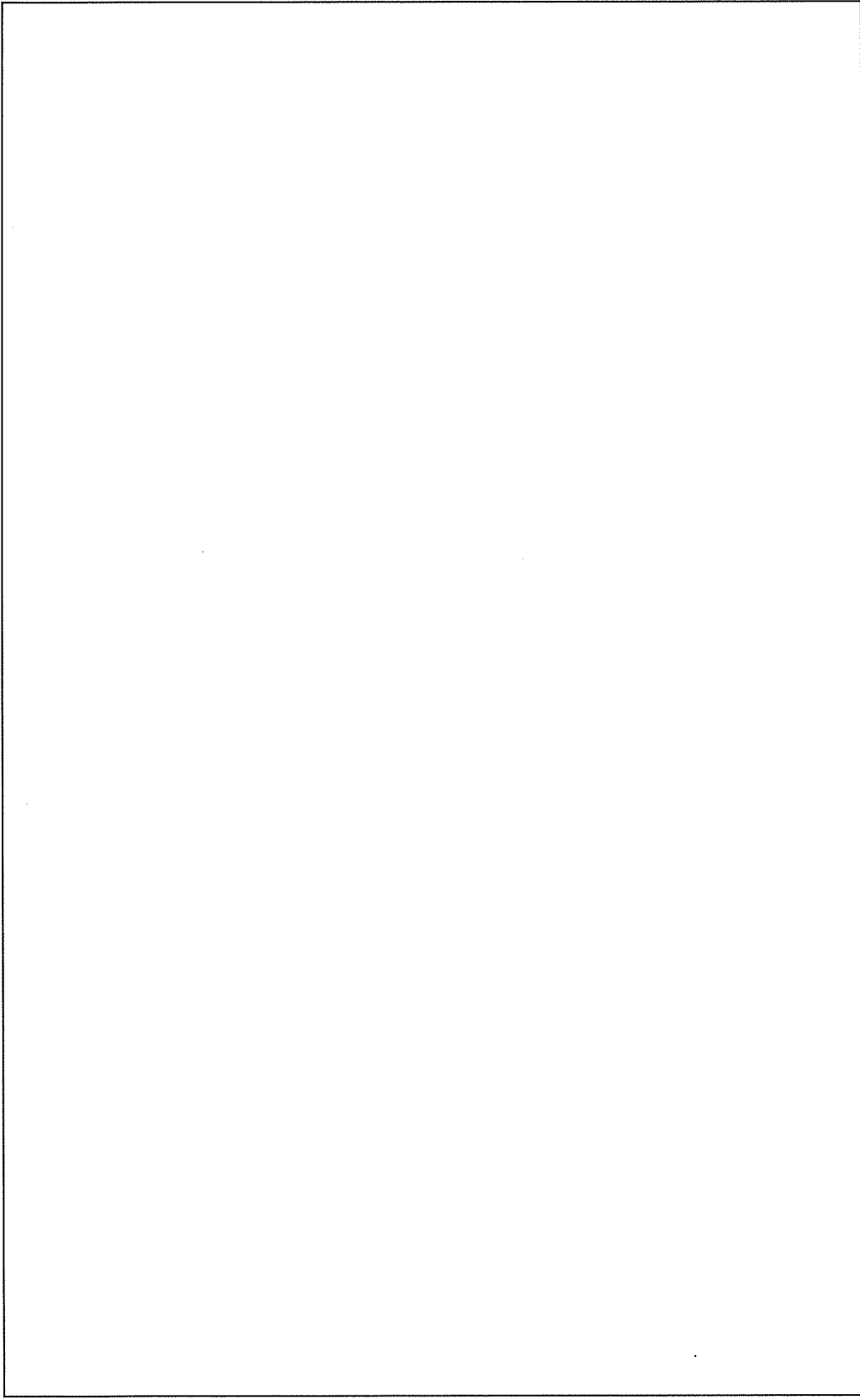
リ その他の加工施設

図リ建-1	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/3)
図リ建-2	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(2/3)
図リ建-3	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(3/3)
図リ建-4	工場棟 成型工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/3)
図リ建-5	工場棟 成型工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(2/3)
図リ建-6	工場棟 成型工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(3/3)
図リ建-7	工場棟 組立工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-8	付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-9	付属建物 容器管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-10	放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-11	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-12	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(1/3)
図リ建-13	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(2/3)
図リ建-14	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(3/3)
図リ建-15	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(1/3)
図リ建-16	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(2/3)
図リ建-17	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(3/3)
図リ建-18	工場棟 組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)

図リ建-19	付属建物 第2核燃料倉庫 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建-20	付属建物 容器管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建-21	放射線管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建-22	付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建-23	工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/3)
図リ建-24	工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/3)
図リ建-25	工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(3/3)
図リ建-26	工場棟 成型工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/3)
図リ建-27	工場棟 成型工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/3)
図リ建-28	工場棟 成型工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(3/3)
図リ建-29	工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/2)
図リ建-30	工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/2)
図リ建-31	付属建物 第2核燃料倉庫 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図リ建-32	付属建物 容器管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図リ建-33	放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図リ建-34	付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図リ建-35	消火設備 屋外消火栓配置図
図リ建-35-1	消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート
図リ建-35-2	消火設備 防火水槽配置図
図リ建-36	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(1/3)
図リ建-37	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(2/3)
図リ建-38	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(3/3)
図リ建-39	工場棟 成型工場 消火設備 消火器(1/3)
図リ建-40	工場棟 成型工場 消火設備 消火器(2/3)

図リ建-41	工場棟 成型工場 消火設備 消火器(3/3)
図リ建-42	工場棟 組立工場 消火設備 消火器
図リ建-43	付属建物 第2核燃料倉庫 消火設備 消火器
図リ建-44	付属建物 容器管理棟 消火設備 消火器
図リ建-45	放射線管理棟 消火設備 消火器
図リ建-46	付属建物 除染室・分析室 消火設備 消火器
図リ建-47	緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3)
図リ建-48	緊急対策設備(3) 溢水防護区画(2/3)
図リ建-49	緊急対策設備(3) 溢水防護区画(3/3)
図リ建-50	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(1/3)
図リ建-51	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(2/3)
図リ建-52	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(3/3)
図リ建-53	工場棟 成型工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(1/3)
図リ建-54	工場棟 成型工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(2/3)
図リ建-55	工場棟 成型工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(3/3)
図リ建-56	付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)
図リ建-57	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)
図リ建-58	放射線管理棟 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)
図リ建-59	緊急対策設備(3) 堰(一部脱着式)脱着部詳細図
図リ配-1	付属建物 第2核燃料倉庫 設備・機器準備工事範囲図
図リ配-2	付属建物 容器管理棟 設備・機器準備工事範囲図
臨界面	
図臨-1	臨界管理上の領域区分





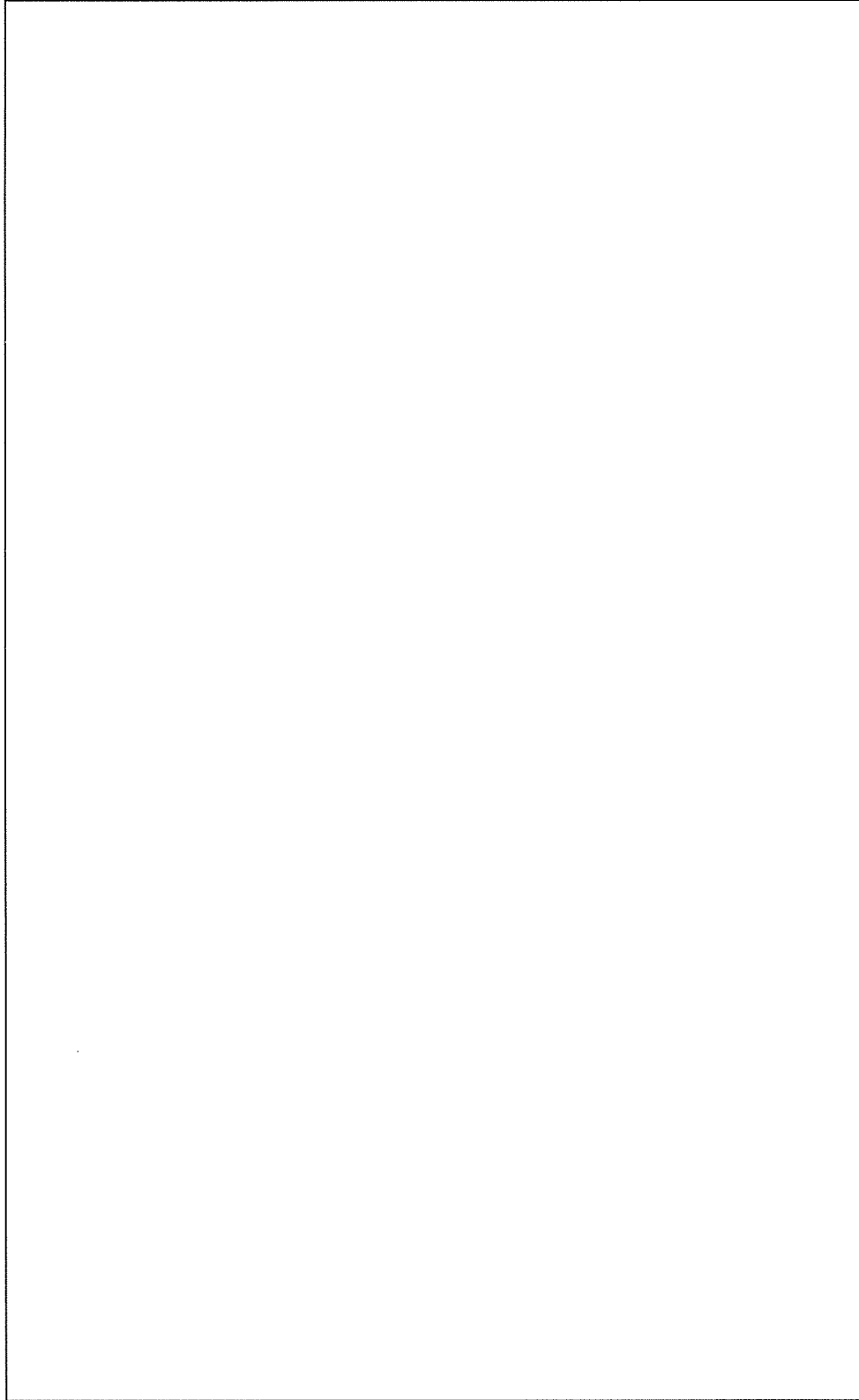
凡例



別建物

- 注1) 図中の番号は工事番号を示す
- 注2) 耐震のための工事を赤字赤囲いで示す
- 注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲いで示す
- 注4) 火災対策のための工事を黒字黒囲いで示す
- 注5) 耐震のための工事で、竜巻対策にも効果があるものを赤字青囲いで示す
- 注6) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物	
図番	図イ建-1-1 (1/4)	—



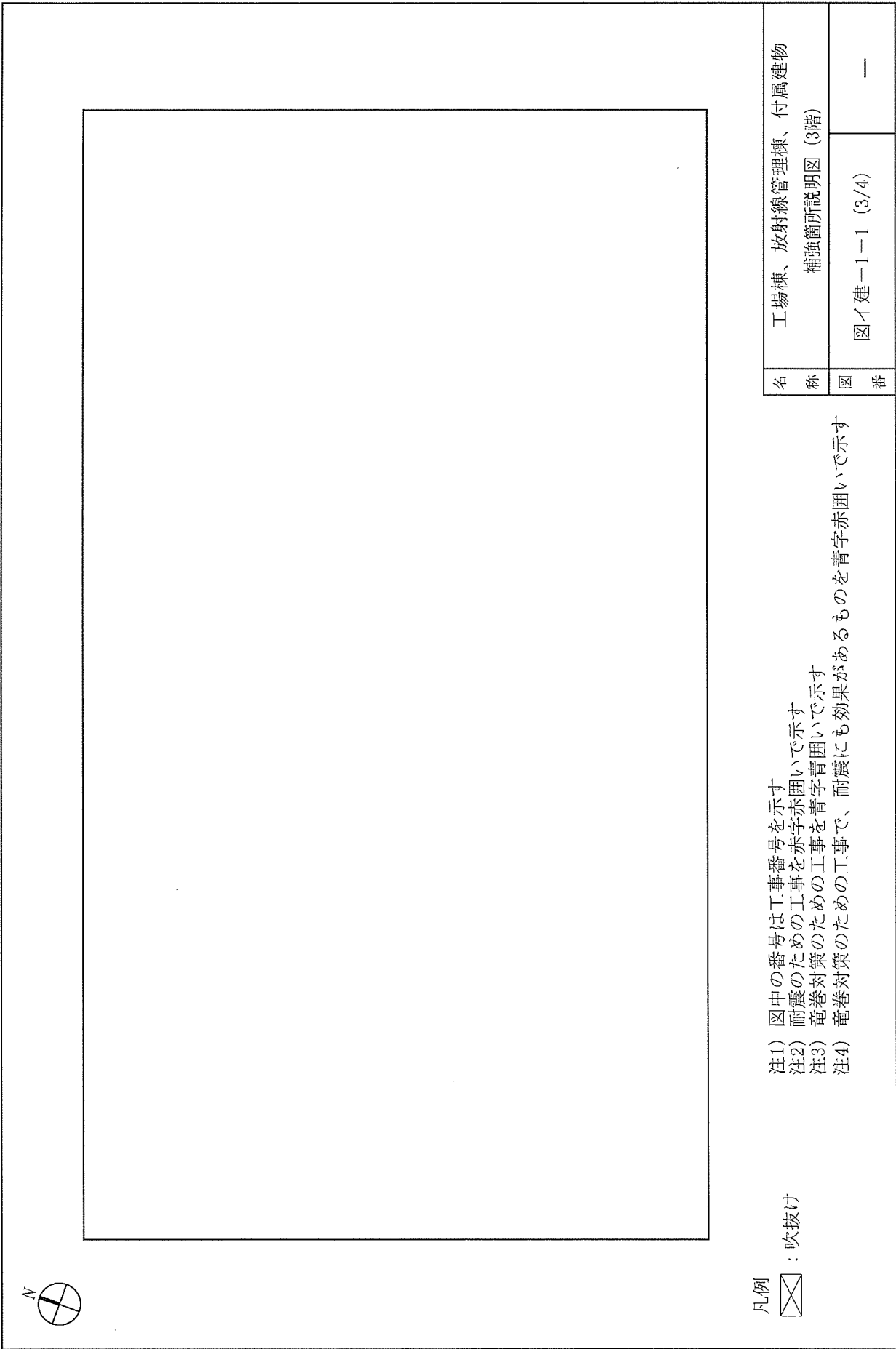
凡例




：吹抜け
：別建物

- 注1) 図中の番号は工事番号を示す
- 注2) 耐震のための工事を赤字赤囲いで示す
- 注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲いで示す
- 注4) 火災対策のための工事を黒字黒囲いで示す
- 注5) 耐震のための工事で、竜巻対策にも効果があるものを赤字青囲いで示す
- 注6) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

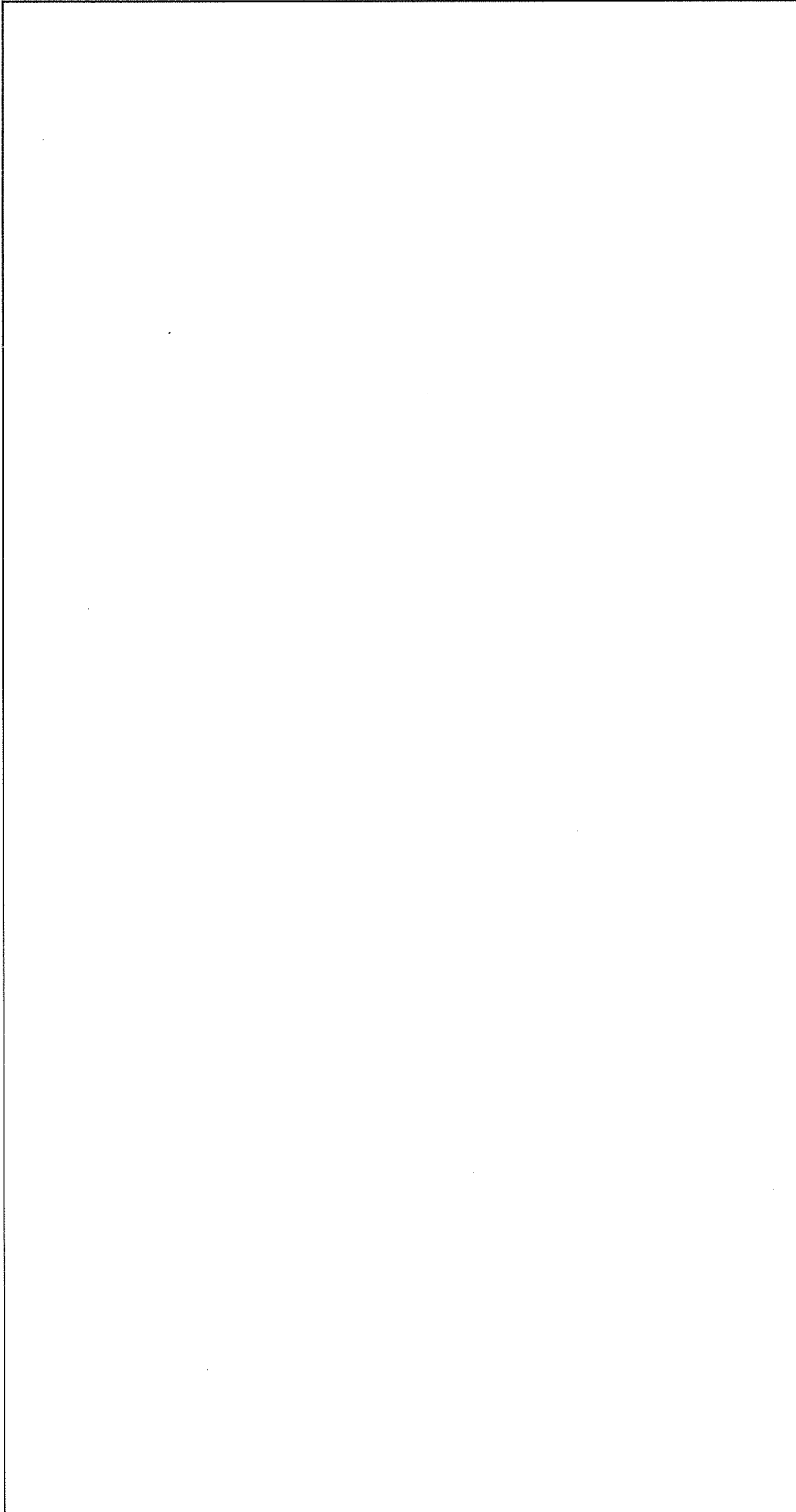
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (2階)	
図番	図イ建-1-1 (2/4)	---



凡例  : 吹抜け

- 注1) 図中の番号は工事番号を示す
- 注2) 耐震のための工事を赤字赤囲いで示す
- 注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲いで示す
- 注4) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (3階)	
図番	図イ建一-1 (3/4)	—



注1) 図中の番号は工事番号を示す
 注2) 耐震のための工事を赤字青囲いで示す
 注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲いで示す
 注4) 耐震のための工事で、竜巻対策にも効果があるものを赤字青囲いで示す
 注5) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (R階)	
図番	図イ建-1-1 (4/4)	—

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価			
			耐震	耐電圧	火災	航空機落下火災
工場棟 棟 転換 工場	1-a. 柱脚部重石補強	本体の柱脚基礎部を叩きこえるため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増打ちにより重石補強をする	◎	—	—	—
	1-b. 鉄骨ブレース新設	本体の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレースを新設する	◎	—	—	—
	1-c. 鉄骨ブレース交換補強	本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する	◎	—	—	—
	1-d. 屋根面鉄骨補強	本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追加する	◎	—	—	—
	1-e. 柱梁仕口部補強	本体及び前室の柱と梁、又は柱とブレースの仕口部(接合部)に鋼板などを追設補強する	◎	—	—	—
	1-f. 柱脚部溶接補強	本体及び前室の柱脚部のアンカーボルトの底金とベースプレートとを溶接する	◎	—	—	—
	1-g. 耐火壁追設	内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工務機転換工場と工場棟成型工場の境界に耐火壁及び鉄筋を追設する	—	—	◎ (内部)	—
	1-h. エキスパンションジョイント改造	工場棟成型工場及び工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	○	○ (外部)	—
	1-i. 外壁サイディング補強	外壁の損傷及び脱落を防止するために東面、南面及び北面の外壁にサイディングで補強する	◎	◎	○ (外部)	—
	1-j. 鉄扉及びシャッター補強	鉄扉及びシャッターの損傷防止のために本体及び前室の既存鉄扉及び既存シャッターを鋼材及びビニール補強バーにより補強する	—	◎	○ (内部)	—
	1-k. 鉄扉及びシャッター交換	鉄扉及びシャッターの損傷防止のために本体及び前室の鉄扉及び前室のシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する	—	◎	○ (内部)	—
	1-l. 鋼板補強	原料倉庫の西側外壁が損傷しても室内への影響を防止するために既存外壁の内側に鋼板を追設し補強する	◎	◎	—	—
	1-m. 鋼板新設	内部火災による延焼防止を目的に転換加工室と2階通路の境界に鋼板を新設する	—	—	◎ (内部)	—
	1-n. 外壁更新	前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する	—	◎	○ (内部)	—
	1-o. 折板追設補強	本体及び前室の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する	◎	◎	○ (内部)	—
1-p. 折板張替え補強	排気塔の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える	—	◎	○ (内部)	—	
1-q. 天井撤去	転換加工室及び原料倉庫の天井を撤去する	—	—	—	—	

凡例

◎ : 工事の主目的

○ : 影響評価をしている項目

(注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名称 工場棟、放射線管理棟、付属建築物の補強工事と各影響評価との関係 (1)

図番 図イ建-1-2 (1/4)

—

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価			
			耐震	耐火	耐電	耐風
工場棟 成型工場	2-a. 壁新設補強	本体に鉄筋コンクリート製の壁を新設する	◎	—	—	—
	2-b. 壁増打ち補強	本体の既存の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	◎	—	—	—
	2-c. 梁側面増打ち補強	本体及び非気密の既存の梁側面に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	◎	—	—	—
	2-d. スラブ増打ち補強	本体の既存の床スラブ下に鉄筋コンクリート製のスラブを増打ちする	◎	—	—	—
	2-e. 鉄骨ブレース新設	本体及び非気密の柱と梁の接合部に鉄骨ブレースを新設する	◎	—	—	—
	2-f. 屋根面鉄骨補強	本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追加する	◎	—	—	—
	2-g. 耐火壁追設	内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場ベレット加工室と2階通路の境界に耐火壁を追設する	—	◎ (内部)	—	—
	2-h. エキスパンションジョイント改造	工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	—	○	—
	2-i. 鉄扉補強	鉄扉の損傷防止のために本体の既存鉄扉を鋼材により補強する	—	◎ (内部)	—	—
	2-j. 鉄扉交換	鉄扉の損傷防止のために本体の鉄扉を新たな鉄扉に交換する	—	◎ (内部)	—	—
	2-k. シヤック改造	内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場と工場棟組立工場の境界のシヤックを改造する	—	◎ (内部)	○	—
工場棟 組立工場	2-l. 折板追設補強	本体の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追加する	◎	◎ (内部)	—	—
	3-a. 壁新設補強	組立工場と成型工場の境界壁に新たに柱を設置し、鉄筋コンクリート製の壁及び鉄扉、シヤックを新設する	◎	◎ (内部)	○	—
	3-b. 壁増打ち補強	本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	◎	—	◎	—
	3-c. バットレス新設補強	本体の外壁の柱に鉄筋コンクリートを増打ちしバットレスを新設する	◎	—	—	—
	3-d. スラブ新設補強	本体の外壁面に鉄筋コンクリート製のスラブを新設する	◎	—	—	—
	3-e. 屋根面鉄骨補強	本体及び前室の屋根部の鉄骨トラスに新たな鉄骨を追加する	◎	—	—	—
	3-f. 鉄扉及びシヤック補強	鉄扉及びシヤックの損傷防止のために本体及び前室の既存鉄扉及び既存シヤックを鋼材及びシヤック補強ペーにより補強する	—	◎ (内部)	—	—
	3-g. 外壁更新	前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに変更する	—	◎ (内外部)	—	—
	3-h. 折板張替え補強	本体及び前室の鉄扉の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える	◎	◎ (内部)	—	—
	3-i. 独立遮蔽壁固結補強	工場内の独立遮蔽壁が燃料集合体周囲に傾くことを防止するために固結補強する	—	◎	—	—

凡例

- ◎ : 工事の主目的
- : 影響評価をしている項目

(注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係 (2)
図番	図イ建-1-2 (2/4)

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価					
			耐震	耐竜巻	火災	地震・高層下火災	遮蔽	眺望
第2燃料倉庫	4-a. エキスパンションジョイント改造	工場棟換気工場及び除染室・分折室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	○	—	○	—	—
	4-b. 鉄扉交換	鉄扉の損傷防止のために前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する	—	◎	○(内部)	—	—	—
容器管理棟	5-a. エキスパンションジョイント改造	工場棟組立工場前室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	○	—	—	—	—
	5-b. 鉄扉及びシヤッタ補強	鉄扉及びシヤッタの損傷防止のために保管室及び前室の既存鉄扉及び既存シヤッタを鋼材及びシヤッタ補強バーにより補強する	—	◎	○(内部)	—	—	—
	5-c. 外壁更新	前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する	—	◎	○(内部)	—	—	—
放射線管理棟	6-a. 壁新設補強	本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する	◎	◎	○(内外部)	—	—	—
	6-b. 壁増打ち補強	本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	◎	—	○(内部)	—	—	—
	6-c. 鉄骨ブレース新設	廃棄物一時貯蔵所の鉄筋面に鉄骨ブレースを新設する	◎	—	—	—	—	—
放射線管理棟	6-d. 屋根面ブレース追設	廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレースを追設する	◎	—	—	—	—	—
	6-e. 方杖追設補強	廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する	◎	—	—	—	—	—
	6-f. エキスパンションジョイント改造	管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	○	—	—	—	—
前室	6-g. 外壁更新	外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、排水処理室はシヤッタ開口部をALC壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉設置で、鋼板で閉止する	◎	◎	○(内外部)	—	—	—
	6-h. 鉄扉補強	鉄扉の損傷防止のために本体の既存鉄扉を鋼材により補強する	—	◎	○(内部)	—	—	—
	6-i. 鉄扉交換	鉄扉の損傷防止のために本体及び増築部の鉄扉を新たな鉄扉に交換する	—	◎	○(内部)	—	—	—
	7-a. 放射線管理棟前室新設	放射線管理棟の廃棄物一時貯蔵所前室を新設する	—	—	○(内外部)	—	—	—

凡例

◎ : 工事の主目的

○ : 影響評価をしている項目

(注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名称 工場棟、放射線管理棟、付属建物
 建築物の補強工事と各影響評価との関係 (3)

図番 図イ建-1-2 (3/4)

—

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価					
			耐震	耐落巻	火災	航空機落下物体	遮蔽	臨界
除染室・分析室	8-a. 柱間補強	本体の柱脚部を鉄筋コンクリートで根巻き補強する	◎	—	—	—	—	—
	8-b. 鉄骨ブレース交換補強	本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する	◎	—	—	—	—	—
	8-c. 屋根面鉄骨補強	本体の屋根構造部に新たな鉄骨を追設する	◎	○	—	—	—	—
	8-d. 間仕切り壁更新	作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する	—	—	◎ (内部)	—	—	—
	8-e. エキスパンションジョイント改造	工場棟転換工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する	◎	○	—	○	—	—
	8-f. 外壁サイディング補強	外壁の損傷防止のために東面及び北面の外壁にサイディングで補強し、サイディング下地鉄骨を支持する杭基礎を新設する	○	◎	○ (外部)	○	—	—
	8-g. 鉄扉及びシヤッタ補強	鉄扉及びシヤッタの損傷防止のために本体の既存鉄扉及び交換したシヤッタを鋼材及びシヤッタ補強バーにより補強する	—	◎	○ (内部)	—	—	—
	8-h. 鉄扉及びシヤッタ交換	鉄扉及びシヤッタの損傷防止のために本体の鉄扉及びシヤッタを新たな鉄扉及びシヤッタに交換する	—	◎	○ (内部)	—	—	—
	8-i. 折板追設補強	本体の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する	○	◎	○ (内部)	—	—	—

凡例






◎ : 工事の主目的

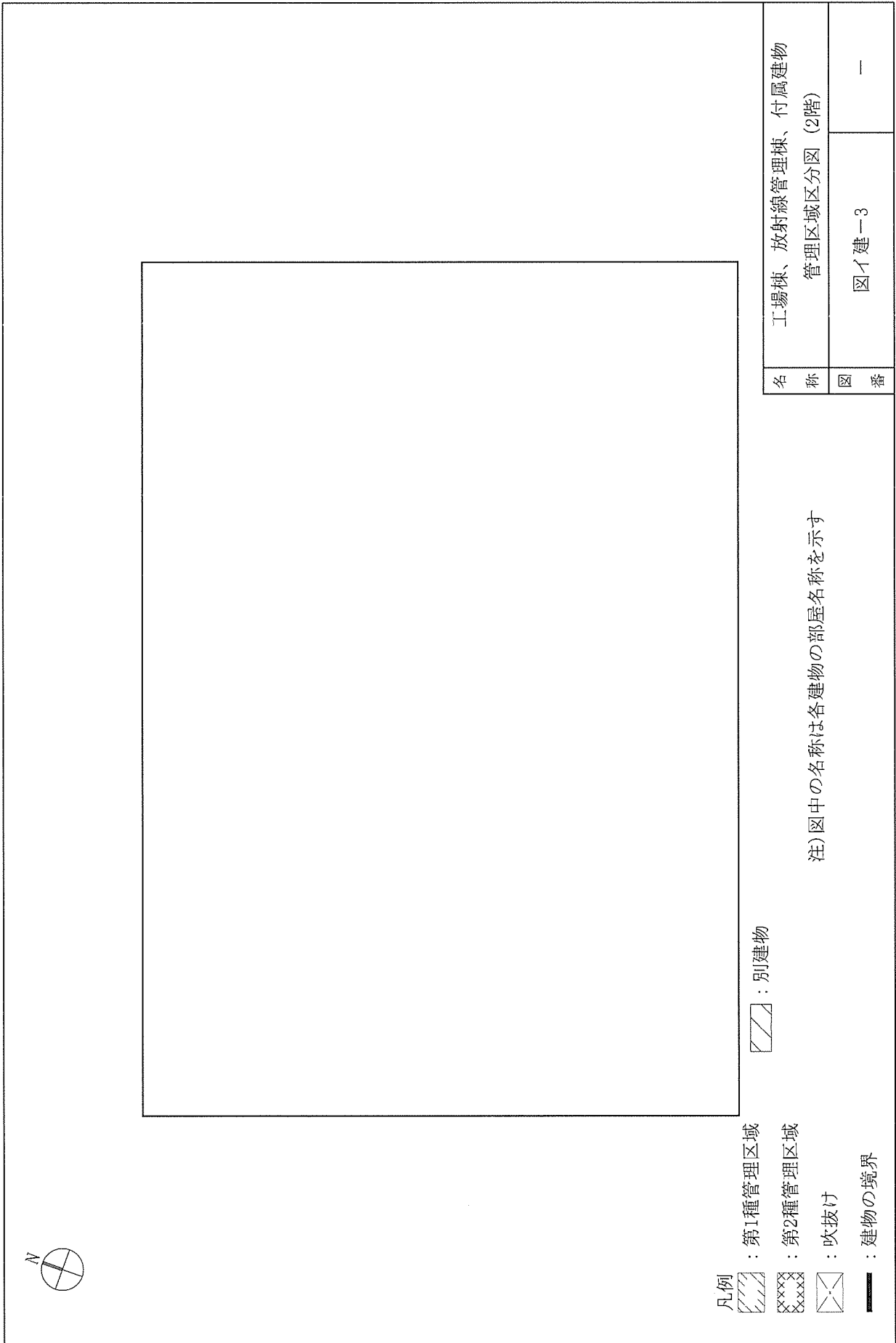
○ : 影響評価をしている項目

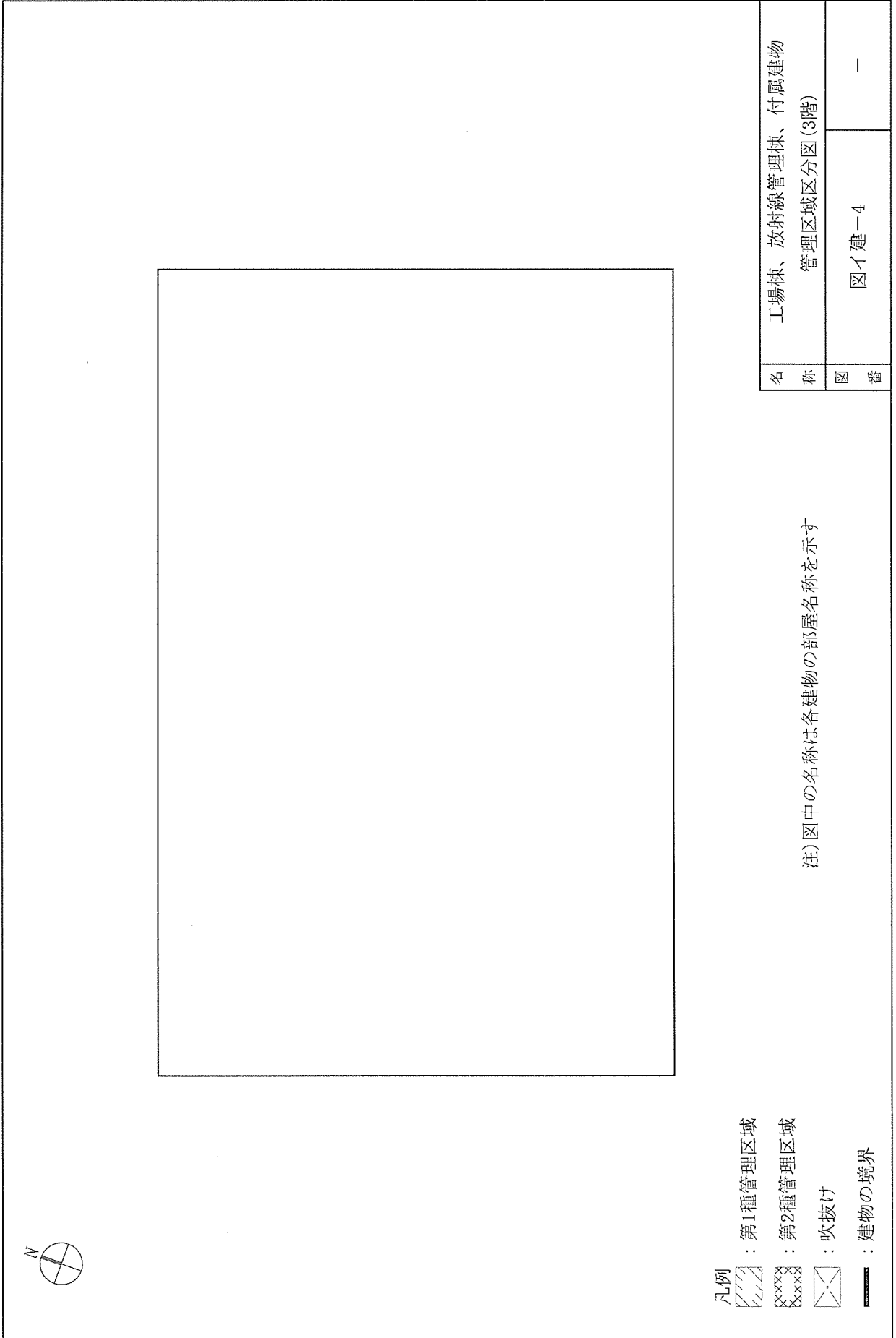
(注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

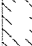
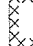


名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係 (4)
図番	図イ建-1-2 (4/4)
	—

	注) 図中の名称は各建物の部屋名称を示す
	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)
	図イ建-2
	番
	一

- 凡例
-  : 第1種管理区域
 -  : 第2種管理区域
 -  : 建物の境界
 -  : 出入管理装置設置位置
 -  : 別建物





- 凡例
-  : 第1種管理区域
 -  : 第2種管理区域
 -  : 吹抜け
 -  : 建物の境界

注) 図中の名称は各建物の部屋名称を示す

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(3階)	
図番	図イ建一4	—

	単位：mm	
		工場棟、放射線管理棟、付属建物
	名称	エキスパンションジョイント設置位置図(1階)
	図番	図イ建-5(1/3)

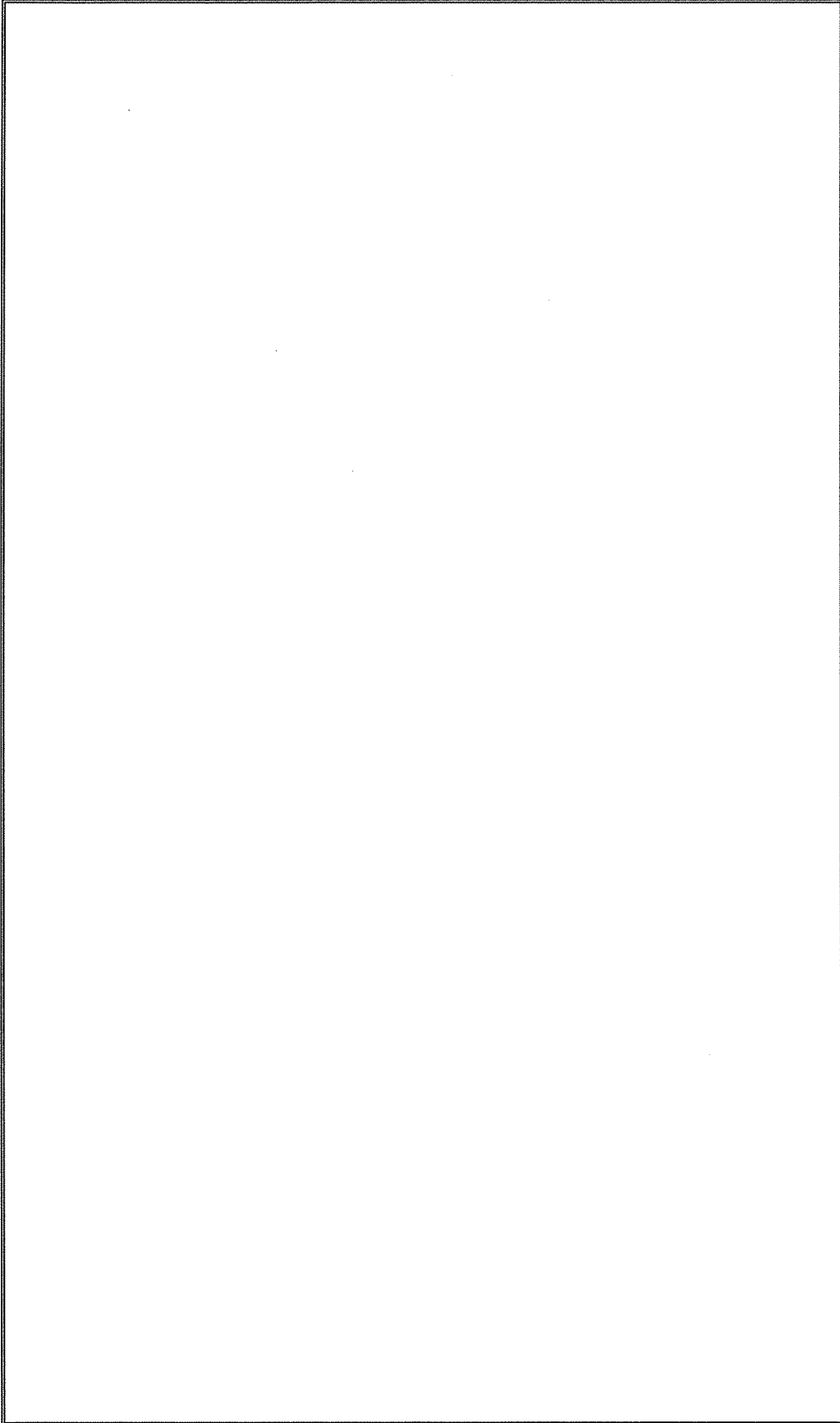
凡例

----- : エキスパンションジョイント

: 別建物


注1) エキスパンションジョイントの耐震・竜巻評価は、添付説明書一建2付録2参照


注2) 太線 は各建物の壁を示す



凡例

----- : エキスパンションジョイント

 : 別建物

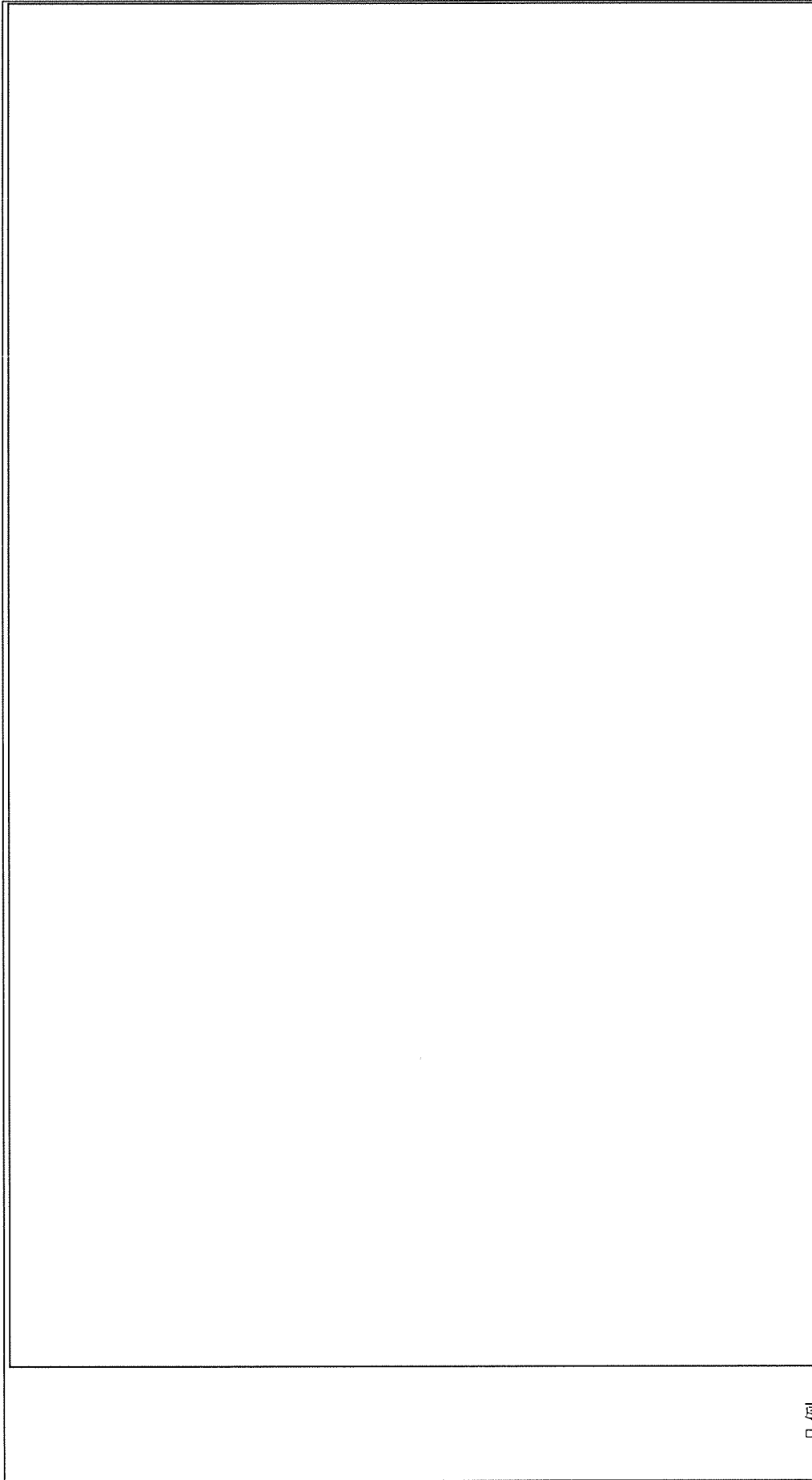
 : 吹抜け

注1) エキスパンションジョイントの耐震・竜巻評価は、添付説明書一建2付録2参照

注2) 太線  は各建物の壁を示す

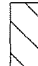
単位 : mm

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物	
図番	図イ建-5 (2/3)	—



凡例

----- : エキスパンションジョイント

 : 別建物

 : 吹抜け

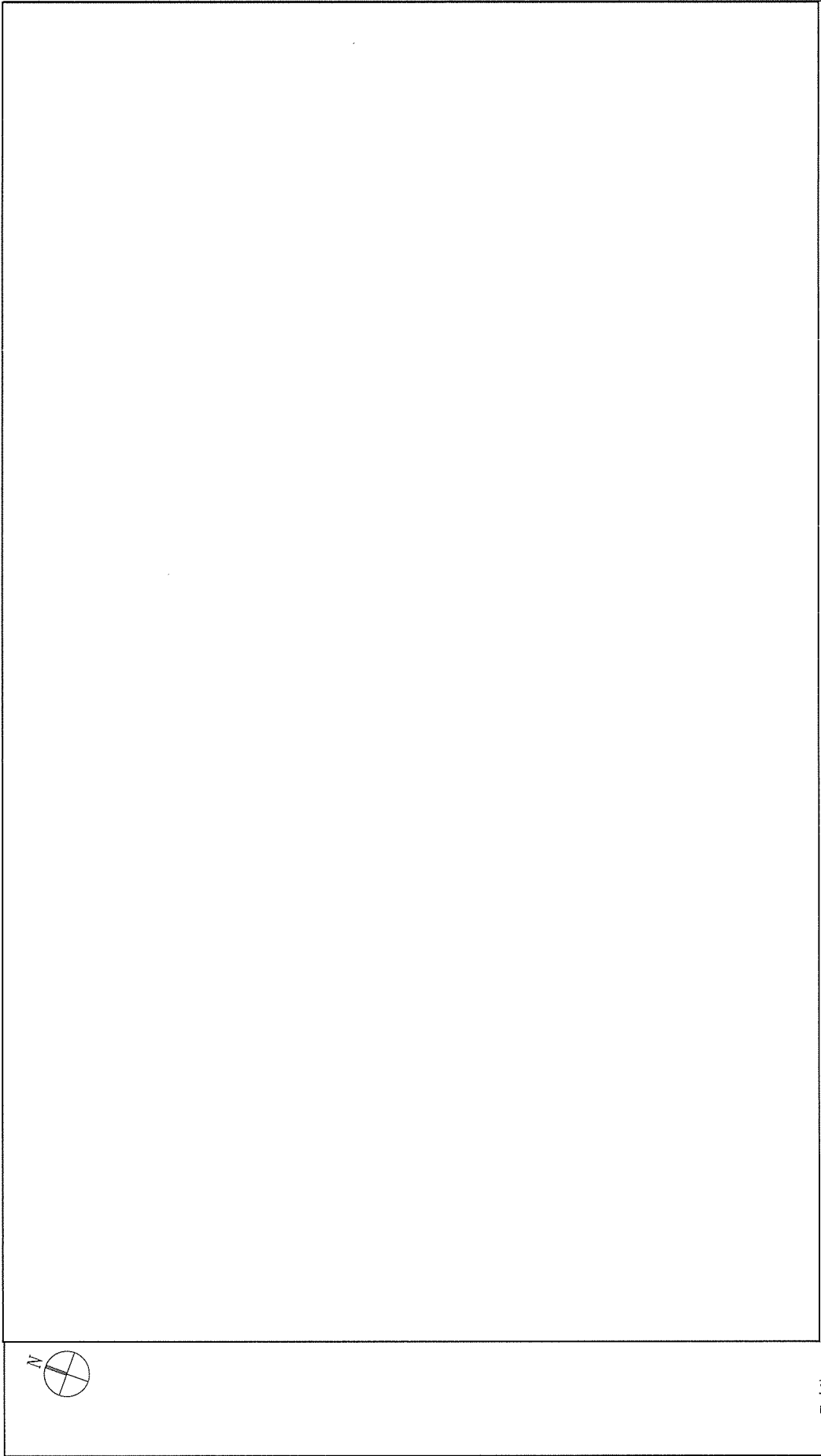
注1) エキスパンションジョイントの耐震・竜巻評価は、添付説明書一建2付録2参照



注2) 太線   は各建物の壁を示す

単位：mm

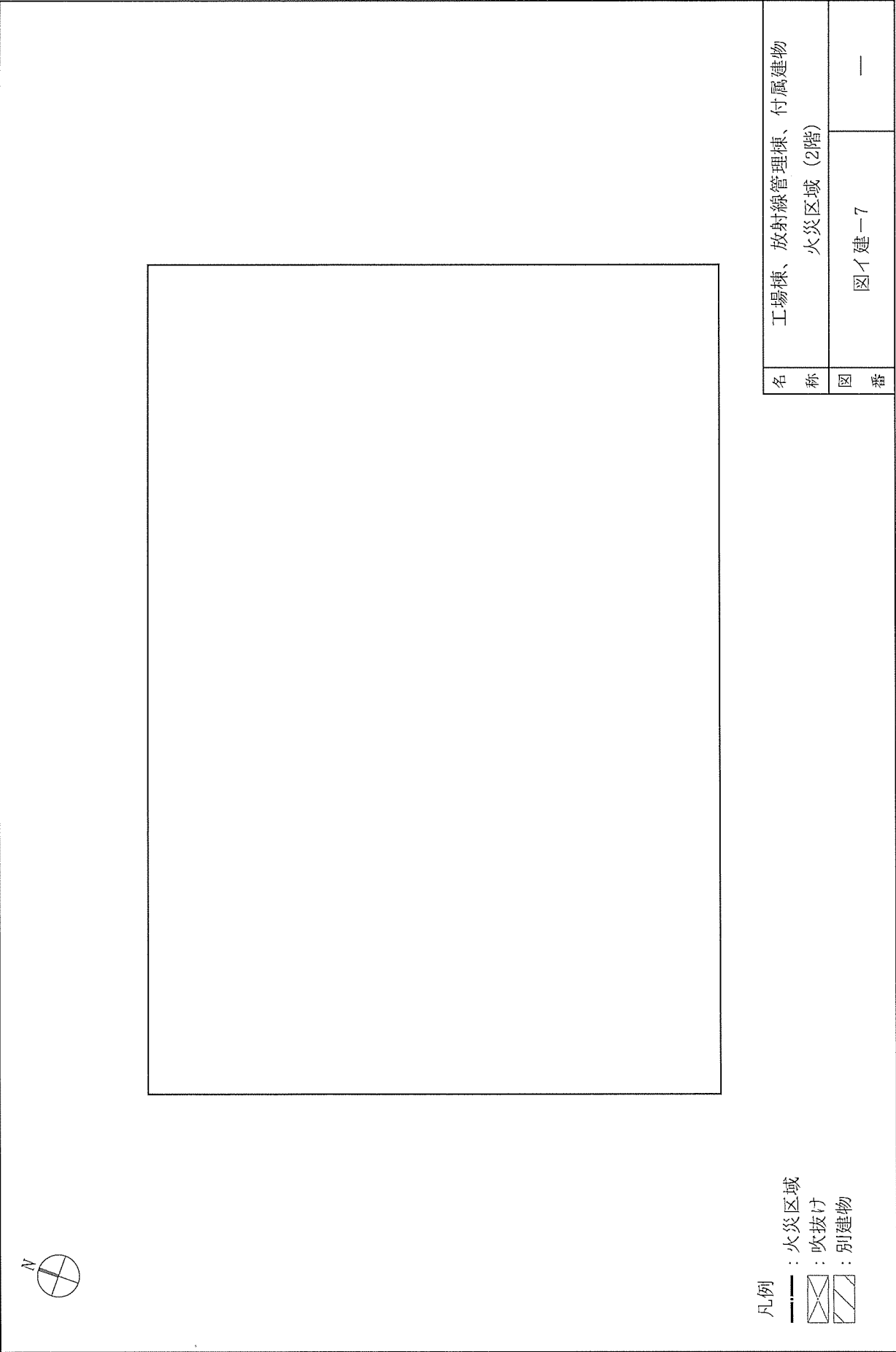
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物	
図番	エキスパンションジョイント設置位置図(3階)	図イ建一5(3/3)
		—

		工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント構造図	名称	図番
			図イ建-5-1	-



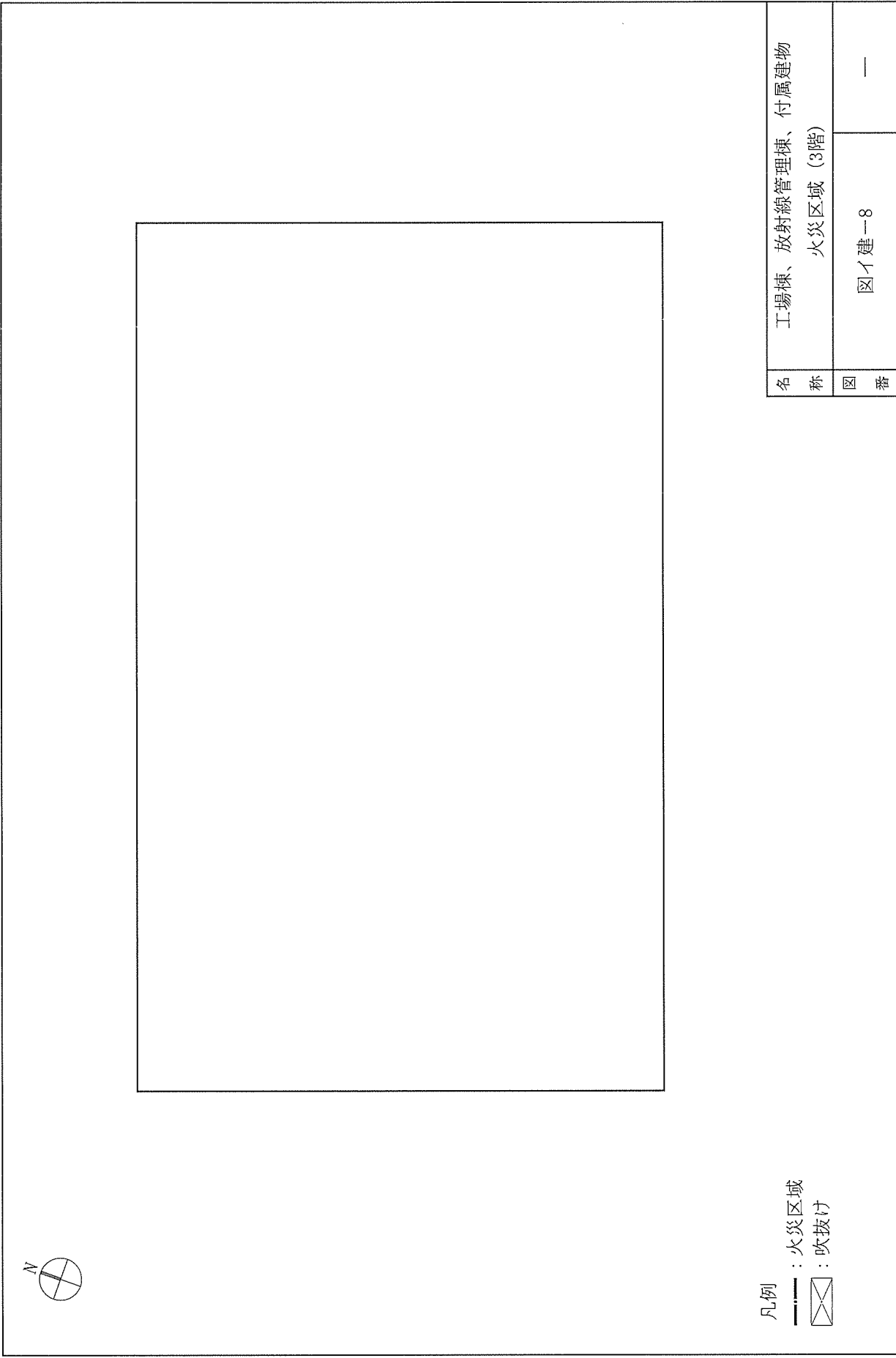
凡例
 : 火災区域
 : 別建物

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1階)	
図番	図イ建一6	—



凡例
 — : 火災区域
 ⊗ : 吹抜け
 ▨ : 別建物

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (2階)	
図番	図イ建-7	—



凡例
 — : 火災区域
 ⊠ : 吹抜付

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (3階)	
図番	図イ建-8	—

建物名称	区域	位置	図(注寸法)	厚さ(単位:mm、材質) 屋根/天井	床
<p>注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(鉄筋コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す 注2) 全ての鉄扉及び鋼板は <input type="text"/> mm以上の鋼板 注3) 火災区域を区画するエキスパンションジョイントの部位は全て <input type="text"/> mm以上の鋼板 注4) 各位置に同材質で異なる厚みの壁がある場合、最も薄い厚さを記載</p>					
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1)				
図番	図イ建-8-1(1/4) —				

建物名称	区域	位置	壁(主寸法)	厚さ(単位:mm、材質) 屋根/天井	床
<p>注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(鉄筋コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す 注2) 全ての鉄扉及び鋼板は□mm以上の鋼板 注3) 火災区域を区画するエキスパンションジョイントの部位は全て□mm以上の鋼板 注4) 各位置に同材質で異なる厚みのある場合、最も薄い厚さを記載</p>					
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)				
図番	図イ建-8-1(2/4) -				

建物名称	区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)	
			壁(注寸法)	屋根/天井
<p>注1)ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(鉄筋コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す</p> <p>注2)全ての鉄扉及び鋼板は□mm以上の鋼板</p> <p>注3)火災区域を区画するエキスパンションジョイントの部位は全て□mm以上の鋼板</p> <p>注4)各位置に同材質で異なる厚みのある壁がある場合、最も薄い厚さを記載</p>				
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)			
図番	図イ建-8-1(3/4)			

建物名称	区域	位置	高さ(単位:mm, 材種) 階数/天井	床
<p>注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(鉄筋コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す 注2) 全ての鉄扉及び鋼板は□mm以上の鋼板 注3) 火災区域を区画するエキスパンションジョイントの部位は全て□mm以上の鋼板 注4) 各位置に同材質で異なる厚みがある場合、最も薄い厚さを記載</p>				
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)			
図番	図イ建-8-1(4/4) -			

		外部火災・爆発の影響評価(1)	
		名称	
	各危険物の施設と各建物との位置関係	図番	図イ建-8-2(1/8) -

	危険物屋外タンク貯蔵所(1)と各建物との離隔距離		外部火災・爆発の影響評価(2)
	名称		図イ建-8-2(2/8)
図番			-

--	--

危険物屋外タンク貯蔵所(2)と各建物との離隔距離

名 称	外部火災・爆発の影響評価(3)	
図 番	図イ建-8-2(3/8)	-

		外部火災・爆発の影響評価(4)
		図イ建-8-2(4/8)
名称	高圧ガス製造所と各建物との離隔距離	
図番		-

	名称	外部火災・爆発の影響評価(5)
	図番	図イ建-8-2(5/8) -

△重油用タンクローリーと各建物との離隔距離

	灯油用タンクローリー・LPガスローリーと各建物との離隔距離		外部火災・爆発の影響評価(6)
	名称	図番	—

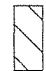
		外部火災・爆発の影響評価(7)
	名称	図番
	液化アンモニアローリと各建物との離隔距離	図イ建-8-2(7/8)
		-

	外部火災・爆発の影響評価(8)	
	名称	図番
タンクローリ(ガソリン、液化プロパンガス、液化天然ガス)と各建物との距離距離		図-I建-8-2(8/8)
		-



凡例

--- : 竜巻防護ライン

 : 別建物

SD : 鉄扉

SS : シヤッタ

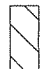
注1) 竜巻防護ライン上の鉄扉、シヤッタはF3竜巻で耐える設計とする
 注2) 竜巻防護ライン以外の鉄扉、シヤッタはF1竜巻で耐える設計とする


名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シヤッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)	
図番	図イ建-9	—



凡例

--- : 竜巻防護ライン

 : 別建物

 : 吹抜け

SD : 鉄扉

注) 竜巻防護ライン上の鉄扉はF3竜巻で耐える設計とする

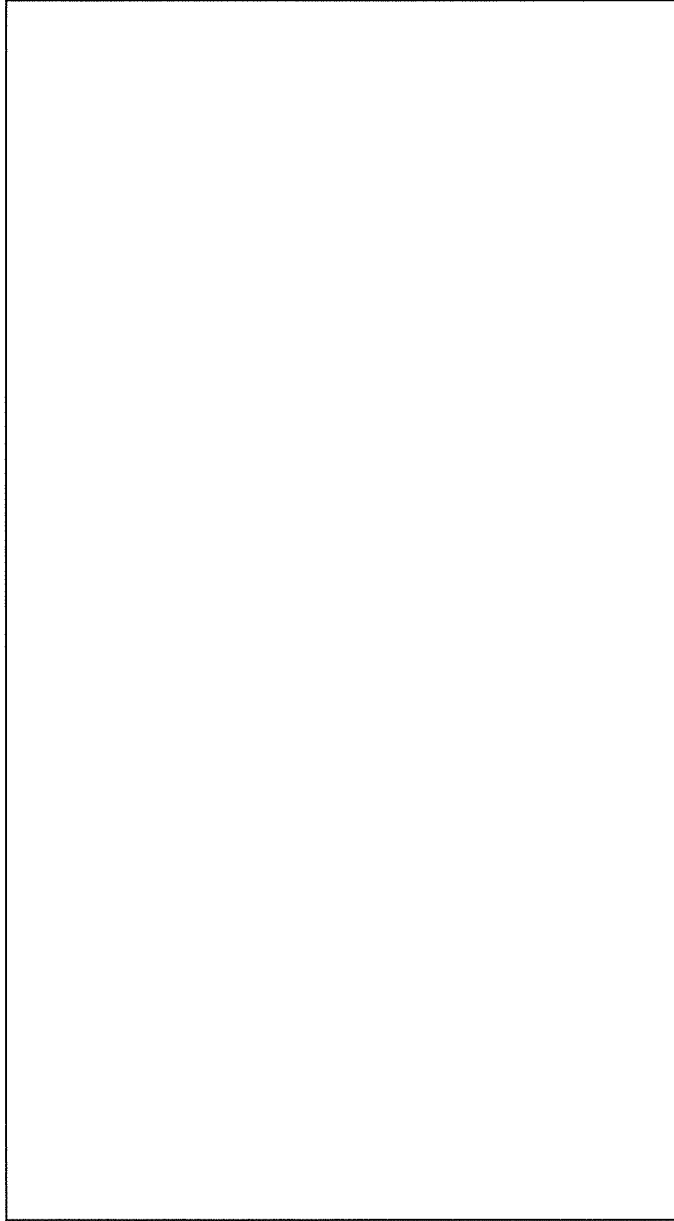
名称

図番

工場棟、放射線管理棟、付属建物
鉄扉配置及び竜巻防護ライン(2階)

図イ建-10


—



凡例

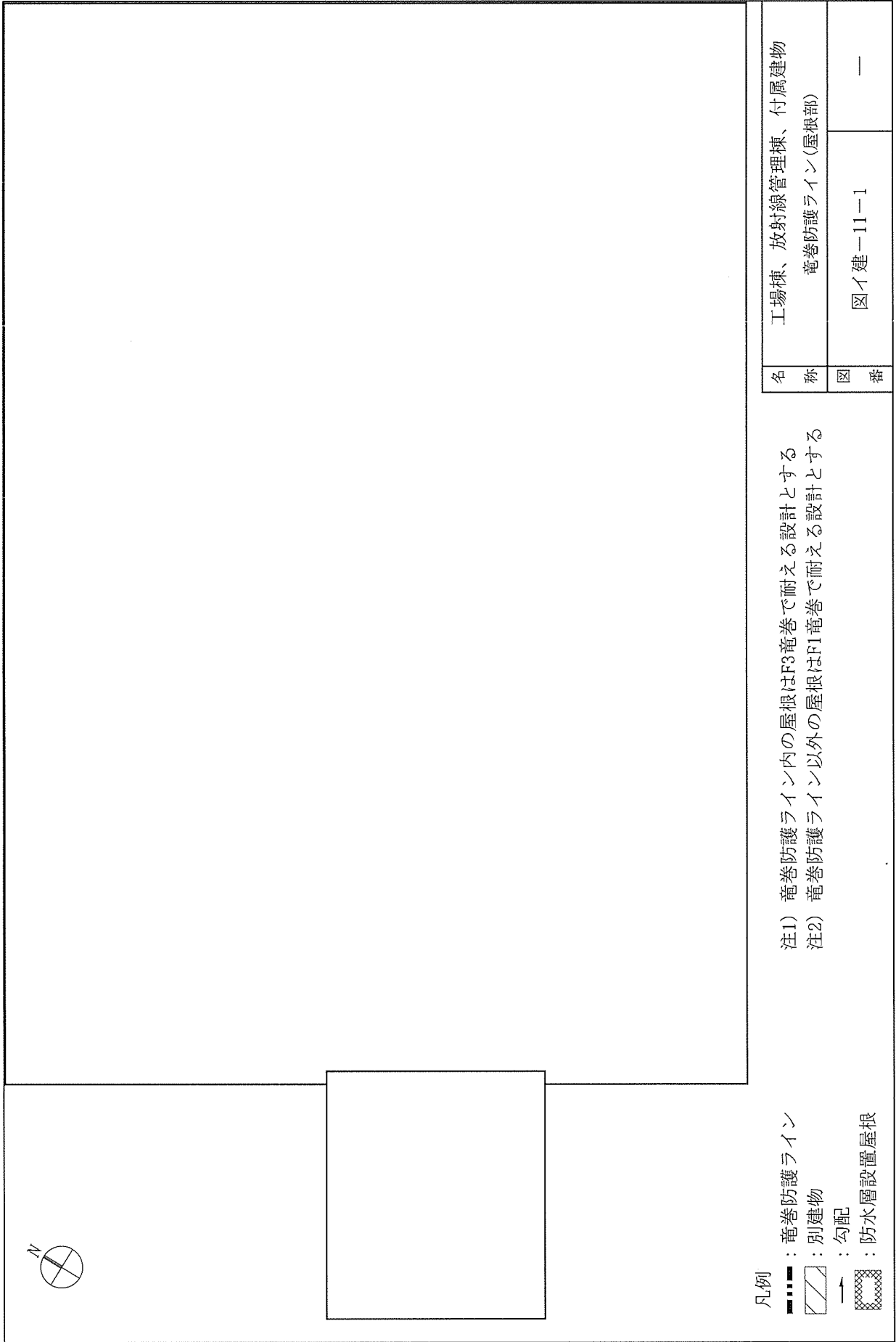
--- : 竜巻防護ライン

SD : 鉄扉

 : 吹抜け

注) 竜巻防護ライン上の鉄扉はF3竜巻で耐える設計とする

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(3階)	
図番	図イ建-11	—



建具表

番号	巻巻	材料	寸法(mm) ※	備考
SD-1	*1 F3			
SS-2	*3 F3			
SD-3	*2 F3			
SD-4	*2 F3			
SD-5	*1 F3			
SS-6	*3*4 F3			
SD-7	*2 F3			
SD-8	*2 F3			
SD-9	*2 F3			
SD-10	*2 F3			
SD-11	*1 F3			
SD-12	*2 F3			
SD-14	*2 F3			
SD-15	*2 F3			
SD-16	*1 F3			
SS-17	*3 F3			
SD-18	*1 F1			
SS-19	*3 F1			
SD-20	*1 F1			
SD-21	*1 F3			
SD-22	*1 F3			
SD-55	*2 F3			
SD-56	*1 F3			

番号	巻巻	材料	寸法(mm) ※	備考
SD-57	*1 F3			
SS-60	*3 F3			
SD-61	*1 F3			
SD-62	*1 F3			
SD-68	*1 F3			
SD-69	*2 F1			
SS-70	*4 F1			
SD-71	*2 F3			
SD-83	*2 F3			
SD-84	*2 F3			
SD-85	*2 F3			
SS-87	*3 F1			
SD-92	F3			
SD-93	F3			
SD-135	*1 F3			
SD-136-RF	*1 F3			
ガラリ 1	*5 F1			
ガラリ 2	*5 F1			
ガラリ 3	*5 F1			
ガラリ 4	*5 F1			
ガラリ 5	*5 F1			
ガラリ 6	*5 F1			
ガラリ 7	*5 F1			

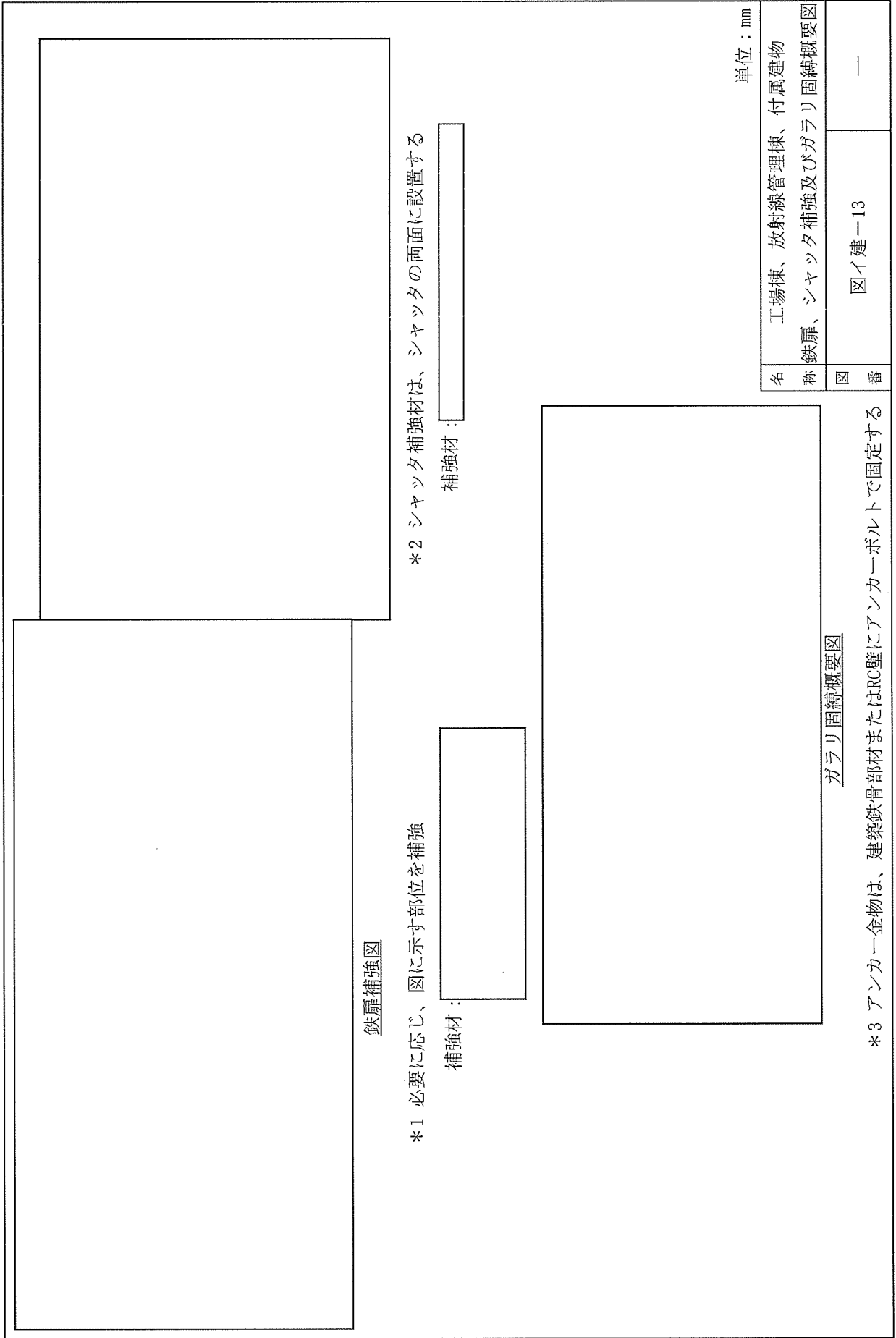
単位：mm

※ 鉄扉の寸法は、扉の概略寸法を示す。
 シャッタの寸法は、枠の内法の概略寸法を示す。

*1 補強する鉄扉
 *2 交換する鉄扉

注) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す。
 *3 補強するシャッタ
 *4 交換するシャッタ
 *5 固縛補強する

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表
図番	図イ建-12 —



鉄扉補強図

*1 必要に応じ、図に示す部位を補強

補強材:

*2 シヤッタ補強材は、シヤッタの両面に設置する

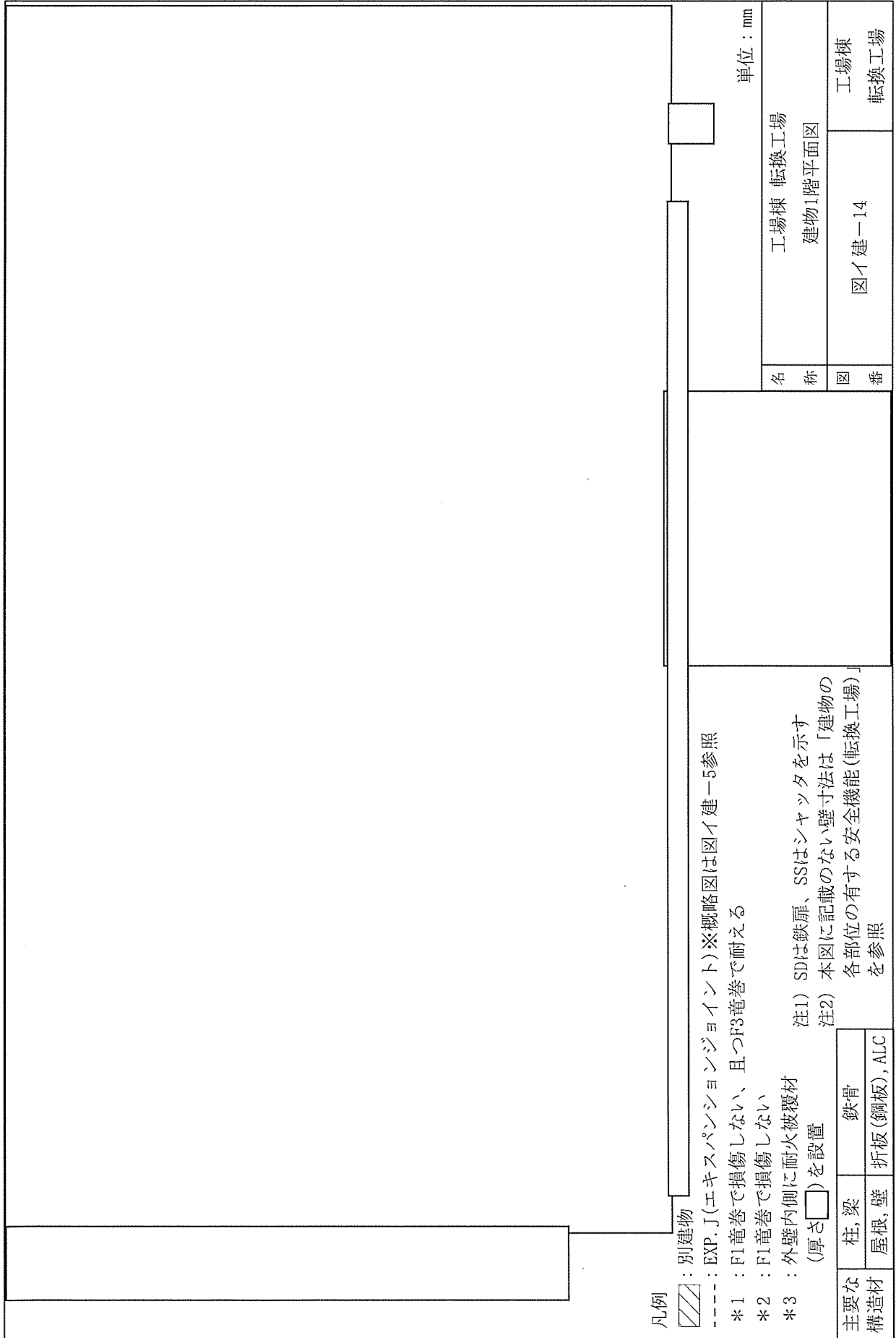
補強材:

ガラリ固縛概要図

*3 アンカー金物は、建築鉄骨部材またはRC壁にアンカーボルトで固定する

単位：mm

名	工場棟、放射線管理棟、付属建物
称	鉄扉、シヤッタ補強及びガラリ固縛概要図
図	図イ建-13
番	—



凡例

▨ : 別建物

--- : EXP. J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える

*2 : F1竜巻で損傷しない

*3 : 外壁内側に耐火被覆材

(厚さ□)を設置

注1) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す

注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の

各部位の有する安全機能(転換工場)」

を参照

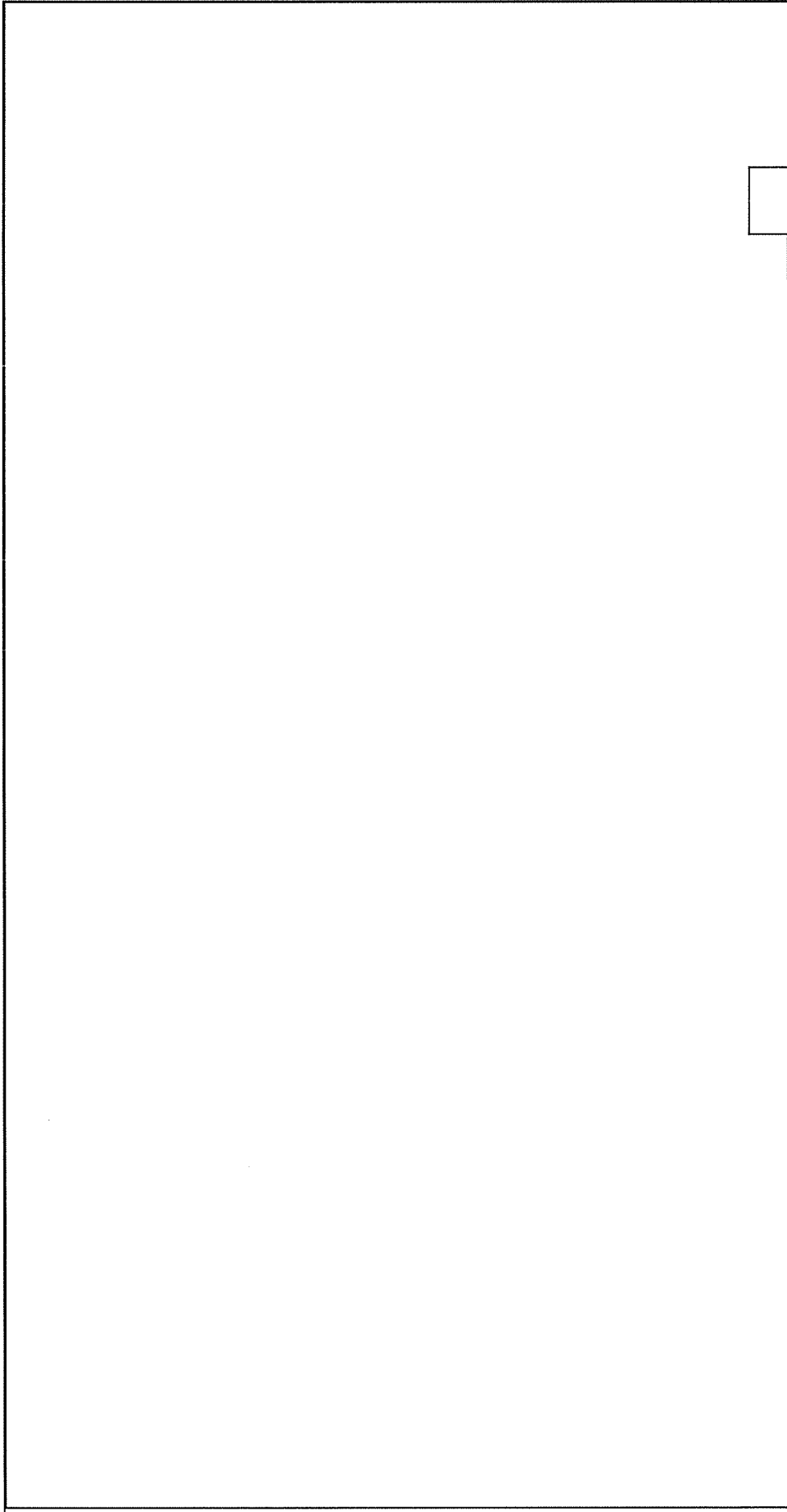
主要な 構造材	柱, 梁	鉄骨
	屋根, 壁	折板(鋼板), ALC

単位 : mm

名称
工場棟 転換工場
建物1階平面図

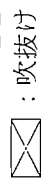
図番
図イ建-14

工場棟
転換工場

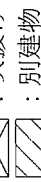


凡例

* 1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える



: 吹抜け



: 別建物

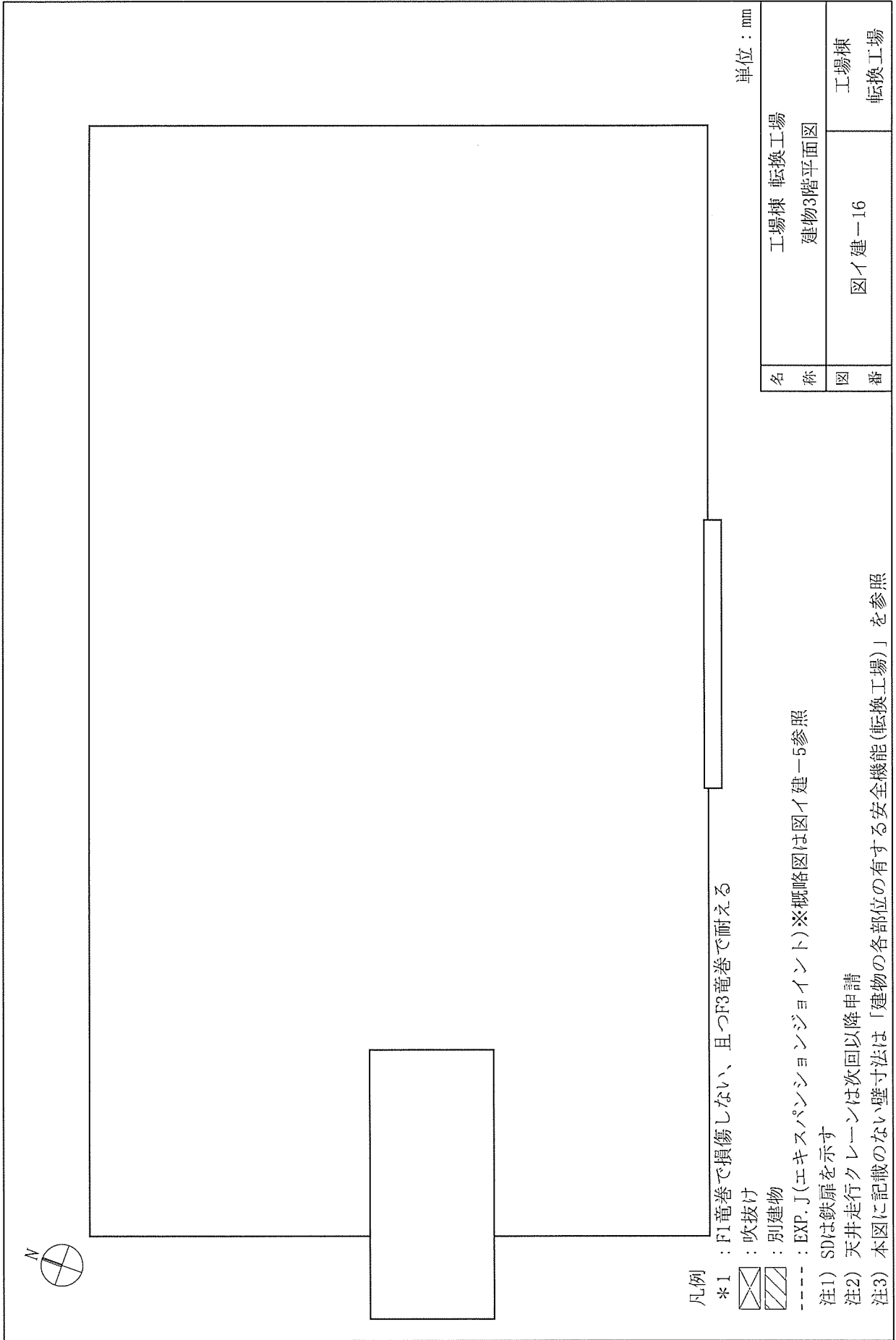
----- : EXP. J (エキスパンションジョイント) ※概略図は図イ建-5参照

注1) SDは鉄扉を示す

注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(転換工場)」を参照

単位 : mm

名	工場棟 転換工場
称	建物2階平面図
図	図イ建-15
番	工場棟 転換工場



凡例

*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える

☒ : 吹抜け

▨ : 別建物

--- : EXP. J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

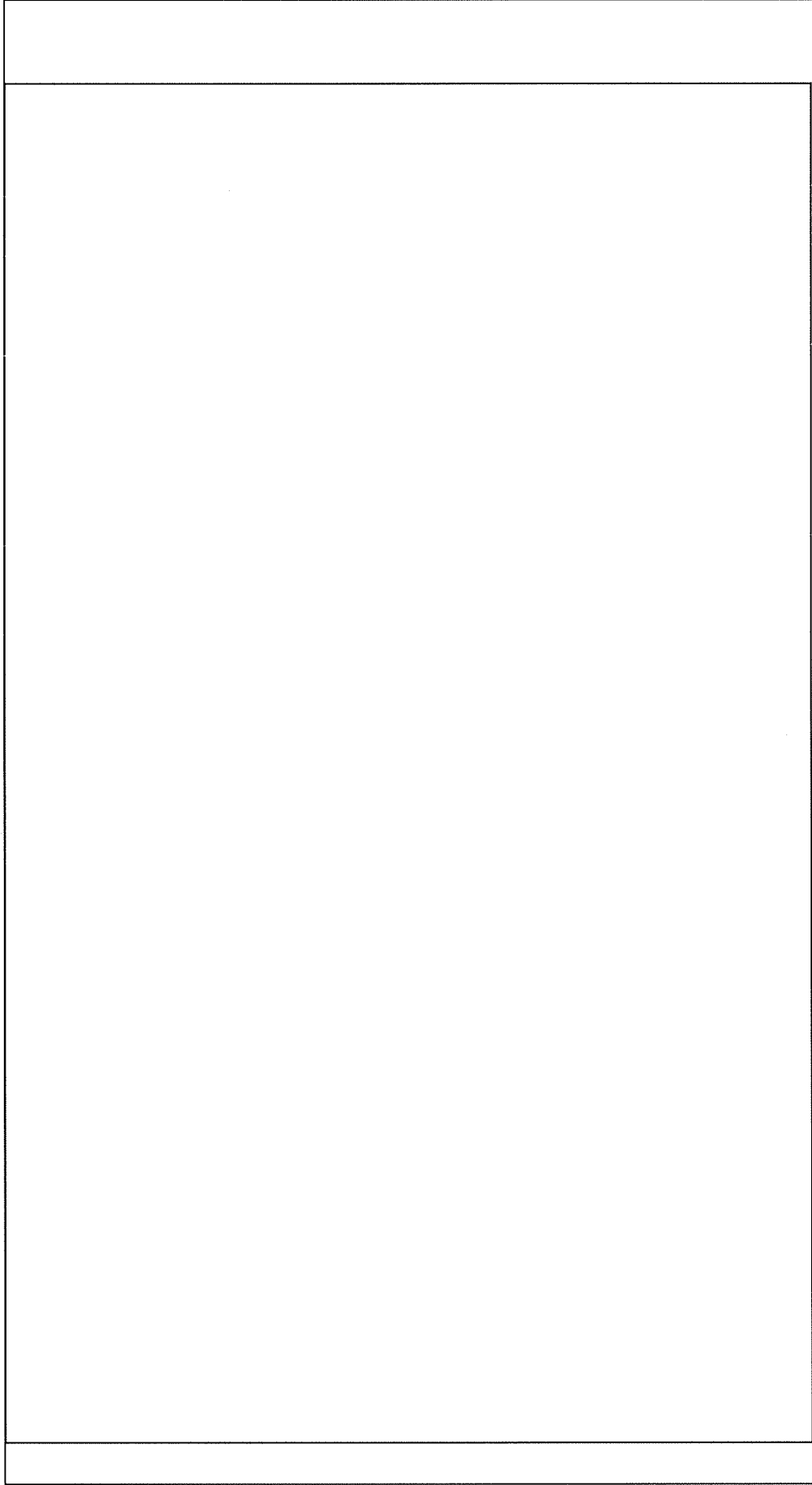
注1) SDは鉄扉を示す

注2) 天井走行クレーンは次回以降申請

注3) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(転換工場)」を参照

単位 : mm


名称	工場棟 転換工場 建物3階平面図	
図番	図イ建-16	工場棟 転換工場



単位：mm

北側立面図

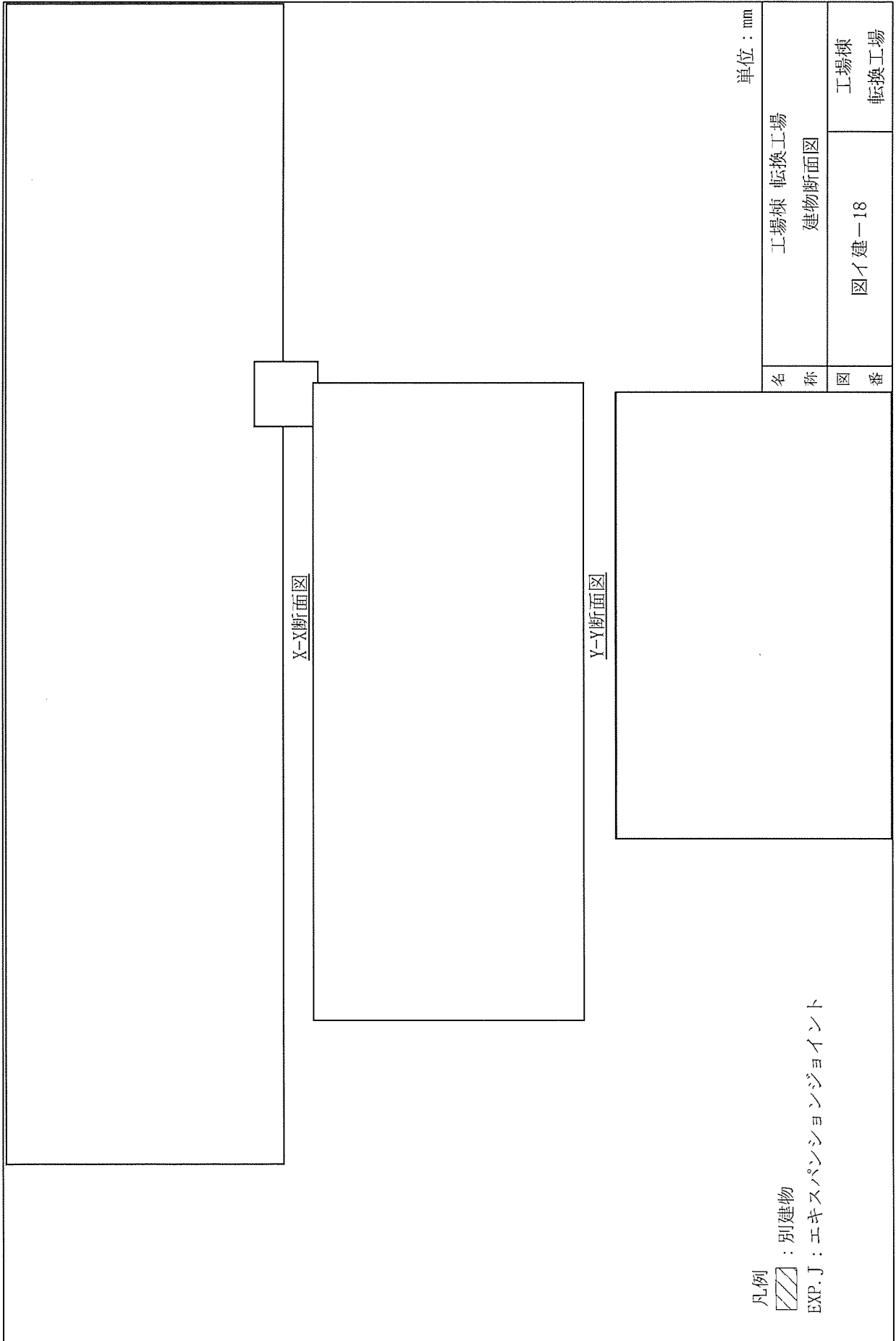
凡例

 : 別建物

EXP. J : エキスパンションジョイント

注) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す

名称	工場棟 転換工場 建物立面図	
図番	図イ建-17	工場棟 転換工場



X-X断面図

Y-Y断面図

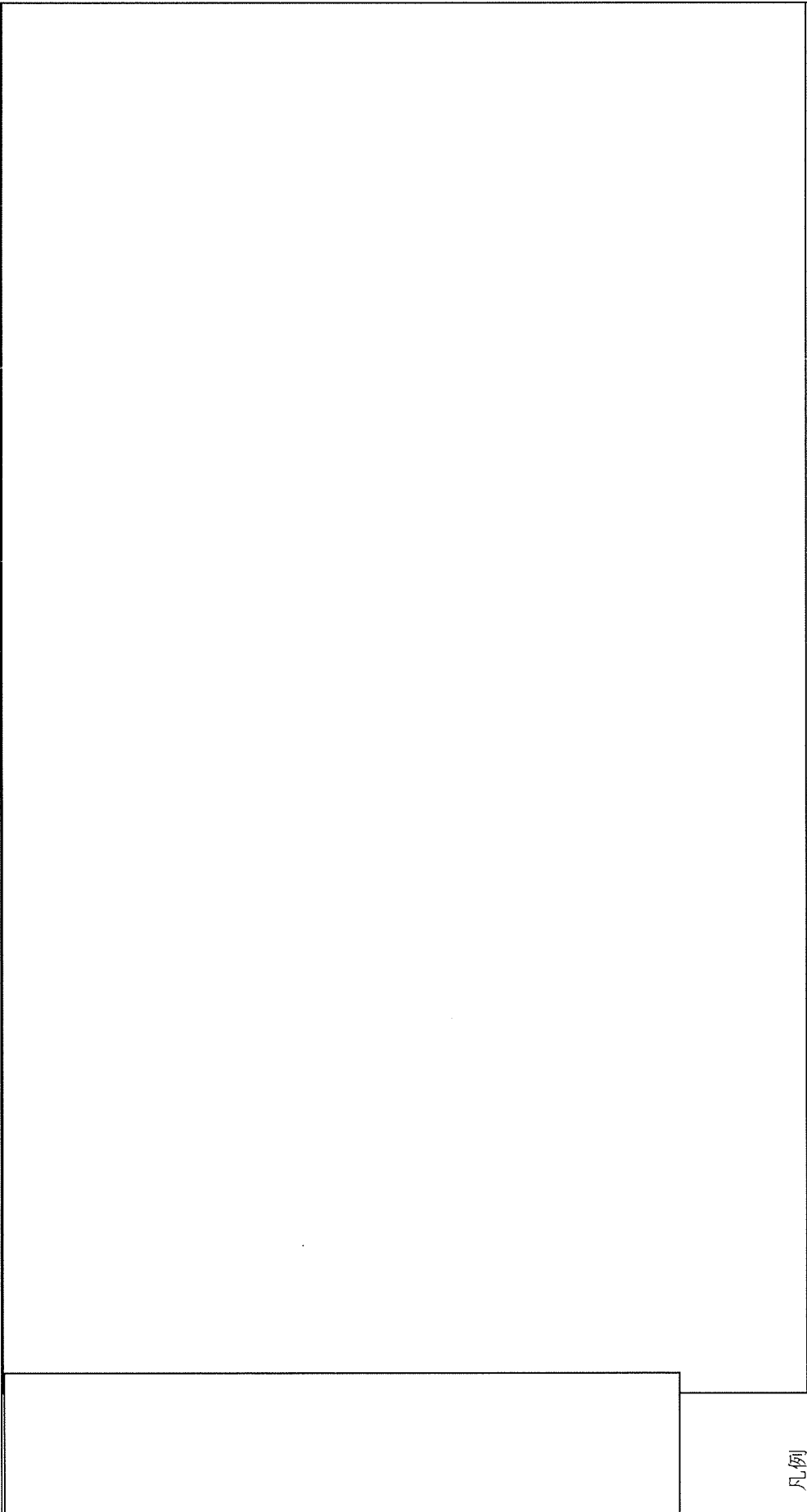
凡例

▨ : 別建物

EXP. J : エキスパンションジョイント

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 建物断面図	工場棟 転換工場
図番	図イ建一18	



凡例

鉄骨ブレース新設：NBr1*, NBr1A*, NBr2*, NBr2A*, NBr2B*, NBr4A*
 鉄骨ブレース交換補強：NBr1, NBr1A, NBr2, NBr4, NBr13
 外壁サイディング補強下地材：NC1, NC2, NCG12, NP12, NHG12
 図：柱脚部溶接補強 ○：既設杭()
 図：柱脚部重石補強 (A~Z 図イ建-45 参照)
 〰〰〰：別建物

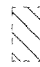
注1) 補強箇所を赤字で示す
 注2) 外壁更新、鋼板補強、外壁サイディング補強の概略は図イ建-46参照
 注3) 鉄骨ブレース補強の概略は図イ建-48参照
 ※外壁内側に耐火被覆材(厚さ)を設置

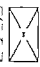
単位：mm

名称	工場棟 転換工場 杭及び基礎伏図
図番	図イ建-19
	工場棟 転換工場

--	--

凡例

 : 別建物

 : 吹抜け

 : 柱梁仕口部補強

鉄骨ブレース新設 : NBr2*, NBr2A*, NBr3*, NBr4β*, NHBrr11*, NB1*, NB21*

鉄骨ブレース交換補強 : NBr1A, NBr2, NBr13

外壁サイディング補強下地材 : NHG11, NHG12, NHG13, NHG14, NCG11, NCG12, NC1, NC2, NP12

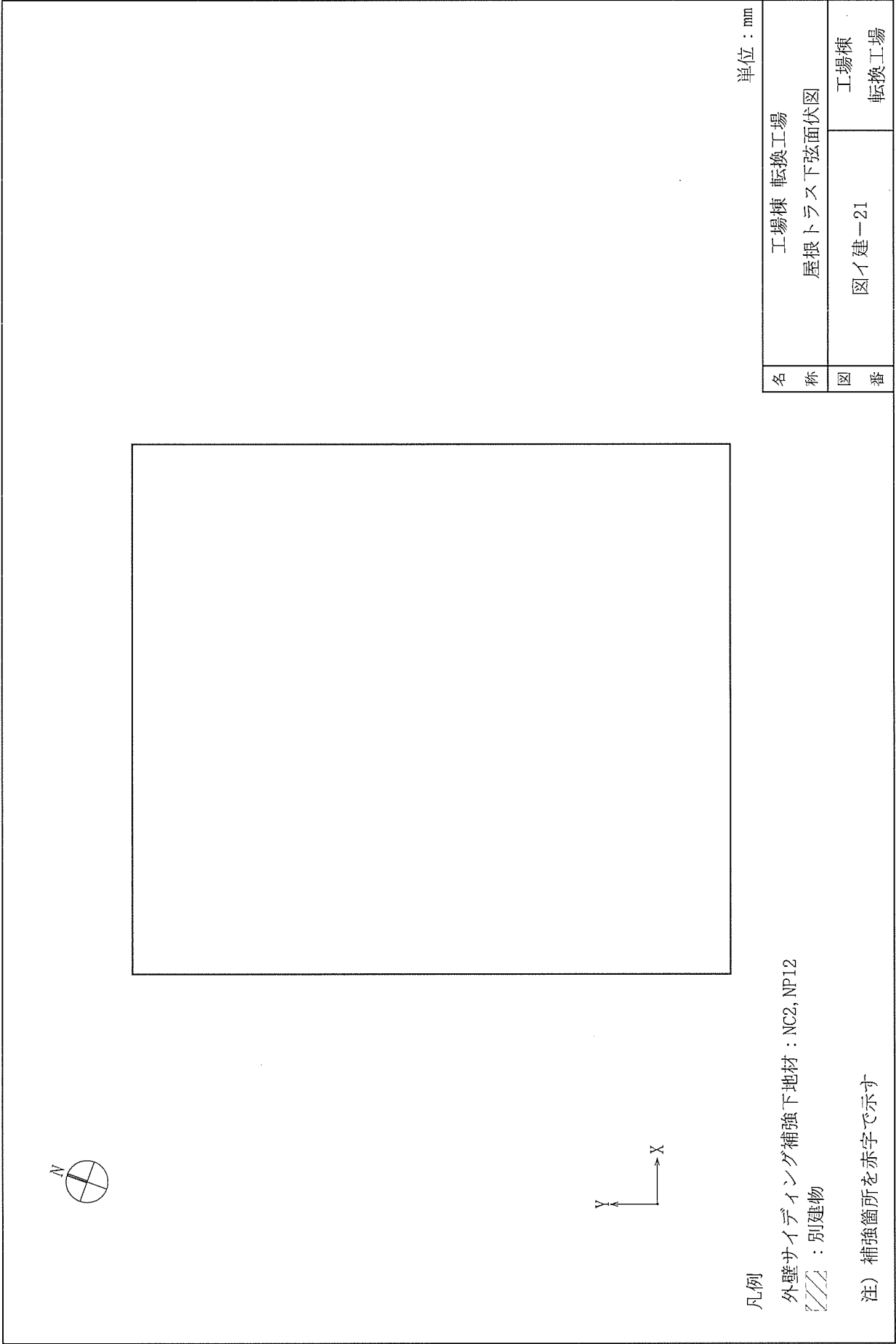
注1) 補強箇所を赤字で示す

注2) 屋根面鉄骨補強、折板追設補強の概略は図イ建-47参照

※耐火被覆材(厚さ□)を設置

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場
図番	2階伏図 図イ建-20
	工場棟 転換工場



単位：mm

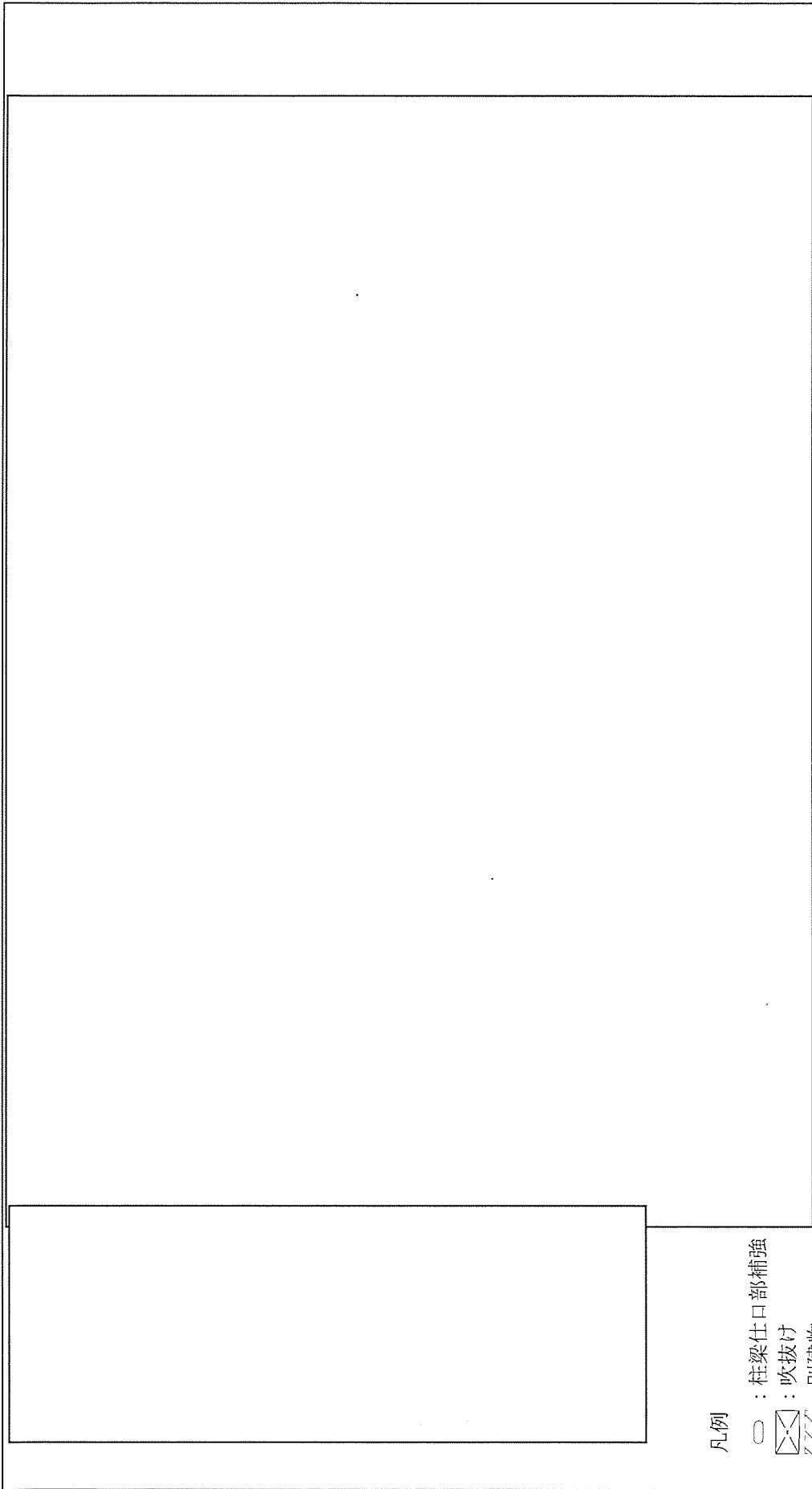
名称	工場棟 転換工場
図番	屋根トラス下弦面伏図 図イ建-21
	工場棟 転換工場

凡例

外壁サイディング補強下地材：NC2, NP12

//// : 別建物

注) 補強箇所を赤字で示す



単位：mm

名	工場棟 転換工場
称	3階伏図
図	図-1 建-22
番	工場棟 転換工場

凡例

○ : 柱梁仕口部補強

☒ : 吹抜け

▨ : 別建物

鉄骨ブレース新設 : NBr11*, NBr12*, NBr13*, NHBri11*, NBr1*

鉄骨ブレース交換補強 : NBr11, NBr13, NBr14

外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NP11, NP12

屋根面鉄骨補強 : NG1, NG2

注) 補強箇所を赤字で示す

--	--

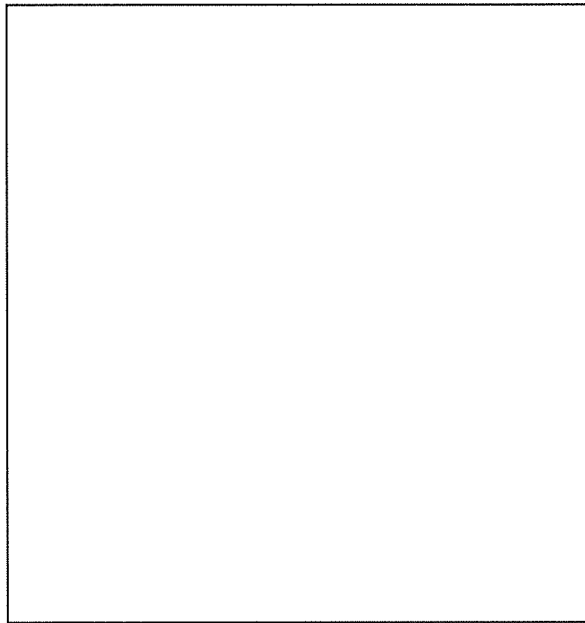
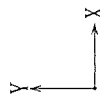
凡例

- : 柱梁仕口部補強
- ☒ : 吹抜け
- ▨ : 別建物
- 外壁サイディング補強下地材 : NHG12, NHG13, NHG14, NCG11, NCG12, NCG13
- 屋根面鉄骨補強
- 新設屋根ブレース : NHBr1*, NHBr2*, NHBr3*, NBr21*, NBr22*
- 新設小梁 : Nb1, Nb3, Nb4

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 屋根伏図	
図番	図イ建-23	工場棟 転換工場

注) 補強箇所を赤字で示す



排気塔屋根伏図

単位：mm

名称	工場棟 転換工場 排気塔屋根伏図
図番	図イ建-24 工場棟 転換工場

注1) 補強箇所を赤字で示す
注2) 折板張替え補強の概略図は図イ建-47参照

300-300

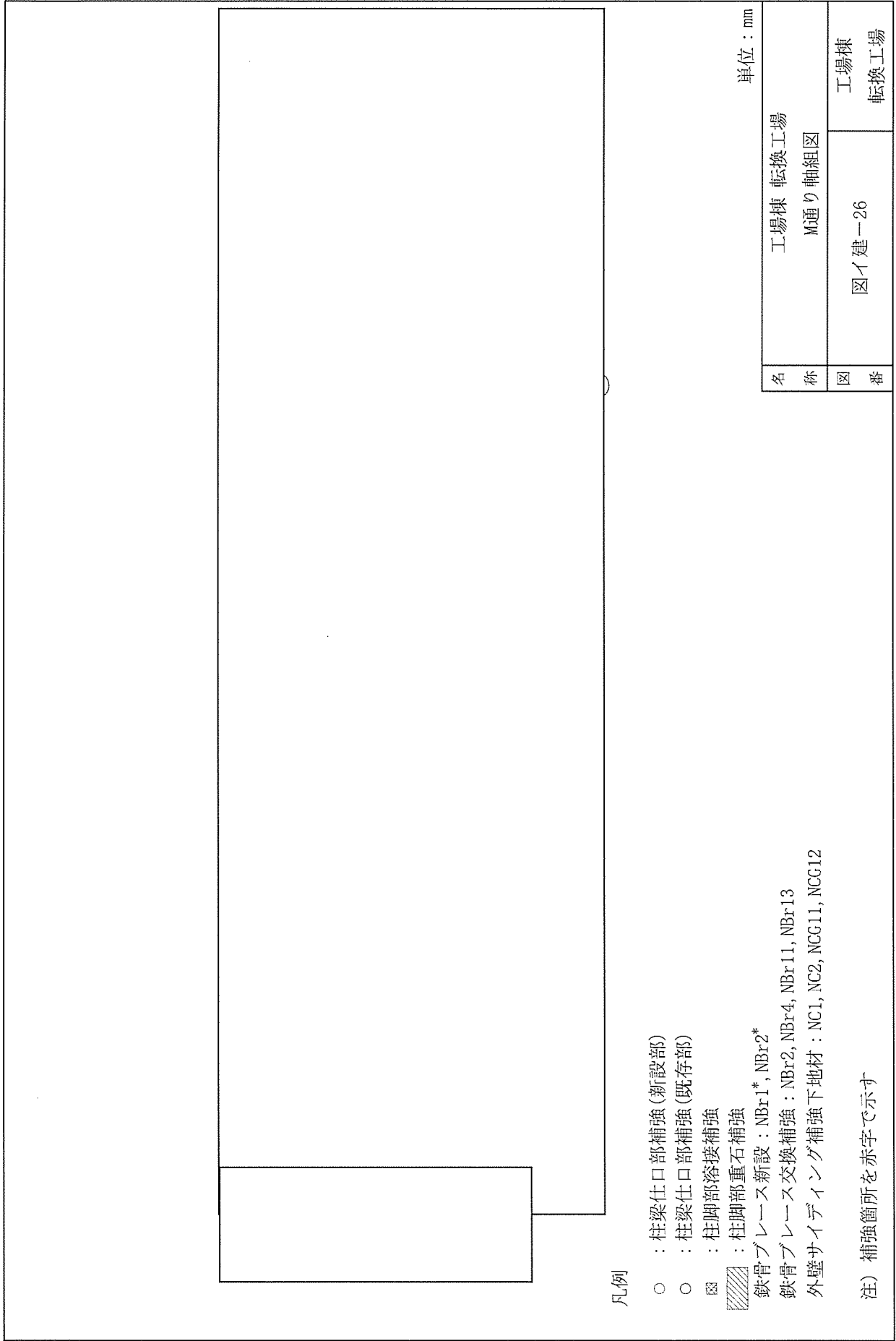
凡例

- ：柱梁仕口部補強(新設部)
- ：柱梁仕口部補強(既存部)
- ⊗：柱脚部溶接補強
- 鉄骨ブレース新設：NBr2*, NBr11*, NBr13*, NB11*
- 鉄骨ブレース交換補強：NBr2, NBr4, NBr13, NBr22
- 外壁サイディング補強下地材：NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

単位：mm

名称	工場棟 転換工場 L' 通り軸組図
図番	図イ建-25 工場棟 転換工場



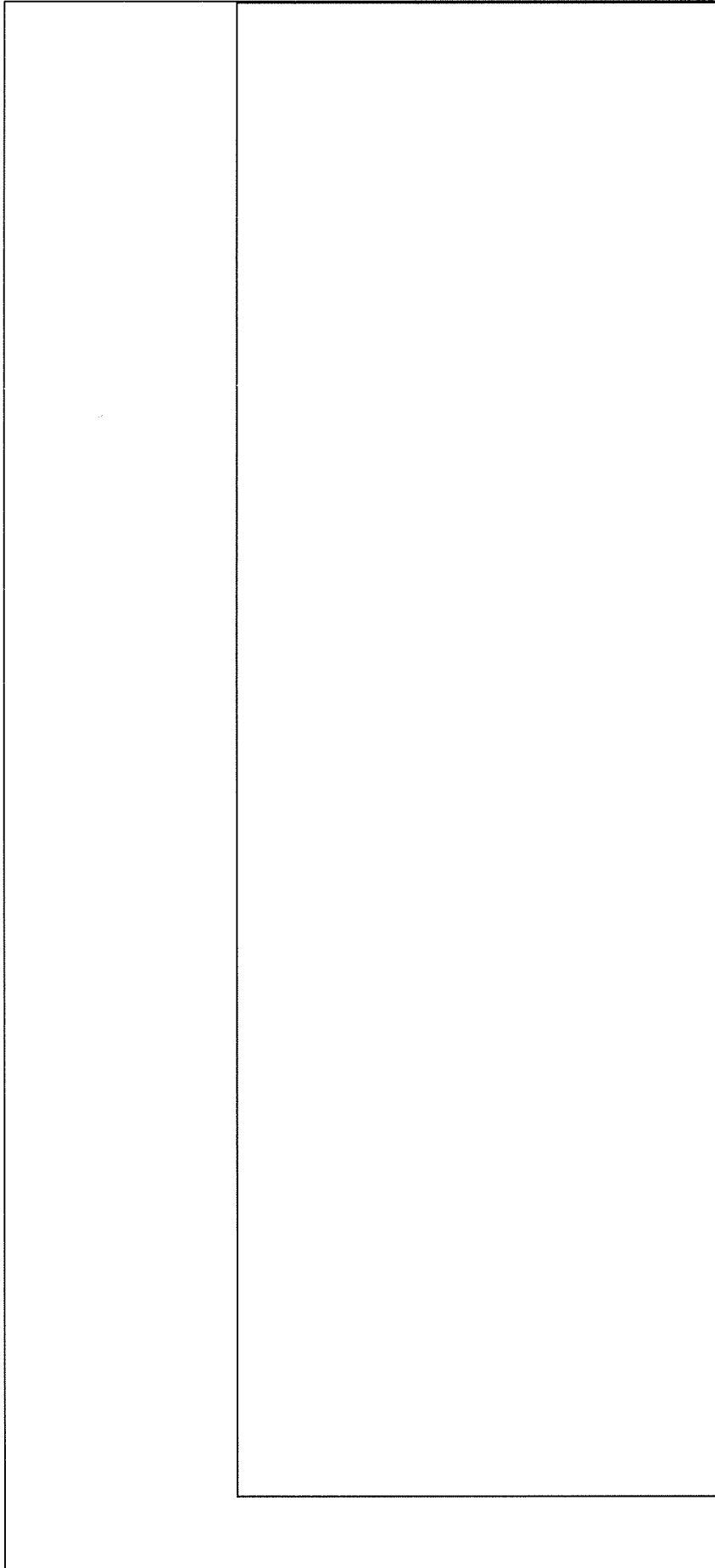
凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
 - : 柱梁仕口部補強 (既存部)
 - ⊗ : 柱脚部溶接補強
 - ▨ : 柱脚部重石補強
- 鉄骨ブレース新設 : NBr1*, NBr2*
 鉄骨ブレース交換補強 : NBr2, NBr4, NBr11, NBr13
 外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

工場棟	工場棟	工場棟
名称	M通り軸組図	工場棟
図番	図-I建-26	工場棟 転換工場



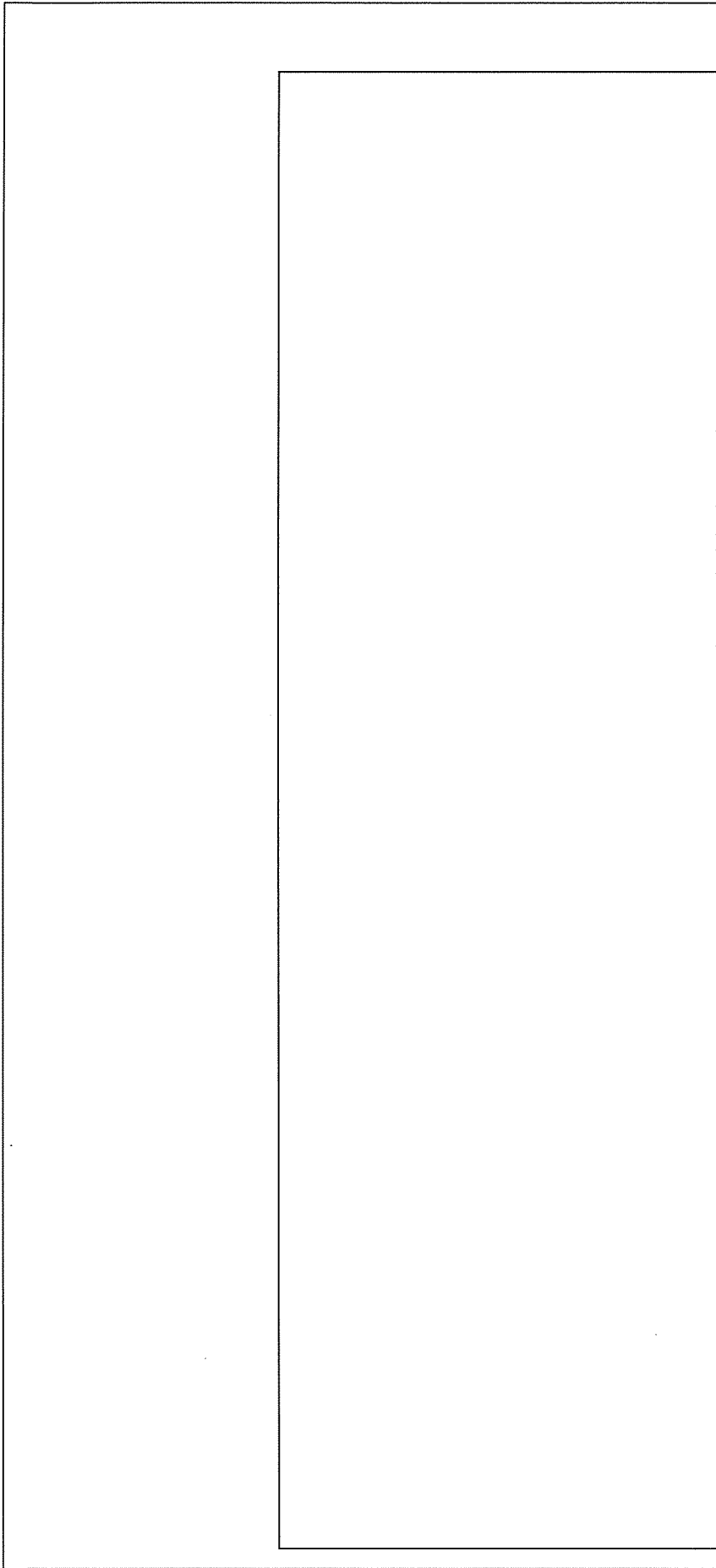
凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- 鉄骨ブレース新設 : NBr.2B*, NBr.3*
- 外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 N通り軸組図
図番	図イ建--27
	工場棟 転換工場



凡例

○ : 柱梁仕口部補強 (新設部)

⊗ : 柱脚部溶接補強

▨ : 柱脚部重石補強

外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

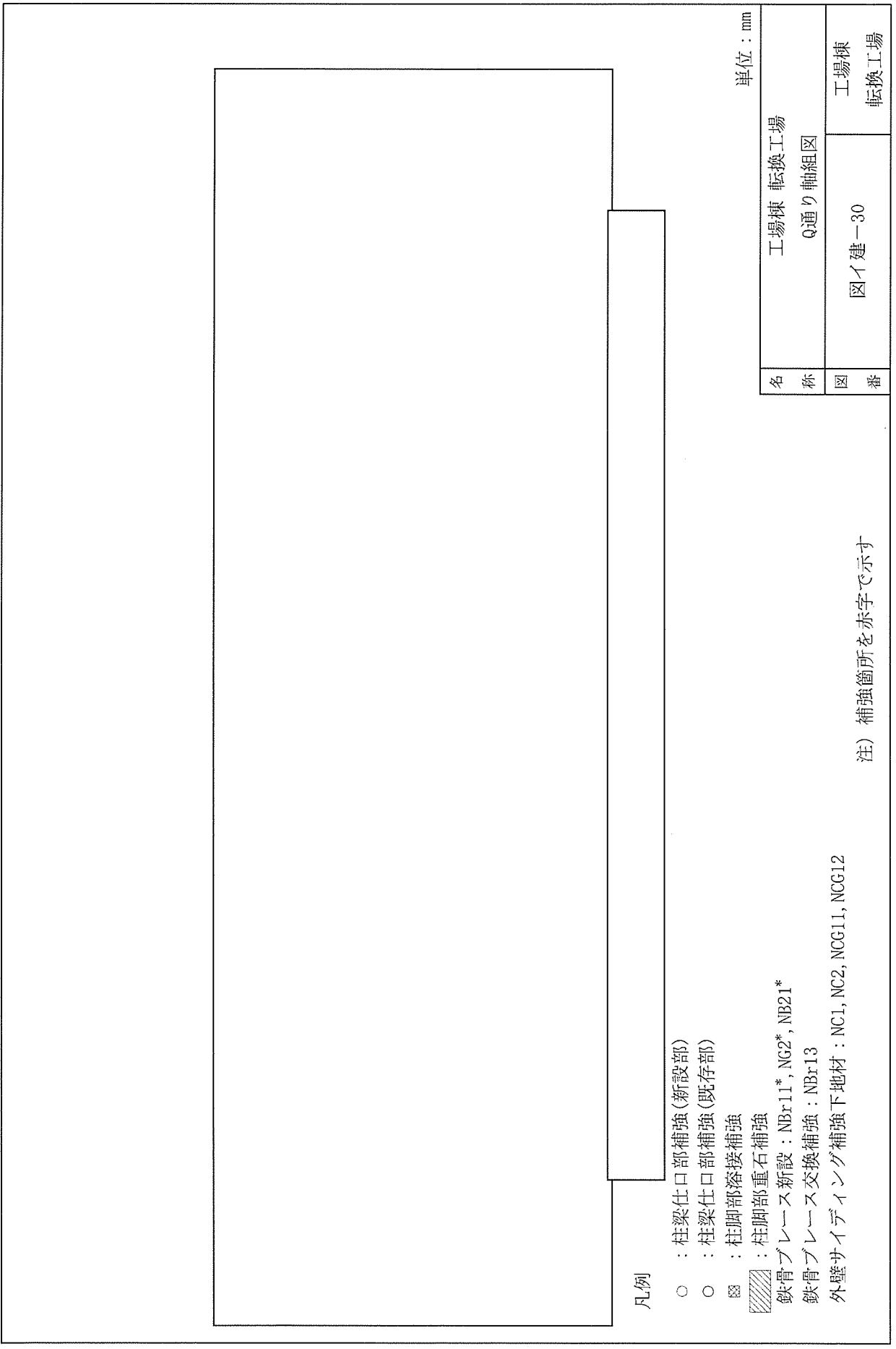
名称	工場棟 転換工場
図番	0通り軸組図 図イ建-28
	工場棟 転換工場

<div style="border: 1px solid black; height: 800px; width: 100%;"></div>		単位：mm	
		工場棟 転換工場	工場棟 転換工場
名称	P通り 軸組図		
図番	図イ建-29		

凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- 鉄骨プレート新設 : NBr3*, NBr4A*
- 外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す



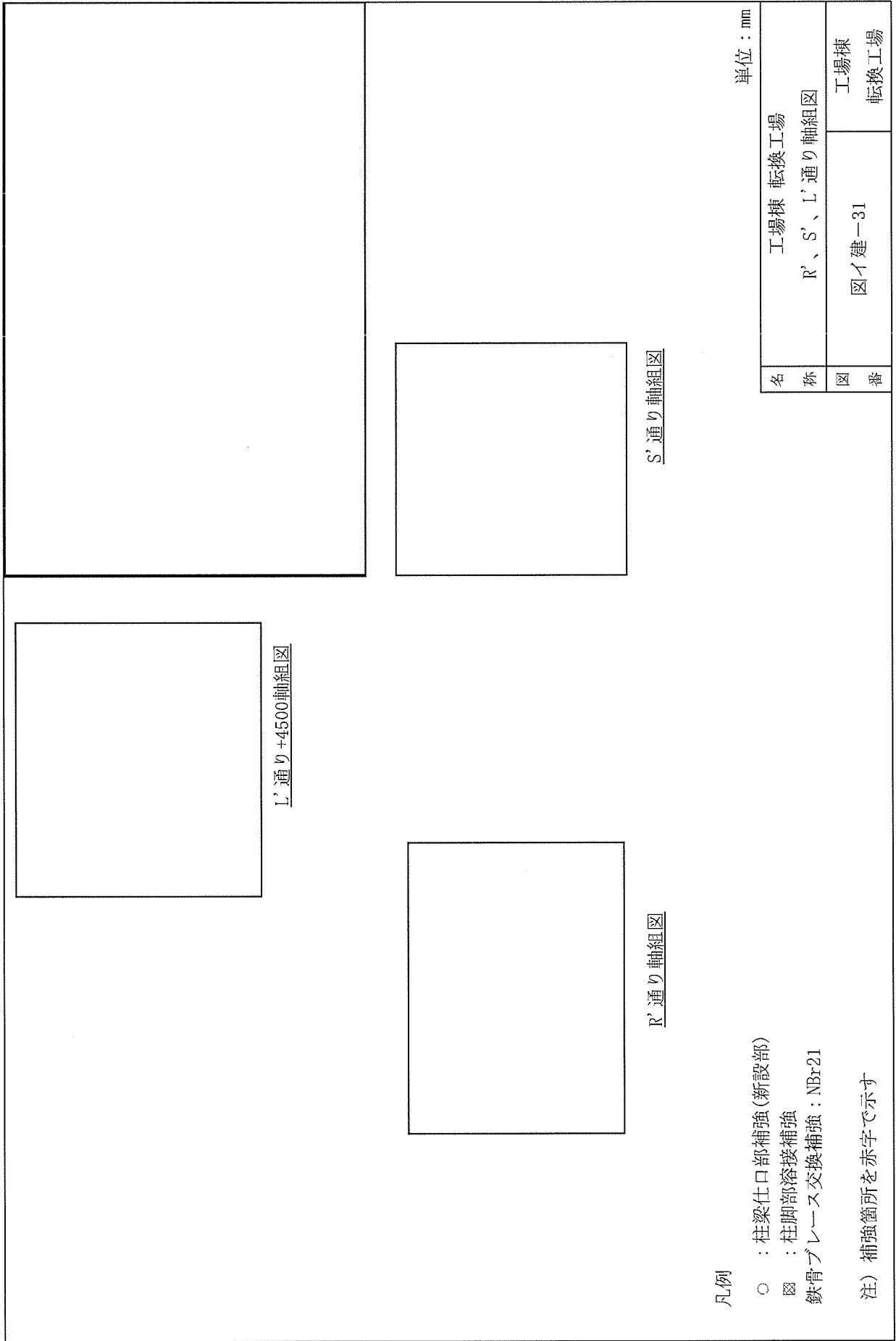
凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- : 柱梁仕口部補強 (既存部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- 鉄骨ブレース新設 : NBr11*, NG2*, NB21*
- 鉄骨ブレース交換補強 : NBr13
- 外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 Q通り 軸組区
図番	図イ建-30 工場棟 転換工場



凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- 鉄骨ブレース交換補強: NBr21

注) 補強箇所を赤字で示す

単位: mm

名	工場棟 転換工場
称	R'、S'、L' 通り 軸組図
図	図イ 建一31
番	工場棟 転換工場

13通り 軸組図

単位：mm

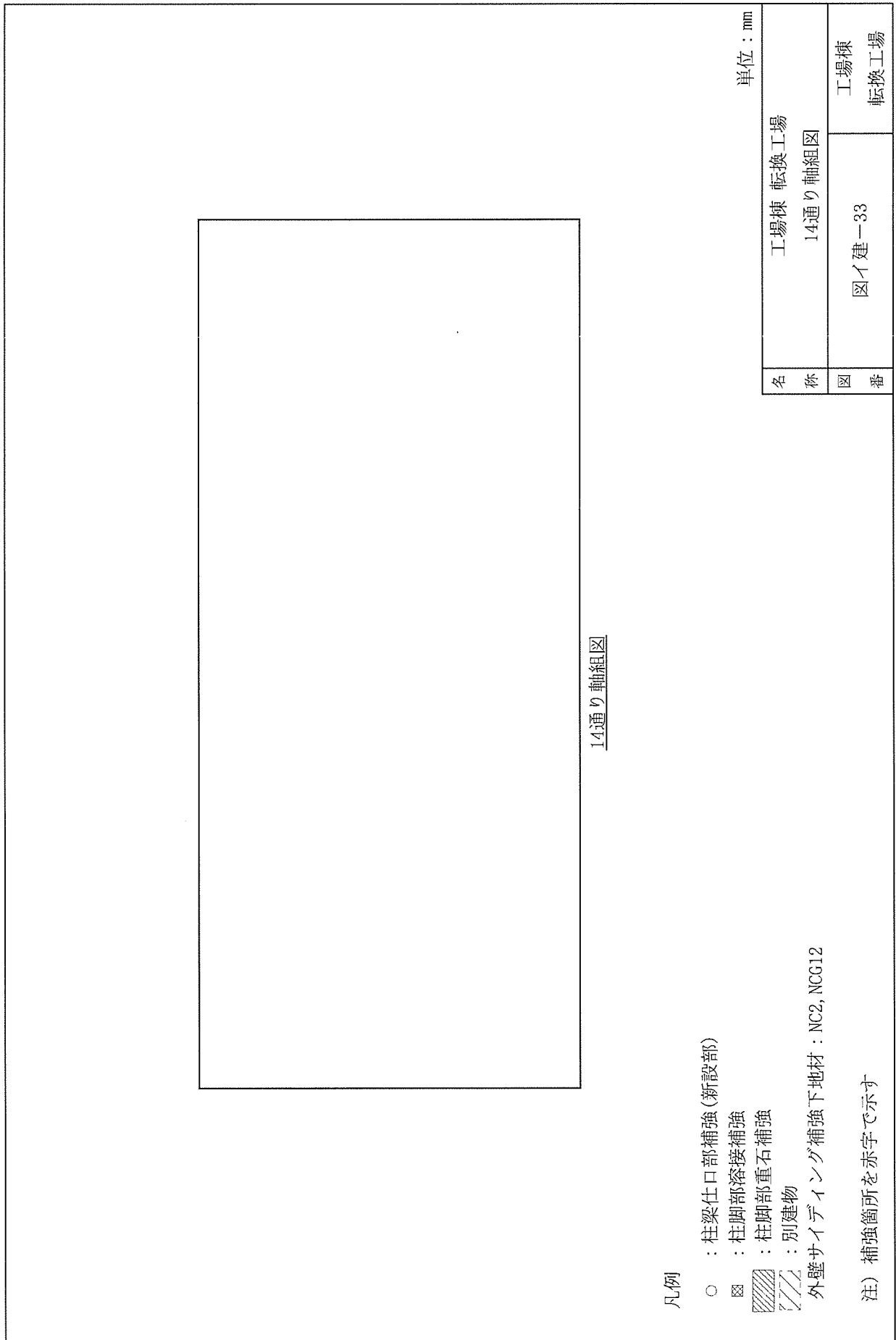
名称	工場棟 転換工場 13通り 軸組図
図番	図イ 建-32 工場棟 転換工場

凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- : 柱梁仕口部補強 (既存部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▧ : 鋼板補強
- ▩ : 開口部
- ▨ : 別建物

鉄骨ブレース新設：NB_r2*
 外壁サイディング補強下地材：NC2, NCG12
 屋根面鉄骨補強：NG1

注) 補強箇所を赤字で示す



14通り軸組図

凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

⊗ : 柱脚部溶接補強

▨ : 柱脚部重石補強

▧ : 別建物

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 14通り軸組図
図番	図イ建-33 工場棟 転換工場

凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- : 柱梁仕口部補強 (既存部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▧ : 別建物

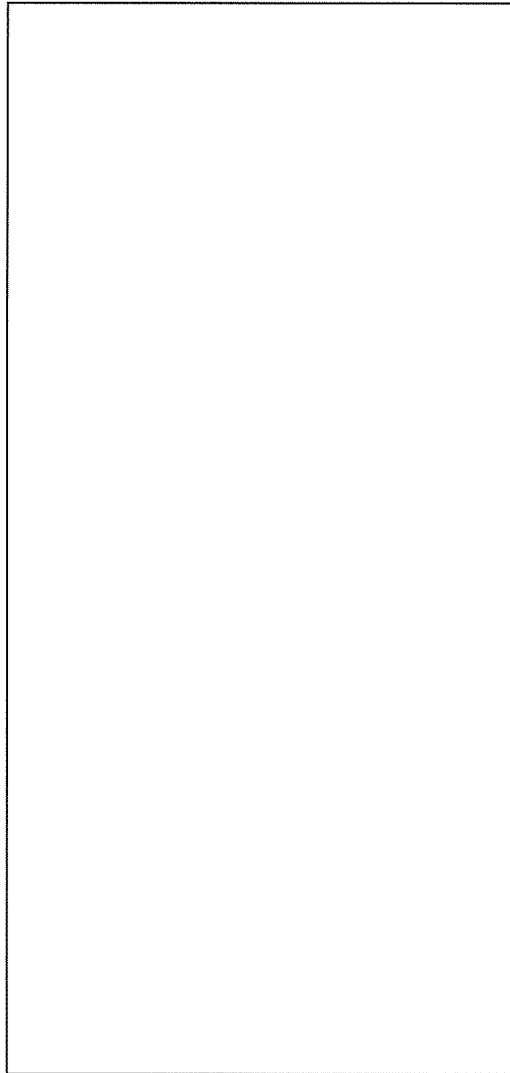
鉄骨ブレース新設 : NBr2A*

外壁サイディング補強下地材 : NCl, NCG12

屋根面鉄骨補強 : NG1

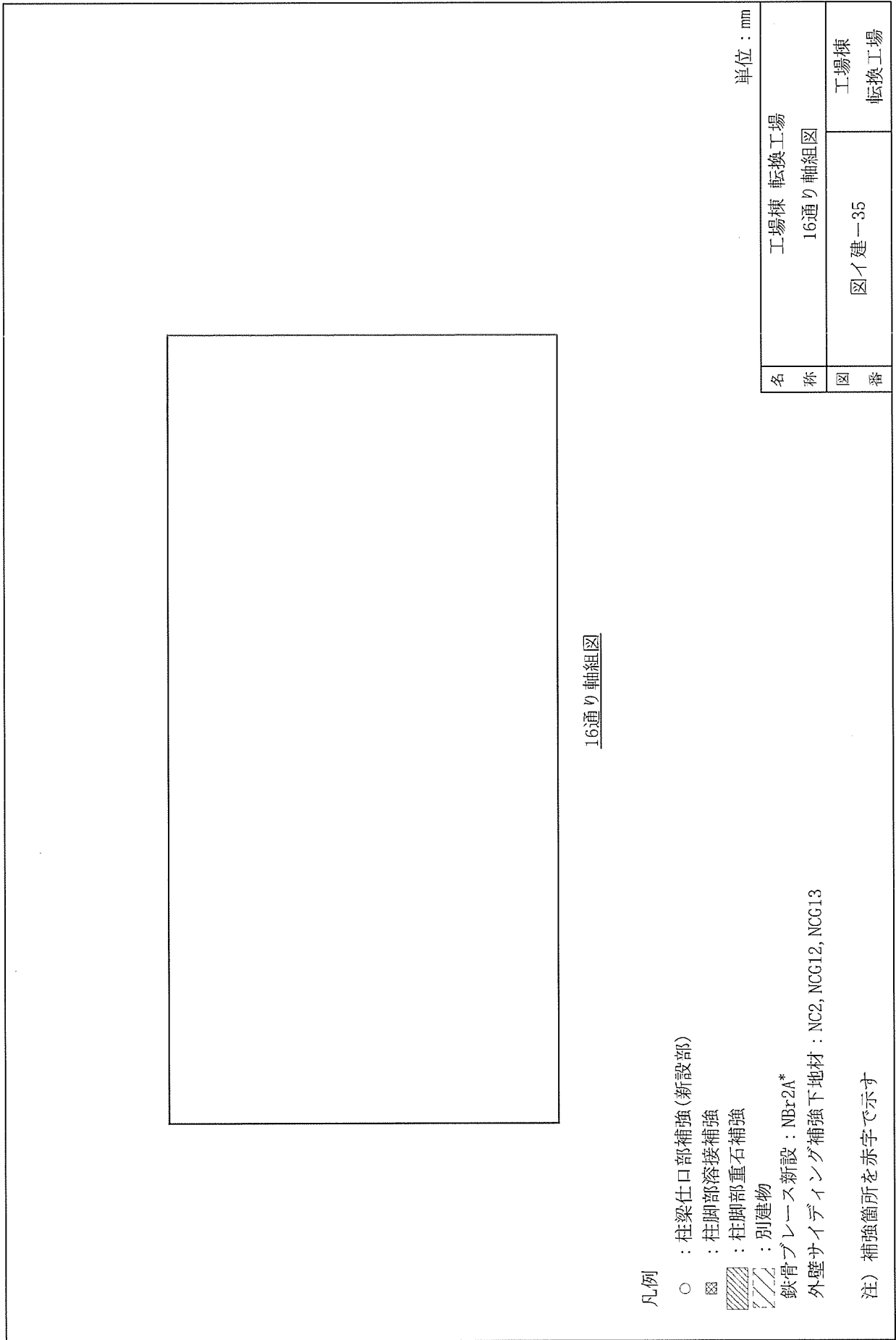
注) 補強箇所を赤字で示す

15通り軸組図



単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 15通り軸組図
図番	図イ建-34
	工場棟 転換工場



16通り軸組図

凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▧ : 別建物
- 鉄骨ブレース新設: NBr2A*
- 外壁サイディング補強下地材: NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

単位: mm

名称	工場棟 転換工場 16通り軸組図
図番	図イ建-35 工場棟 転換工場

17通り軸組図

凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▧ : 別建物

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

工場棟	転換工場
名称	17通り軸組図
図番	図イ建一36
	工場棟 転換工場

18通り軸組図

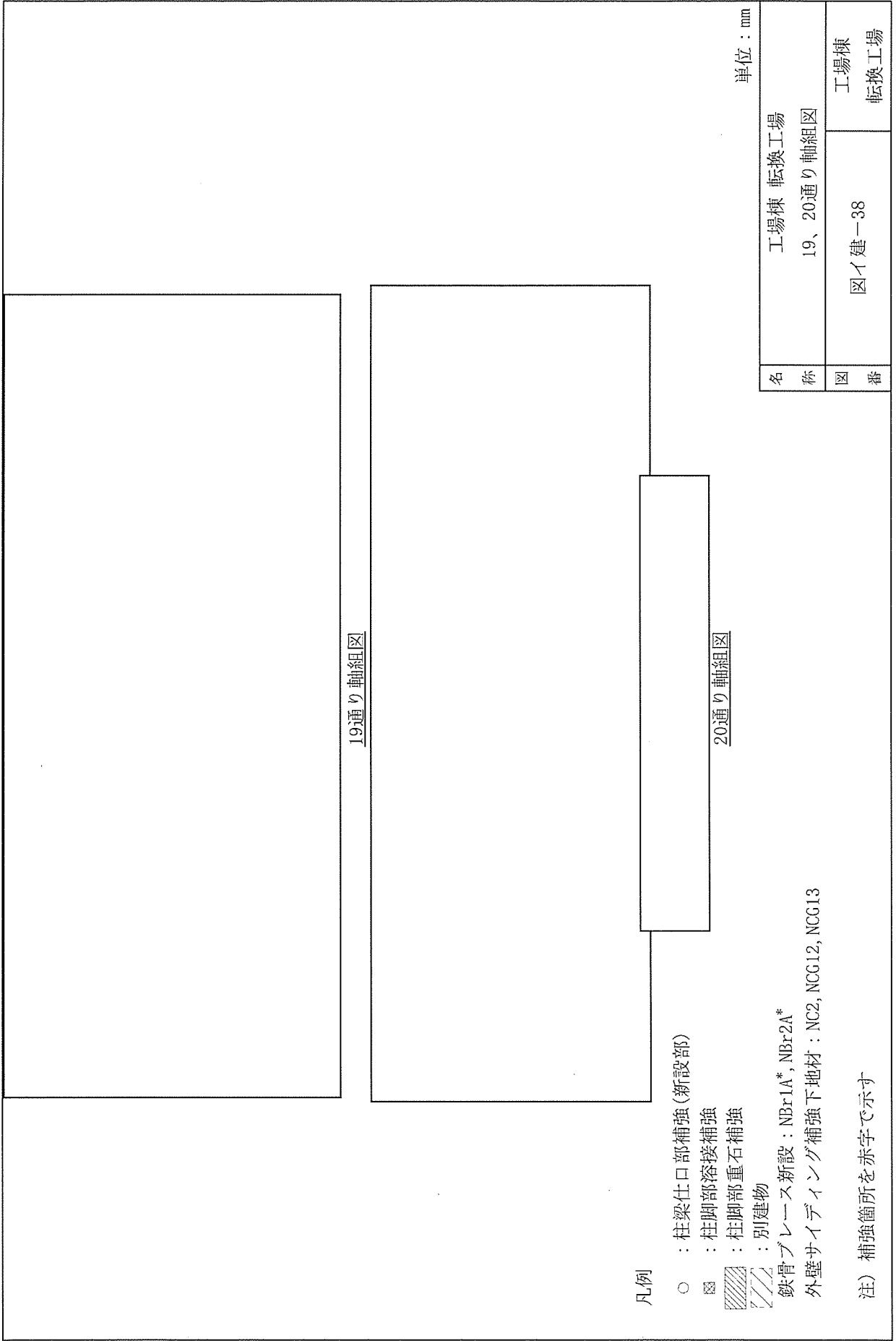
凡例

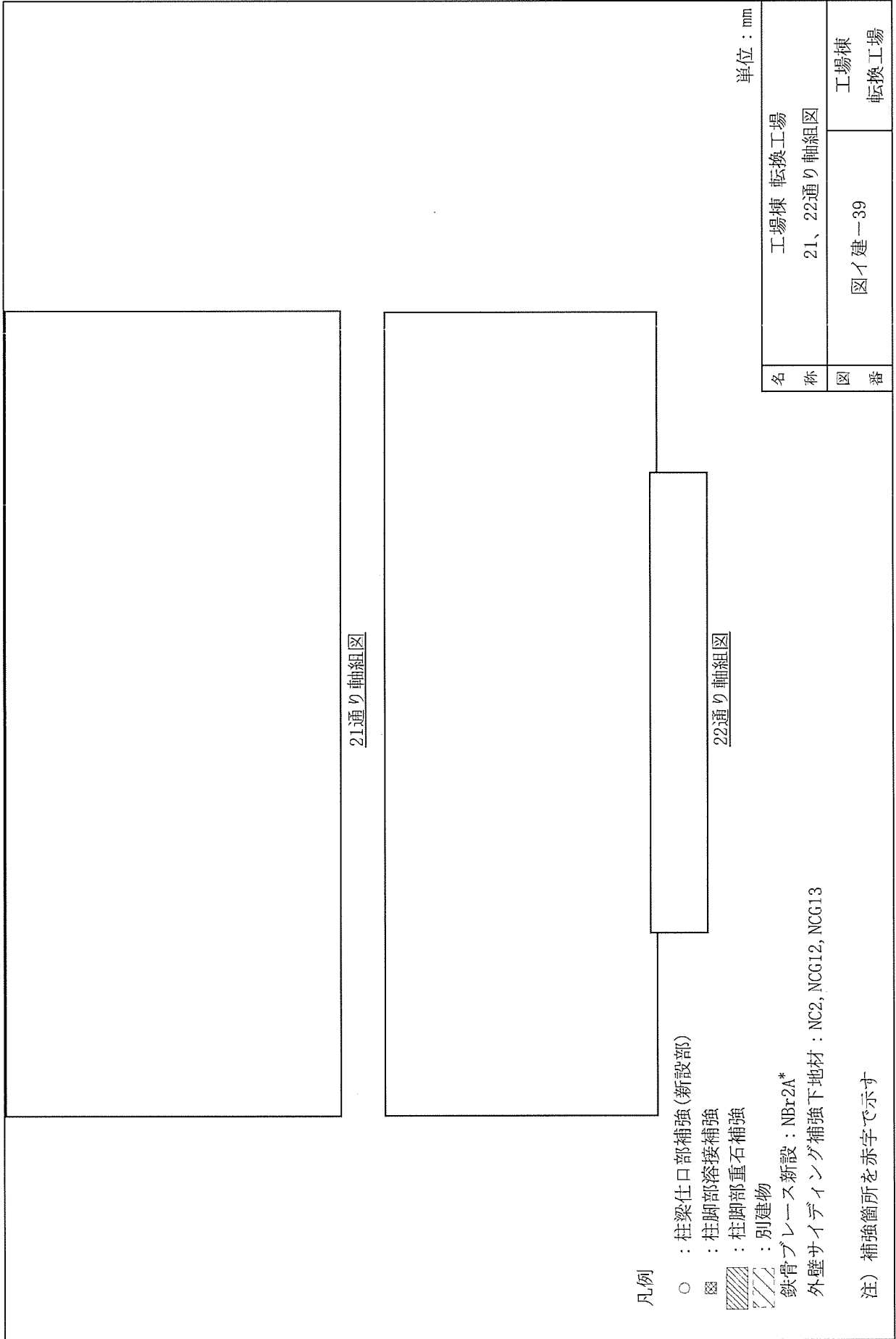
- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▧ : 別建物
- 鉄骨ブレース交換補強 : NBr21
- 外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名	工場棟 転換工場	
称	18通り軸組図	
図	図イ建一37	工場棟
番		転換工場





21通り軸組図

22通り軸組図

凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

⊗ : 柱脚部溶接補強

▨ : 柱脚部重石補強

▧ : 別建物

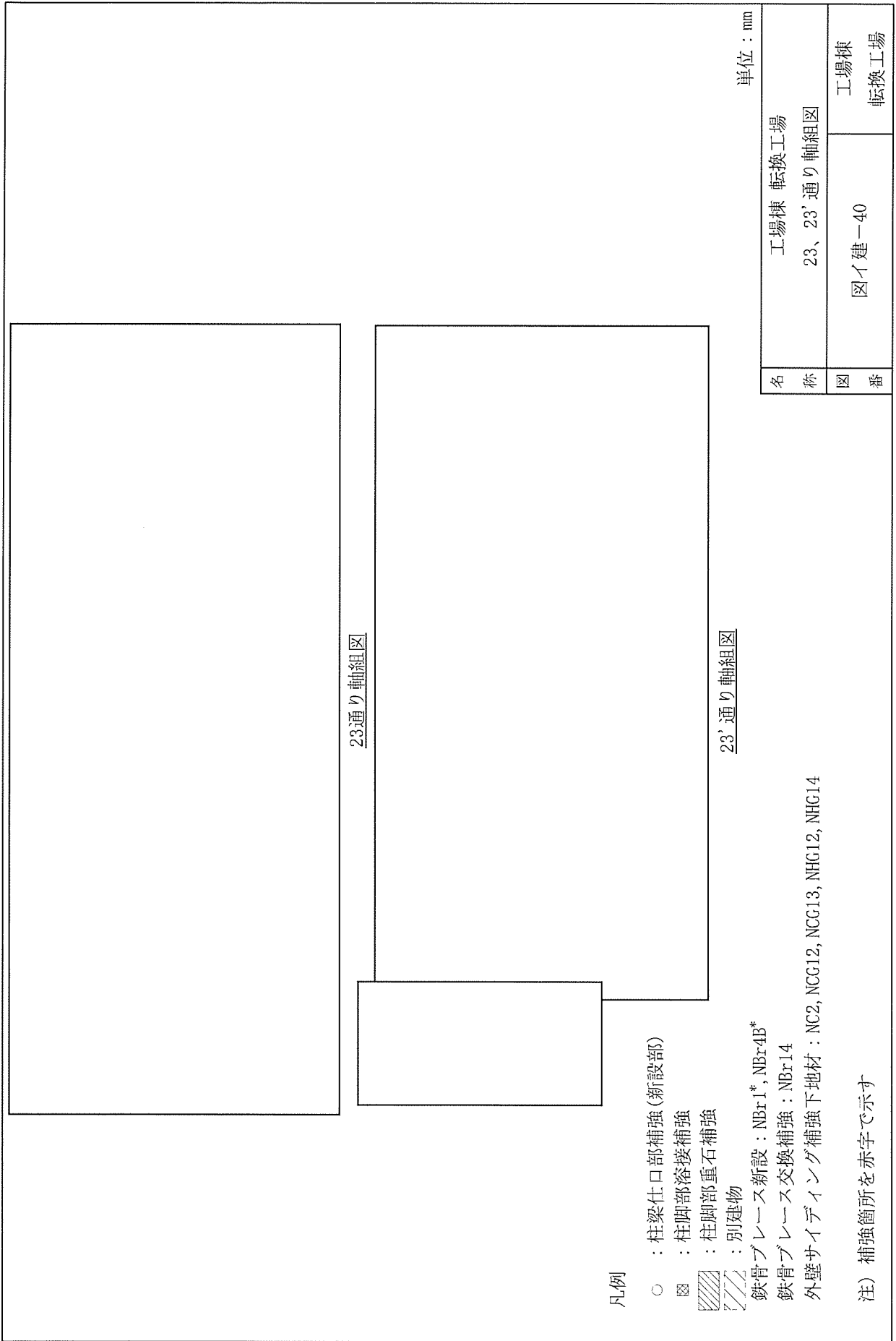
鉄骨ブレース新設: NBr2A*

外壁サイディング補強下地材: NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

単位: mm

名称	工場棟 転換工場
図番	21、22通り軸組図 図イ建一39 工場棟 転換工場



23'通り軸組図

23'通り軸組図

凡例

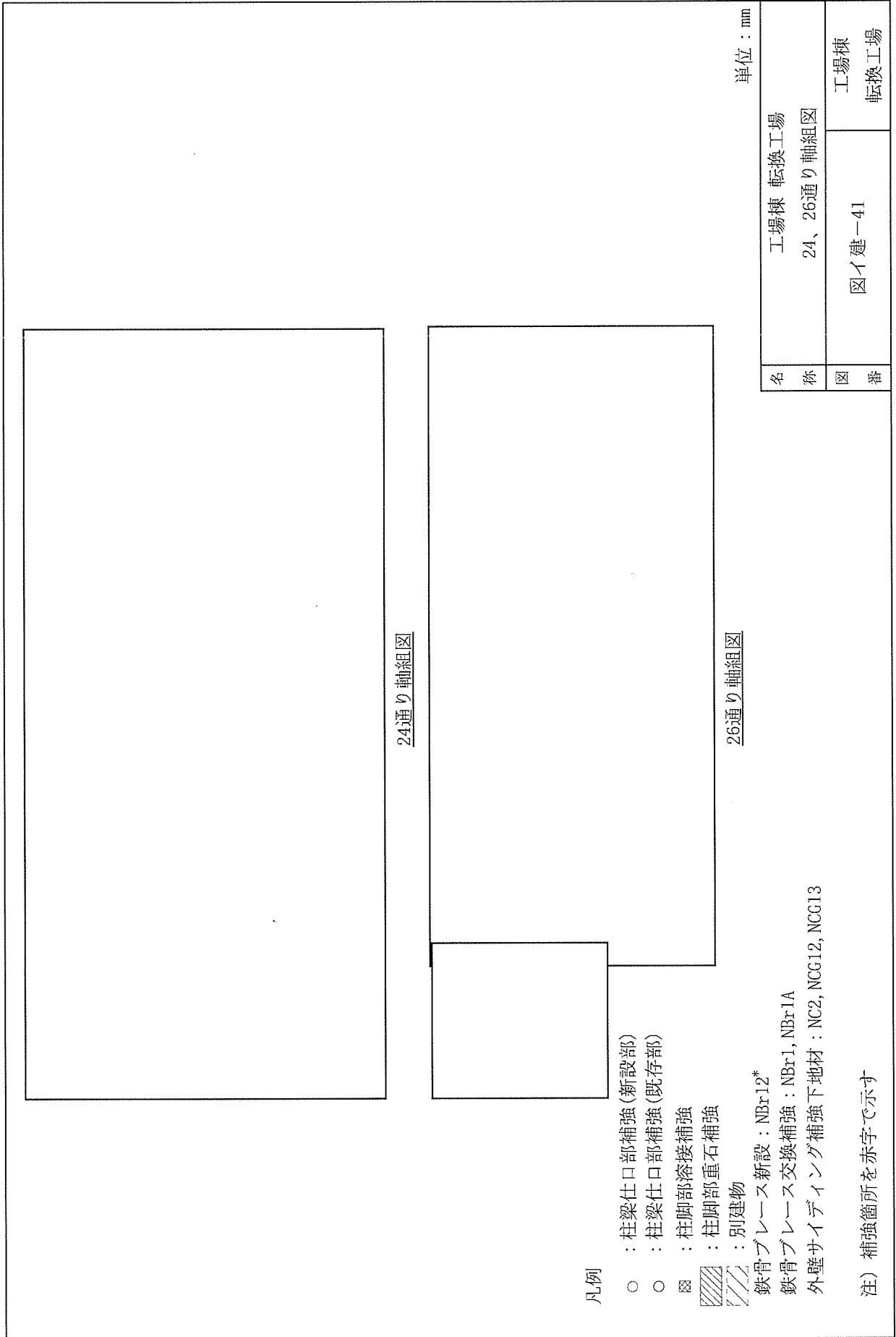
- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- ⊠ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▧ : 別建物

鉄骨ブレース新設 : NBr1*, NBr4B*
 鉄骨ブレース交換補強 : NBr14
 外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13, NHG12, NHG14

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 23、23'通り軸組図
図番	図イ建-40 工場棟 転換工場



凡例

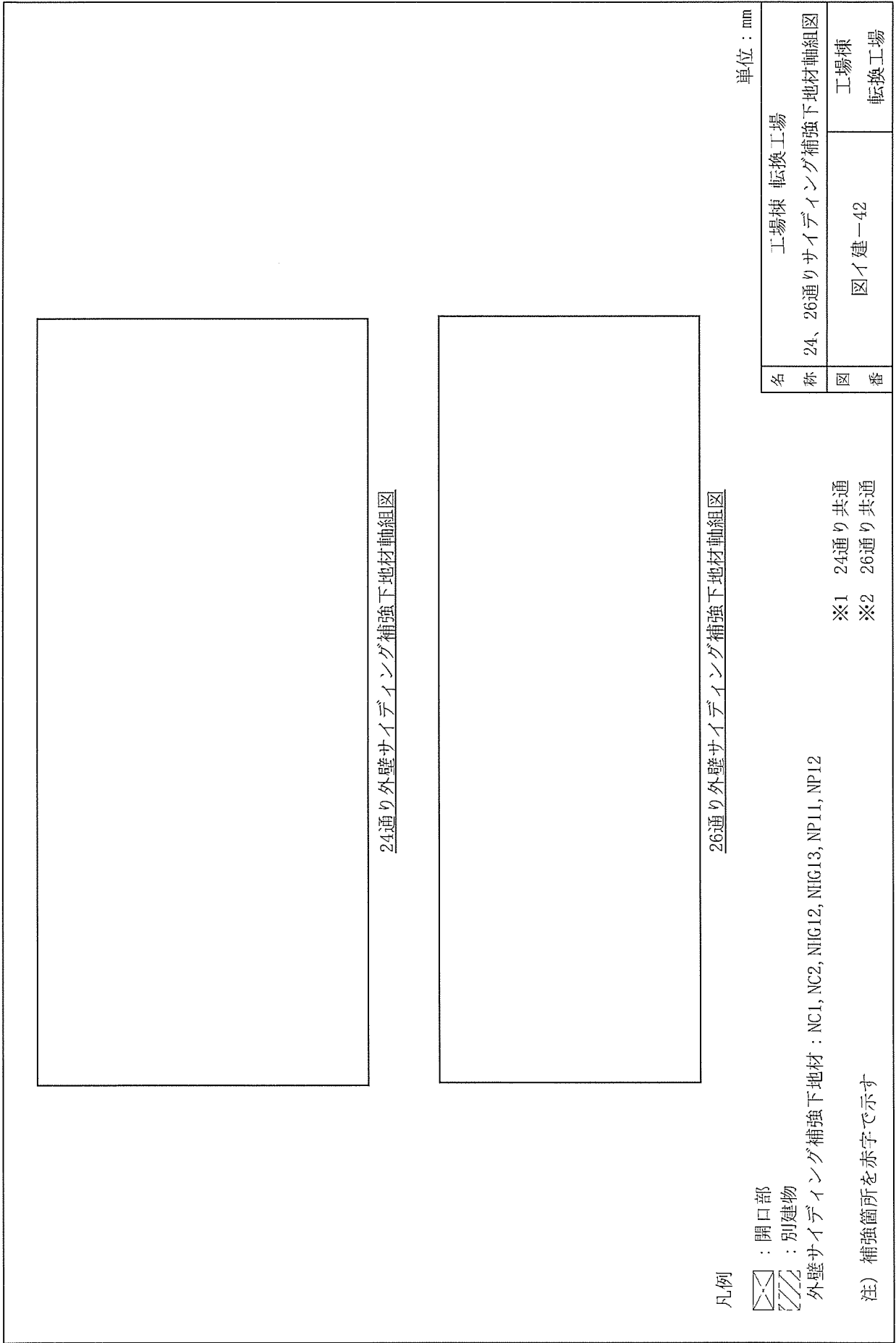
- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- : 柱梁仕口部補強 (既存部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▧ : 別建物

鉄骨ブレース新設：NBr12*

鉄骨ブレース交換補強：NBr1, NBr1A


外壁サイディング補強下地材：NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す



凡例

 : 開口部

 : 別建物

外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NIIG12, NIIG13, NP11, NP12

※1 24通り共通

※2 26通り共通

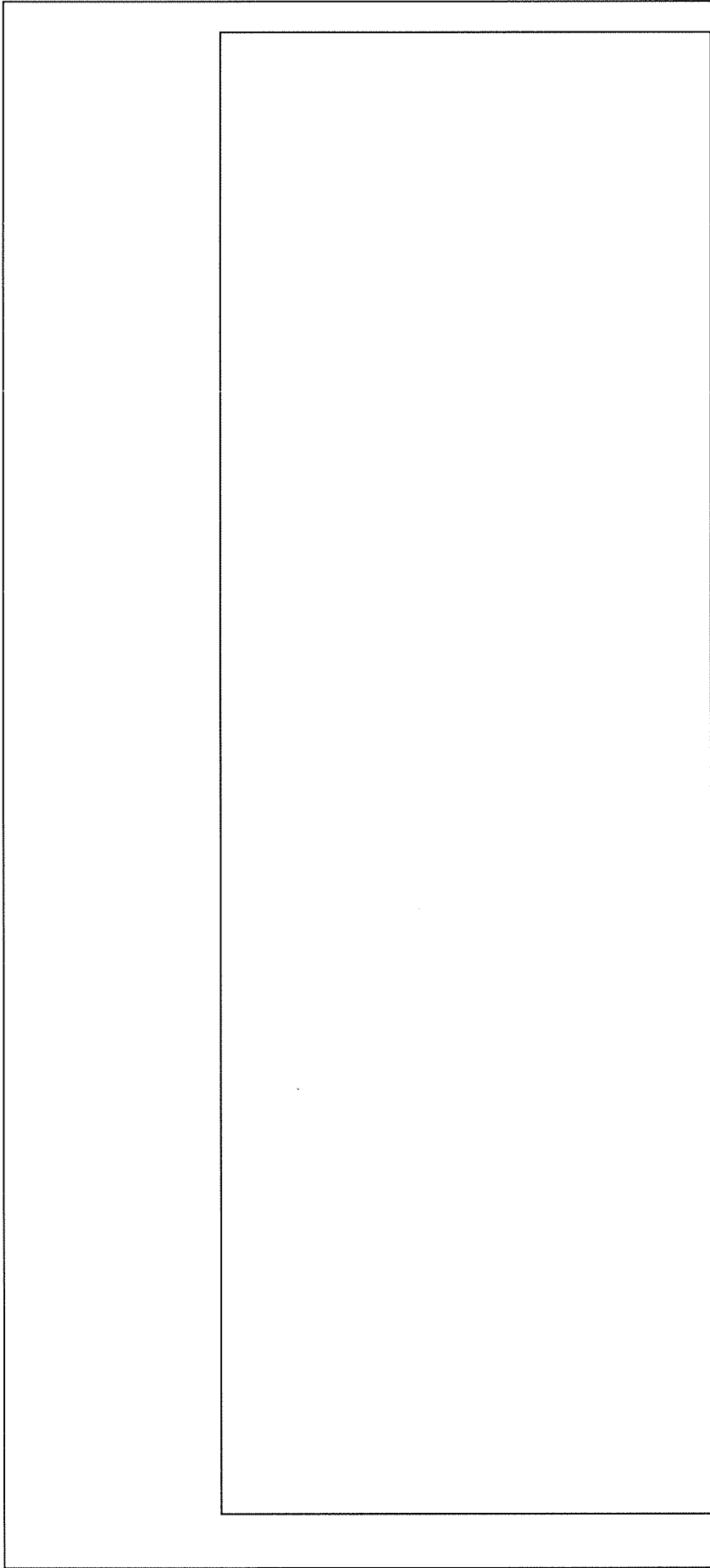
注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

工場棟 転換工場	工場棟 転換工場
名称	24、26通りサイディング補強下地材軸組図
図番	図イ建-42 工場棟 転換工場


24通り外壁サイディング補強下地材軸組図

26通り外壁サイディング補強下地材軸組図



Q通り外壁サイディング補強下地材軸組図

凡例

 : 開口部

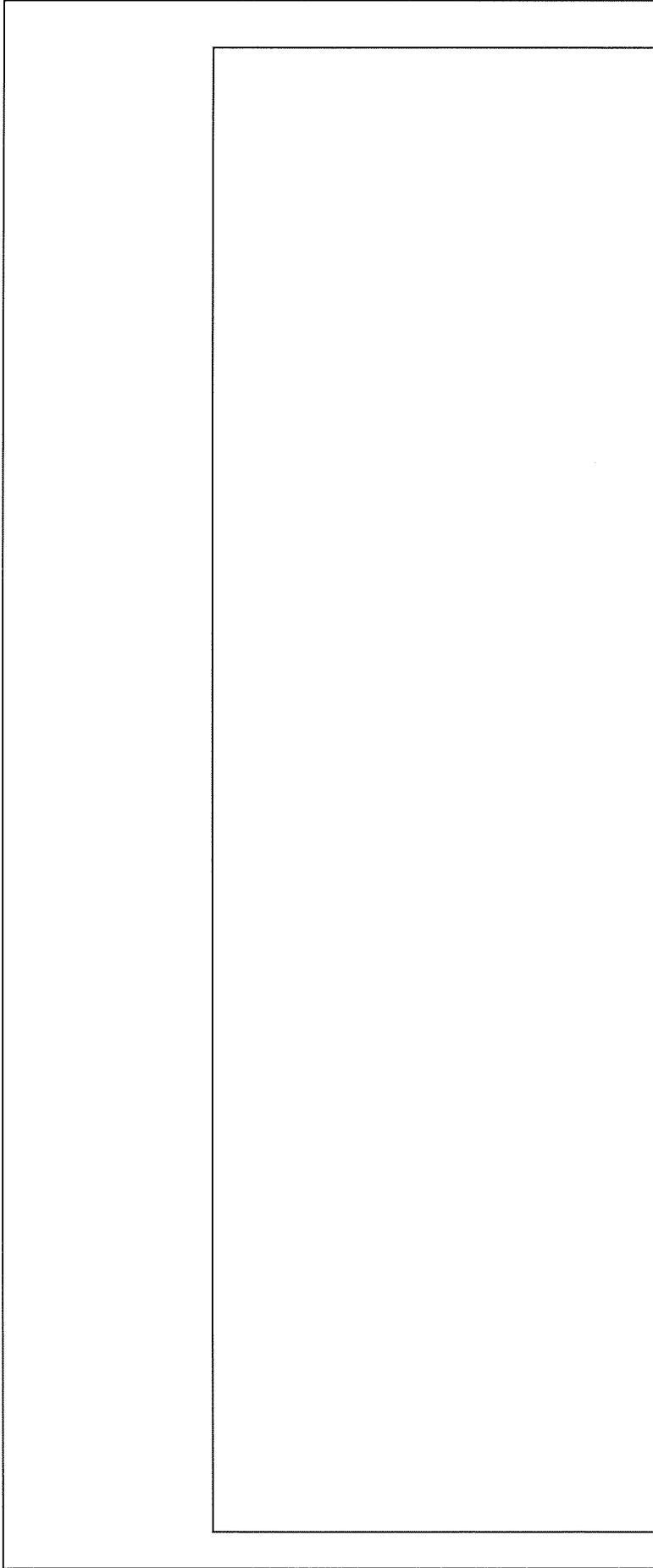
外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NHG11, NHG12, NHG14, NP12

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 Q通りサイディング補強下地材軸組図
図番	図イ建-43 工場棟 転換工場

※1 Q通り共通



L'通り外壁サイディング補強下地材軸組図

単位：mm

名称	工場棟 転換工場
図番	L'通りサイディング補強下地材軸組図 図イ建-44
	工場棟 転換工場

凡例

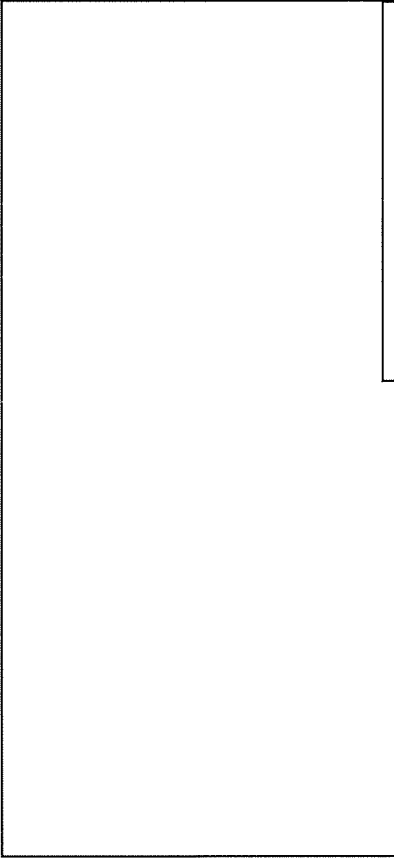
外壁サイディング補強下地材：NC2, NHG12, NP12

注) 補強箇所を赤字で示す

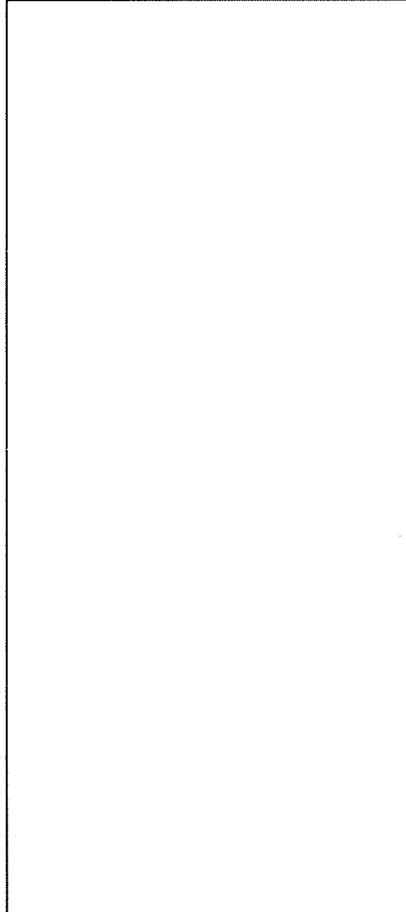
※1 L'通り共通

重石体積 (参考値)

符号	コンクリート種別	体積 (m ³)	設計基準強度 (N/mm ²)
A	普通コンクリート		
B	普通コンクリート		
C	普通コンクリート		
D	普通コンクリート		
E	普通コンクリート		
F	普通コンクリート		
G	普通コンクリート		
H	普通コンクリート		
I	普通コンクリート		
J	普通コンクリート		
K	普通コンクリート		
L	普通コンクリート		
M	普通コンクリート		
N	普通コンクリート		
O	普通コンクリート		
P	普通コンクリート		
Q	普通コンクリート		
R	普通コンクリート		
S	普通コンクリート		
T	普通コンクリート		
U	普通コンクリート		
V	普通コンクリート		
W	普通コンクリート		
X	普通コンクリート		
Y	普通コンクリート		
Z	普通コンクリート		



平面図

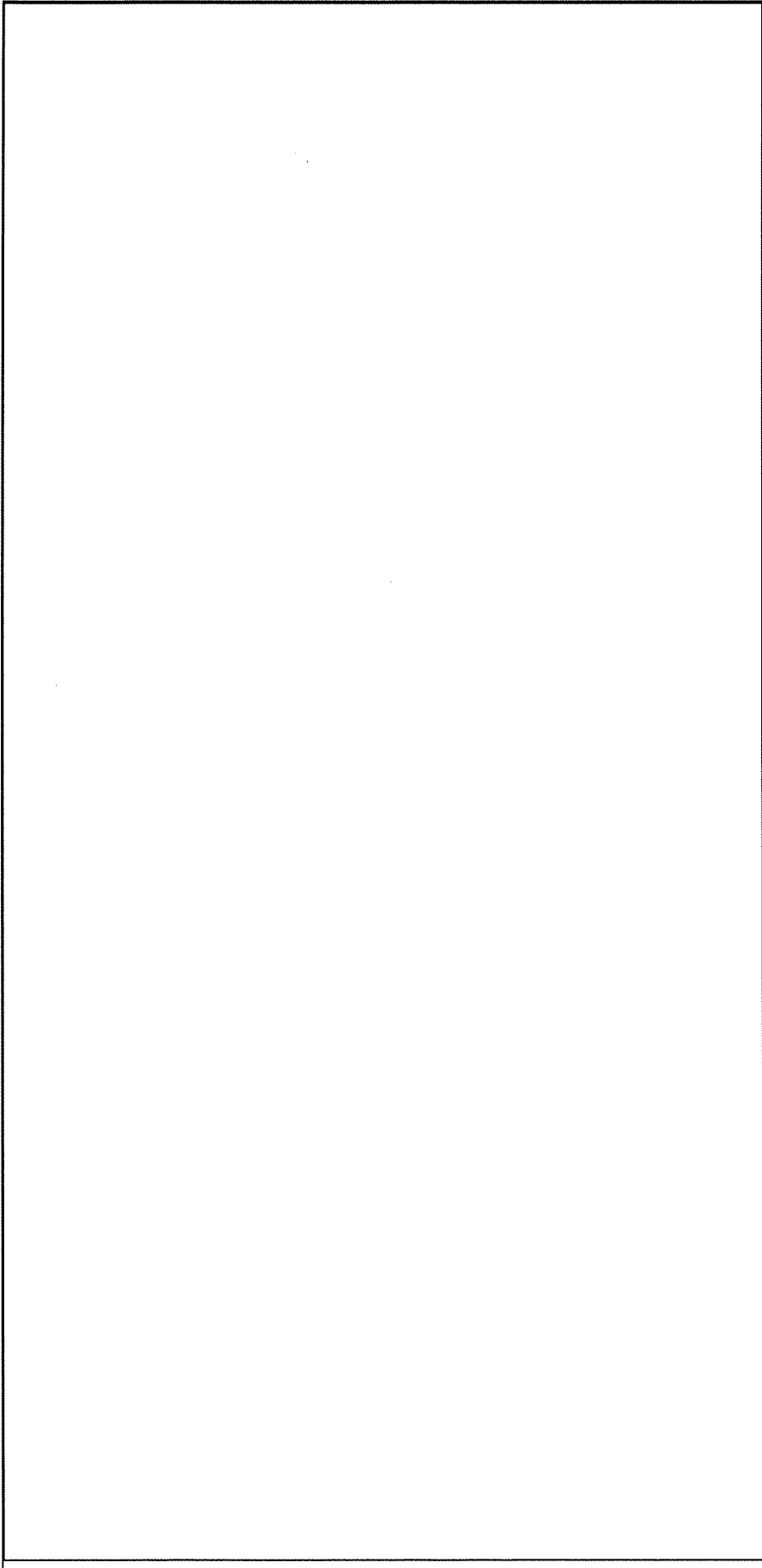


A-A断面図

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場
図番	往脚部重石補強詳細 図イ建-45
	工場棟 転換工場

- 注1) 補強箇所を赤字で示す
 注2) 鉄筋及びアアンカー材質
 注3) 配置は図イ建-19 参照



鋼板補強概略図
(断面図)

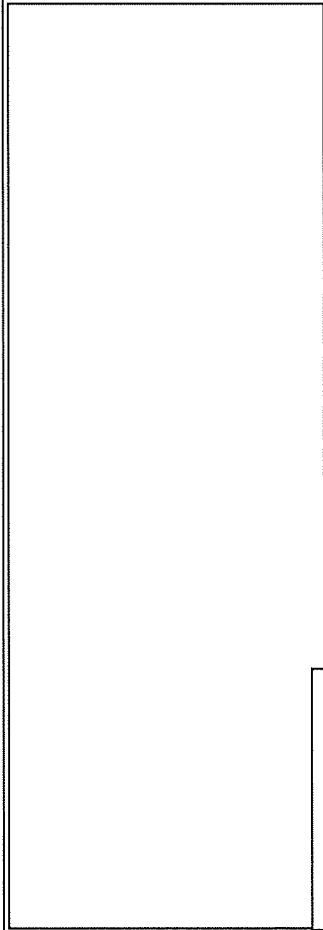
外壁サイディング補強概略図
(断面図)

外壁更新概略図
(断面図)

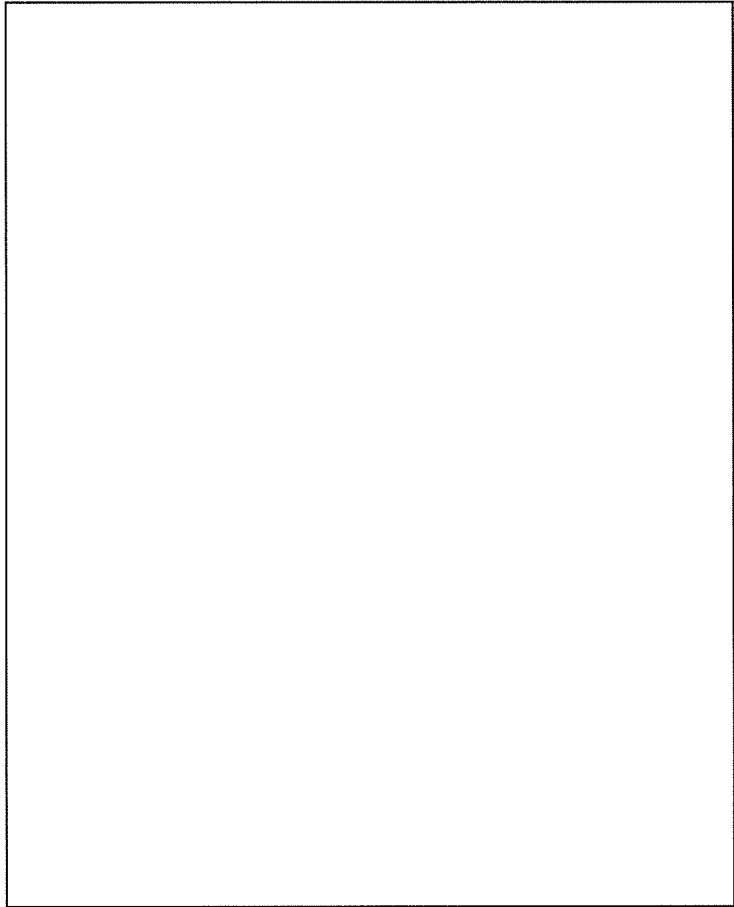
単位：mm

名称	工場棟 転換工場
図番	図イ建-46
	工場棟 転換工場

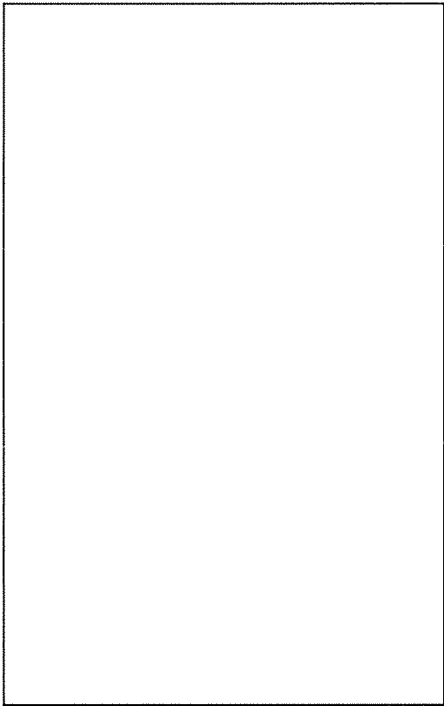
注) 補強箇所を赤字で示す



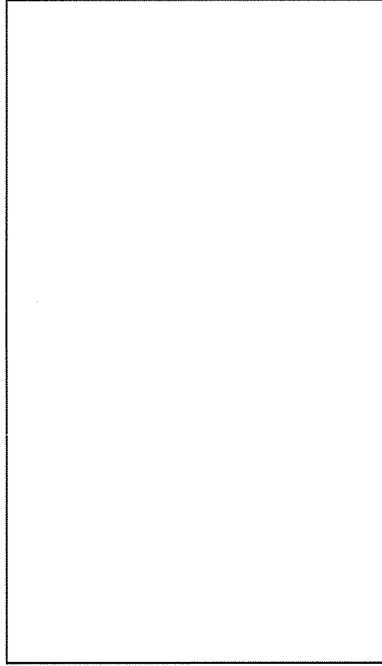
屋根面鉄骨補強概略図
(断面図)



屋根面鉄骨補強概略図
(A-A 平面図)



折板追設補強概略図
(断面図)



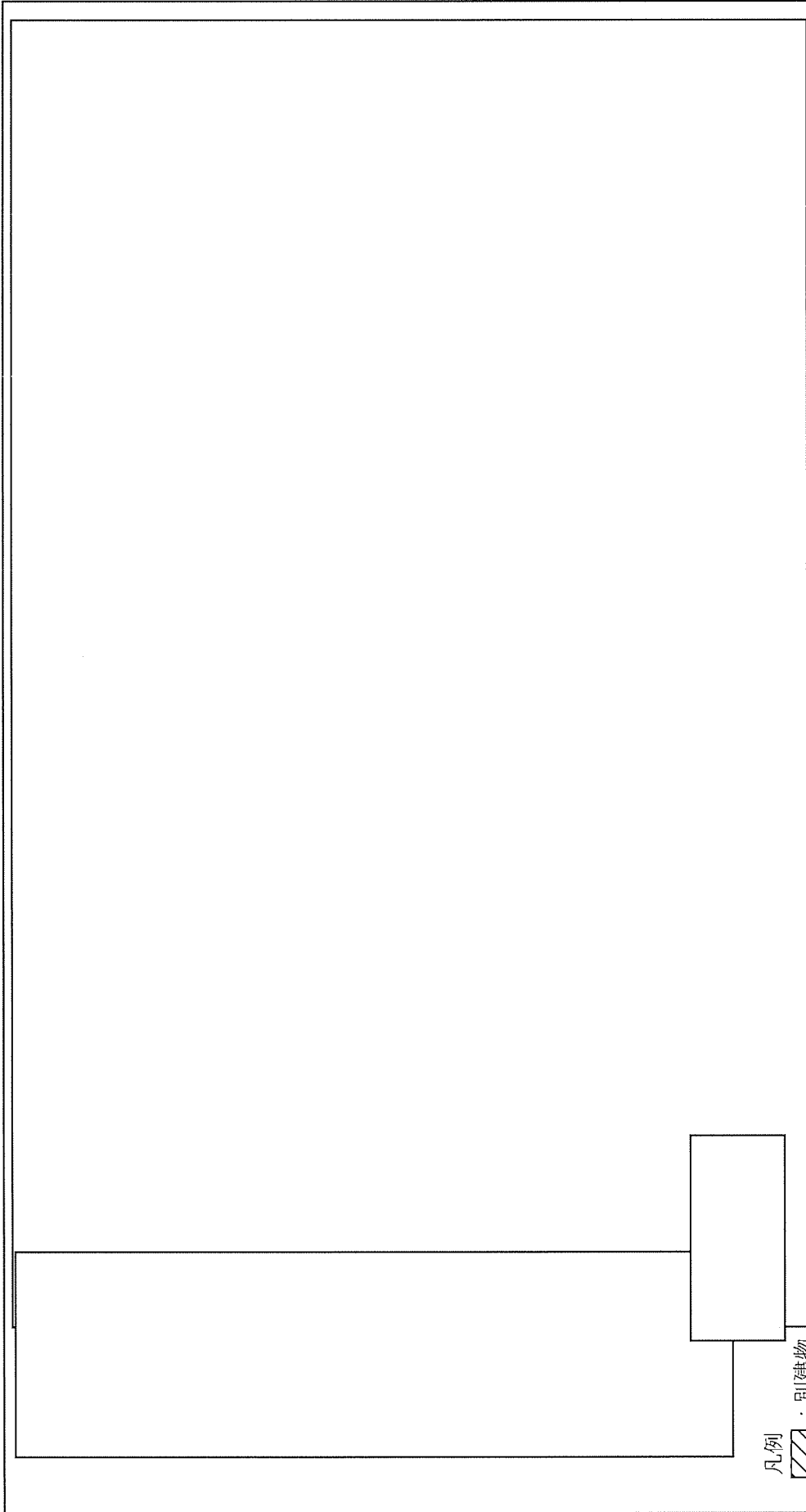
折板張替え補強概略図
(断面図)

単位：mm

名称	工場棟 転換工場
図番	屋根面鉄骨補強及び折板補強概略図 図イ建-47
工場棟	工場棟
転換工場	転換工場

注) 補強箇所を赤字で示す

<div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>		単位：mm	
		工場棟 転換工場	工場棟 転換工場
名称	鉄骨ブレース補強及び柱梁仕口部補強概略図		工場棟 転換工場
図番	図イ建-48		工場棟 転換工場
鉄骨ブレース補強及び柱梁仕口部補強概略図 (断面図)			
注) 補強箇所を赤字で示す			



凡例

▨ : 別建物

— : 遮蔽能力を期待する壁 (高さの異なる壁を色を変えて表示) *4 : 高さ [] (設計確認値) (コンクリート)

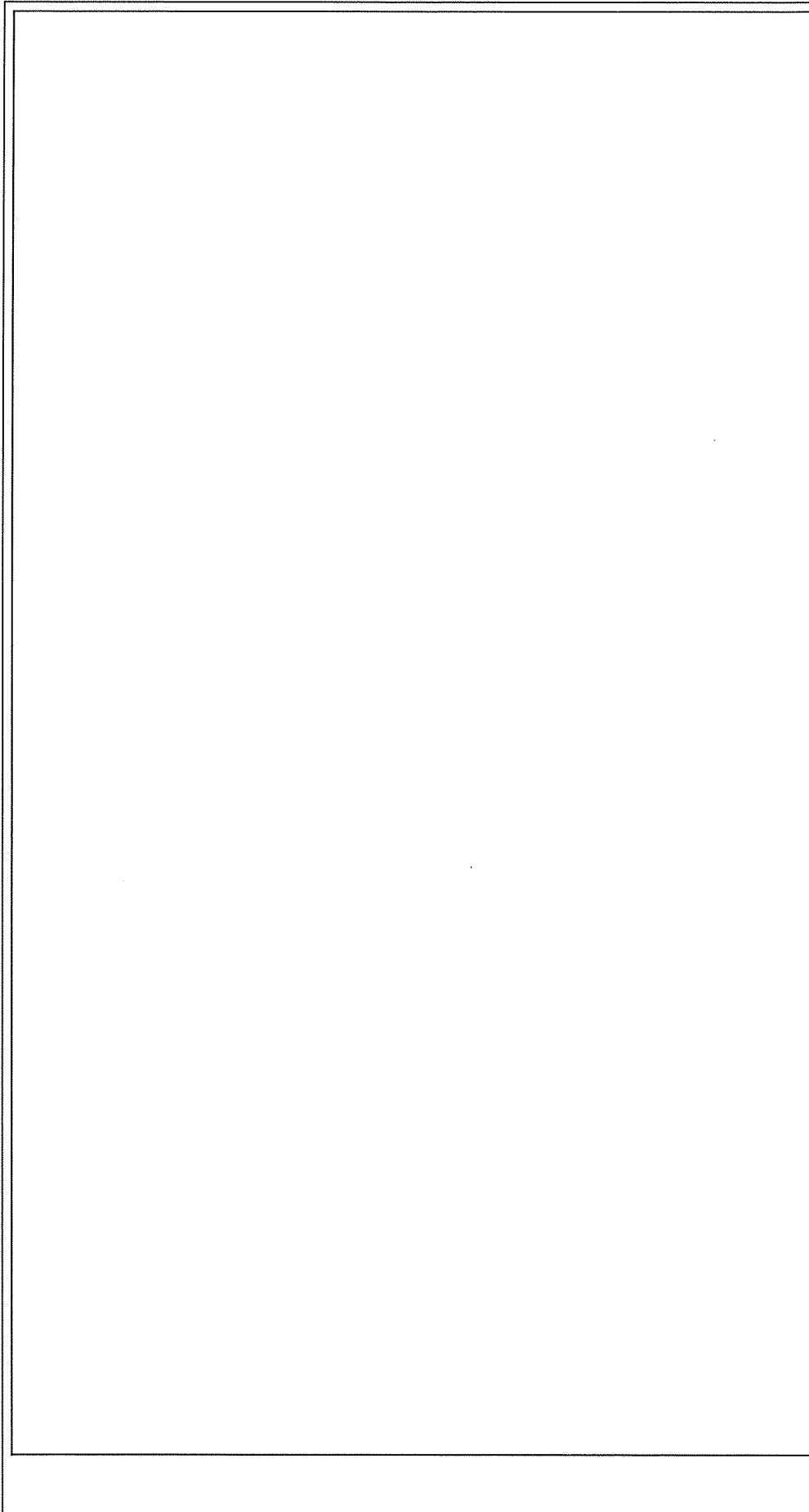
*1 : 厚さ [] (高さ [] (設計確認値) のALC) 及び厚さ [] (高さ [] (設計確認値) のコンクリート), 後者の壁は屋内

*2 : 高さ [] (設計確認値) (ALC)

*3 : 高さ [] (設計確認値) (ALC)

単位: mm

主要な構造材	柱, 梁	折板 (鋼板), ALC (但し腰壁部鉄筋コンクリート (高さ []))	工場棟	工場棟
	鉄骨		図イ遮-1	工場棟 転換工場
			図番	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物1階平面)
			名称	工場棟 転換工場 遮蔽関係図
			名	工場棟 転換工場 (コンクリート)



単位：mm

凡例



：吹抜



：別建物



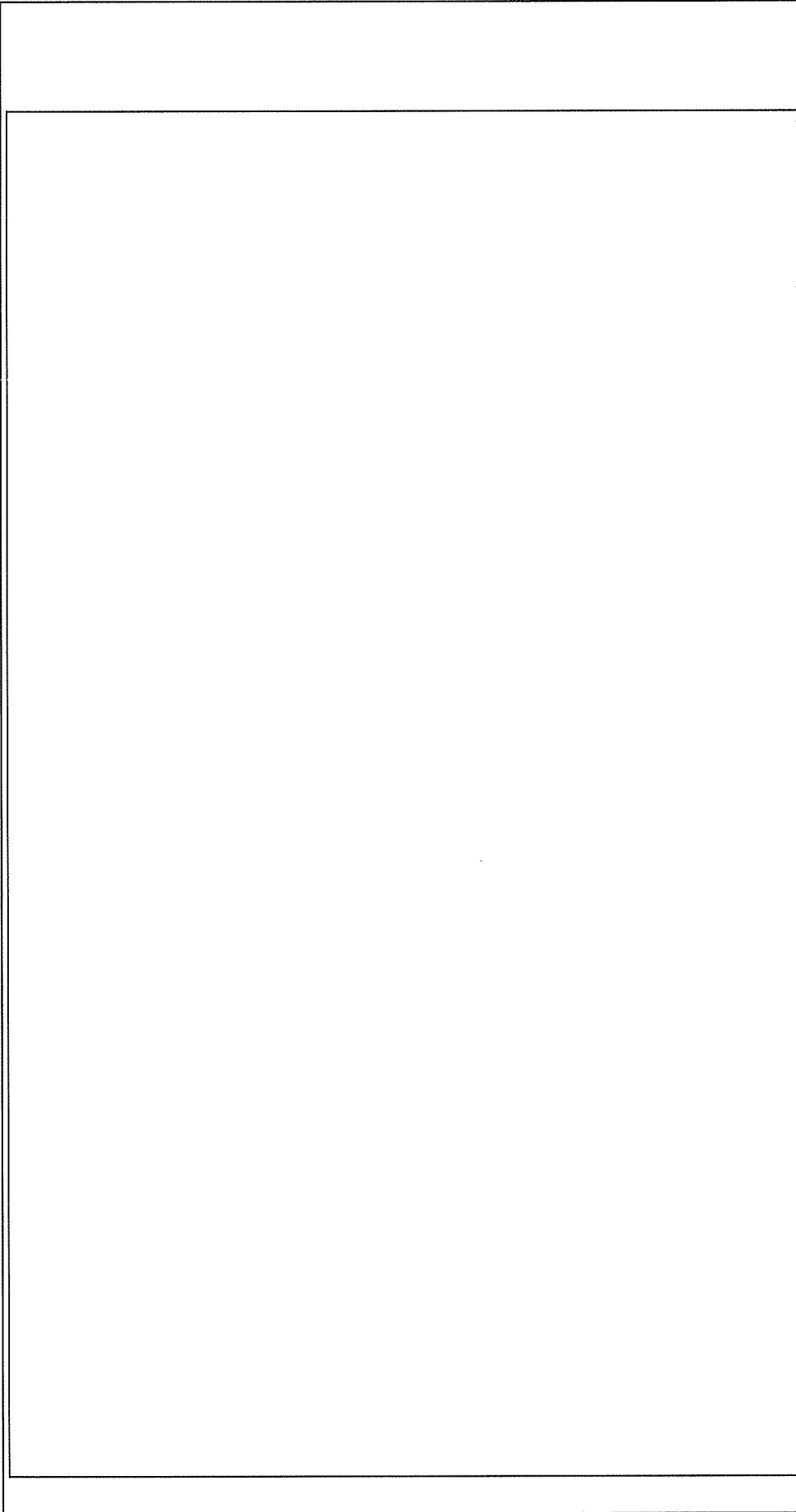
：遮蔽能力を期待する壁 (ALC)

*1




：高さ (設計確認値)


名称	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物2階平面)	
図番	図イ遮-2	工場棟 転換工場



凡例

 : 吹抜

 : 別建物

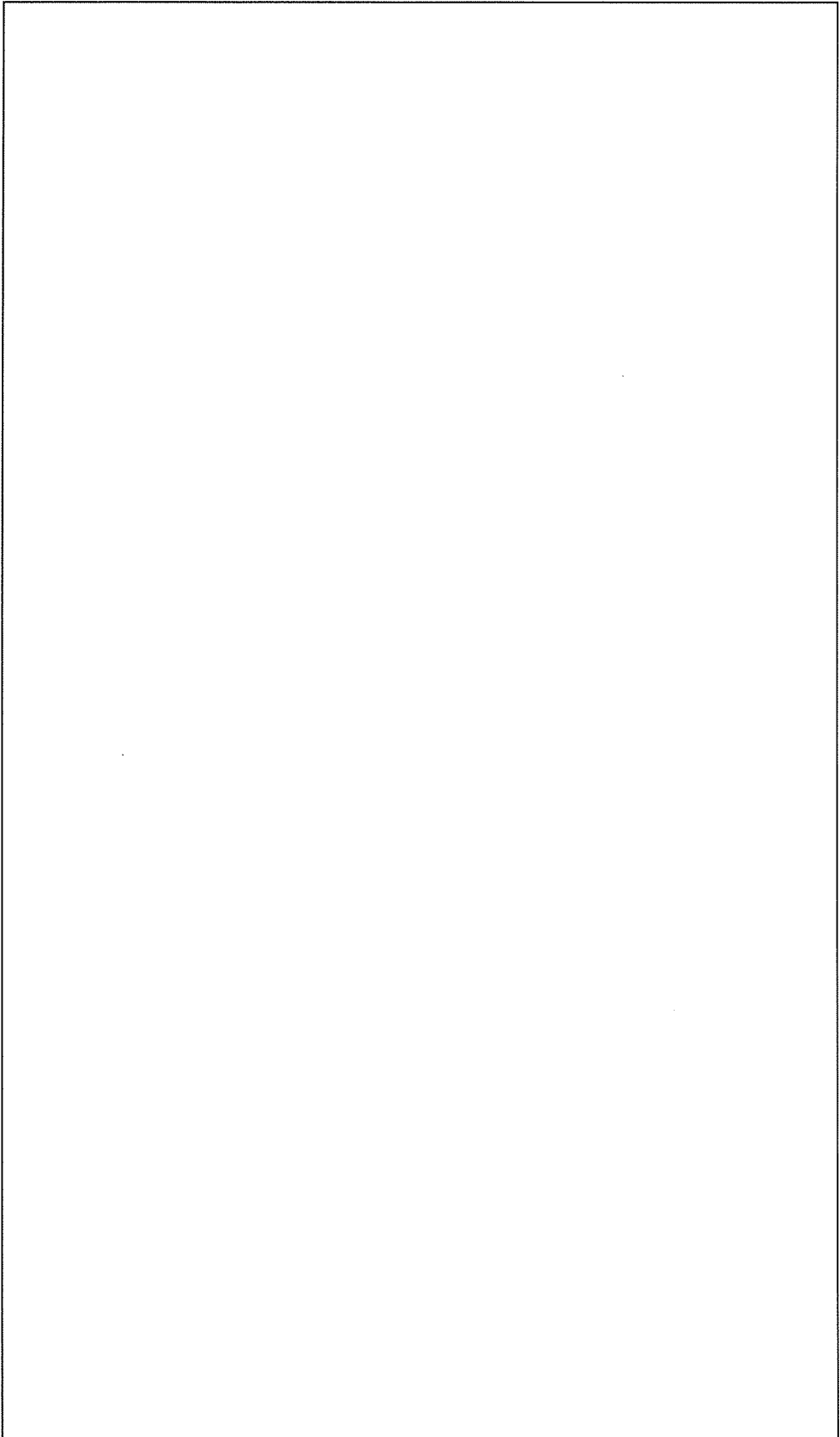
 : 遮蔽能力を期待する壁

*1 : 厚さ 高さ ALCの壁 (設計確認値)

*2 : 厚さ のALCと同等以上の遮蔽能力を有する厚さ60のラスモルタルの壁

単位 : mm

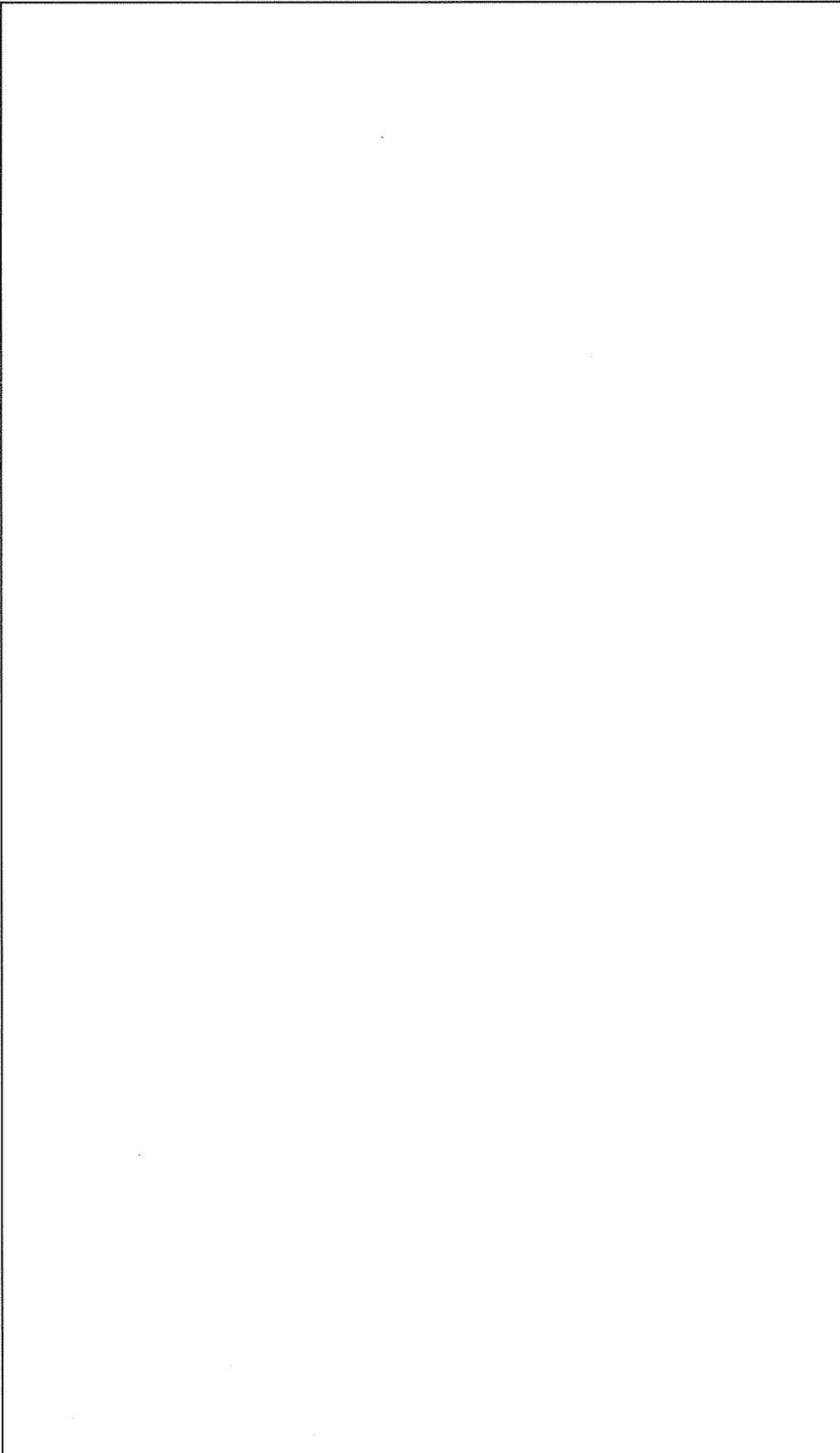
名称	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物3階平面)
図番	図イ遮-3 工場棟 転換工場



凡 例

[] : 設備・機器の準備工事範囲 (図中番号は表イ-3, ト-5, 〜-4の設備名称冒頭記載の番号を示す)

名 称	工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図 (1階)
図 番	図イ配-1 (1/2) 工場棟 転換工場他



凡 例



: 設備・機器の一時仮置き場所(既認可分)



: 設備・機器の一時仮置き場所(本申請分)



: 核燃料物質が収納されている大型粉末容器の保管場所(既認可分)



: 核燃料物質が収納されていない大型粉末容器の一時仮置き場所(本申請分)

名 称

工場棟 転換工場他

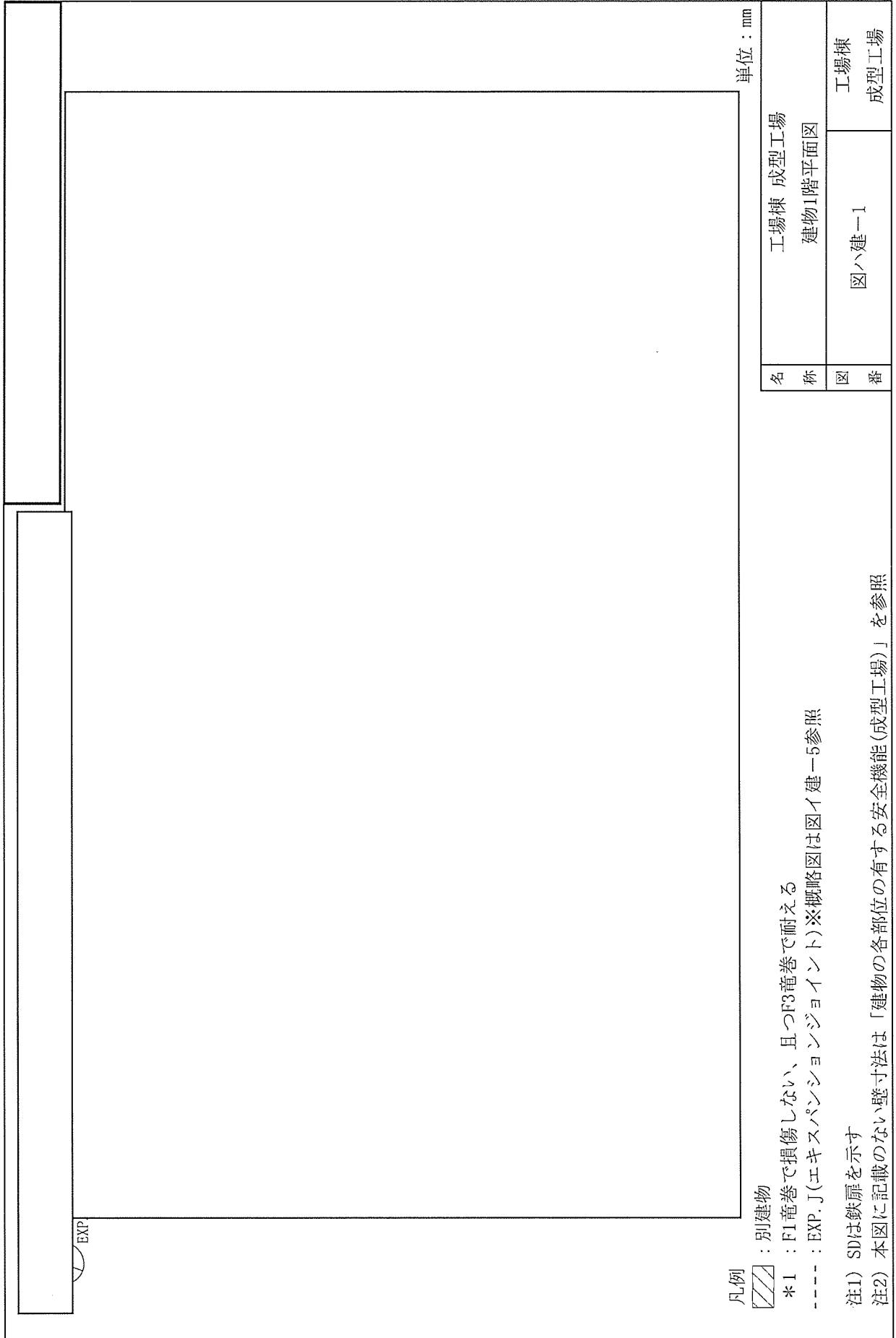
設備・機器準備工事範囲図 (1階)

図 番

図イ配-1 (2/2)

工場棟

転換工場他



凡例

▨ : 別建物

*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える

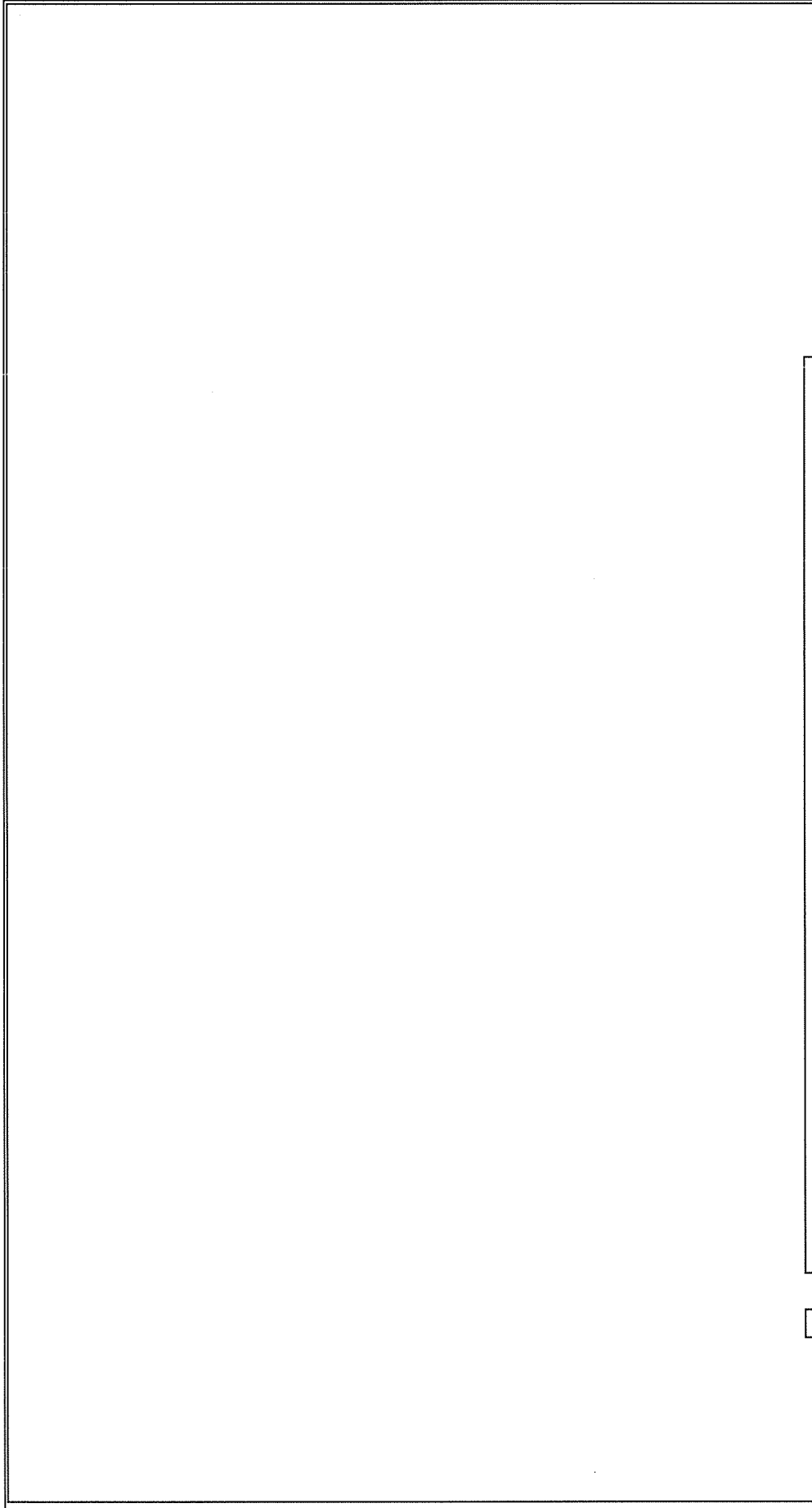
---- : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

注1) SDは鉄扉を示す

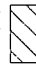
注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(成型工場)」を参照

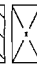
単位 : mm

名称	工場棟 成型工場
図番	建物1階平面図 図ハ建-1
	工場棟 成型工場



凡例

 : 別建物

 : 吹抜け

--- : EXP. J(エキスパンションジョイント)

※概略図は図イ建-5参照

*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える

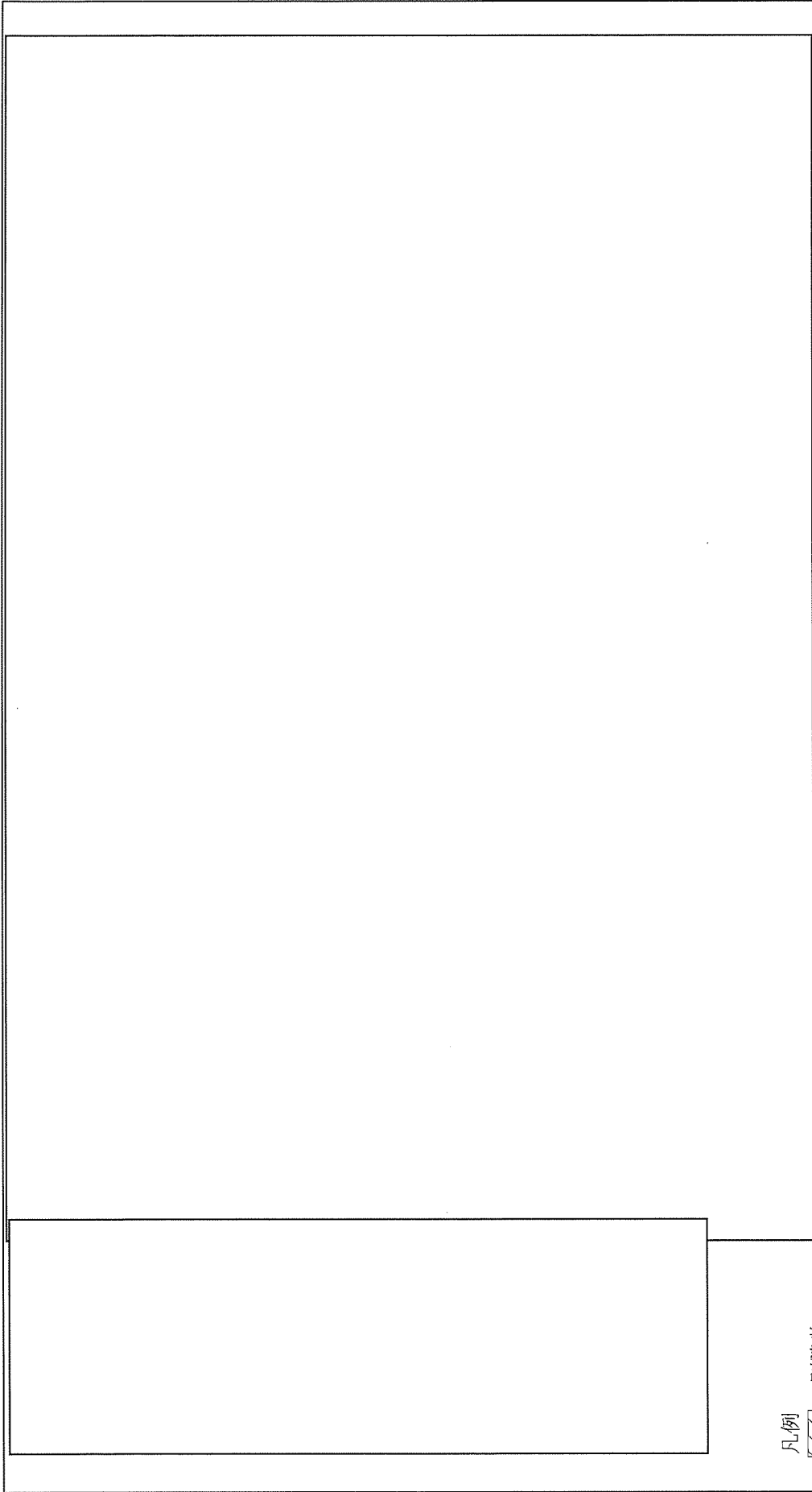
注1) SDは鉄扉を示す

注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の

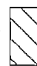
有する安全機能(成型工場)」を参照

単位 : mm

名称	工場棟 成型工場
図番	建物2階平面図 図ハ建-2 工場棟 成型工場



凡例

 : 別建物

*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で損傷で耐える

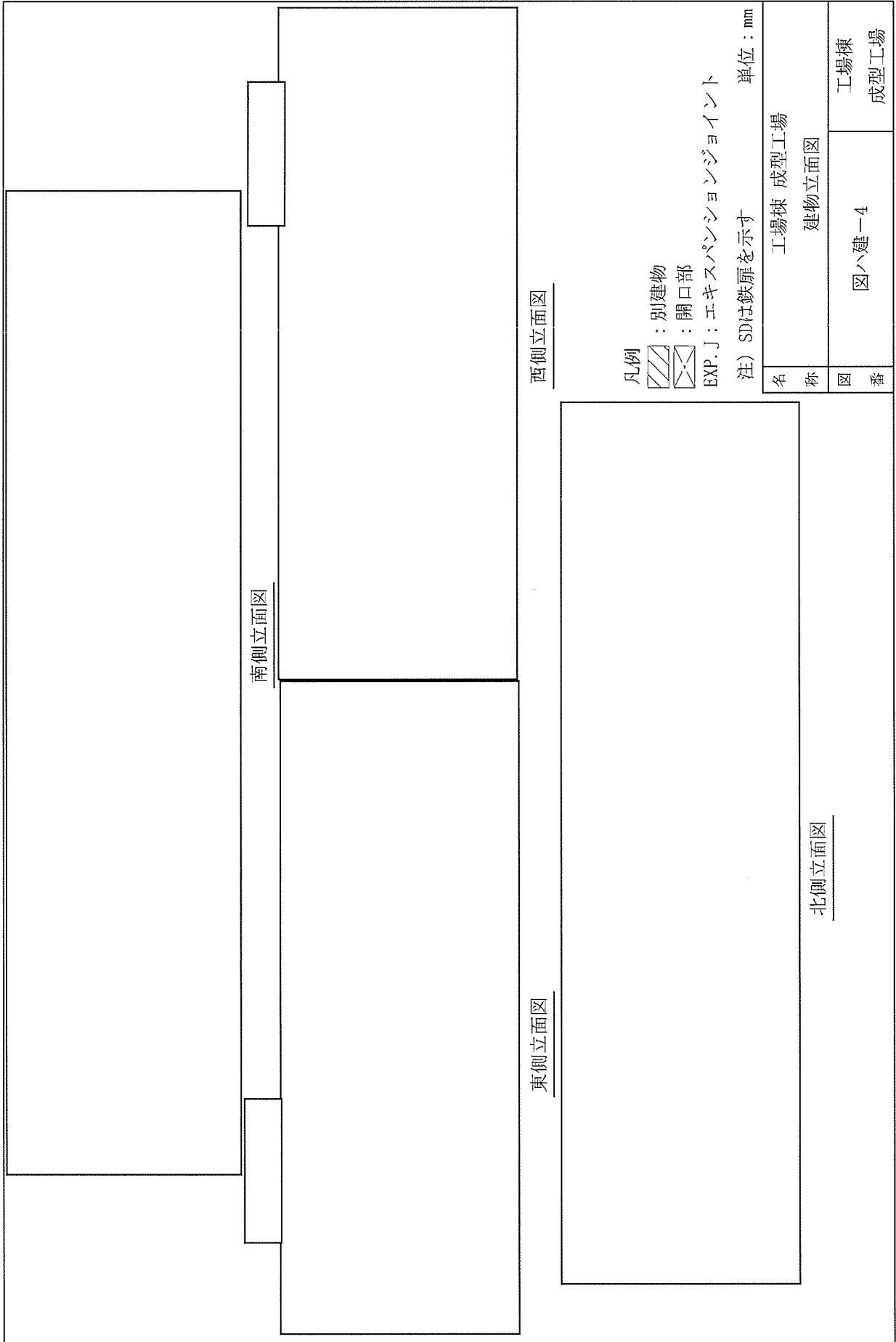
---- : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

注1) SDは鉄扉を示す

注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(成型工場)」を参照

単位 : mm

名称	工場棟 成型工場	
図番	建物3階平面図	工場棟 成型工場
	図ハ建-3	



凡例
 ▨ : 別建物
 ▩ : 開口部
 EXP.J : エキスパンションジョイント

注) SDは鉄扉を示す 単位: mm

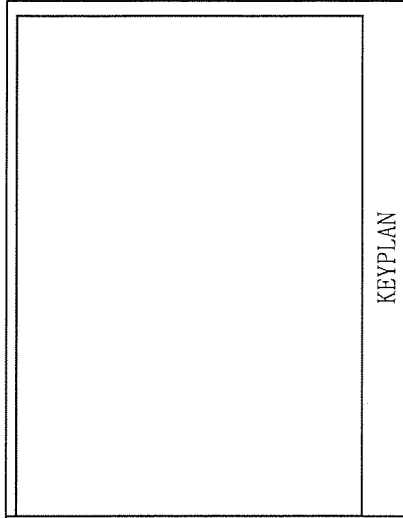
西側立面図

東側立面図

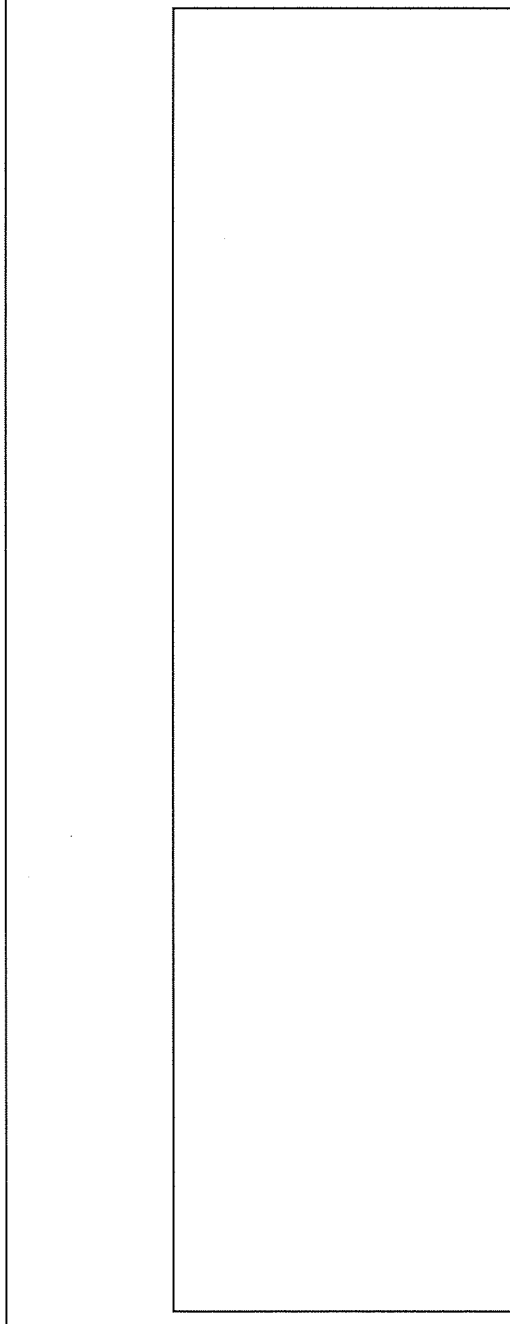
南側立面図

北側立面図

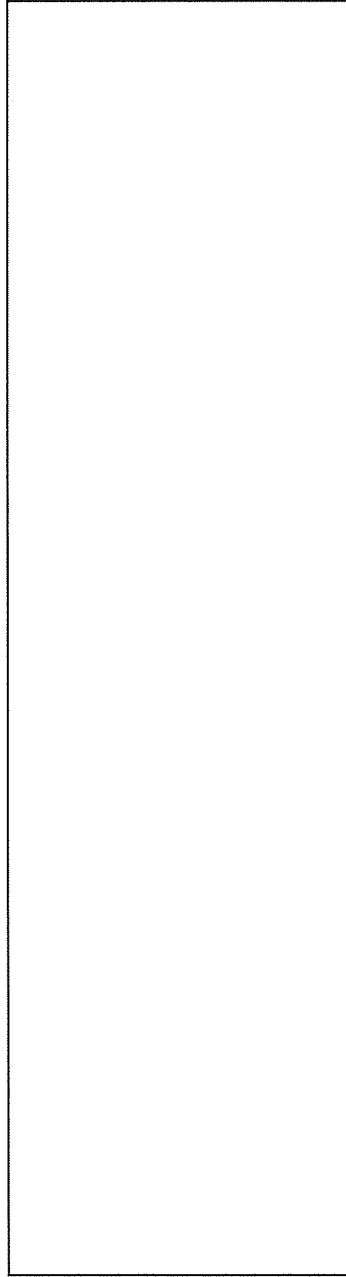
名称	工場棟 成型工場 建物立面図	
図番	図ハ建-4	工場棟 成型工場



KEYPLAN



X-X 断面図



Y-Y 断面図


凡例

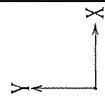
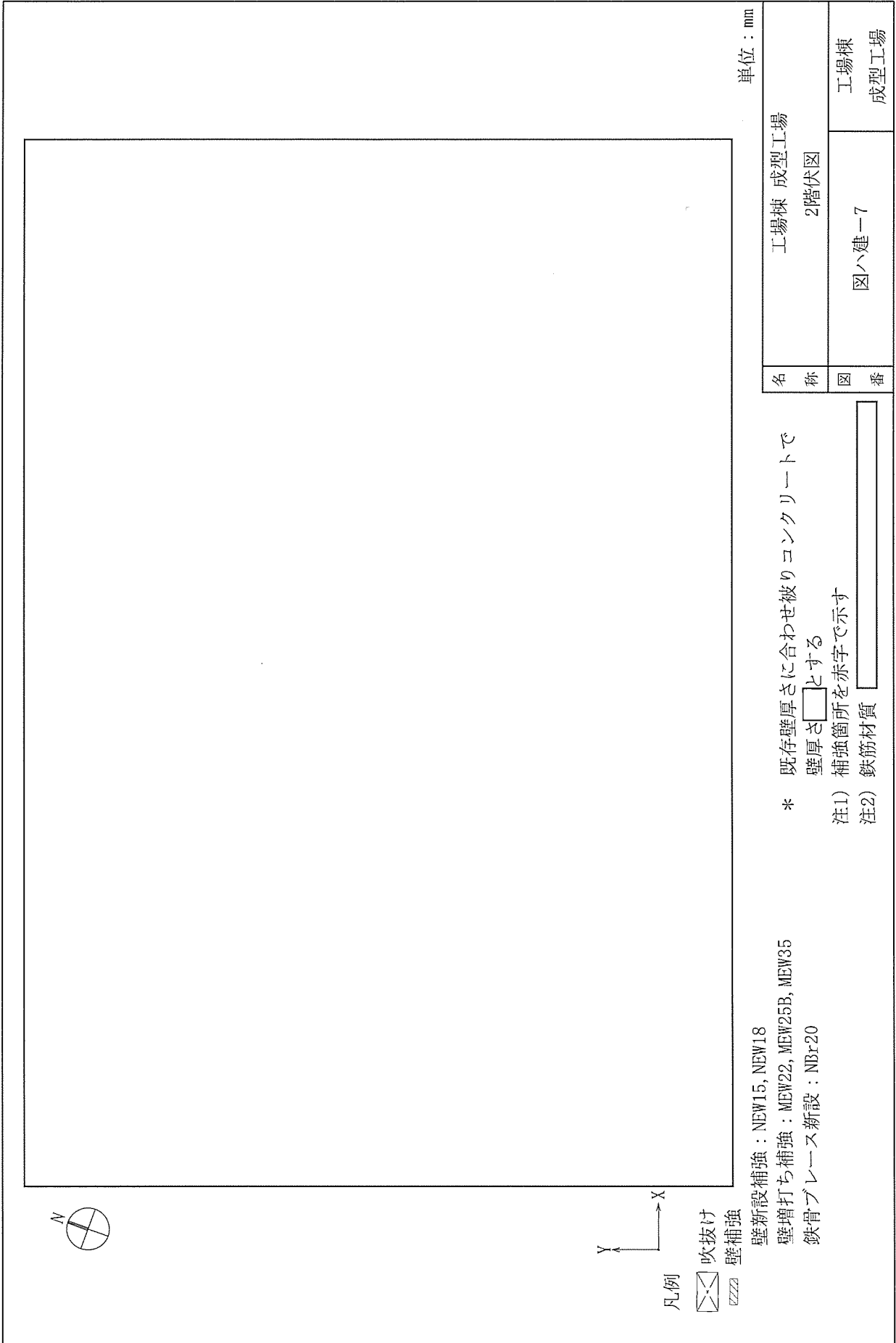
EXP. J : エキスパンションジョイント

 : 別建物


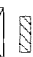
単位 : mm

名称	工場棟 成型工場	
図番	図ハ建-5	工場棟 成型工場

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既設杭 () □ 壁補強 <p>壁増打ち補強 : MEW20, MEW22A, MEW25, MEW25A, MEW25B, MEW25C</p> <p>壁新設補強 : NEW15B, NEW20</p> </div> <div style="width: 45%; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <p>注) 補強箇所を赤字で示す</p> </div> </div>	<p>単位 : mm</p>	
	<p>工場棟 成型工場 杭及び基礎伏図</p>	
		<p>図ハ建-6</p>
		<p>工場棟 成型工場</p>



凡例

-  吹抜け
-  壁補強

壁新設補強：NEW15, NEW18
 壁増打ち補強：MEW22, MEW25B, MEW35
 鉄骨ブレース新設：NBr20

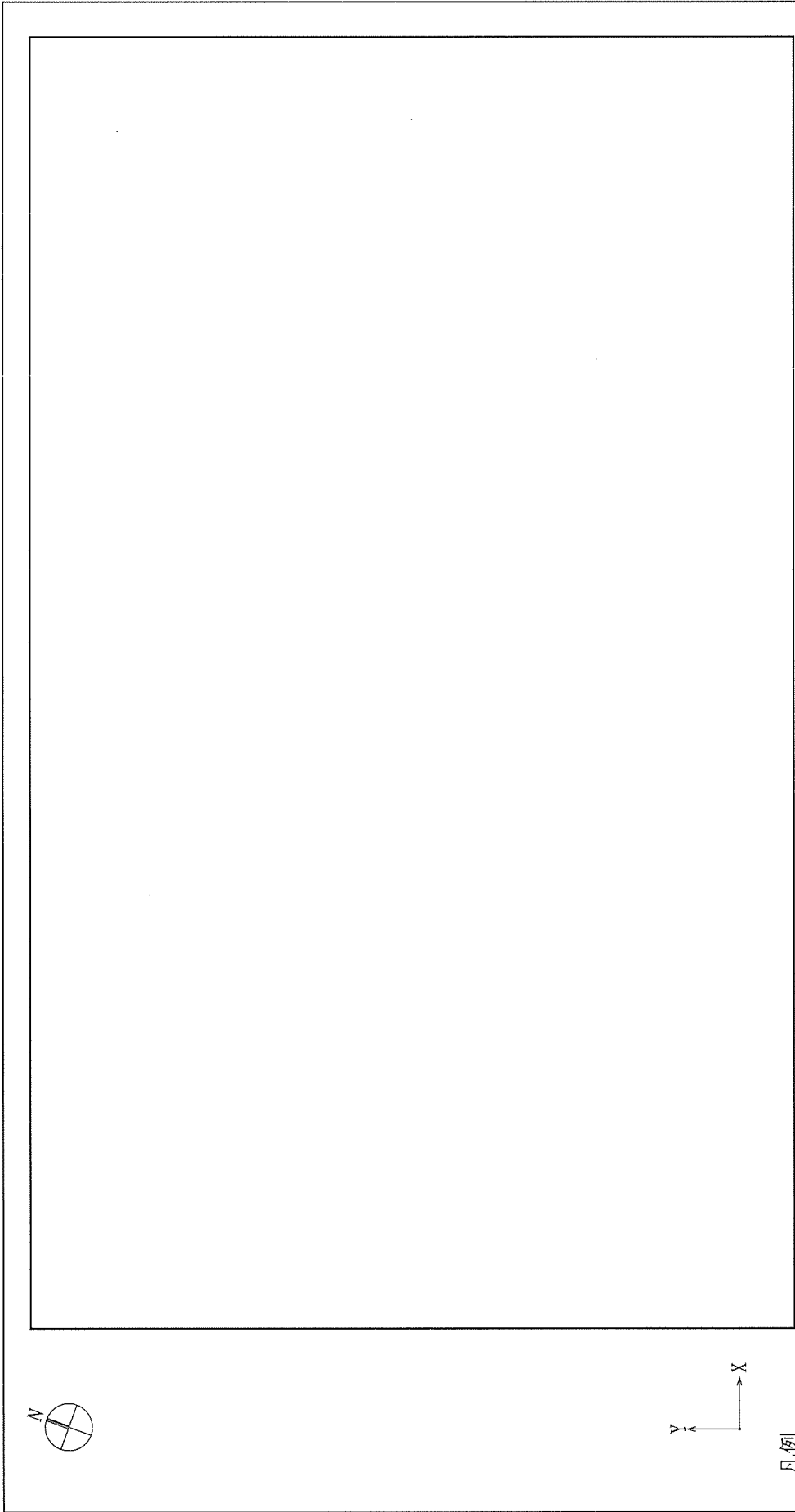
* 既存壁厚さに合わせ被りコンクリートで
 壁厚さ□とする

注1) 補強箇所を赤字で示す


注2) 鉄筋材質


単位：mm

名称	工場棟 成型工場
図番	2階伏図 図ハ建-7
	工場棟 成型工場



凡例

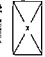
スラブ増打ち補強：NS1 (厚さ )

 壁補強

壁増打ち補強：MEW25A

壁新設補強：NEW15B

屋根面鉄骨補強：NT1

 開口部

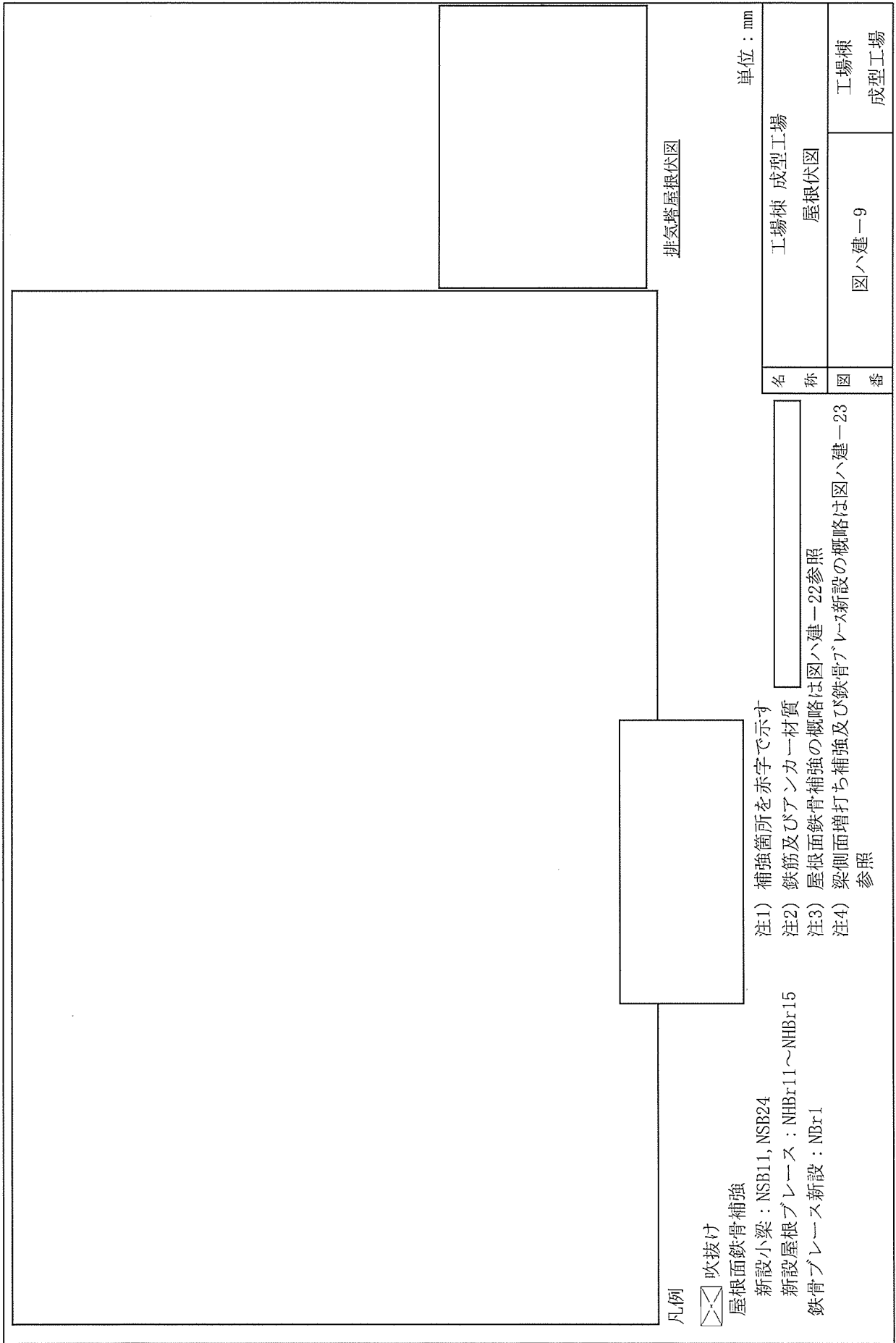
注1) 補強箇所を赤字で示す

注2) 鉄筋及びブロンカー材質

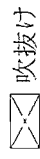
注3) 屋根面鉄骨補強の概略は図ハ建-22参照

単位：mm

名称	工場棟 成型工場
図番	3階伏図 図ハ建-8 工場棟 成型工場



凡例



吹抜け
屋根面鉄骨補強

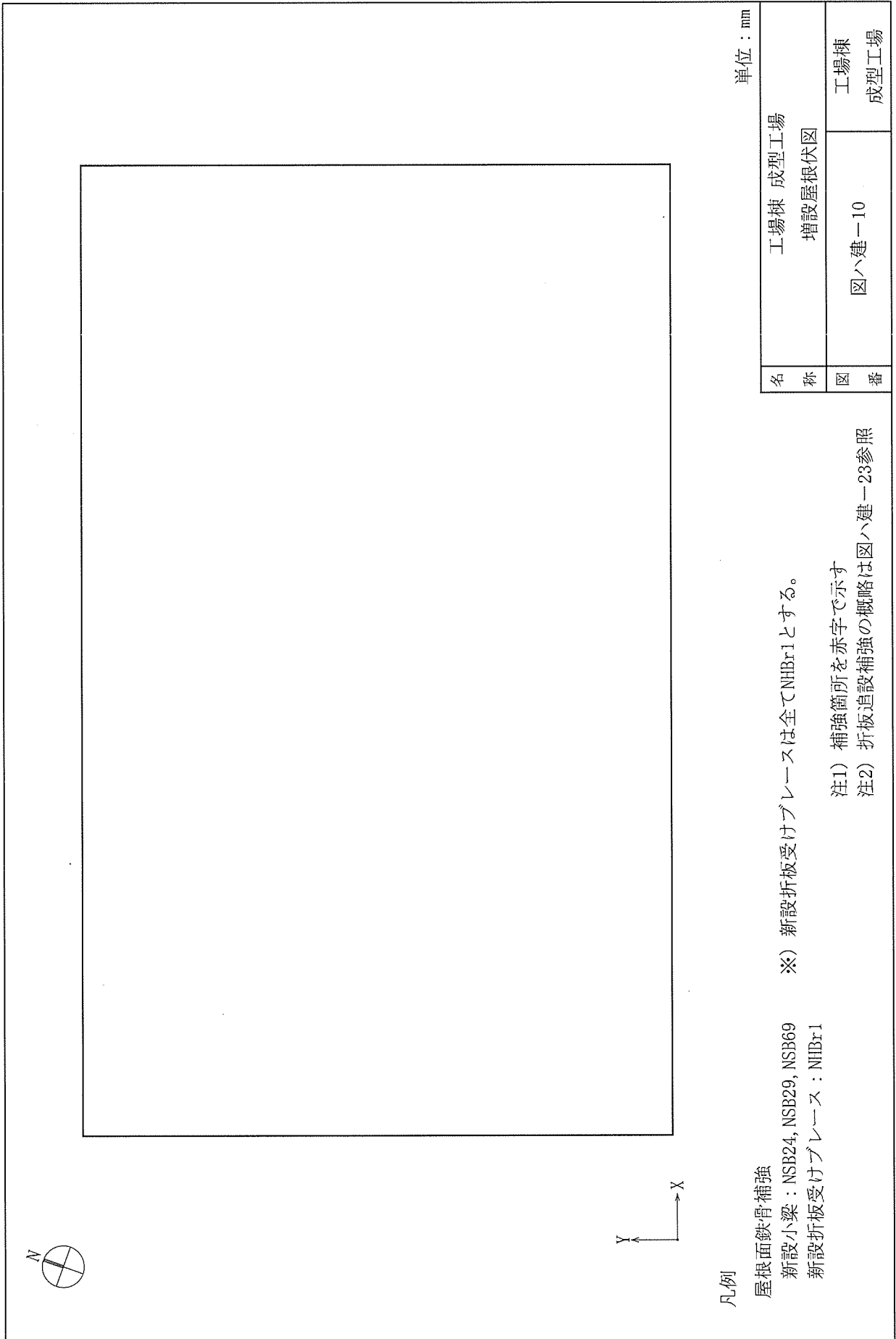
新設小梁：NSB11, NSB24
新設屋根ブレース：NHBr11～NHBr15
鉄骨ブレース新設：NBr1

注1) 補強箇所を赤字で示す
注2) 鉄筋及びアーカー材質
注3) 屋根面鉄骨補強の概略は図ハ建一22参照
注4) 梁側面増打ち補強及び鉄骨ブレース新設の概略は図ハ建一23参照

排気塔屋根伏図

単位：mm

名称	工場棟 成型工場
図番	屋根伏図 図ハ建一9 工場棟 成型工場



凡例

屋根面鉄骨補強

新設小梁：NSB24, NSB29, NSB69

新設折板受けブレース：NHBr1

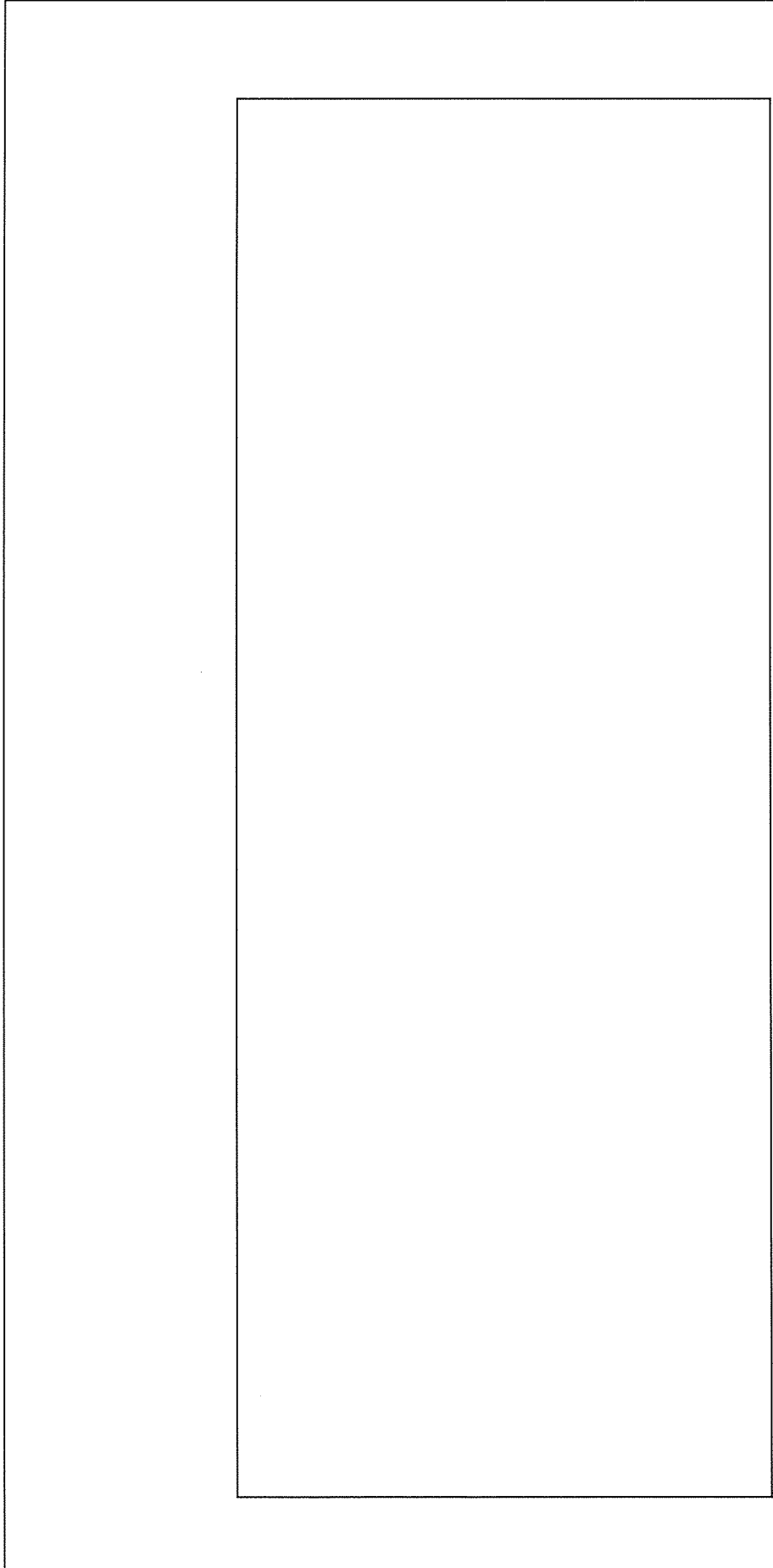
※) 新設折板受けブレースは全てNHBr1とする。

注1) 補強箇所を赤字で示す


注2) 折板追設補強の概略は図ハ建一23参照


単位：mm

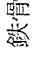
名称	工場棟 成型工場 増設屋根伏図	
図番	図ハ建一10	工場棟 成型工場



凡例

 開口部

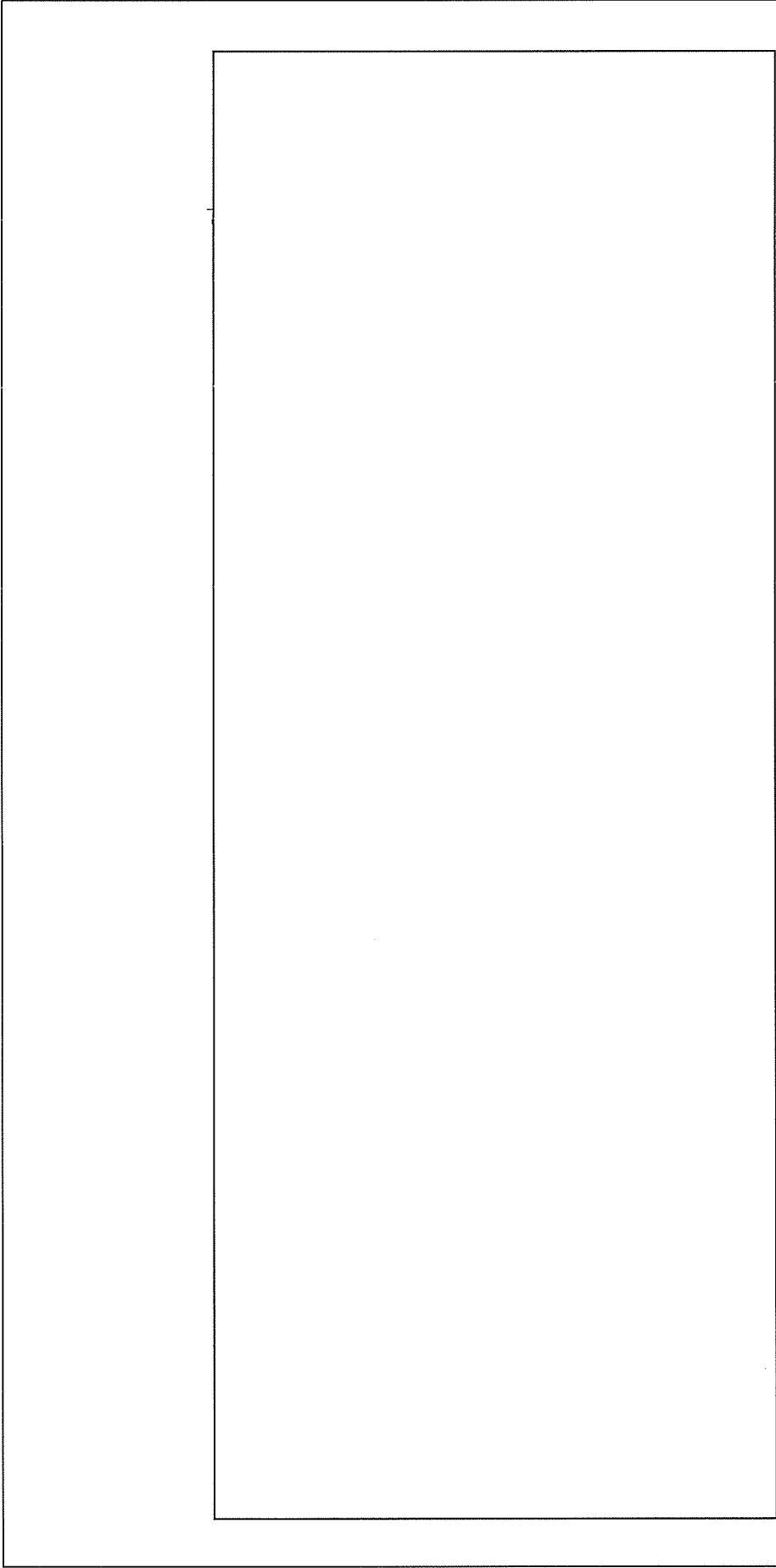
 壁新設補強：NEW15, NEW20

 鉄骨ブレース新設：NBr20

注) 補強箇所を赤字で示す


単位：mm

名称	工場棟 成型工場
図番	14通り軸組図 図ハ建-11
	工場棟 成型工場



凡例

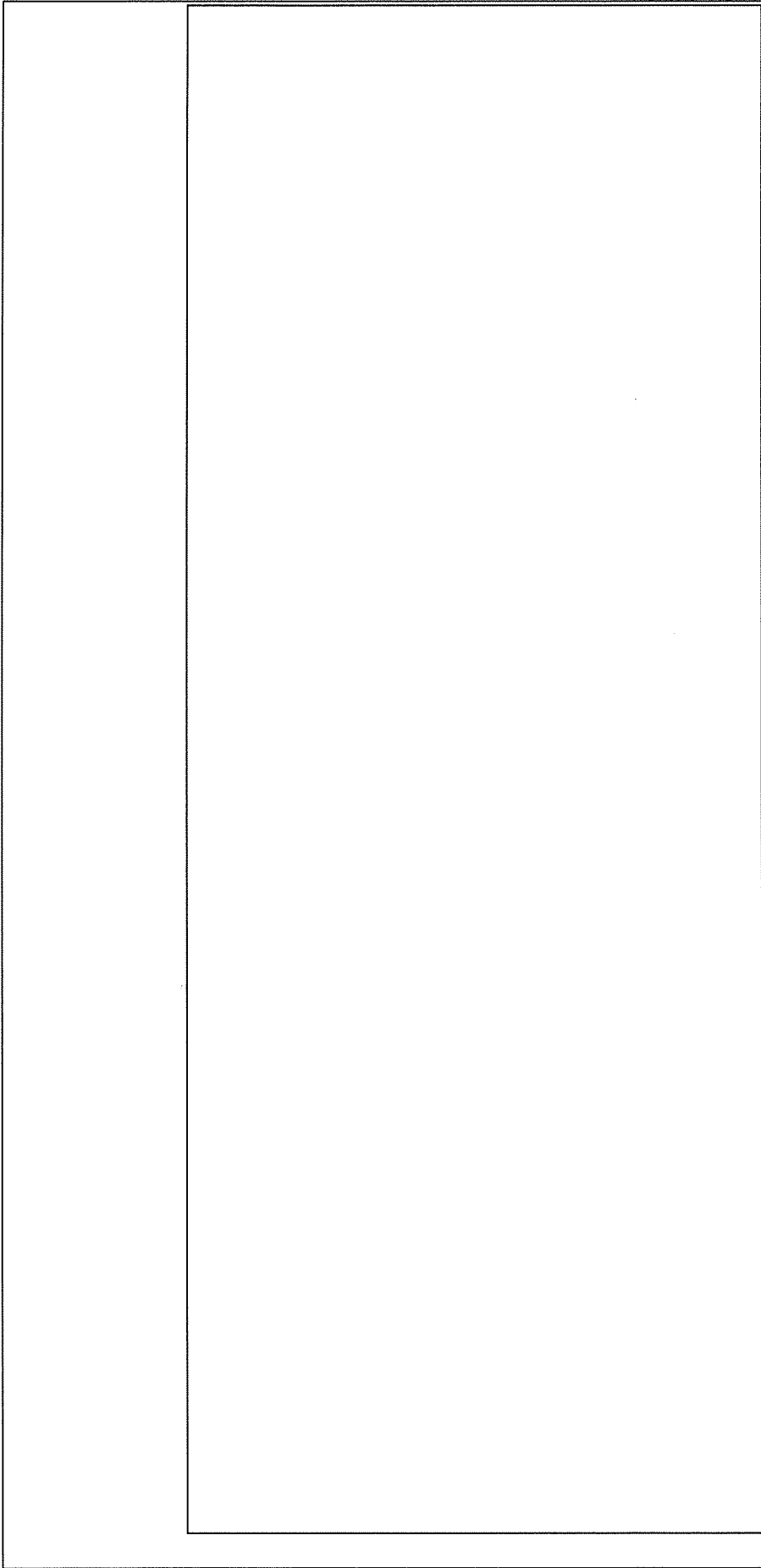
 閉口部

 壁増打ち補強：MEW25A, MEW25B

注) 補強箇所を赤字で示す

単位：mm

名称	工場棟 成型工場	
図番	15通り軸組図	
	図入建一12	工場棟 成型工場



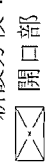
凡例

屋根面鉄骨補強

新設柱：NC1, NP1

新設小梁：NSB29, NSB69

新設方杖：NT1, NT12

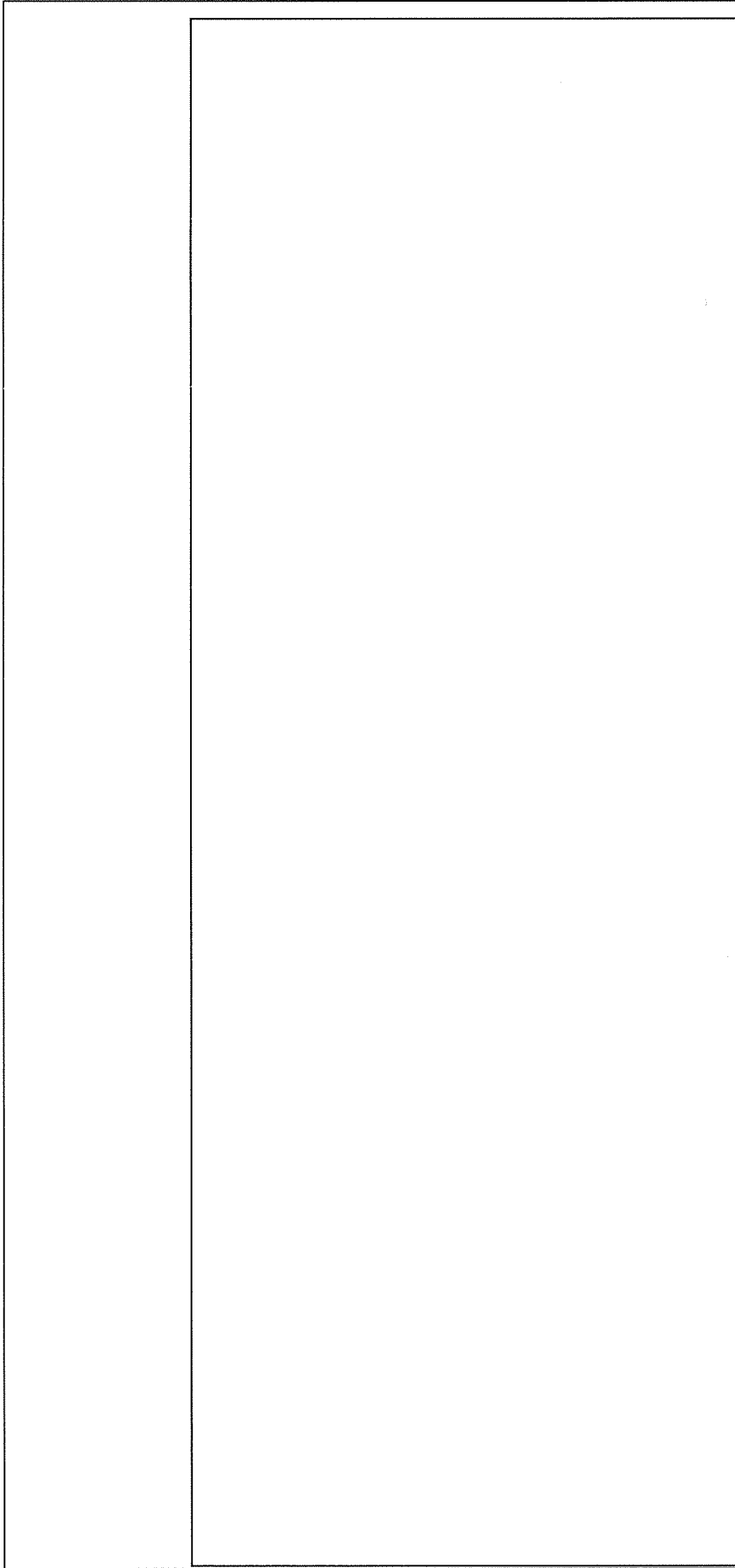


開口部

注) 補強箇所を赤字で示す

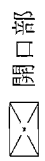
単位：mm

名称	工場棟 成型工場	
図番	18通り軸組図	工場棟 成型工場
	図ハ建-13	



凡例

- zzz 壁新設補強 : NEW15B
- 屋根面鉄骨補強
- 新設柱 : NC1, NP1
- 新設小梁 : NSB29, NSB69
- 新設方杖 : NT12



注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	工場棟 成型工場	
図番	19通り軸組図	
図番	図ノ建一14	工場棟 成型工場

--	--

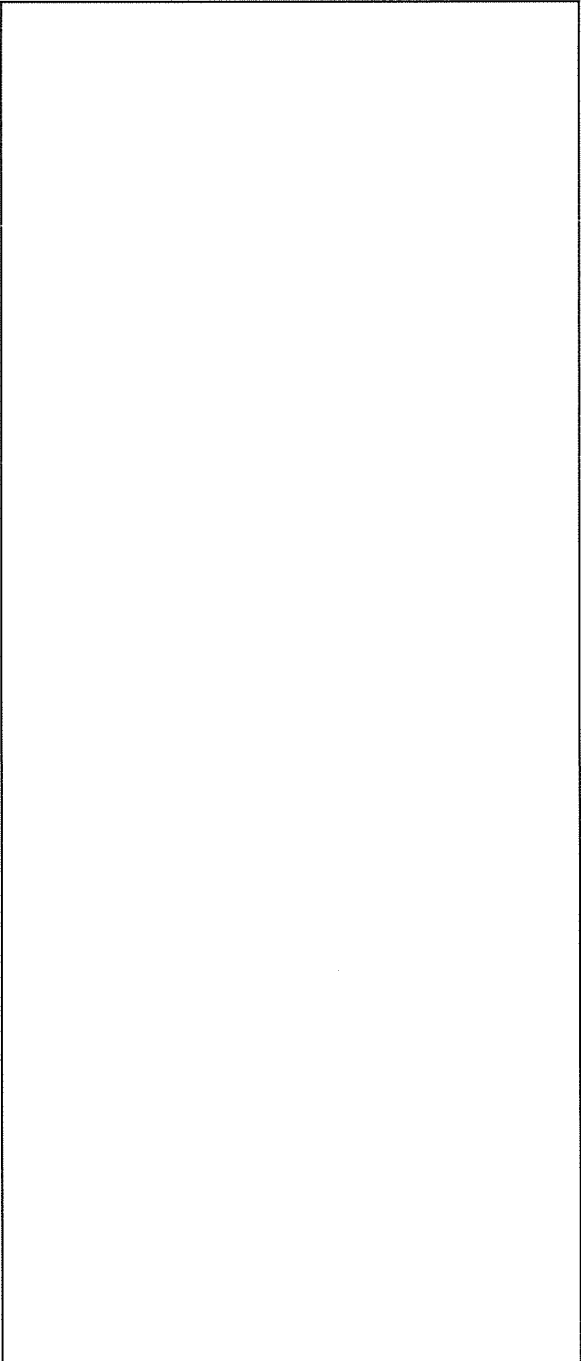
凡例

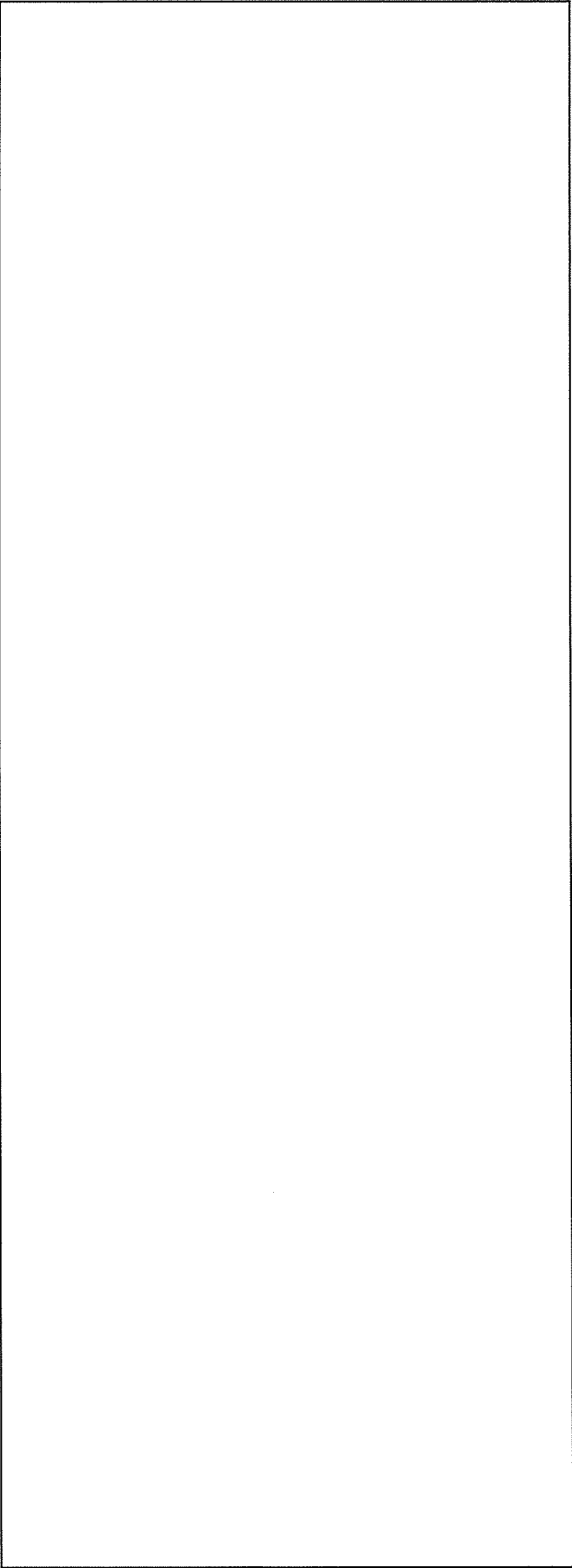
- zzz 壁増打ち補強 : MEW22
- 屋根面鉄骨補強
- 新設柱 : NC1, NP1
- △ 新設小梁 : NSB29
- ◇ 新設方杖 : NT11
- 開口部

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm


名称	工場棟 成型工場	
図番	22通り軸組図	工場棟 成型工場
	図入建一15	

<div style="text-align: center;">  </div>		単位：mm	
		工場棟	成型工場
		26通り軸組図	
名称	図	図ハ建一16	工場棟 成型工場
<p>凡例</p> <p> ZZZ 壁新設補強：NEW15B 屋根面鉄骨補強 新設柱：NC1, NP1 新設小梁：NSB29 新設方杖：NT11 X 開口部 注) 補強箇所を赤字で示す </p>			



<div style="text-align: center;">  </div>		単位：mm	
		工場棟 成型工場	工場棟 成型工場
名称	E通り軸組図		
図番	図ハ建一17	工場棟	成型工場

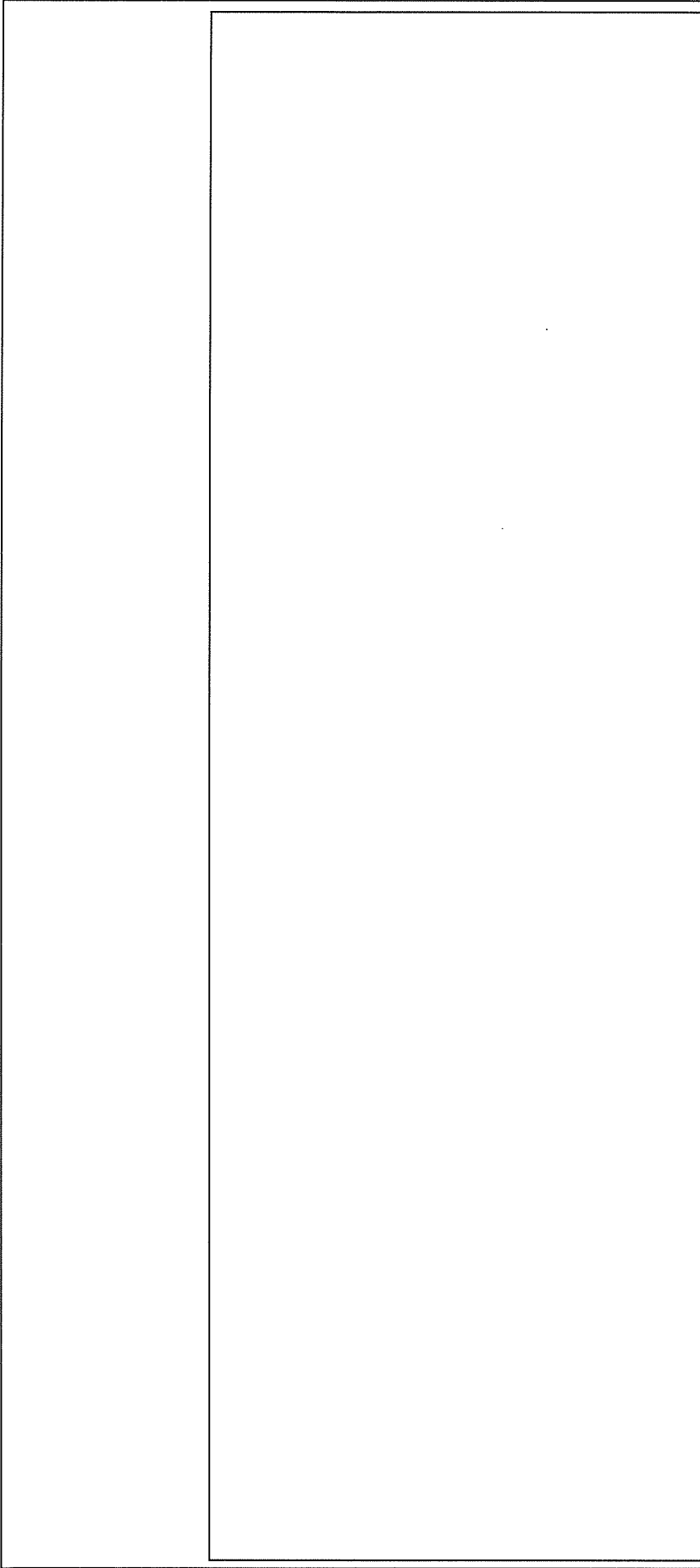
凡例

zzz 壁増打ち補強：MEW35


 開口部


注) 補強箇所を赤字で示す

		<p>凡例</p> <p> 開口部</p> <p> 壁補強</p> <p>壁新設補強：NEW18</p> <p>壁増打ち補強：MEW22A, MEW25, MEW25A</p> <p>屋根面鉄骨補強</p> <p>新設柱：NC1</p> <p>新設小梁：NSB29</p> <p>新設方杖：NT11</p> <p>鉄骨ブレース新設：NBTr1</p>	<p>工場棟 成型工場</p> <p>F通り 軸組区</p>	<p>工場棟 成型工場</p>
		<p>注) 補強箇所を赤字で示す</p>	<p>単位：mm</p>	<p>図ハ建一18</p>
			<p>名称</p>	<p>図番</p>



凡例

 開口部

 壁増打ち補強：MEW25C

屋根面鉄骨補強

新設柱：NP1

新設小梁：NSB29

注) 補強箇所を赤字で示す

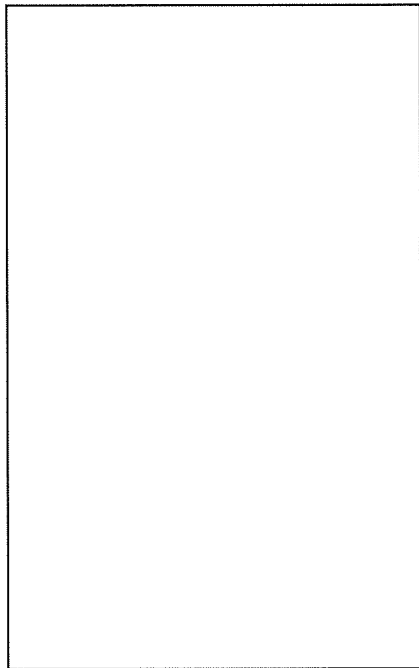
単位：mm

名称	工場棟 成型工場	
図番	図ハ建-19	工場棟 成型工場

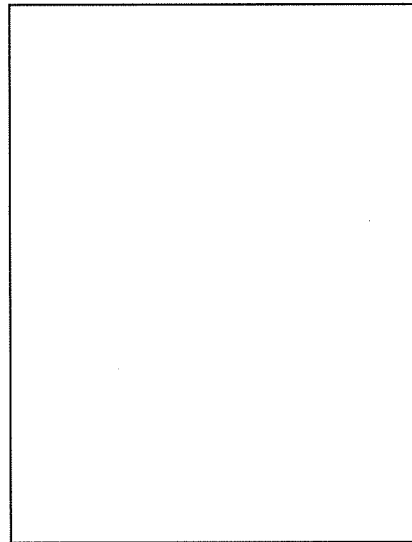
壁増打ち補強リスト

符号	壁厚	配筋	あと施工アンカー	あと施工アンカー (シアコネクタール)
MEW22				
MEW22A				
MEW25				
MEW25A				
MEW25B				
MEW25C				
MEW35				

※鉄筋材質



補強要領図

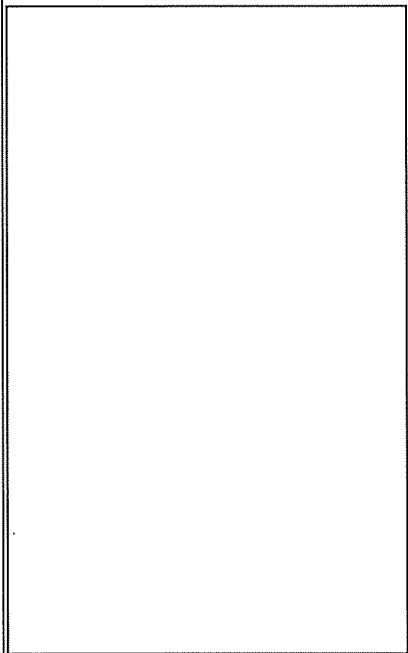


標準断面図

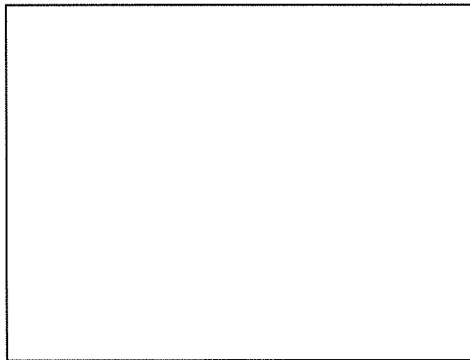
単位：mm

名称	工場棟 成型工場 壁増打ち補強リスト	
図番	図ハ建-20	工場棟 成型工場

注) 補強箇所を赤字で示す



補強要領図



標準断面図

壁新設補強リスト

符号	壁厚	配筋	あと施工アンカー	備考
NEW15				
NEW15B				
NEW18				
NEW20				

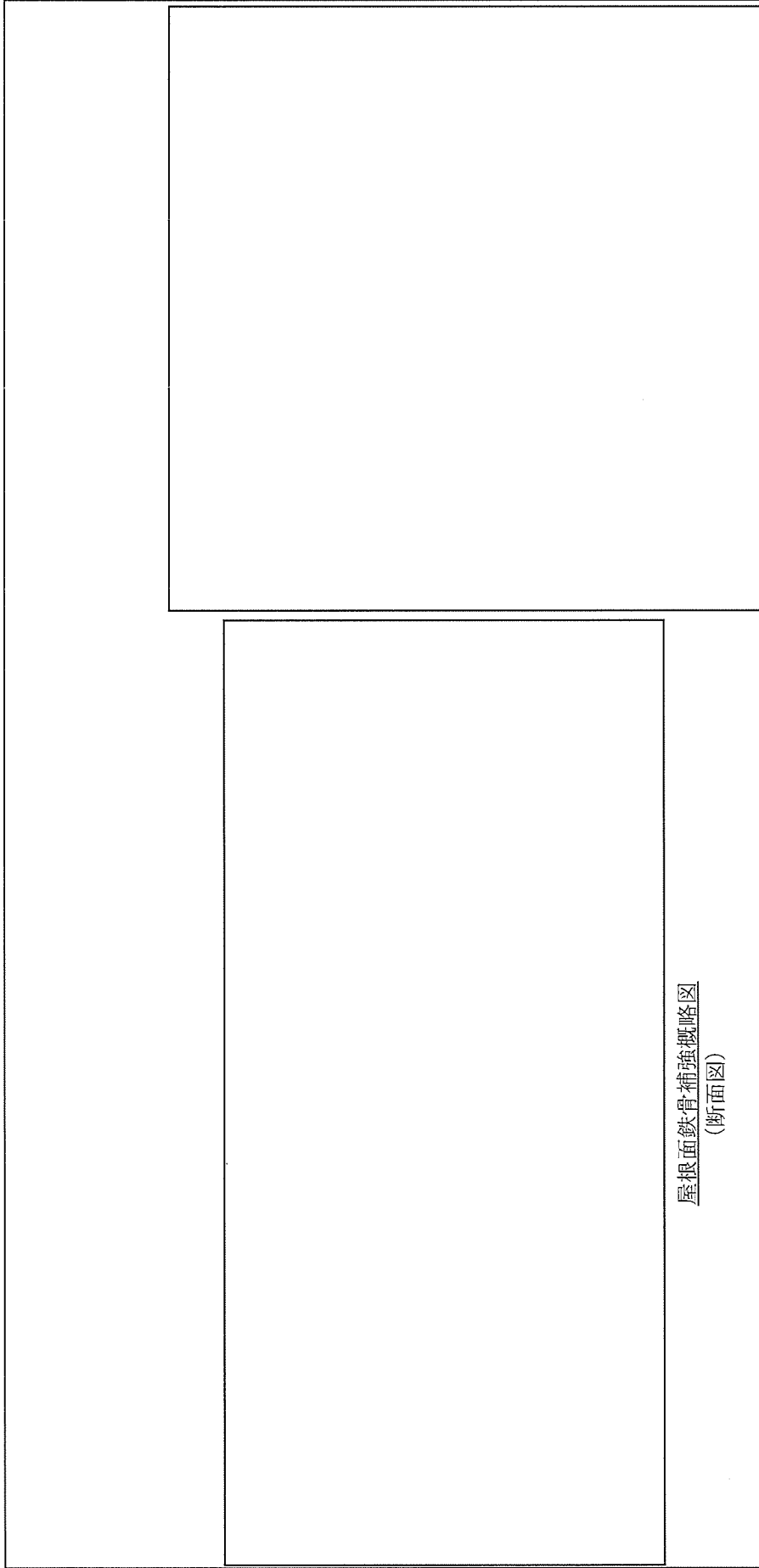
※鉄筋材質



単位：mm

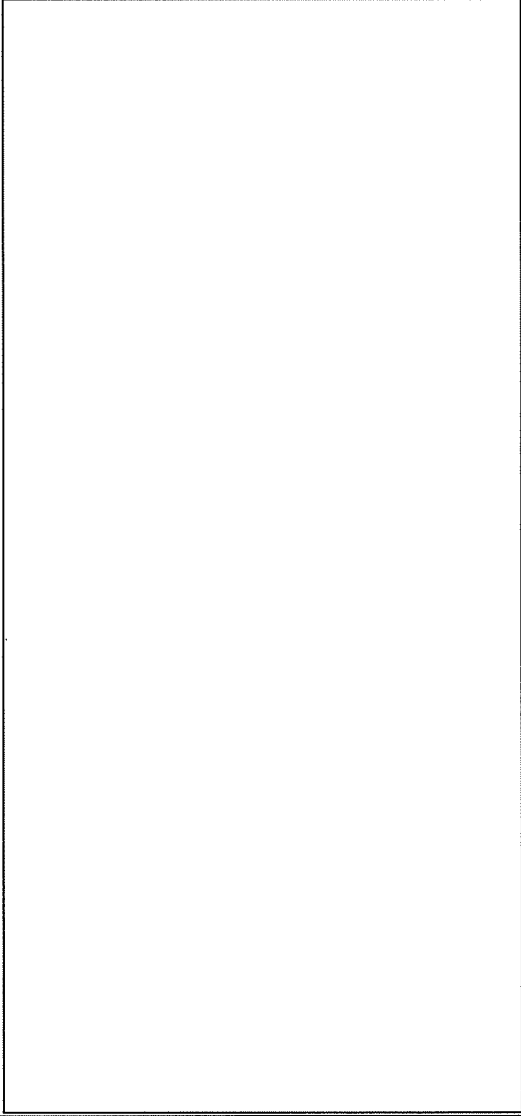
名称	工場棟 成型工場	
図番	壁新設補強リスト	
	図ハ建一21	工場棟 成型工場

注) 補強箇所を赤字で示す



屋根面鉄骨補強概略図
(平面図)

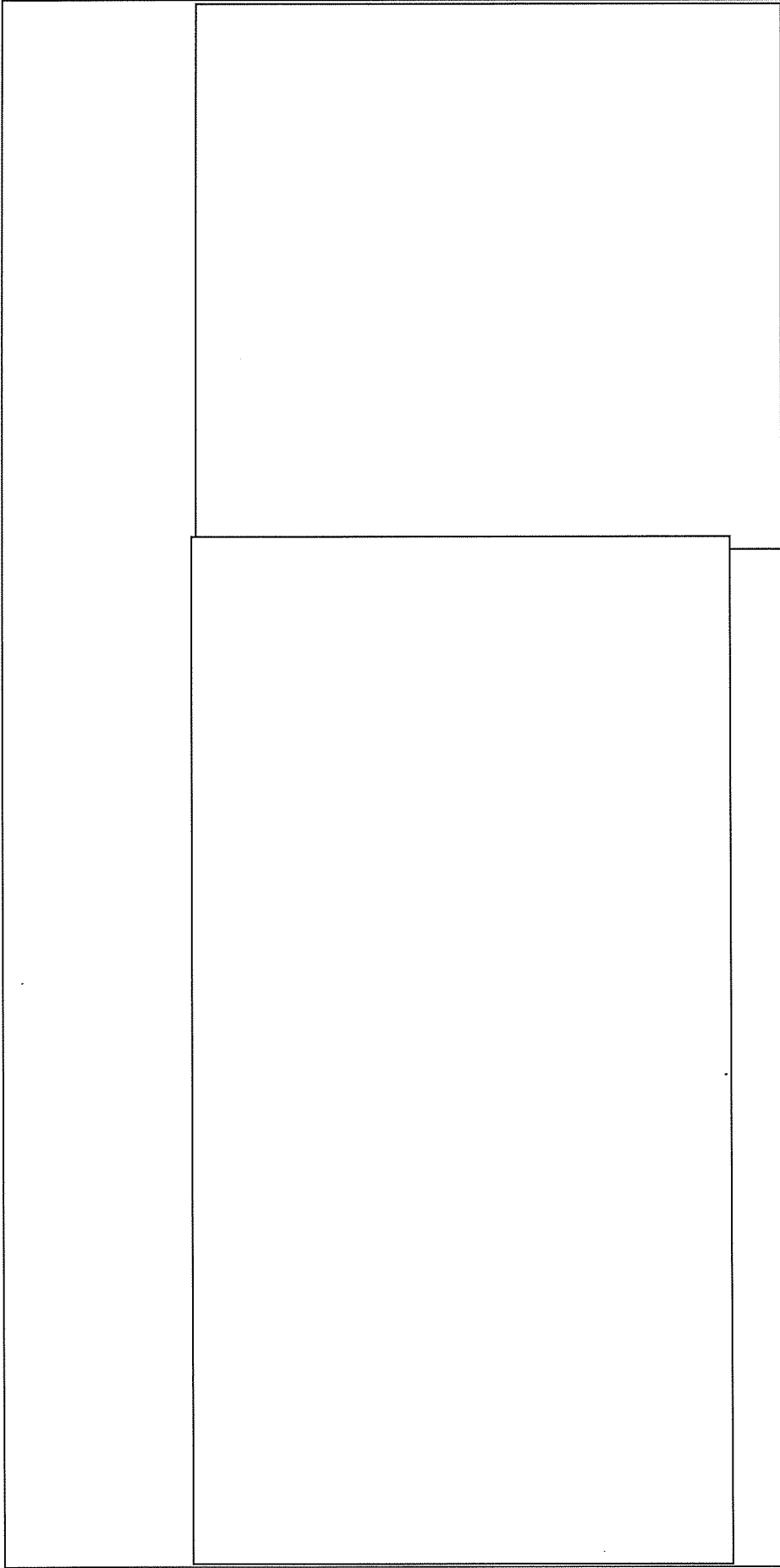
単位：mm



屋根面鉄骨補強概略図
(断面図)

名称	工場棟 成型工場
図番	屋根面鉄骨補強概略図 図ハ建一22
	工場棟 成型工場

注) 補強箇所を赤字で示す



梁側面増打ち補強及び鉄骨ブレース新設概略図
(断面図)

折板追設補強概略図
(断面図)


単位：mm


名	工場棟 成型工場
称	梁側面増打ち補強及び鉄骨ブレース新設、折板追設補強概略図
図	図ハ建-23
番	工場棟 成型工場


注) 補強箇所を赤字で示す



凡例

 : 別建物

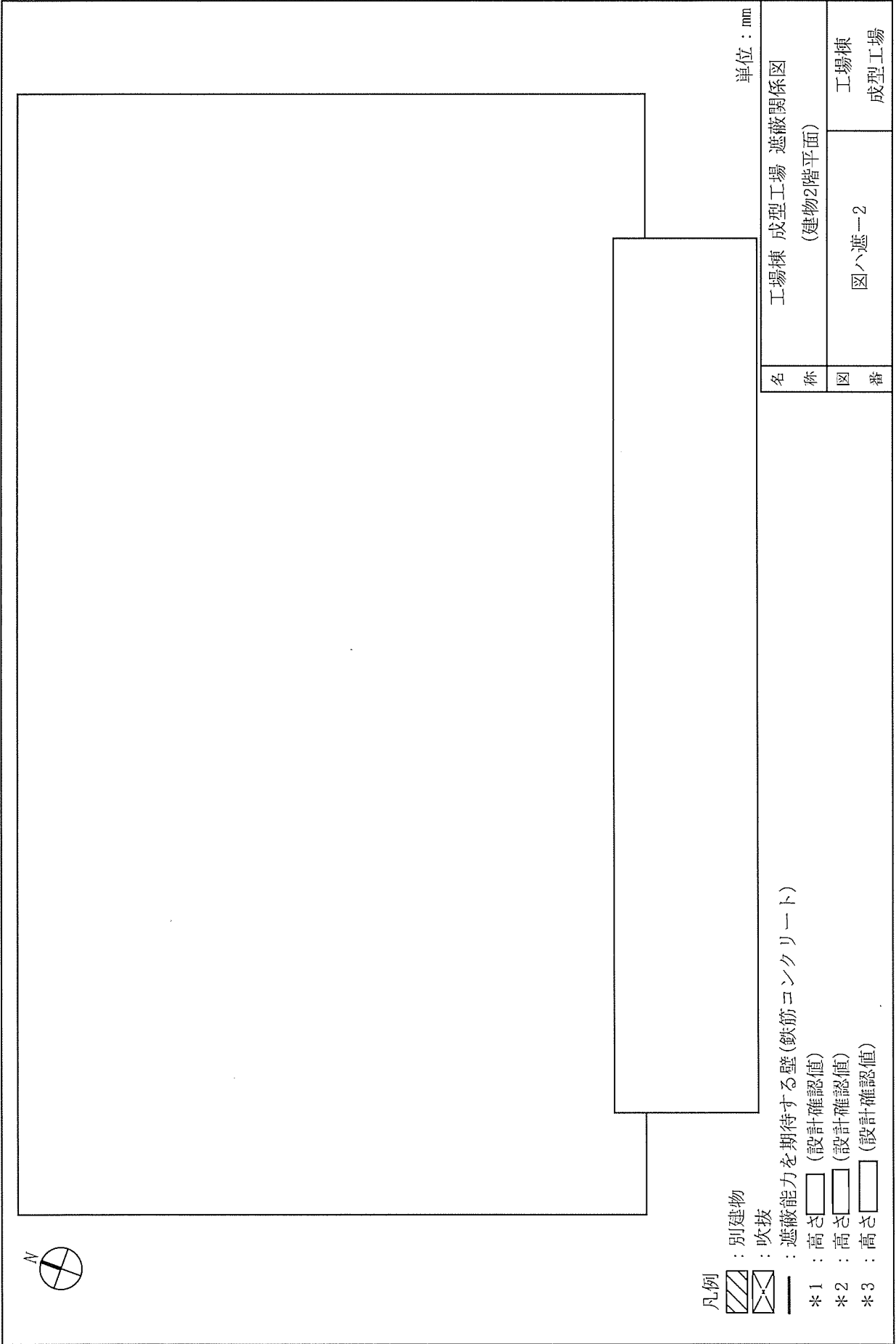
 : 遮蔽能力を期待する壁

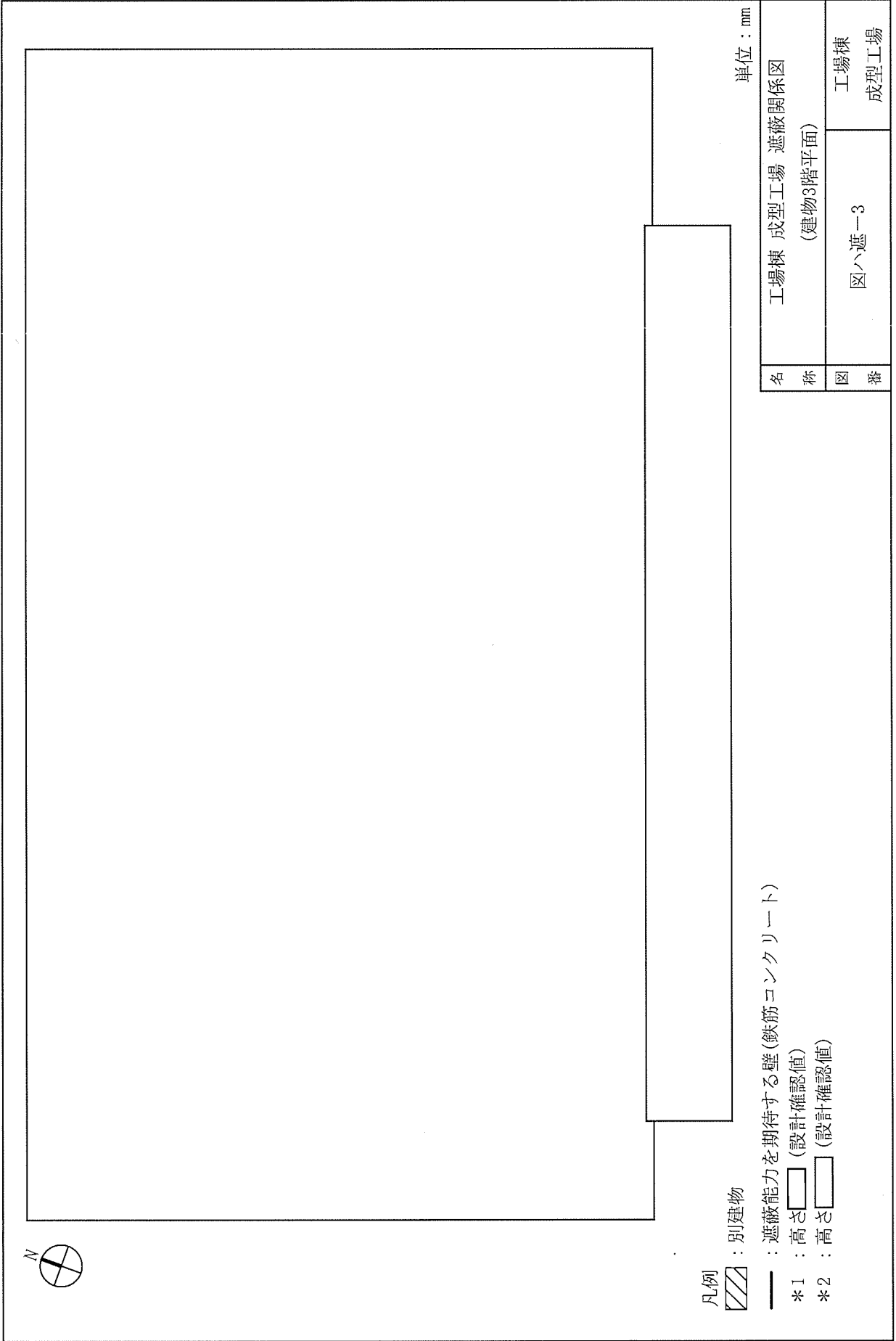
*1 : 高さ  (設計確認値)


*2 : 高さ  (設計確認値)

単位 : mm

名称	工場棟 成型工場 遮蔽関係図 (建物1階平面)
図番	図ハ遮一1 工場棟 成型工場






凡例
 : 別建物

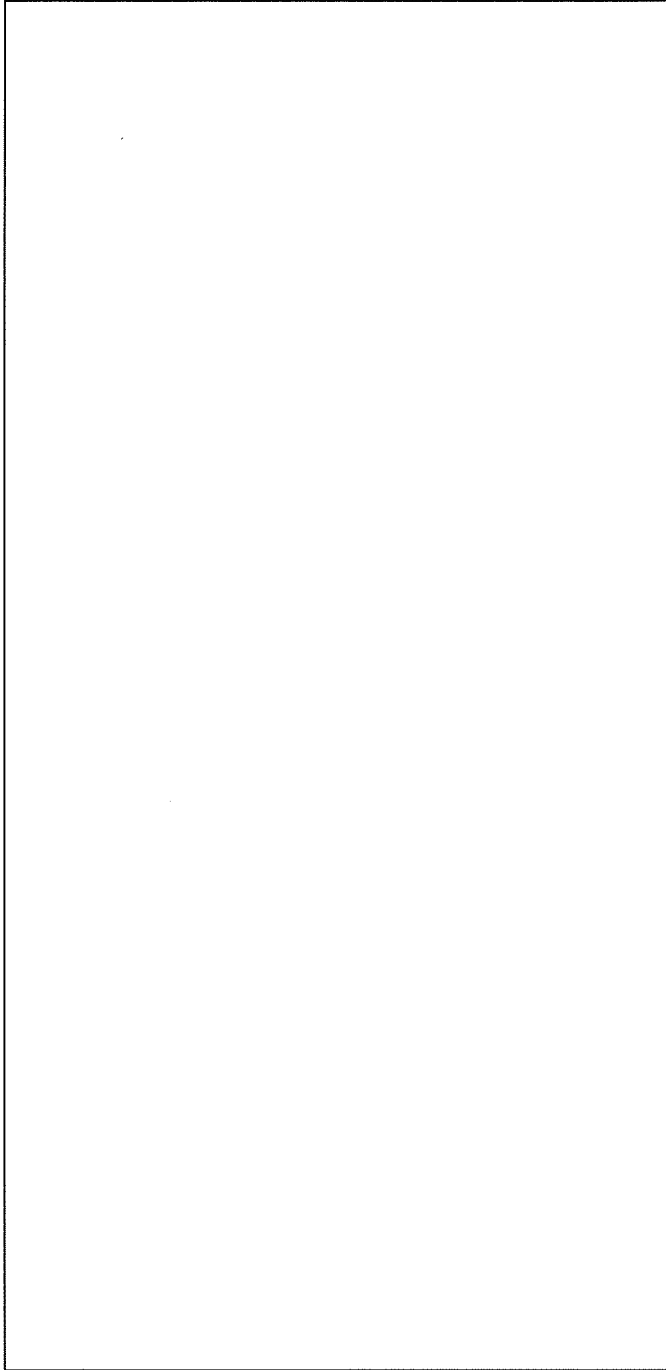
— : 遮蔽能力を期待する壁(鉄筋コンクリート)

*1 : 高さ  (設計確認値)


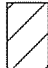

*2 : 高さ  (設計確認値)

単位 : mm

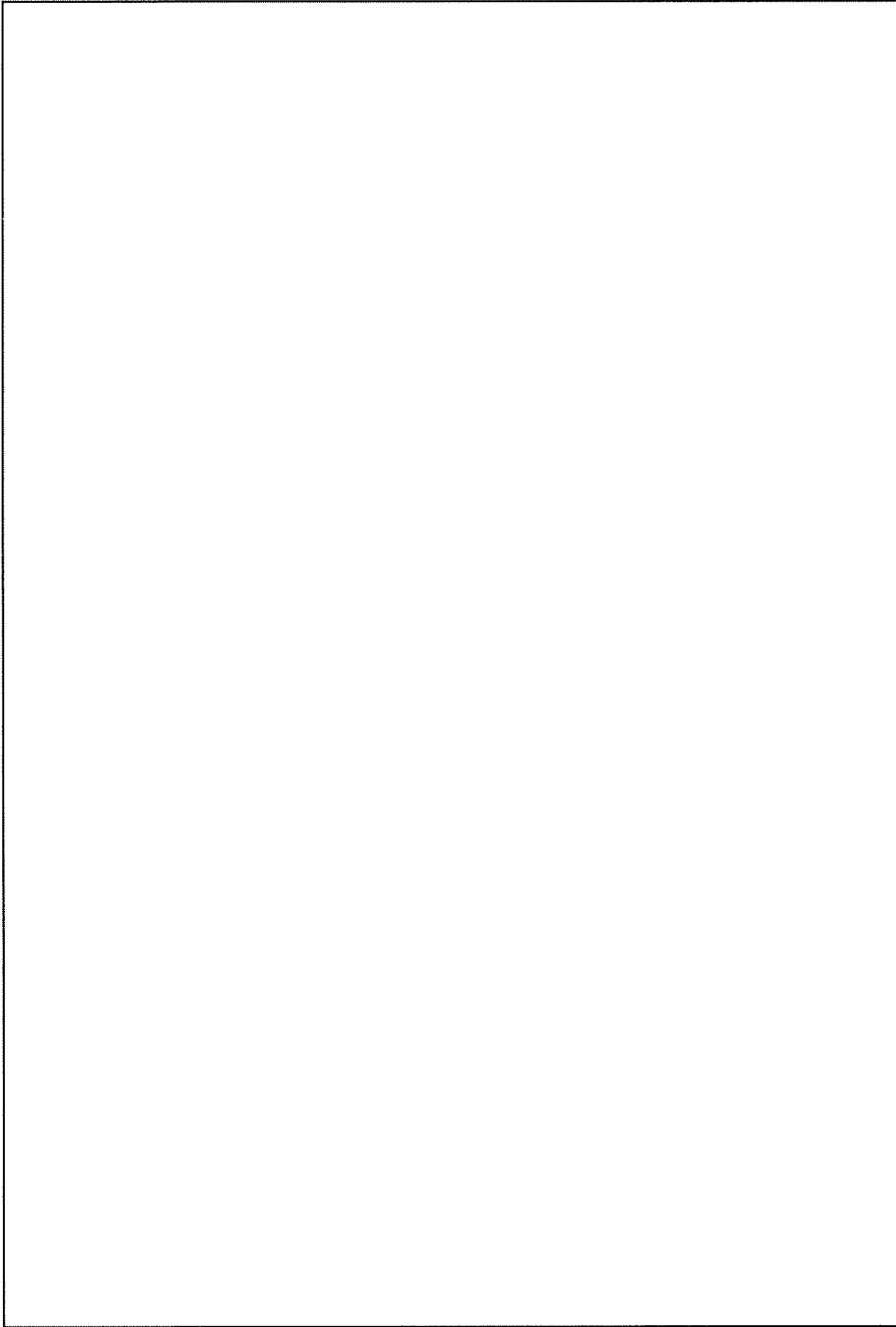
名称	工場棟 成型工場 遮蔽関係図	
図番	図ハ遮-3	工場棟 成型工場



凡 例

-  : 設備・機器の一時仮置き場所 (既認可分)
-  : 設備・機器の一時仮置き場所 (本申請分)
-  : 核燃料物質が収納されていない大型粉末容器の一時仮置き場所(本申請分)

名 称	工場棟 成型工場
図 番	設備・機器準備工事範囲図 (1階) 図ハ配-1 工場棟 成型工場



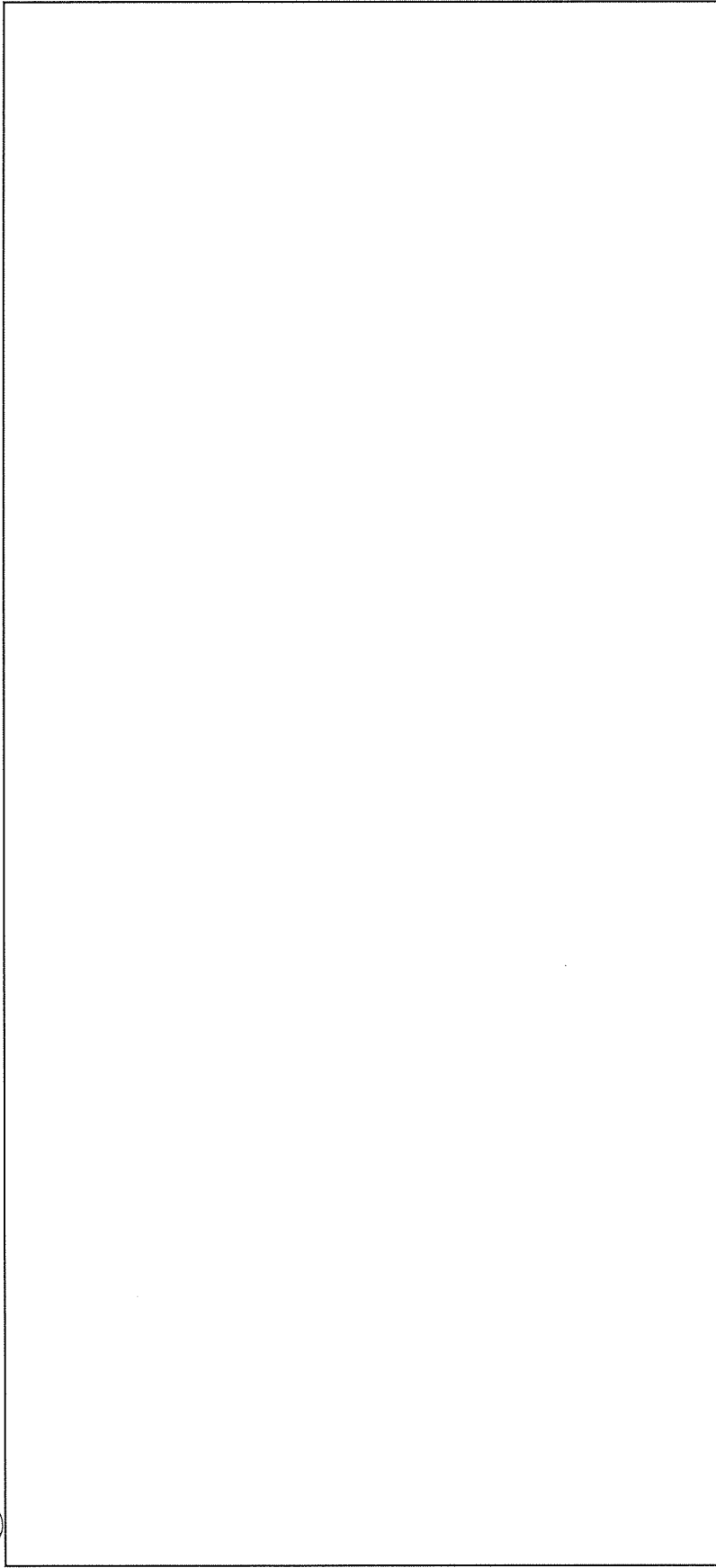
凡 例

□ : 設備・機器の準備工事範囲(図中番号は表ト-5の設備名称冒頭記載の番号を示す)


▨ : 設備・機器の一時仮置き場所(既認可分)


▧ : 設備・機器の一時仮置き場所(本申請分)


名 称	工場棟 成型工場
図 番	設備・機器準備工事範囲図 (2階) 図ハ配-2 工場棟 成型工場



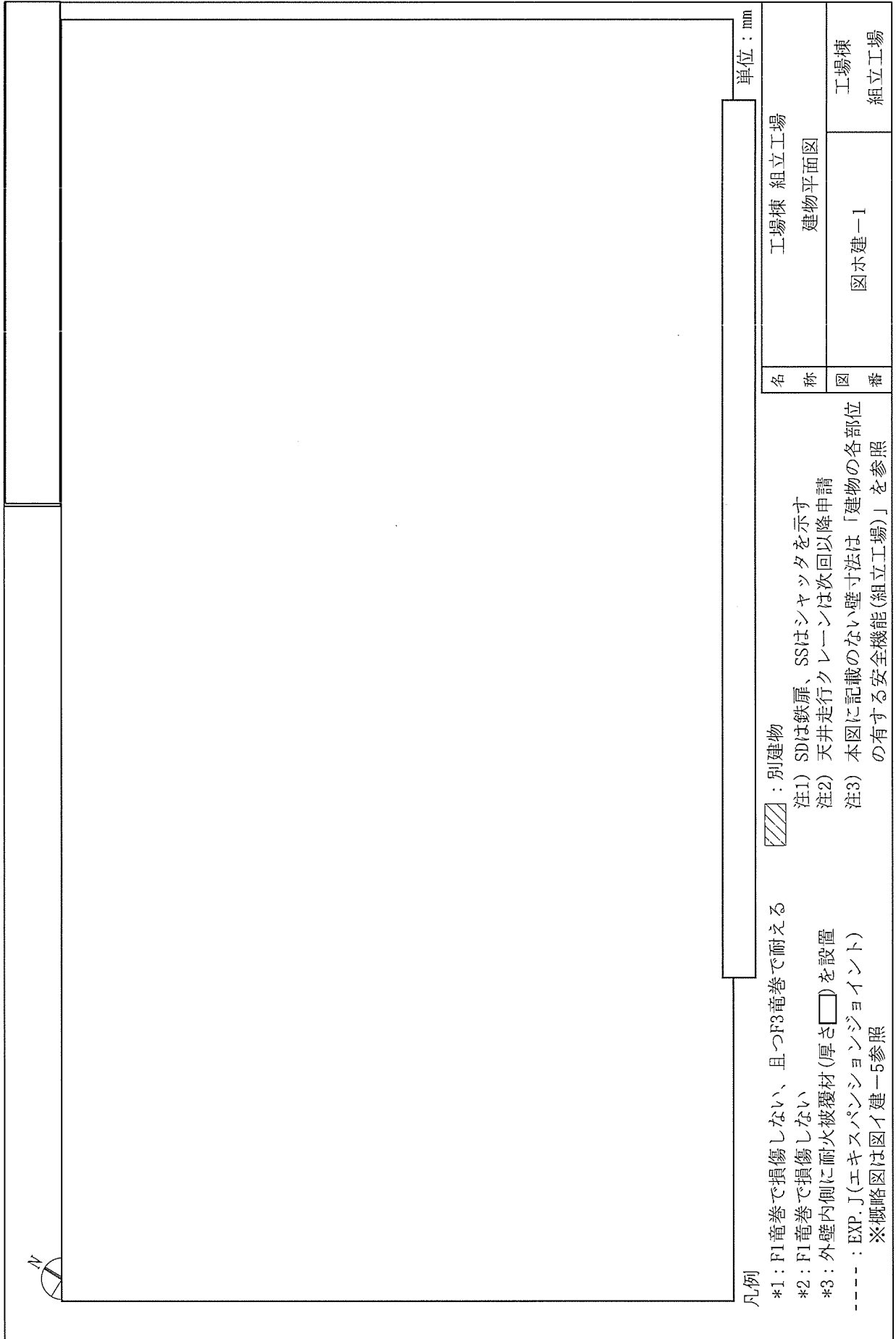
凡例

 : 建屋の仮設工事範囲

 : 設備・機器の準備工事範囲 (図中番号は表卜-5の設備名称冒頭記載の番号を示す)

 : 設備・機器の一時仮置き場所 (既認可分)

名称	工場棟 成型工場
図番	設備・機器準備工事範囲図 (3階) 図ハ配-3 工場棟 成型工場



凡例

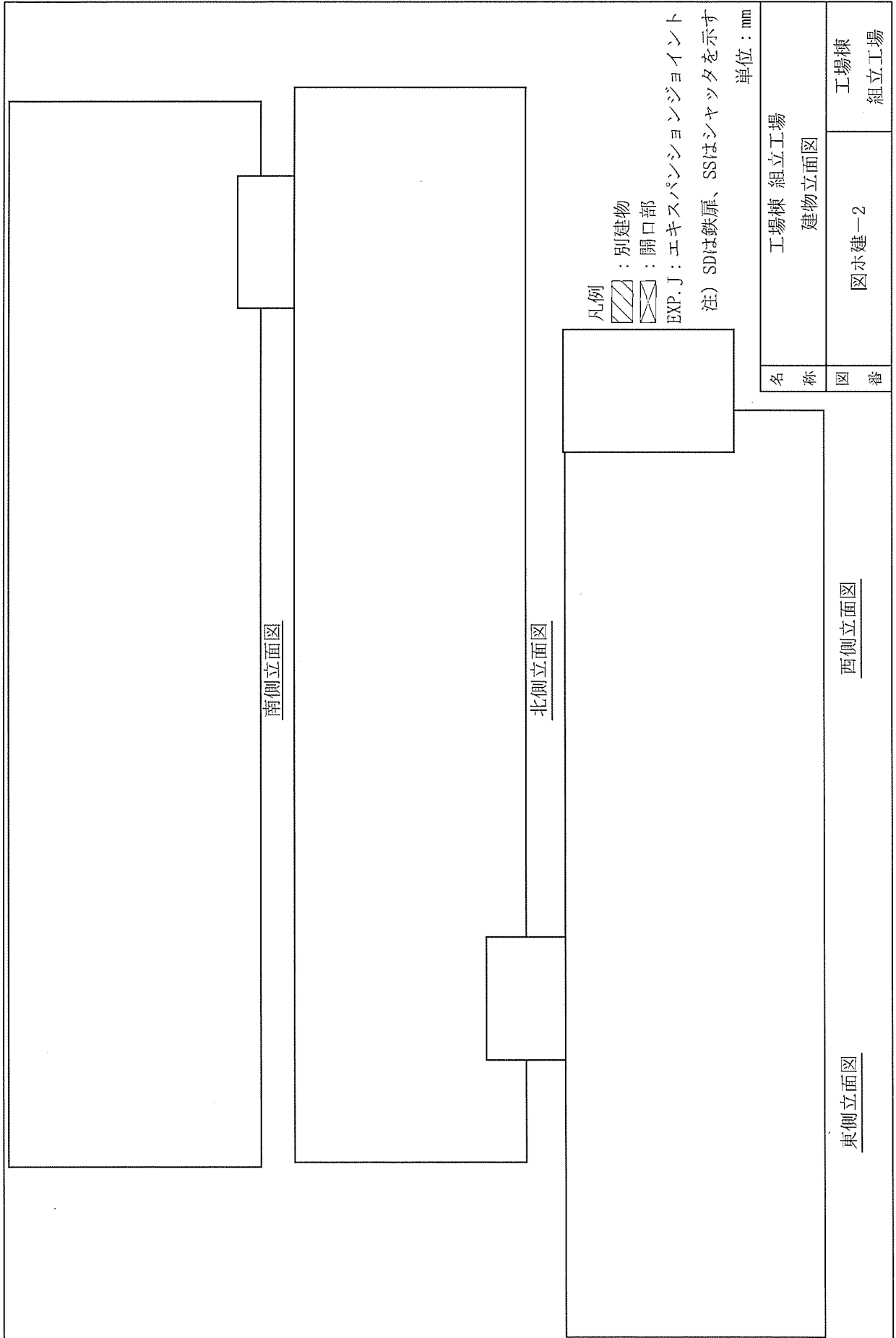
- *1: F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える
 - *2: F1竜巻で損傷しない
 - *3: 外壁内側に耐火被覆材(厚さ□)を設置
 - : EXP. J(エキスパンションジョイント)
- ※概略図は図イ建-5参照

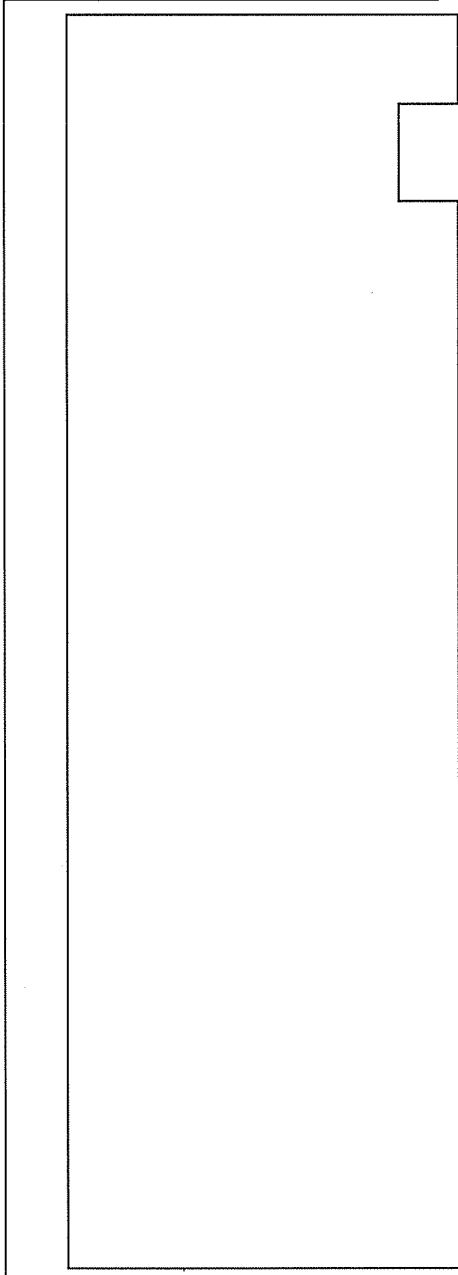
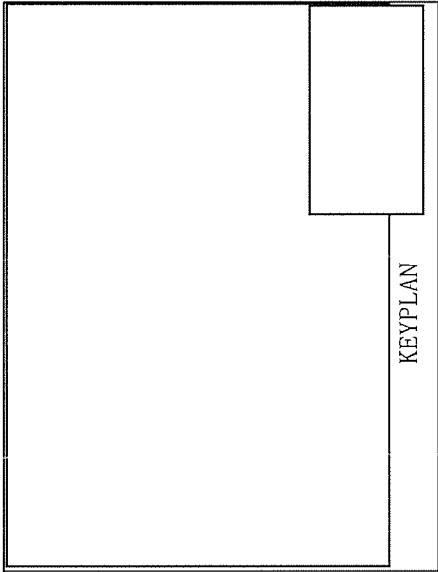
▨: 別建物

- 注1) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す
- 注2) 天井走行クレーンは次回以降申請
- 注3) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(組立工場)」を参照

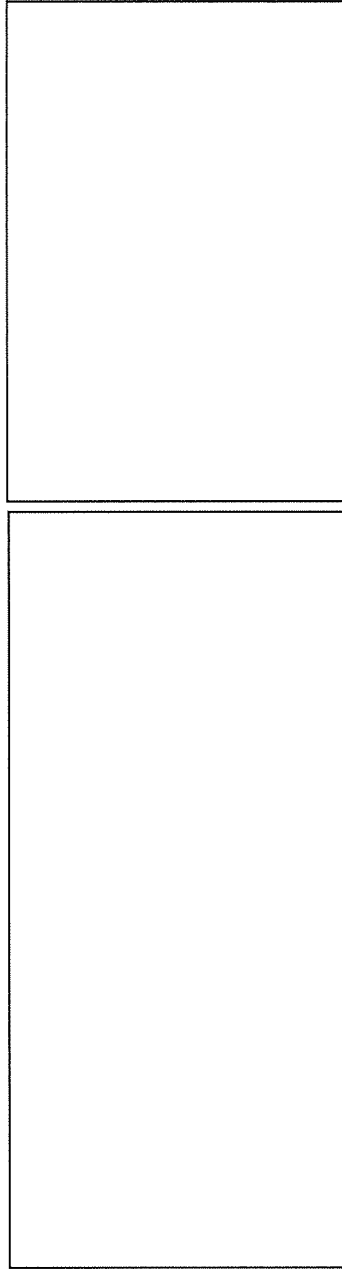
単位: mm

名称	工場棟 組立工場 建物平面図
図番	図イ建-1 工場棟 組立工場



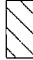


X-X 断面図



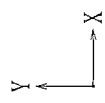
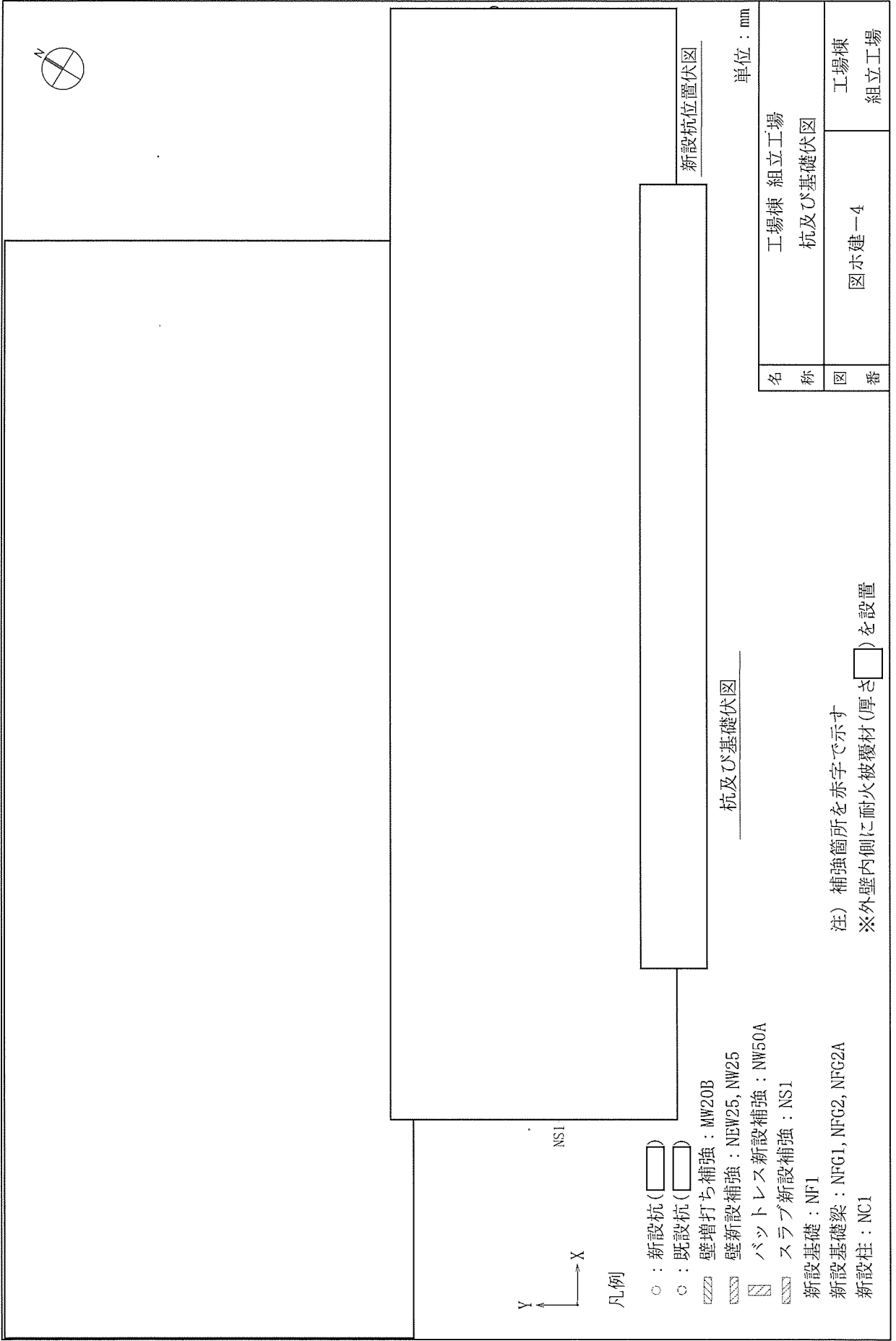
Y-Y 断面図

Z-Z 断面図

 : 別建物
 EXP. J : エキスパンションジョイント

単位 : mm

名称	工場棟 組立工場	
図番	建物断面図 (X-X、Y-Y、Z-Z断面)	工場棟 組立工場
	図示建-3	



凡例

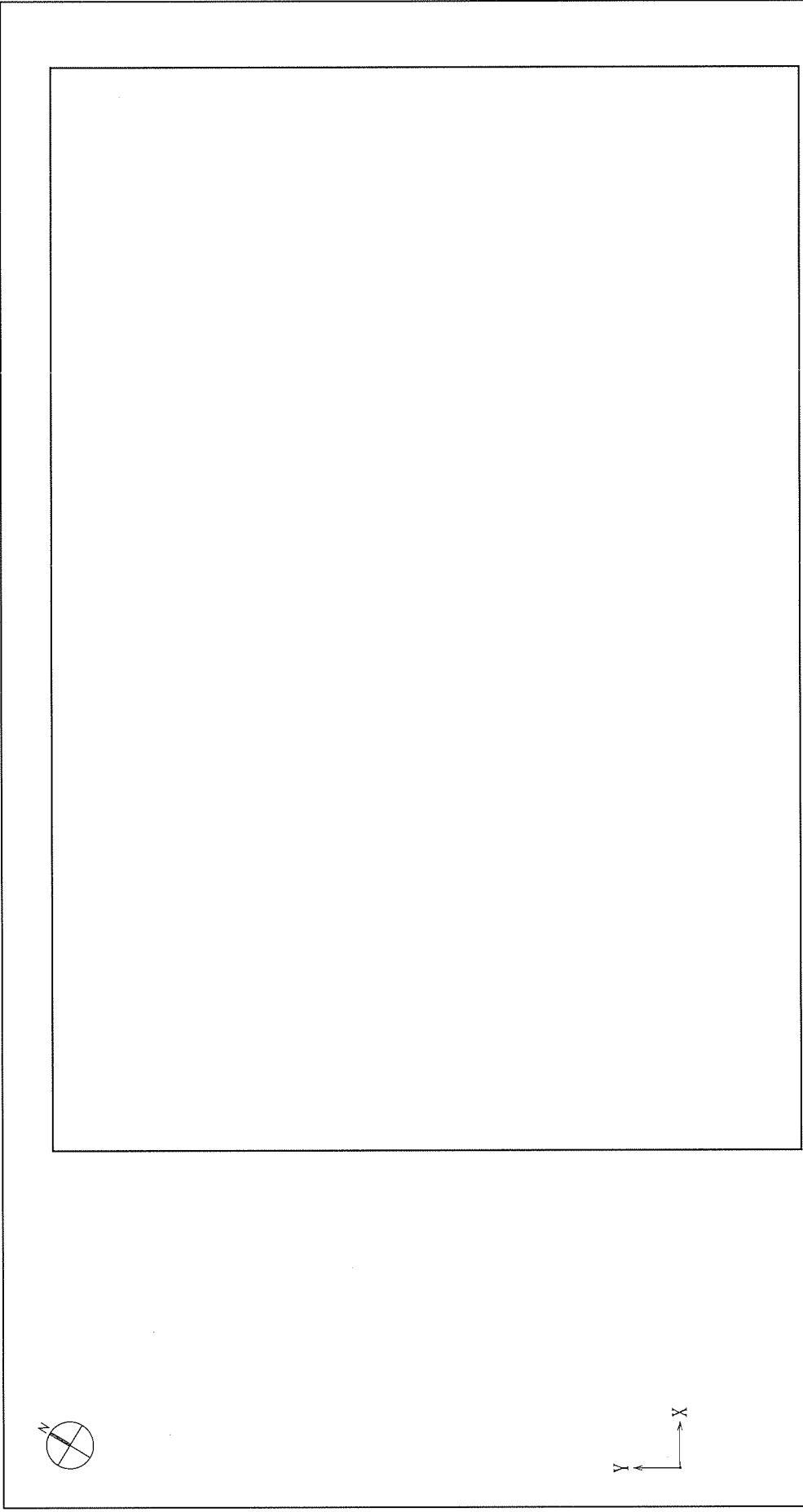
- : 新設杭 (□)
- : 既設杭 (□)
- ▨ : 壁増打ち補強 : MW20B
- ▨ : 壁新設補強 : NEW25, NW25
- ▨ : バットレス新設補強 : NW50A
- ▨ : スラブ新設補強 : NS1
- ▨ : 新設基礎 : NF1
- ▨ : 新設基礎梁 : NFG1, NFG2, NFG2A
- ▨ : 新設柱 : NC1

杭及び基礎伏図

単位 : mm

名称	工場棟 組立工場
図番	杭及び基礎伏図 図ホ建一4 工場棟 組立工場

注) 補強箇所を赤字で示す
※外壁内側に耐火被覆材(厚さ□)を設置



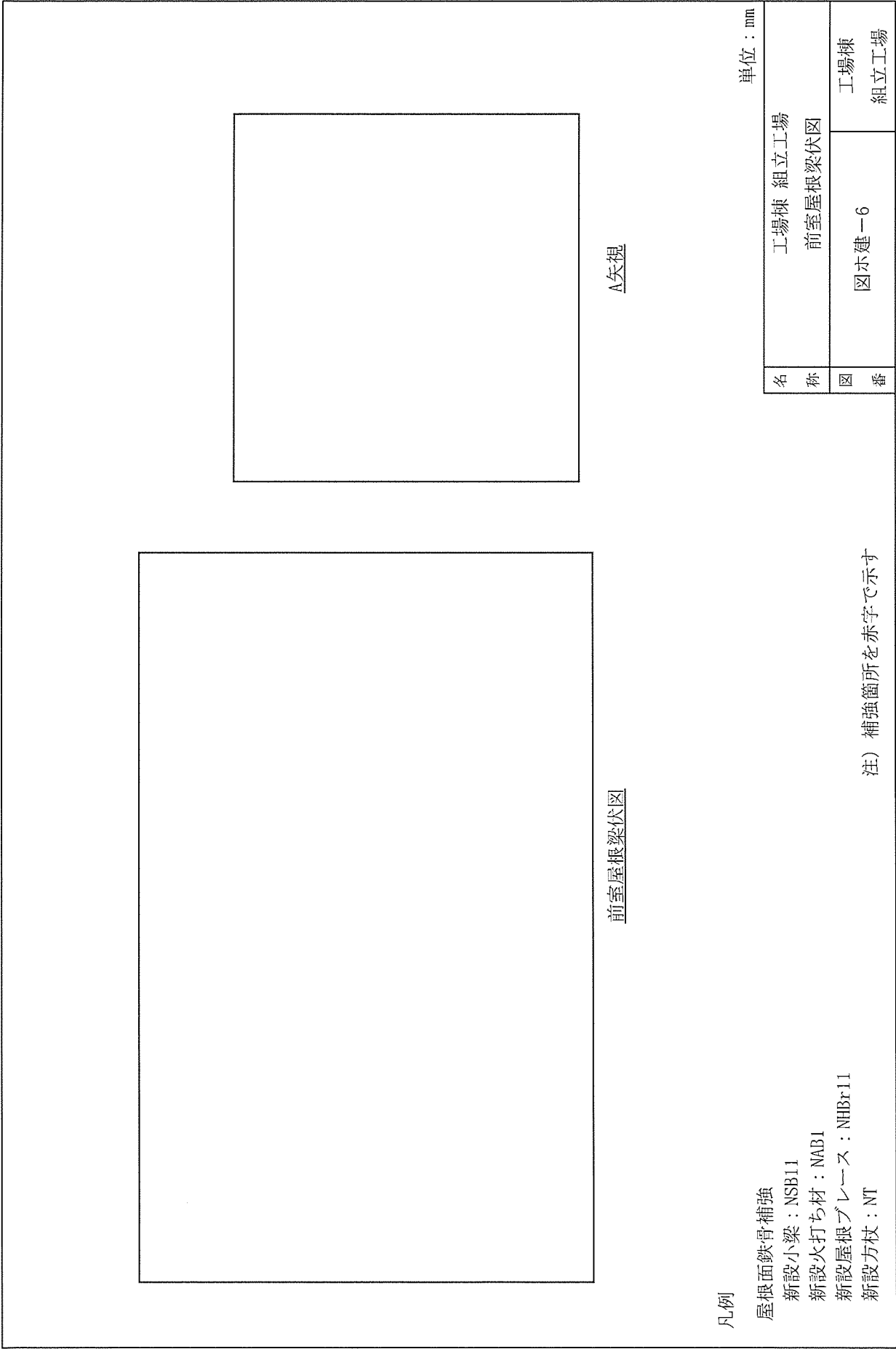
単位：mm

名称	工場棟 組立工場
図番	中間梁伏図 (FL+6.5m付近) 図亦建一5
	工場棟 組立工場

凡例

- ▨ バットレス新設補強：NW50A
- ▧ スラブ新設補強：NS1
- ▩ 壁新設補強：NEW25
- 新設柱：NC1, NC2
- 新設大梁：NG2

注) 補強箇所を赤字で示す



前室屋根梁伏図

A矢視

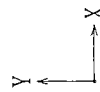
凡例

- 屋根面鉄骨補強
- 新設小梁：NSB11
- 新設火打ち材：NAB1
- 新設屋根ブレース：NHBr11
- 新設方杖：NT

注) 補強箇所を赤字で示す

単位：mm

名称	工場棟 組立工場
図番	前室屋根梁伏図 図ホ建一6 工場棟 組立工場



凡例

屋根面鉄骨補強

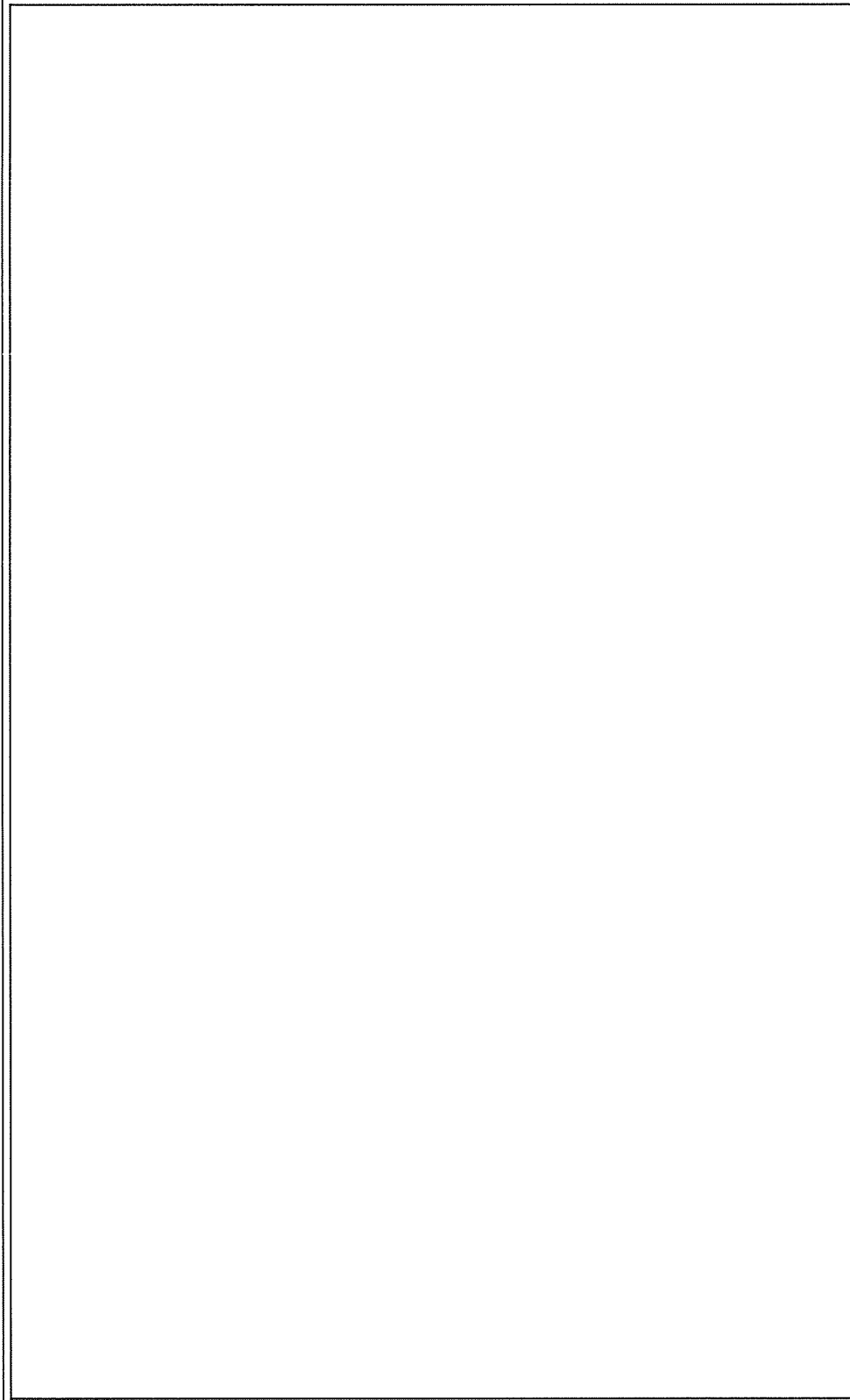
新設大梁：NG1, NSB1

新設小梁：NSB2, NSB3, NCT

新設屋根ブレース：NIBr1～NIBr5

パットレス新設補強：NW50A

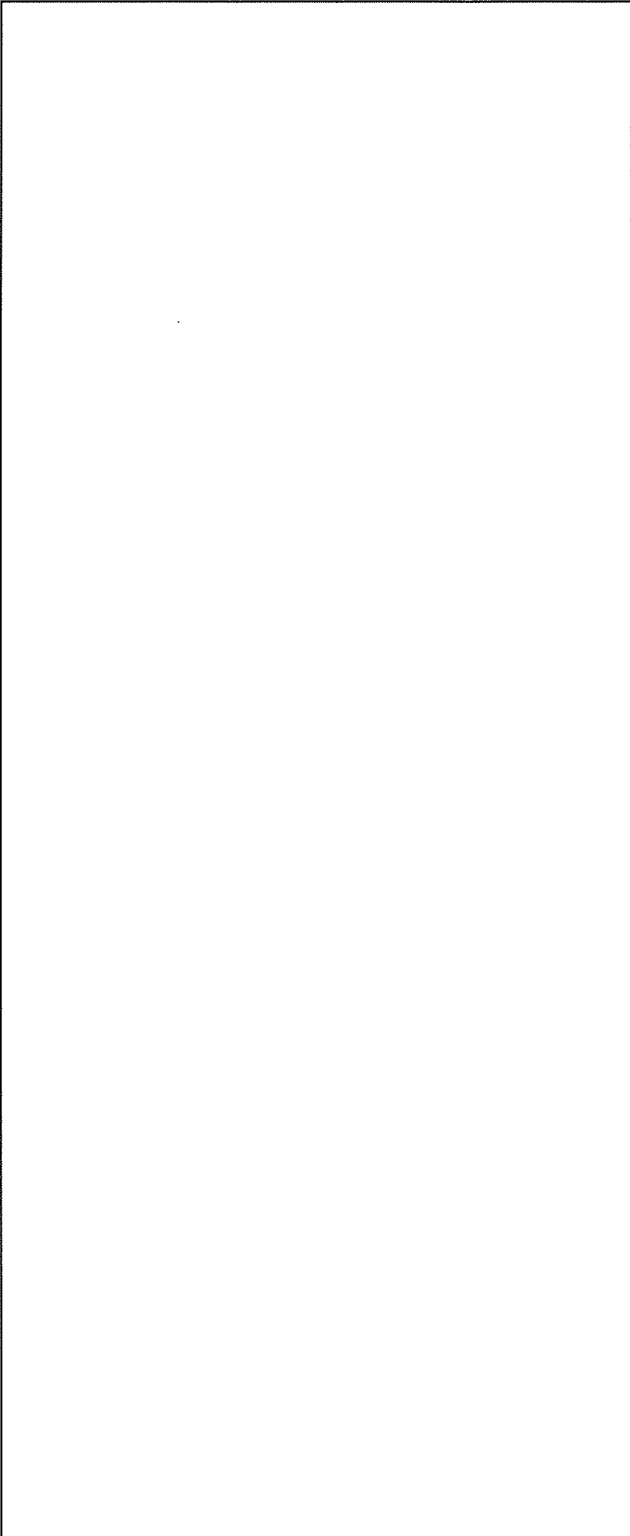
別建物




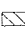
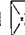

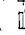
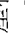
単位：mm



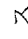

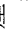
名称	工場棟 組立工場
図番	屋根梁伏図 図ホ建一7 工場棟 組立工場



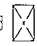
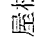
注) 補強箇所を赤字で示す

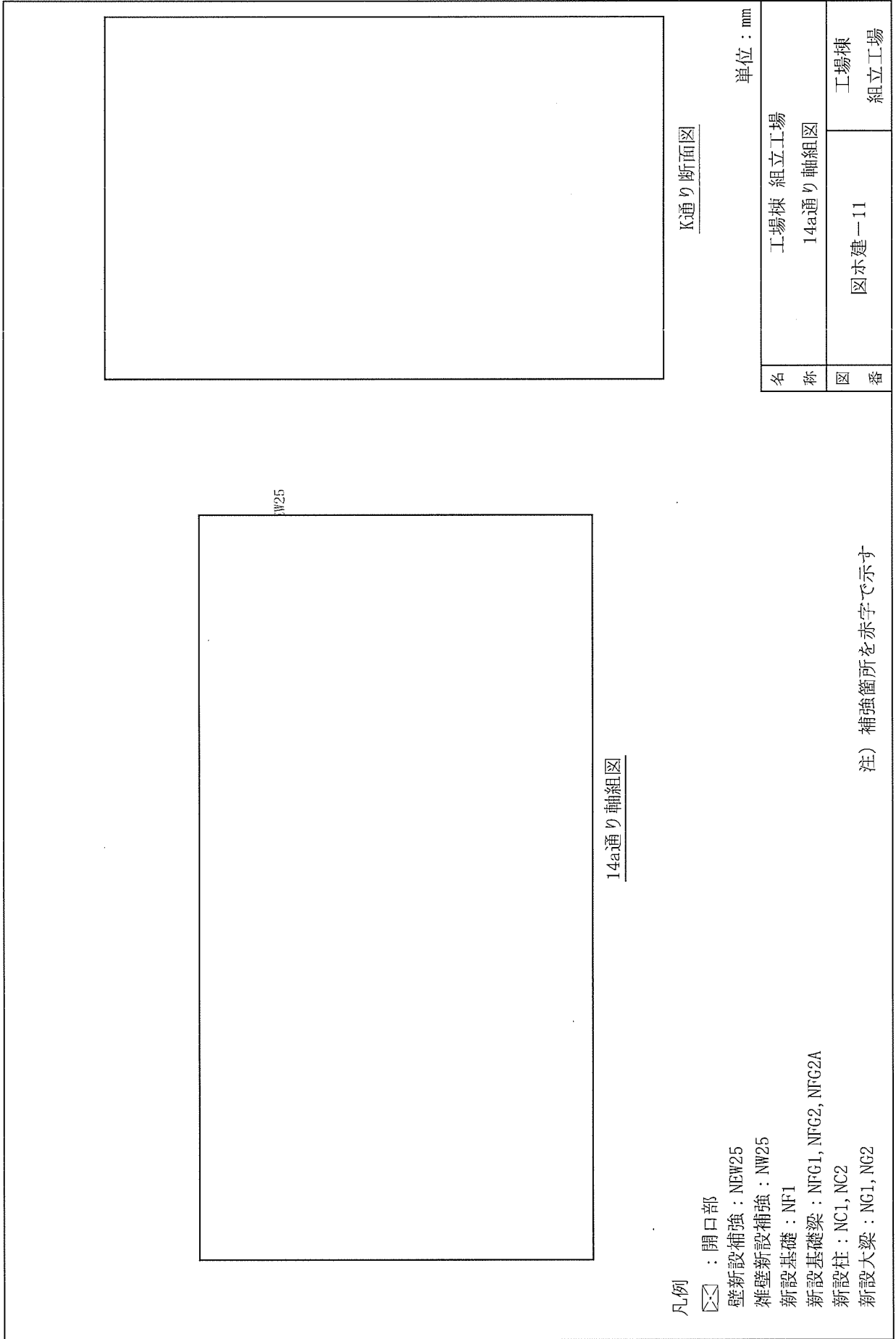
	単位：mm	
	工場棟 組立工場	工場棟 組立工場
名称	F通り 軸組区	
図番	図本建一8	
注) 補強箇所を赤字で示す		

凡例

-  壁増打ち補強：MW20B
-  バットレス新設補強：NW50A
-  ：閉口部
-  スラブ新設補強：NS1
-  屋根面鉄骨補強
-  新設大梁：NSB1

<p>凡例</p> <p>  壁増打ち補強 : MW20B  : 開口部  スラブ新設補強 : NS1  屋根面鉄骨補強  新設大梁 : NSBI </p> <p>注) 補強箇所を赤字で示す</p>		<p>単位 : mm</p>	
		工場棟 組立工場	工場棟 組立工場
名称	L通り軸組区	図番	図本建一9

<p style="text-align: center;">4通り軸組図</p>	<p style="text-align: center;">9通り軸組図</p>	凡例	 壁増打ち補強：MW20B  バットレス新設補強：NW50A  ：開口部  屋根面鉄骨補強 新設大梁：NSB1 新設小梁：NCT	単位：mm	工場棟 組立工場	4、9通り軸組図	工場棟 組立工場
			名		称	図	番
			注) 補強箇所を赤字で示す				



凡例

- ☒ : 閉口部
- 壁新設補強 : NEW25
- 雑壁新設補強 : NW25
- 新設基礎 : NF1
- 新設基礎梁 : NFG1, NFG2, NFG2A
- 新設柱 : NC1, NC2
- 新設大梁 : NG1, NG2

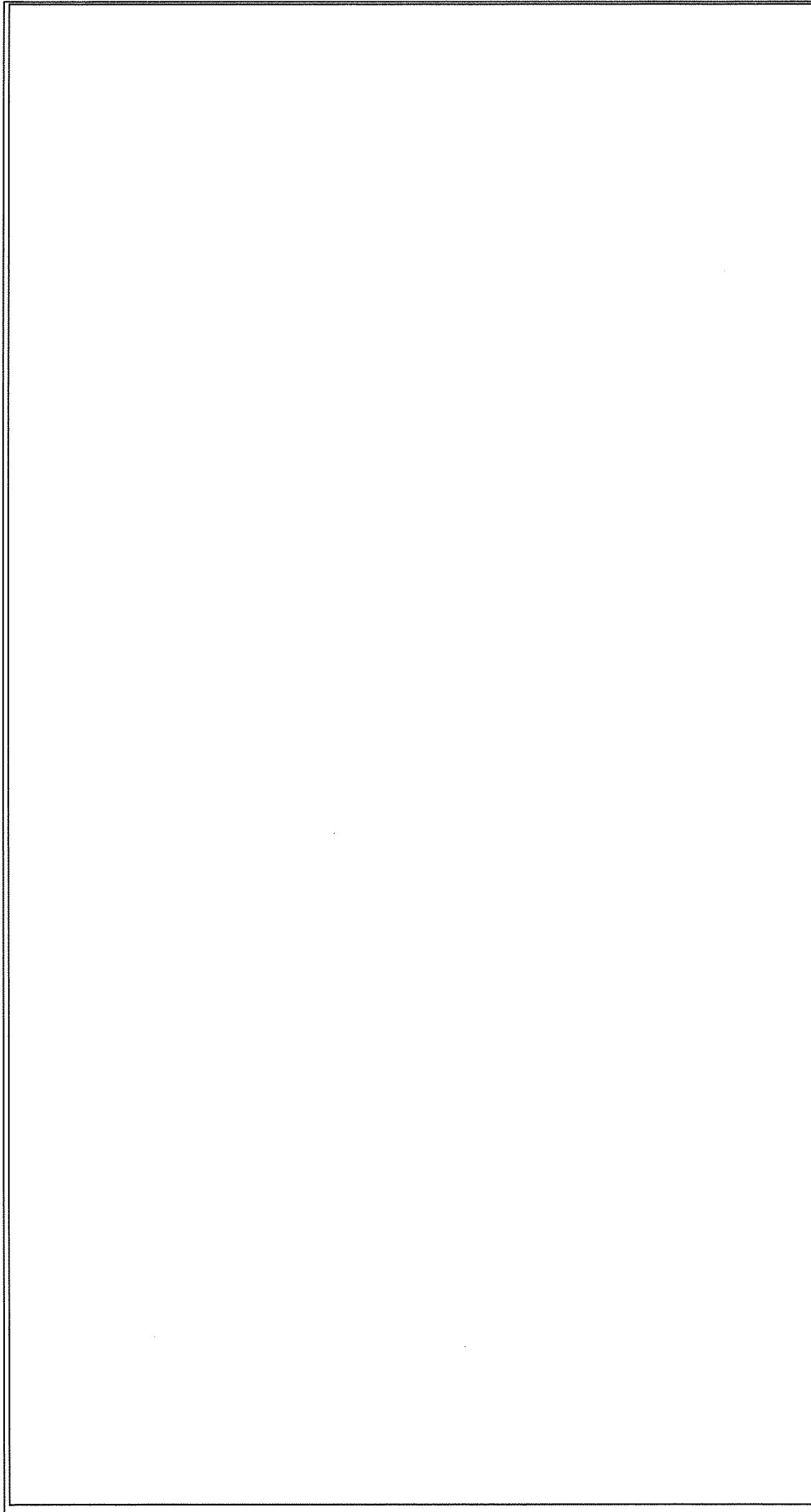
注) 補強箇所を赤字で示す

14a通り軸組図

K通り断面図

単位 : mm

名称	工場棟 組立工場 14a通り軸組図
図番	図ホ建-11 工場棟 組立工場

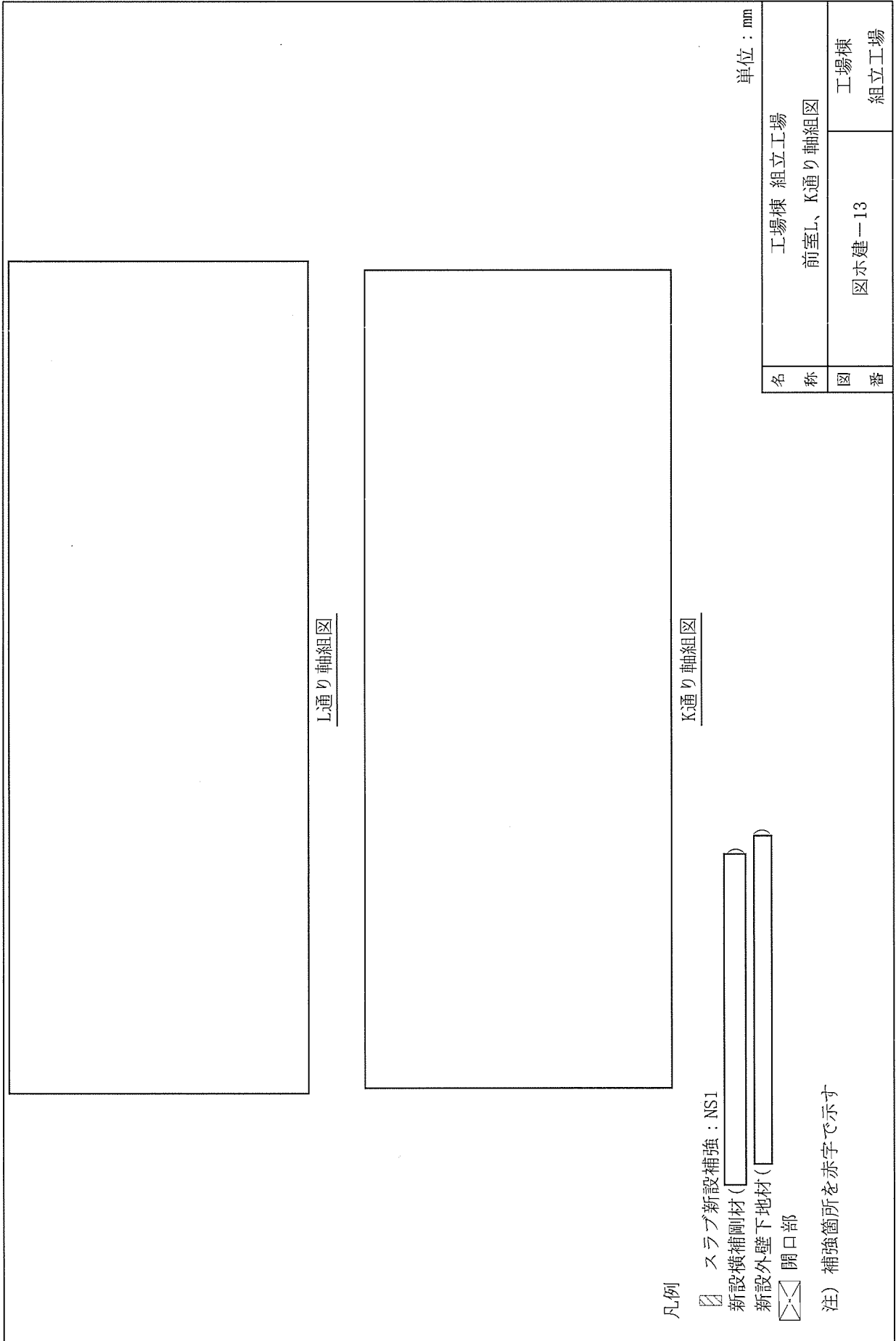


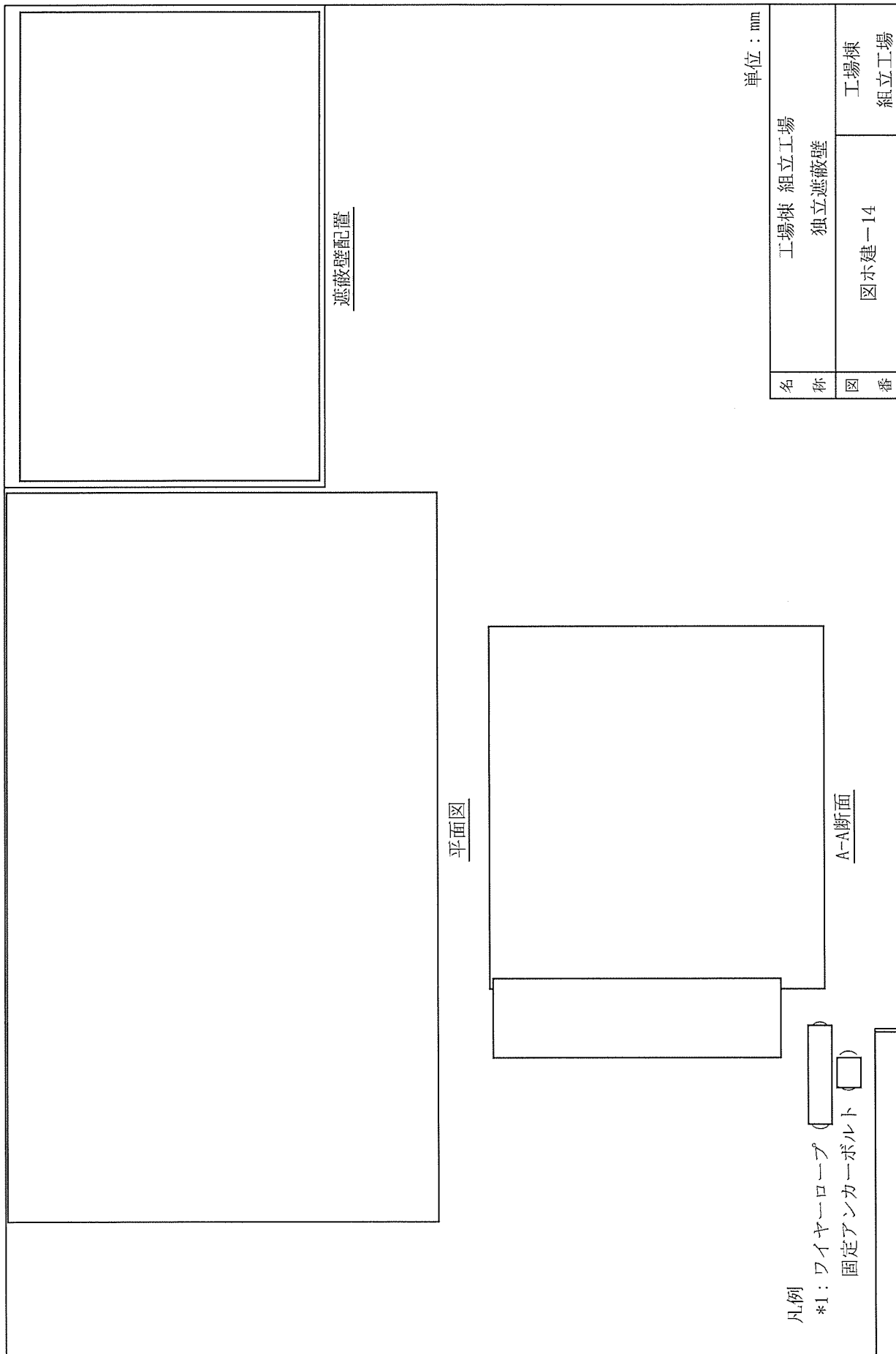
単位：mm

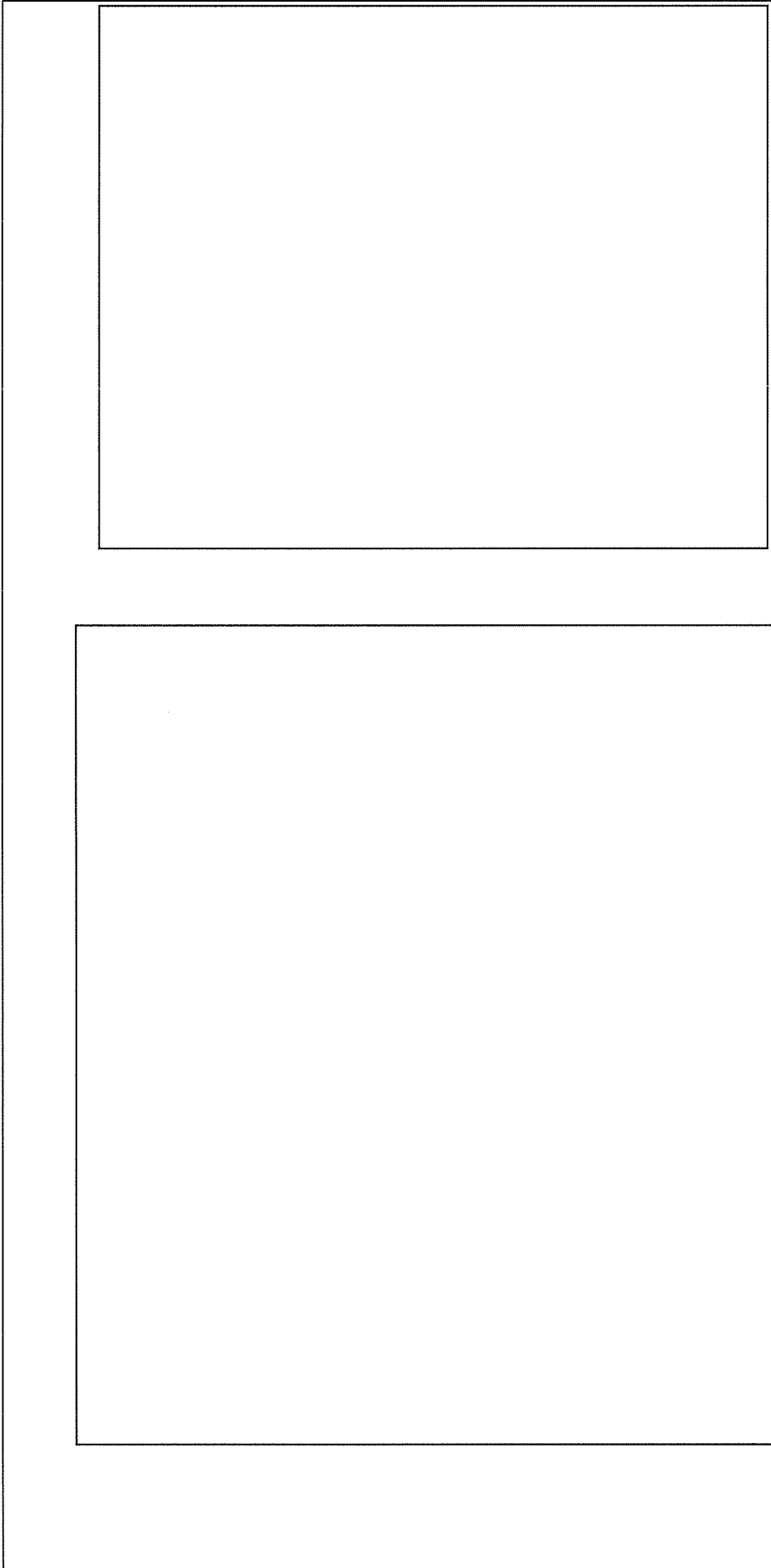
名称	工場棟 組立工場 補強詳細図
図番	図ホ建一12
	工場棟 組立工場

注1) 補強箇所を赤字で示す

注2) 鉄筋及びアーカー材質







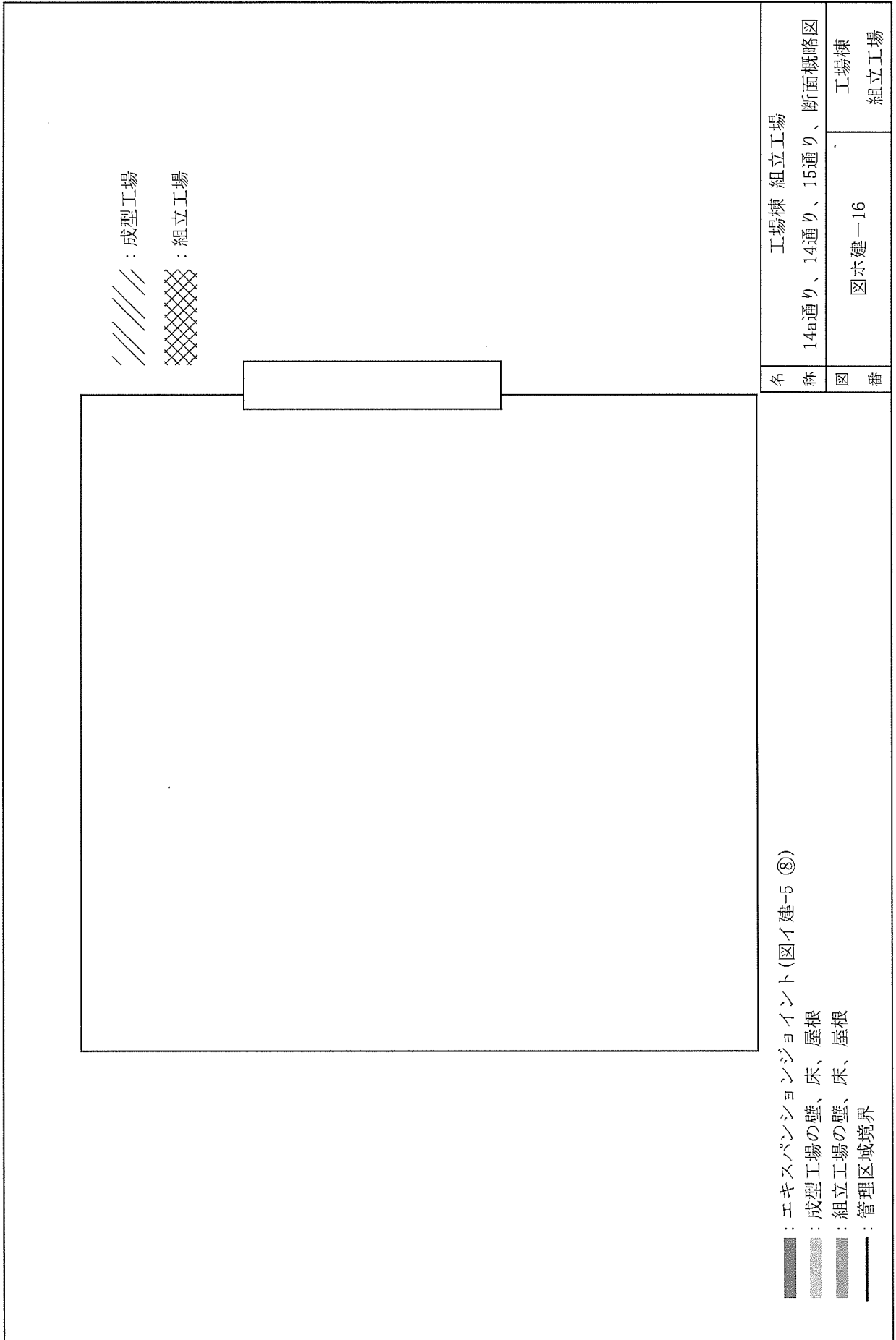
折板張替え補強概略図
(断面図)

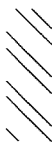

屋根面鉄骨補強概略図
(平面図)





単位：mm

名	工場棟 組立工場
称	屋根面鉄骨補強及び折板張替え補強概略図
図	図ホ建-15
番	工場棟 組立工場

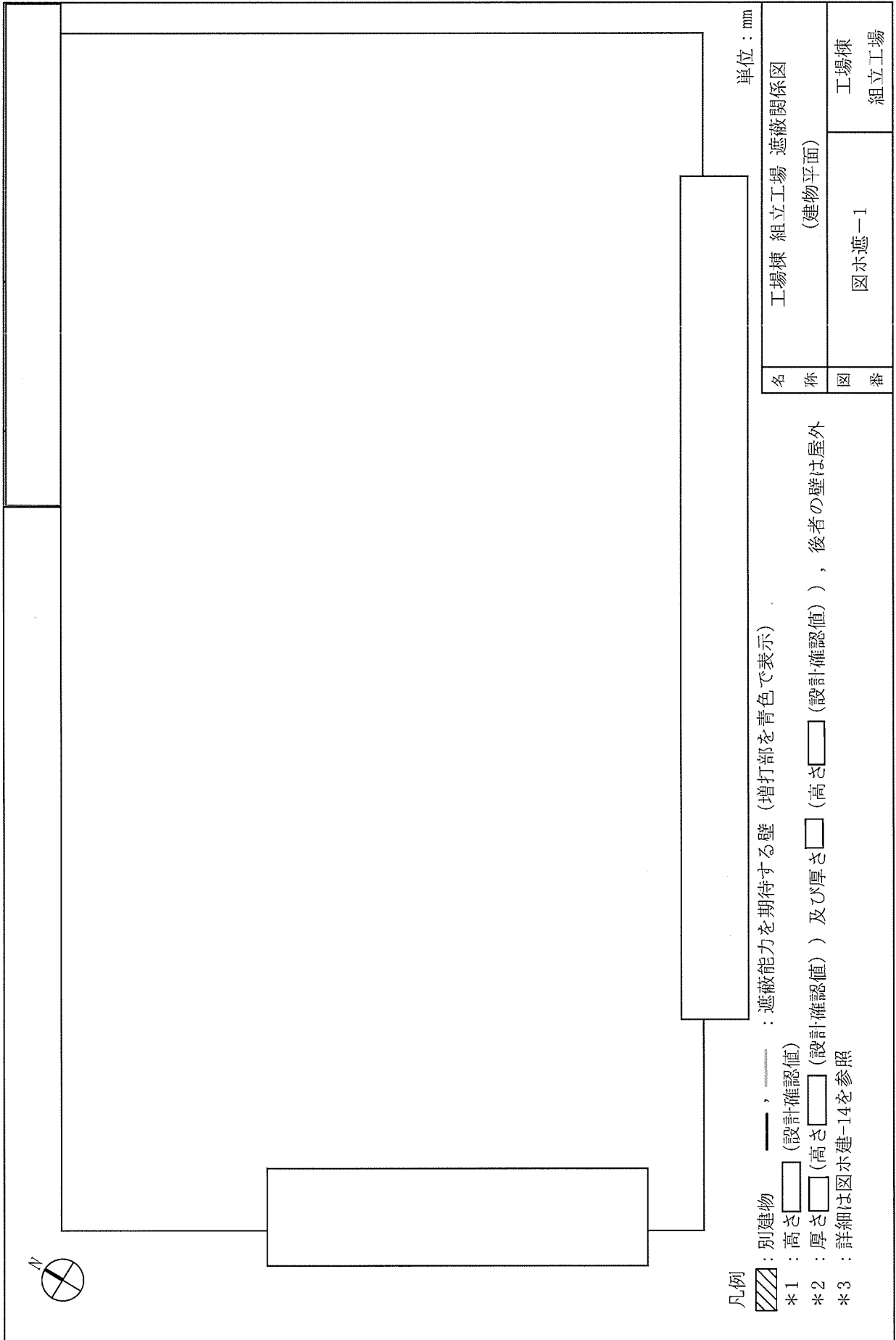
注) 補強箇所を赤字で示す



 : 成型工場
 : 組立工場

 : エキスパンションジョイント (図イ建-5 ⑧)
 : 成型工場の壁、床、屋根
 : 組立工場の壁、床、屋根
 : 管理区域境界

名称	工場棟 組立工場	
図番	14a通り、14通り、15通り、断面概略図	工場棟 組立工場
	図ホ建-16	



凡例

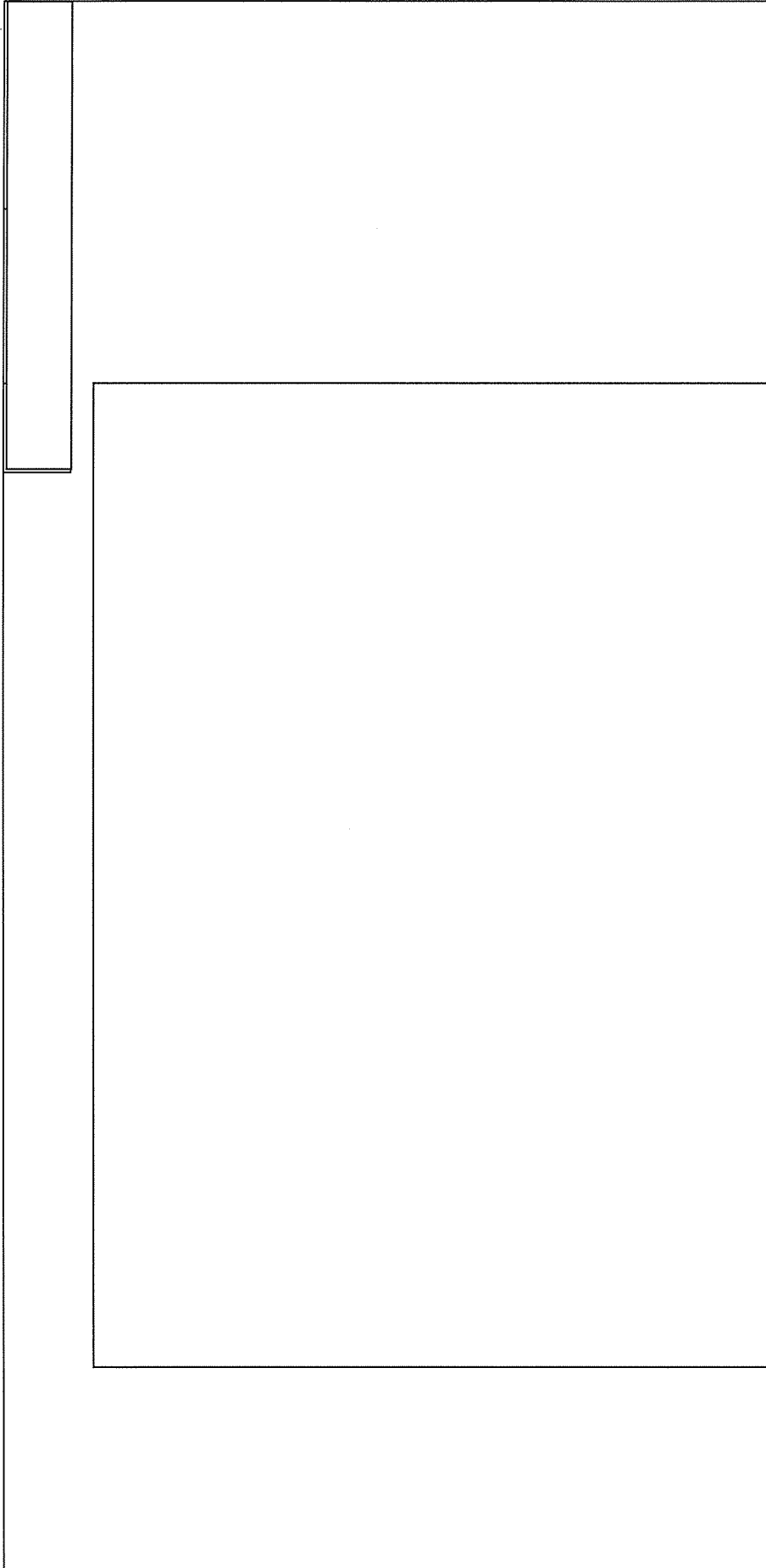
- ▨ : 別建物
- *1 : 高さ [] (設計確認値)
- *2 : 厚さ [] (設計確認値)
- *3 : 詳細は図示建-14を参照

— , — : 遮蔽能力を期待する壁 (増打部を青色で表示)

— (高さ [] (設計確認値)) , 後者の壁は屋外

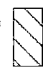
単位 : mm

名	工場棟 組立工場 遮蔽関係図
称	(建物平面)
図	図示遮-1
番	工場棟 組立工場



凡例

*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える

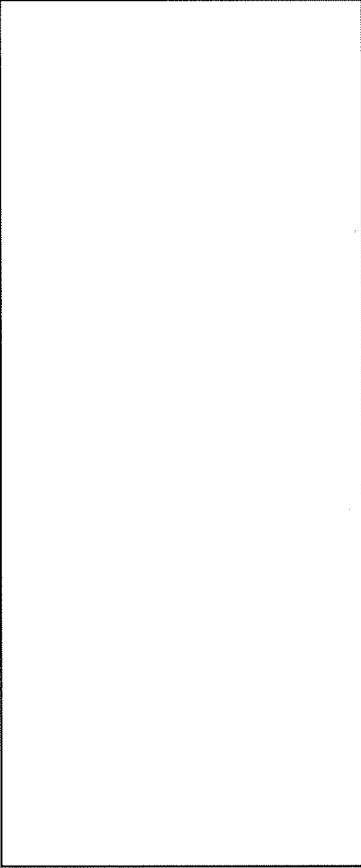
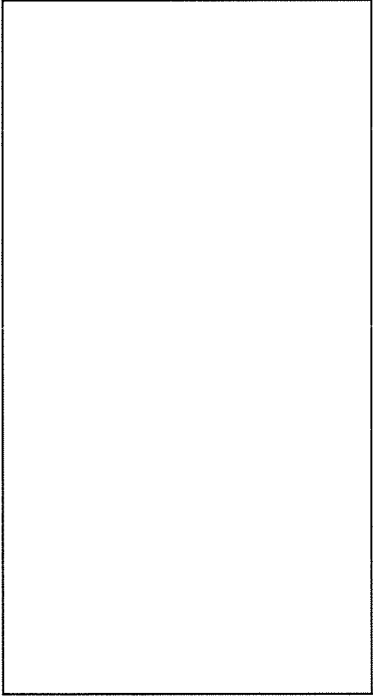
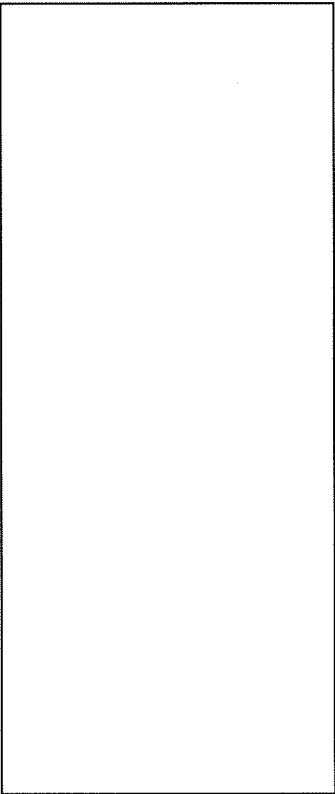
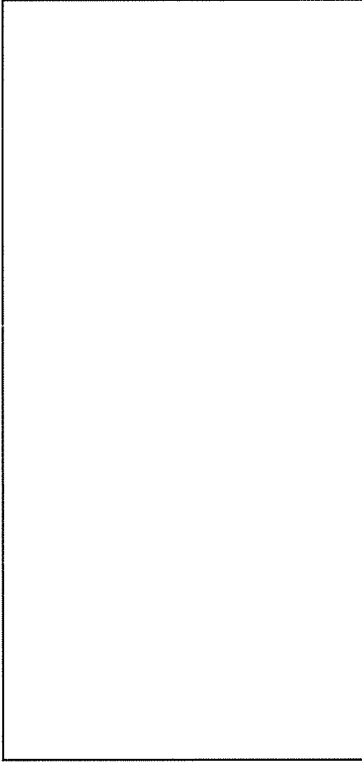
 : 別建物

----- : EXP. J (エキスパンションジョイント) ※概略図は図イ建-5参照

注) SDは鉄扉を示す

単位 : mm

名	付属建物 第2核燃料倉庫
称	建物平面図
図	図イ建-1
番	付属建物 第2核燃料倉庫

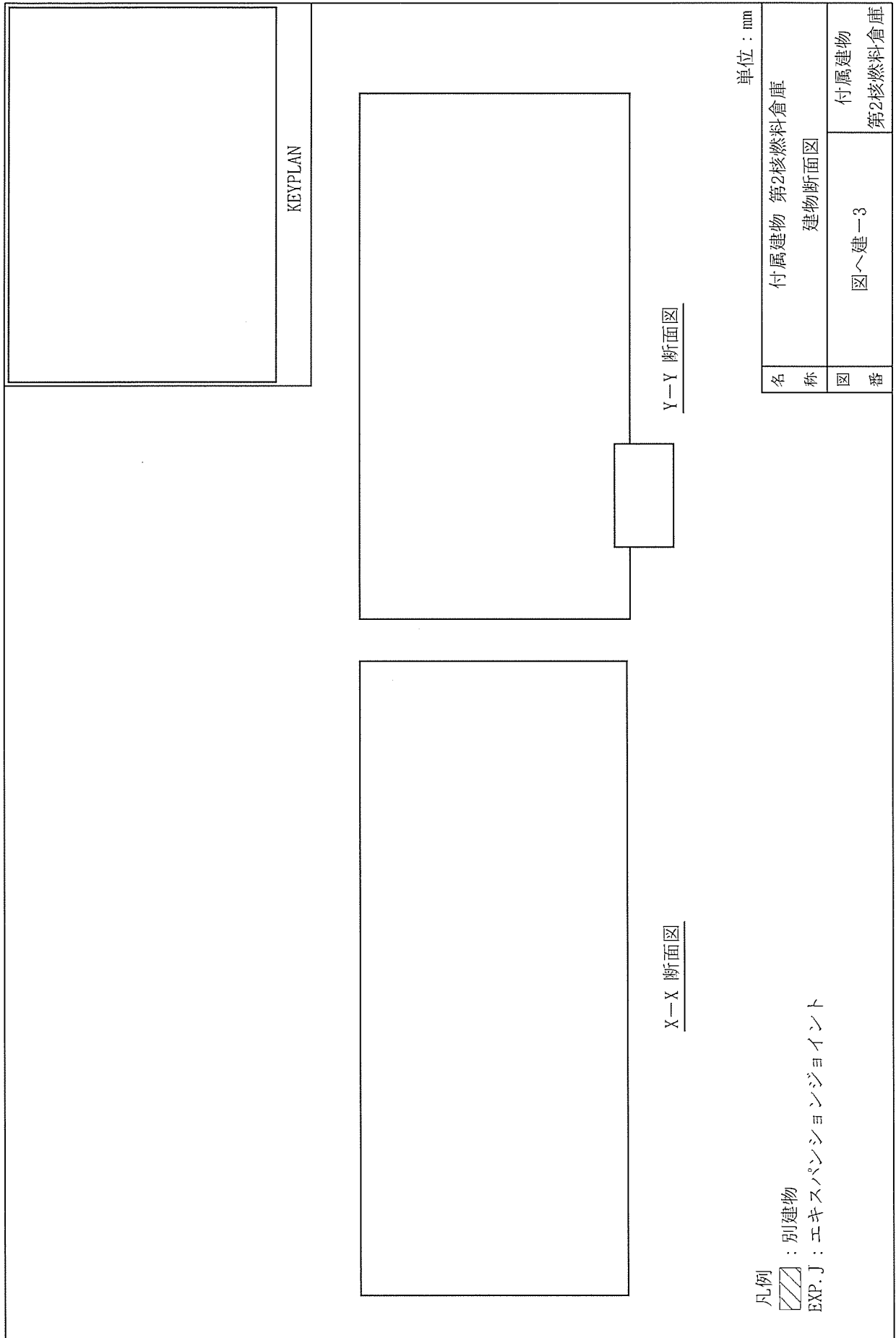
 <p style="text-align: center;">南側立面図</p>	 <p style="text-align: center;">東側立面図</p>
 <p style="text-align: center;">北側立面図</p>	 <p style="text-align: center;">西側立面図</p>

凡例

: 別建物
 EXP. J : エキスパンションジョイント
 注) SDは鉄扉を示す

単位 : mm

名称	付属建物 第2核燃料倉庫 建物立面図
図番	図へ建-2 付属建物 第2核燃料倉庫




KEYPLAN

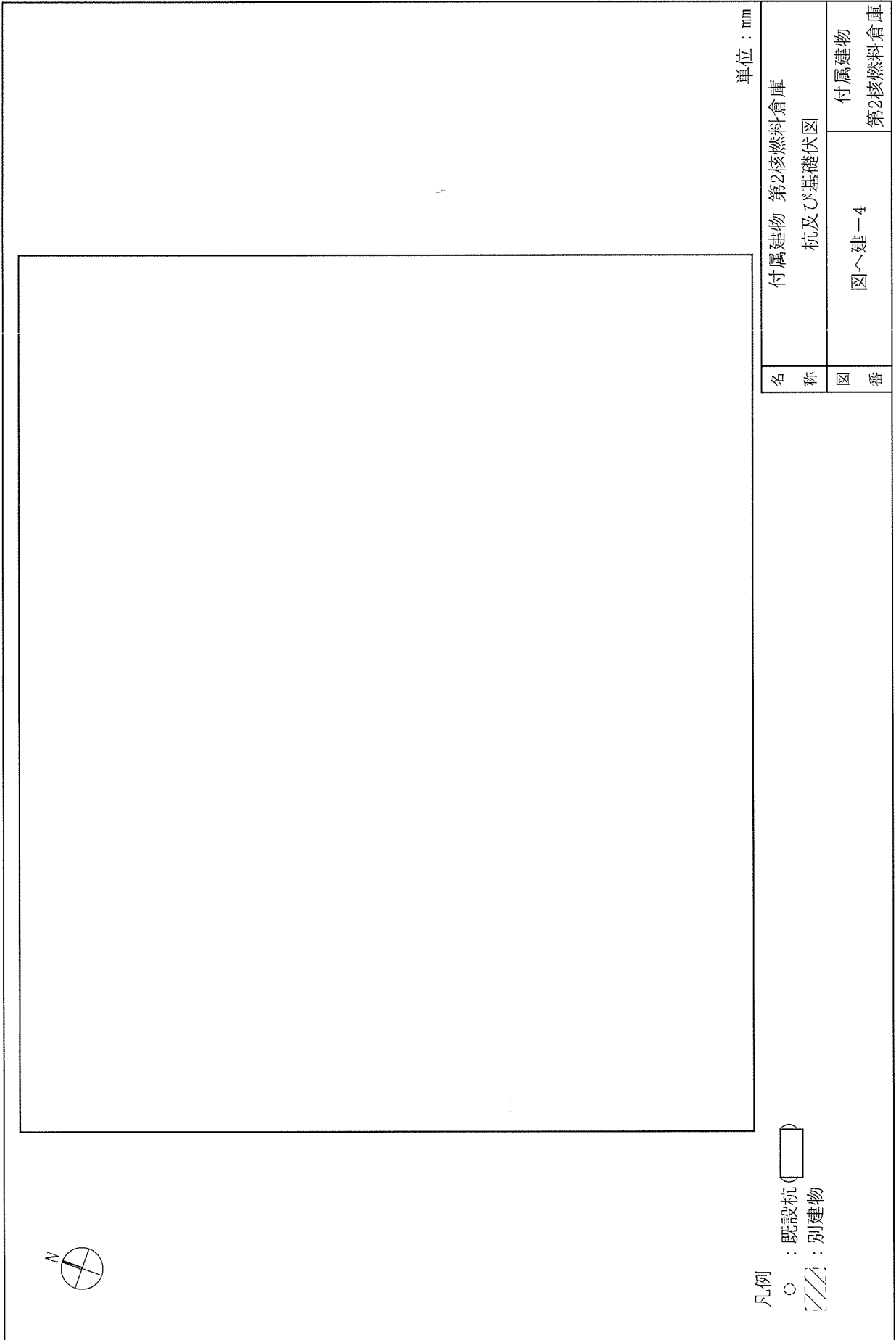
Y-Y 断面図

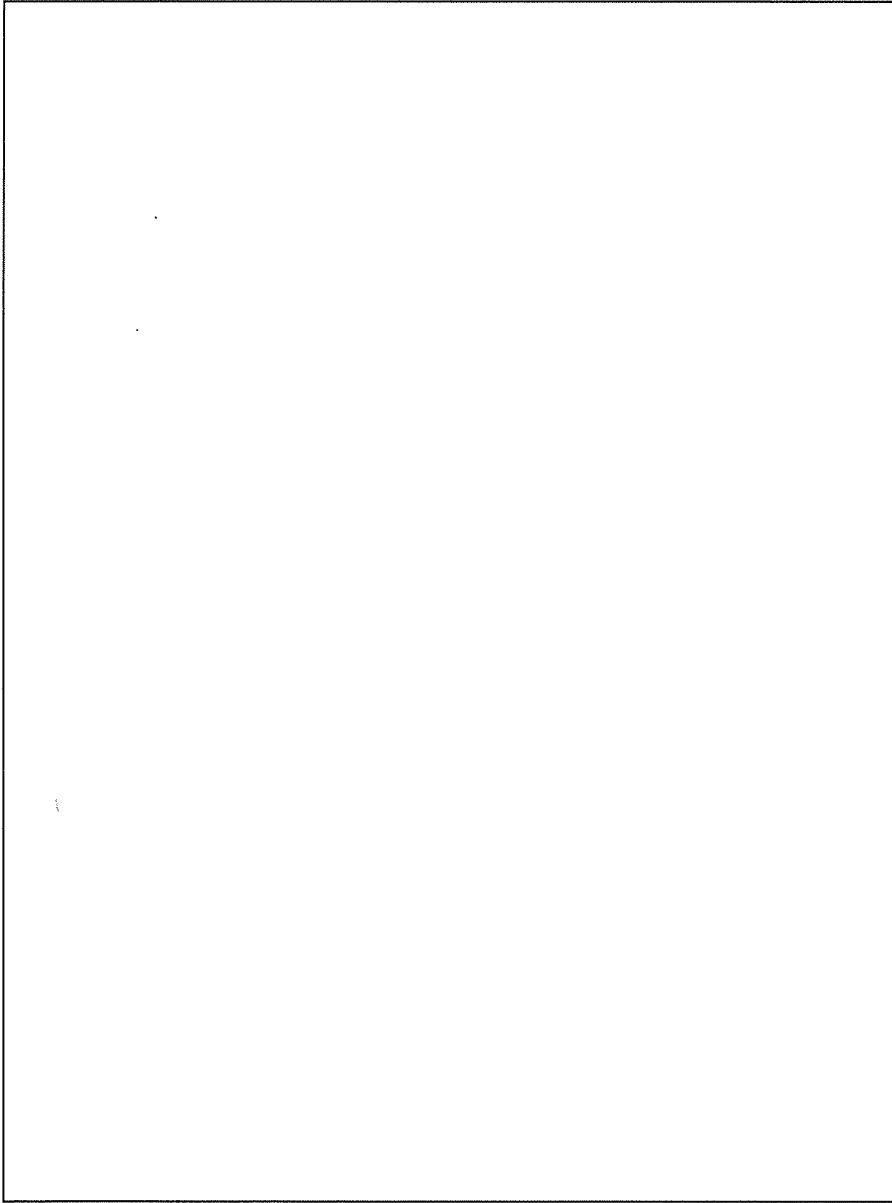
X-X 断面図

単位：mm

- 凡例
 : 別建物
 EXP. J : エキスパンションジョイント

名称	付属建物 第2核燃料倉庫	
図番	建物断面図 図へ建一3	付属建物 第2核燃料倉庫

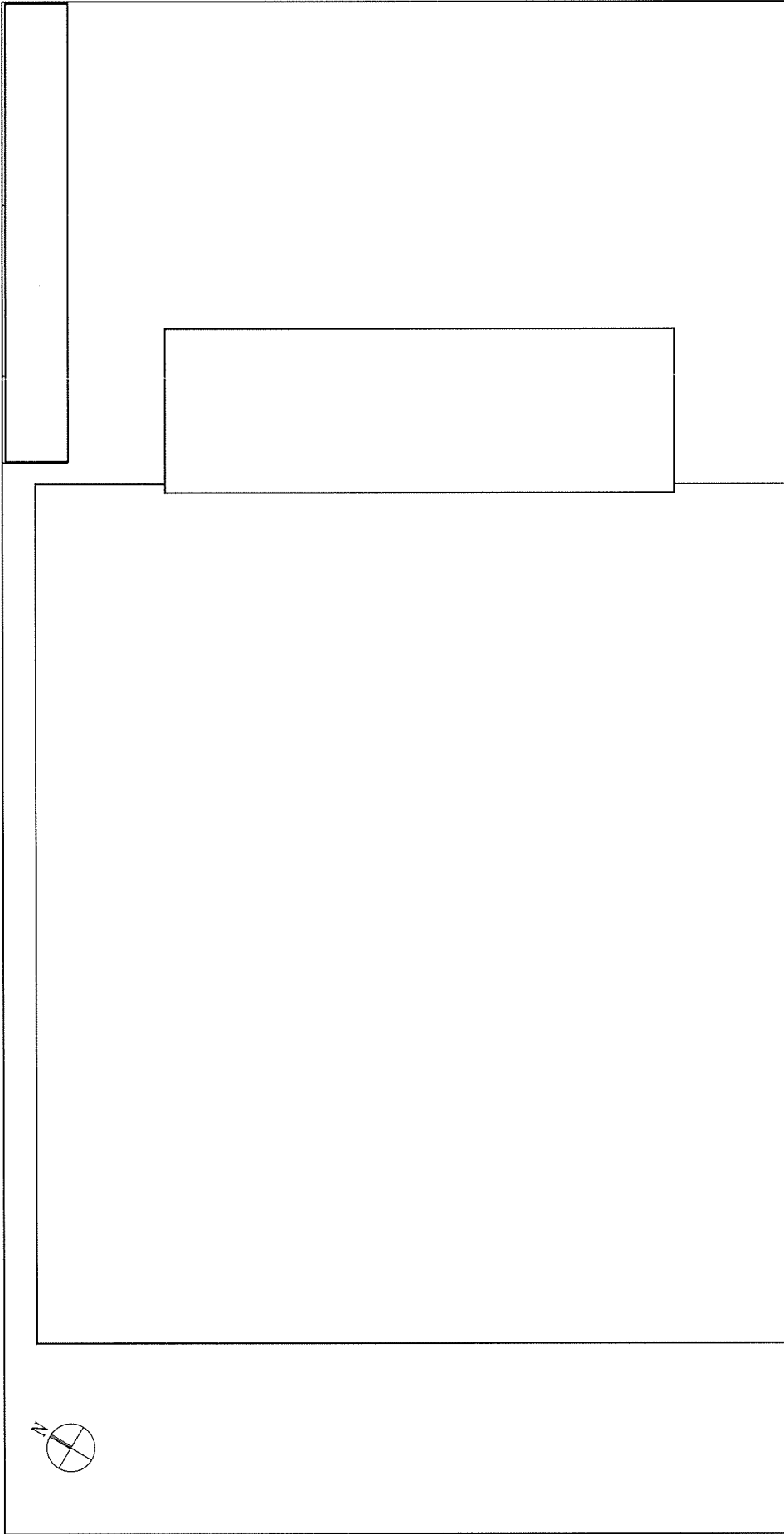




単位：mm

凡例
[斜线符号]：別建物

名称	付属建物 第2核燃料倉庫 屋根伏区	
図番	図へ建--5	付属建物 第2核燃料倉庫



凡例

▨ : 別建物

--- : EXP. J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える

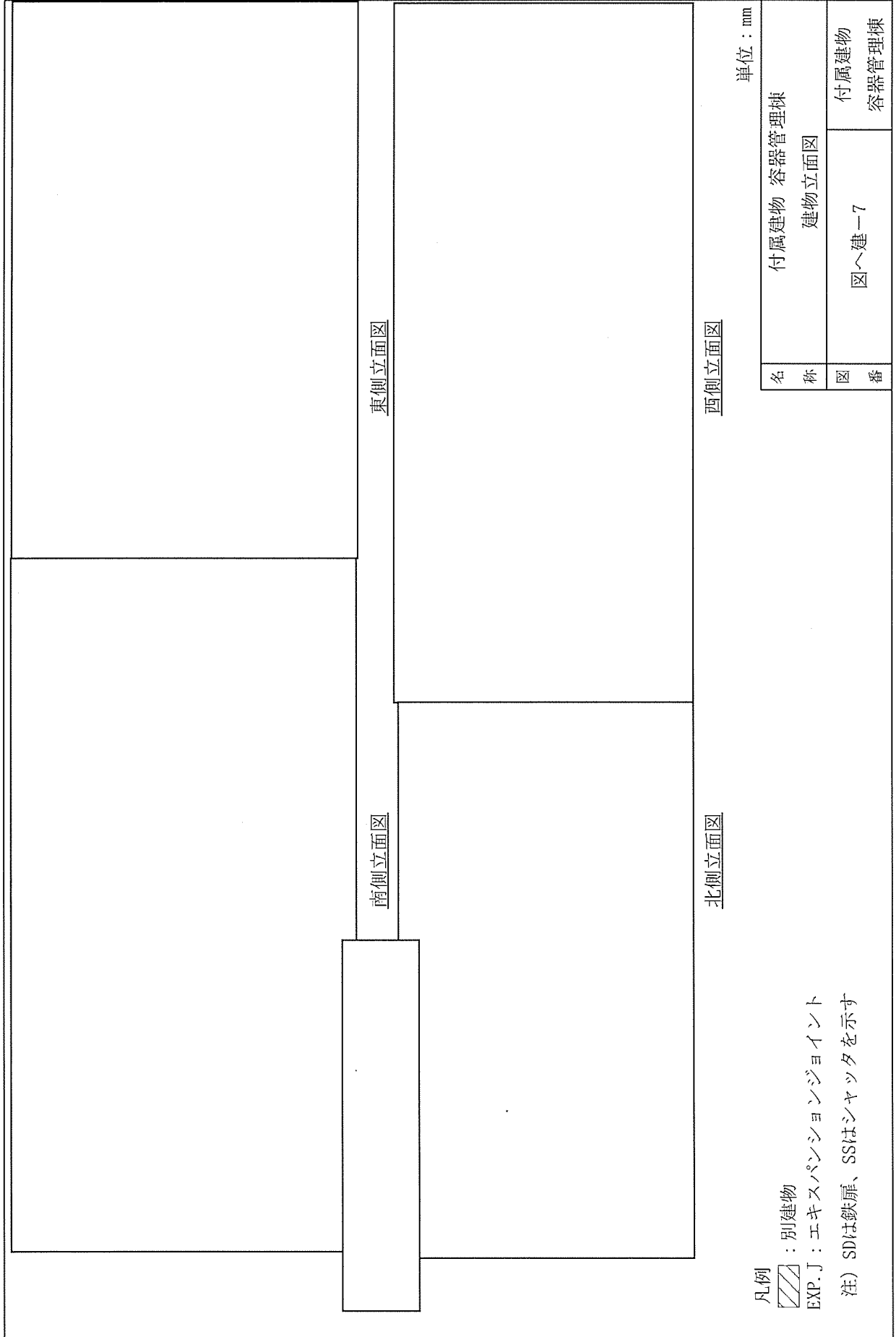
*2 : F1竜巻で損傷しない

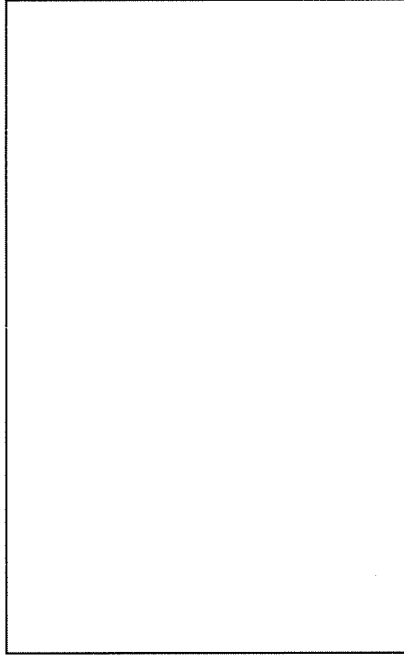
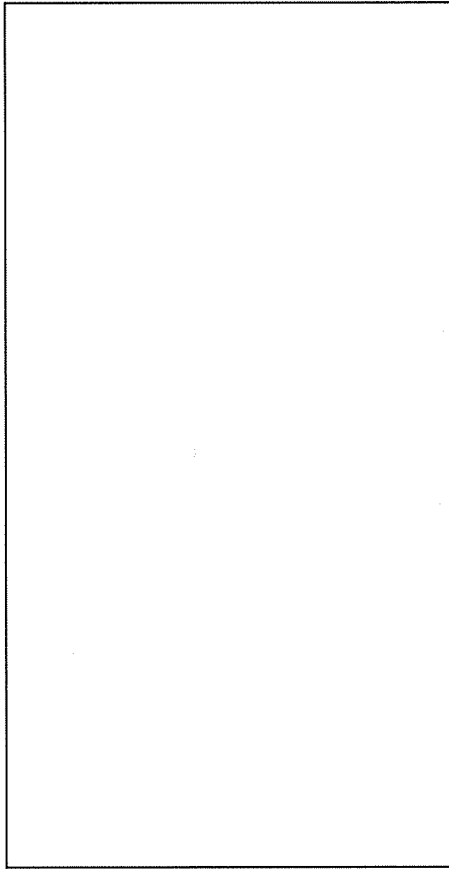
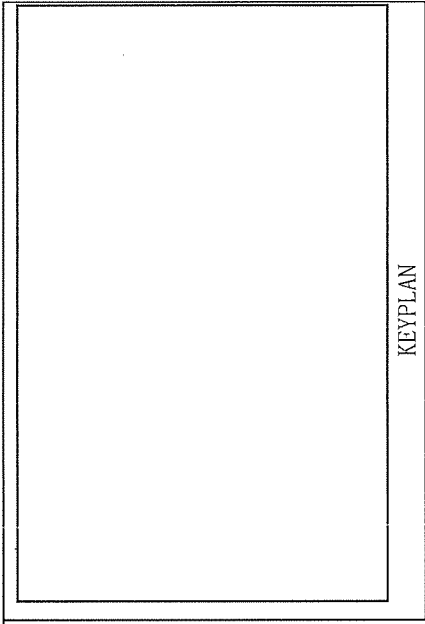
*3 : 外壁内側に耐火被覆材(厚さ□)を設置

注1) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す
 注2) 天井走行クレーンは次回以降申請


単位 : mm

名称	付属建物 容器管理棟 建物平面図
図番	図へ建-6 付属建物 容器管理棟

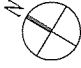


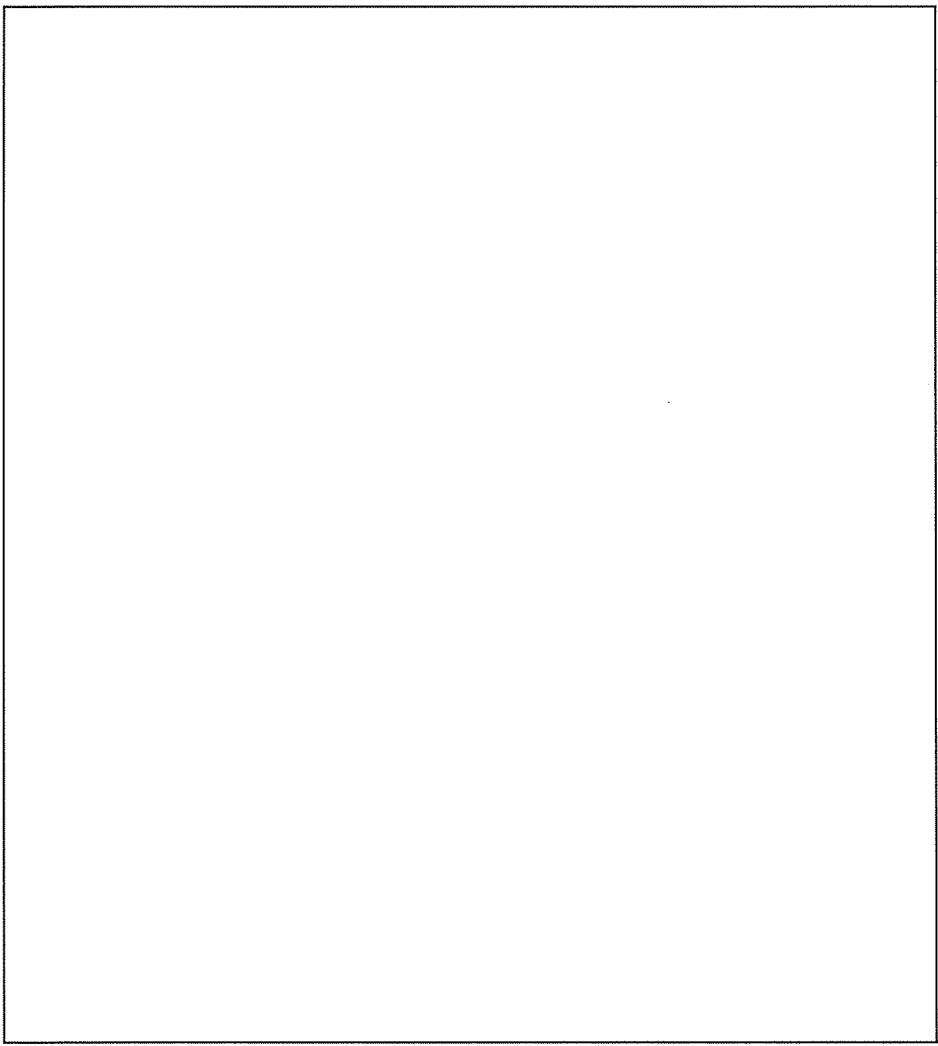


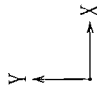
単位：mm

凡例
 : 別建物
 EXP. J : エキスパンションジョイント

名称	付属建物 容器管理棟	
図番	図へ建-8	付属建物 容器管理棟









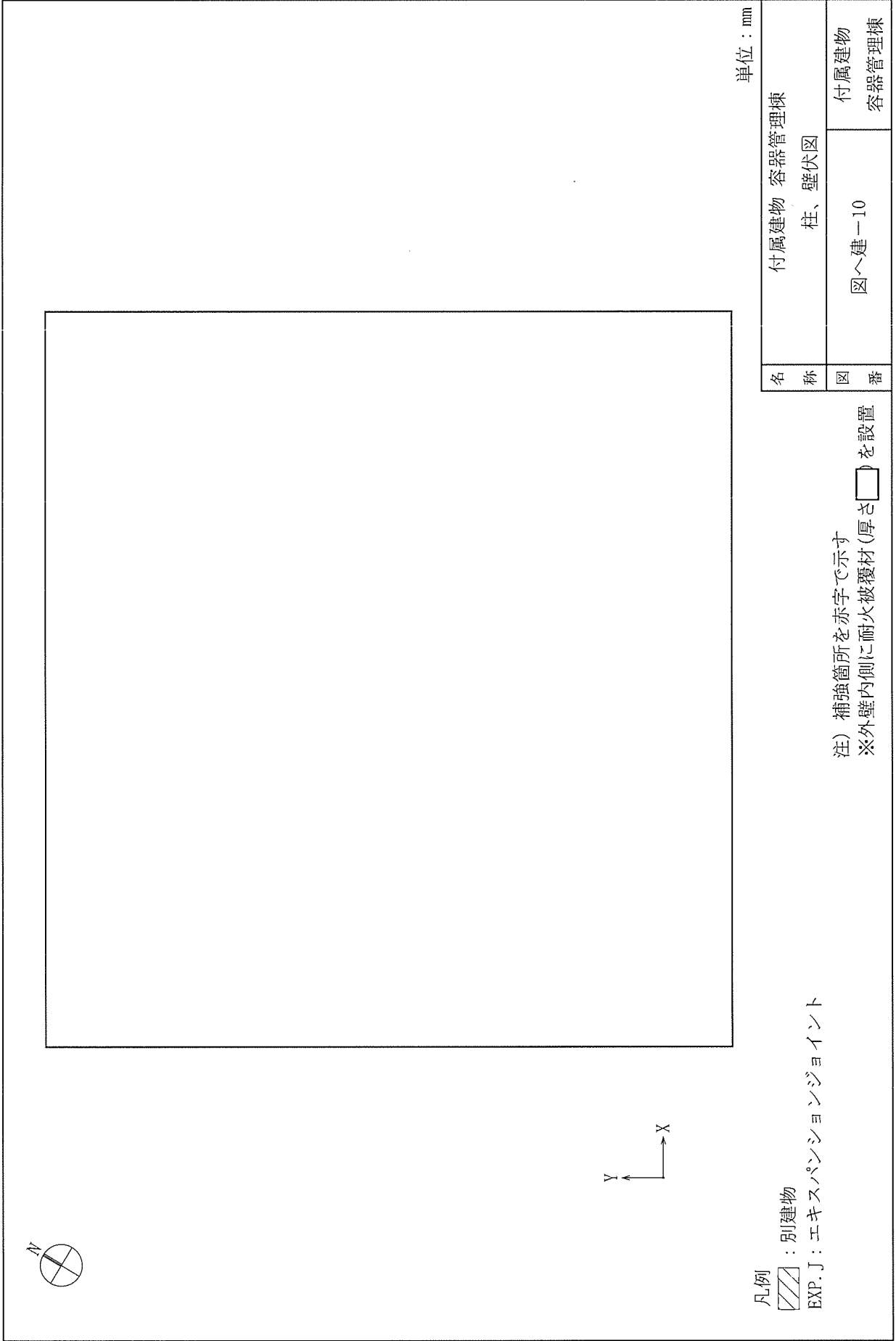
単位：mm

名称	付属建物 容器管理棟 杭、基礎伏図	
図番	図へ建一9	付属建物 容器管理棟

凡例

- : 既設杭 ()
-  : 別建屋


EXP. J: エキスパンションジョイント

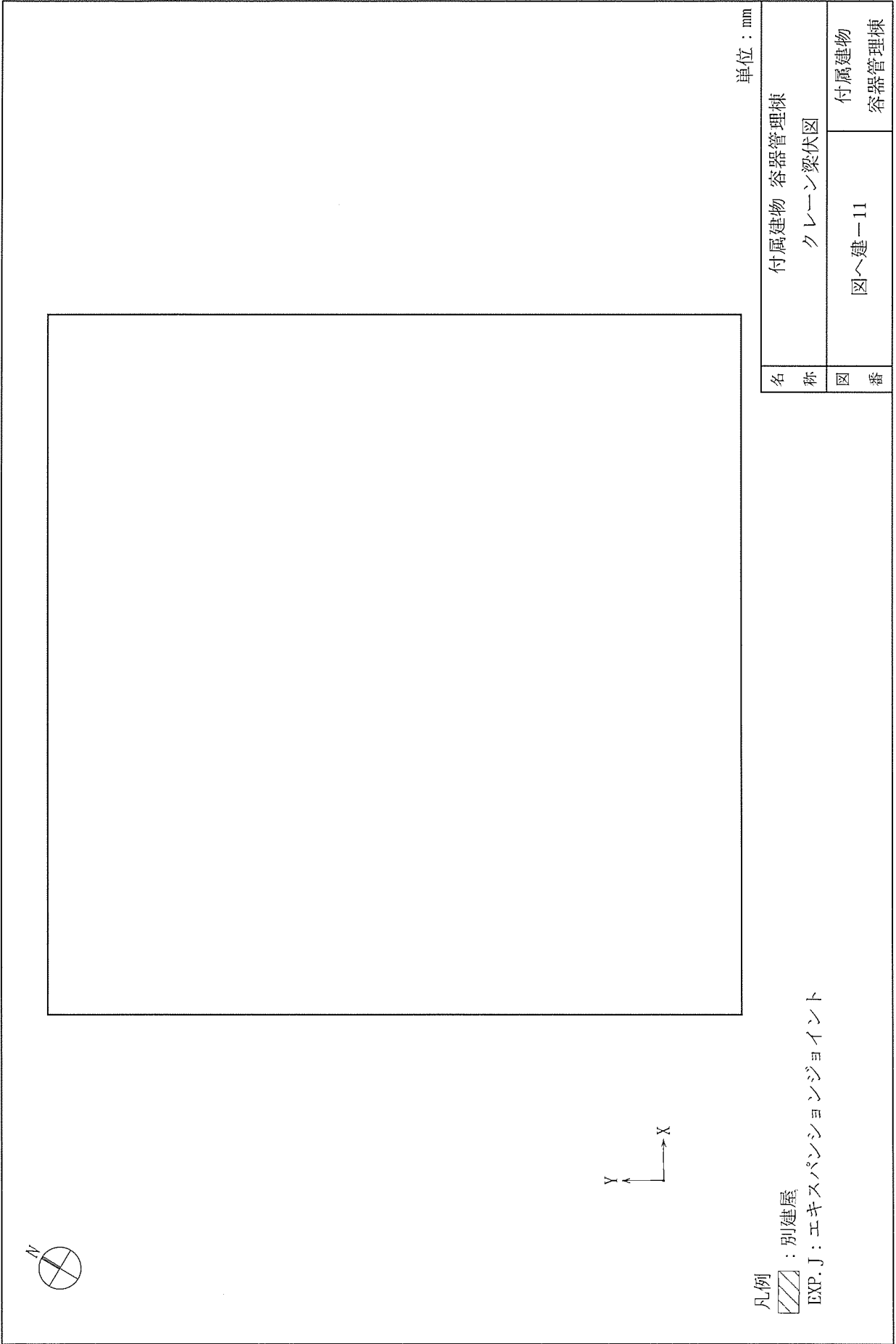


単位：mm

名称	付属建物 容器管理棟 柱、壁伏図
図番	図へ建一10 付属建物 容器管理棟


注) 補強箇所を赤字で示す
※外壁内側に耐火被覆材(厚さ□)を設置

凡例
 : 別建物
 EXP. J : エキスパンションジョイント



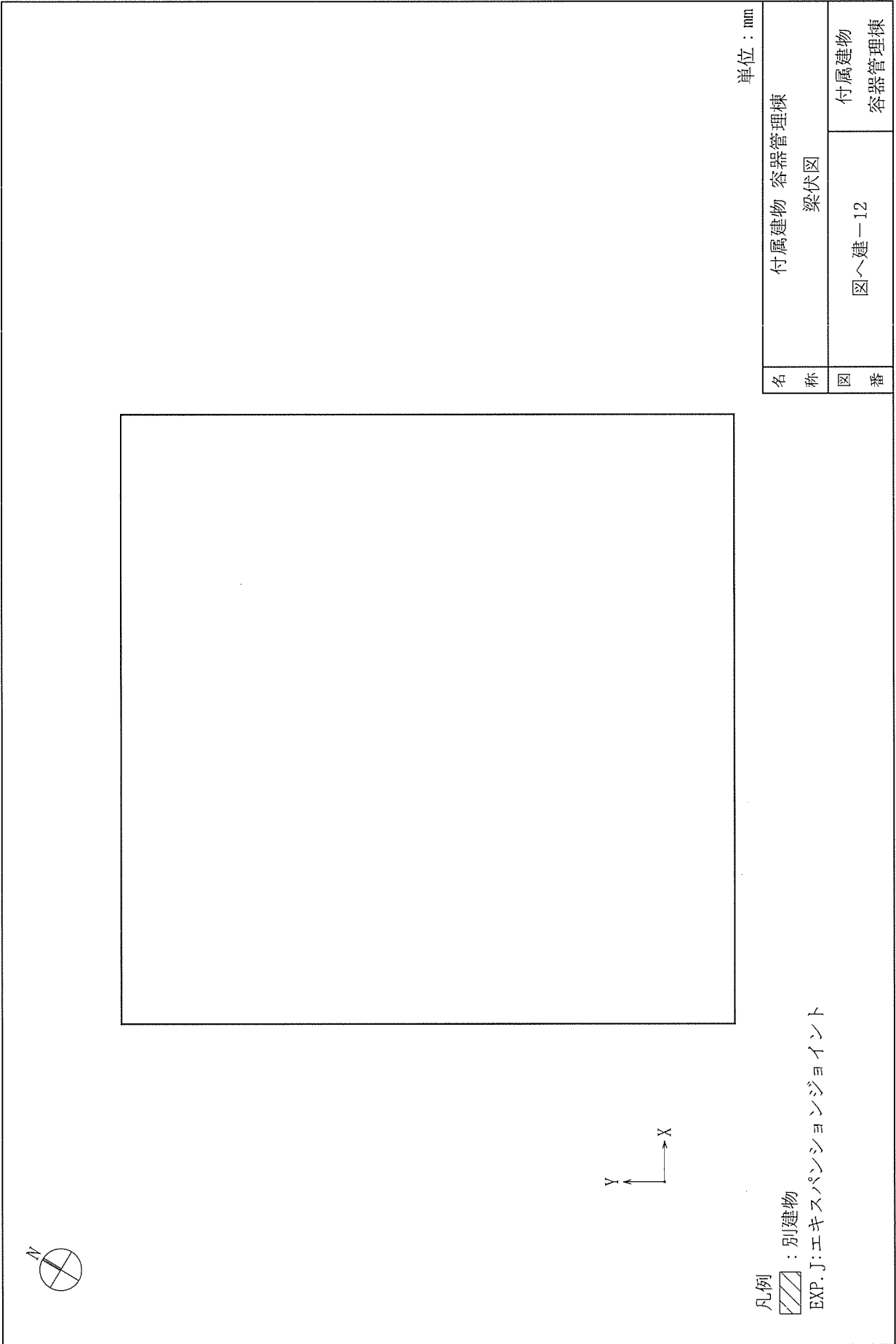
単位: mm

凡例

 : 別建屋

EXP. J: エキスパンションジョイント

名称	付属建物	容器管理棟
クレーン梁伏図	付属建物	容器管理棟
図へ建-11	付属建物	容器管理棟



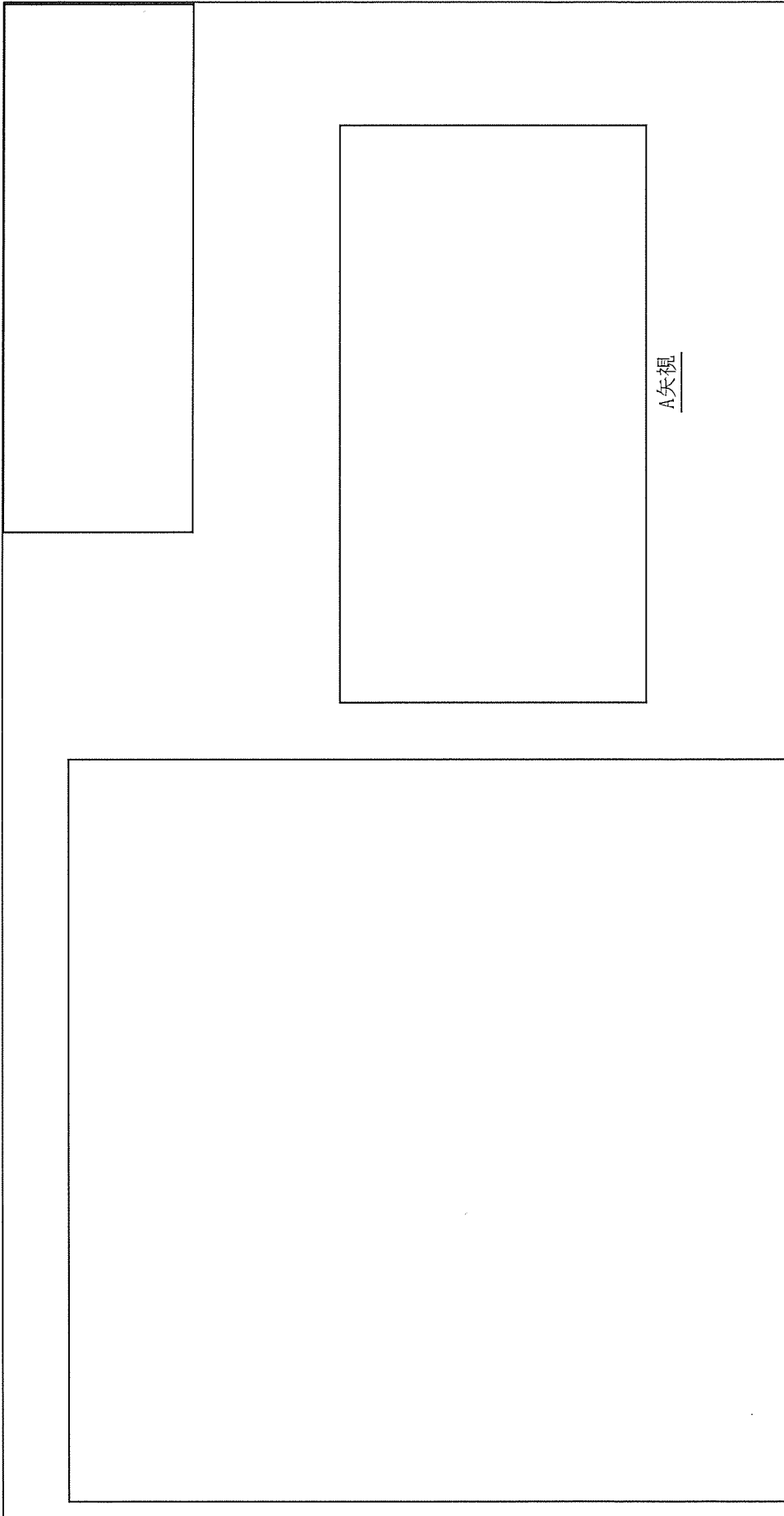
単位：mm

凡例

▨：別建物

EXP. J: エキスパンションジョイント

名称	付属建物 容器管理棟	
図番	図へ建-12	付属建物 容器管理棟



A矢視

凡例

梁新設補強：NSB3
柱新設補強：NSP2

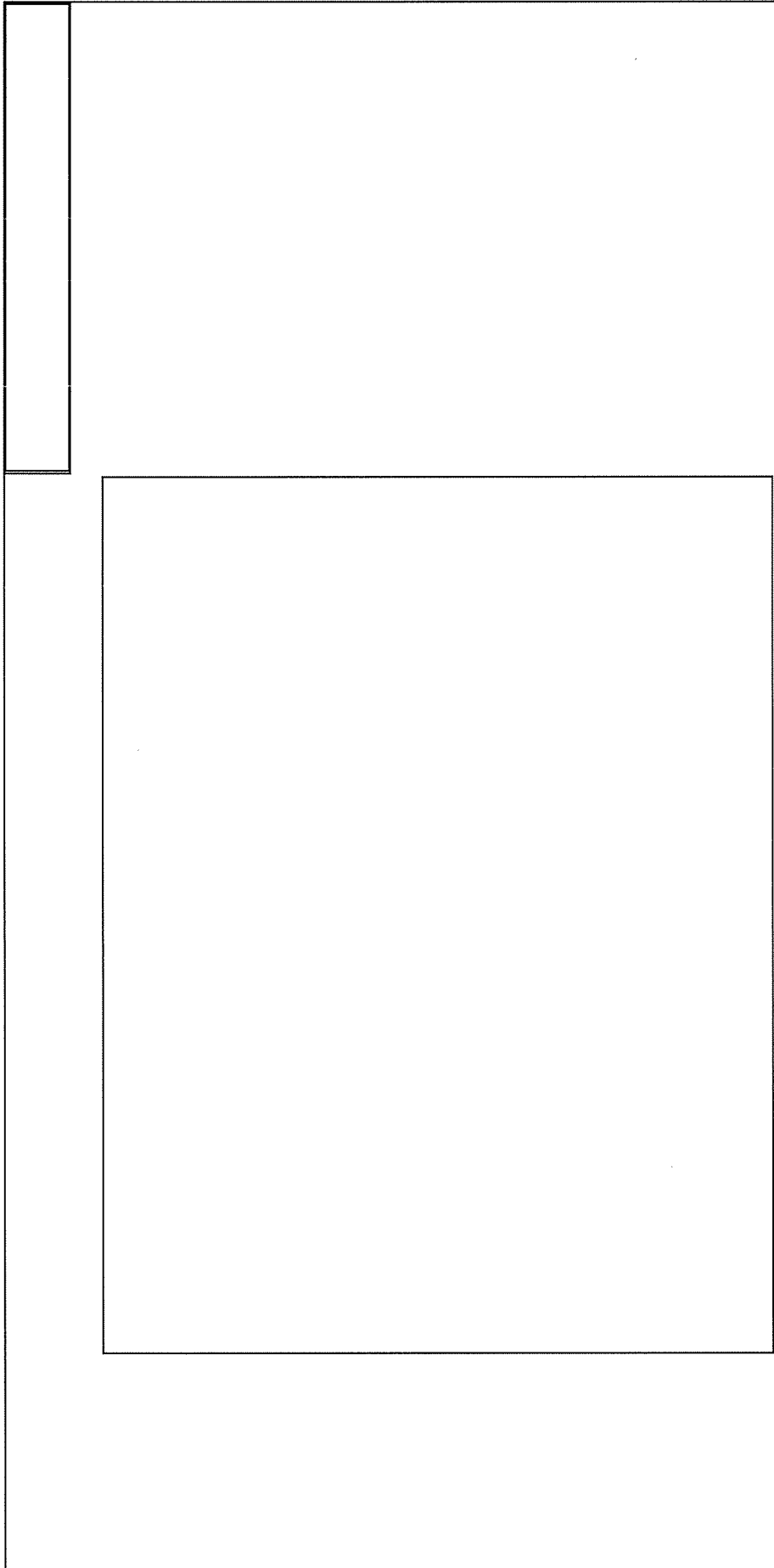
注1) 補強箇所を赤字で示す

注2) 新設鉄骨部材材質：


新設外壁下地材質：

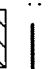
単位：mm

名称	付属建物 容器管理棟	
区番	図へ建-13	付属建物 容器管理棟
	補強詳細図	



凡例

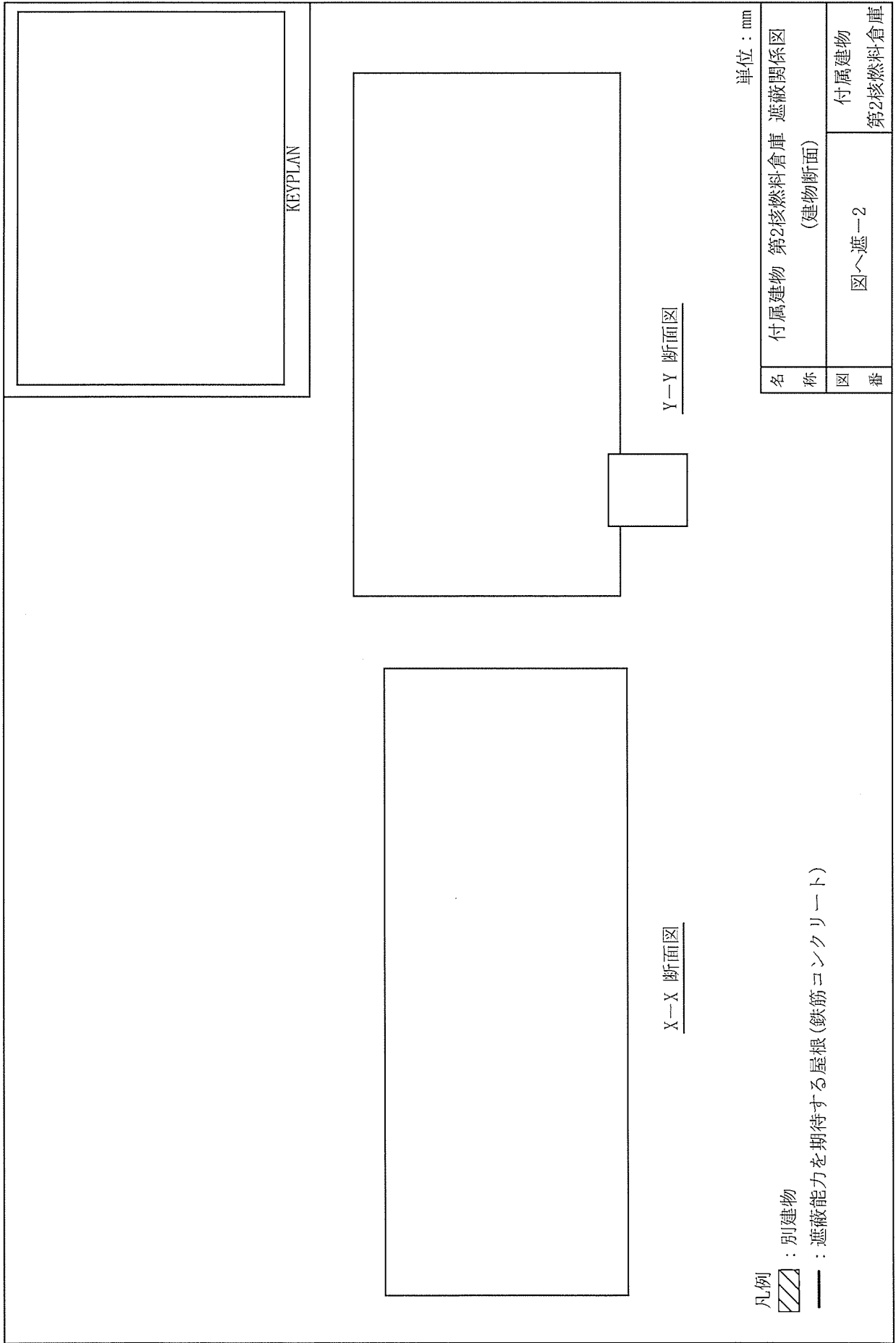
 : 別建物

 : 遮蔽能力を期待する壁

*1 : 遮蔽計算上の設計確認値は  (高さ  (設計確認値))

単位 : mm

名称	付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図 (建物平面)	
図番	図〜遮-1	付属建物 第2核燃料倉庫





単位：mm

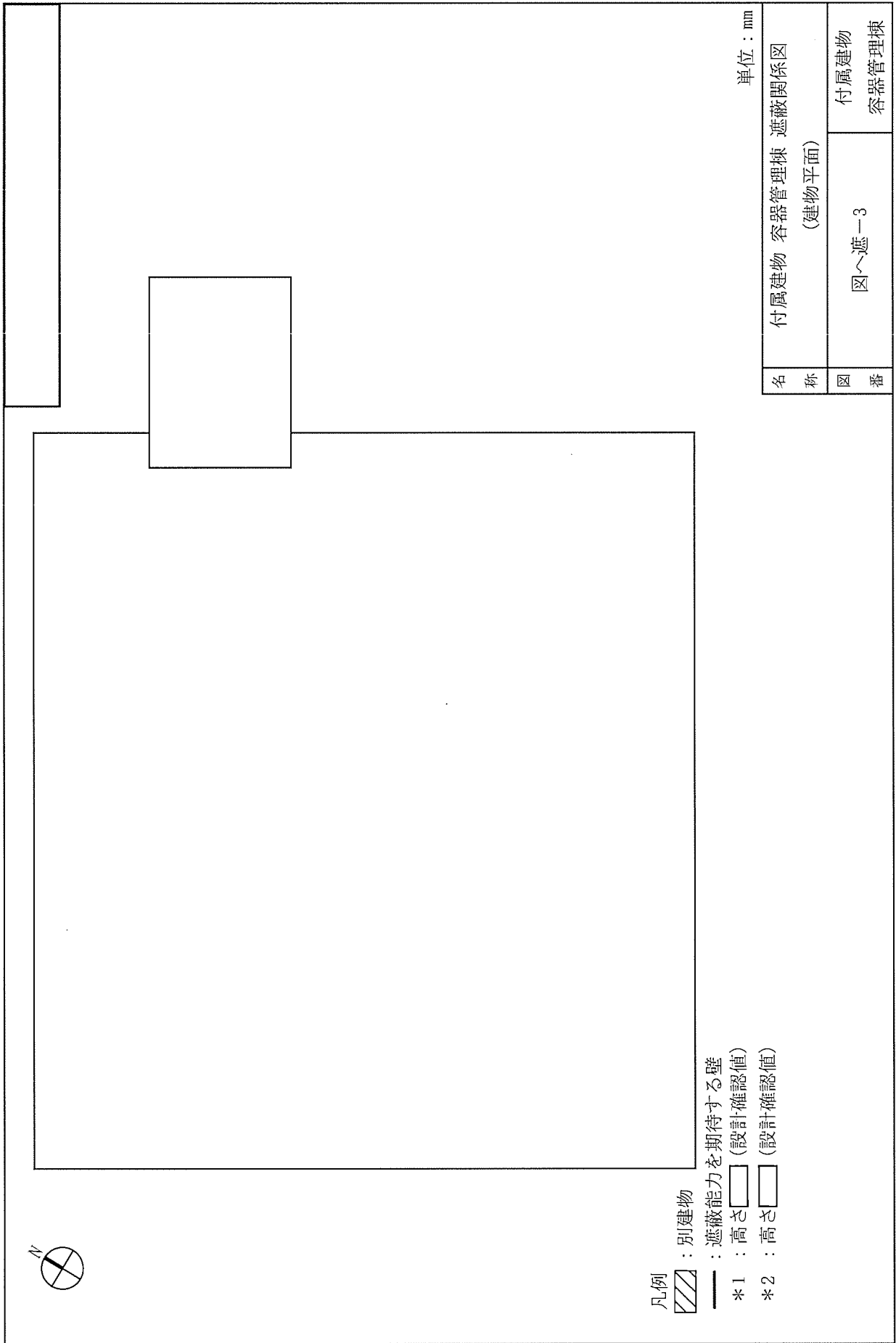
名称	付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図 (建物断面)	
図番	図へ遮-2	付属建物 第2核燃料倉庫

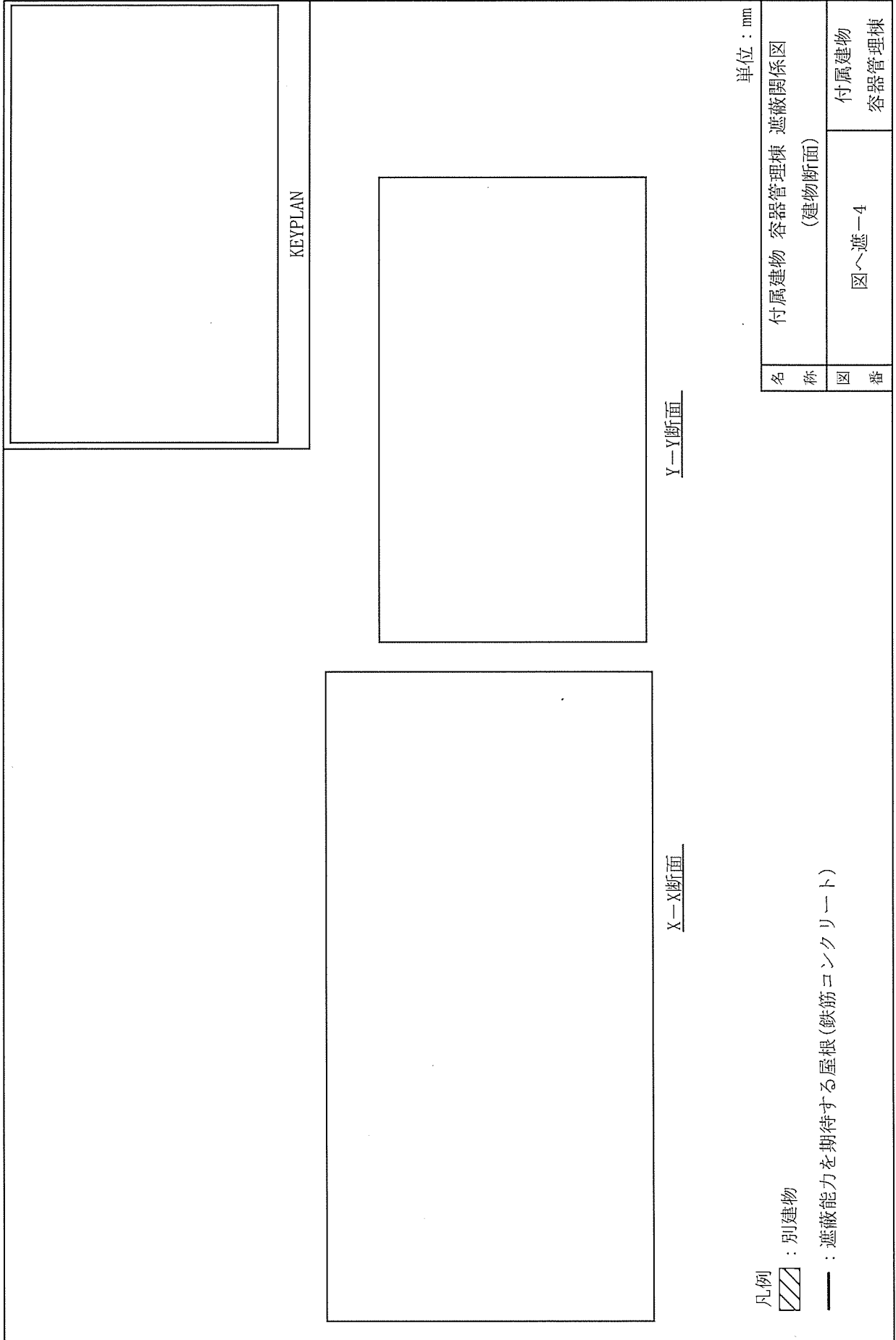
X-X 断面図

Y-Y 断面図

KEYPLAN

- 凡例
-  : 別建物
 -  : 遮蔽能力を期待する屋根(鉄筋コンクリート)





凡例

▨ : 別建物

— : 遮蔽能力を期待する屋根(鉄筋コンクリート)

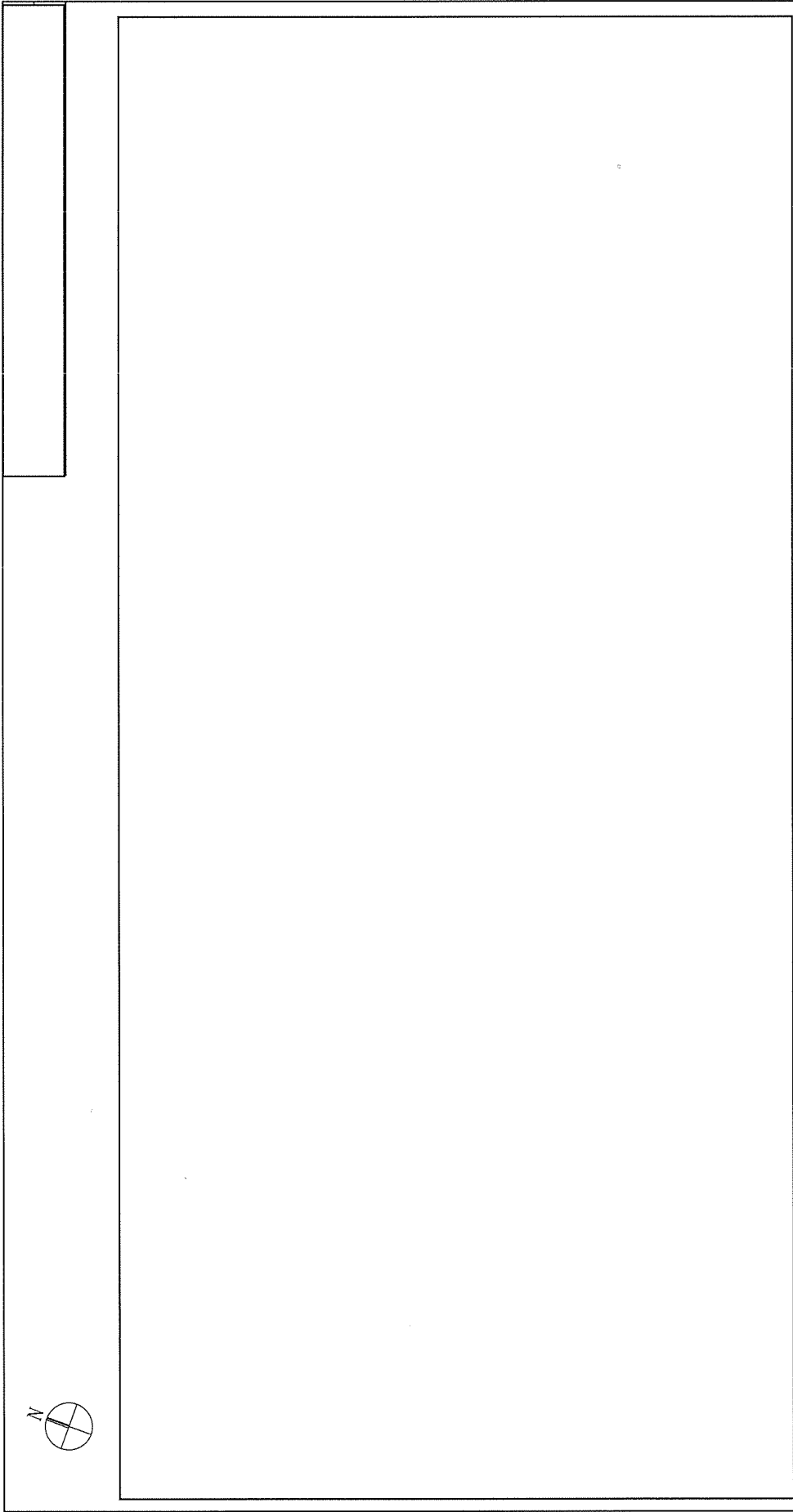
X-X断面

Y-Y断面

KEYPLAN

単位 : mm

名称	付属建物 容器管理棟 遮蔽関係区 (建物断面)	
図番	図へ遮-4	付属建物 容器管理棟



凡例

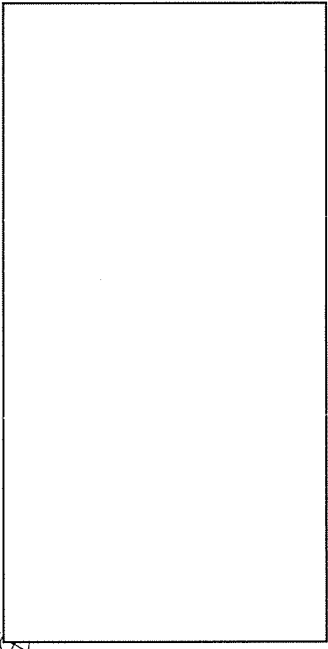
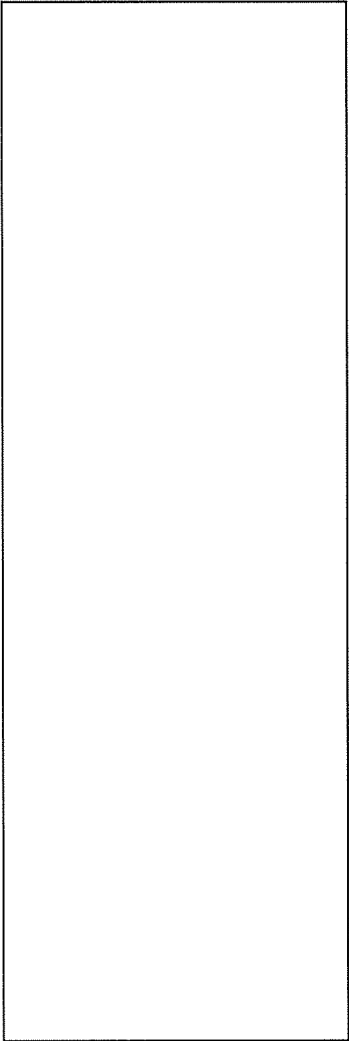
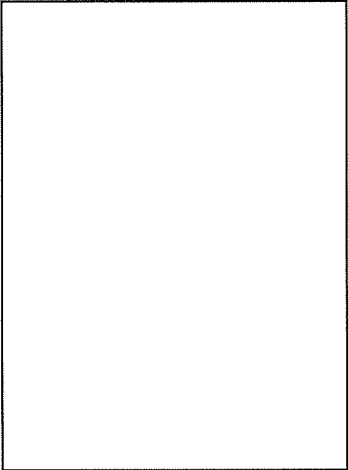
- *1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える
- *2 : 外壁内側に耐火被覆材(厚さ□□)を設置
- ▨ : 別建物
- : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

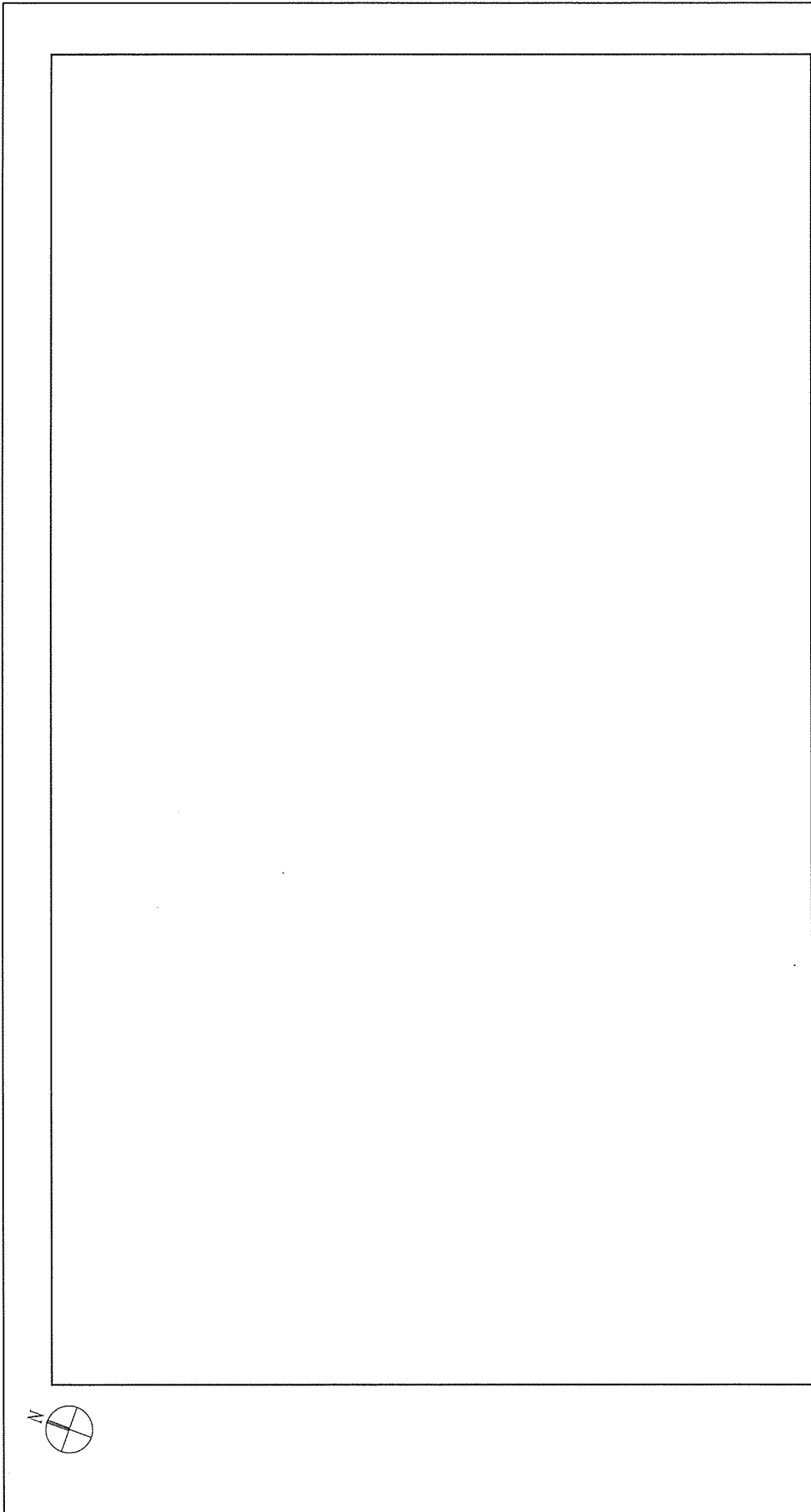
注1) SDは鉄扉を示す
 注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(放射線管理棟)」を参照

単位: mm

名称	放射線管理棟 建物平面図(前室含む)	
図番	図ト建-1	放射線管理棟

<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; height: 150px; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);"> <p style="margin: 0;">南側立面図</p> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; height: 150px; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);"> <p style="margin: 0;">東側立面図</p> </div> </div>				
<p>西側立面図</p>					
<p>単位：mm</p>					
<p>凡例</p> <p>▨：別建物</p> <p>EXP. J：エキスパンションジョイント</p> <p>※：材質 亜鉛めっき鋼板</p> <p>注) SDは鉄扉を示す</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 80%;">放射線管理棟 建物立面図</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">図番</td> <td>図卜建一2 放射線管理棟</td> </tr> </table>	名称	放射線管理棟 建物立面図	図番	図卜建一2 放射線管理棟
名称	放射線管理棟 建物立面図				
図番	図卜建一2 放射線管理棟				

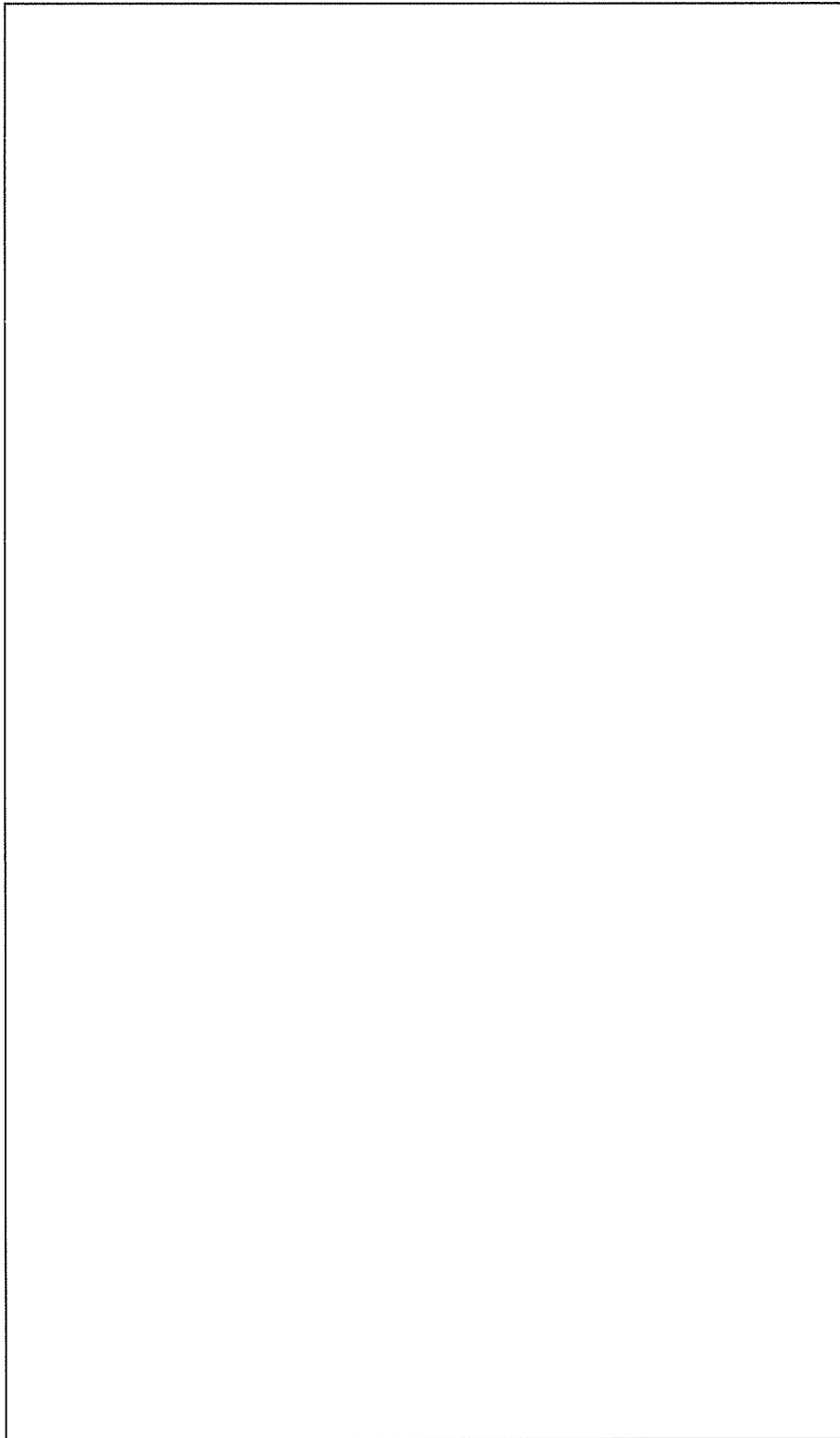
 <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">KEYPLAN</p>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> <p><u>X-X断面図</u></p>  </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> <p><u>Y-Y断面図</u></p>  </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> <p>単位：mm</p> </div> <p>凡例 EXP.J：エキスパンションジョイント ：別建物</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">名称</td> <td style="padding: 2px;">放射線管理棟 建物断面図</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">図番</td> <td style="padding: 2px;">図卜建一3 放射線管理棟</td> </tr> </table>	名称	放射線管理棟 建物断面図	図番	図卜建一3 放射線管理棟	
名称	放射線管理棟 建物断面図				
図番	図卜建一3 放射線管理棟				



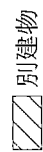
単位：mm

名称	放射線管理棟 杭及び基礎伏図
図番	図ト建一4 放射線管理棟

- 凡例
- ▨ : 別建物
 - EXP. J : エキスパンションジョイント
 - : 既設杭 ()



凡例



別建物



壁補強

壁増打ち補強：MEW20

壁新設補強：NEW15A, NEW15B, NW15

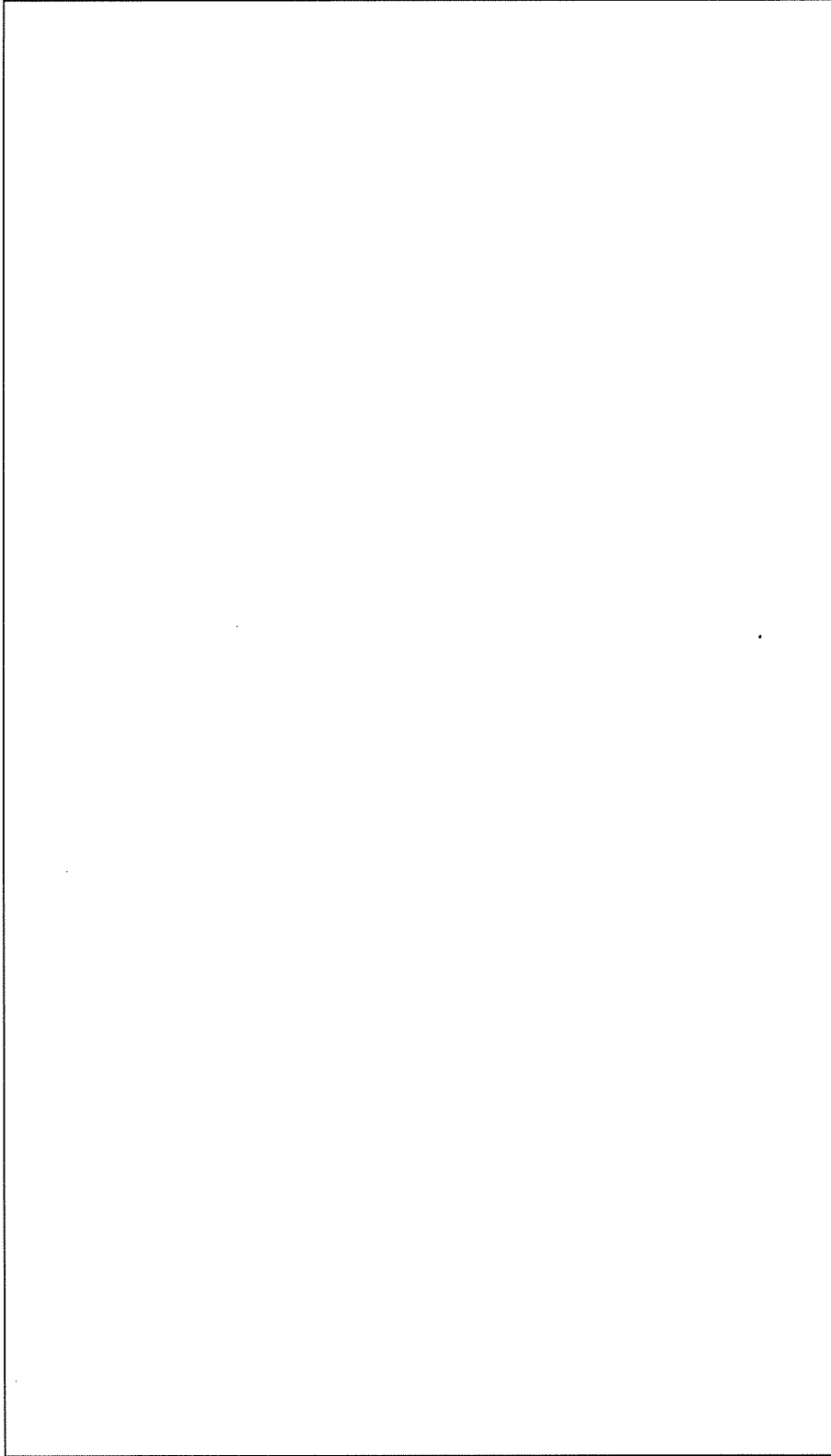
鉄骨ブレース新設：NBr11

EXP.J：エキスパンションジョイント

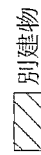
注) 補強箇所を赤字で示す
※外壁内側に耐火被覆材()を設置

単位：mm

名称	放射線管理棟
図番	基礎及び壁伏図 図ト建-5 放射線管理棟



凡例



別建物

壁新設補強：NEW15B, NW15

屋根面ブレース追設：NHBr2

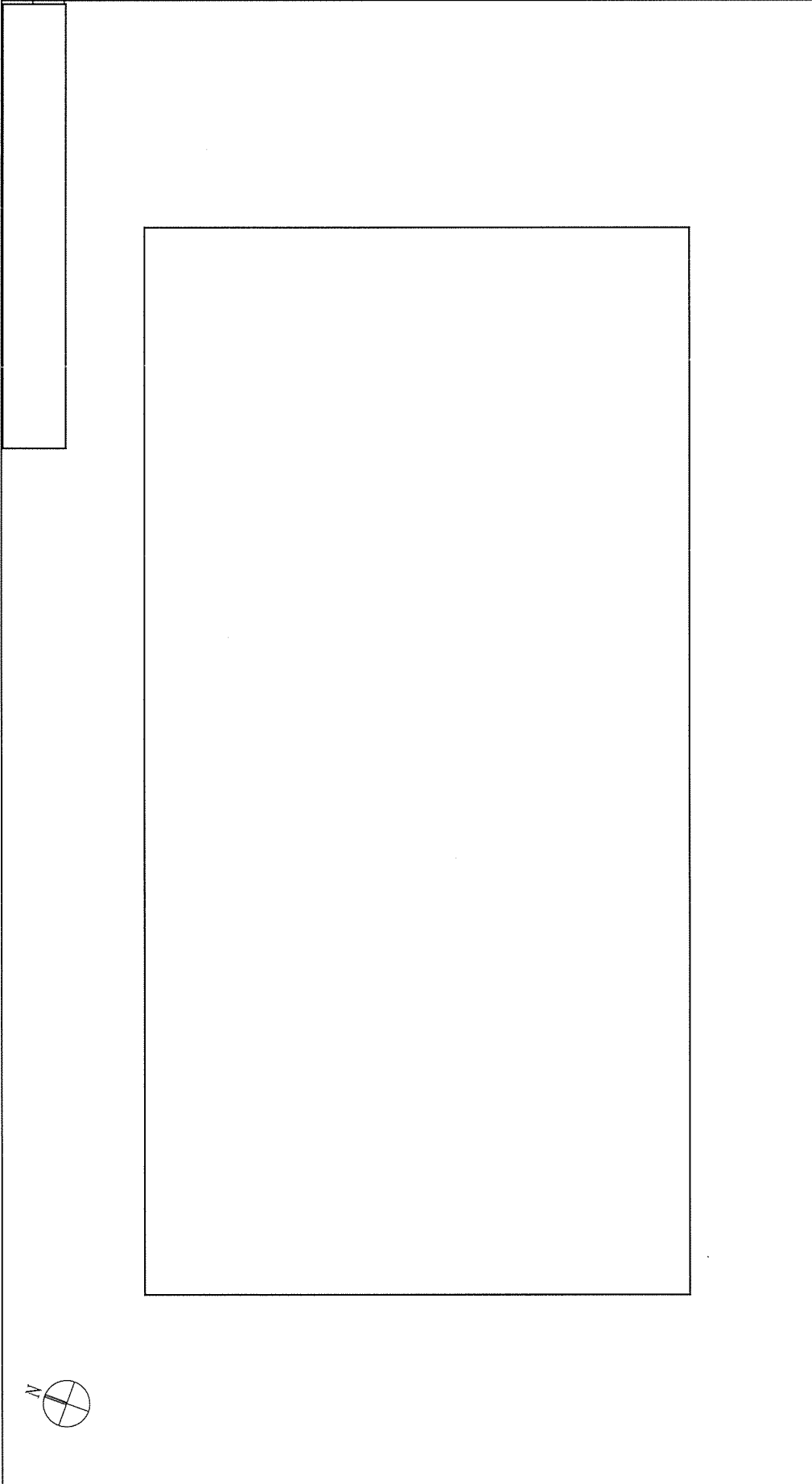
方杖追設補強：NT2, NT2A

EXP. J：エキスパンションジョイント

注) 補強箇所を赤字で示す

単位：mm

名称	放射線管理棟 屋根梁伏図
図番	図卜建-6 放射線管理棟



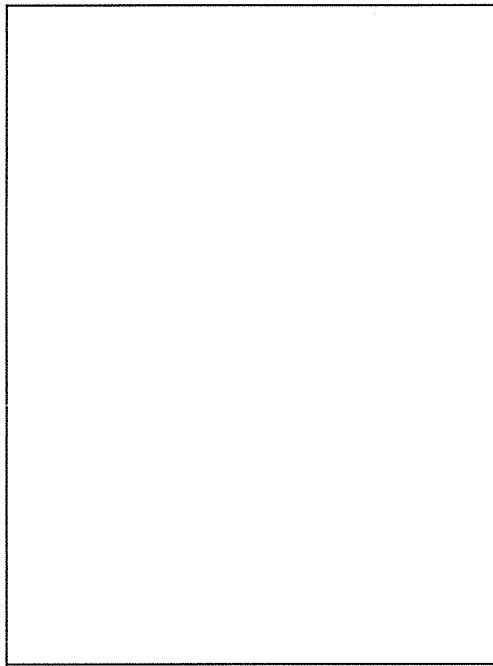
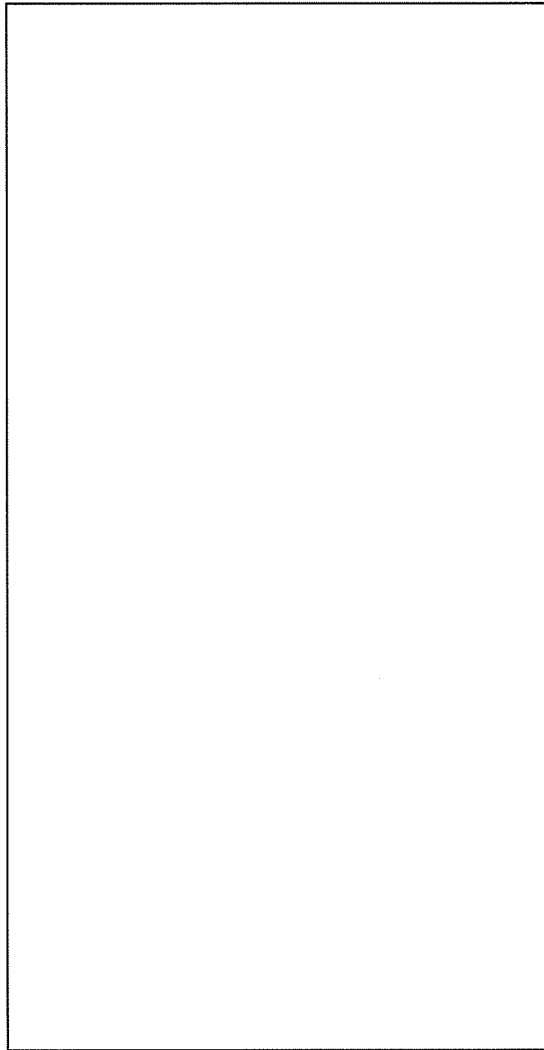
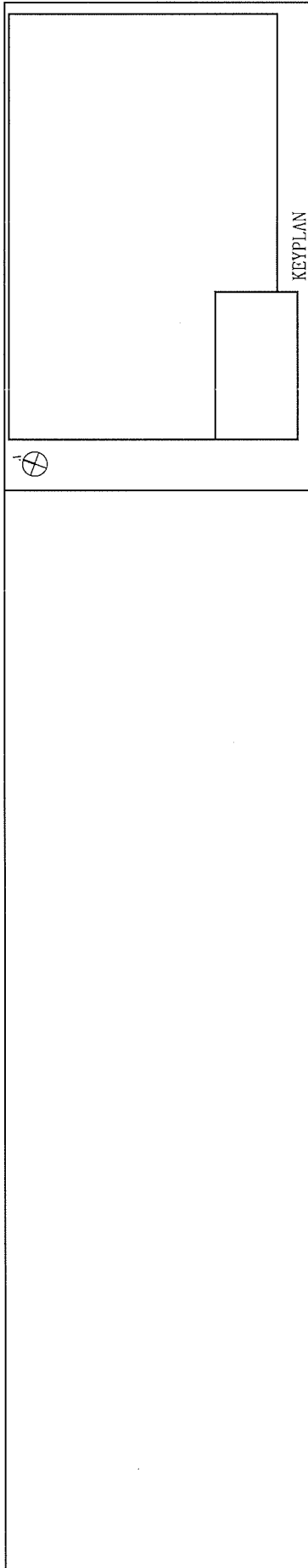
単位：mm

名称	付属建物 放射線管理棟前室
図番	建物平面図 図卜建-7
	付属建物 放射線管理棟前室

注1) SDは鉄扉を示す
注2) 壁厚は新設建物の壁厚を示す

凡例
 *1 : F1葺巻で損傷しない、且つF3葺巻で耐える
 *2 : 次回以降申請
 ----- : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 45%; height: 150px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 45%; height: 150px;"></div> </div> <p style="text-align: center;">北側立面図</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 45%; height: 150px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 45%; height: 150px;"></div> </div> <p style="text-align: center;">東側立面図</p>						
<div style="border: 1px solid black; width: 95%; height: 150px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">南側立面図</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 95%; height: 150px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">西側立面図</p>						
<p>凡例</p> <p>*1 : 次回以降申請</p> <p>注) SDは鉄扉を示す</p>							
<p>単位 : mm</p>							
<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 80%;">付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">図番</td> <td style="text-align: center;">図卜建-8</td> <td style="text-align: center;">付属建物 放射線管理棟前室</td> </tr> </table>		名称	付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図		図番	図卜建-8	付属建物 放射線管理棟前室
名称	付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図						
図番	図卜建-8	付属建物 放射線管理棟前室					



凡例

/// : 地盤改良

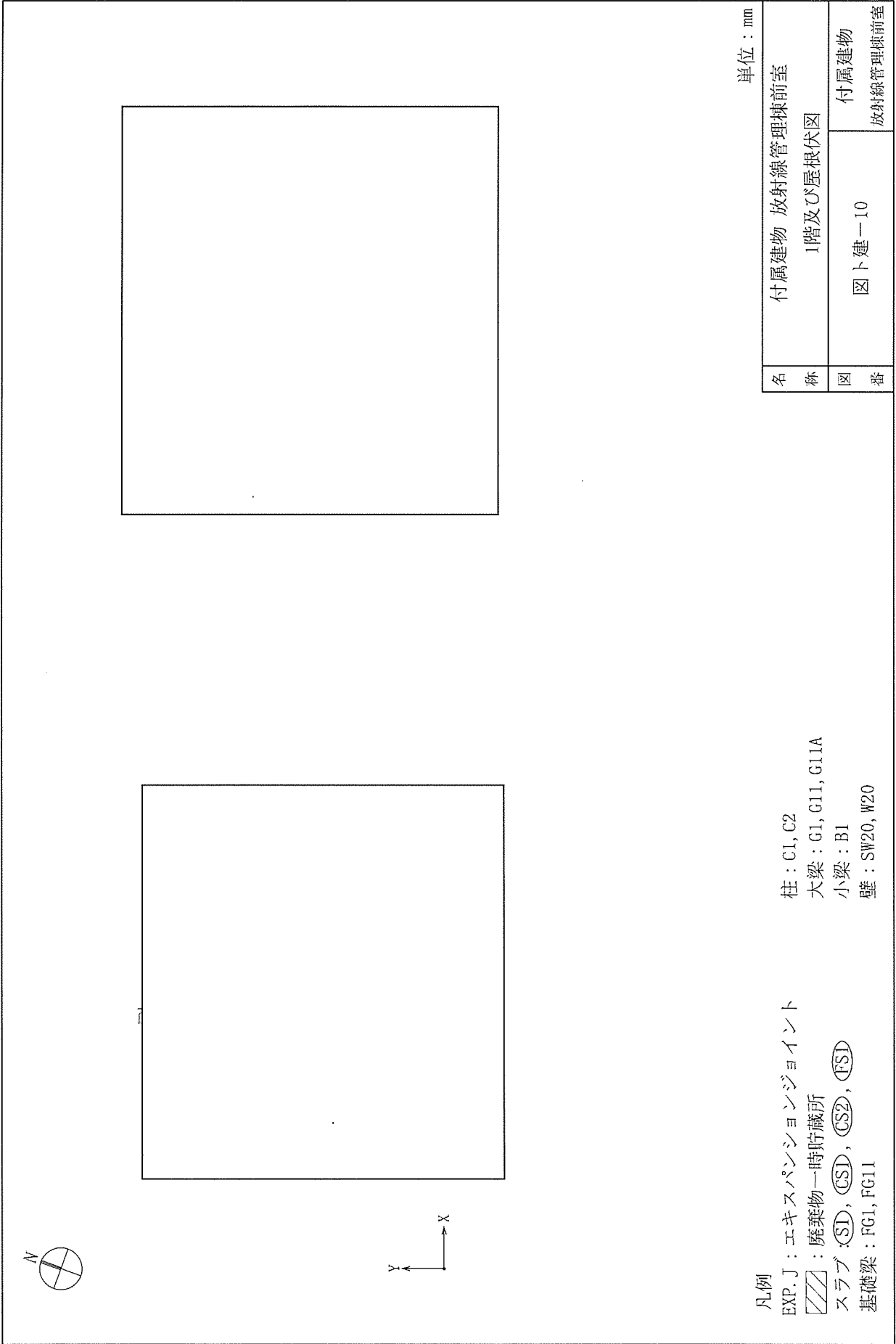
EXP. J : エキスパンションジョイント

*1 : 次回以降申請

※ : 材質 亜鉛めっき鋼板

単位 : mm

名称	付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図
図番	図卜建一9 付属建物 放射線管理棟前室



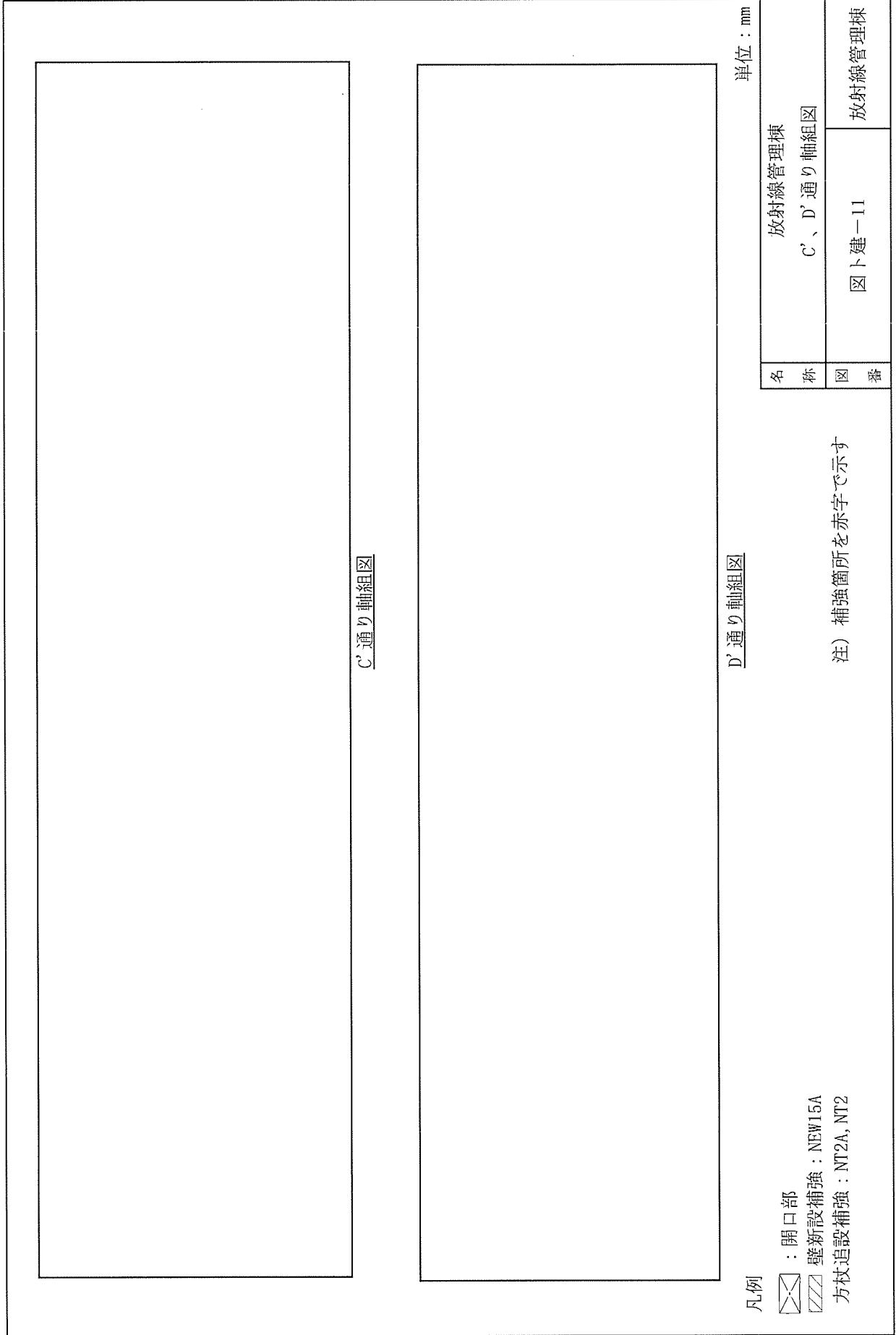
単位：mm

名称	付属建物 放射線管理棟前室	
図番	1階及び屋根伏図	付属建物 放射線管理棟前室
	図卜建-10	

凡例

- EXP. J : エキスパンションジョイント
- : 廃棄物一時貯蔵所
- スラブ : (SI), (CS1), (CS2), (FS1)
- 基礎梁 : FG1, FG11



- 柱 : C1, C2
- 大梁 : G1, G11, G11A
- 小梁 : BI
- 壁 : SW20, W20



C'通り軸組図

D'通り軸組図

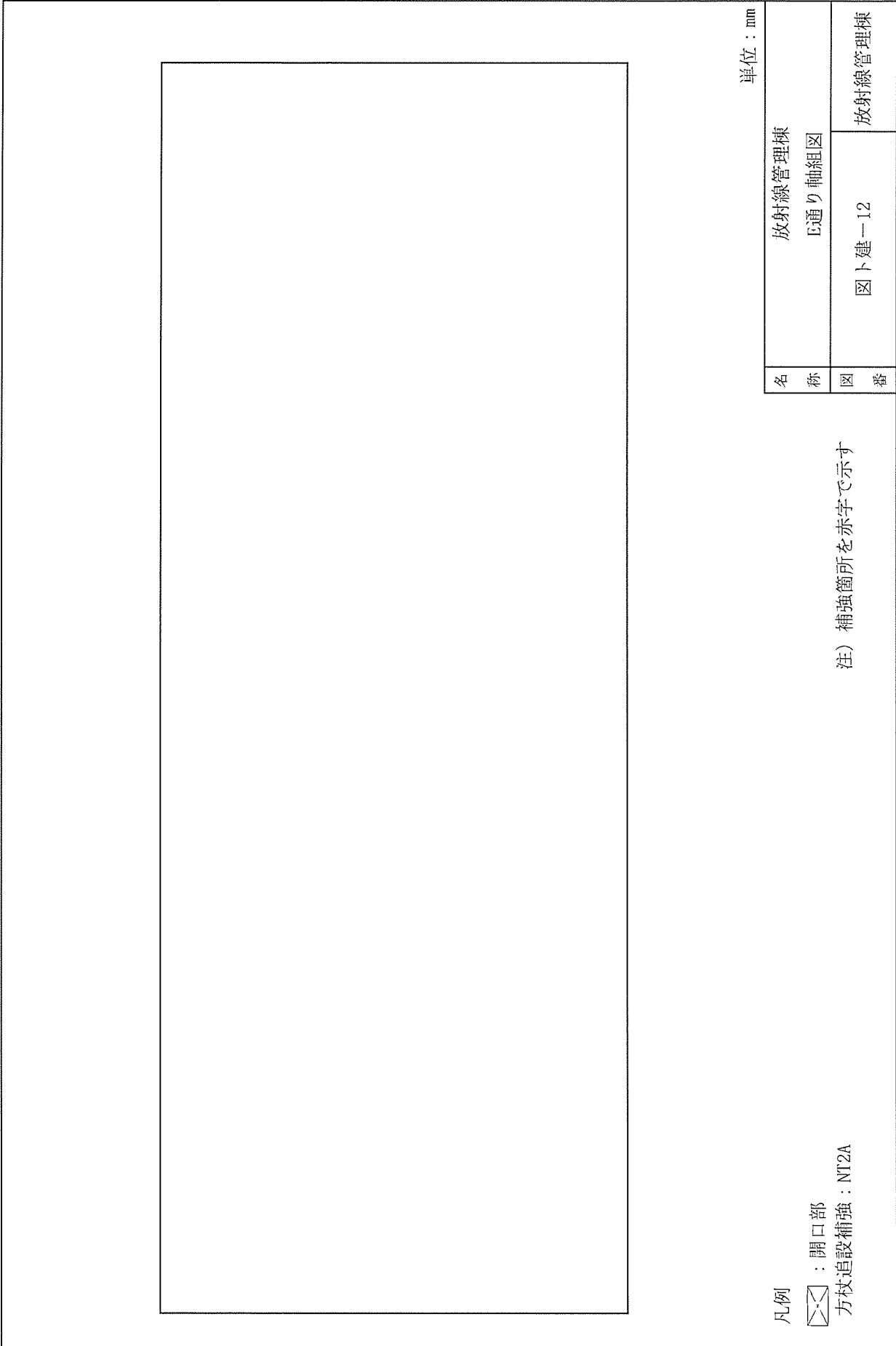
凡例

-  : 開口部
-  壁新設補強 : NEW15A
- 方杖追設補強 : NT2A, NT2


注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	放射線管理棟 C'、D'通り軸組図	
図番	図卜建-11	放射線管理棟



凡例

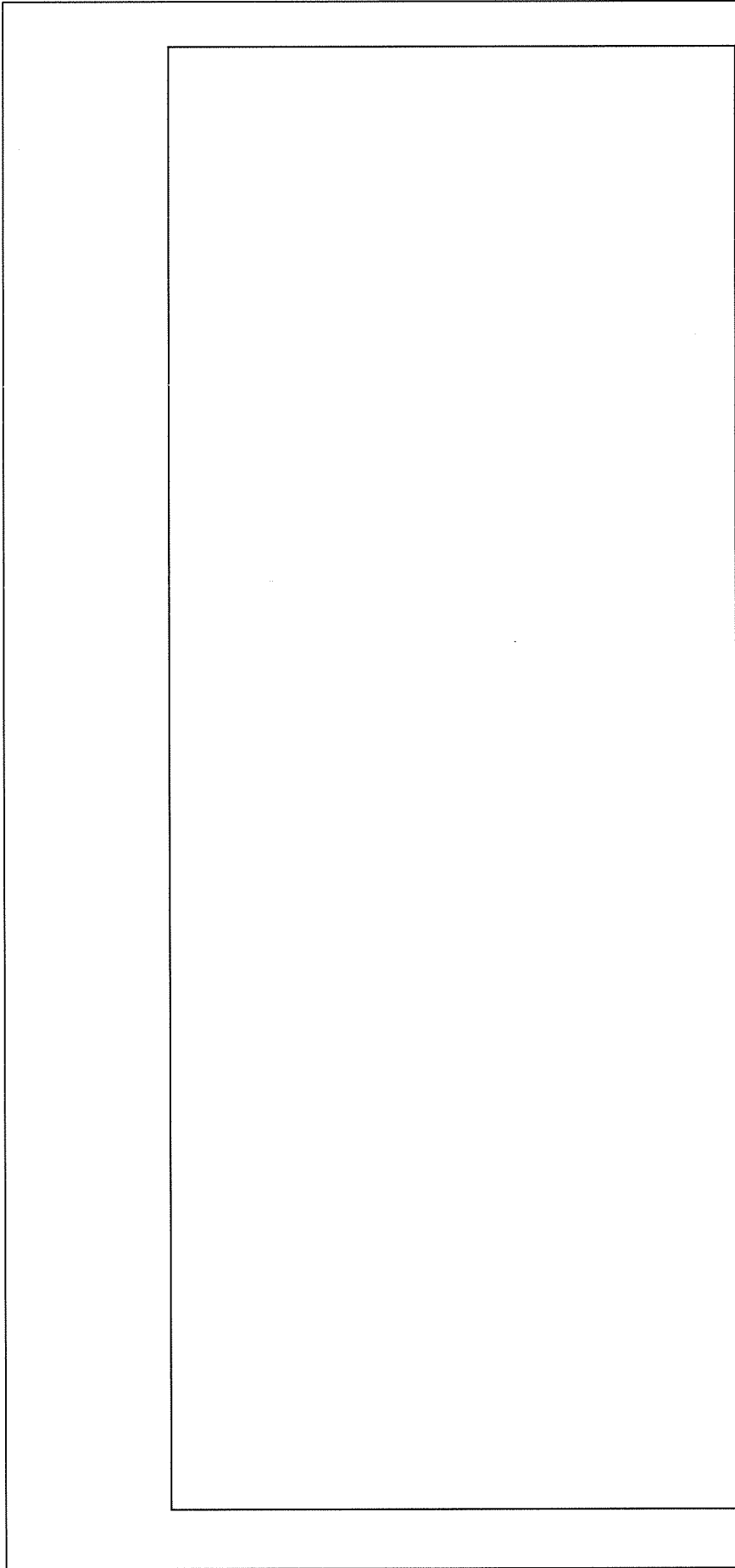
 : 開口部

方杖追設補強 : NT2A

注) 補強箇所を赤字で示す


単位 : mm

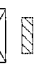
名称	放射線管理棟 E通り軸組図
図番	図ト建-12 放射線管理棟



単位：mm

凡例

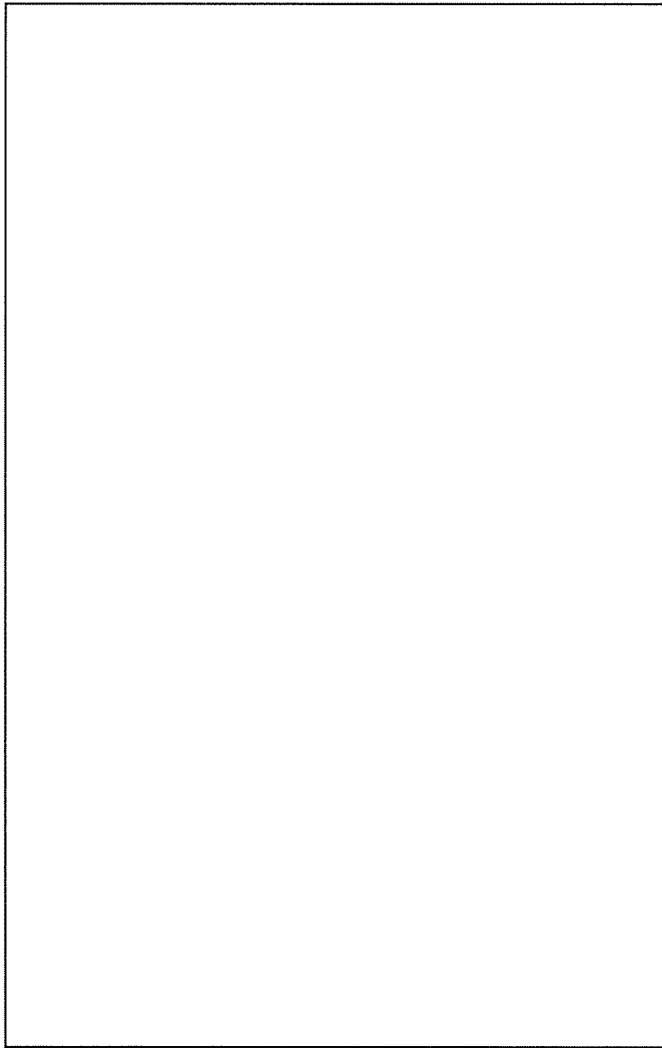
 閉口部

 壁増打ち補強：MEW20

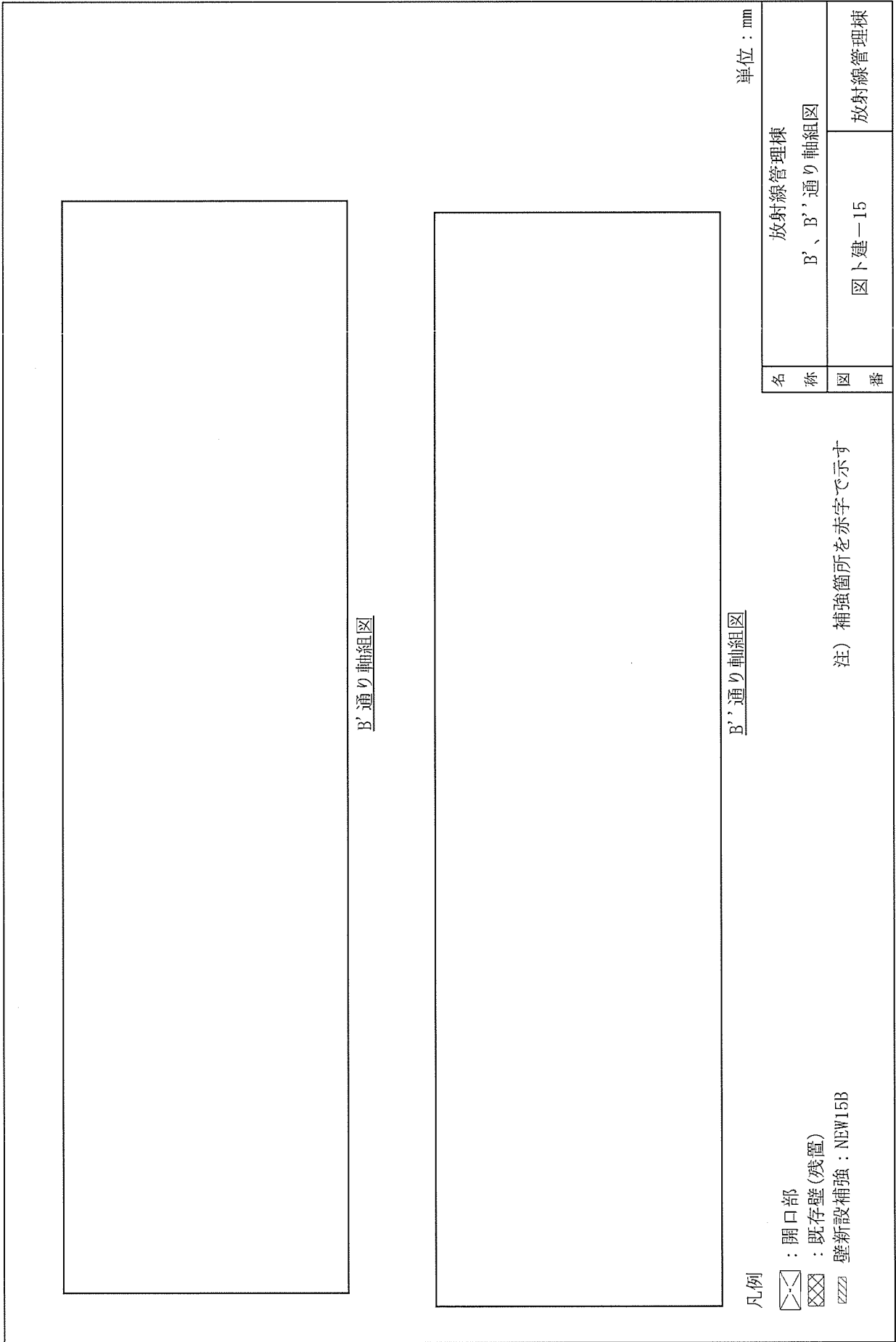
注) 補強箇所を赤字で示す

名称	放射線管理棟 15通り軸組図	
図番	図卜建-13	放射線管理棟

<p>凡例</p> <p>☒ : 開口部</p> <p>鉄骨ブレース新設 : NBr11</p> <p>鉄骨間柱新設 : NPI1</p>		単位 : mm	
		放射線管理棟	
名称	25' 通り (本体部) 軸組図		
図番	図卜建一14	放射線管理棟	



注) 補強箇所を赤字で示す



B' 通り軸組図

B' 通り軸組図

凡例

: 開口部


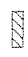
: 既存壁(残置)

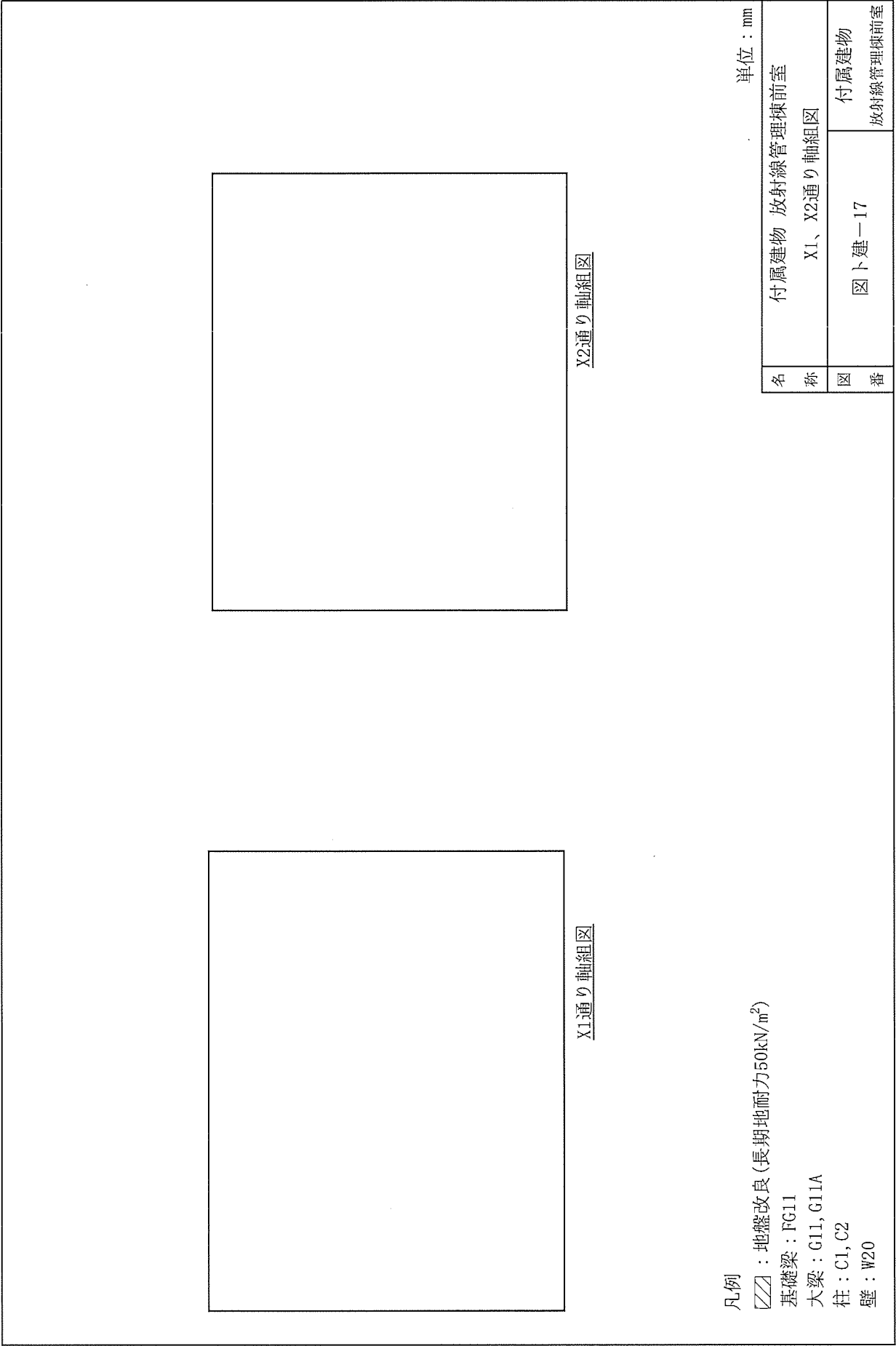
: 壁新設補強 : NEW15B

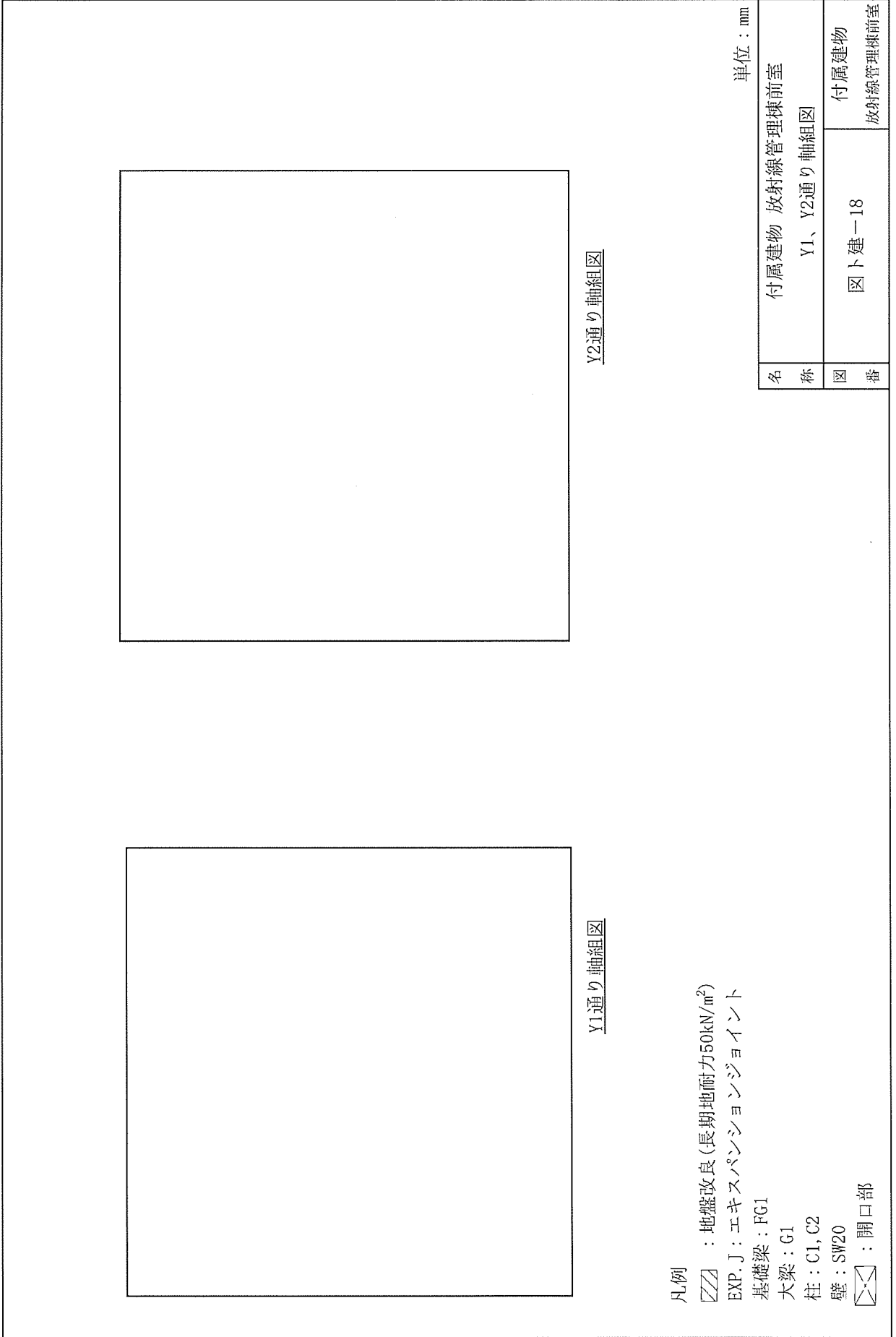
単位 : mm

名称	放射線管理棟
図番	B'、B'' 通り軸組図 図卜建-15
	放射線管理棟

注) 補強箇所を赤字で示す

<p>凡例</p> <p>開口部  壁新設補強 : NEW15B, NW15</p> <p> ZZZZ</p>		<p>単位 : mm</p>	
		名称	放射線管理棟
<p>注) 補強箇所を赤字で示す</p>		図	25' 通り (増築部) 軸組図
		番	図卜建-16
<p>放射線管理棟</p>		<p>放射線管理棟</p>	





Y1通り軸組図

Y2通り軸組図

凡例

- ▨ : 地盤改良(長期地耐力50kN/m²)
- EXP. J : エキスパンションジョイント
- 基礎梁 : FG1
- 大梁 : G1
- 柱 : C1, C2
- 壁 : SW20
- ◻ : 開口部

単位 : mm

名称	付属建物 放射線管理棟前室
図番	Y1、Y2通り軸組図 図卜建-18
	付属建物 放射線管理棟前室

壁増打ちリスト

符号	壁厚	配筋	あと施工アンカー	あと施工アンカー (シアコネクター)
MEW20				

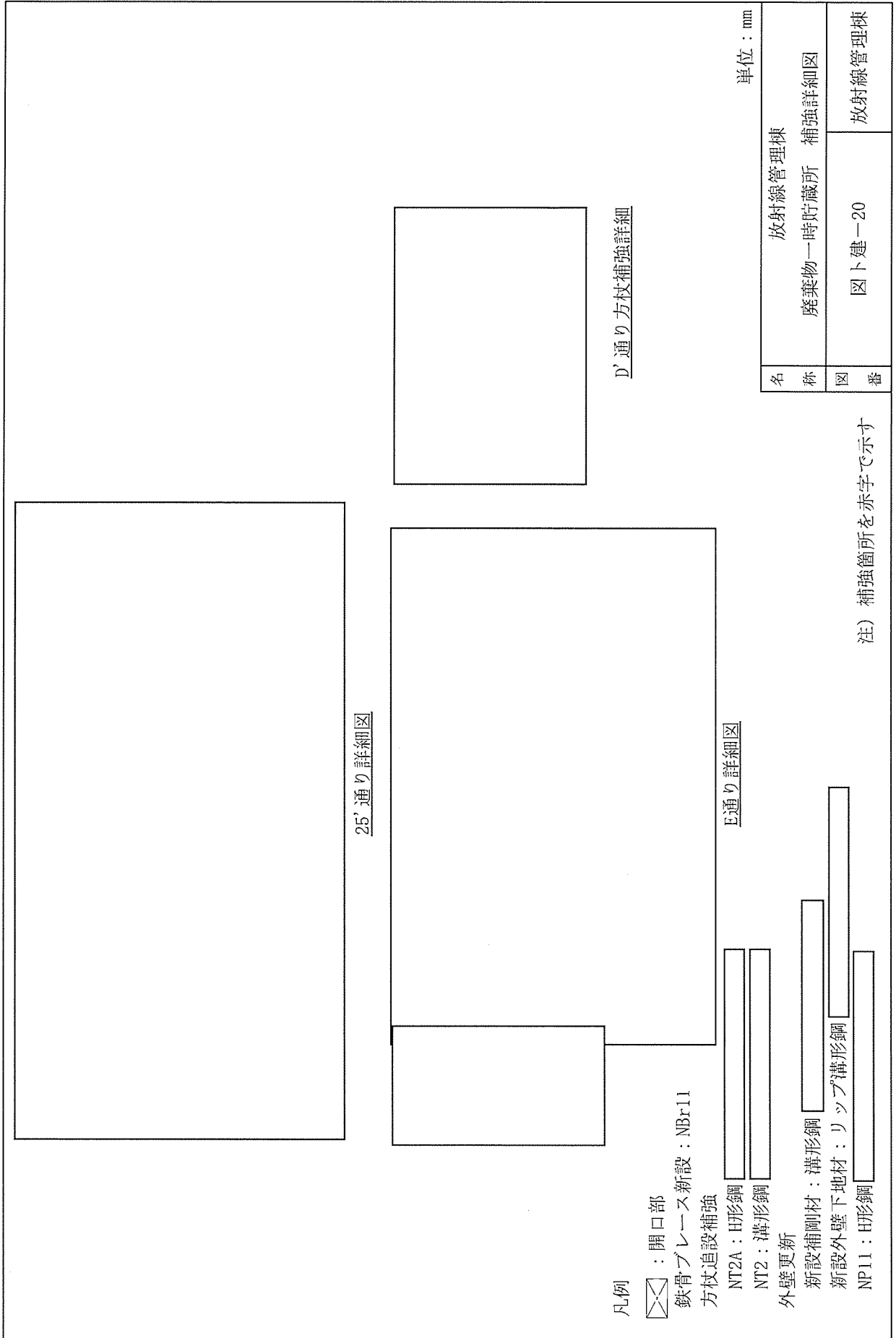
※鉄筋材質



単位：mm

名称	放射線管理棟 壁増打ち補強リスト	
図番	図卜建-19	放射線管理棟

注) 補強箇所を赤字で示す



25'通り詳細図

E通り詳細図

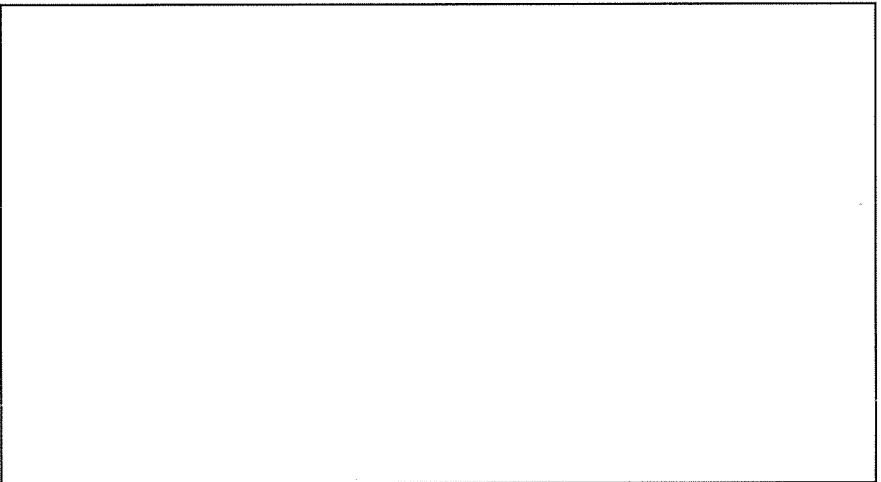
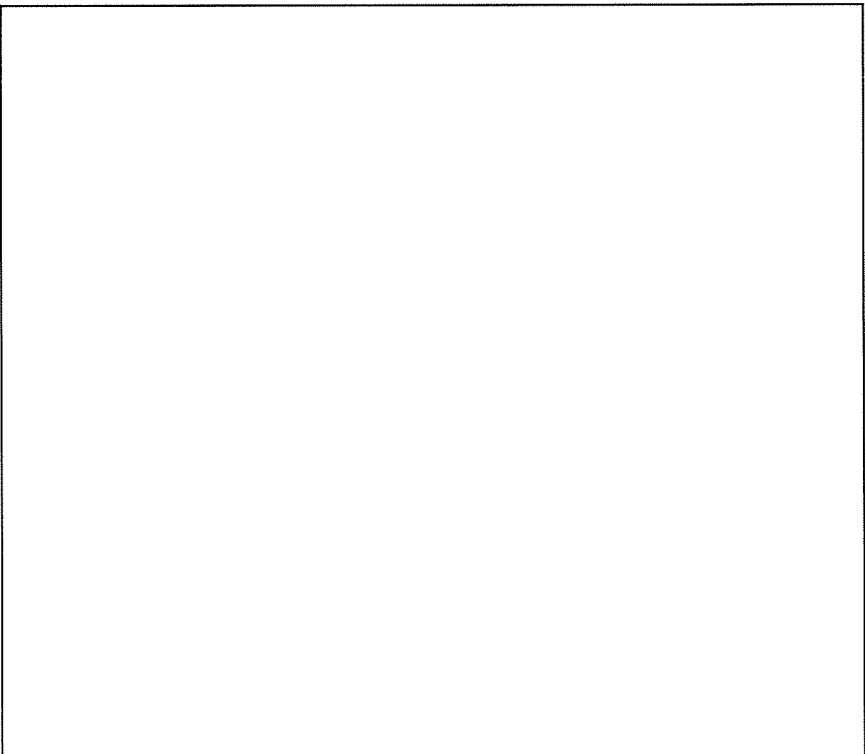
凡例

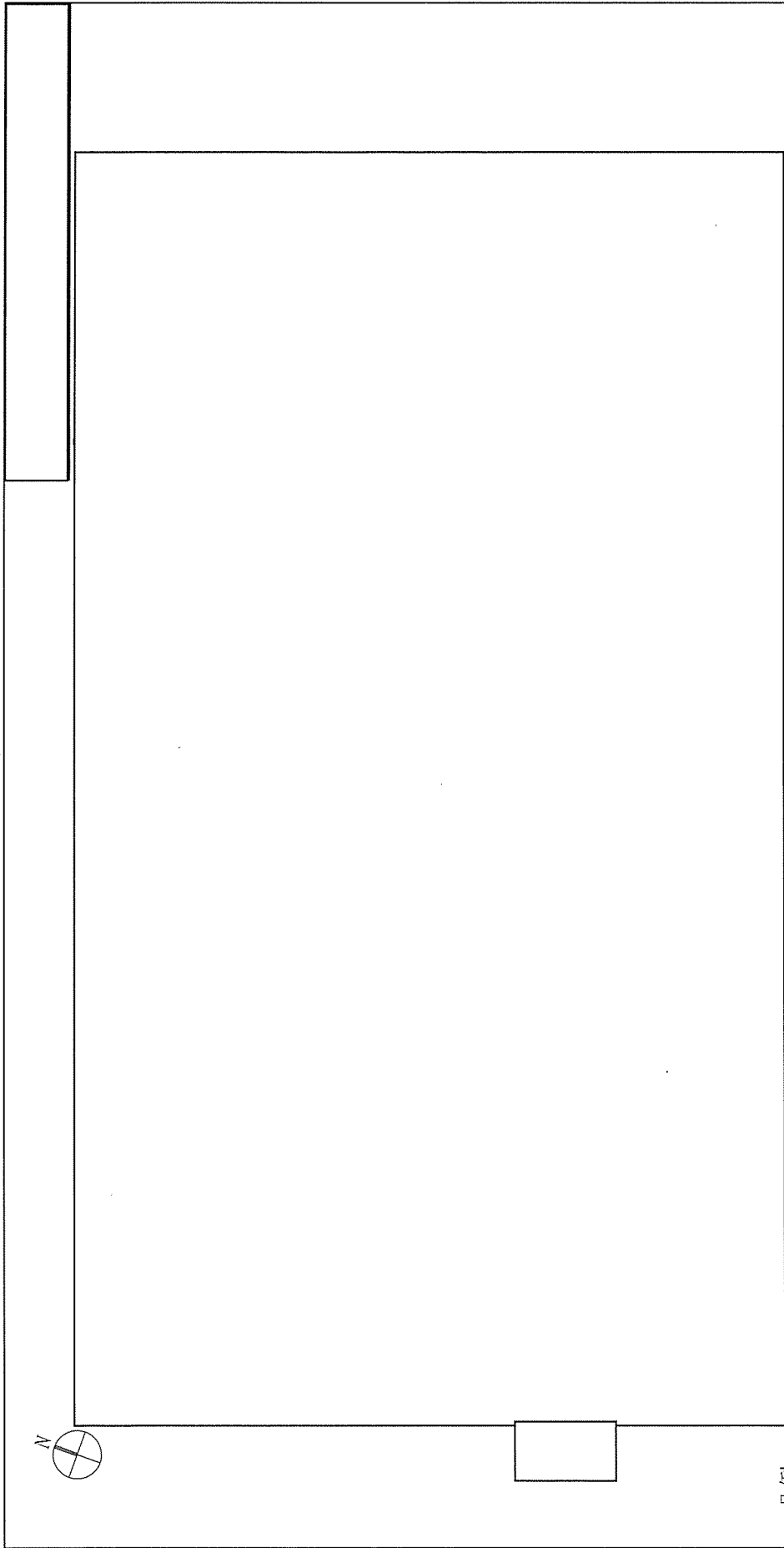
- ☒ : 開口部
- 鉄骨ブレース新設: NBr11
- 方杖追設補強
- NT2A: H形鋼
- NT2: 溝形鋼
- 外壁更新
- 新設補剛材: 溝形鋼
- 新設外壁下地材: リップ溝形鋼
- NP11: H形鋼

D'通り方杖補強詳細

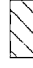
注) 補強箇所を赤字で示す

名称	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 補強詳細図	単位: mm
図番	図ト建-20	放射線管理棟

	<p style="text-align: right;">単位：mm</p>	<p style="text-align: center;">放射線管理棟</p>	<p style="text-align: center;">放射線管理棟</p>
		<p style="text-align: center;">B'、C'、25'通り壁新設補強詳細図</p>	<p style="text-align: center;">図卜建-21</p>
<p style="text-align: center;">注) 補強箇所を赤字で示す</p>			



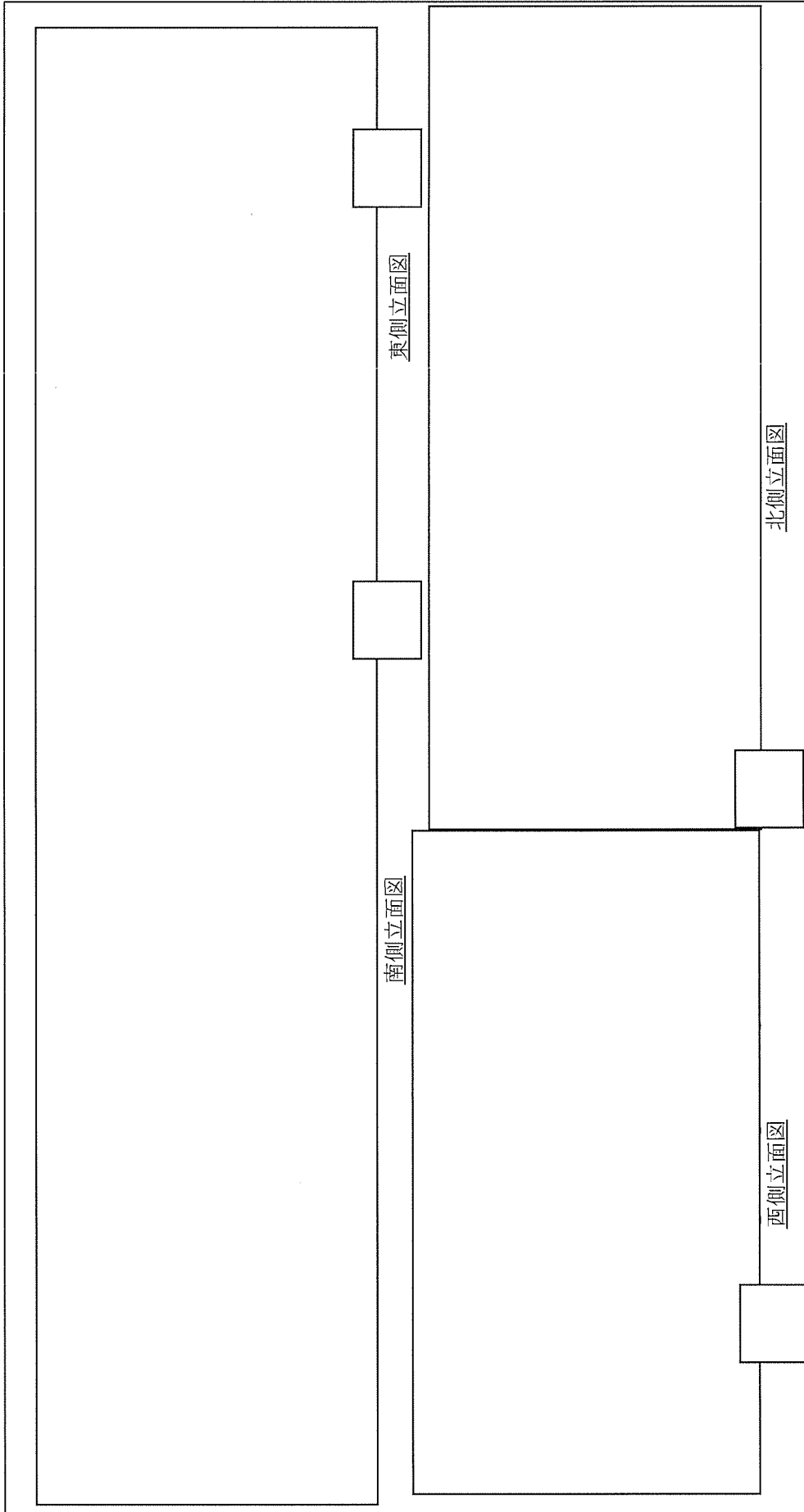
凡例

- *1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える
-  : 別建物
- : EXP. J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照
- ▲1 : 鉄筋コンクリート壁(厚さ 高さ1FLから まで)、ALC壁(厚さ 高さ1FLから 以上)
- ▲2 : 鉄筋コンクリート壁(厚さ 高さ1FLから まで)、ALC壁(厚さ 高さ1FLから 以上)

注1) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す
 注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(除染室・分析室)」を参照

単位 : mm

名称	付属建物 除染室・分析室 建物平面図
図番	図ト建-22 付属建物 除染室・分析室



凡例

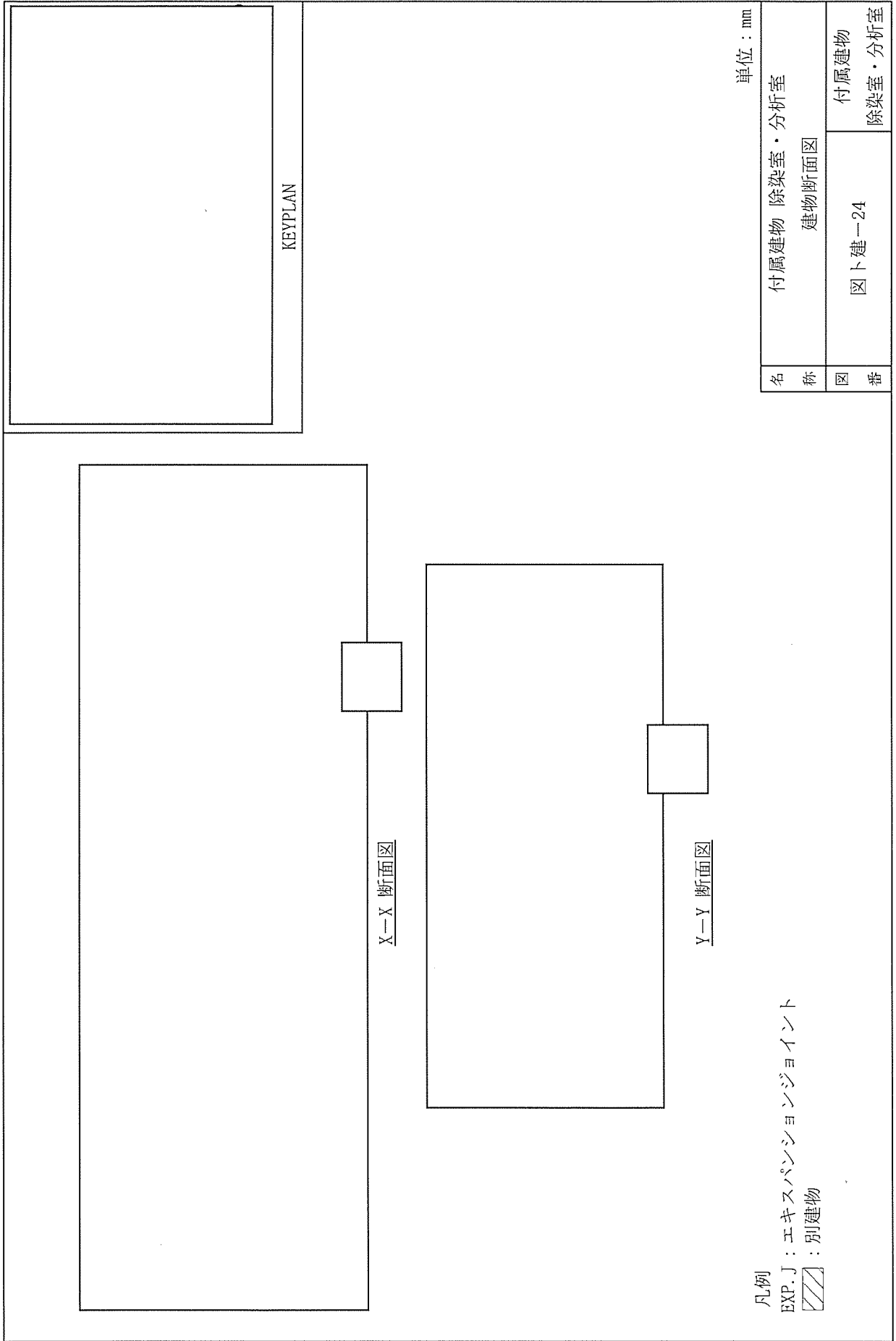
▨ : 別建物

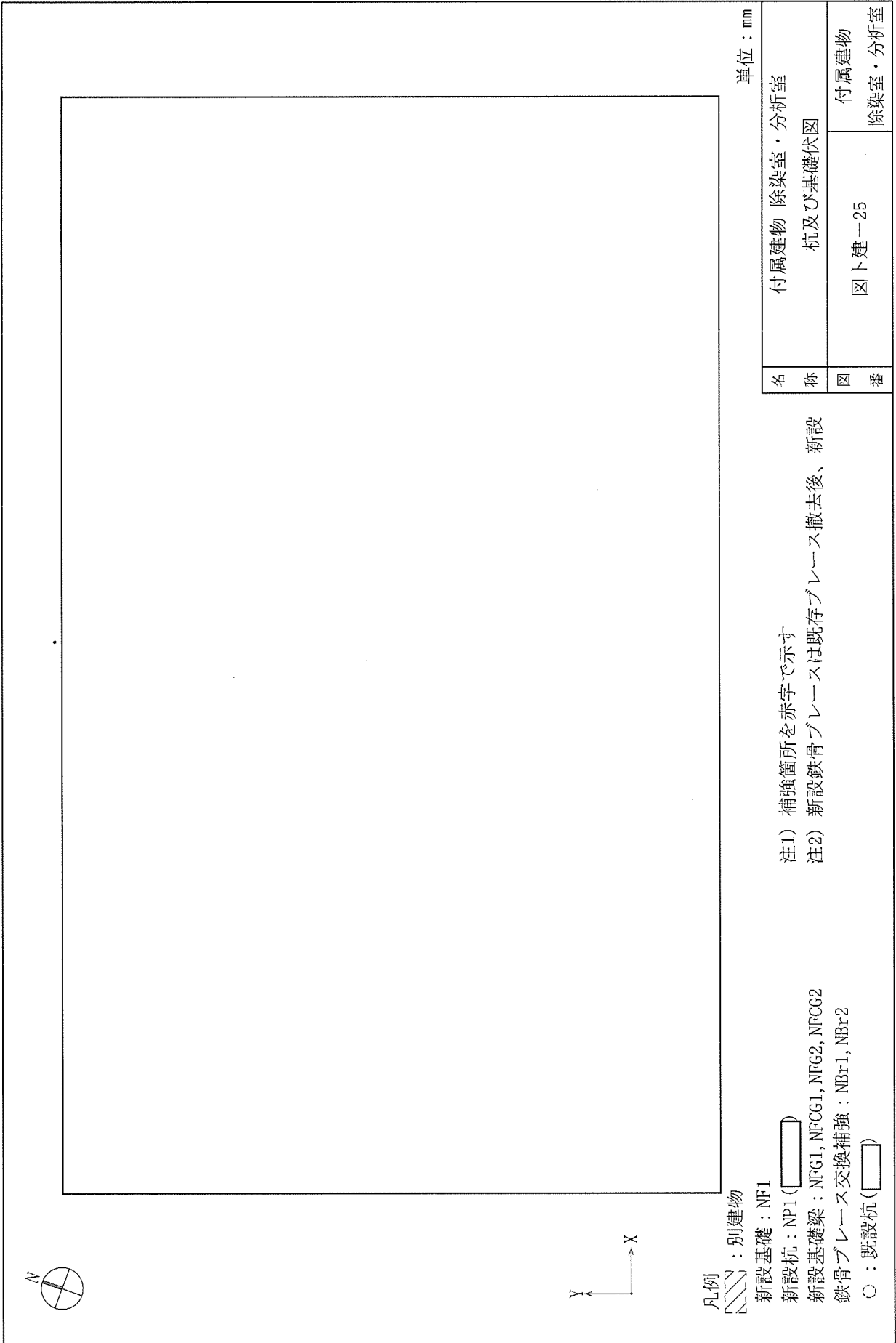
EXP. J : エキスパンションジョイント

注) SDは鉄扉、SSはシャッターを示す

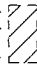
単位 : mm

名称	付属建物 除染室・分析室 建物立面図
図番	図卜建-23 付属建物 除染室・分析室






凡例


 : 別建物

新設基礎 : NF1

新設杭 : NP1 ()

新設基礎梁 : NFG1, NFGG1, NFG2, NFGG2

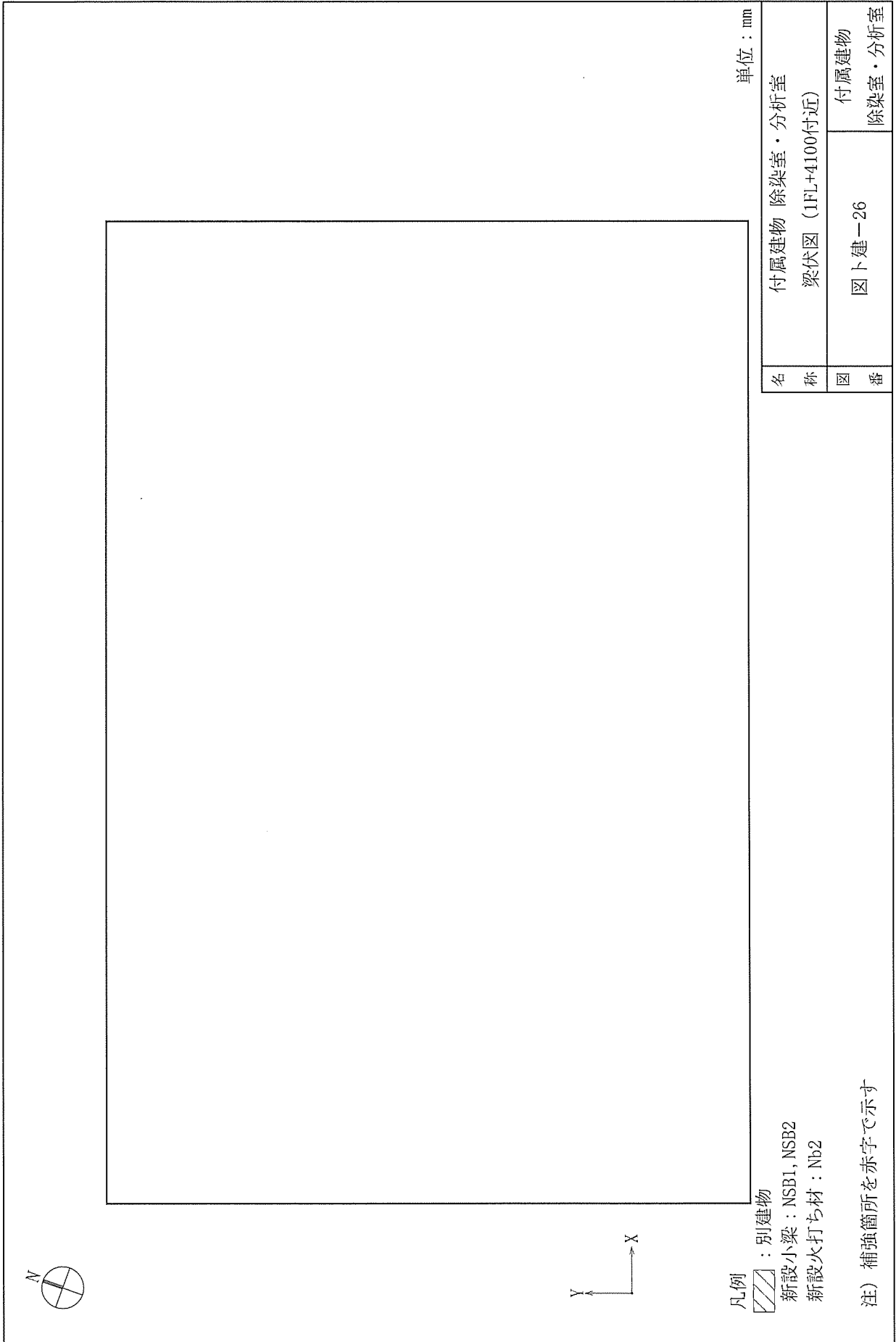
鉄骨ブレース交換補強 : NBr1, NBr2

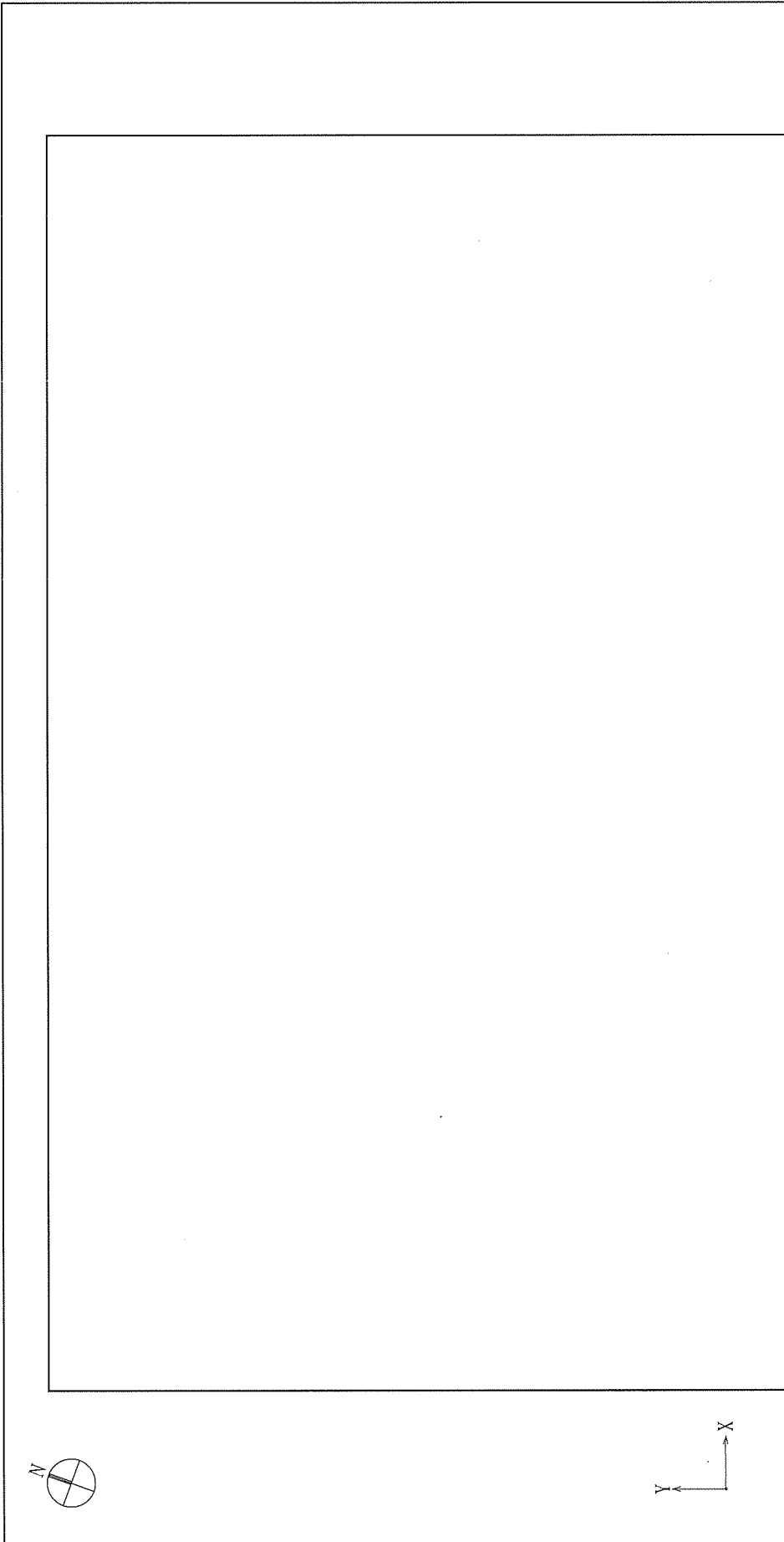
○ : 既設杭 ()

注1) 補強箇所を赤字で示す
 注2) 新設鉄骨ブレースは既存ブレース撤去後、新設

単位 : mm

名称	付属建物 除染室・分析室
図番	杭及び基礎伏図 図ト建-25 付属建物 除染室・分析室





凡例

屋根面鉄骨補強

新設鉄骨部材：NHV1

新設鉄骨部材：NV1

新設小梁：NSB1, NSB2, NSB4

新設火打ち材：Nb1, Nb2

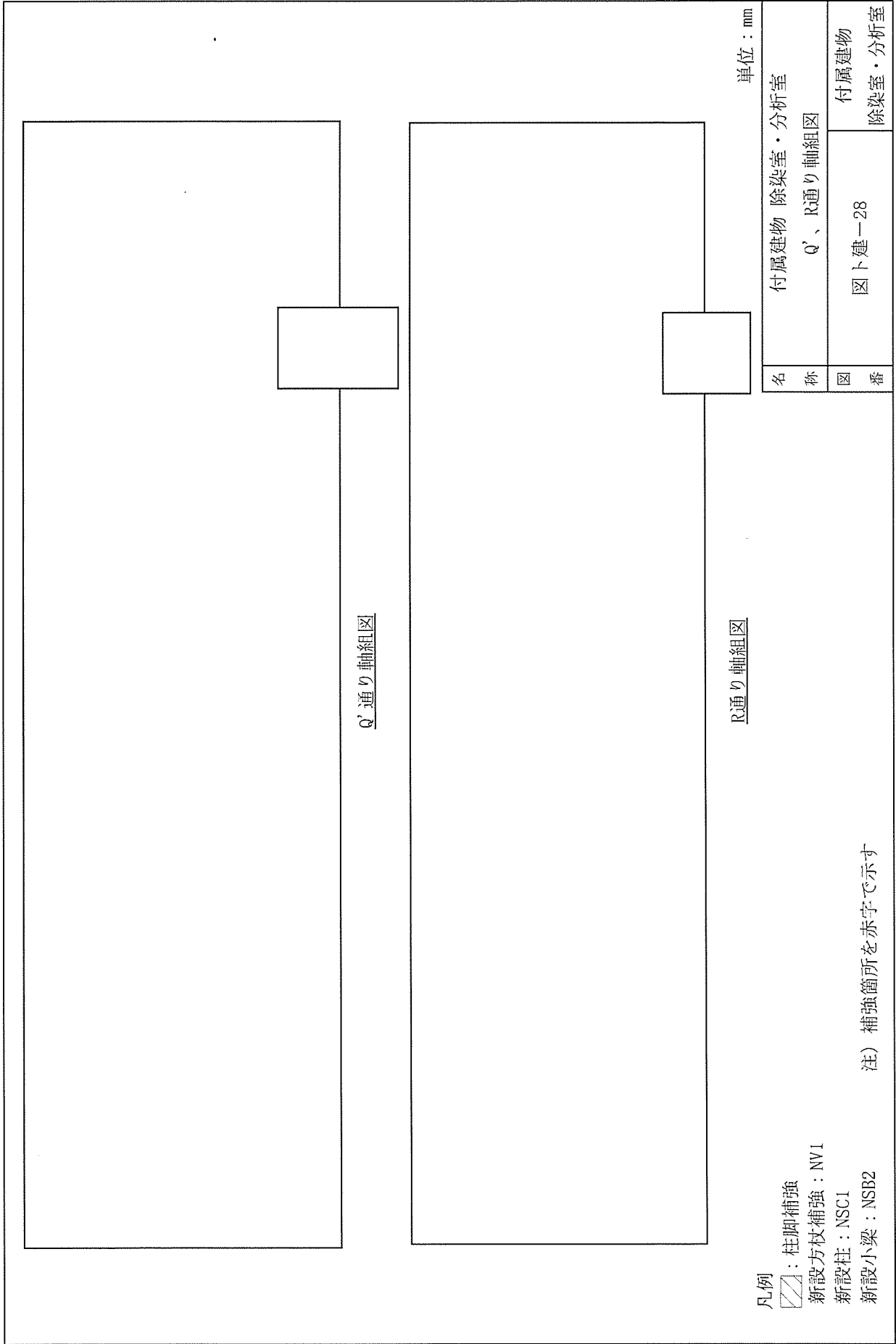
▨：別建物

○：屋根面鉄骨補強(溶接補強部)

注) 補強箇所を赤字で示す

単位：mm

名称	付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図
図番	図卜建-27 付属建物 除染室・分析室



凡例

▨：柱脚補強

■：新設方杖補強：NV1

▨：新設柱：NSC1

■：新設小梁：NSB2

(注) 補強箇所を赤字で示す

R通り軸組図

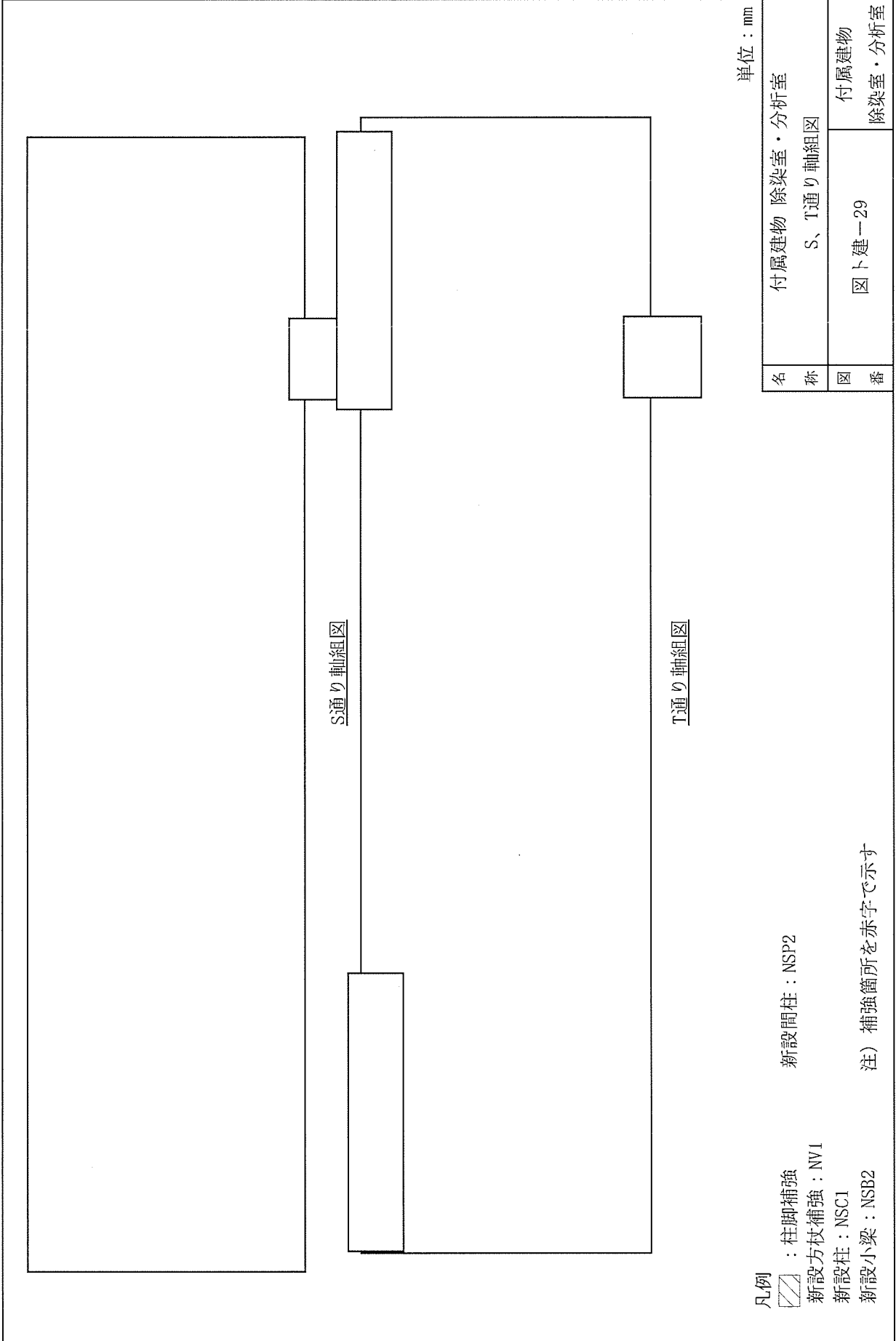
Q'通り軸組図

単位：mm

名称	付属建物 除染室・分析室 Q'、R通り軸組図
図番	図卜建一28

付属建物 除染室・分析室

付属建物
除染室・分析室



凡例

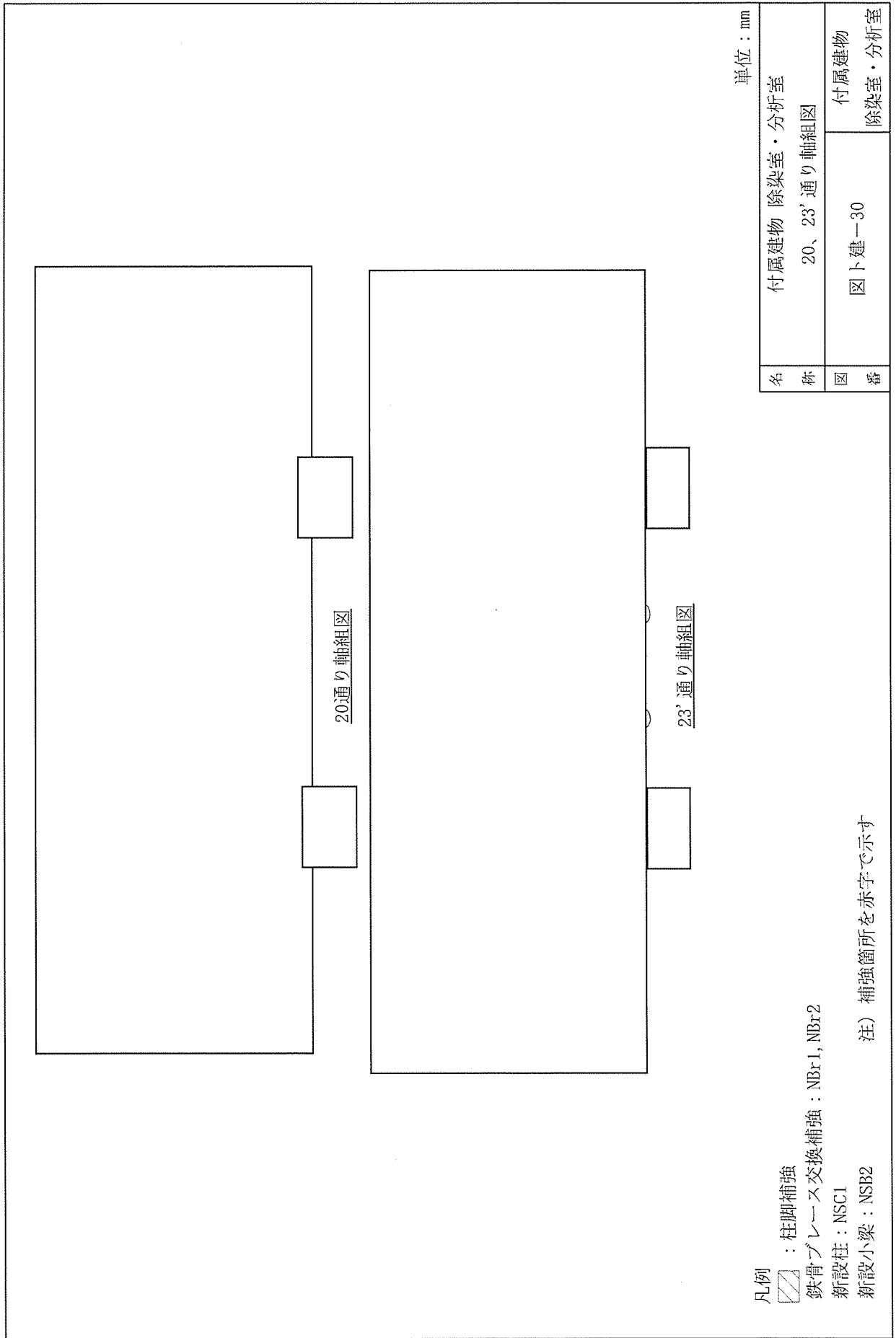
- ▨ : 柱脚補強
- ▧ : 柱脚補強
- ▩ : 柱脚補強
- : 柱脚補強
- ▬ : 柱脚補強
- ▭ : 柱脚補強
- ▮ : 柱脚補強
- ▯ : 柱脚補強
- ▰ : 柱脚補強
- ▱ : 柱脚補強
- ▲ : 柱脚補強
- △ : 柱脚補強
- ▴ : 柱脚補強
- ▵ : 柱脚補強
- ▶ : 柱脚補強
- ▷ : 柱脚補強
- : 柱脚補強
- : 柱脚補強
- : 柱脚補強
- ▻ : 柱脚補強
- ▼ : 柱脚補強
- ▽ : 柱脚補強
- ▾ : 柱脚補強
- ▿ : 柱脚補強

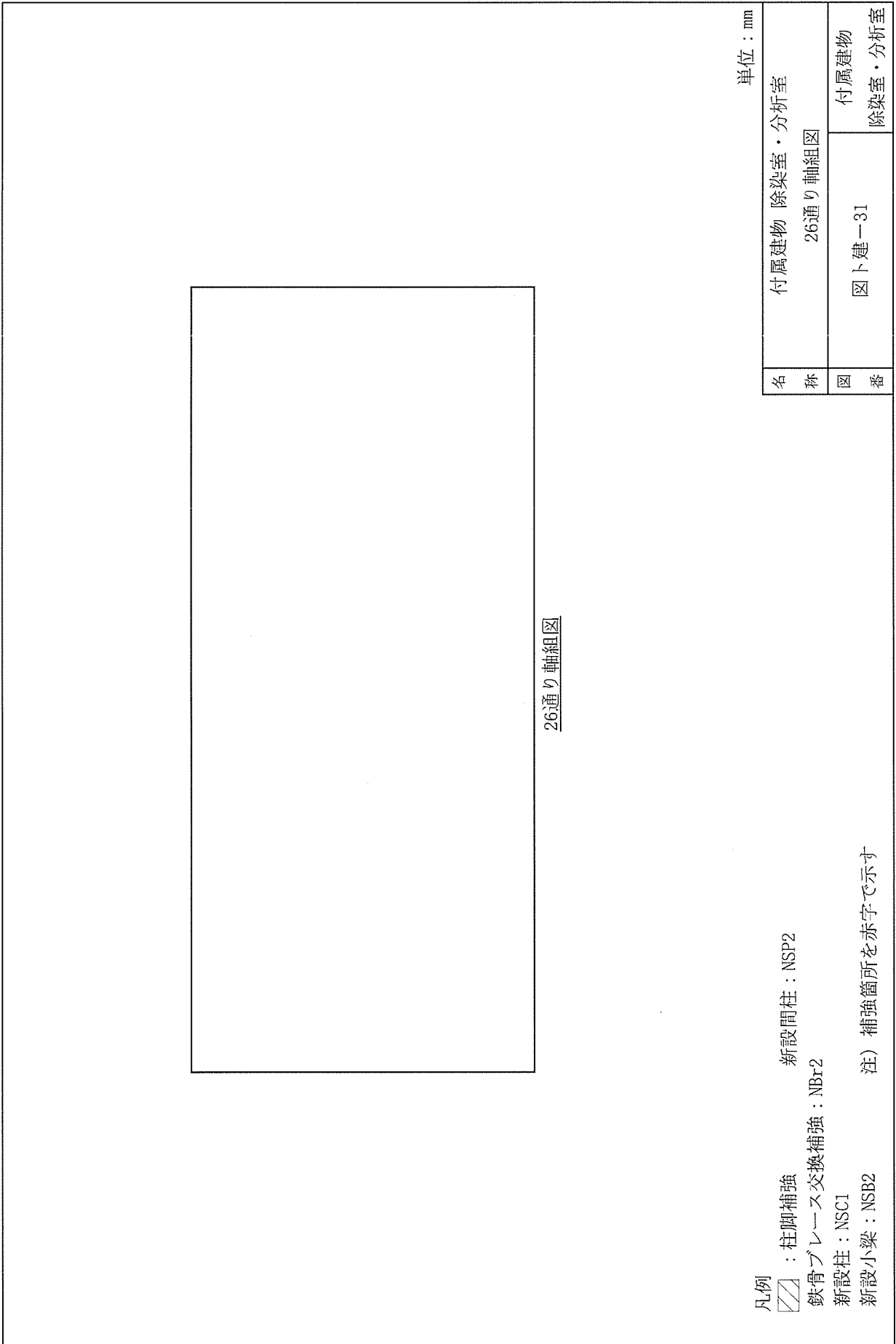
新設間柱 : NSP2

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	付属建物 除染室・分析室	
図番	S、T通り軸組区	付属建物 除染室・分析室
	図ト建一29	



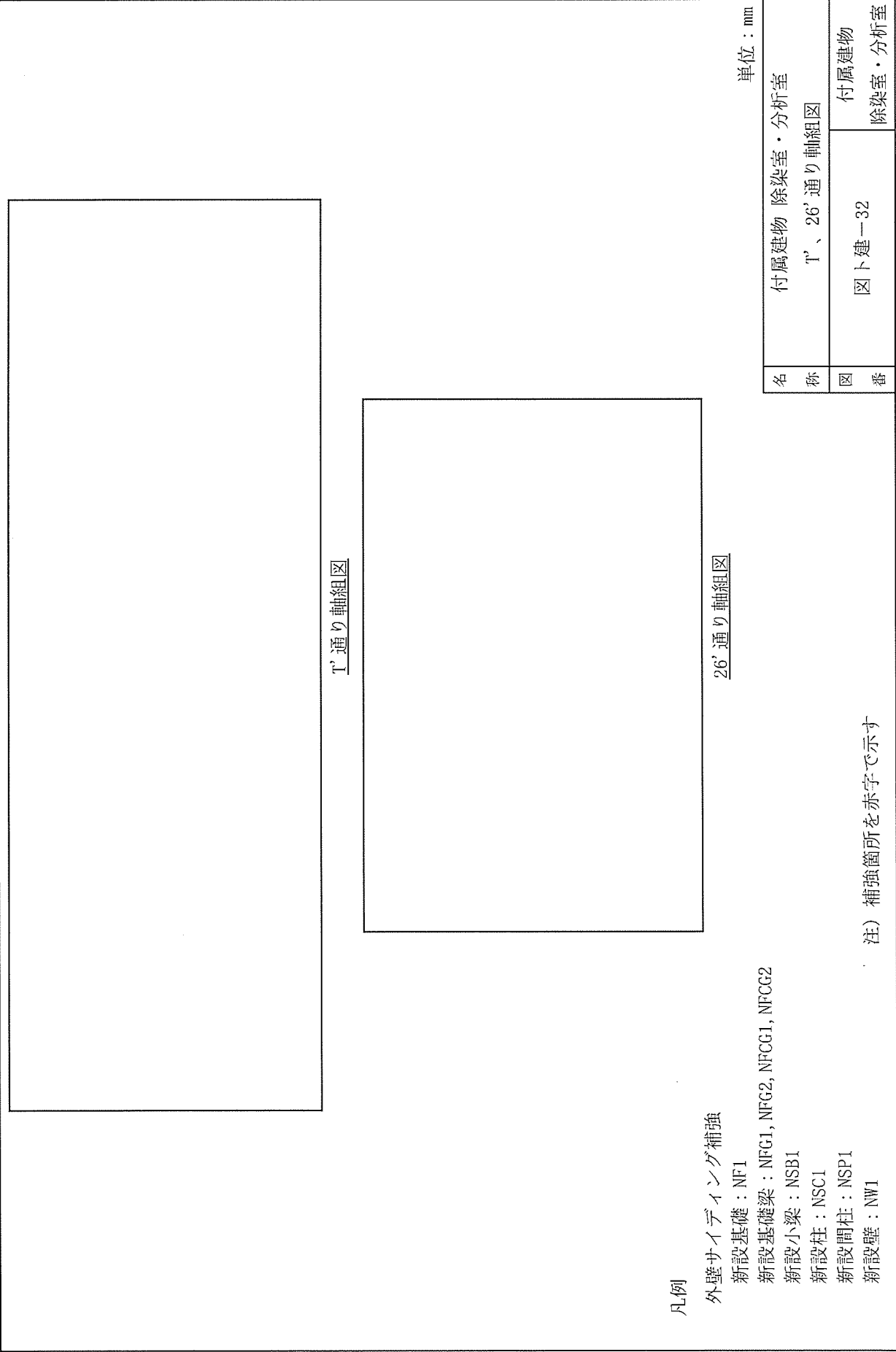


26. 通り軸組図

単位：mm

名称	付属建物 除染室・分析室 26通り軸組図
図番	図卜建一31 付属建物 除染室・分析室

凡例
 // : 柱脚補強
 鉄骨ブレース交換補強 : NBr2
 新設柱 : NSC1
 新設小梁 : NSB2
 新設間柱 : NSP2
 注) 補強箇所を赤字で示す



凡例

外壁サイディング補強

新設基礎：NF1

新設基礎梁：NFG1, NFG2, NFGG1, NFGG2

新設小梁：NSB1

新設柱：NSC1

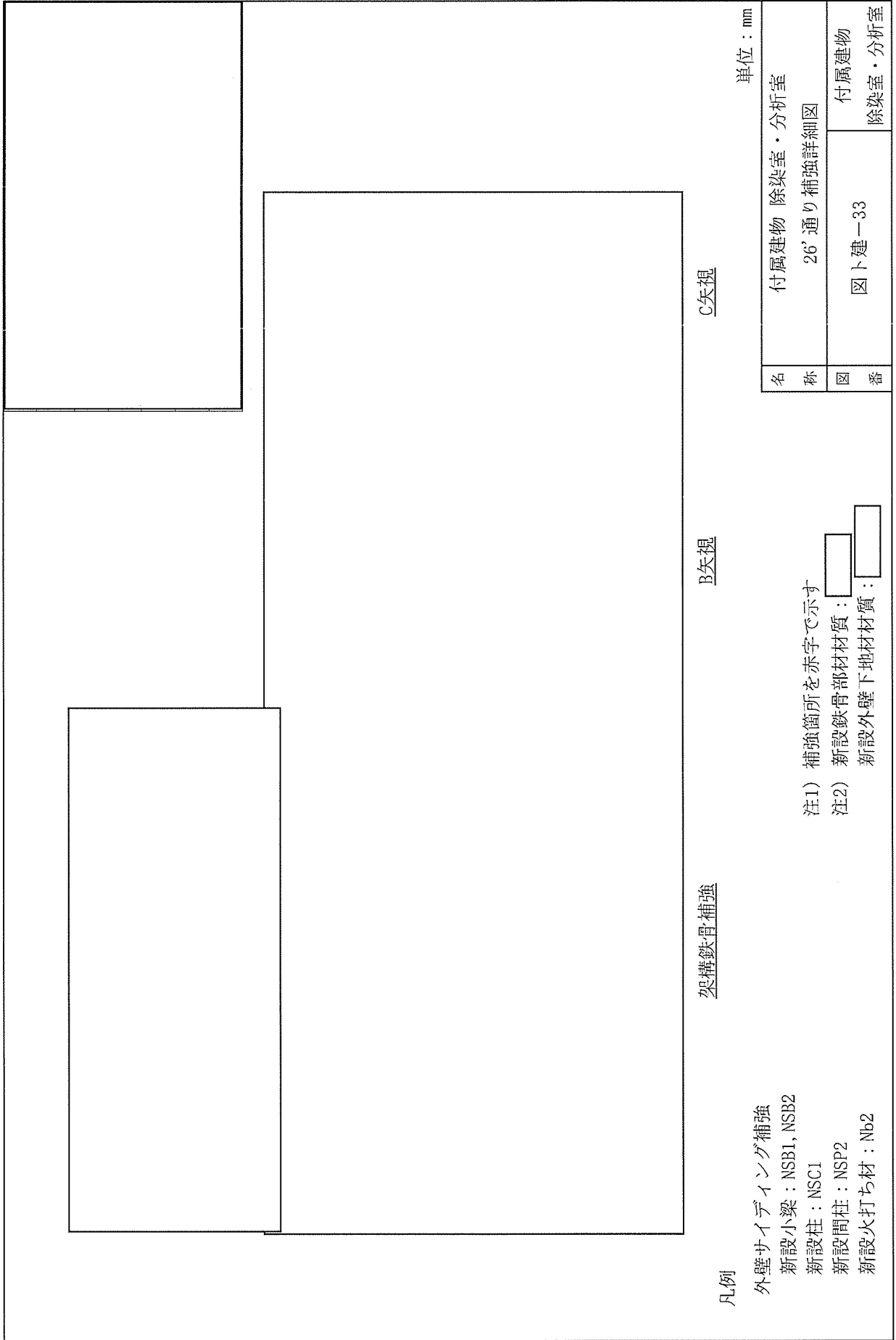
新設間柱：NSP1

新設壁：NWI

注) 補強箇所を赤字で示す

単位：mm

名称	付属建物 除染室・分析室
図番	T'、26'通り軸組図 付属建物 除染室・分析室 図卜建一32



凡例

- 外壁サイディング補強
- 新設小梁：NSB1, NSB2
- 新設柱：NSC1
- 新設間柱：NSP2
- 新設火打ち材：Nb2

架構鉄骨補強

B矢楯

注1) 補強箇所を赤字で示す

注2) 新設鉄骨部材材質：

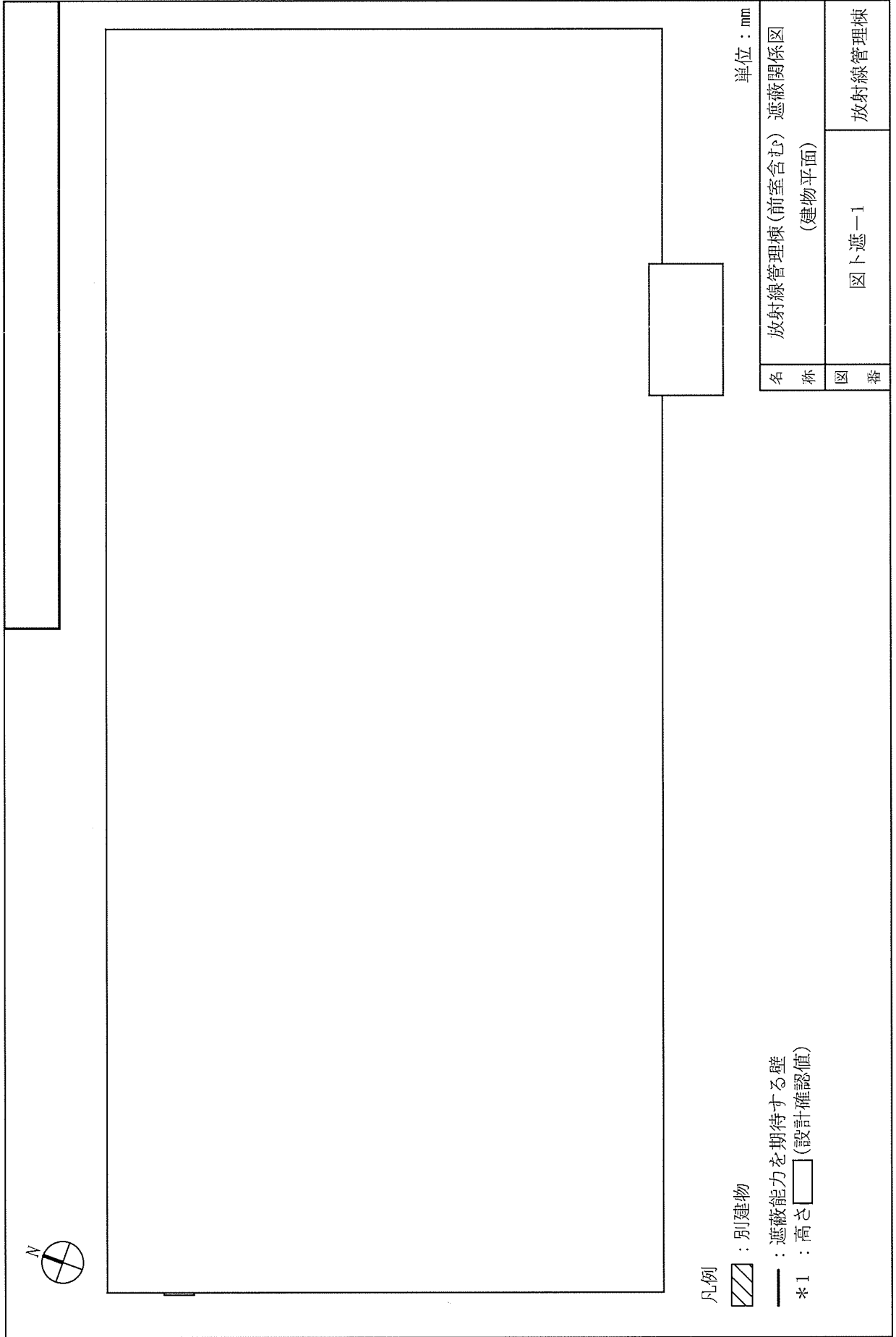
新設外壁下地材質：

C矢楯


単位：mm


名称	付属建物 除染室・分析室
図番	26' 通り補強詳細図 付属建物 除染室・分析室 図卜建一33


<div data-bbox="576 645 1034 1473" style="border: 1px solid black; height: 370px; width: 287px; margin: 0 auto;"></div>		折板追設補強概略図 (断面図)		単位：mm
		名称	付属建物 除染室・分析室 折板追設補強概略図	
		図番	図卜建一34	
注) 補強箇所を赤字で示す				



凡例

 : 別建物

 : 遮蔽能力を期待する壁

*1 : 高さ  (設計確認値)

単位 : mm

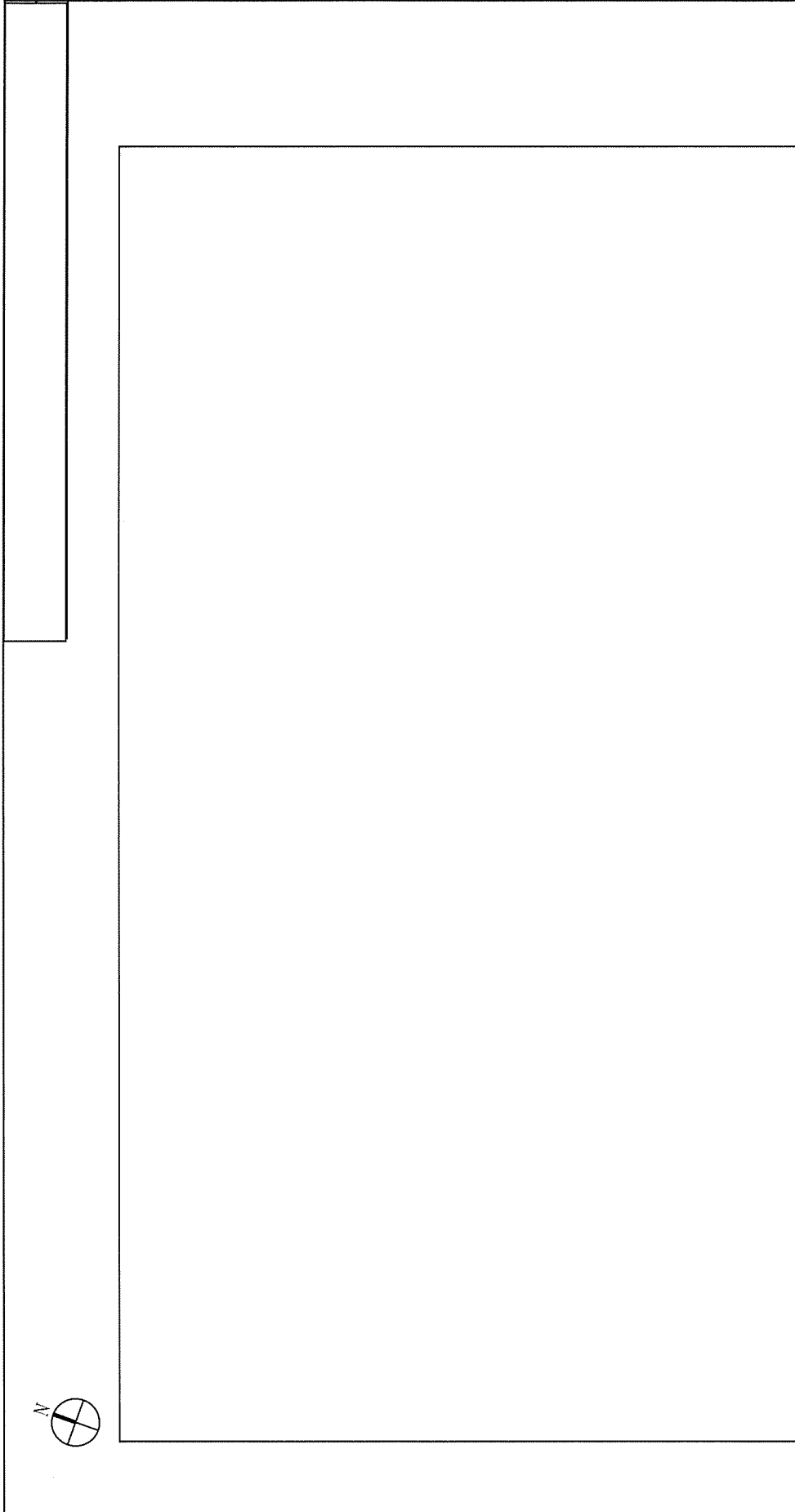
放射線管理棟 (前室含む) 遮蔽関係図
(建物平面)

名称

図卜遮-1

図番

放射線管理棟



凡例

▨ : 別建物

— : 遮蔽能力を期待する壁

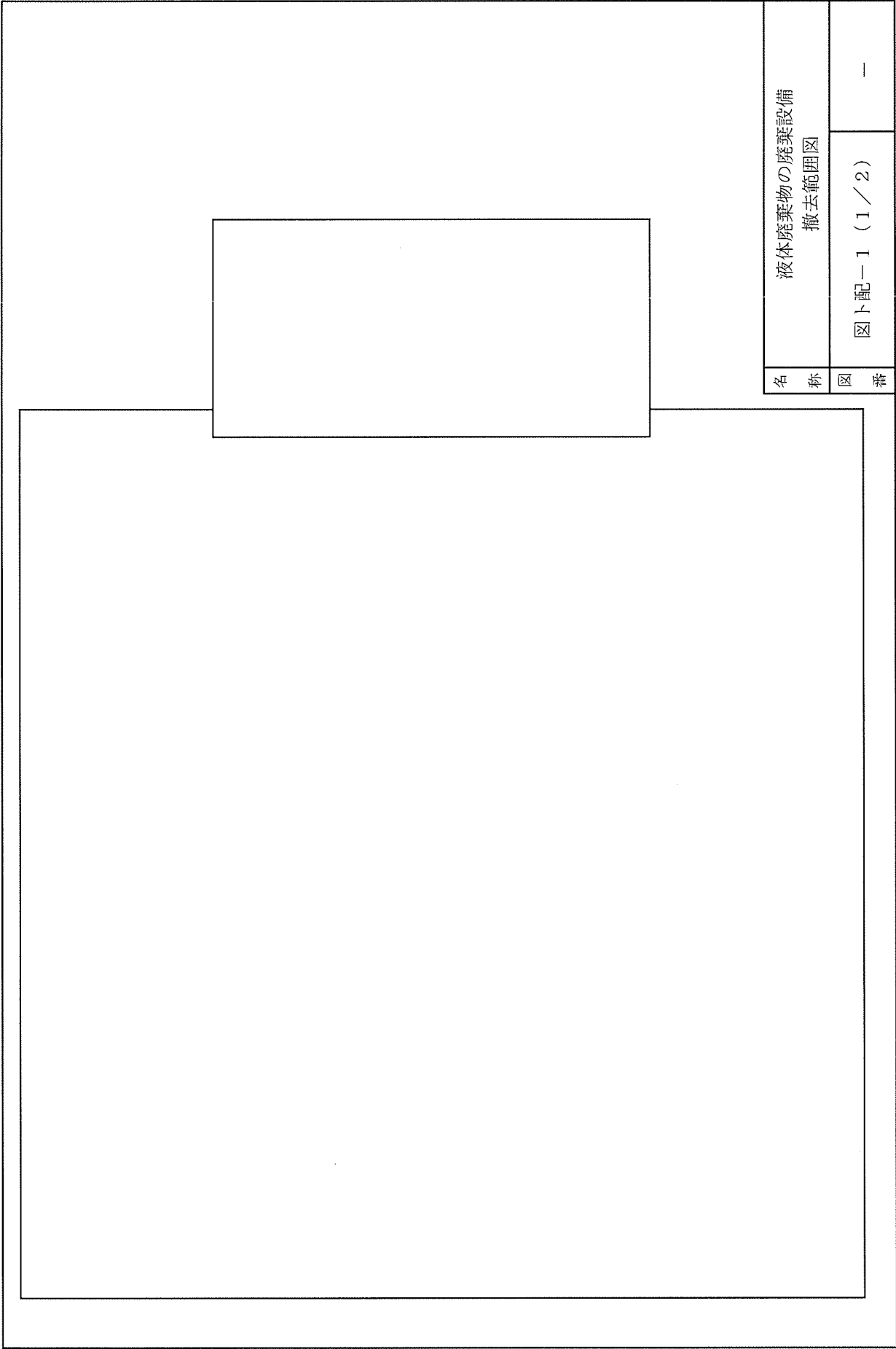
*1 : 全高 (設計確認値) (高さ は厚さ (RC), 高さ は厚さ (ALC))

*2 : 全高さ (設計確認値) (RC)

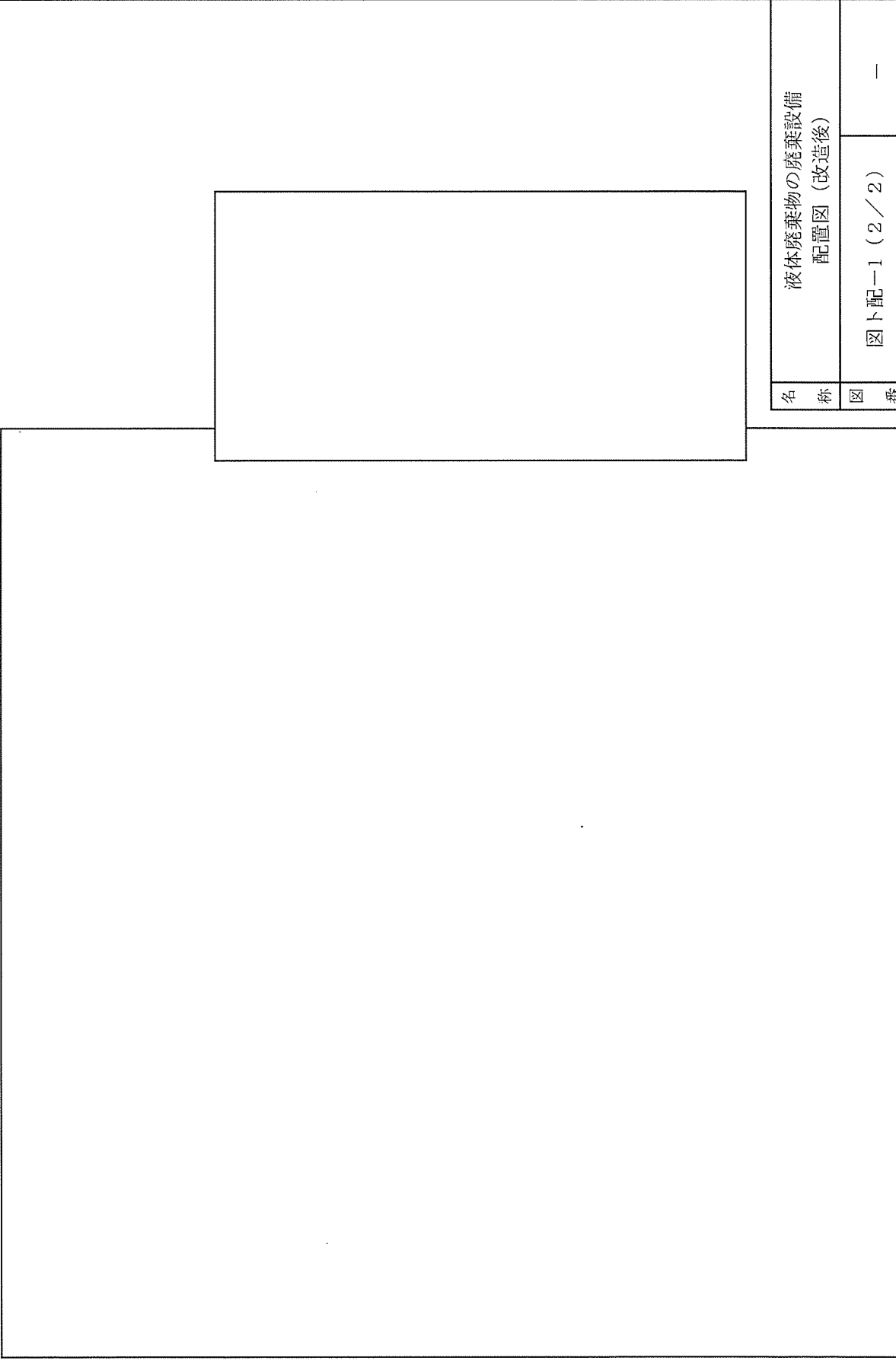
*3 : 全高 (設計確認値) (高さ (RC), 高さ (ALC))

単位 : mm

名	付属建物 除染室・分析室 遮蔽関係図
称	(建物平面)
図	図卜遮-2
番	付属建物 除染室・分析室



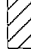
名 称	液体廃棄物の廃棄設備 撤去範囲図	
	図 番	図ト配一1 (1 / 2) —

		液体廃棄物の廃棄設備 配置図 (改造後)	
		図 番	図ト配一1 (2 / 2) —

液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（2））

符号	機器名	変更内容
1	高汚染滞留タンク(2基)	撤去
2	低汚染滞留タンク(4基)	撤去
3	液受槽	撤去
4	前処理ろ過器	改造*1
5	後処理ろ過器	撤去
6	結露フィルター (4個)	撤去
7	アブソリュートフィルター(2個)	撤去
8	排風機	撤去



 : 申請する機器

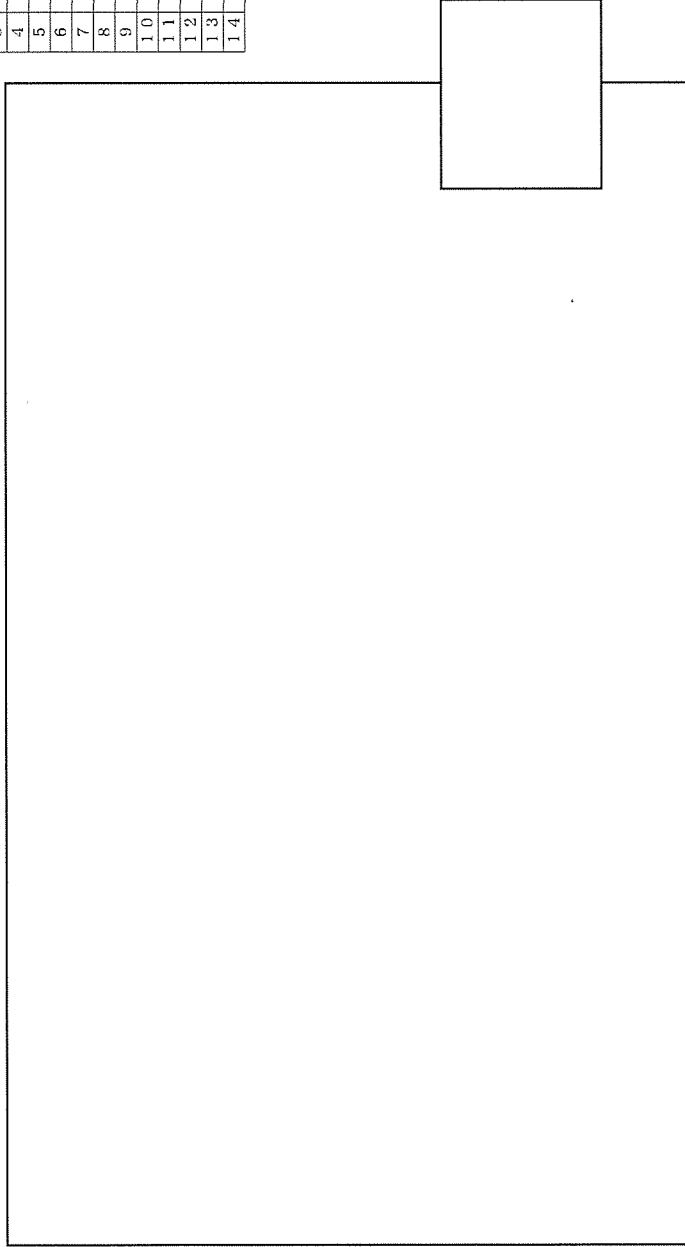
*1 : 付属建物廃水処理所から工場棟転換工場廃棄物処理室に移動し改造、設置する

*2 : 廃液処理設備 (6) の工事が終了し、事業者検査に合格するまで継続使用する

名称	廃液処理設備（2） 機器配置図	
図番	図ト配-2	付属建物 廃水処理所

液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））

符号	機 器 名	変更内容
1	凝集沈殿槽（1）	新設
2	凝集沈殿槽（2）	新設
3	凝集沈殿槽（3）	新設
4	遠心分離機	新設
5	ろ液受槽（1）	新設
6	ろ液受槽（2）	新設
7	チエックタンク（1）	新設
8	チエックタンク（2）	新設
9	チエックタンク（3）	新設
10	乾燥機	新設
11	ろ過機（1）	新設
12	ろ過機（2）	改造
13	ろ液受槽（3）	新設
14	イオン交換装置	新設



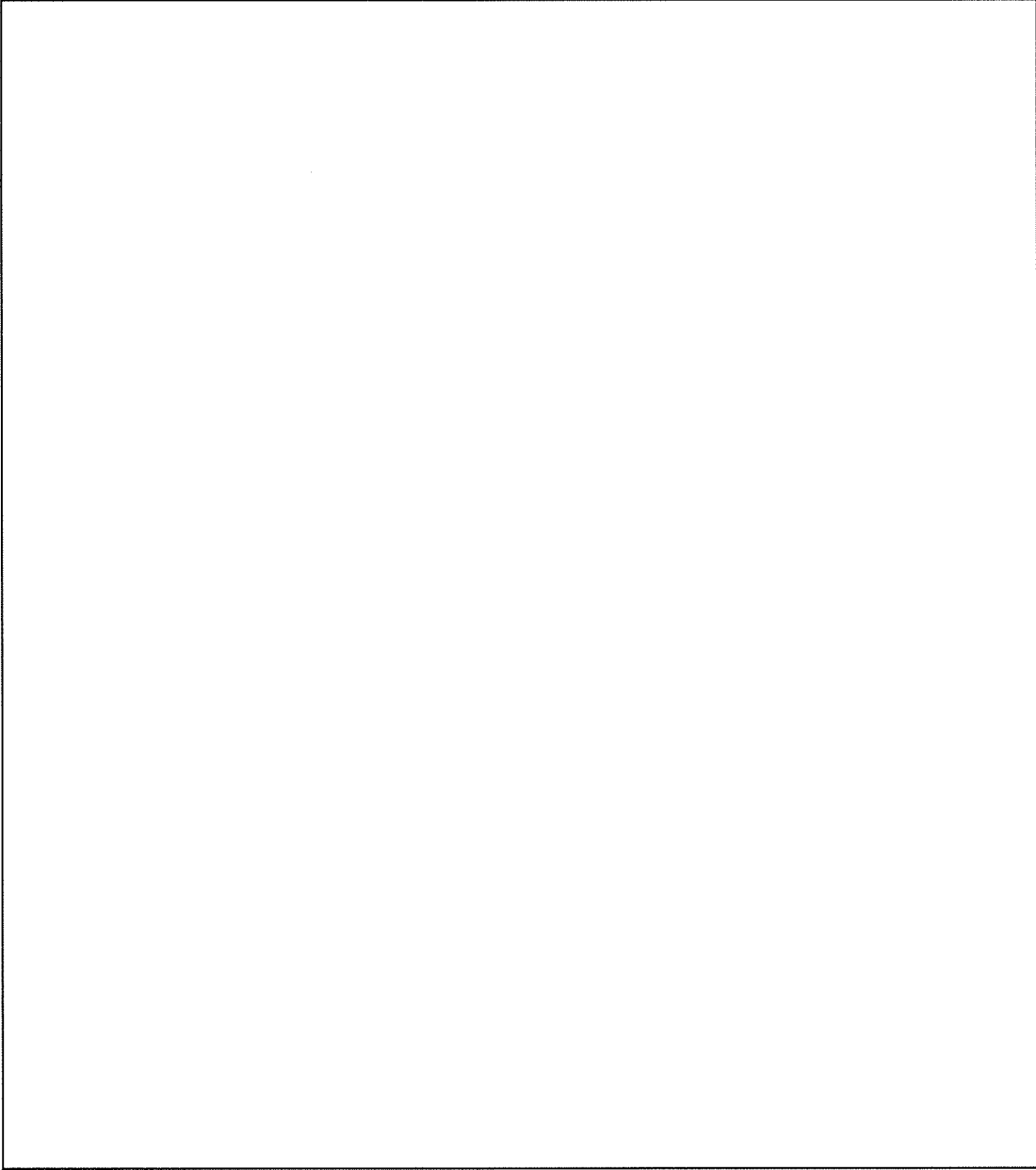
▨：申請する機器

*1：付属建物廃水処理所から工場棟転換工場廃棄物処理室に移動し改造、設置する

名 称	廃液処理設備（5） 機器配置図	
図 番	図卜配-3	工場棟 転換工場 廃棄物処理室

液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））

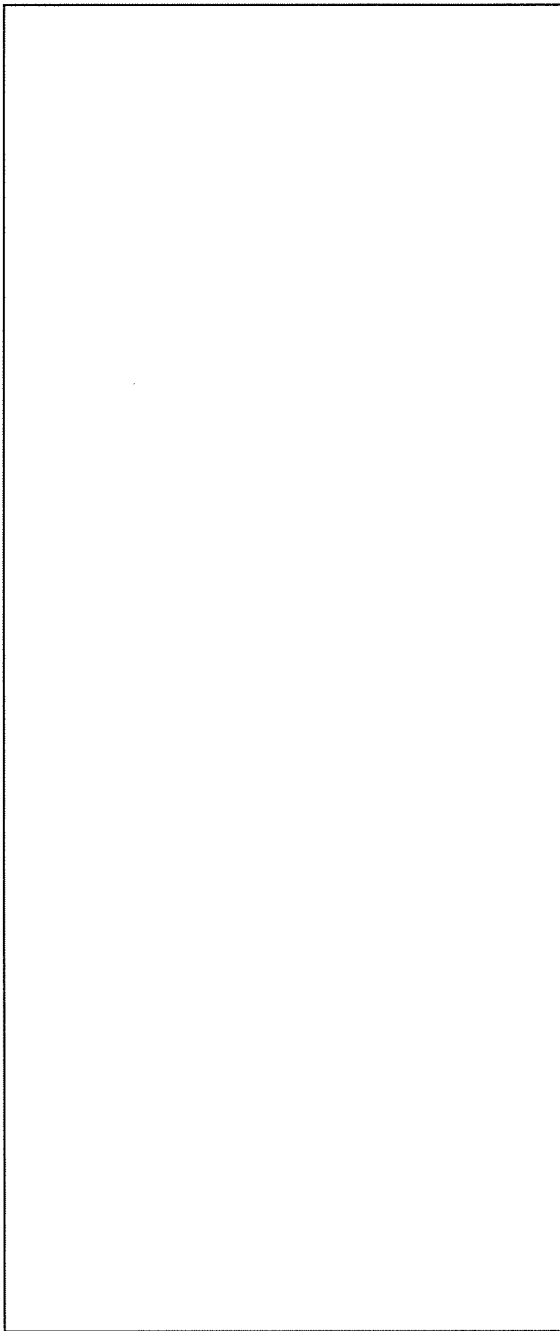
符号	機 器 名	変更内容
1	チエックタンク (1)	新設
2	チエックタンク (2)	新設
3	チエックタンク (3)	新設
4	扉	新設



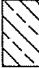

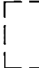
▨：申請する機器

名 称	廃液処理設備（6） 機器配置図	
図 番	図卜配一4	放射線管理棟 廃水処理室

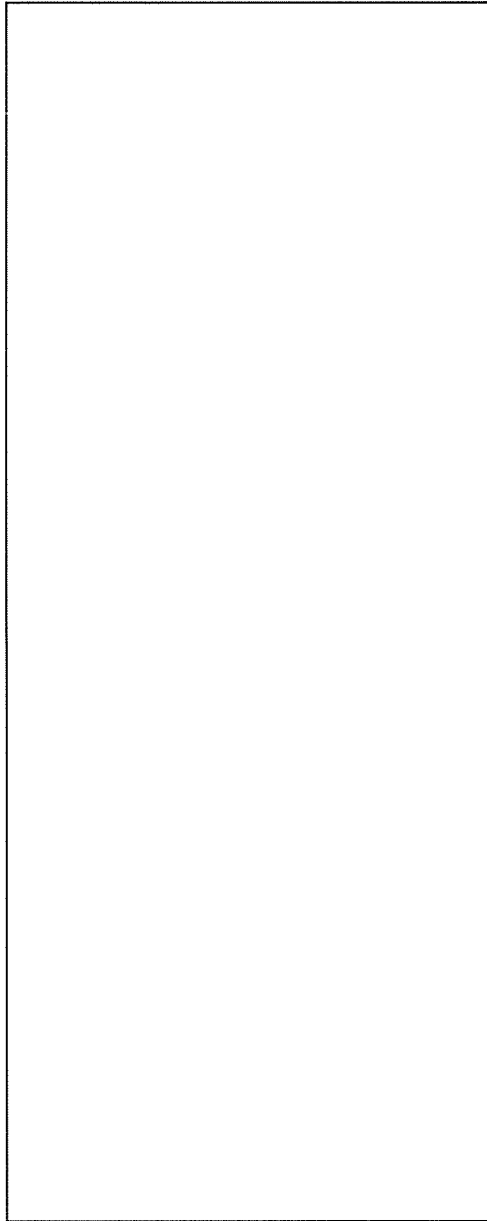
A-A



凡 例

-  : 設備・機器の一時仮置き場所(既認可分)
-  : 設備・機器の一時仮置き場所(本申請分)
-  : 設備・機器の準備工事範囲 (図中番号は表ト-5, ト-6の設備名称冒頭記載の番号を示す)

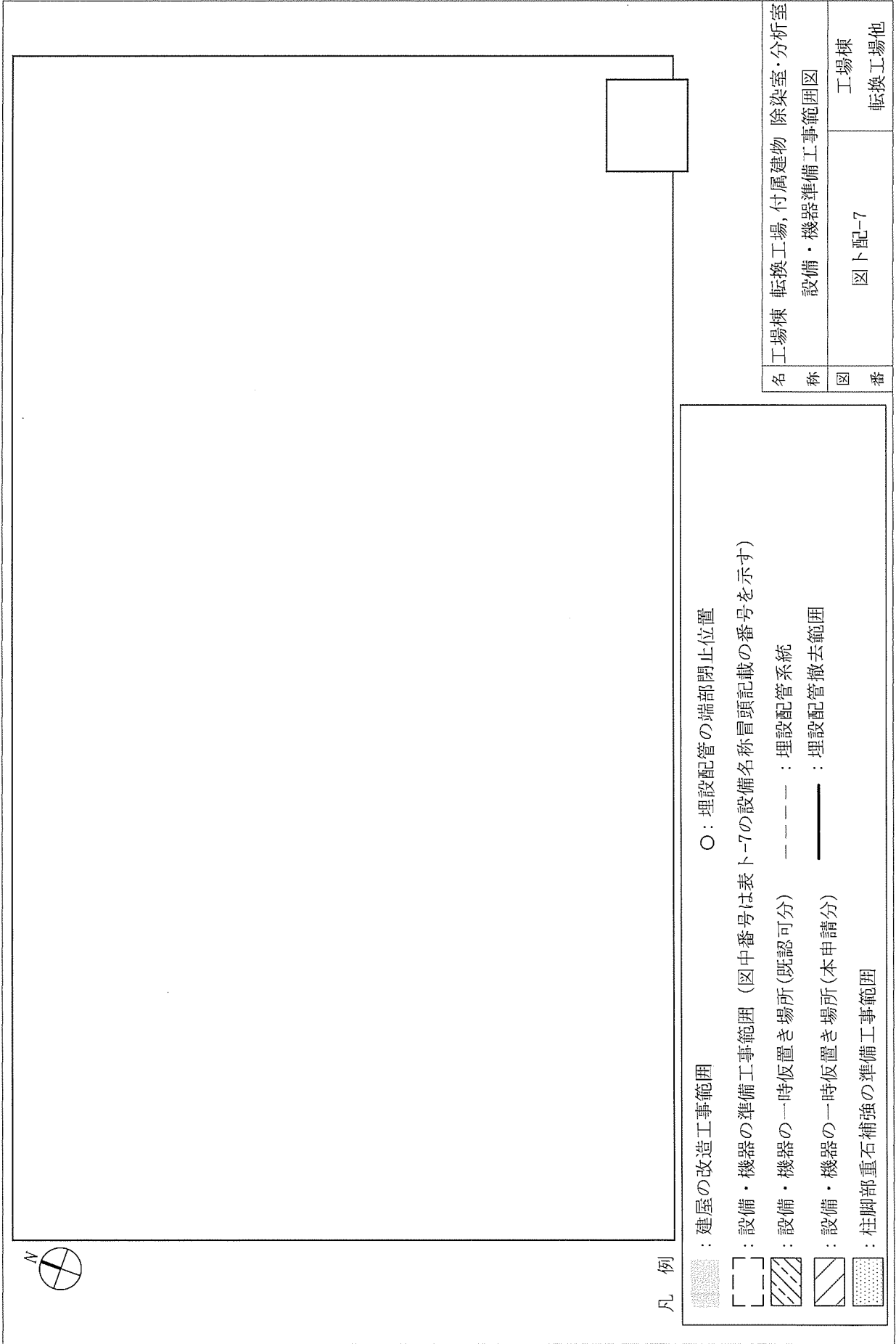
名 称	放射線管理棟
図 番	設備・機器準備工事範囲図 図ト配-5 放射線管理棟




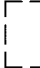
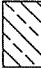
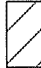
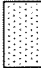
凡 例

-  : 放射線管理棟の天井工事範囲(既認可分)
-  : 放射線管理棟の天井工事範囲(本申請分)

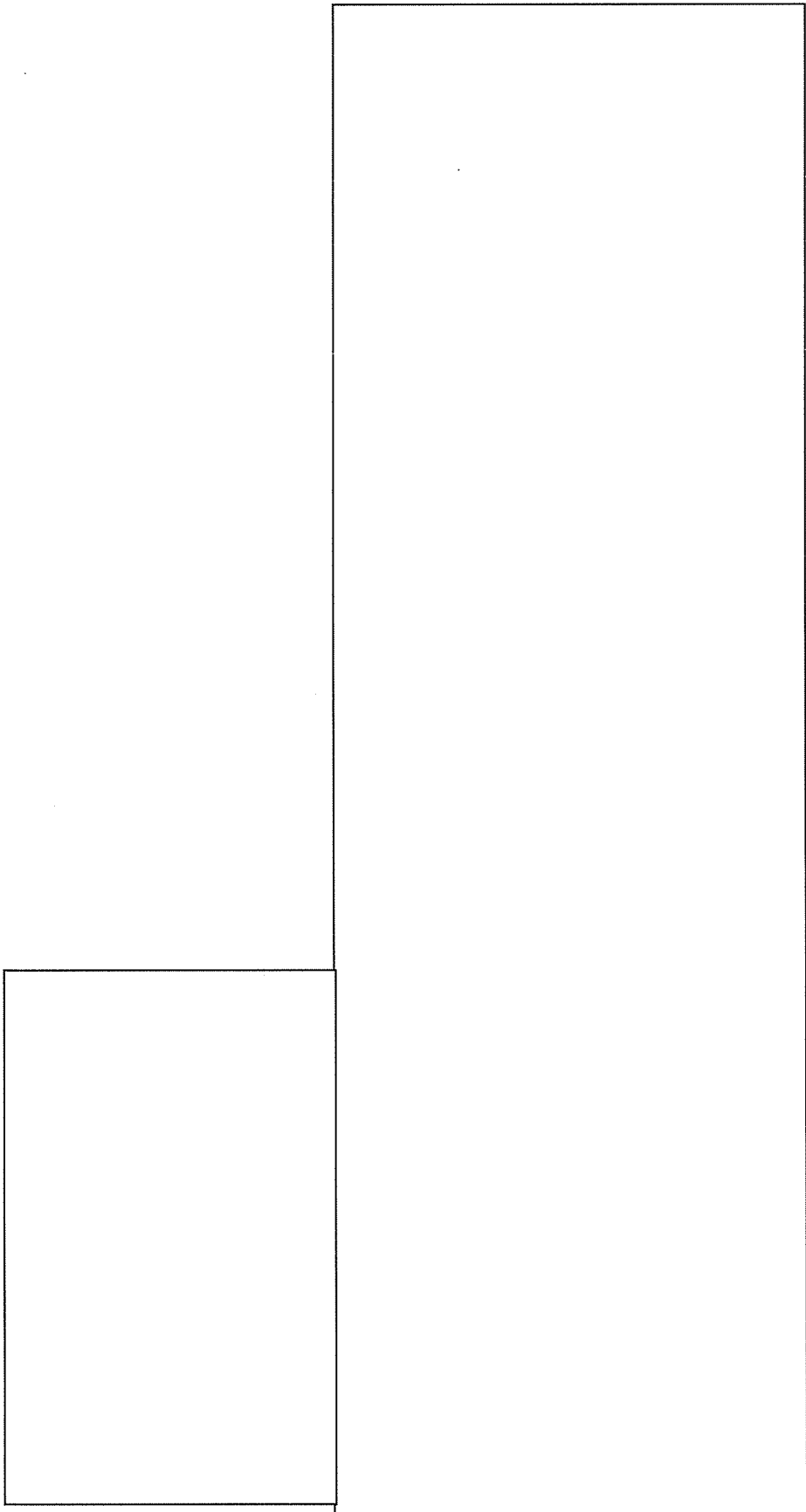
名 称	放射線管理棟 建屋改造工事範囲図
図 番	図卜配-6 放射線管理棟



凡例

-  : 建屋の改造工事範囲
-  : 設備・機器の準備工事範囲 (図中番号は表ト-7の設備名称冒頭記載の番号を示す)
-  : 設備・機器の一時仮置き場所(既認可分) ○ : 埋設配管の端部閉止位置
-  : 設備・機器の一時仮置き場所(本申請分) - - - - : 埋設配管系統
-  : 柱脚部重石補強の準備工事範囲 ————— : 埋設配管撤去範囲

名	工場棟	転換工場, 付属建物	除染室・分析室
称	設備・機器準備工事範囲図		
図	図ト配-7		
番	工場棟	転換工場他	



凡 例

// : 一時取り外す設備の工事範囲 (図中番号は表ト-8の設備名称冒頭記載の番号を示す)
 [X] : 仮移設する設備の工事範囲
 --- : 代替措置 (迂回経路) の工事範囲

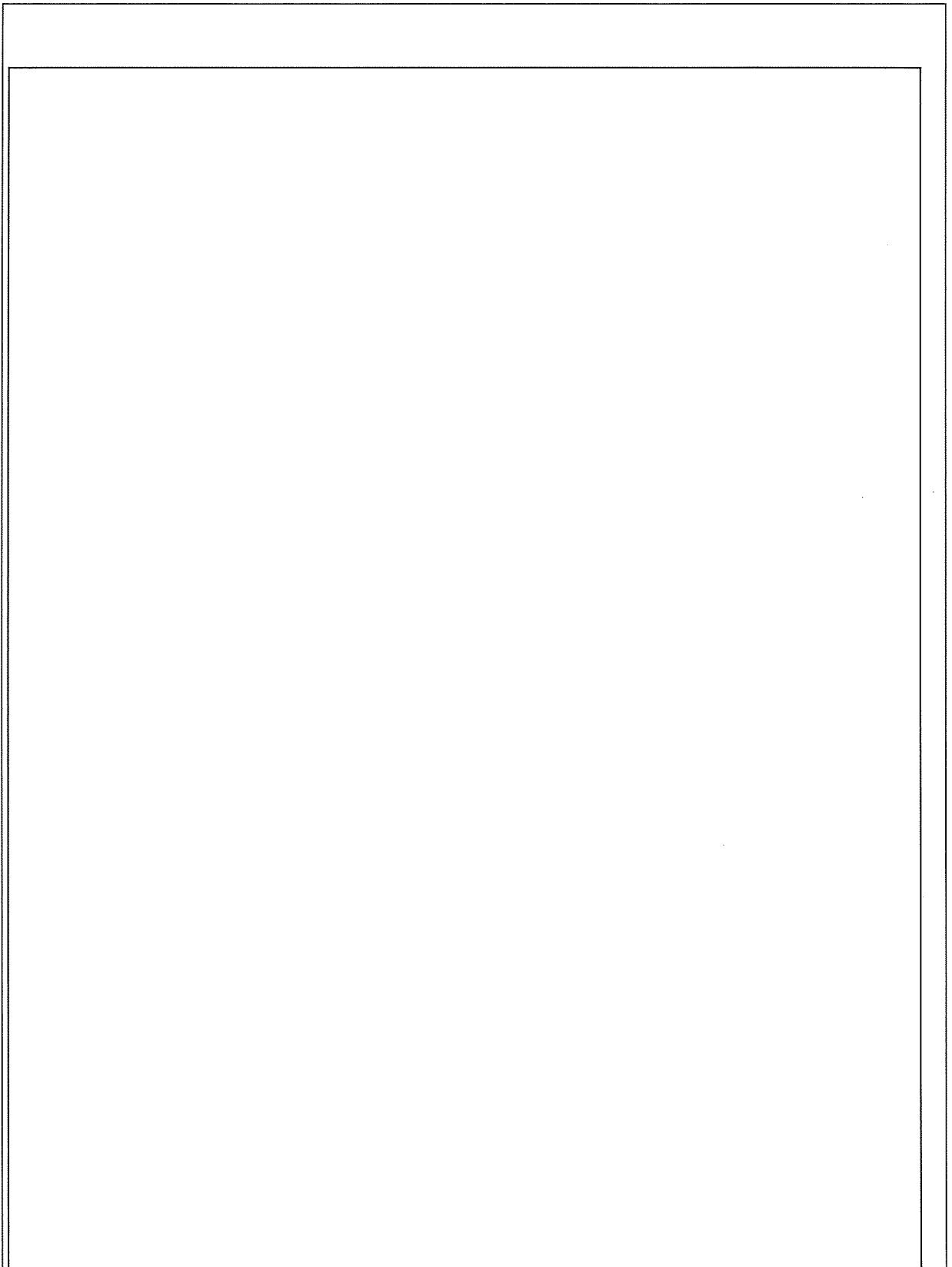
名 称	工場棟 成型工場 気体廃棄設備
図 番	洗濯室乾燥機排気系統 工事範囲図 工場棟 図ト配-8 成型工場 (3階)

<p>——：設工認申請対象 *1：凝集沈殿槽(1)(2)(3)へ ----：設工認申請対象外 *2：今後申請予定 (P)：ポンプ *3：廃液処理設備(6)(772) ☒：弁 *4：排出基準値 2×10^{-2} Bq/cm³ 以下 *5：作業者が上蓋をした専用 容器で運搬する</p>	
名 称 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5）） 系統図	
図 番 図ト系-1 転換工場 廃棄物処理室	

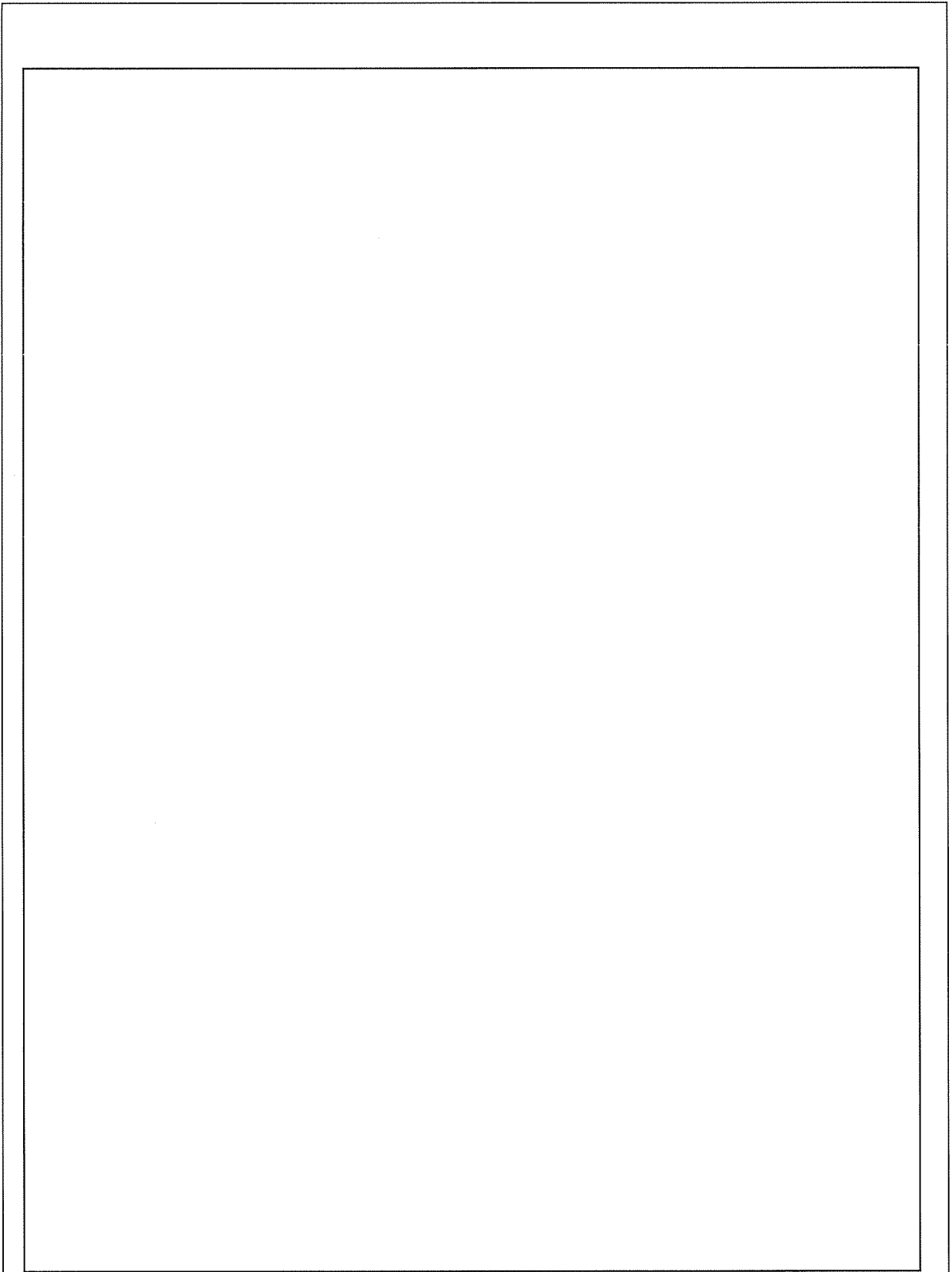
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>
---	---

— : 設工認申請対象
 - - - - : 設工認申請対象外
 (P) : ポンプ
 *1 : 今後申請予定

名称	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））	
図番	系統図	放射線管理棟 廃水処理室
	図ト系-2	

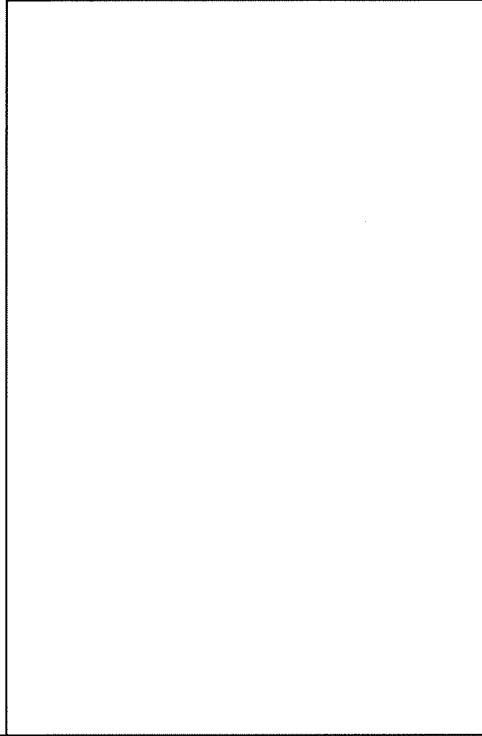


名称	気体廃棄設備 (1) 工事対象系統図	
図番	図卜系-3	工場棟 転換工場



名称	気体廃棄設備 (2)	
	工事対象系統図	
図番	図卜系-4	工場棟 成型工場

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{762}	凝集沈殿槽	3
{763}	液位高警報設備	3



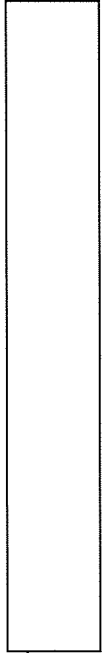
A-A

- *1: 槽内面 耐腐食性材料 (底面部)
 - *2: {763} 液位高警報設備 (液位計) の検知設定高さ面
: 槽上からの距離約
 - *3: 配管 耐腐食性材料
 - *4: 入口は液面から隔離した位置に設置
 - *5: 設工認申請対象外
 - *6: 送液時の槽内空気追い出し用の接続
 - *7: 配管ヘッドより上流の手動弁までが
本申請範囲
- ①: 液位計 (フロート式)

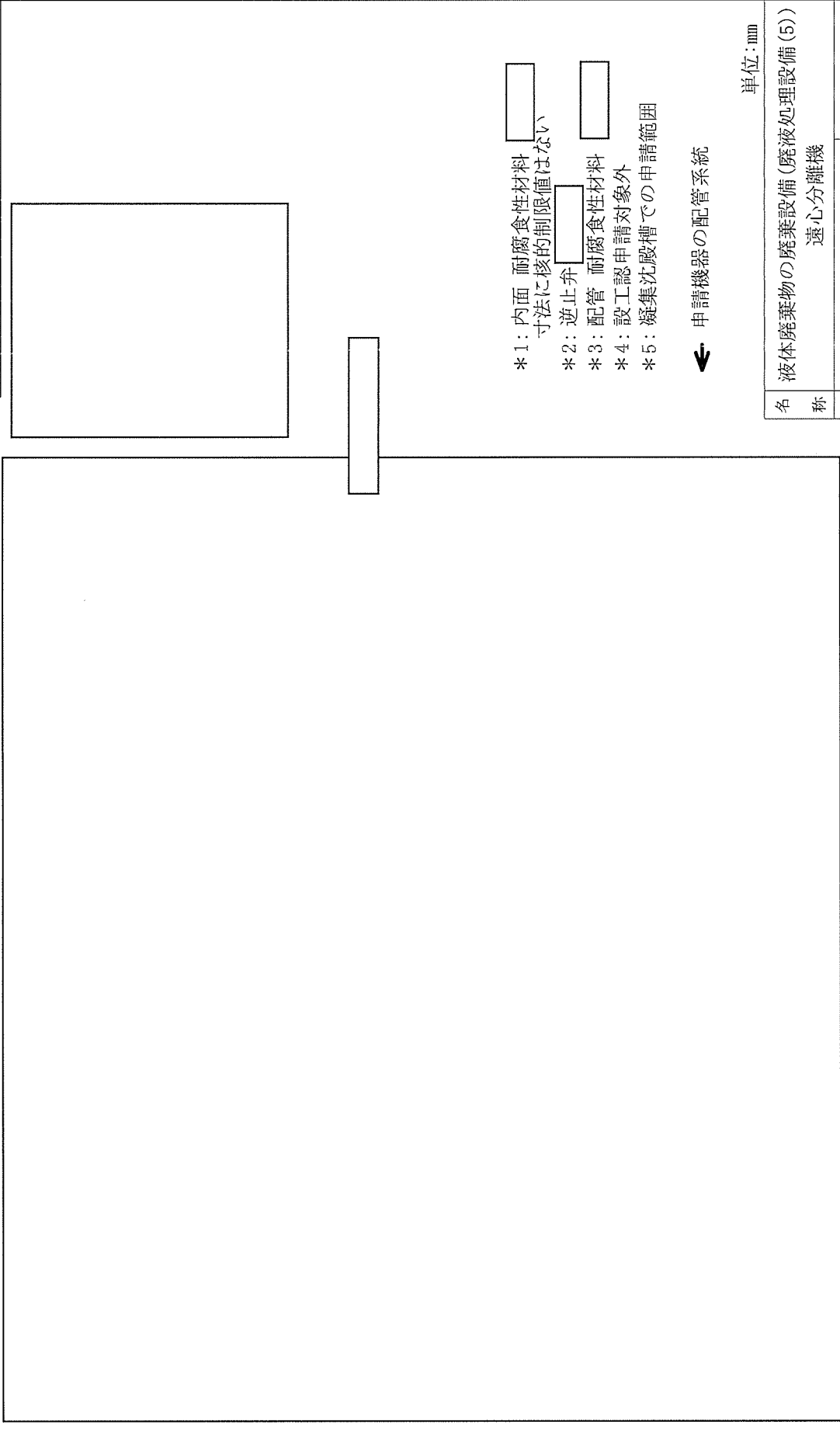
単位: mm

名称	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5))	
図番	凝集沈殿槽 (1) (2) (3)	工場棟 転換工場 廃棄物処理室
	図ト設-1	

← 申請機器の配管系統



No.	安全機能を有する施設名称	基数
{764}	遠心分離機	1

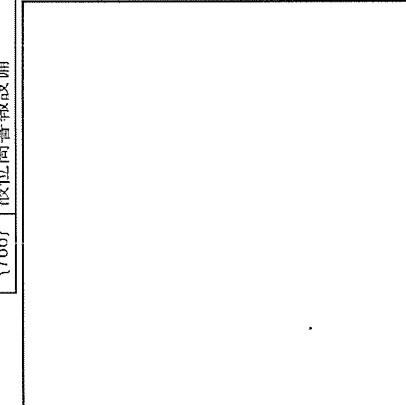


単位: mm

名称	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 遠心分離機	
図番	図ト設-2	工場棟 転換工場 廃棄物処理室

安全機能を有する施設名称		基敬
No.	ろ液受槽	1
{765}	液位高警報設備	1
<div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>		
<p> *1: 槽内面及び配管 耐腐食性材料 *2: {766} 液位高警報設備 (液位計) の検知設定 高さ: 槽上面からの距離約 mm以上 *3: 送液時の槽内空気追い出し用の接続 *4: 遠心分離機での申請範囲 *5: 凝集沈殿槽 (1) (2) (3) の配管との取り合 い部までが本機器の申請範囲 (L) : 液位計 (フロート式) ← 申請機器の配管系統 単位:mm </p>		
名称	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5))	
図番	ろ液受槽 (1) 図ト設-3 (1/3)	
	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{765}	ろ液受槽	1
{766}	液位高警報設備	1



- *1 : 槽内面 耐食性材料 (底面部 側面部)
 - *2 : {766} 液位高警報設備 (液位計) の検知設定
高さ : 槽上面からの距離約 mm 以上
 - *3 : 配管 耐食性材料
 - *4 : 設工認申請対象外
 - *5 : ろ液受槽 (1) の申請範囲
 - *6 : 凝集沈殿槽 (1) (2) (3) の申請範囲
 - *7 : ろ過機 (1) での申請範囲
 - *8 : 送液時の槽内空気追い出し用の接続
- ① : 液位計 (フロート式)

← 申請機器の配管系統

単位:mm

名称	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) ろ液受槽 (2)
図番	図ト設一3 (2/3) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{765}	ろ液受槽	1
{766}	液位高警報設備	1

*1: 槽内面及び配管 耐腐食性材料
 *2: {766} 液位高警報設備(液位計)の検知設定
 高さ: 槽上面からの距離約 mm以上
 *3: ろ過機(1)としての申請範囲
 *4: ろ過機(2)としての申請範囲
 *5: 送液時の槽内空気追い出し用の接続
 *6: チェックタンク(1)(2)(3)の配管ヘッド
 上流の手動弁までが本機器の申請範囲
 ①: 液位計 (フロート式)

↓
 申請機器の配管系統
 単位: mm

名	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	
称	ろ液受槽 (3)	
図	図ト設-3 (3/3)	
番	工場棟 転換工場	廃棄物処理室

No. (767)	ろ過機	安全機能を有する施設名称	基数
			1

- *1: 槽内面及び配管 耐腐食性材料
- *2: 逆止弁
- *3: 設工認申請対象外

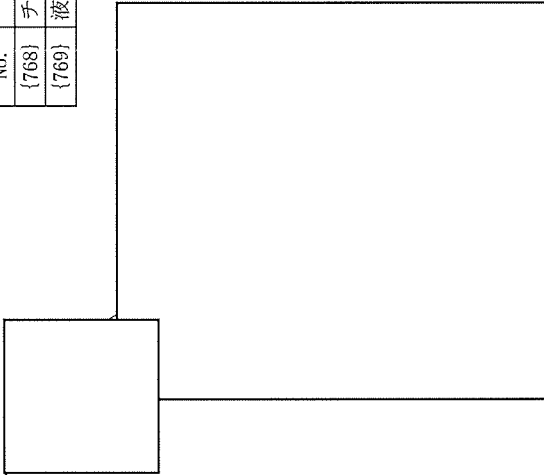
↓ 申請機器の配管系統

単位:mm

名称	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5))	
図番	ろ過機 (1)	工場棟 転換工場 廃棄物処理室
	図ト設-4 (1/2)	

No. {767}	安全機能を有する施設名称 ろ過機	基 1
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; height: 480px; border: 1px solid black;"></div> <div style="width: 45%; height: 480px; border: 1px solid black; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="width: 100%; height: 100%; border: 1px solid black;"></div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>単位: mm</p> <p>申請機器の配管系統</p> <p>←</p> <p>*1: 槽内面 </p> <p>*2: 逆止弁 </p> <p>*3: 配管 耐腐食性材料 </p> <p>*4: 設工認申請対象外</p> </div> </div> </div>		
名称	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) ろ過機(2)	
図番	図ト設-4 (2/2) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室	

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{768}	チェックタンク	3
{769}	液位高警報設備	3




- *1 : 槽内面 耐腐食性材料 (底面部) 側面部
- *2 : {769} 液位高警報設備 (液位計) の検知設定高さ : 槽上面からの距離約 mm以上
- *3 : 配管 耐腐食性材料 ()
- *4 : 入口は液面から隔離した位置に設置
- *5 : 設工認申請対象外
- *6 : 送液時の槽内空気追いつ出し用の接続
- *7 : 配管ヘッドより上流配管は、ろ液受槽(3)、イオン交換装置の申請範囲
- *8 : チェックタンク(1)(2)(3)の配管ヘッド上流の第1手動弁下流が本機器の申請範囲
- *9 : 排水貯留池は今後申請予定
- *10 : 凝集沈殿槽(1)(2)(3)の配管ヘッド上流の手動弁までが本機器の申請範囲

① : 液位計 (フロート式)

➡ : 申請機器の配管系統

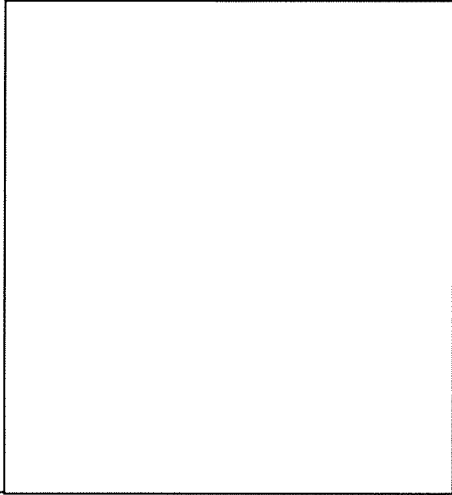
単位: mm

名	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	
称	チェックタンク(1)(2)(3)	
図	図ト設-5	
番	工場棟 転換工場	廃棄物処理室

安全機能を有する施設名称		No. (770)	イオン交換装置	基 数	1
					
<p>*1: 装置内面及び配管 耐腐食性材料 ()</p> <p>*2: チェックタンク(1)(2)(3)の申請範囲</p> <p>*3: チェックタンク(1)(2)(3)の配管ヘッド上流の手動弁までが本機器の申請範囲</p> <p>*4: イオン交換樹脂は、ねじ固定部から本体を取外して、本体ごと交換する</p> <p>← 申請機器の配管系統 単位:mm</p>					
名	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5))				
称	イオン交換装置				
図	図卜設-6				工場棟 転換工場
番					廃棄物処理室

No. (771)	安全機能を有する施設名称 乾燥機	量数 1
<p>*1:排気配管は今後申請予定 *2:Ⓐ)圧力計 局所排気設備による負圧維持(室内雰囲気に対して、□Pa以上) *3:内面 耐腐食性材料 □ 寸法に核的制限値はない</p> <p style="text-align: right;">単位:mm</p>		
名称	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 乾燥機	
図番	図卜設-7 工場棟 転換工場 廃棄物処理室	

No.	安全機能を有する施設名称	基放
{772}	チェックタンク	3
{773}	液位高警報設備	3



- *1: 槽内面 耐腐食性材料 (底面部 側面部)
 - *2: {773} 液位高警報設備 (液位計) の検知設定高さ: 槽上面からの距離約 mm以上
 - *3: 配管 耐腐食性材料
 - *4: 入口は液面から隔離した位置に設置
 - *5: 送液時の槽内空気追い出し用の接続
 - *6: 設工認申請対象外
 - *7: 排水貯留池は今後申請予定
 - *8: 廃液処理施設{5}凝集沈殿槽{1}{2}{3}配管ヘッダ
- 上流の手動弁までは本機器の申請範囲

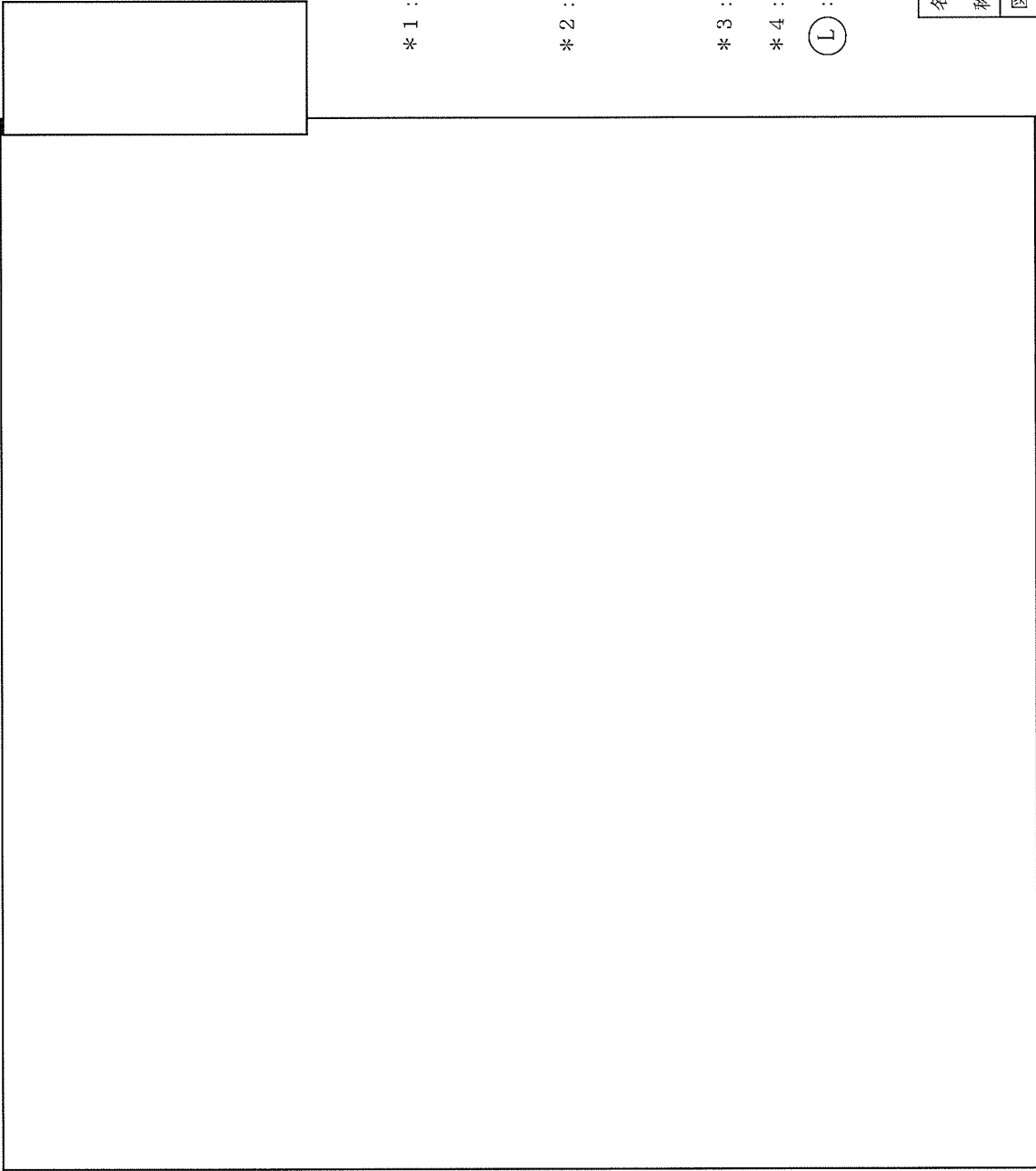
↓ : 申請機器の配管系統

Ⓛ : 液位計 (フロート式)

単位: mm

名	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6))	
称	チェックタンク (1) (2) (3)	
図	図ト設-8	
番	放射線管理棟	廃水処理室

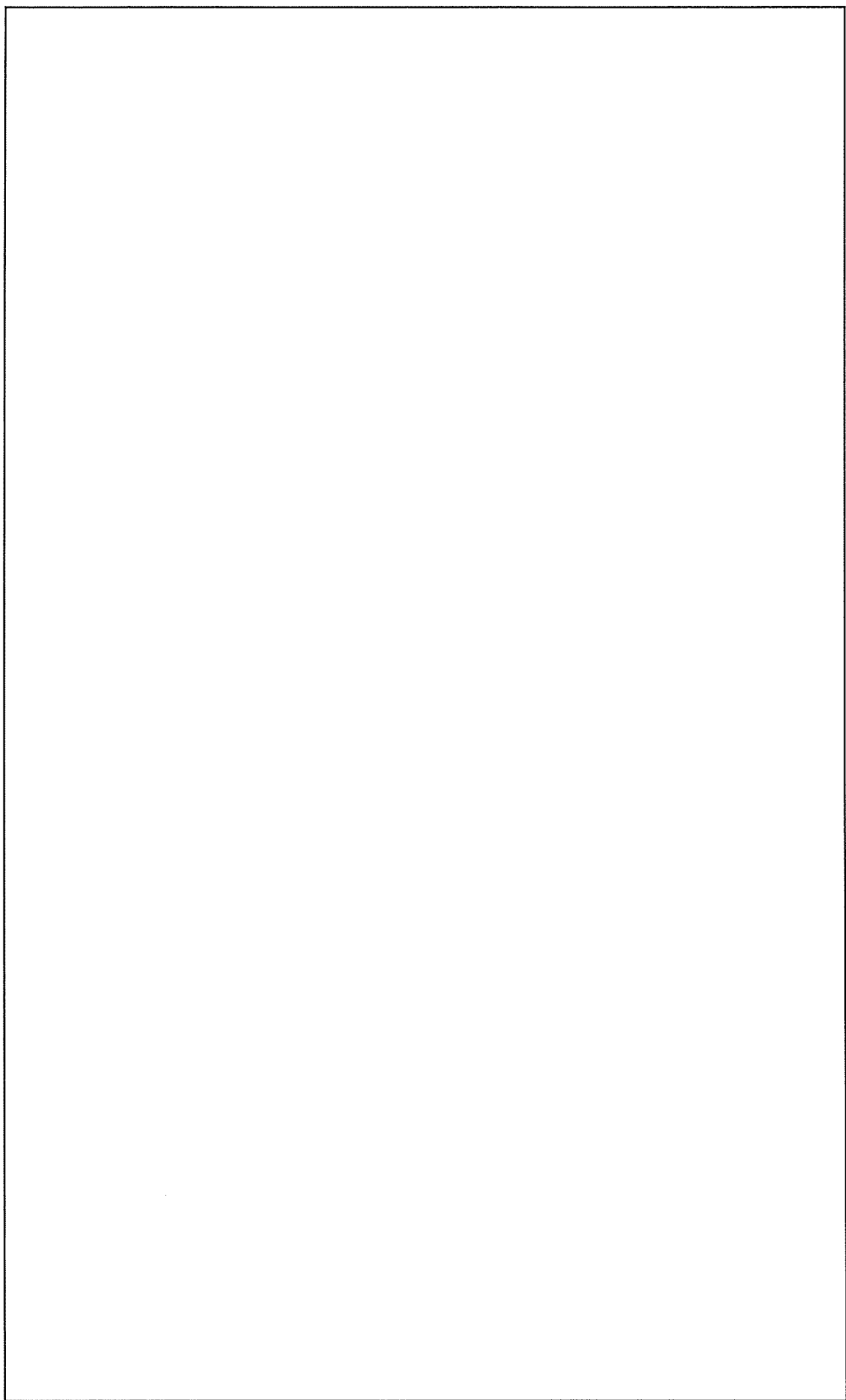
No.	安全機能を有する施設名称	基数
{774}	堰	1
{775}	液位高警報設備	1



- * 1 : {774} 堰高さ：堰を設置する床に対して□mm以上
堰の幅：開口部□mm)以上
堰仕様：等辺山形鋼□
アンカボルト：□あと施工接着系アンカボルトにて固定
コーキング：床及び壁との接触面(耐薬品性を有する□)
- * 2 : {774} 堰高さ：扉下側床面に対して□mm以上
堰の幅：開口部□mm)以上
堰仕様：平板□(耐腐食性材料)
アンカボルト：□あと施工接着系アンカボルトにて固定
コーキング：壁との接触面(耐薬品性を有する□)
- * 3 : {775} 堰漏水検知警報設備(液位計)
高さ：廃水処理蓋床面の高さから50mm以下
- * 4 : 申請内容は図卜設-8参照

Ⓛ：液位計（フロート式）

名称	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6))	
図番	堰 (チエックタンク)	放射線管理棟 廃水処理室
	図卜設-9	

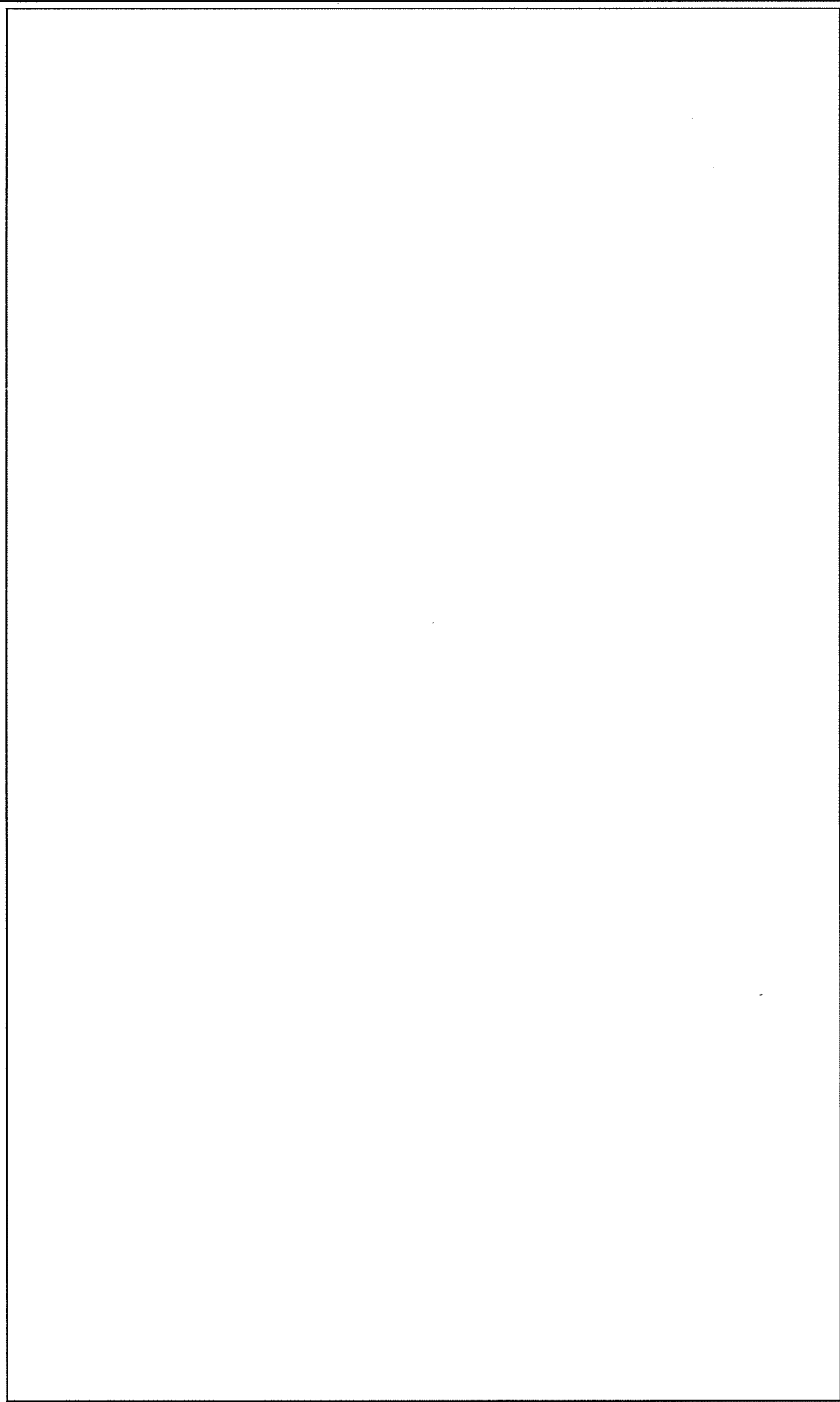


転換工場1階

凡例

- : 誘導灯(避難口誘導灯)(20個)
- : 誘導灯(通路誘導灯)(3個)
- : 非常用照明(44台)
- ▨ : 別建物
- : 安全避難通路
- * : 避難口
- : 次回以降申請

名	工場棟 転換工場 緊急対策設備 (1)
称	非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/3)
図	図り建-1
番	工場棟 転換工場



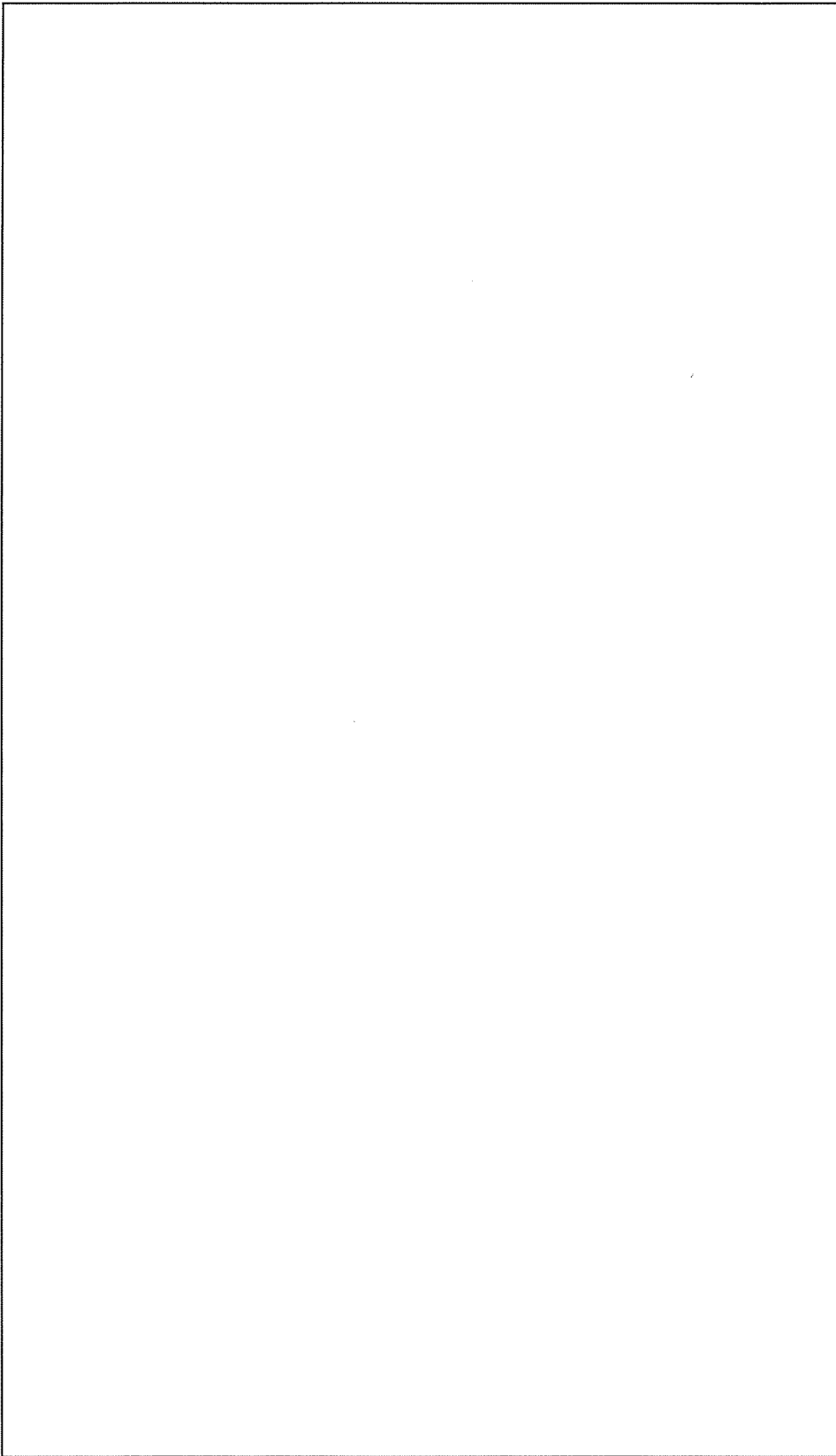
凡例

- : 誘導灯 (避難口誘導灯) (6個)
- : 誘導灯 (通路誘導灯) (3個)
- : 非常用照明 (9台)
- ▨ : 別建物
- : 次回以降申請

- ▨ : 安全避難通路
- * : 避難口
- ⊠ : 分電盤
- ⊠ : 吹抜け

転換工場2階

名称	工場棟 転換工場 緊急対策設備 (1)
図番	非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (2/3) 図リ建-2 工場棟 転換工場



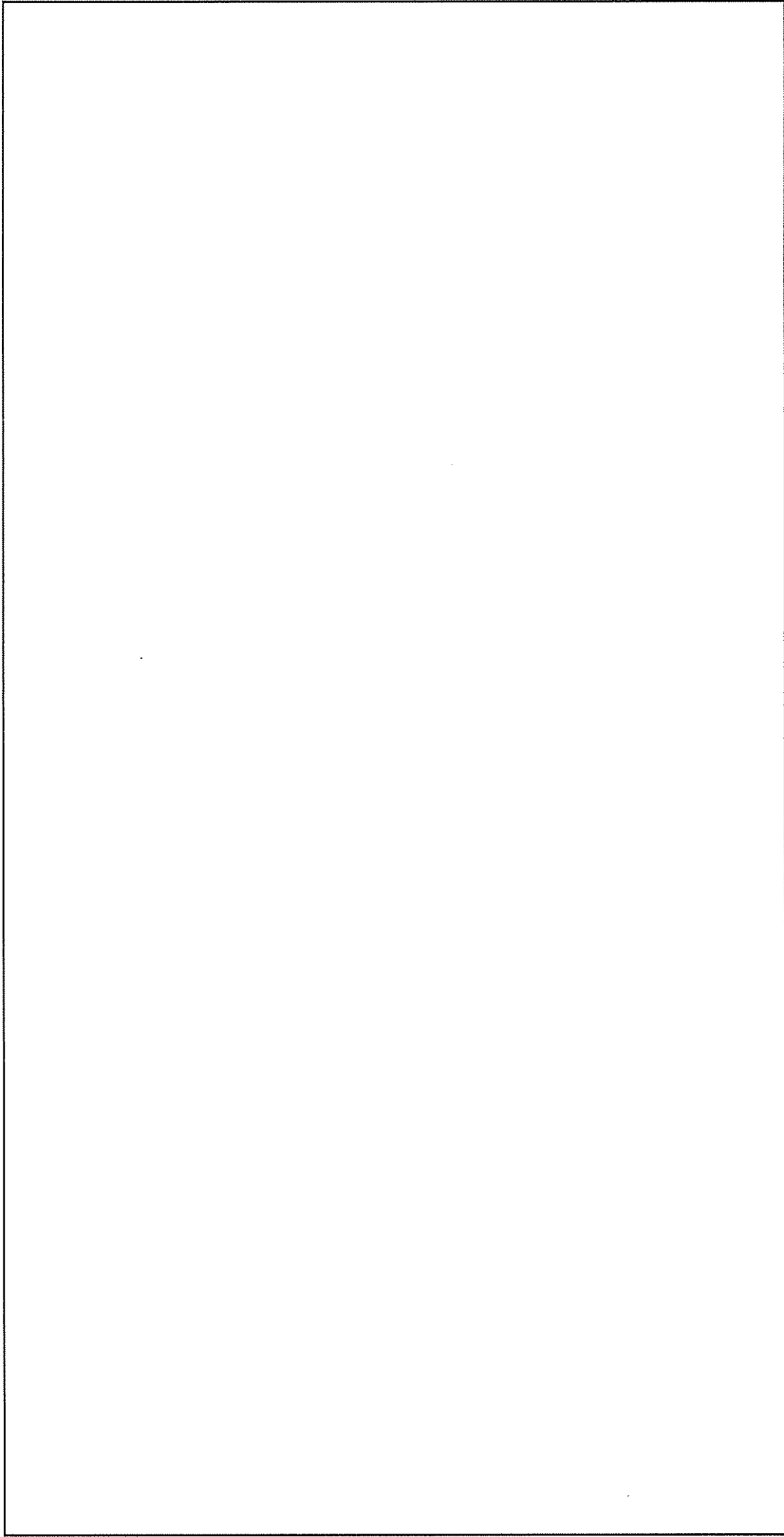
凡例

- : 誘導灯(避難口誘導灯)(1個)
- : 誘導灯(通路誘導灯)(6個)
- : 非常用照明(7台)
- ▨ : 別建物
- : 次回以降申請

- : 安全避難通路
- * : 避難口
- ▭ : 吹抜け

転換工場3階

名称	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1)
名称	非常用照明、誘導灯、安全避難通路(3/3)
図番	図リ建-3
図番	工場棟 転換工場

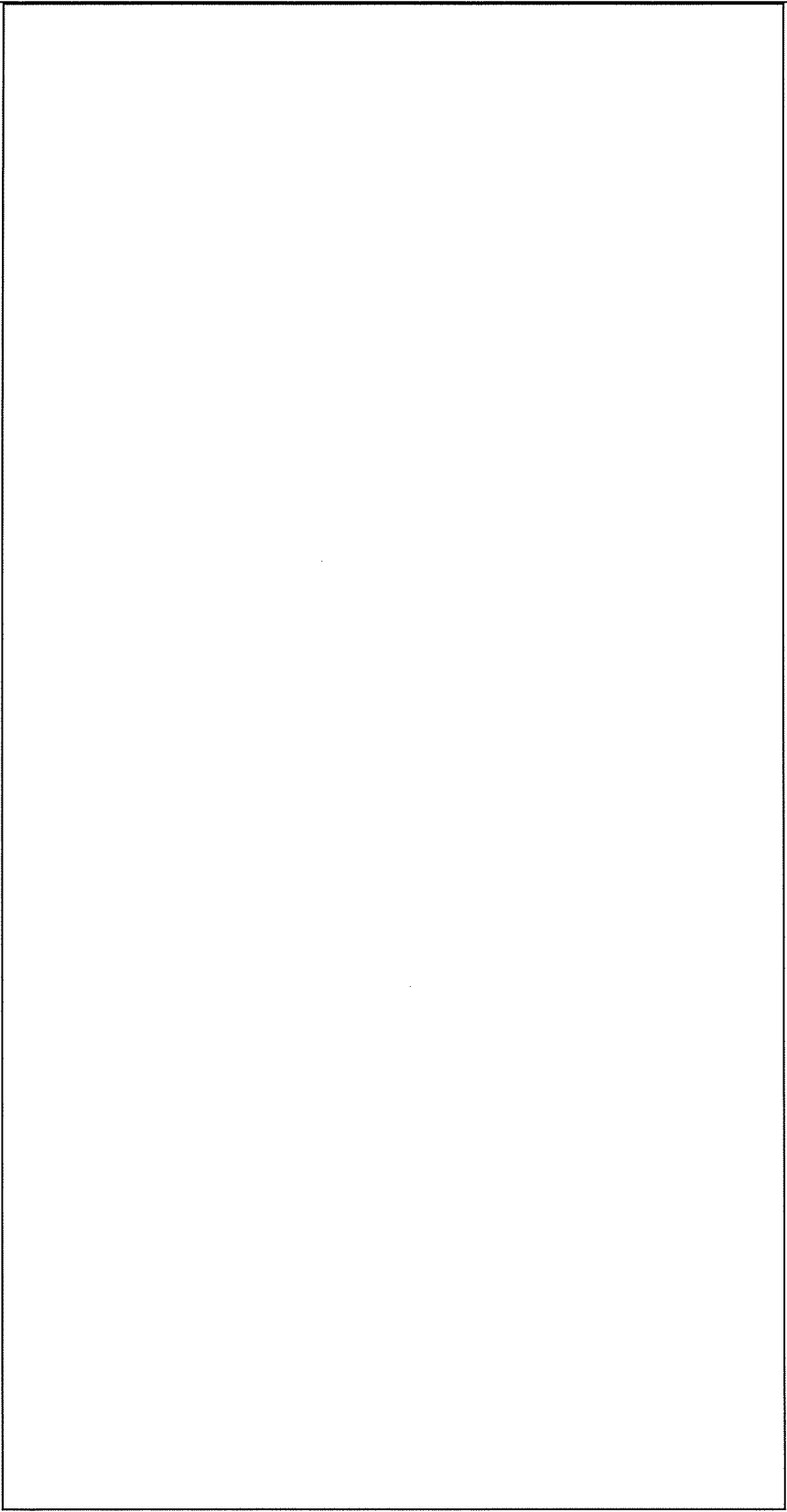


成型工場1階

凡例

- : 誘導灯(避難口誘導灯)(9個)
- : 誘導灯(通路誘導灯)(11個)
- : 非常用照明(60台)
- ▨ : 別建物
- : 次回以降申請
- : 安全避難通路
- * : 避難口
- ⊗ : 分電盤

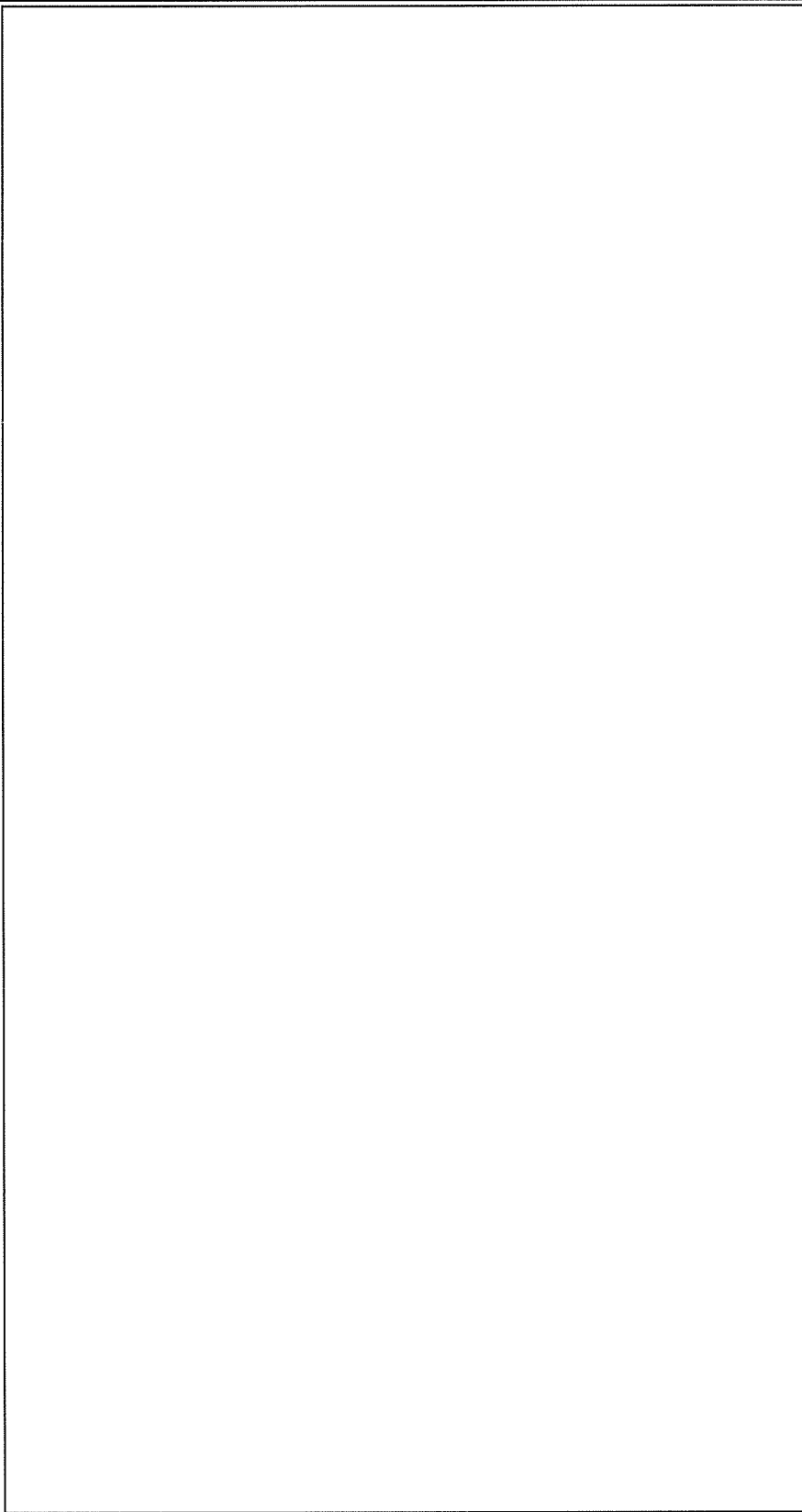
名称	工場棟 成型工場 緊急対策設備 (1)	
図番	図り建-4	工場棟 成型工場



成型工場2階




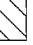




- 凡例
- ⊗ : 誘導灯 (避難口誘導灯) (5個)
 - : 誘導灯 (通路誘導灯) (10個)
 - : 非常用照明 (15台)
 - ▨ : 別建物
 - ▭ : 次回以降申請
 - ▧ : 安全避難通路
 - * : 避難口
 - ⊠ : 分電盤
 - ⊞ : 吹抜け

名称	工場棟 成型工場 緊急対策設備 (1)
図番	図リ建-5
	工場棟 成型工場



成型工場3階

凡例

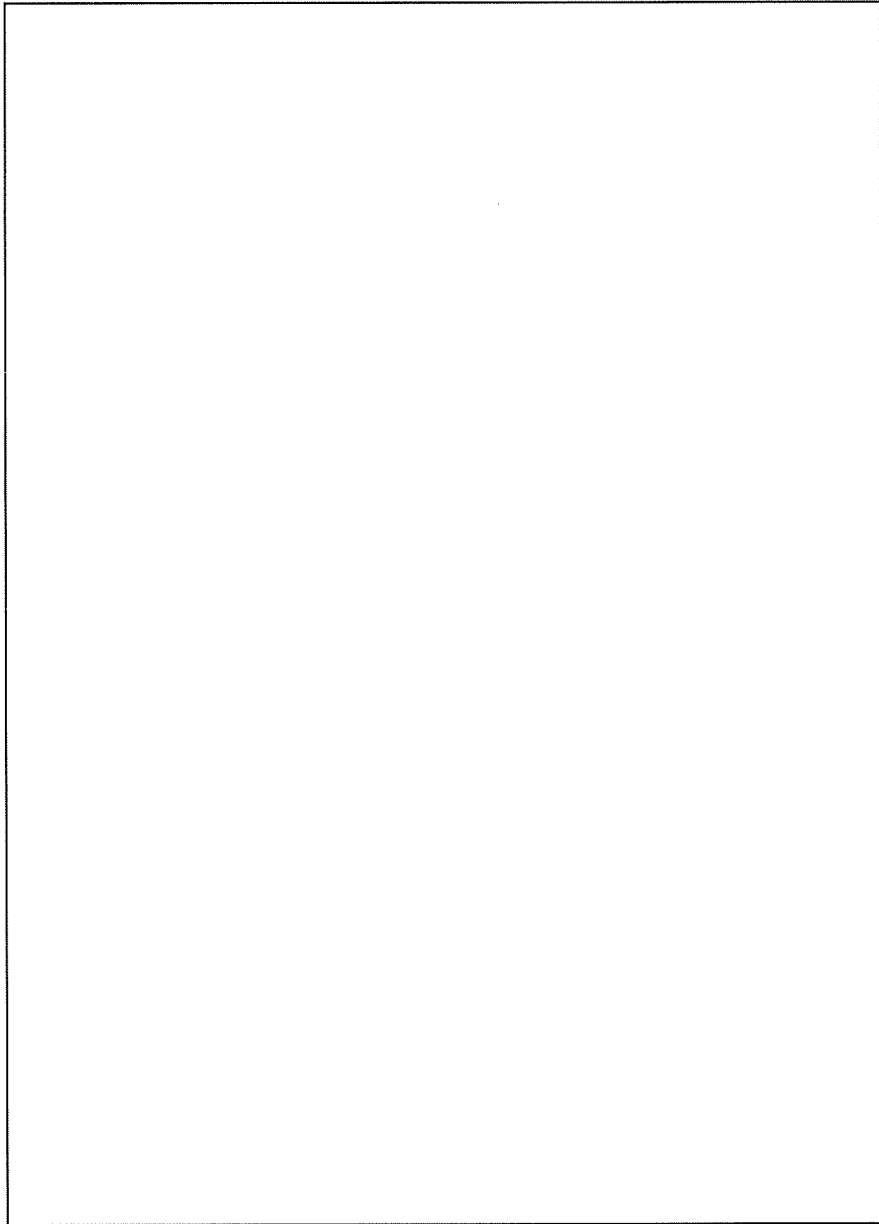
-  : 誘導灯(避難口誘導灯)(8個)
-  : 誘導灯(通路誘導灯)(11個)
-  : 非常用照明(25台)
-  : 別建物
-  : 安全避難通路
-  * : 避難口
-  : 分電盤
-  : 次回以降申請

名称	工場棟 成型工場 緊急対策設備 (1)
図番	非常用照明、誘導灯、安全避難通路(3/3) 図リ建一6 工場棟 成型工場

		組立工場1階	工場棟 組立工場 緊急対策設備 (1)	工場棟 組立工場
			名称	図り建一7
			図番	

凡例

- : 誘導灯 (避難口誘導灯) (3個)
- : 誘導灯 (通路誘導灯) (8個)
- : 非常用照明 (19台)
- ▨ : 別建物
- : 次回以降申請
- ▨ : 安全避難通路
- * : 避難口
- ▨ : 分電盤

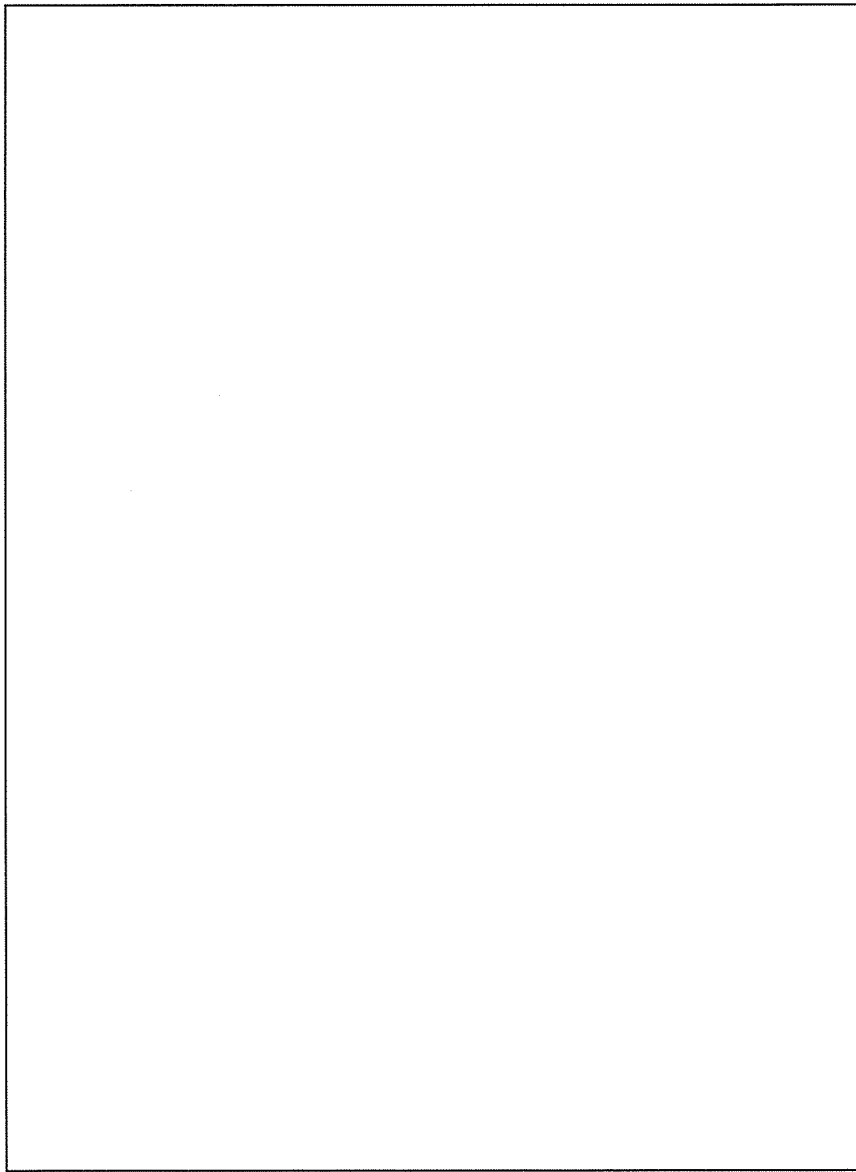


第2核燃料倉庫1階

凡例




- : 誘導灯 (避難口誘導灯) (2個)
- : 誘導灯 (通路誘導灯) (3個)
- : 非常用照明 (10台)
- ▨ : 別建物
- : 次回以降申請
- ▨ : 安全避難通路
- * : 避難口
- ⊠ : 分電盤

名称	付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図番	図リ建一8 付属建物 第2核燃料倉庫



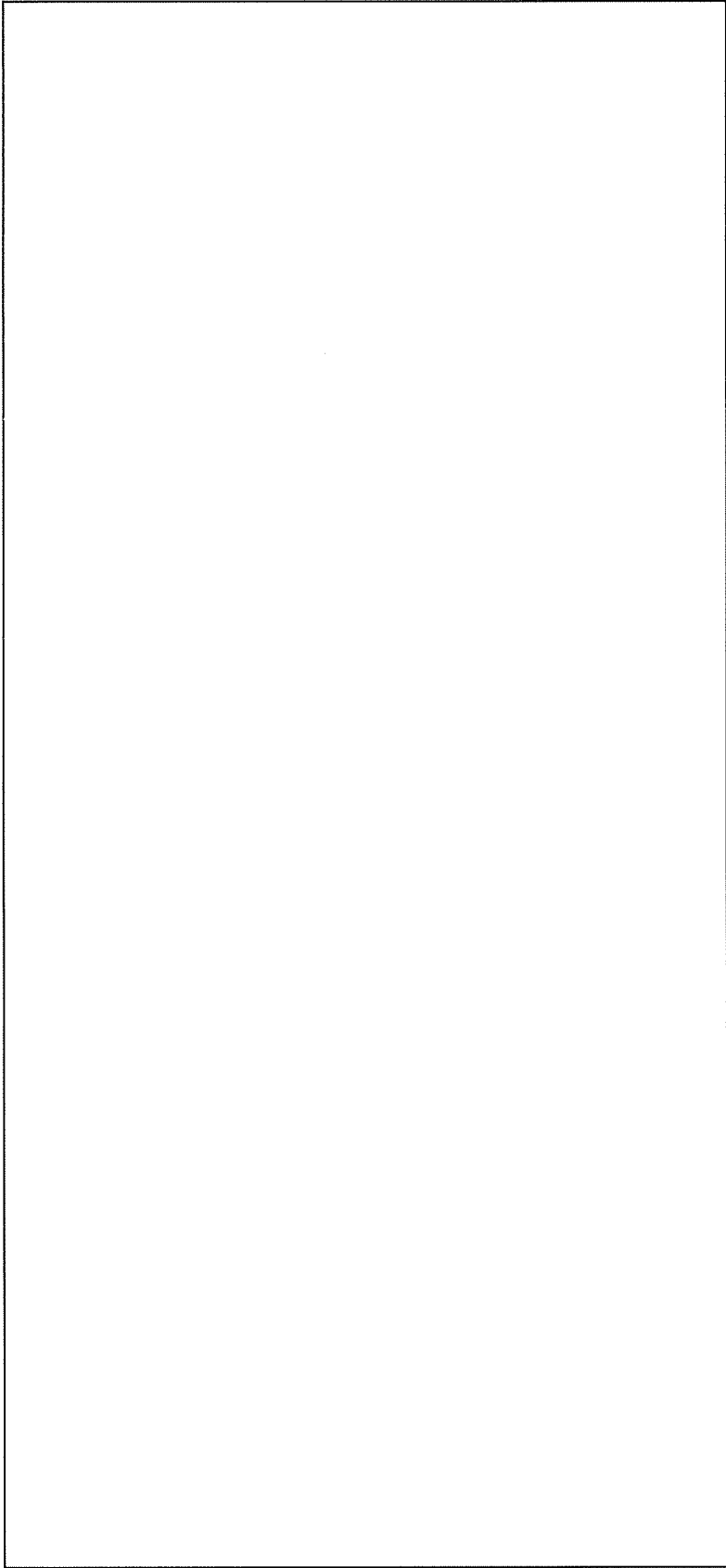
凡例

- : 誘導灯(避難口誘導灯)(2個)
- : 誘導灯(通路誘導灯)(2個)
- : 非常用照明(7台)
- [] : 次回以降申請

-  : 安全避難通路
-  : 分電盤
-  : 別建物
- * : 避難口

容器管理棟1階

名称	付属建物 容器管理棟 緊急対策設備 (1)
図番	非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建一9 付属建物 容器管理棟

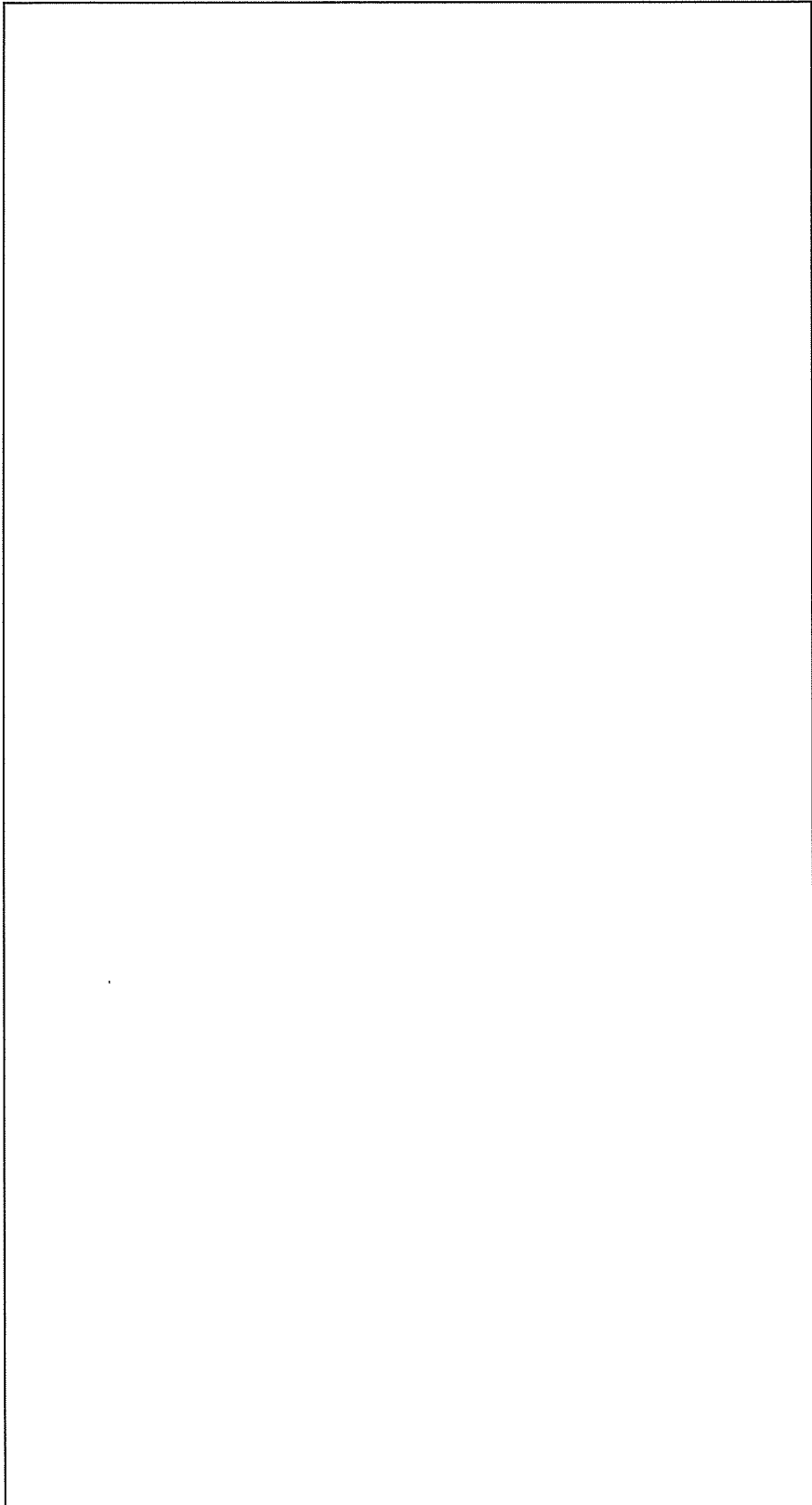


放射線管理棟1階

凡例

- : 誘導灯(避難口誘導灯)(17個)
- : 誘導灯(通路誘導灯)(1個)
- : 非常用照明(22台)
- ▨ : 別建物
- : 誘導灯(避難口誘導灯)(17個)
- * : 避難口
- ⊗ : 分電盤
- : 次回以降申請
- : 安全避難通路

名称	放射線管理棟 緊急対策設備 (1)
図番	非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-10 放射線管理棟

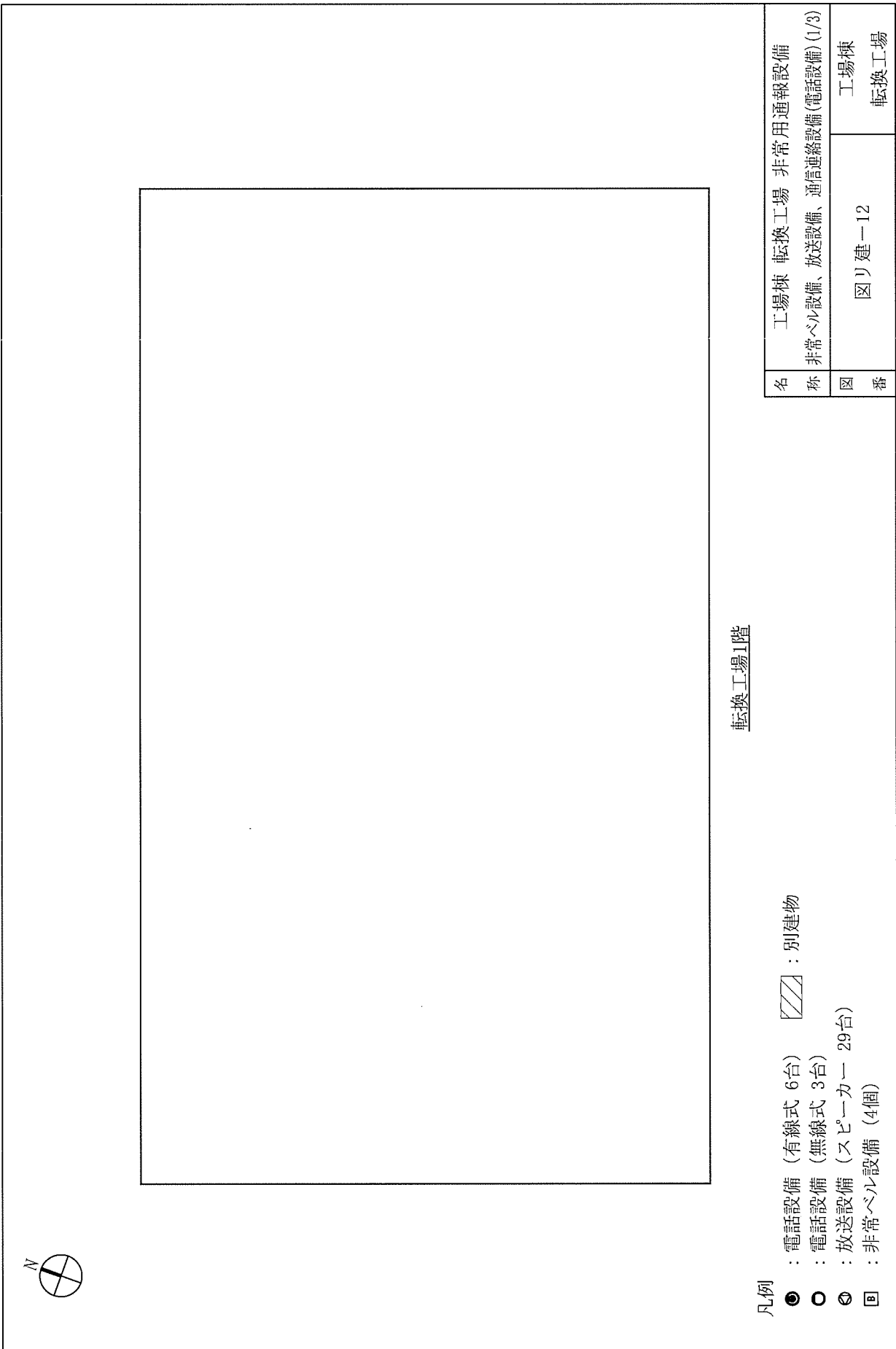


除染室・分析室1階

凡例

- : 誘導灯 (避難口誘導灯) (8個)
- : 誘導灯 (通路誘導灯) (1個)
- : 非常用照明 (16台)
- ▨ : 別建物
- ▭ : 次回以降申請
- ▨ : 誘導灯 (避難口誘導灯) (8個)
- * : 避難口
- ⊠ : 分電盤
- ▭ : 安全避難通路

名称	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (1)	
図番	図リ建一11	付属建物 除染室・分析室

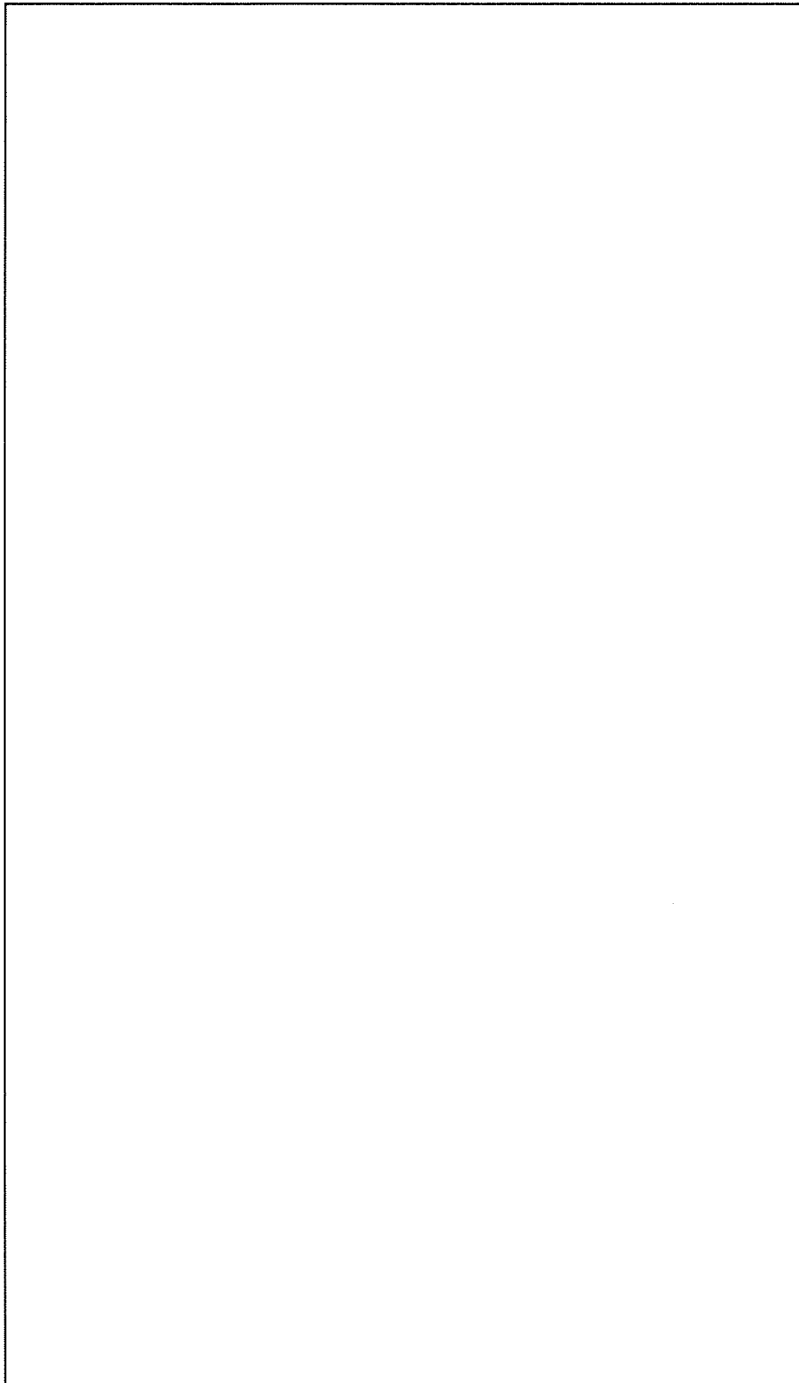


転換工場1階

凡例

- : 電話設備 (有線式 6台)
- : 電話設備 (無線式 3台)
- ⊕ : 放送設備 (スピーカー 29台)
- : 非常ベル設備 (4個)
- ▨ : 別建物

名称	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (1/3)
図番	図リ建一12 工場棟 転換工場

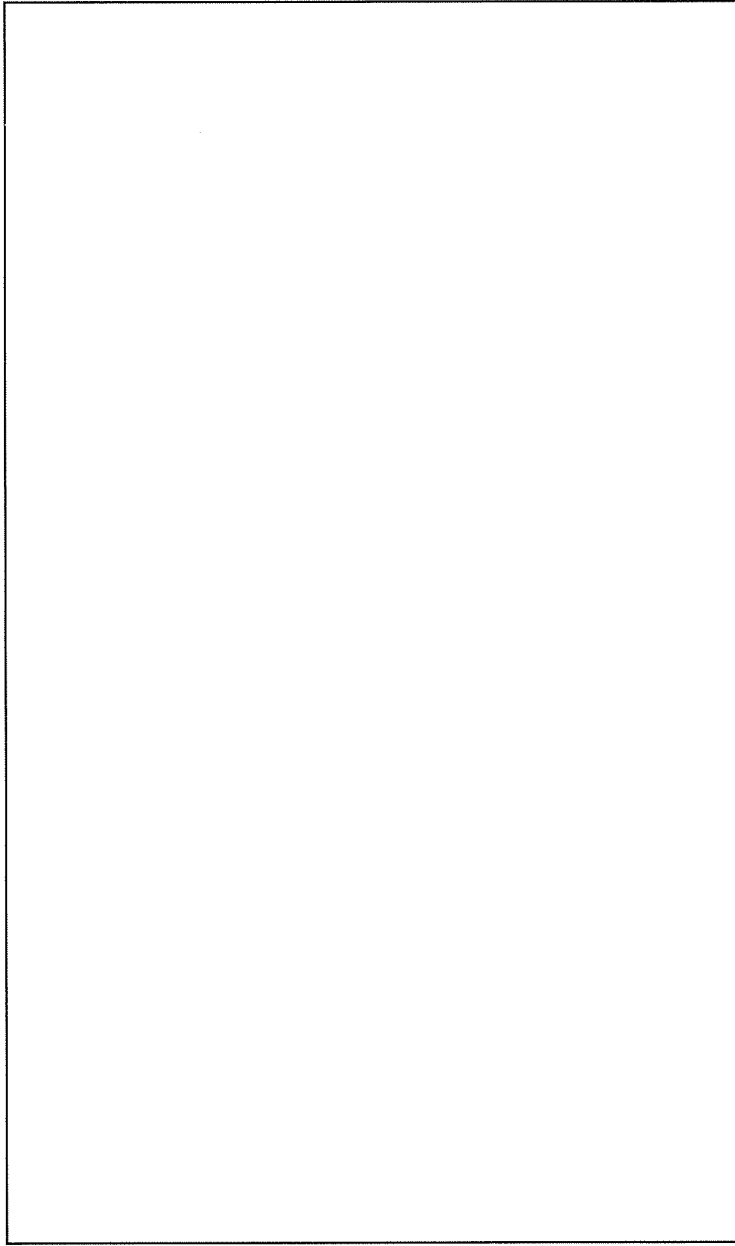


転換工場2階

凡例

- : 電話設備 (有線式 1台)
- ⊙ : 放送設備 (スピーカーカー 4台)
- : 非常ベル設備 (2個)
- ▨ : 別建物
- ⊠ : 吹抜け

名称	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (2/3)
図番	図リ建-13 工場棟 転換工場



転換工場3階

凡例

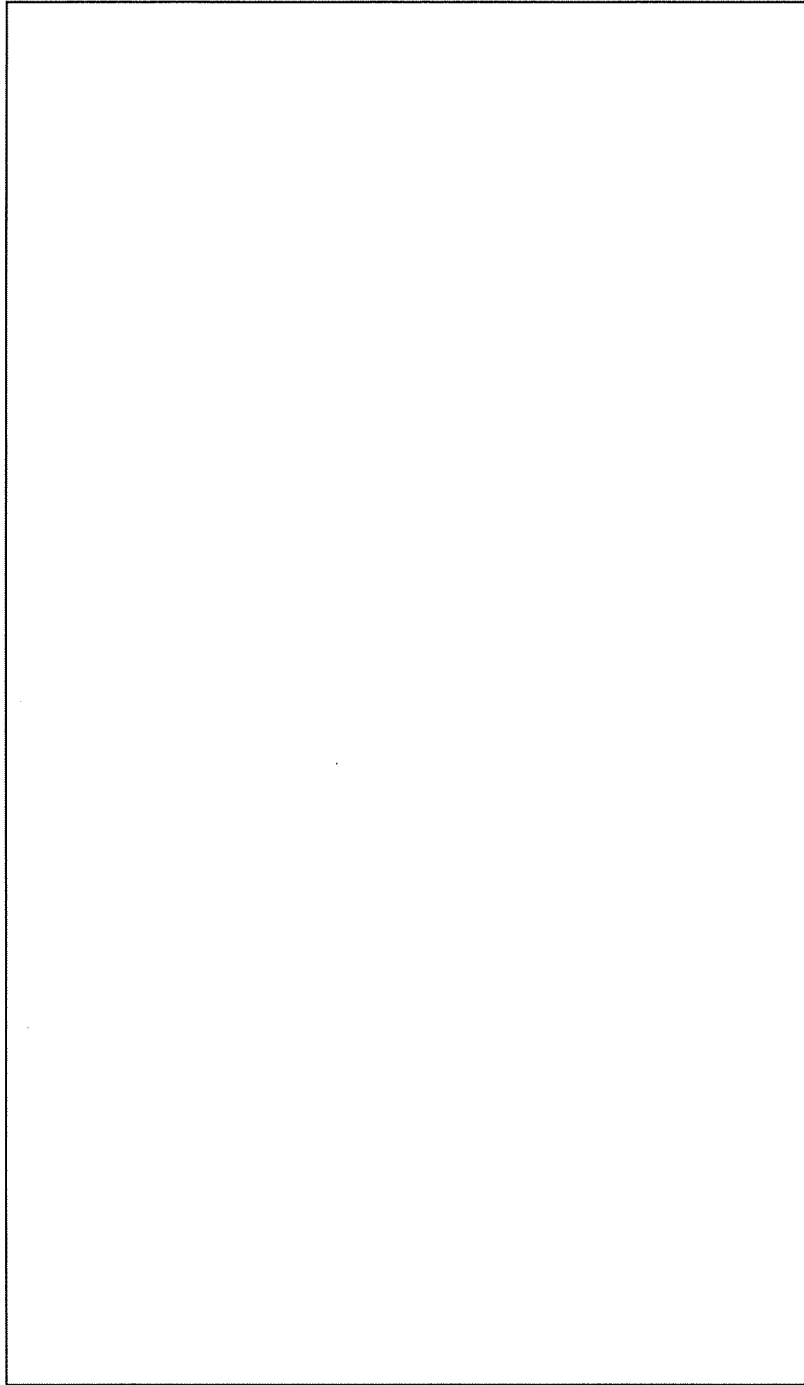
⊙ : 放送設備 (スピーカーカー 4台)

⊠ : 非常ベル設備 (1個)

▨ : 別建物

⊞ : 吹抜け

名称	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(3/3)
図番	図リ建-14 工場棟 転換工場

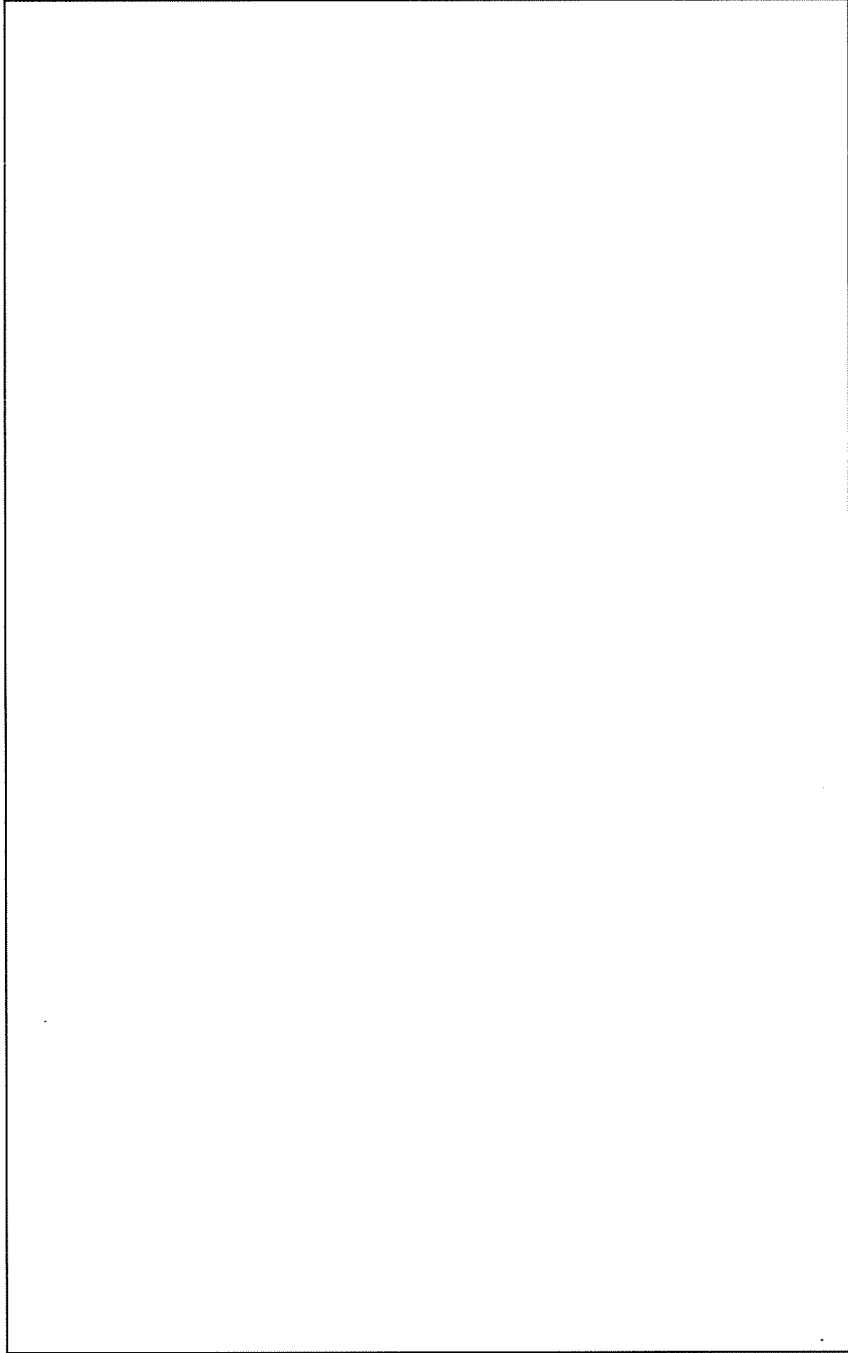


成型工場1階

凡例

- : 電話設備 (有線式 8台)
- : 電話設備 (無線式 1台)
- ⊖ : 放送設備 (スピーカー 19台)
- : 非常ベル設備 (7個)
- ▨ : 別建物

名称	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) (1/3)
図番	図リ建一15 工場棟 成型工場



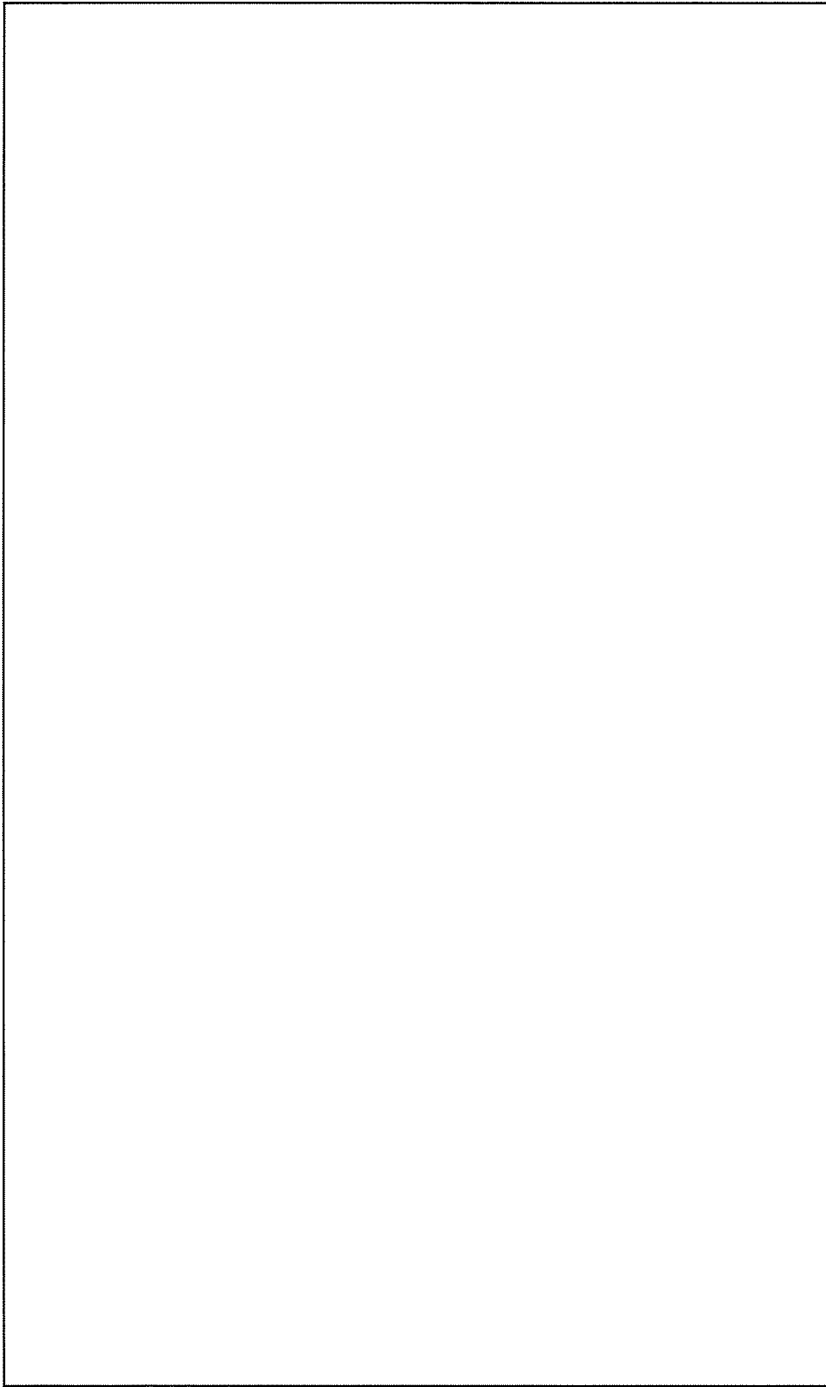
成型工場2階

凡例

- : 電話設備 (有線式 2台)
- ⊙ : 放送設備 (スピーカーカー 7台)
- ⊠ : 非常ベル設備 (1個)
- ▨ : 別建物

⊠ : 吹抜け

名称	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) (2/3)
図番	図リ建一16 工場棟 成型工場

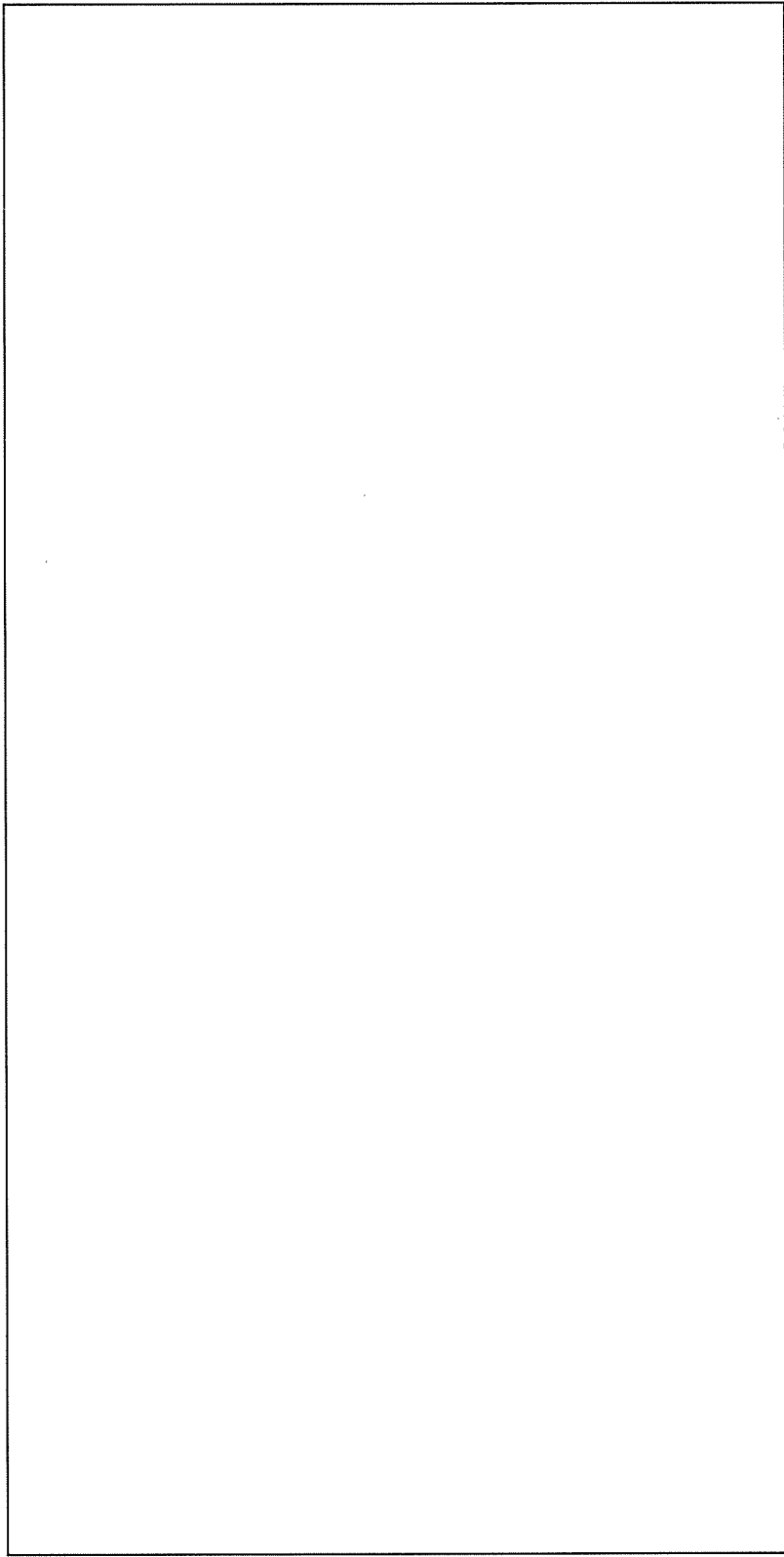


成型工場3階

凡例

- : 電話設備 (有線式 2台)
- ⊙ : 放送設備 (スピーカー 5台)
- : 非常ベル設備 (3個)
- ▨ : 別建物

名称	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (3/3)
図番	図リ建一17 工場棟 成型工場



組立工場1階

凡例

- : 電話設備 (有線式 7台)
- : 電話設備 (無線式 1台)
- ⊕ : 放送設備 (スピーカー 16台)
- : 非常ベル設備 (4個)
- ▨ : 別建物

名称	工場棟 組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図番	図り建-18 工場棟 組立工場



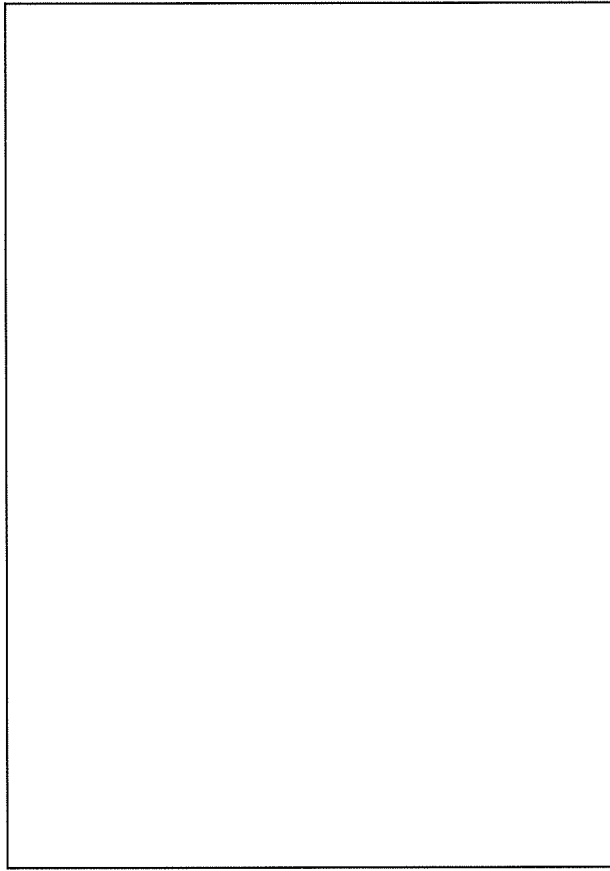
第2核燃料倉庫1階

凡例

- : 電話設備 (有線式 1台)
- : 電話設備 (無線式 1台)
- ⊙ : 放送設備 (スピーカー 3台)
- ⊞ : 非常ベル設備 (1個)

▨ : 別建物

名称	付属建物 第2核燃料倉庫 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図番	図リ建-19 付属建物 第2核燃料倉庫

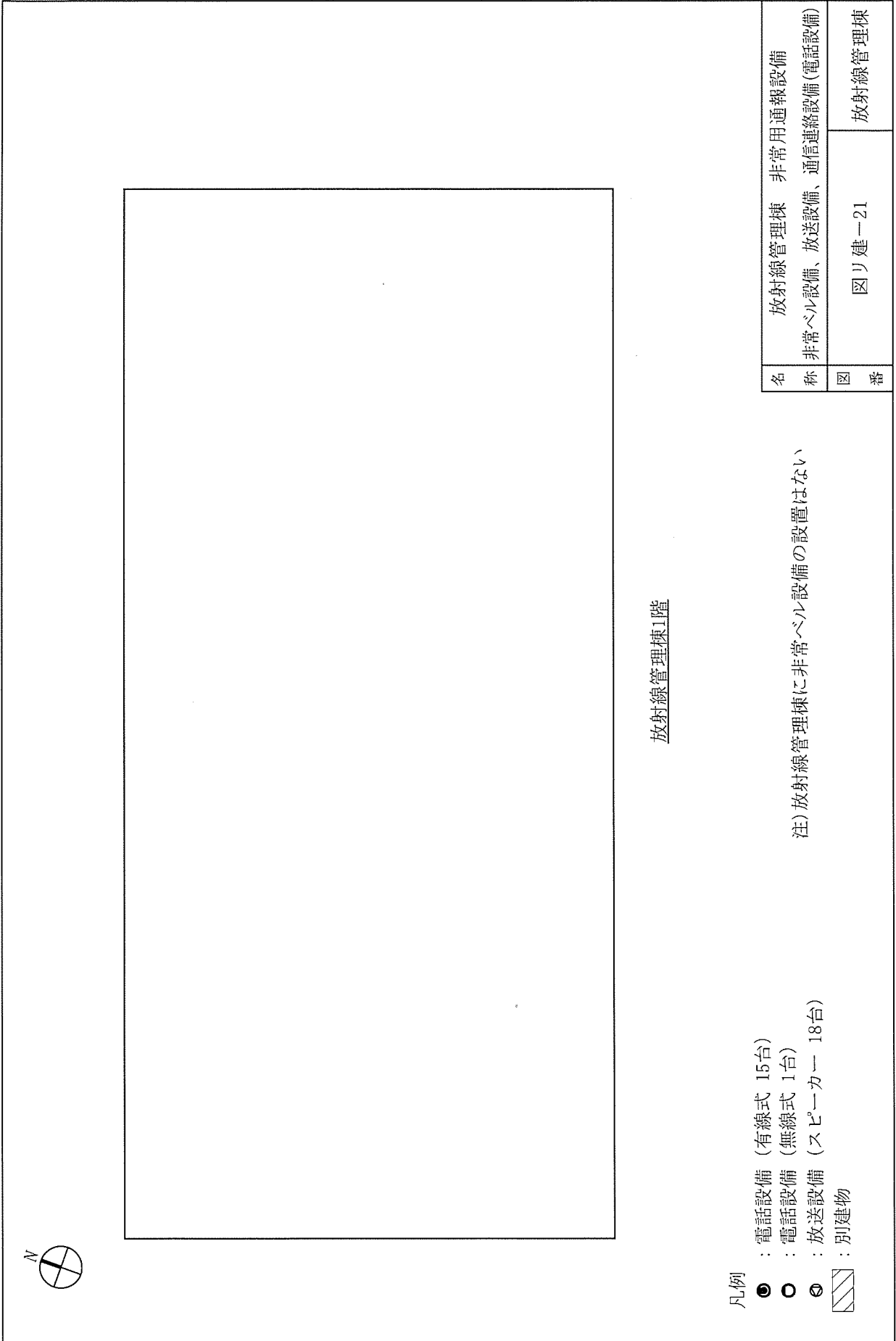


容器管理棟1階

凡例

- : 電話設備 (有線式 1台)
- : 電話設備 (無線式 1台)
- ⊗ : 放送設備 (スピーカー 1台)
- : 非常ベル設備 (1個)
- ▨ : 別建物

名称	付属建物 容器管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備)
図番	図リ建一20 付属建物 容器管理棟



凡例

● : 電話設備 (有線式 15台)

○ : 電話設備 (無線式 1台)

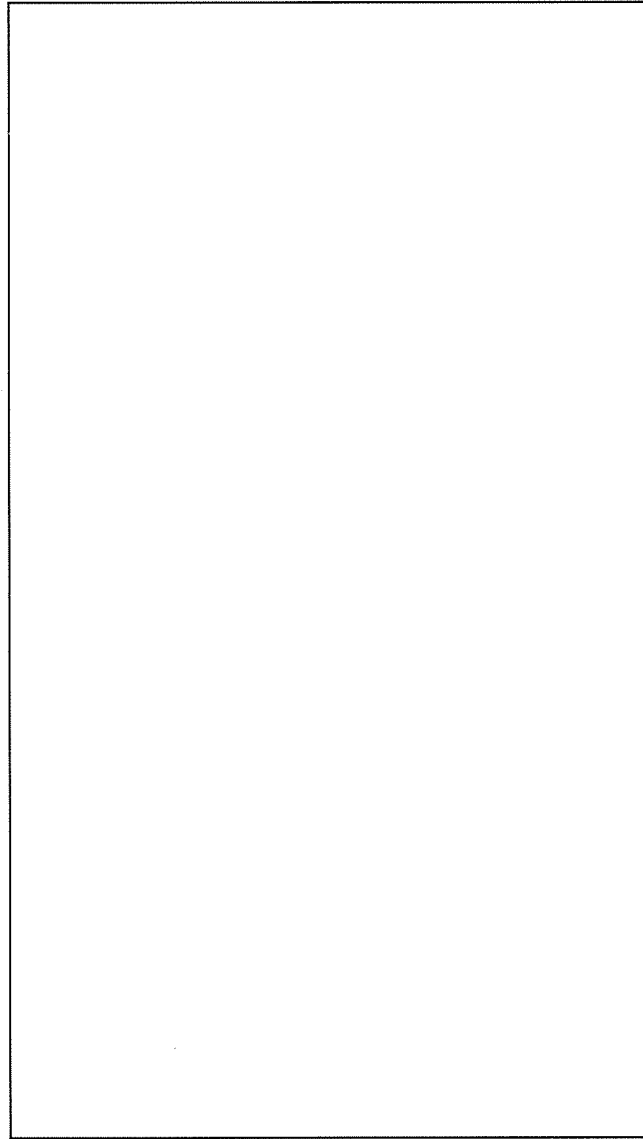
⊗ : 放送設備 (スピーカーカー 18台)

▨ : 別建物

注)放射線管理棟に非常ベル設備の設置はない

放射線管理棟1階

名称	放射線管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図番	図リ建一21
	放射線管理棟

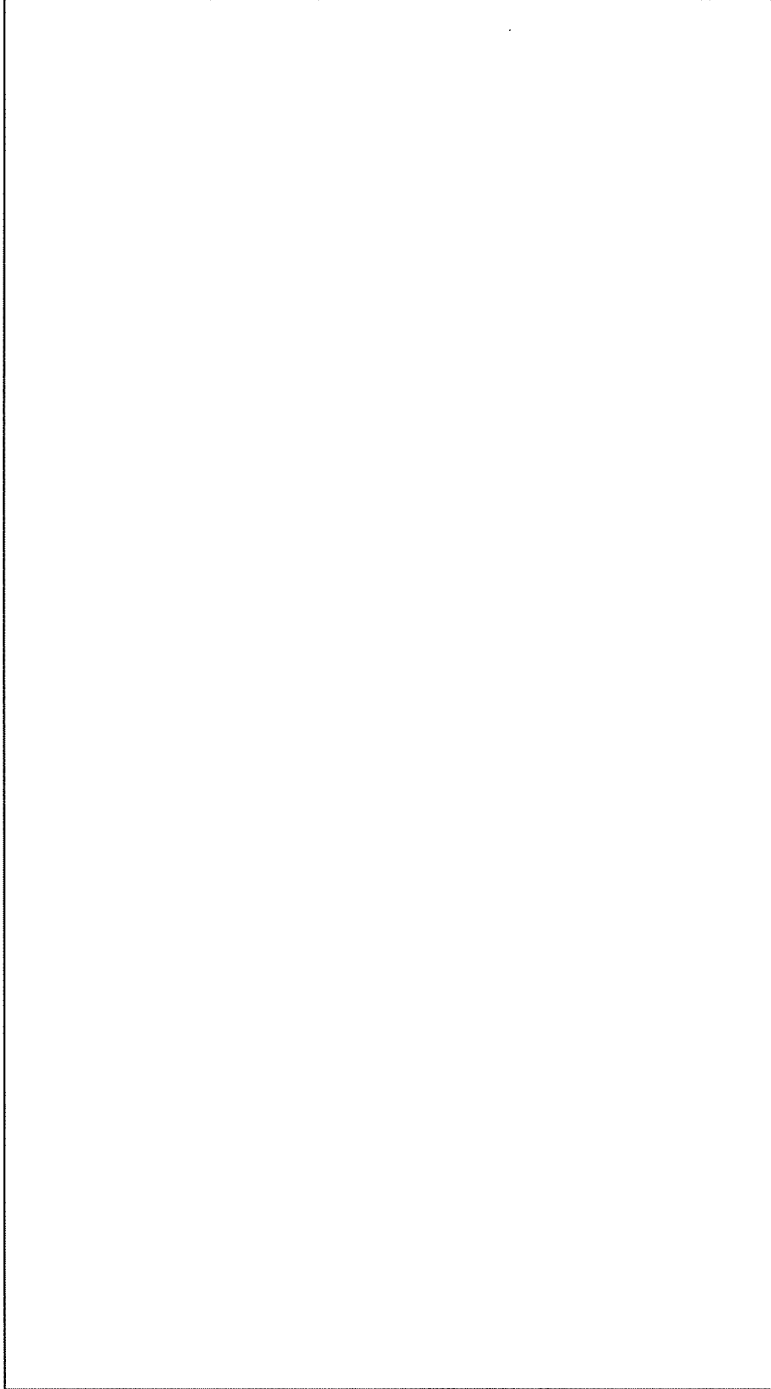


除染室・分析室1階

凡例

- : 電話設備 (有線式 4台)
- : 電話設備 (無線式 1台)
- ⊗ : 放送設備 (スピーカー 9台)
- : 非常ベル設備 (2個)
- ▨ : 別建物

名	付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備
称	非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備)
図	付属建物
番	図リ建一22 除染室・分析室



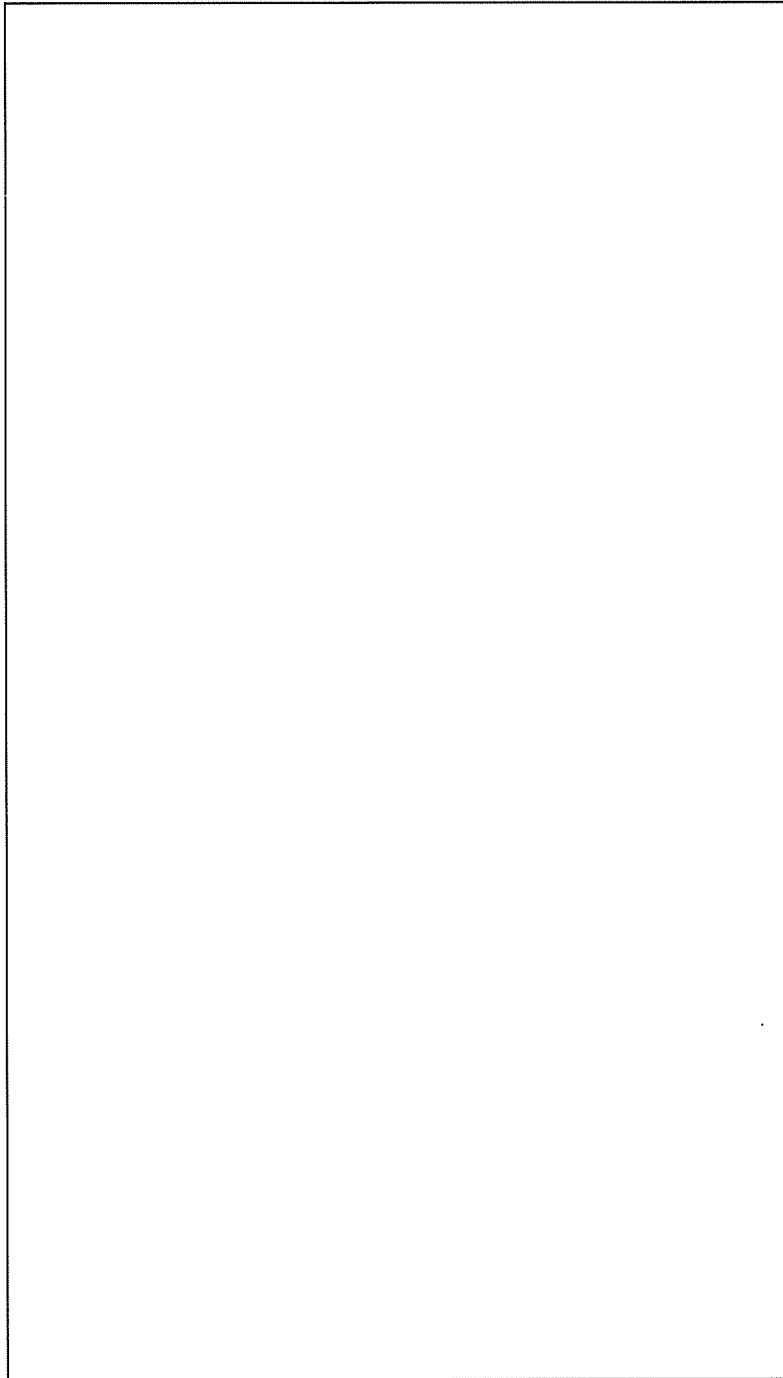
凡例

- : 熱感知器 (46個)
- Ⓟ : 発信機 (P型 8個)
- Ⓢ : 警報設備(ベル) (9個)
- ▨ : 別建物

転換工場1階

- : 空気管式感知器 (空気管)
- ⊠ : 空気管式感知器 (感知器 4基)

名	工場棟 転換工場 自動火災報知設備
称	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/3)
図番	図リ建-23
	工場棟 転換工場

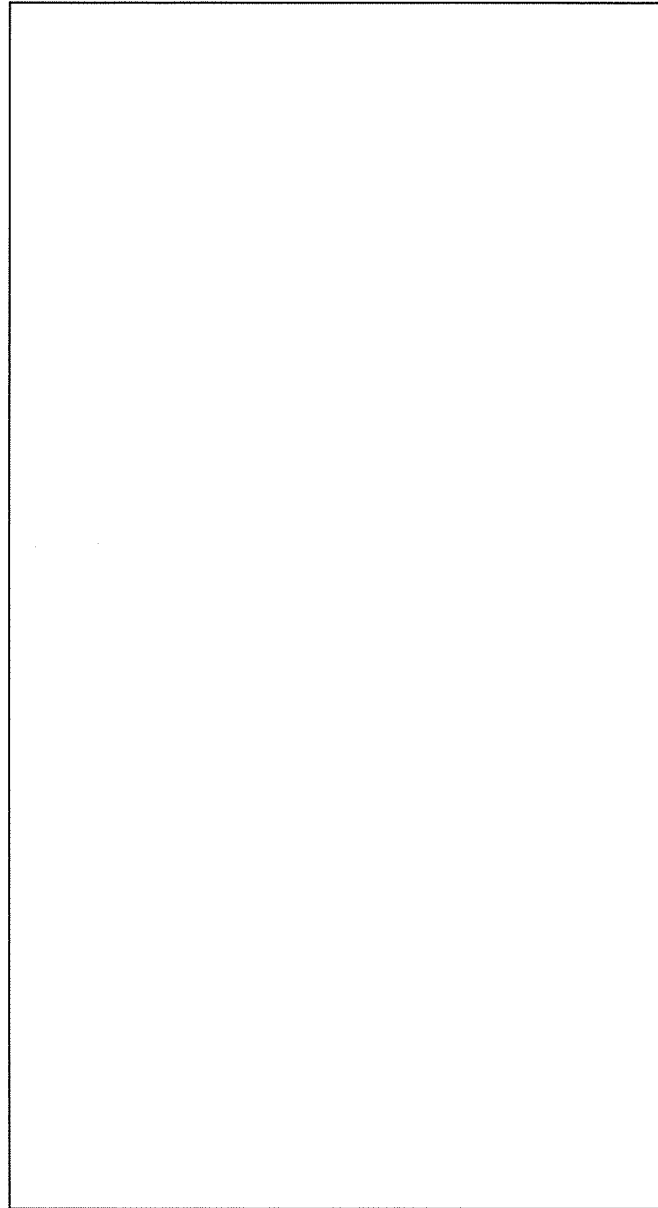


凡例

- : 熱感知器 (34個)
- ⊗ : 別建物
- ⊙ : 発信機 (P型 2個)
- ⊠ : 吹抜け
- ④ : 警報設備 (ベル) (2個)

転換工場2階

名称	工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (2/3)
図番	図リ建-24 工場棟 転換工場



転換工場3階

凡例

⑤ : 煙感知器 (1個)

⑥ : 発信機 (P型 3個)

⑦ : 警報設備 (ベル) (3個)

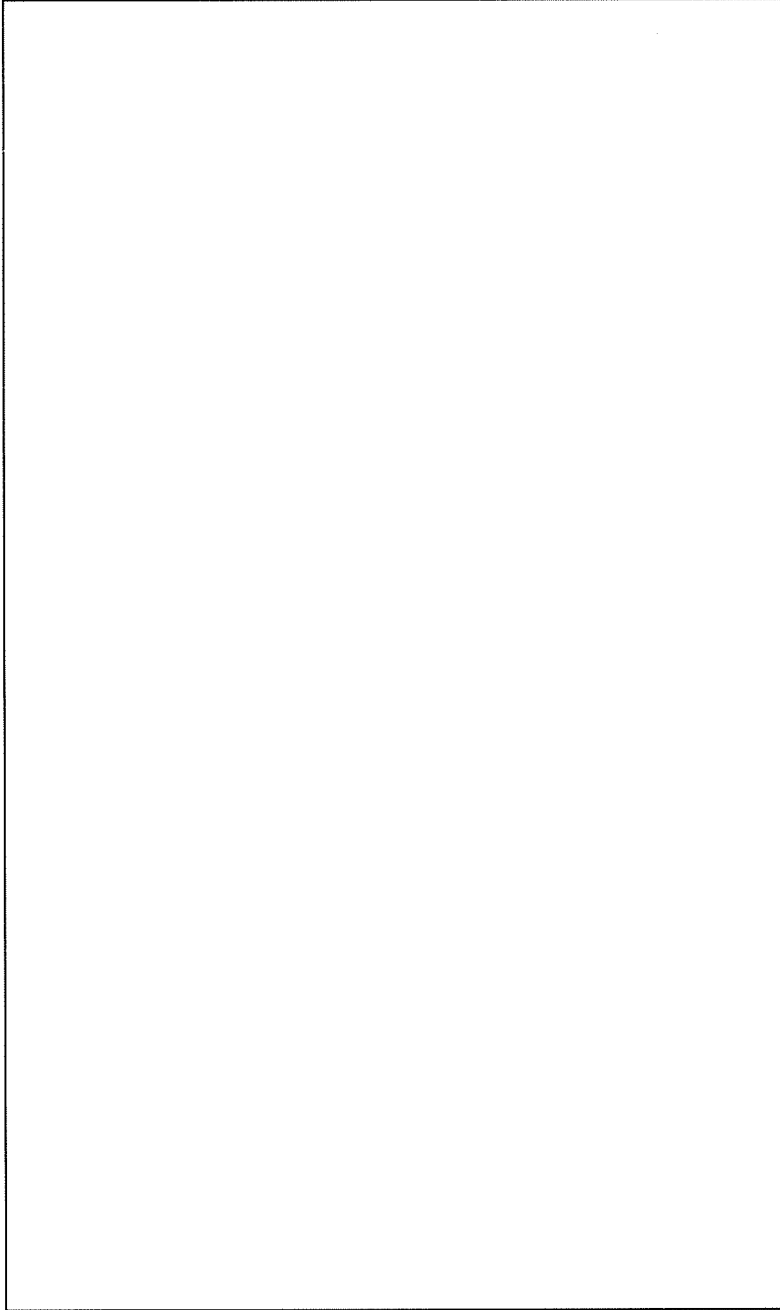
□ : 空気管式感知器 (空気管)

⊗ : 空気管式感知器 (感知器 14基)

▨ : 別建屋

⊗ : 吹抜け

工場棟	転換工場	自動火災報知設備
名称	火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (3/3)	
図番	図リ建一25	工場棟 転換工場

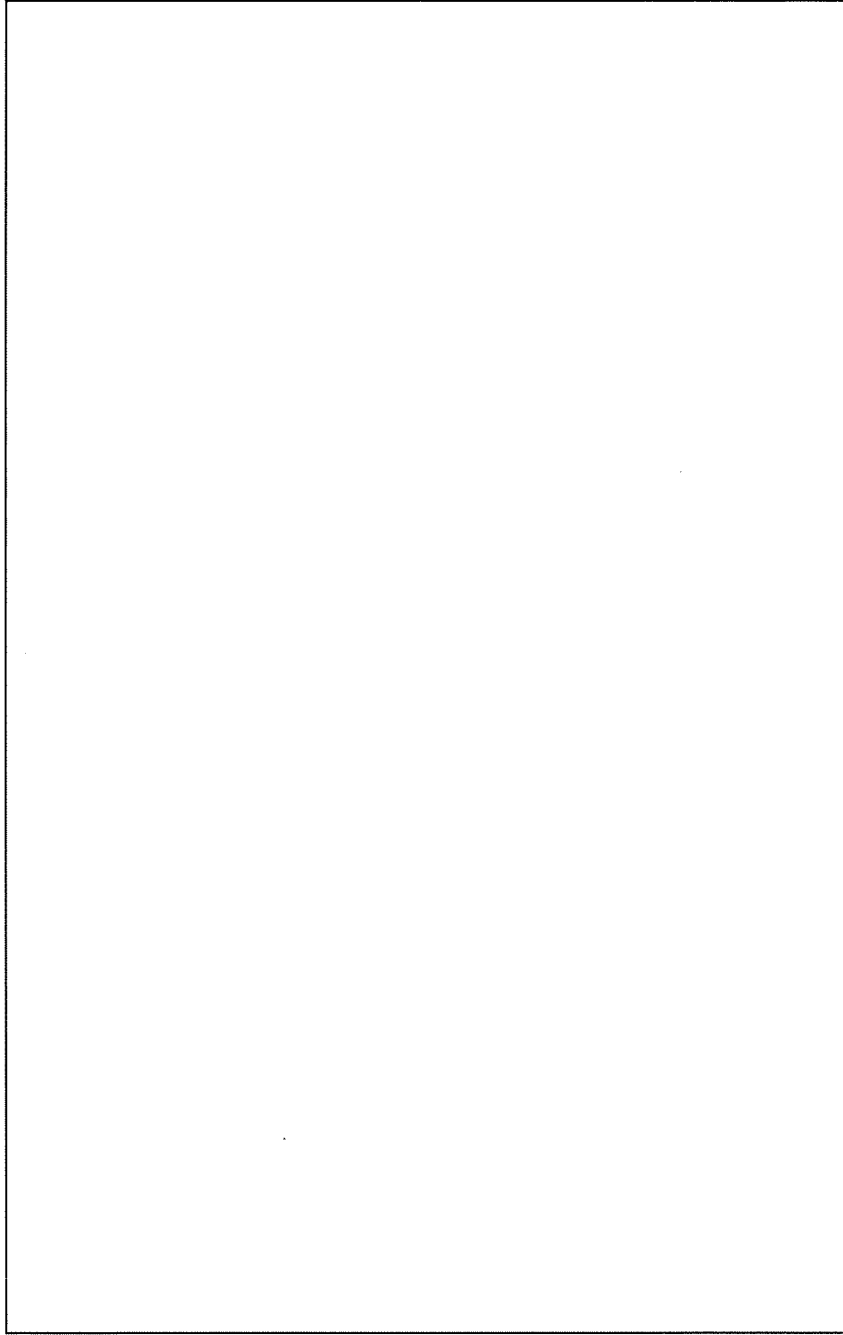


成型工場1階

凡例

- : 熱感知器 (19個)
- Ⓟ : 発信機 (P型 3個)
- Ⓢ : 警報設備(ベル) (5個)
- ▨ : 別建物

名称	工場棟 成型工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/3)
図番	図リ建-26 工場棟 成型工場



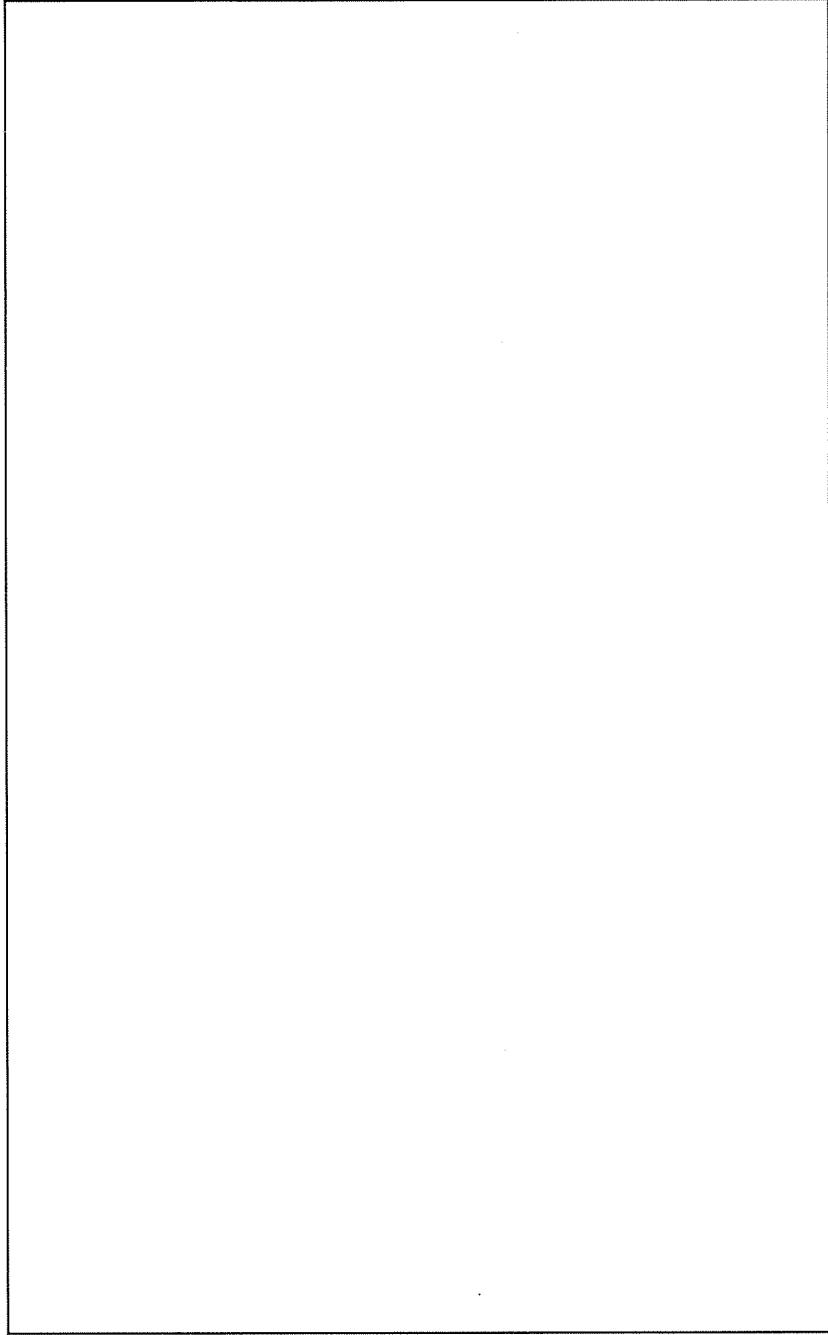
成型工場2階

凡例

- : 熱感知器 (159個)
- Ⓢ : 煙感知器 (7個)
- Ⓟ : 発信機 (P型 3個)
- Ⓡ : 警報設備(ベル) (5個)
- ▨ : 別建物

☒ : 吹抜け

名	工場棟 成型工場 自動火災報知設備
称	火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (2/3)
図	図リ建-27
番	工場棟 成型工場



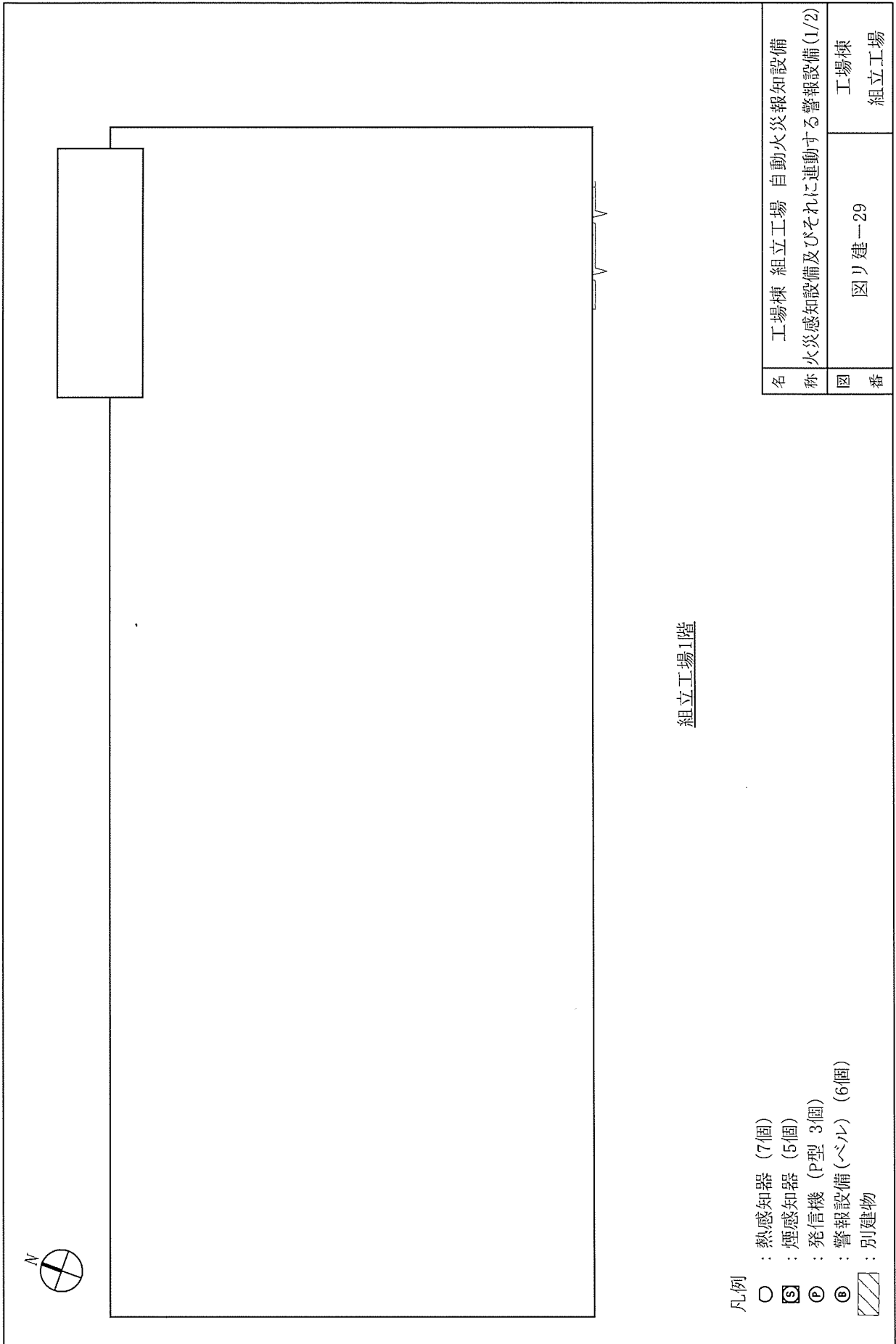
成型工場3階

凡例

- : 熱感知器 (16個)
- ⑤ : 煙感知器 (28個)
- ② : 発信機 (P型 4個)
- ④ : 警報設備 (ベル) (6個)
- ▨ : 別建物




- : 空気管式感知器 (空気管)
- ⊗ : 空気管式感知器 (感知器 2基)

名	工場棟 成型工場	自動火災報知設備
称	火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (3/3)	
図	図リ建一28	工場棟
番		成型工場

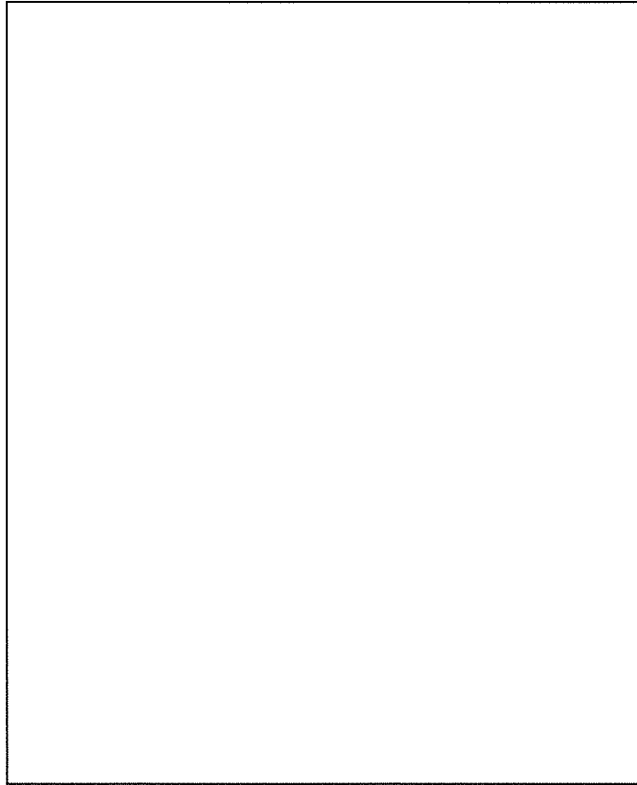




組立工場上部

- 凡例
-  : 別建物
 -  : 空気管式感知器 (空気管)
 -  : 空気管式感知器 (感知器 22基)

名称	工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (2/2)	
図番	図リ建-30	工場棟 組立工場



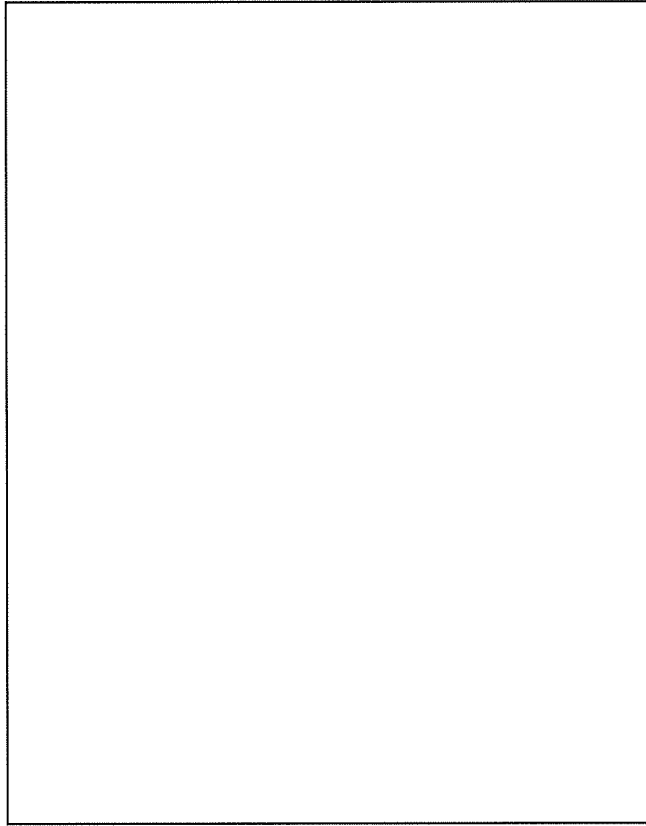
第2核燃料倉庫1階

凡例

- : 熱感知器 (12個)
- Ⓟ : 発信機 (P型 1個)
- Ⓢ : 警報設備(ベル) (2個)
- ▨ : 別建物

- : 空気管式感知器 (空気管)
- ☒ : 空気管式感知器 (感知器 1基)

名称	付属建物 第2核燃料倉庫 自動火災報知設備
火災感知設備及ひびそれに連動する警報設備	
図番	図リ建一31
	付属建物 第2核燃料倉庫



容器管理棟1階


凡例

 : 別建物

Ⓒ : 発信機 (P型 1個)

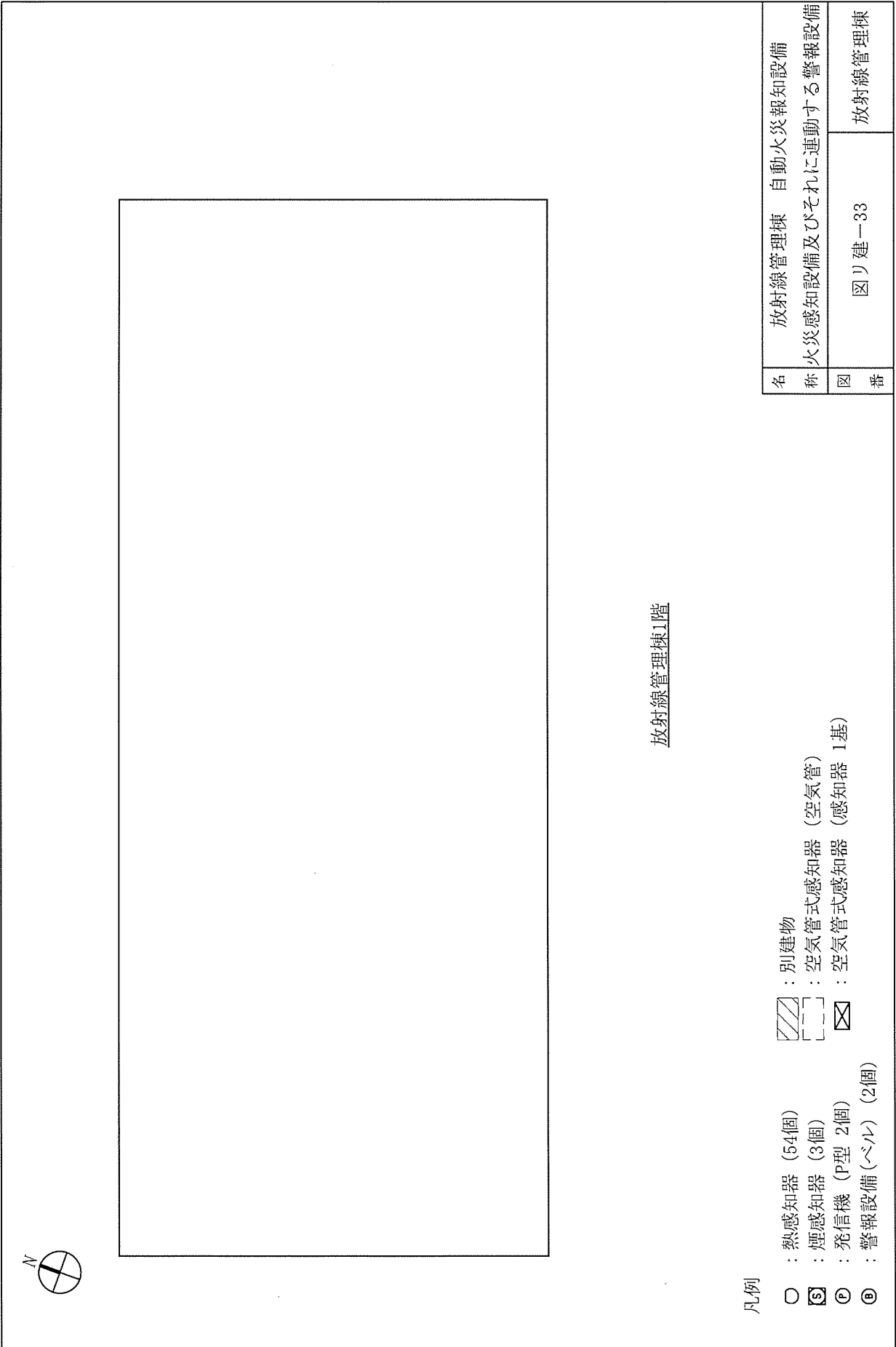
Ⓔ : 警報設備 (ベル) (1個)

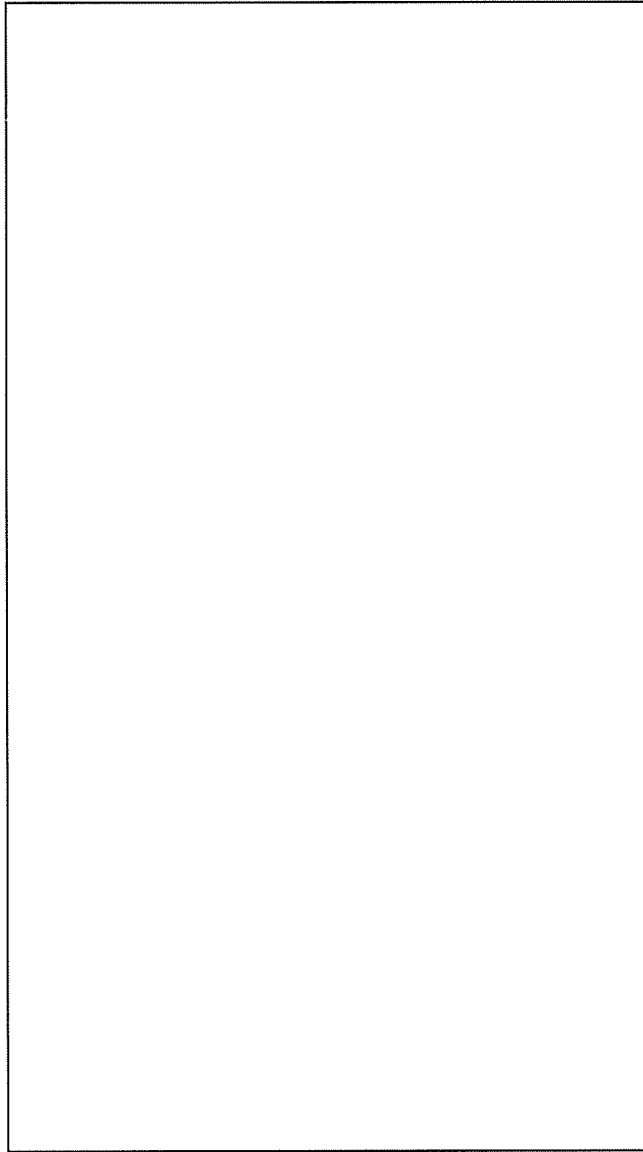
Ⓕ : 煙感知器 (1個)

 : 空気管式感知器 (空気管)

 : 空気管式感知器 (感知器 4基)

名称	付属建物 容器管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図番	図リ建-32 付属建物 容器管理棟



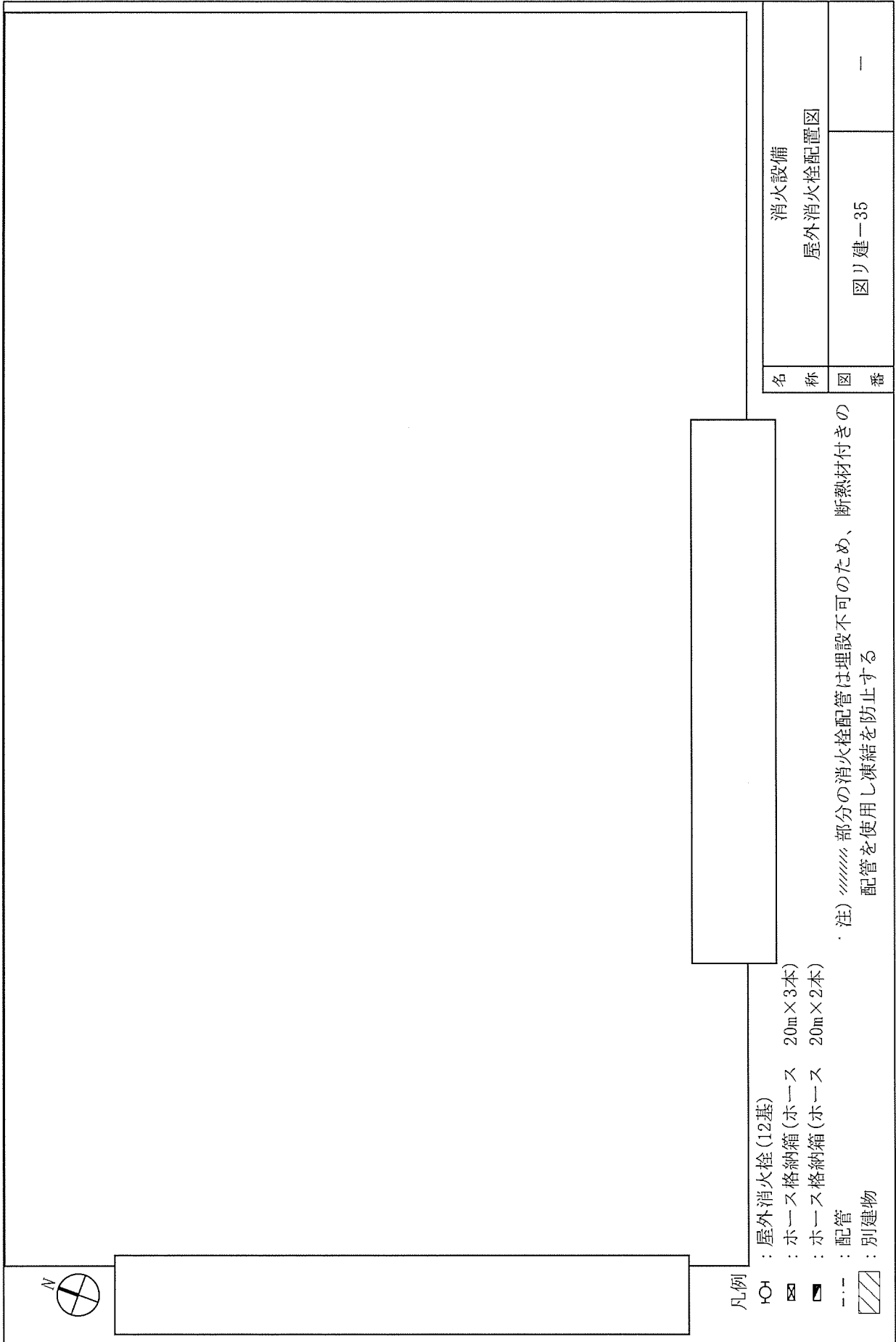


除染室・分析室II階

凡例

- : 熱感知器 (19個)
- Ⓢ : 煙感知器 (1個)
- ⓐ : 発信機 (P型 2個)
- ⓑ : 警報設備 (ベル) (3個)
- ▨ : 別建物
- : 空気管式感知器 (空気管)
- ⊠ : 空気管式感知器 (感知器 6基)

名	付属建物	除染室・分析室	自動火災報知設備
称	火災感知設備及びそれに連動する警報設備		
図	図リ建一34	付属建物	
番		除染室・分析室	



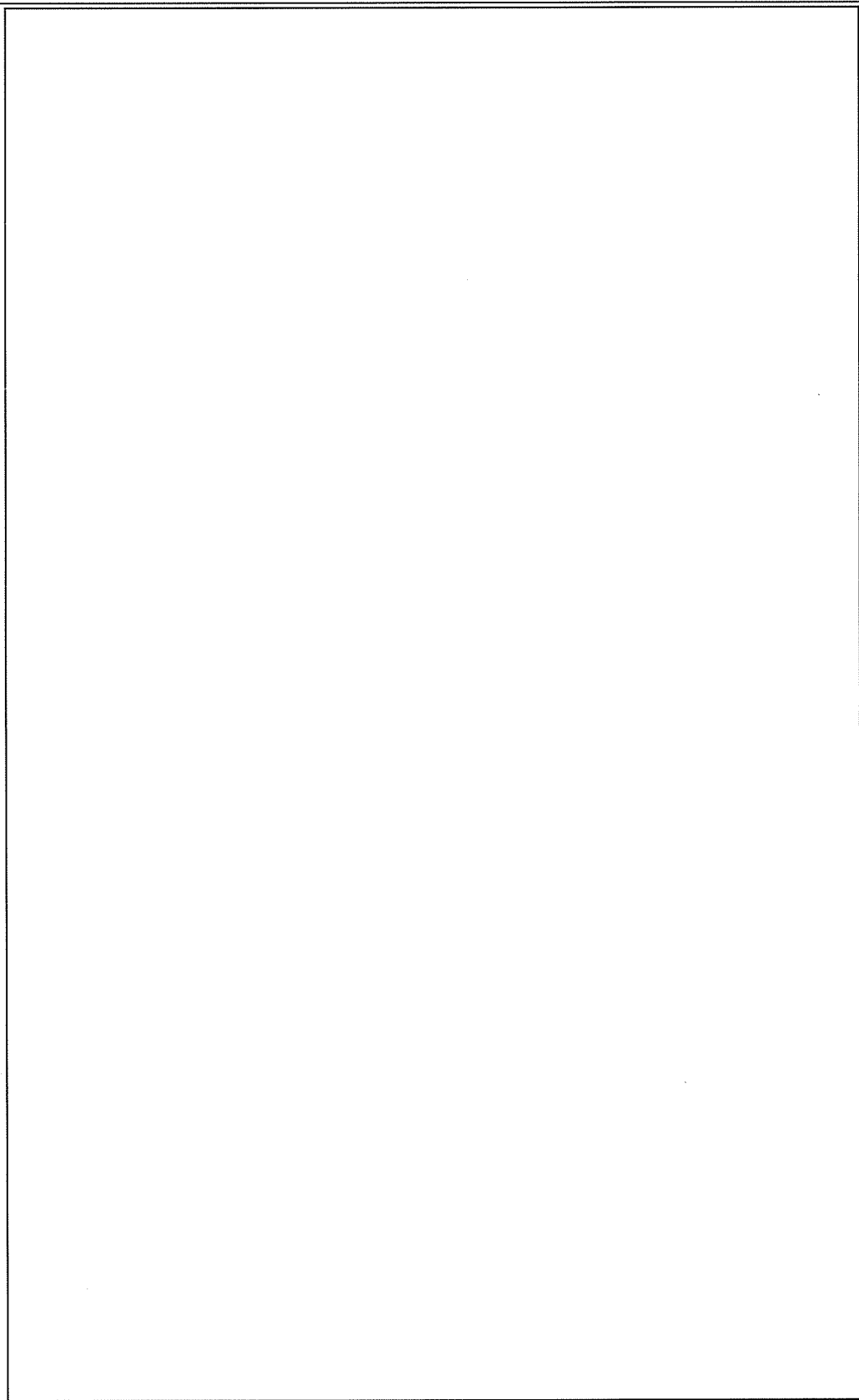
凡例

- OH : 屋外消火栓 (12基)
- ☒ : ホース格納箱 (ホース 20m × 3本)
- ▣ : ホース格納箱 (ホース 20m × 2本)
- : 配管
- ▨ : 別建物

・注) // // // // 部分の消火栓配管は埋設不可のため、断熱材付きの配管を使用し凍結を防止する

名 称	消火設備
図 番	屋外消火栓配置図 図リ建-35

--



凡例

- - - - : 屋内の消火栓アクセスルート
- : 屋外消火栓からのアクセスルート
- HO : 屋外消火栓
- ▨ : 別建物

名 称

図 番

消火設備

屋外消火栓からのアクセスルート

図リ建-35-1

-

	消火設備 防火水槽配置図	
	名 称	防火水槽配置図
	図 番	図リ 建-35-2 -

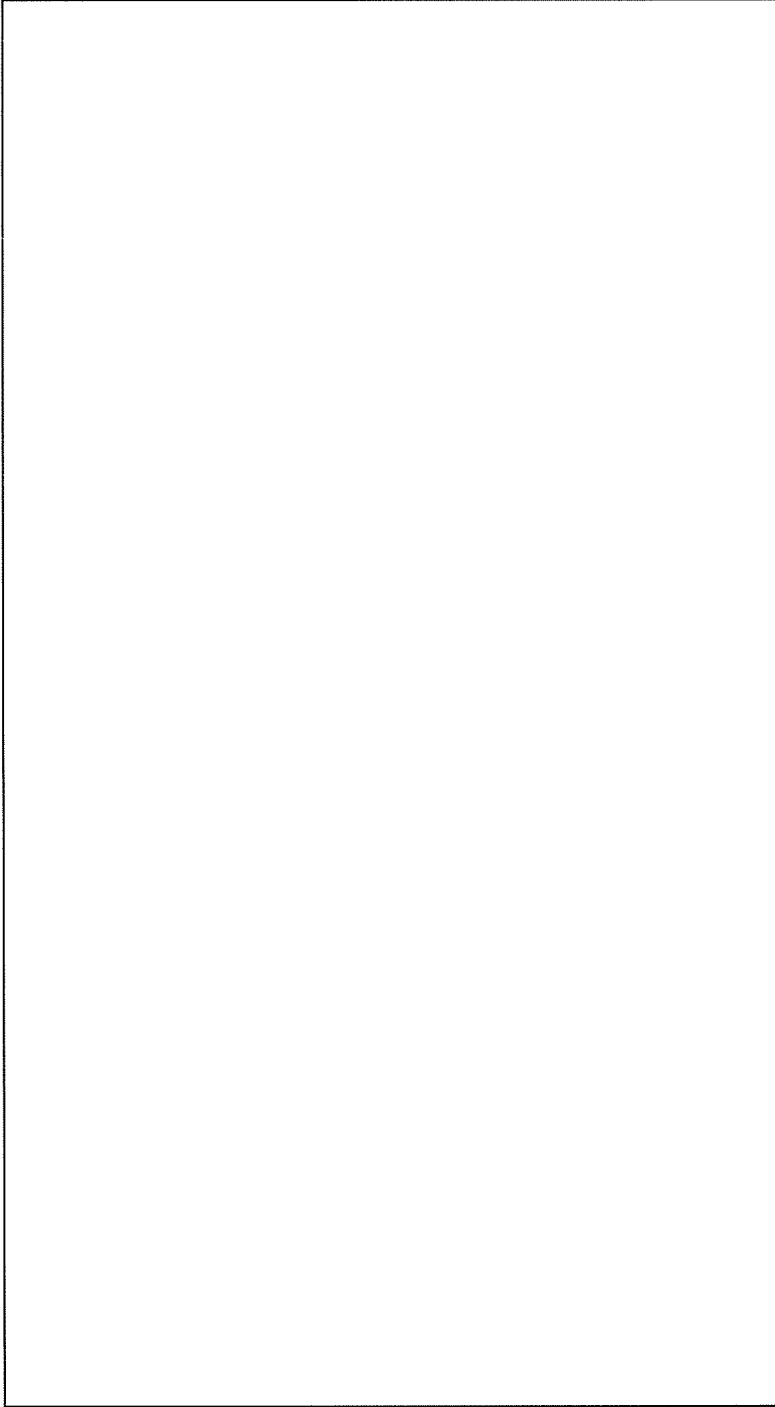
凡例

▨ : 別建物

▩ : 防火水槽 (既設)

⊗ : 非常時に消防用水として使用できる貯水槽 (既設)

注) 防火水槽においては、水平距離100m半径内に建築物の各部分を覆うことが出来るように配置する。




転換工場1階

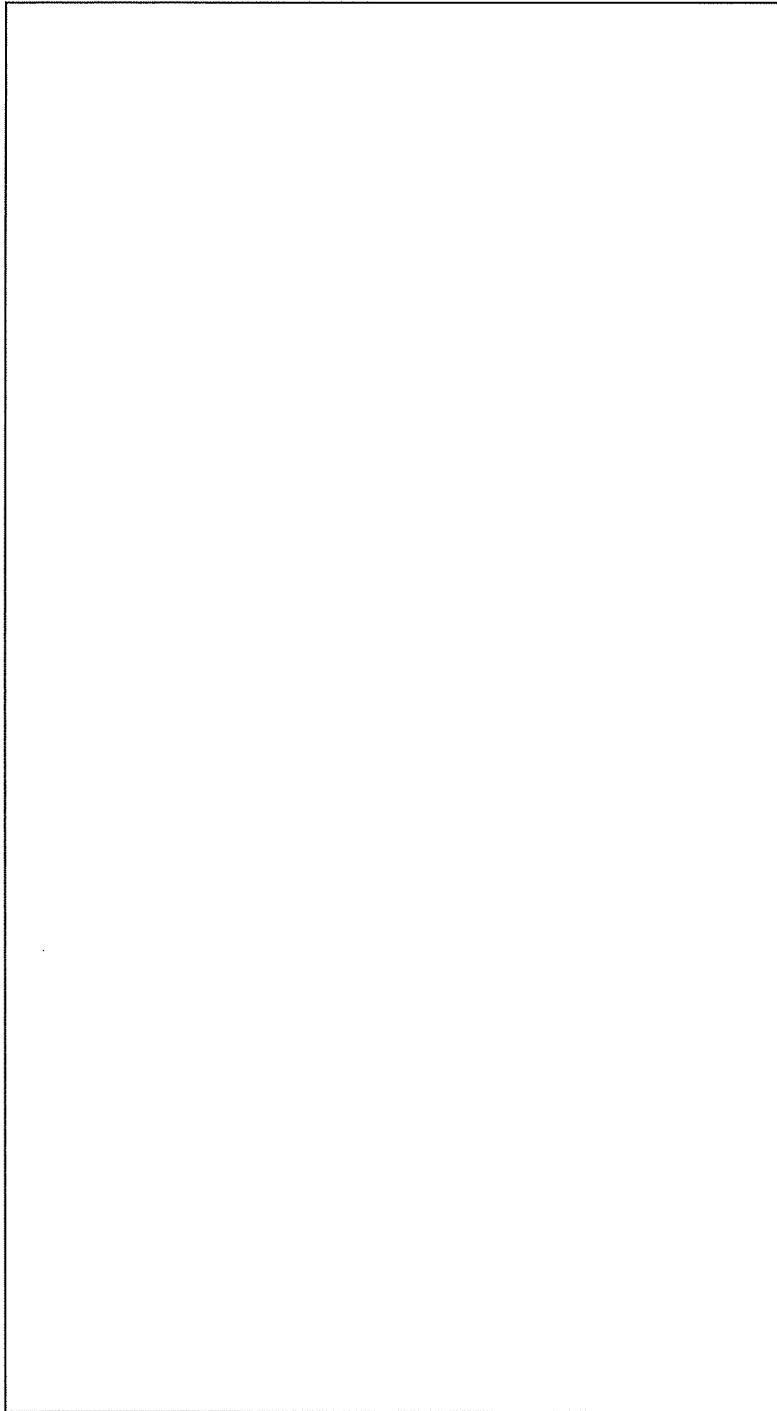
注1) ○は金属容器に収納できない可燃物があるため追加した消火器を示す
 注2) ◯は消防法施行令の適用除外措置のため追加した消火器を示す

凡例

- ◎ : 粉末消火器(10型) 3本)
- : 粉末消火器(20型) 1本)
- ▲ : 粉末消火器(50型) 1本)
- : 二酸化炭素消火器(7型) 43本)
- ◆ : 二酸化炭素消火器(50型) 2本)

 : 別建物

名	工場棟 転換工場 消火設備
称	消火器(1/3)
図	図リ建-36
番	工場棟 転換工場

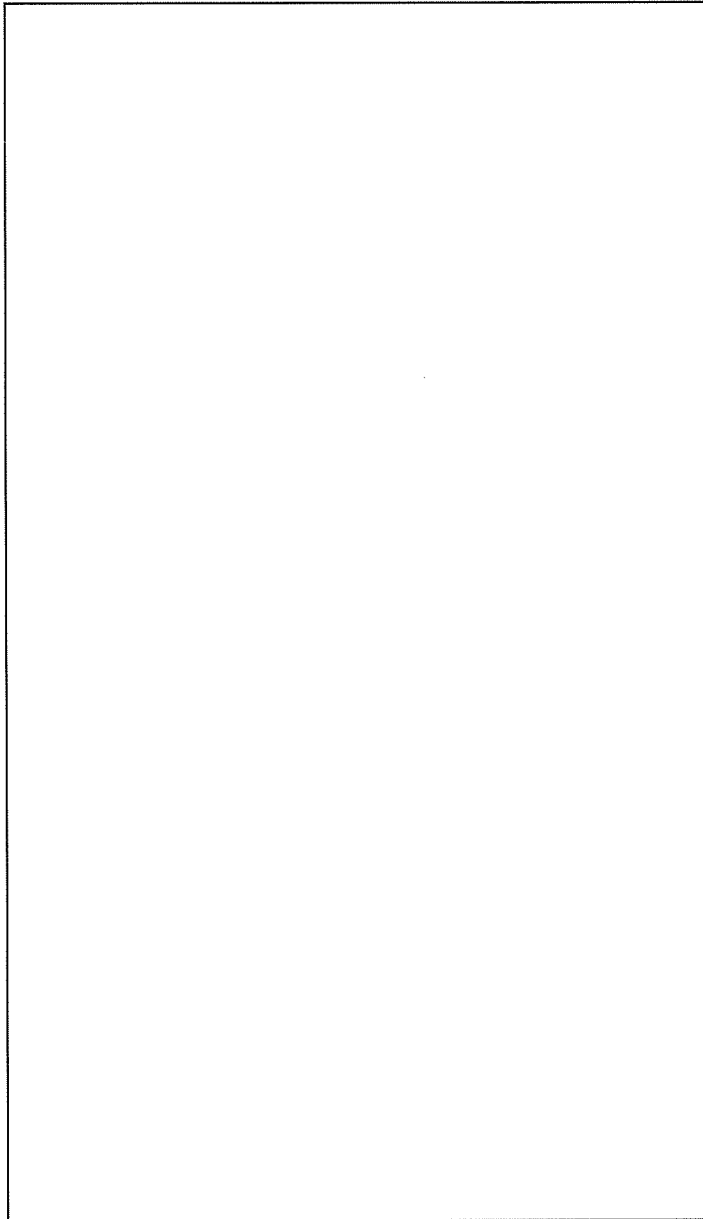


転換工場2階

注1) ○は消防法施行令の適用除外措置のため追加した消火器を示す

- 凡例
- ◎ : 粉末消火器(10型 12本)
 - ▲ : 粉末消火器(50型 1本)
 - ▨ : 別建物
 - ▩ : 吹抜け


名称	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(2/3)
図番	図り建-37 工場棟 転換工場




轉換工場3階

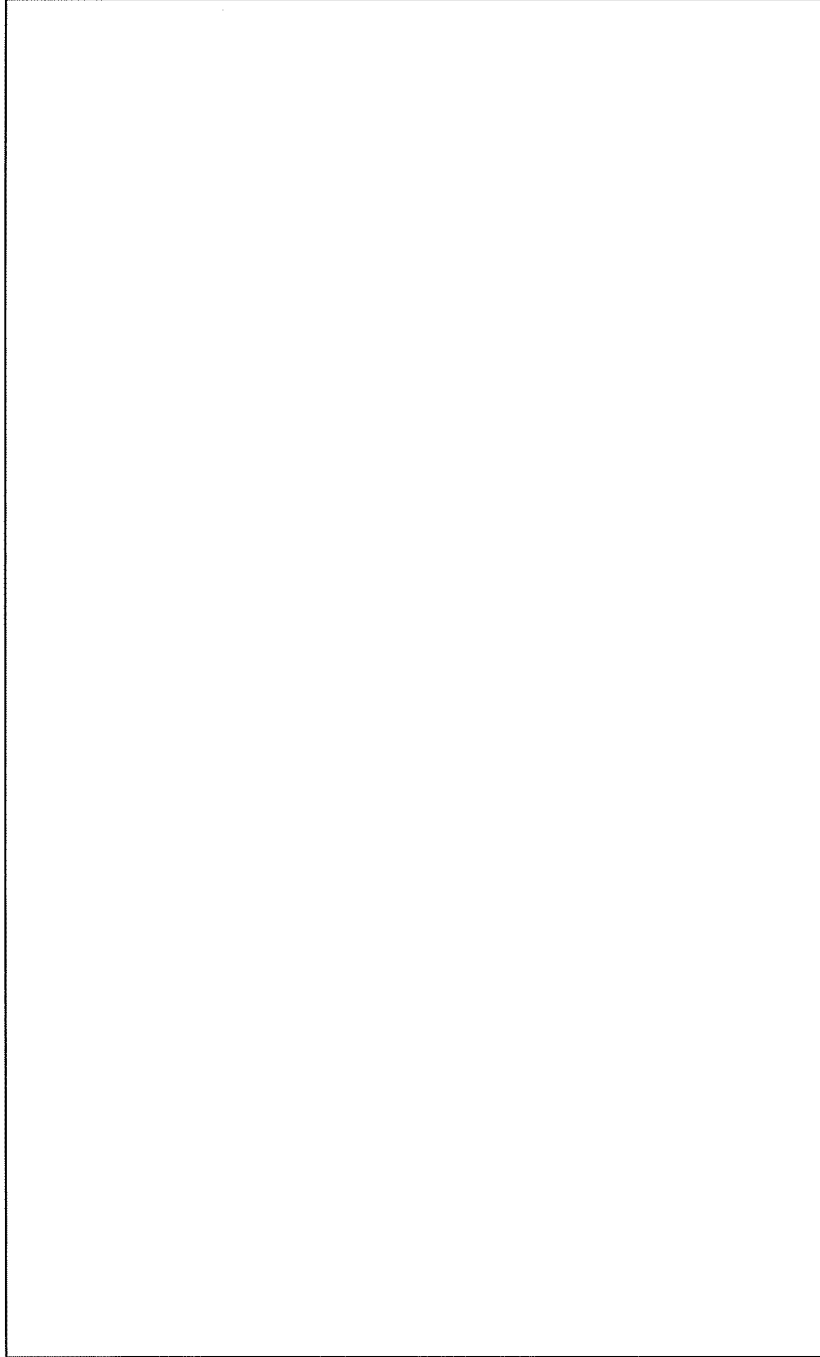
凡例

- ◎ : 粉末消火器(10型) 8本
- ▲ : 粉末消火器(50型) 6本

 : 別建物

 : 吹抜け

名称	工場棟 轉換工場 消火設備 消火器(3/3)	工場棟 轉換工場
図番	図リ建一38	



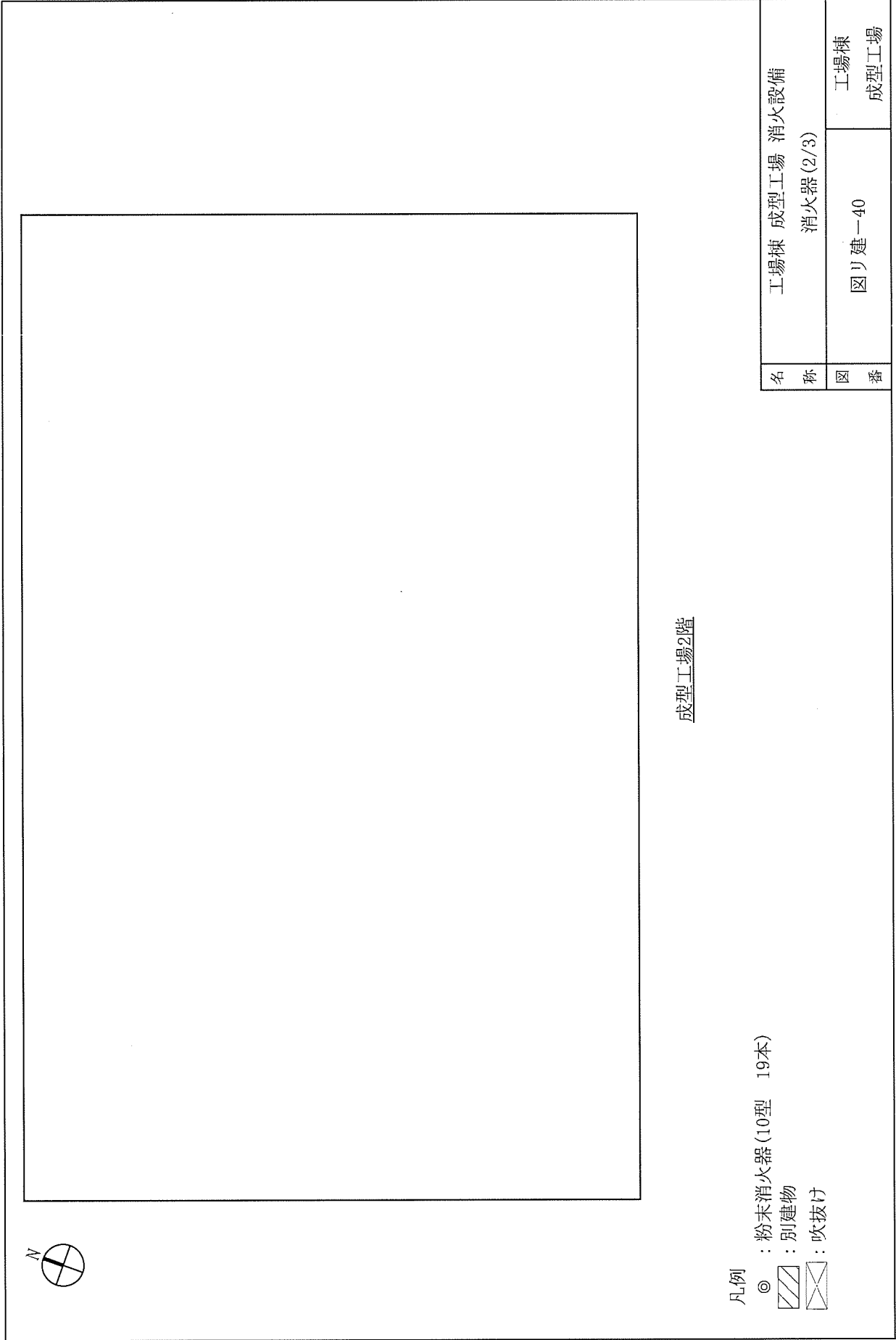
成型工場1階

注1) ()は金属容器に収納できないう燃物があるため追加した消火器を示す
 注2) ○は消防法施行令の適用除外措置のため追加した消火器を示す
 注3) []は所轄消防本部の指導により変更した消火器を示す

凡例

- ◎ : 粉末消火器 (10型 3本)
- : 粉末消火器 (20型 3本)
- ▲ : 粉末消火器 (50型 1本)
- : 二酸化炭素消火器 (7型 44本)
- ◆ : 二酸化炭素消火器 (50型 1本)
- ◇ : 金属用消火器 (2本)
- ▨ : 別建物

名	工場棟 成型工場 消火設備
称	消火器 (1/3)
図	図リ建-39
番	工場棟 成型工場



成型工場2階

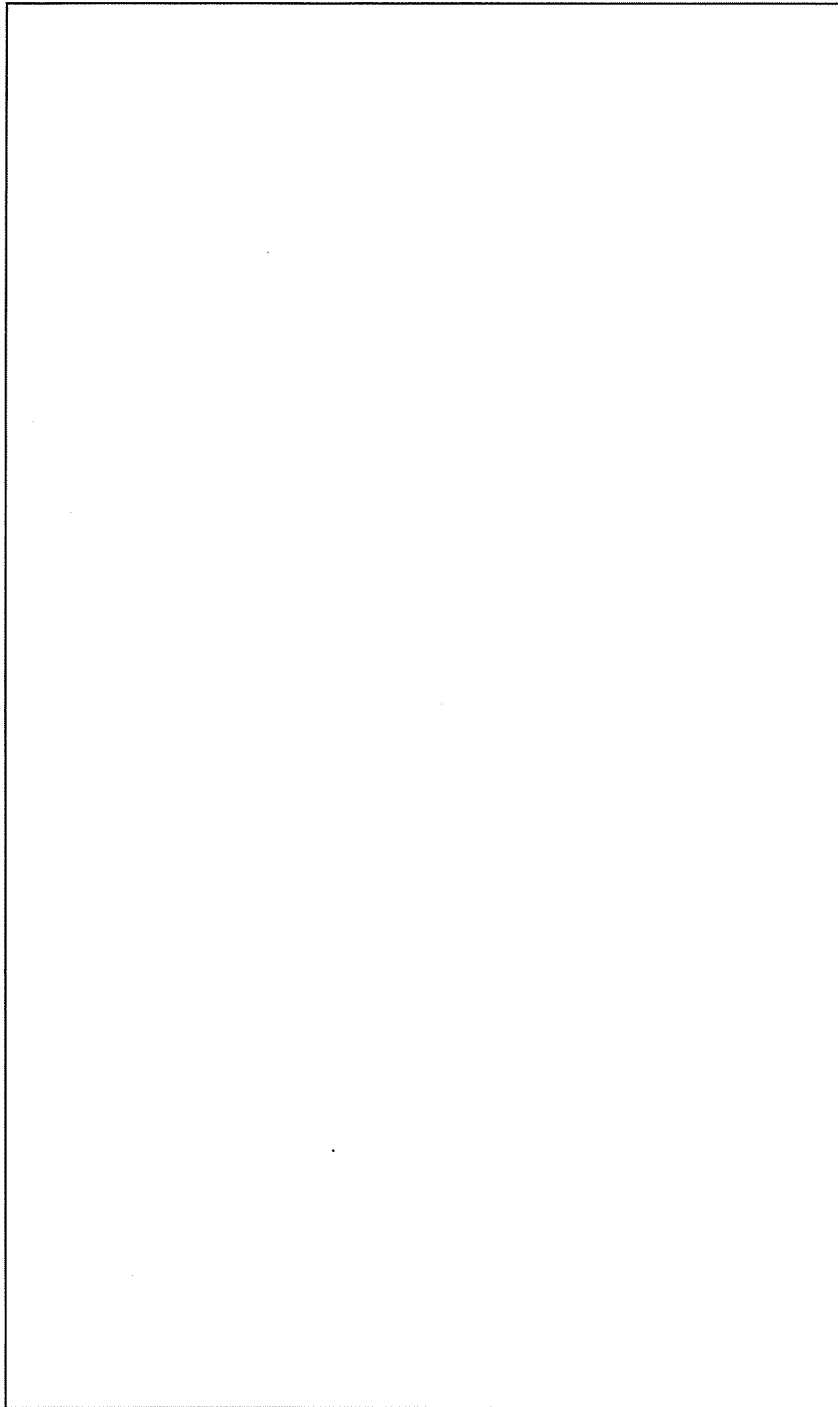
凡例

◎ : 粉末消火器(10型 19本)

▨ : 別建物

⊠ : 吹抜け

名称	工場棟 成型工場 消火設備 消火器(2/3)
図番	図J建-40 工場棟 成型工場



成型工場3階

凡例

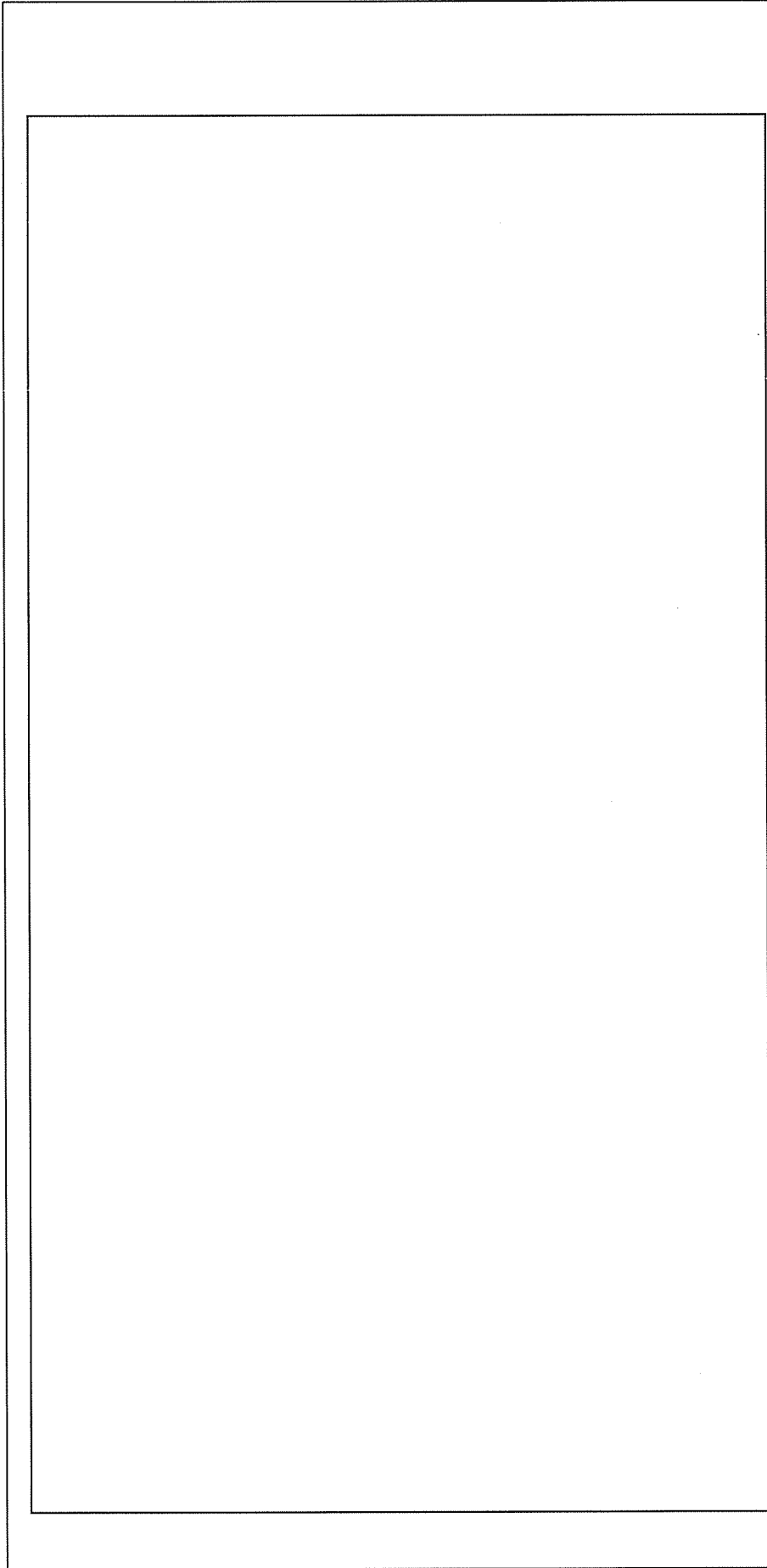
◎ : 粉末消火器 (10型 19本)

▲ : 粉末消火器 (50型 9本)

▨ : 別建物

注1) □ は所轄消防本部の指導により追加した消火器を示す

名称	工場棟 成型工場 消火設備 消火器 (3/3)
図番	図り建-41 工場棟 成型工場



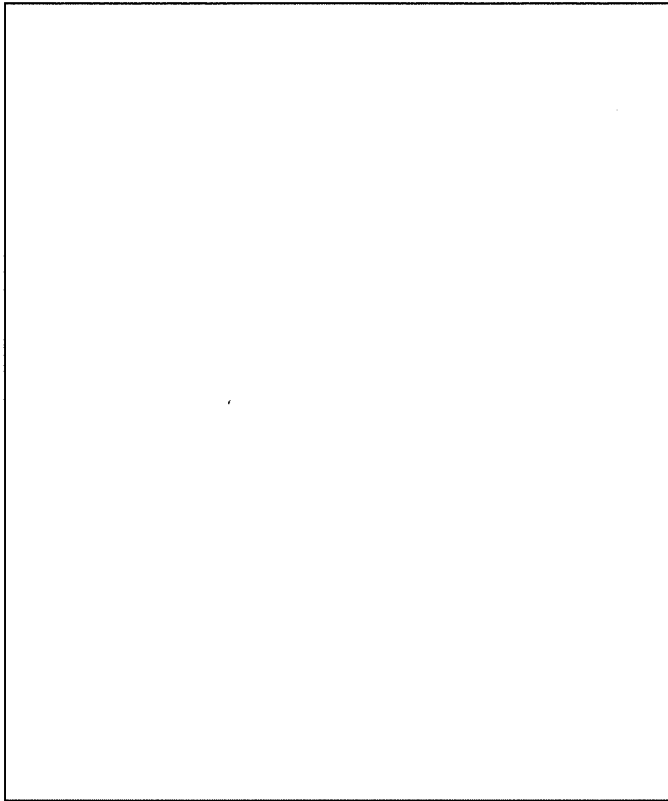
組立工場1階

凡例

- ◎ : 粉末消火器 (10型 3本)
- : 二酸化炭素消火器 (7型 36本)
- ◇ : 金属用消火器 (3本)
- ▨ : 別建物

注) () は金属容器に収納できない可燃物があるため追加した消火器を示す

名称	工場棟 組立工場 消火設備
図番	図り建-42
	工場棟 組立工場



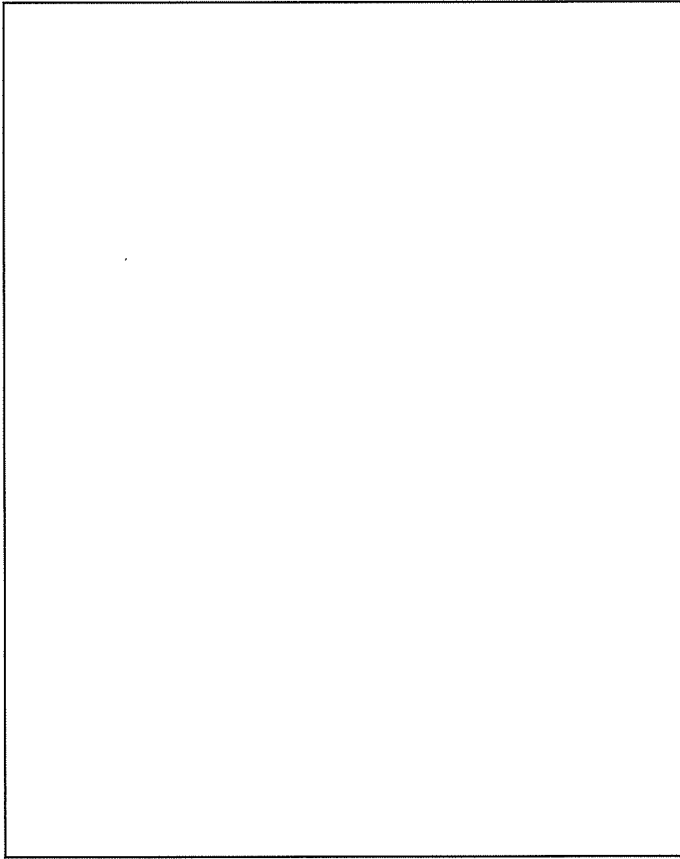
第2核燃料倉庫1階

凡例

● : 二酸化炭素消火器(7型 6本)

▨ : 別建物

名称	附属建物 第2核燃料倉庫 消火設備 消火器
図番	図リ建-43 附属建物 第2核燃料倉庫



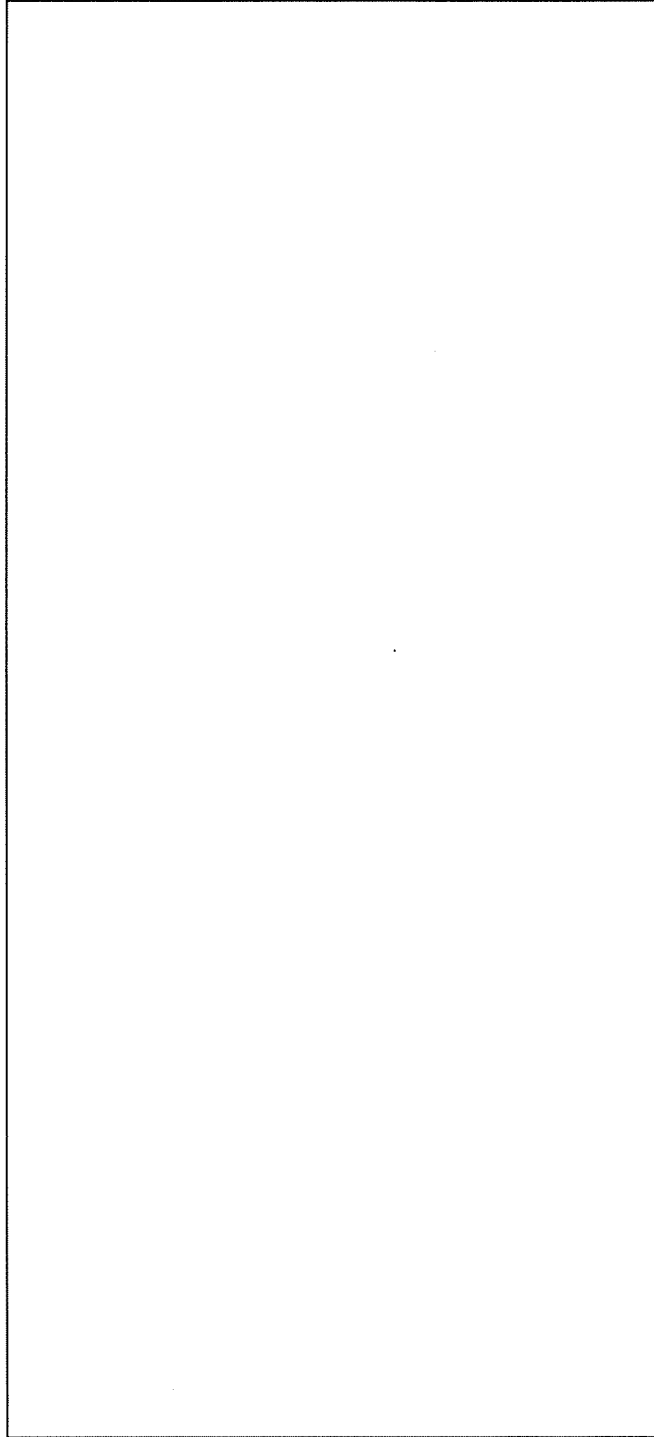
容器管理棟1階

凡例

◎ : 粉末消火器(10型 3本)

▨ : 別建物

名称	付属建物 容器管理棟 消火設備
図番	図リ建-44
	付属建物 容器管理棟

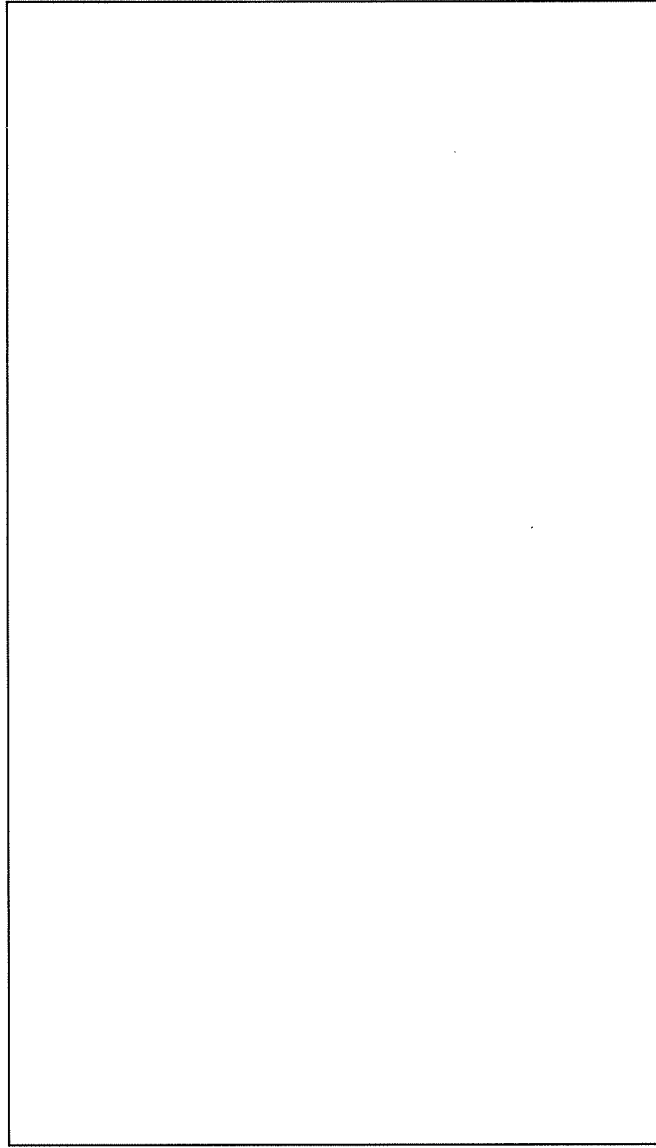


放射線管理棟1階

凡例

- ◎ : 粉末消火器 (10型) 24本 (本体及び増築部23本 (入口近傍2本含む)、前室1本))
- : 二酸化炭素消火器 (7型) 1本
- ◇ : 金属用消火器 (1本)
- ▨ : 別建物
- 注1) □ □ は消防の指導により追加した消火器を示す
- 注2) □ □ は新設のため追加した消火器を示す
- 注3) ○ ○ は間仕切り壁設置のため追加した消火器を示す

名	放射線管理棟	消火設備
称		消火器
図	図リ建一45	
番		放射線管理棟



除染室・分析室1階

凡例

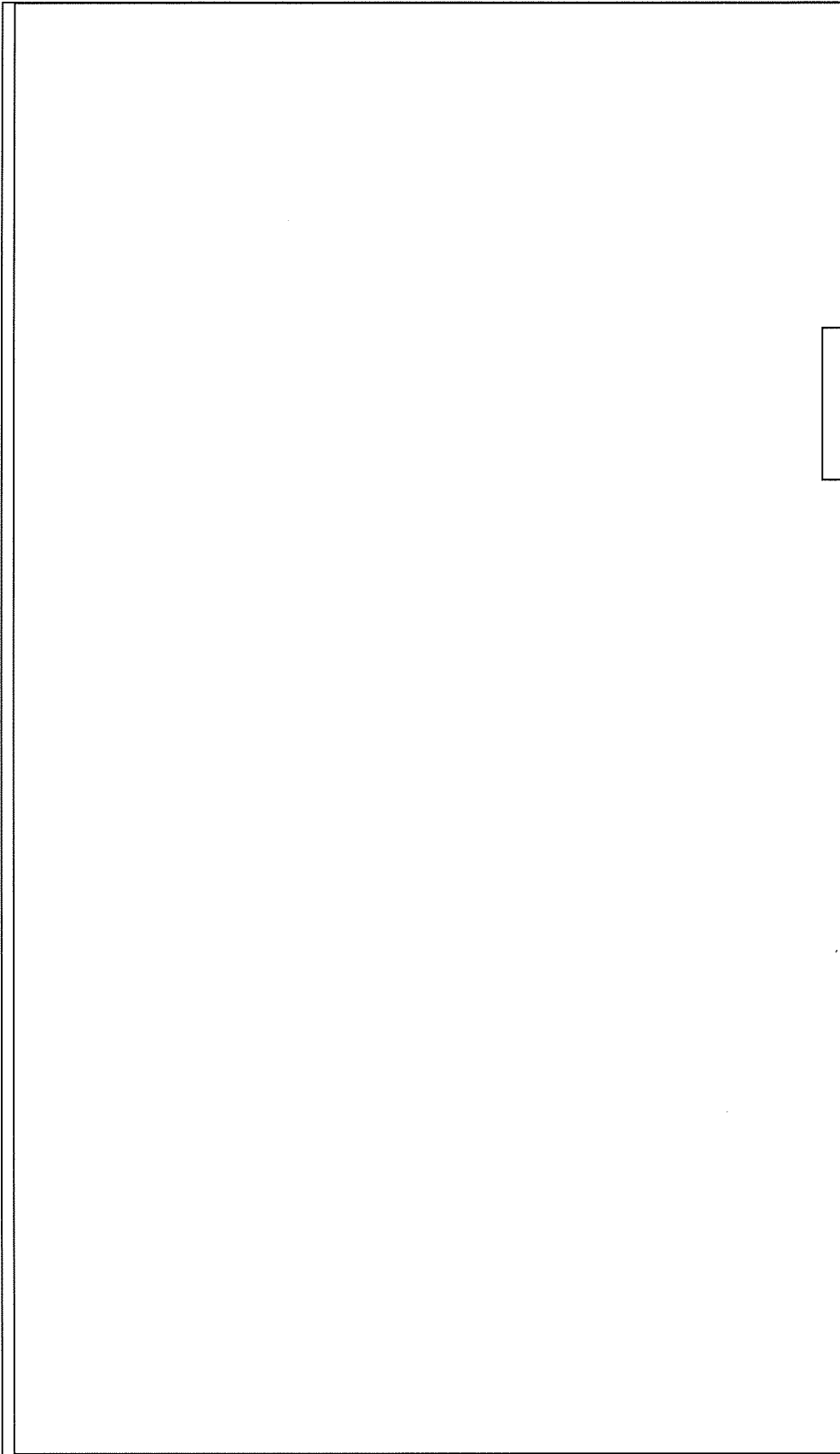
◎ : 粉末消火器(10型 3本)

● : 二酸化炭素消火器(7型 16本)

▨ : 別建屋

注1) □ は所轄消防本部の指導により追加した消火器を示す

名称	付属建物 除染室・分析室 消火設備
図番	図リ建一46 付属建物 除染室・分析室



凡例

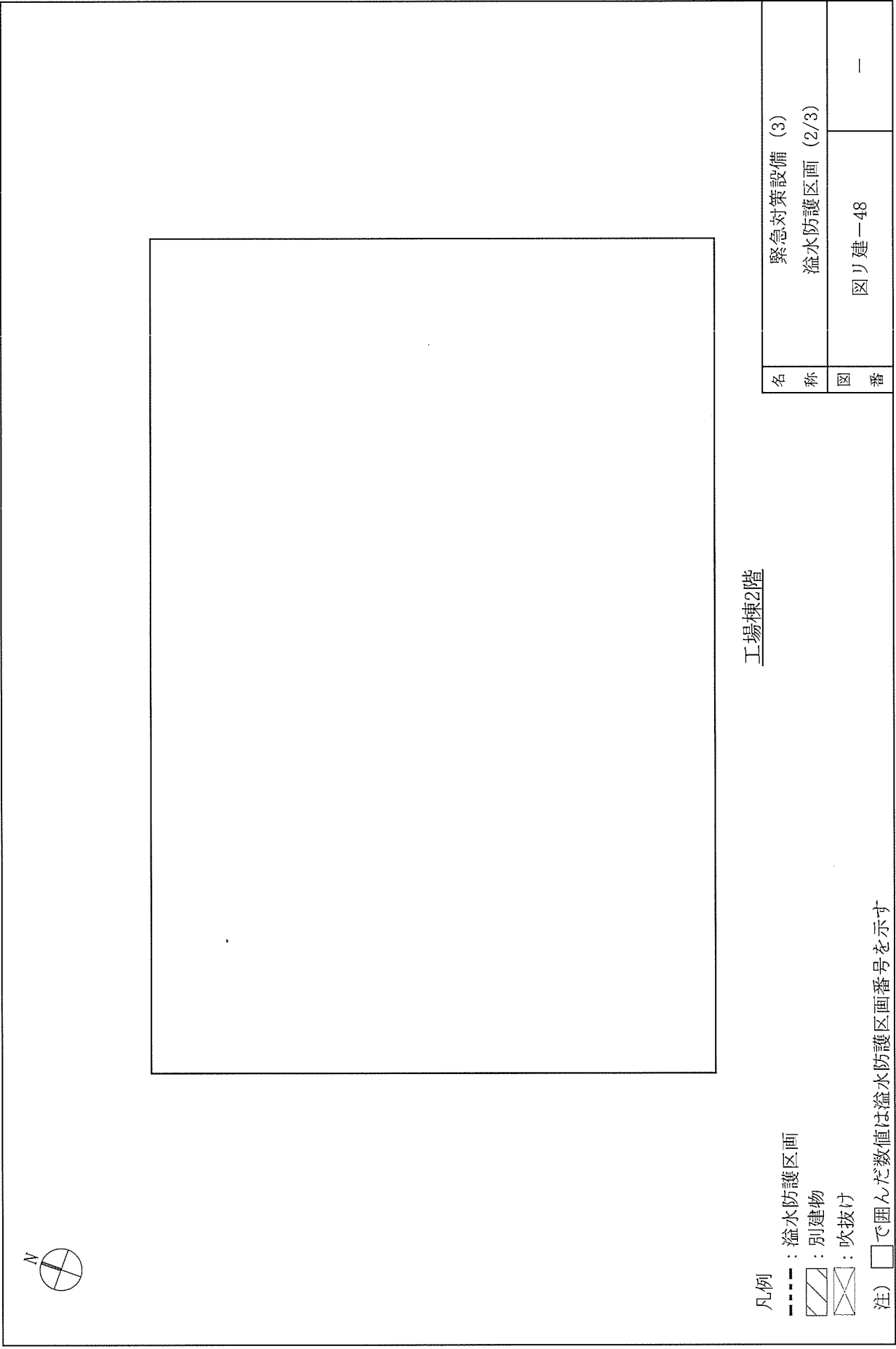
- : 溢水防護区画
- ▨ : 臨界評価用区域
- ▧ : 別建物

工場棟1階

- 注1) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す
- 注2) ○で囲んだ記号は臨界評価用区域記号を示す
- 注3) 防護区画[4]は、第2種管理区域のため堰の設置不要



名称	緊急対策設備 (3)
図番	溢水防護区画 (1/3)
	図り建-47

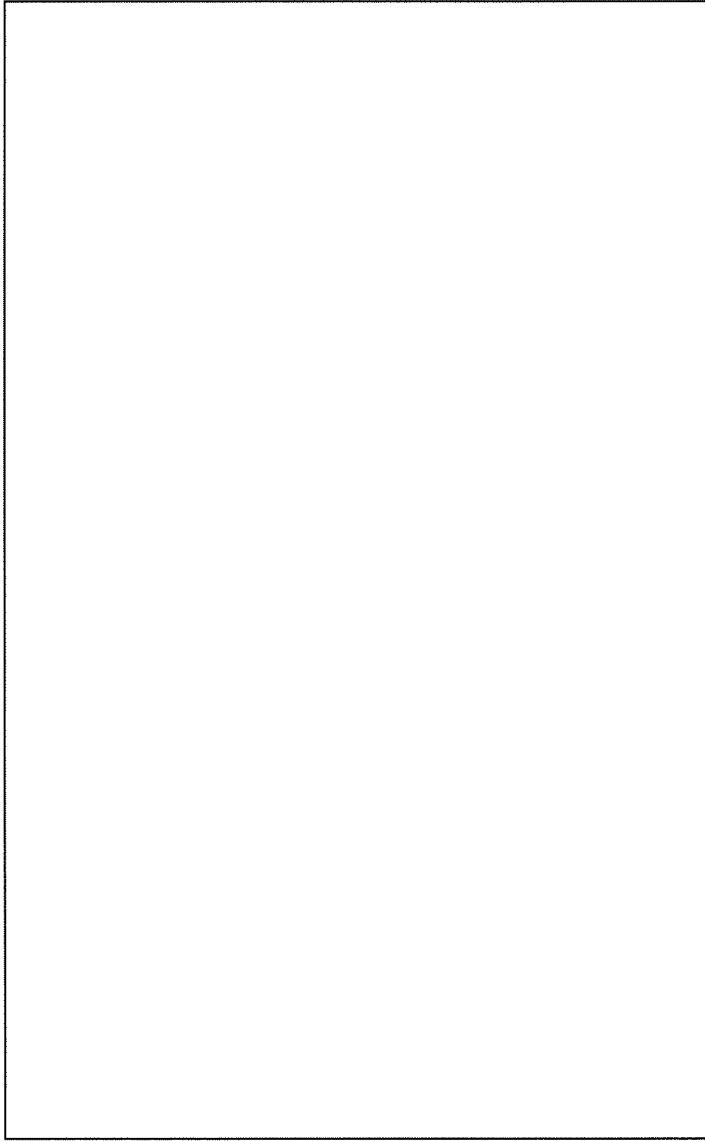


工場棟2階

- 凡例
- - - : 溢水防護区画
 - ▨ : 別建物
 - ⊗ : 吹抜け

注) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す

名称	緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 (2/3)	
区番	図リ建-48	-



工場棟3階

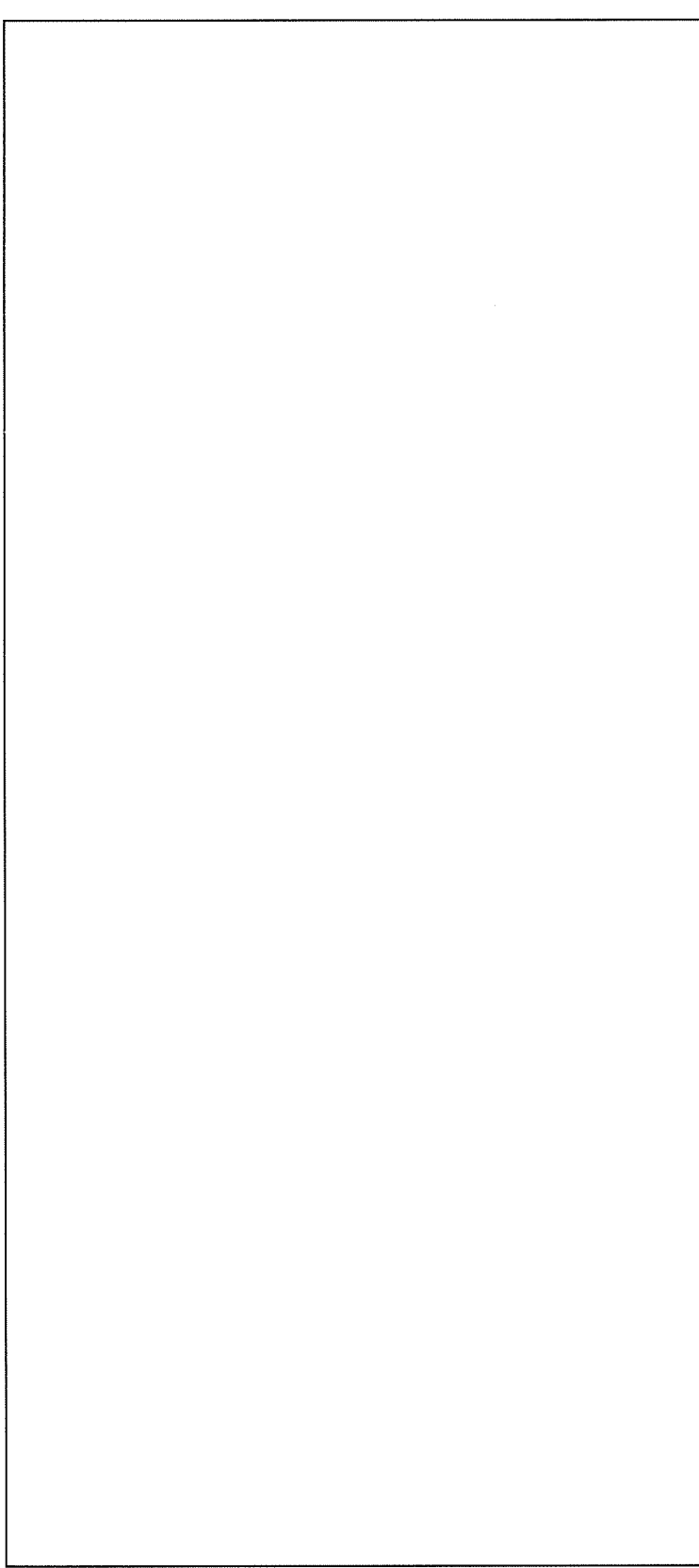
凡例

--- : 溢水防護区画

⊗ : 吹抜け

注) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す

名称	緊急対策設備 (3)	
区画番号	溢水防護区画 (3/3)	
	図り建	---49

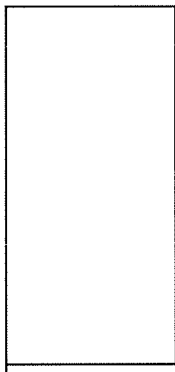


凡例

-  : 別建物
- * : 一部脱着部を設ける堰
- : 溢水防護区画

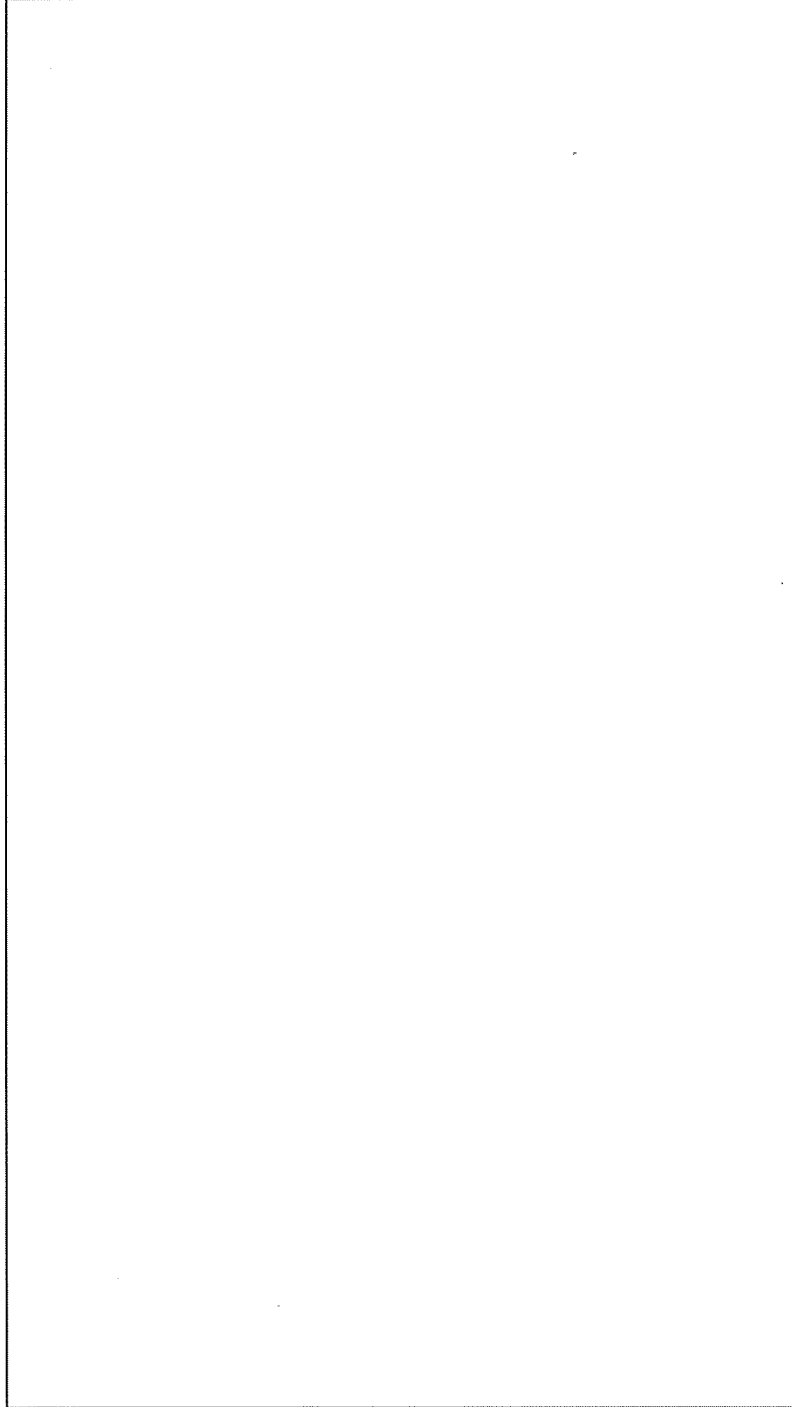
転換工場1階

注1) 転換工場内の部屋に設置する扉はノンエアタイプ仕様とする
 注2) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す
 注3) 各堰の溢水源側に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する

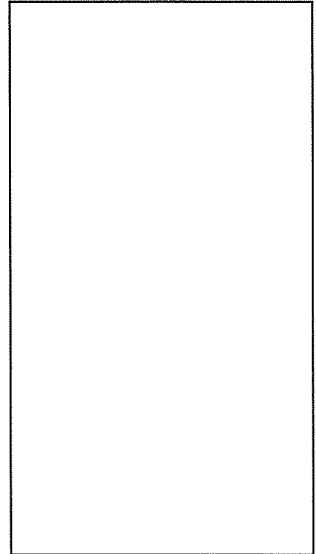


単位: mm




名	工場棟	転換工場	緊急対策設備 (3)
称	堰	(内部溢水止水用) (1/3)	
図	図リ建-50		
番		工場棟	転換工場



転換工場2階

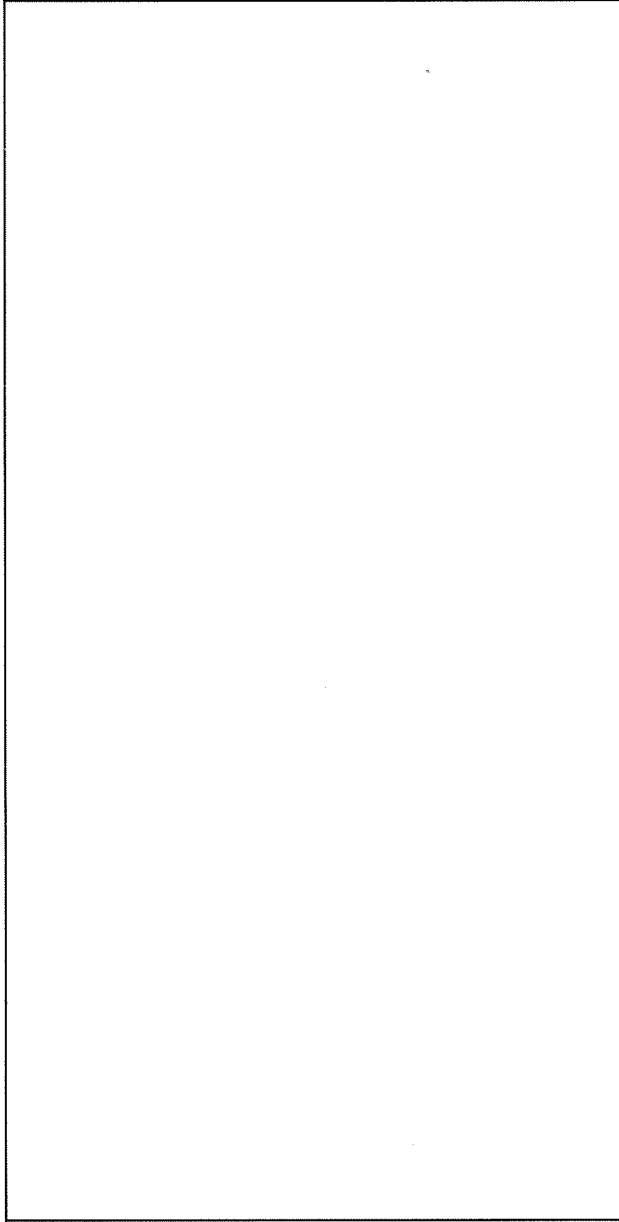


注1) 転換工場内の部屋に設置する扉はノンエタイト仕様とする
 注2) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す
 注3) 各堰の溢水源側に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する
 単位: mm

- 凡例
-  : 別建物
 -  : 吹抜け
 -  : 溢水防護区画

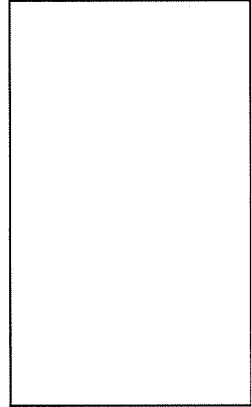
名	工場棟	転換工場	緊急対策設備(3)
称	堰(内部溢水止水用)(2/3)		
図	図り建-51		
番	工場棟	転換工場	

※堰固定アンカーボルト






転換工場3階

注1) 転換工場内の部屋に設置する扉はノンエアタイト仕様とする
 注2) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す
 注3) 各堰の溢水源側に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する

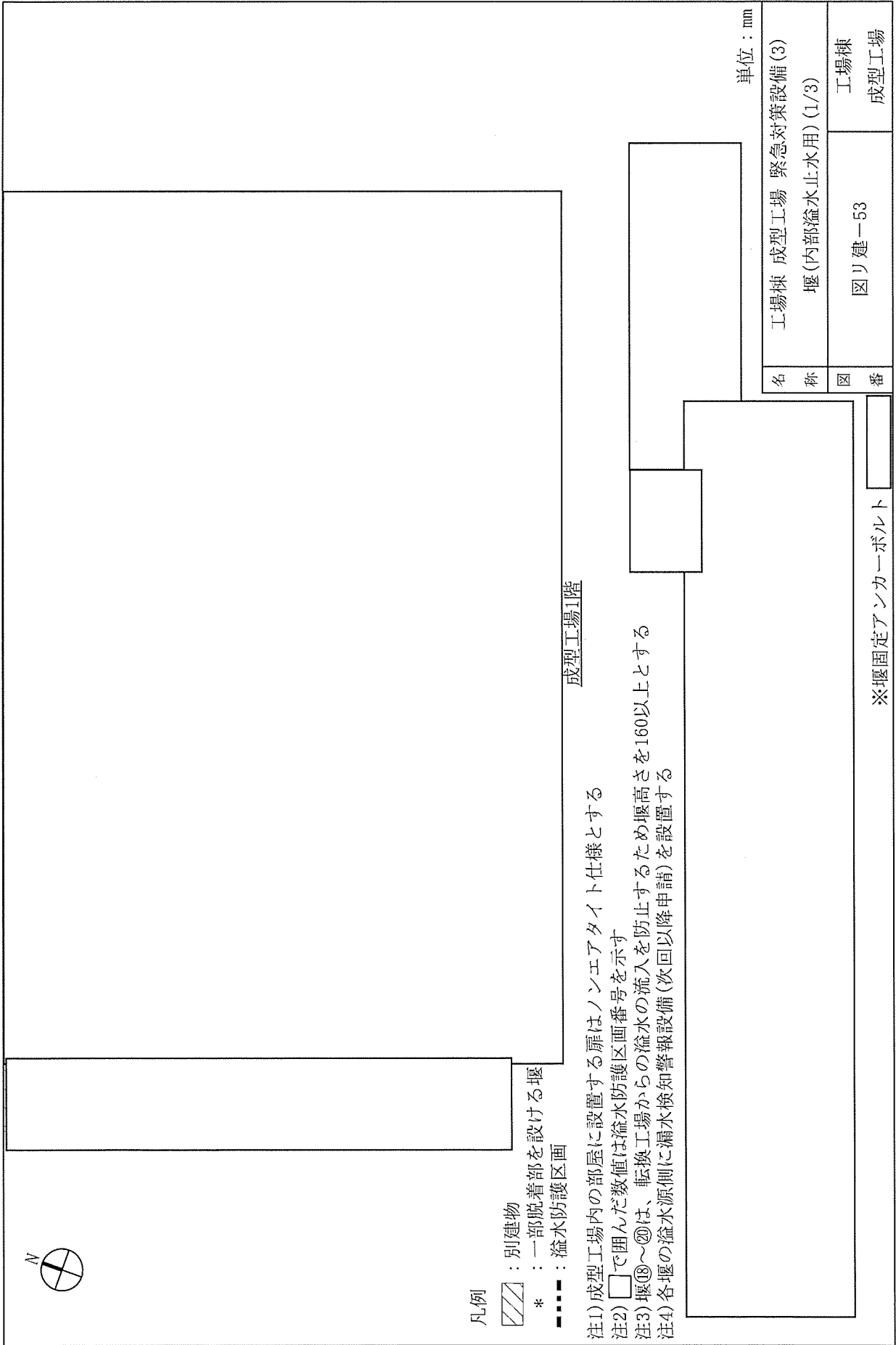


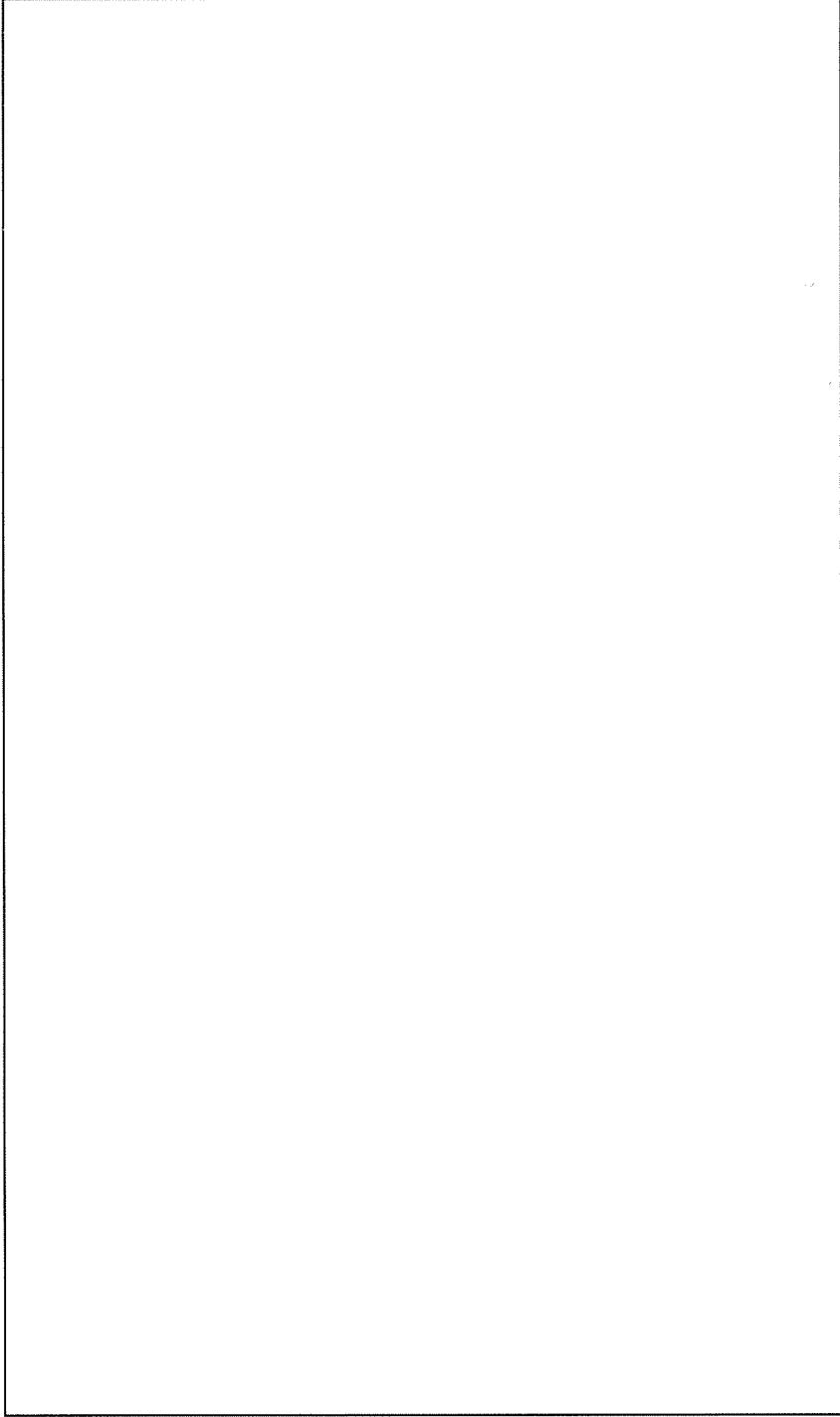
名称	工場棟 転換工場 緊急対策設備 (3)
図番	堰 (内部溢水止水用) (3/3) 図り建-52
	工場棟 転換工場

単位 : mm

- 凡例
-  : 別建屋
 -  : 吹抜け
 -  : 溢水防護区画

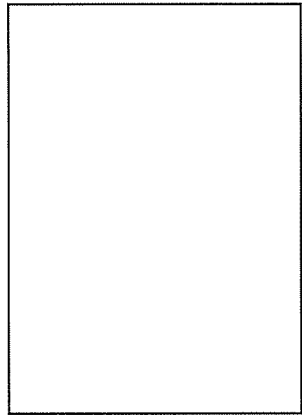
※堰固定アノカーボルト





成型工場2階

注1) 成型工場内の部屋に設置する扉はノンエアタイト仕様とする
 注2) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す
 注3) 各堰の溢水源側に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する
 単位: mm



凡例

▨ : 別建屋

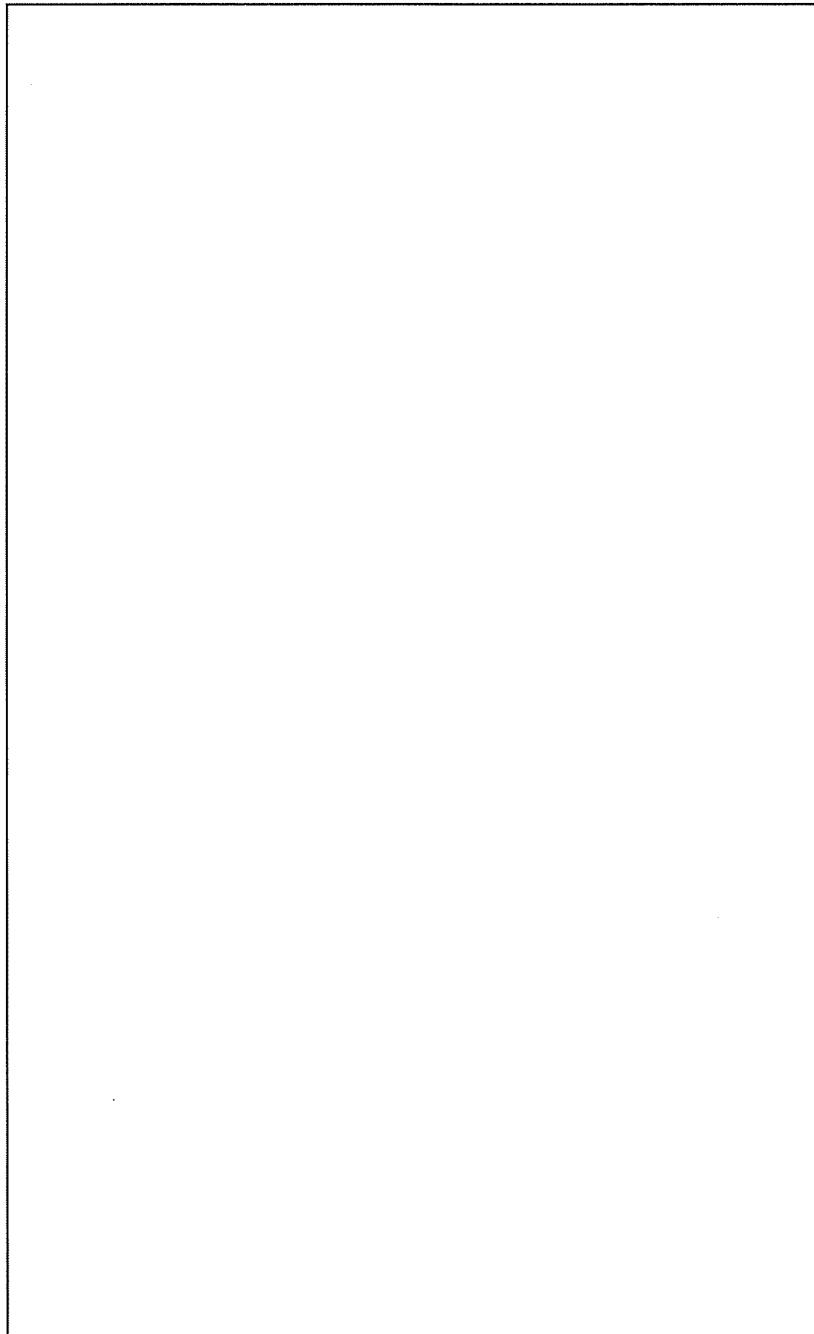
▩ : 吹抜け

■ : 溢水防護区画

名	工場棟 成型工場 緊急対策設備 (3)
称	堰 (内部溢水止水用) (2/3)
図	図リ 建-54
番	工場棟 成型工場

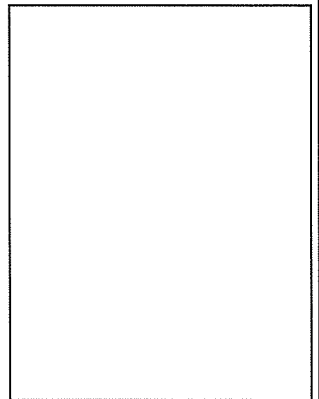


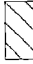

※堰固定アンカーボルト



成型工場3階

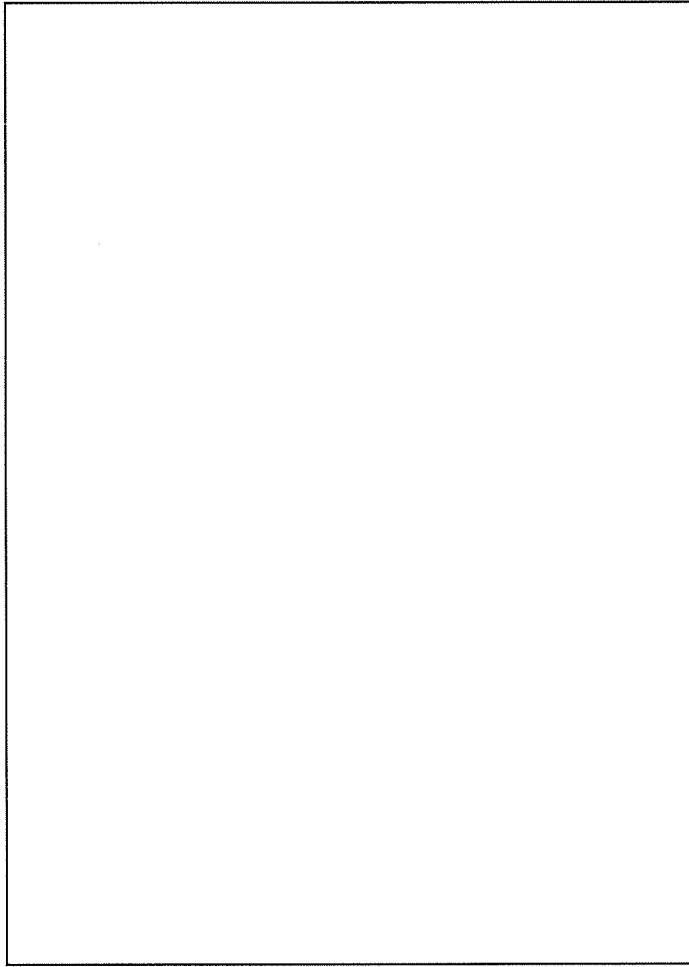
注1) 成型工場内の部屋に設置する扉はノンエアタイト仕様とする
 注2) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す
 注3) 各堰の溢水源側に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する
 単位: mm



凡例
 : 別建物
 : 溢水防護区画

名	工場棟 成型工場 緊急対策設備(3)
称	堰(内部溢水止水用)(3/3)
図	図り建-55
番	工場棟 成型工場

※堰固定アンカーボルト



第2核燃料倉庫1階

注1) 第2核燃料倉庫内の部屋に設置する扉はノンエアタイト仕様とする

注2) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す

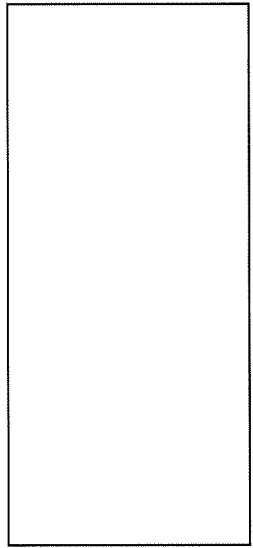
注3) 第2核燃料倉庫本体に溢水源がないことから、前室のみ溢水防護区画を設定する

注4) 各堰の溢水源側に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する

凡例

▨ : 別建物

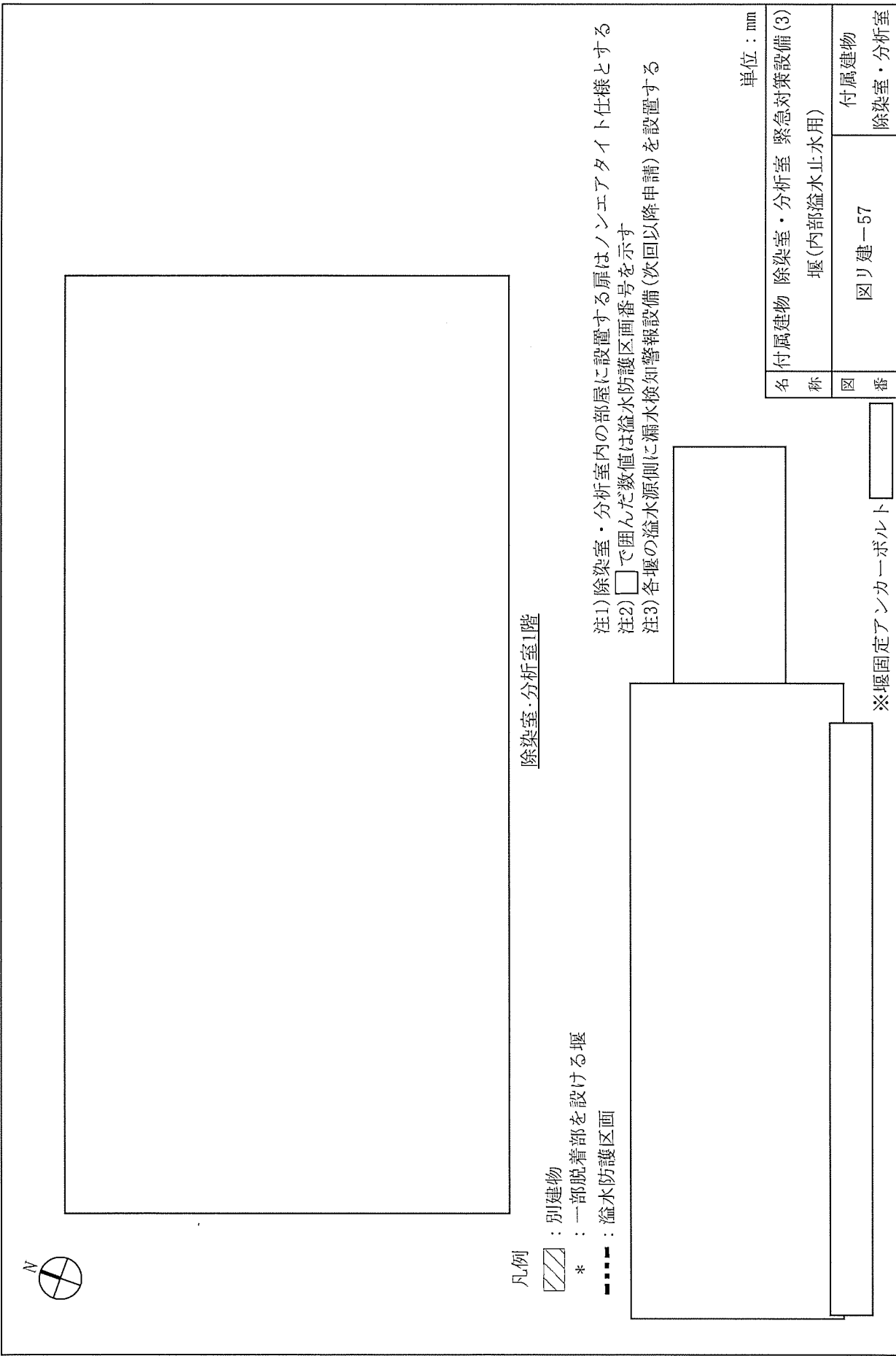
■ : 溢水防護区画



単位: mm

名称	付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)
図番	付属建物 第2核燃料倉庫 図り建一56

※堰固定アッシャーボルト



凡例

▨ : 別建物

* : 一部脱着部を設ける堰

■ : 溢水防護区画

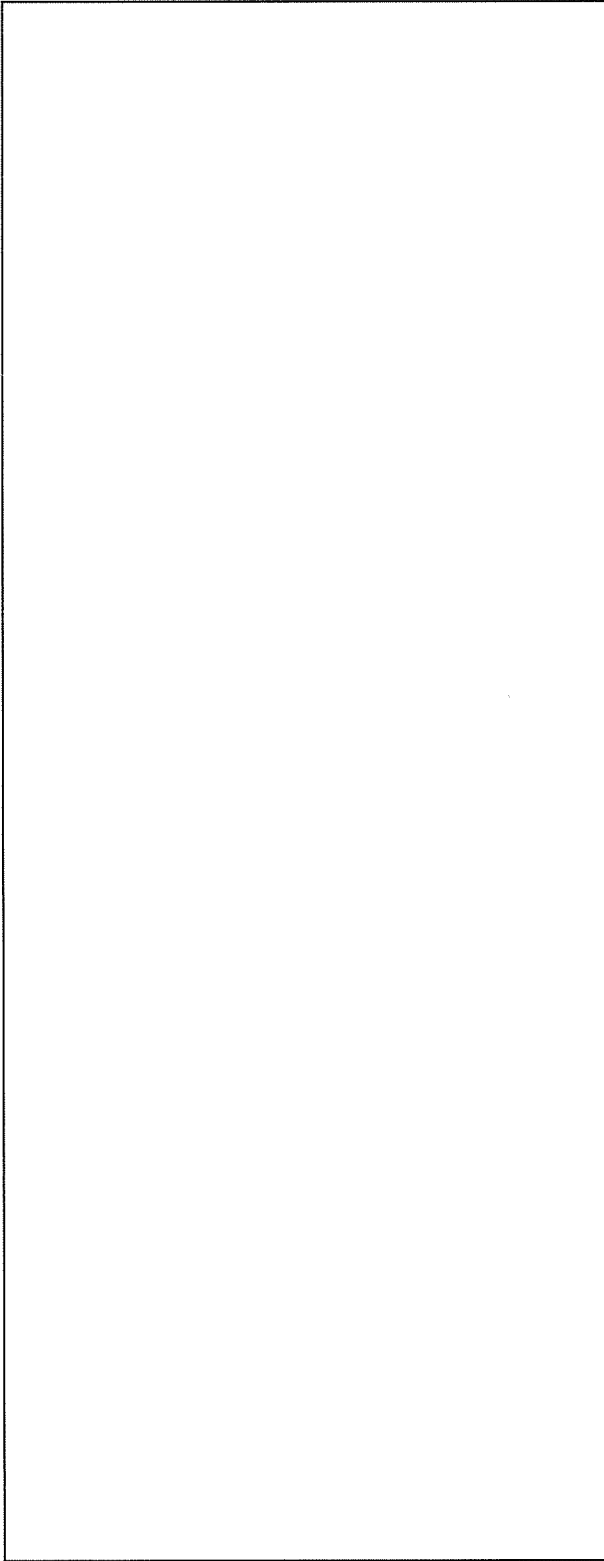
除染室・分析室1階

注1) 除染室・分析室内の部屋に設置する扉はノンエアタイト仕様とする
 注2) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す
 注3) 各堰の溢水源側に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する

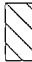
単位 : mm

名	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(3)
称	堰(内部溢水止水用)
図	図り建-57
番	付属建物 除染室・分析室

※堰固定アジャスター



凡例

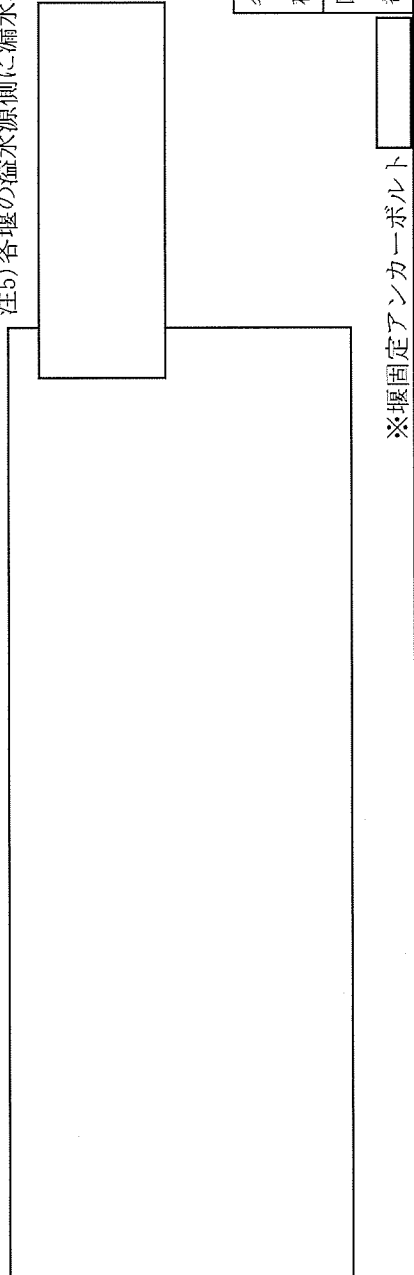
 : 別建物

* : 一部脱着部を設ける堰

--- : 溢水防護区画

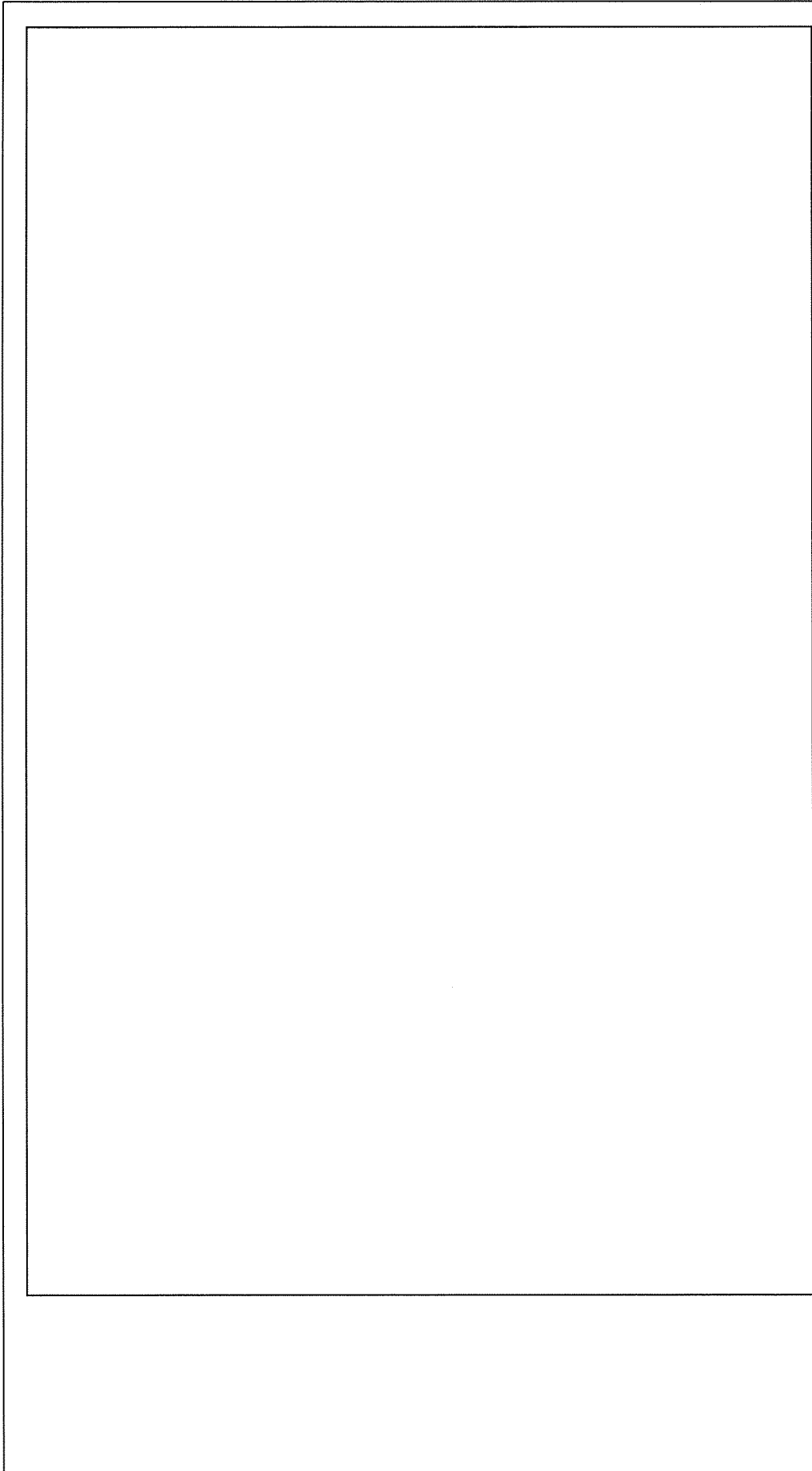
放射線管理棟1階

- 注1) 放射線管理棟内の部屋に設置する扉はノンエアタイト仕様とする
- 注2) □ で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す
- 注3) 堰③の設置位置は、119低くなっているため、堰を119高くする
- 注4) 事業許可との相違については、添付説明書一建6参照
- 注5) 各堰の溢水源側に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する



単位：mm

名称	放射線管理棟 緊急対策設備 (3)	
図番	堰(内部溢水止水用)	図り建-58
	放射線管理棟	

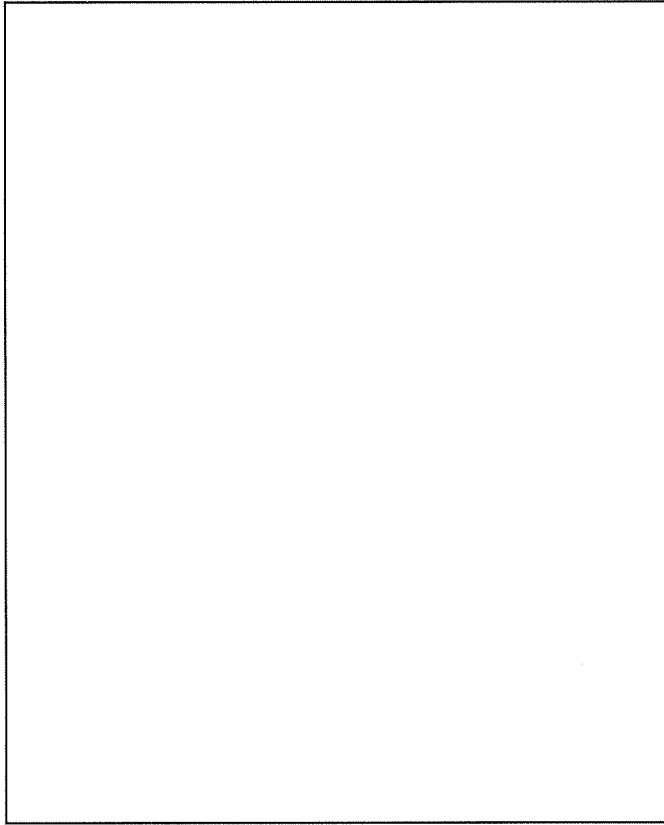


注1)○の数字は止水板の取付け順を示す

注2)アーカーボルト

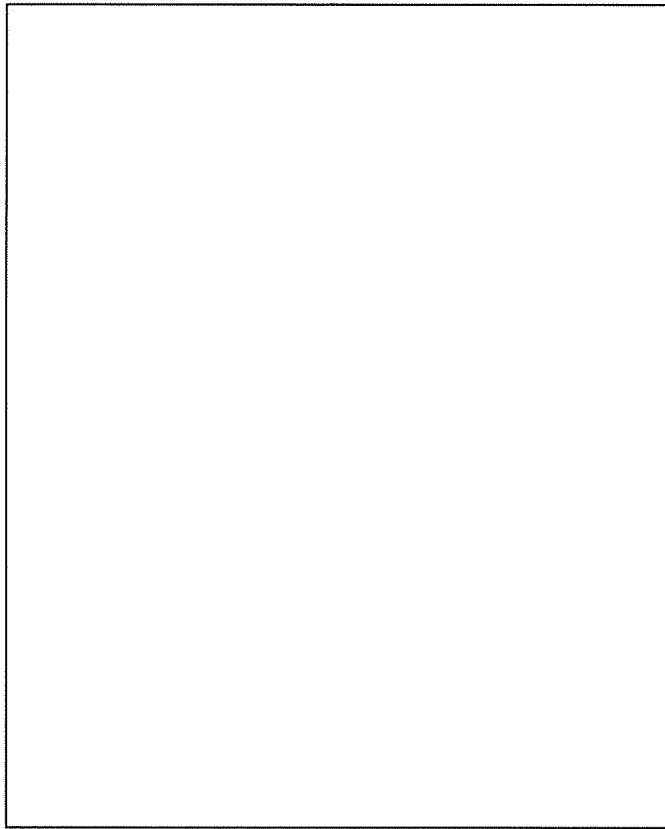
注3)図は堰①詳細図であり、他の一部脱着式堰は止水板が一枚で中央側柱を設けない

名称	緊急対策設備 (3) 堰(一部脱着式)脱着部詳細図	
図番	図り建-59	-



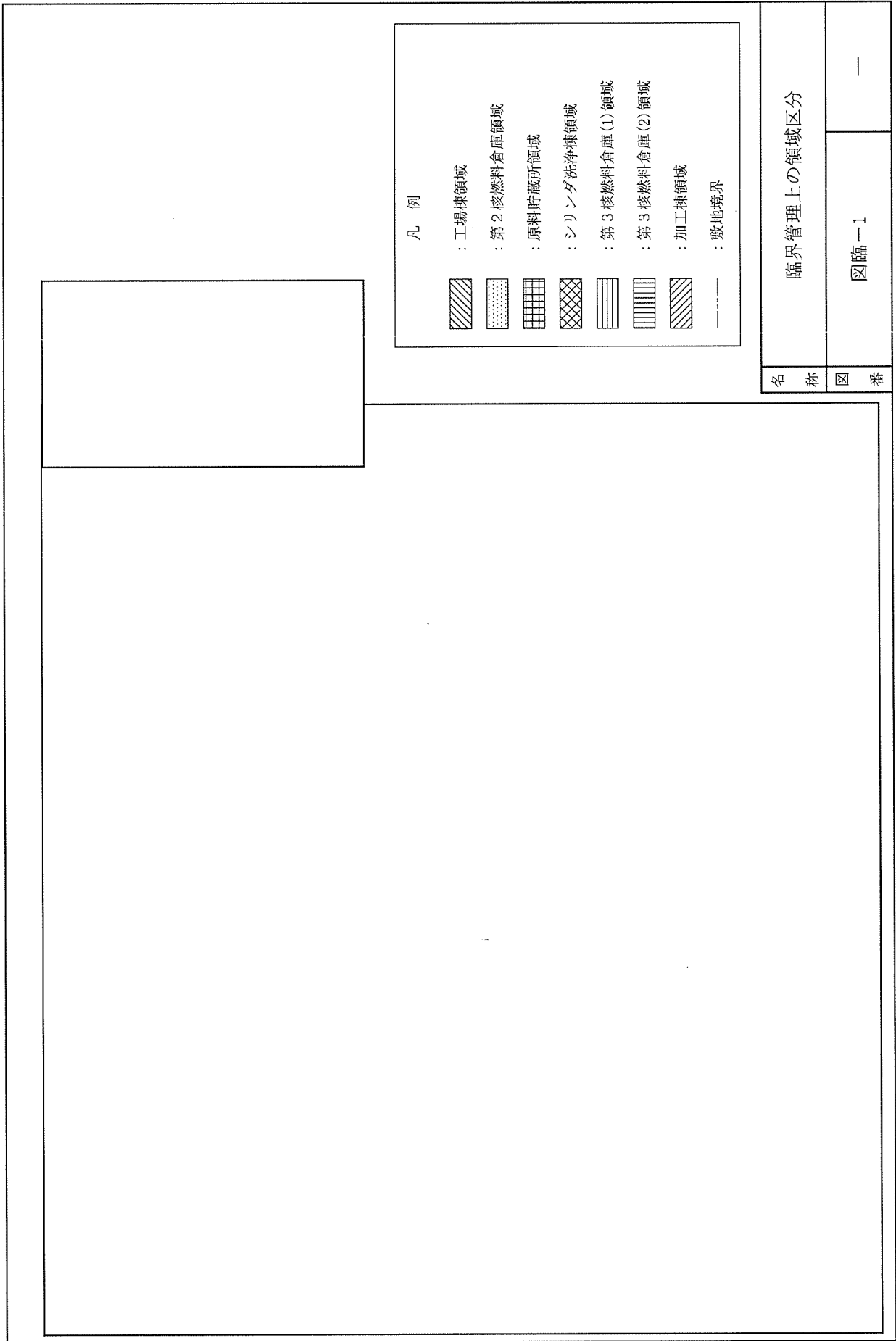
第2核燃料倉庫1階

名称	付属建物 第2核燃料倉庫 設備・機器準備工事範囲図
図番	付属建物 図リ配一1 第2核燃料倉庫


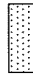
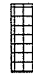


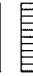

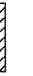


容器管理棟1階

名称	付属建物 容器管理棟 設備・機器準備工事範囲図
図番	付属建物 図リ配一2 容器管理棟



凡 例

	工場棟領域
	第2核燃料倉庫領域
	原料貯蔵所領域
	シリンドラ洗浄棟領域
	第3核燃料倉庫(1)領域
	第3核燃料倉庫(2)領域
	加工棟領域
	敷地境界

名称

臨界管理上の領域区分

図番

臨一1

—

別添Ⅱ 保安品質保証計画書

設計及び工事に係る品質管理等に関する次の事項については、「保安品質保証計画書」に従って行う。

- イ 品質保証の実施に係る組織
- ロ 保安活動の計画
- ハ 保安活動の実施
- ニ 保安活動の評価
- ホ 保安活動の改善

なお、今後、保安品質保証計画書を改訂した場合、改訂後の保安品質保証計画書に従うものとする。

三菱原子燃料株式会社
保安品質保証計画書
(Safety Quality Assurance Manual)

1. 目的

本保安品質保証計画書（以下「本マニュアル」という。）は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」並びに「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」の要求事項に従って、核燃料物質の加工事業における加工施設の操業に係る保安活動（以下「保安活動」という。）に対する保安品質保証計画を定め、よって三菱原子燃料株式会社（以下「MNF」という。）加工施設の安全の達成・維持・向上を目的とする。

なお、この保安活動には、関係法令及び加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守並びに安全文化の醸成に関する活動を含む。また、本マニュアルは、原子炉等規制法加工規則第7条の2の2の品質保証計画及び保安規定第4条の要求に該当する。

2. 適用範囲

本マニュアルは、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動に適用する。なお、保安規定の範囲外として実施する保安活動に適用しても良い。

2. 1 適用組織

本マニュアルの適用組織は、第5章5.5.1項に定める保安に関する品質保証活動を行う組織とする。

2. 2 適用規格及び引用規格並びに適用規則

- (1) JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（適用規格）（以下「JEAC4111-2009」という。）
- (2) JIS Q9000:2006「品質マネジメントシステム-基本及び用語」（引用規格）（以下「JIS Q9000:2006」という。）
- (3) 原子力規制委員会規則第18号「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（適用規則）（以下「加工設工認品質基準規則」という。）

3. 定義

本マニュアルで使用する用語は、保安規定、JEAC4111-2009の定義及びその引用規格であるJIS Q9000:2006で定義された用語を原則として適用する。

① 原子力安全

適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。

② グレード分け

プロセス、原子力施設及び調達物品・役務（以下「調達物品等」という。）の原子力安全に対する重要性に応じて、保安活動の実施の程度を明確化し、保安活動を行うことをいう。

③ 標準書

本マニュアルを受け、管理内容を定めた文書をいう。保安マネジメントシステム文書体系上の位置づけは、「4. 2 文書化に関する要求事項」を参照のこと。

④ 安全文化を醸成する活動

「安全文化を醸成する活動」には、例えば以下のような活動がある。

- a) 原子力安全に対する個人及び集団としての決意を表明し、実践すること。
- b) 原子力安全に対する当事者意識を高めること。
- c) 信頼、協働、自由なコミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた文化を構築すること。
- d) 原子力安全が損なわれることのないように、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。
- e) 特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。
- f) 組織が、継続的に、安全と安全文化を高め、改善するための手段を持つこと。
- g) 原子力安全に対する組織及び個人の責任と説明責任を果たすこと。
- h) 原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い掛ける姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。
- i) 組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通の理解を促進すること。
- j) 自らの業務及び職場環境に関連したリスクを認識し、起こり得る結果を理解すること。
- k) 全ての活動において慎重な意志決定をすること。

4. 保安品質マネジメントシステム

4. 1 一般要求事項

(1) 保安品質マネジメントシステムの確立・文書化・実施・維持及び継続的改善を次のとおり実施する。

- a) 「4. 2. 2 保安品質保証計画書」のとおり保安品質保証計画書を制定し、保安品質マネジメントシステムを確立する。
- b) 「4. 2 文書化に関する要求事項」のとおり文書化する。
- c) 「5. 5. 1 責任及び権限」及び「5. 5. 2 管理責任者」のとおり、組織と職務を定め、「5. 3 保安品質方針」及び「5. 4 計画」に従って保安品質マネジメントシステムを実施し、「5. 6 マネジメントレビュー」に従って体制、計画を含む実施状況をレビューすることにより、マネジメントシステムの維持及び有効性を継続的に改善する。

(2) 保安品質マネジメントシステムを構成するプロセスについて、次のとおり実施する。

- a) 保安品質マネジメントシステムを構成するプロセスは次のとおりとする。
 - ① 運営管理活動プロセス
 - ② 資源の運用管理プロセス
 - ③ 業務の計画及び実施プロセス
 - ④ 評価及び改善プロセス

また、これらのプロセスに対して【表1 基本プロセスと標準書】の標準書を作成する。

- b) これらのプロセスに関しての概略の関連図を、【図1 プロセス関連図】に示す。また、【表1 基本プロセスと標準書】の標準書では、各プロセスに含まれる個々の業務の順序及び相互関係を明確にするよう記載する。
- c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために（確実に効果を発揮できるようにするため）必要な判断基準及び方法を、「4. 2. 1（文書化に関する要求事項）一般」において示した文書で明確にする。

この文書の体系は、【図2 保安品質マネジメントシステム文書体系図】に示す。

- d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために「6. 資源の運用管理」のとおり、必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。
 - e) これらのプロセスを「8. 評価及び改善」のとおり監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
 - f) これらのプロセスについて、「8. 5. 1 継続的改善」のとおり、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
 - g) これらのプロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
 - h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進する。
- (3) 【表1 基本プロセスと標準書】の標準書には、保安品質マネジメントシステムの運用のために、原子力安全に対する重要度に応じて、適宜、要求事項の適用程度についてグレード分けを記載し、「4. 2. 3 文書管理」に従いその適切性を審査する。また、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて、以下の事項を考慮することができる。
- a) プロセス及び原子力施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度
 - b) プロセス及び原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
 - c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
 - d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度
 - e) 運転開始後の原子力施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度
- (4) 保安品質マネジメントシステムを、JEAC4111-2009 の要求事項に従って運営管理するため、本マニュアルを維持管理する。
- (5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスを役務調達することを組織が決めた場合には役務調達したプロセスに関して管理を確実にする。役務調達したプロセスの管理について、「7. 4 調達」のとおり管理を行う。
- 注) 役務調達したプロセスに対する管理を確実にしたとしても、すべての業務に関連する法令・規制要求事項への適合に対する組織の責任は免除されない。なお、役務調達したプロセスに適用される管理の方式及び程度は、次のような要因によって影響され得る。
- a) 原子力安全を達成するために必要な組織の能力に対する、役務調達したプロセスの影響の可能性。
 - b) そのプロセスの管理への関与の度合い
 - c) 調達管理を遂行する能力
4. 2 文書化に関する要求事項
4. 2. 1 一般
- 保安活動を効果的に遂行する為の保安品質マネジメントシステム文書は以下であり、その文書体系は、【図2 保安品質マネジメントシステム文書体系図】のとおりとする。
- (1) 保安品質方針及び保安品質目標

- (2) 保安品質保証計画書及び保安規定
- (3) 【表1 基本プロセスと標準書】に示した各種標準書及びそれらに基づく記録
- (4) 必要と決定した、要領書・計画書等（記録を含む）

4. 2. 2 保安品質保証計画書

(1) 制 定

本マニュアルは、次の事項を含み、起案は安全・品質保証部長が行い、検討は各部長（5. 5. 1 責任及び権限 参照）及び東海工場長が、確認は核燃料取扱主任者が行い、安全衛生委員会への諮問、管理責任者（5. 5. 2 管理責任者 参照）である管理総括者の承認を得た後、社長が制定する。

注）管理総括者は、役員の中から社長が任命し、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括する責任と権限を有する。

- a) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲（「2. 適用範囲」に記載）及び適用組織に関する事項（【図3 保安管理組織図】に記載）
- b) 保安品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項
- c) 保安品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報（本マニュアルと【表1 基本プロセスと標準書】）
- d) 保安品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述（【図1 プロセス関連図】等）

注）（ ）内は、本マニュアルでの記載状況を示した。

(2) 改 定

本マニュアルは3年に1回定期的に見直し、又は必要が生じた場合に見直しを行うこととする。改定が必要な場合には、（1）と同様の手続きを経て、社長が改定する。

(3) 維持管理

本マニュアルの維持管理は、安全・品質保証課長が行う。

4. 2. 3 文書管理

保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、以下を確実にする為に「保安文書管理標準」を定める。

(1) 文書の承認発行

- a) 文書は、その発行に先立ち権限のある者がその適切性についてレビューし承認する。
- b) 文書は台帳等により改訂および適用する版の状況を明確にする。
- c) 文書は必要となるときに、必要な所で該当する文書の適切な版が利用できるようにする。
- d) 廃止又は無効となった文書は、誤用防止のために速やかに撤去するか、又は意図しない使用がなされないようにする。
- e) 法律上の要求及び／又は知識保存の目的のために保持する廃止文書は適切に識別する。
- f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態にする。
- g) 適用する外部文書は、台帳等により改訂及び適用する版の状況を明確にする。

注) “外部文書”とは、保安品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書をいう。

h) 文書は、発行日、作成者、検討者、目的、適用範囲等を明確にし、責任者の承認を行う。また、文書の配付にあたっては配付先を明確にする。

(2) 文書の変更

a) 文書の変更は、特に規定しない限り、最初に検討及び承認を行った部門又は同一の機能を持つ部門が確認し承認する。

b) 文書を変更する部門は、確認者及び承認者に対し根拠となる裏付け情報を提示し、変更を実施する。また、変更の内容をその文書中又は添付文書で明確にする。

4. 2. 4 記録の管理

(1) 記録は、JEAC4111-2009 の要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すため、作成する記録の対象を明確にし、適正に作成し管理する。

(2) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能であること。

(3) 管理総括者は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「保安記録管理標準」に定める。

5. 経営者の責任

5. 1 経営者のコミットメント

社長は、保安品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善するために、指導力及び責任を持って以下の事項を確実に実施する。

- a) 関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の醸成（「3. 定義」を参照）、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を「5. 3 保安品質方針」に従い設定し、全社に周知する。
- b) 「5. 4. 1 保安品質目標」に従い、管理総括者に保安品質目標を設定させる。
- c) 「5. 6 マネジメントレビュー」に従い、マネジメントレビュー会議を実施する。
- d) 必要な資源を確保し、管理総括者にそれを提供させる。
- e) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

5. 2 原子力安全の重視

社長は、保安品質方針において原子力安全を最優先に位置づけ、その方針に基づき保安品質マネジメントシステムにより、個別業務等に対する要求事項を決定させ、その結果をマネジメントレビュー会議でフォローアップするなど、個別業務及び加工施設が当該要求事項に適合していることを確実にする。（「6. 3 インフラストラクチャー」、「7. 2. 1 業務に対する要求事項の明確化」及び「8. 2. 1 原子力安全の達成」を参照。）

5. 3 保安品質方針

社長は、次の事項を配慮して、関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の醸成、原子力安全の重

要性を含めた保安品質方針を策定する。

- a) 三菱原子燃料株式会社の行動指針に対して適切なものとする事。
- b) 原子力安全の要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すること。
- c) 各部長に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでのフォローアップを行うこと。
- d) 社内全体に伝達され、理解されるようにすること。
- e) 適切性の持続のためにレビューすること。
- f) 組織運営に関する方針と整合がとれていること。

5. 4 計画

5. 4. 1 保安品質目標

(1) 社長は、管理総括者に保安品質目標を次の点に留意して設定させる。

- a) 各部長に保安品質方針に基づく保安品質目標（関係法令及び保安規定の遵守、並びに安全文化の醸成に関することを含む。）を策定させ、文書化させること。
- b) 保安品質目標が保安品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であること。

(2) 管理総括者は、保安品質目標を各部長に実施させる。

5. 4. 2 保安品質マネジメントシステムの計画

(1) 社長は、保安品質目標に加えて「4. 1 保安品質マネジメントシステムの一般的要求事項」を満たすために、管理責任者（5. 5. 2に定める。）に対し、保安活動の保安品質マネジメントシステムを構築、維持すべく、本マニュアルを策定させる。

(2) 本マニュアルの変更を計画し、実施する場合は、保安品質マネジメントシステムが全体の体系に対して矛盾がなく、整合性がとれたものとする事。

5. 5 責任、権限及びコミュニケーション

5. 5. 1 責任及び権限

社長は、保安活動に関する組織を【図3 保安管理組織図】に示すとおり定める。

社長は、管理総括者に部門及び要員の責任（説明責任を含む。）及び権限を保安規定に定めさせたうえで、社内通知で周知させる。

なお、社長は【図3 保安管理組織図】に記載した各管理者の任命、当該管理者が不在の場合の代行者の設置、任命などに関して、管理総括者に「選・解任標準」を定めさせ、社内通知で周知させる。また、各管理者等には、次のいずれかの方法で、職務を遂行させる。

- a) 業務を自ら実行する。
- b) 業務実施状況を確認しながら必要な口頭指示を与えて実施させる。
- c) 業務の実施方法と確認方法を文書化して指示し、実施させる。

さらに、各課には保安連絡担当者を設け、課内での保安に対する意見の収集・取り纏めを通じて、課長の業務を支援させることにより業務の機動性の向上を図り、かつ必要に応じ部内や

部横断的に担当者間の横通し連絡会を開催し、情報共有の更なる徹底を図る。

5. 5. 2 管理責任者

社長は、本マニュアルに記載された保安品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されるようにする権限と責任を有する管理責任者を管理層の中から任命する。

管理責任者は、以下の責任及び権限をもつこと。

- a) 保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。
- b) 保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について社長に報告する。
- c) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

5. 5. 3 プロセス責任者

社長は、保安管理組織の各部長をプロセス責任者として任命する。

各部長は、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を持つ。

- a) プロセスの確立及び維持を確実にする。
- b) 業務に従事する要員の、業務・加工施設に対する要求事項についての認識を高める。
- c) 業務の成果を含む実施状況について評価する。（「8. 2. 3 プロセスの監視及び測定」参照）
- d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

5. 5. 4 内部コミュニケーション

社長は、保安品質マネジメントシステムの有効性を維持するために、情報交換を含む内部コミュニケーションを図れるように、マネジメントレビュー会議、月例保安報告会、安全衛生委員会を設置する。

マネジメントレビュー会議に関しては、「5. 6 マネジメントレビュー」、保安規定、「マネジメントレビュー標準」に定める。安全衛生委員会に関しては、保安規定及び「安全衛生委員会標準」にその審議内容等に関して定める。また、月例保安報告会は、核燃料取扱主任者、管理総括者から、社長への保安活動の状況を報告する会議であり、「月例保安報告会標準」に、その運用を定める。

5. 6 マネジメントレビュー

5. 6. 1 一般

社長は、以下のとおり、マネジメントレビュー会議を開催する。なお、詳細は、「マネジメントレビュー標準」に定める。

(1) 目的

社長は、組織の保安品質マネジメントシステムが引き続き適切、妥当、かつ有効であることを確実にするためにマネジメントレビュー会議を開催する。

(2) 開催頻度

年1回以上、開催する。

(3) 内 容

保安品質マネジメントシステムをレビューする。このレビューでは、保安品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針及び保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価も行う。

(4) 出席者

社長は、マネジメントレビュー会議に、管理責任者、核燃料取扱主任者、東海工場長及び各部長を出席させる。

(5) 事務手続き等

安全・品質保証部長は、マネジメントレビュー会議の事務局を行い、本マネジメントレビューの結果の記録を維持する。

(6) 必要な改善の実施

安全・品質保証部長は、「5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット」からの改善事項に関する処置を必要な場合には、「保安是正・予防処置標準」に従い管理する。

5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビュー会議にインプットする内容は、以下のとおりとする。

- (1) 保安品質目標の達成状況
- (2) 内部保安監査計画・結果
- (3) 所轄官庁検査の結果及び指導事項
- (4) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果
- (5) 予防処置及び是正処置の状況
- (6) 安全文化を醸成するための活動の実施状況
- (7) 関係法令の遵守状況
- (8) 前回までのマネジメントレビュー会議の結果に対するフォローアップ
- (9) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- (10) 改善のための提案

5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット

マネジメントレビュー会議からのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。

- a) 保安品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善
- b) 業務の計画及び実施に係わる改善
- c) 資源の必要性（人的資源を含めた各資源の適性配分）

6. 資源の運用管理

6. 1 資源の提供

管理総括者は、「6. 2 人的資源」～「6. 4 作業環境」のとおり、加工施設の安全に必要な人的資源、加工施設、作業環境を提供する。

6. 2 人的資源

6. 2. 1 一般

保安に関する活動に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠とする力量を備えなければならない。

6. 2. 2 力量、教育・訓練及び認識

管理総括者は、教育・訓練に関して、下記に示す事項を含んだ「保安教育・訓練標準」を作成し、それに基づいて、実施させる。

- a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。
- c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。
- d) 自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、保安品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを確実に認識させる。
- e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。

6. 3 インフラストラクチャー

管理総括者は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャー（加工施設、及び業務を行うにあたって必要となる資機材（電気、水、ガス、工具類等）や通信設備など。）を明確にし、維持させる。

6. 4 作業環境

管理総括者は、原子力安全の達成のために「放射線管理標準」を定めて、これに基づき安全な作業環境を確保させる。また、原子力安全の達成のために必要な、その他の労働安全衛生に係る作業環境についても、労働安全衛生関係法令に従い安全な作業環境を確保する。

注）“作業環境”は、物理的、環境的及びその他の要因を含む（例えば、騒音、気温、湿度、照明又は天候等）、作業が行われる状態と関連する。

7. 業務の計画及び実施

7. 1 業務の計画

- (1) 管理総括者は、加工施設の操作、放射線管理、保守管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動（以下「火災防護活動」という。）、火山活動（降灰）・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動（以下「自然災害等発生時の保全活動」という。）、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準

事故を除く。)・大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊発生時における加工施設の保全のための活動(以下「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動」という。)、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、定期評価、安全衛生管理年間計画、報告及び総合安全解析(I S A)に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を定める。

(2) 標準書を作成するに当たっては、本マニュアル、保安規定及びその他の標準書との整合を審査する。

(3) 標準書を作成するに当たっては、次の各事項について適切に記載する。

- a) 業務に対する保安品質目標及び要求事項
- b) 個々の業務を実施する上で、固有の要領書・計画書を準備する必要性、人員(人数や資格)・設備・作業環境の必要性
- c) その業務のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準
- d) 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録。

(4) 標準書の様式を「保安文書管理標準」に定める。その様式は、組織の運営方法に適した形式となるようにする。

7. 2 業務に対する要求事項に関するプロセス

7. 2. 1 業務に対する要求事項の明確化

業務に対する要求事項の明確化のために、該当する保安規定の条項、当該業務で適用すべき法令・規制要求事項、規格等がある場合は、当該事項及びその他の必要な追加要求事項すべてを標準書に記載する。

7. 2. 2 業務に対する要求事項のレビュー

(1) 「7. 1 業務の計画」の標準書を定めるにあたっては、「保安文書管理標準」に従い、業務の要求事項が明確に定められていることのレビューを行う。

(2) 前号のレビューでは次の事項を確実にすること。

- a) 要求事項が定められている。
- b) 要求事項が追加・変更された場合には、その追加・変更が反映されている。
- c) 定められた要求事項が実施可能であること。

(3) 安全衛生委員会での審議結果を、議事録に記録する。

処置が必要な場合には、その処置記録を残す。

(4) 原子力安全に関して所轄官庁からの指導事項等が書面で示されない場合は、文書化して先

方の確認を得る。

- (5) 業務に対する要求事項が変更された場合は、「4.2.3 文書管理」に従い、修正する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されるよう周知する。

7. 2. 3 外部コミュニケーション

管理総括者は、原子力安全に関して所轄官庁等とのコミュニケーションを図るための方法を、「監視、測定及びデータ分析標準」に定め、これに基づき実施させる。

7. 3 設計・開発

管理総括者は、加工施設の設計・開発に関して以下の事項を満たした「設計・開発管理標準」を定め、この標準書に従って、設計・開発を実施させる。

7. 3. 1 設計・開発の計画

- (1) 計画として次の事項を明確にする。

- a) 設計・開発の段階
- b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認
- c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限

- (2) 効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするため、設計・開発に関与するグループ間のインターフェイスの運営管理を行う。

- (3) 設計・開発の進行に応じて、計画を適切に更新する。

7. 3. 2 設計・開発へのインプット

- (1) 加工施設の要求事項に関連する設計条件を明確にし、記録を維持する。設計条件には次の事項を含める。

- a) 機能及び性能に関する要求事項
- b) 適用される法令・規制要求事項
- c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
- d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項

- (2) 加工施設の要求事項に関連する設計条件については、その適切性をレビューし、承認する。また、要求事項について、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないことを確認する。

7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計結果を設計条件と対比した検証を行うのに適した形式で提示し、リリース前に、承認を受ける。

(2) 設計結果は次の状態であること。

- a) 設計条件で与えられた要求事項を満たす。
- b) 調達、業務の実施及び加工施設の使用のために適切な情報を提供する。
- c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
- d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。

7. 3. 4 設計・開発のレビュー

(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。

- a) 設計・開発の結果が、設計条件を満たせるかどうかを評価する。
- b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。

(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する各部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。

(3) このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。

7. 3. 5 設計・開発の検証

(1) 設計結果が設計条件として与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する。

(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。

7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認

(1) 結果として製作中又は製作後の加工施設に対して、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確認するために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を行う。

(2) 実行可能な場合にはいつでも、加工施設の使用前に、前号の妥当性確認を完了する。

(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。

7. 3. 7 設計・開発の変更管理

(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。

(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。

(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の加工施設を構成する要素及び関連

する加工施設に及ぼす影響の評価を含める。

(4) 変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する。

注) “変更のレビュー”とは、変更に対して適切に行われたレビュー、検証及び妥当性確認のことである。

7. 4 調達

管理総括者は、調達物品等が規定された要求事項に適合するようにするため、以下の事項を満たした「保安調達管理標準」を定め、この標準書に従って、調達管理を実施させる。

7. 4. 1 調達プロセス

(1) 調達先及び調達物品等に対する管理の方法及び程度は、調達物品等が原子力の安全に及ぼす影響に応じたものとし、また、調達にあたっての管理の必要性等を考慮したものとする。

(2) 調達先が調達物品等を供給する能力を判断の根拠として調達先を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。

(3) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があれば、その記録を維持する。

(4) 調達物品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他のウラン加工事業者等と共有する場合に必要な処置に関する方法を定める。

7. 4. 2 調達要求事項

(1) 調達要求事項では、調達物品等に関する要求事項を明確にし、次のうち該当する事項を含める。

- a) 調達物品等、手順、プロセス及び設備に対する当社の承認に関する要求事項
- b) 公的資格や調達先の社内認定制度による認定等、要員の適格性確認に関する要求事項
- c) 調達先の品質マネジメントシステムに関する要求事項
- d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項
- e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
- f) 調達物品等の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に関する事項

(2) 調達先に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。

(3) 調達物品等を受領する場合には、調達先に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7. 4. 3 調達物品等の検証

- (1) 調達物品等が要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の検証方法を定めて実施する。
- (2) 調達先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達物品等のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。

7. 5 業務の実施

7. 5. 1 業務の管理

各課長は、管理総括者が定めた各種標準書に従い以下のうち該当する事項を確保し、業務を実施する。

- a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
- b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視及び測定が実施されている。
- f) 業務のリリースが実施されている。

7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しない臨界管理、内部被ばくの防止、外部被ばく防止に係るプロセスに対して、妥当性確認がなされた方法について、次のうち該当する事項を、保安規定の定めによる他、「加工施設の操作標準」及び「放射線管理標準」等に定める。

- a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
- b) 設備の承認及び要員の適格性確認
- c) 所定の方法及び手順の適用
- d) 記録に関する要求事項
- e) 妥当性の再確認

7. 5. 3 識別及びトレーサビリティ

- (1) 実施する業務の必要性に応じて、業務の計画及び実施の全過程において、業務と設備、責任者、文書等との対応をつけ、また、その業務の記録が、日時、設備名称、作業者等のトレーサビリティを確保できるよう、手順（次の（2）の事項及び記録の維持を含む）を業務プロセスに関する標準書、要領書等に定める。

- (2) 設備の補修を実施する場合にはその旨の表示をする。

7. 5. 4 組織外の所有物

管理総括者は、組織外の所有物について、それが当社の管理下にある間注意を払うこと及び必要に応じて記録を維持することを該当する標準書に定める。

7. 5. 5 調達物品の保存

管理総括者は、調達物品の保存に関して、「保安調達管理標準」に定める。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。

7. 6 監視機器及び測定機器の管理

(1) 管理総括者は、該当の業務プロセスを定めた標準書で、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。また、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できるように手順を定める。

(2) 管理総括者は、(1)の監視機器及び測定機器の中から加工施設の保安のために直接関連を有する機器の管理として、「保守管理標準」で(3)～(5)の要求事項を定める。

(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、次の事項を実施する。

- a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。
- b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
- c) 校正の状態を明確にするために識別をする。
- d) 測定した結果が無効になるような操作を防止する手段を講じる。
- e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。

(4) さらに、監視機器及び測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合、その機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録すること。また、その機器、及び影響を受けた業務すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。

(5) 監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを最初に使用するのに先立って確認する。また、必要に応じて再確認する。

8. 評価及び改善

8. 1 一般

(1) 監視、測定、分析及び改善のプロセスを以下のとおり実施する。

- a) 「8. 2. 3 プロセスの監視及び測定」ないし「8. 2. 4 検査及び試験」により、業務に対する要求事項への適合を実証する。
- b) 「8. 2 監視及び測定」により保安品質マネジメントシステムの JEAC4111-2009 への適合性を評価し、「8. 3 不適合管理」及び「8. 5 改善」の各活動を通して、その適合性を維持する。
- c) 「8. 2 監視及び測定」等から収集したデータを「8. 4 データの分析」で分析した結果に基づき、必要な「8. 5 改善」記載の活動を実施することにより保安品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(2) 上記業務の実施にあたっては、必要に応じてデータ収集・分析での統計的手法を含めて、適用可能な方法、及びその使用の程度を関連する標準書、要領書等に定める。

8. 2 監視及び測定

8. 2. 1 原子力安全の達成

管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの実施状況の監視測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して所轄官庁等がどのように受け止めているかについての情報を監視するため、この情報の入手及び使用の方法を「監視、測定及びデータ分析標準」に定める。

8. 2. 2 内部保安監査

(1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、年1回、内部保安監査実施計画を作成して、客観的な評価を行うことができる部門の者に内部保安監査を実施させる。

a) 保安品質マネジメントシステム（本マニュアル）が JEAC4111-2009、保安品質方針、保安品質目標及び業務の計画（標準書）と適合していること。

b) 保安品質マネジメントシステム（保安活動）が効果的に実施され、維持されていること。

(2) 管理総括者は、監査の対象となるプロセス及び領域（職場）の状態（管理状況）及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査の基準、範囲、頻度及び方法を定めた監査計画を策定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保するため、監査員は自らの業務を監査しない。

(3) 管理総括者は、監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任と権限、並びに要求事項を定めた「内部保安監査標準」を作成する。また安全・品質保証部長は、監査及びその結果の記録を維持する。

(4) 各課長は、監査時に検出された改善を要する事項（必要な修正及び是正処置すべて）に関して、計画をたてその改善を実施し、安全・品質保証課長に報告する。

(5) 安全・品質保証課長は、各課長が実施した改善内容を確認し、その結果を管理総括者及び安全衛生委員会に報告する。

8. 2. 3 プロセスの監視及び測定

(1) 保安品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視し、適用可能な場合には、適切な方法で測定をする。これらの方法は、保安規定の定めによる他、標準書で定める。

(2) これらの方法はプロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証させるよ

うに定める。

- (3) その結果、プロセスが計画どおりの結果を達成していない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。

8. 2. 4 検査及び試験

管理総括者は、加工施設の要求事項が満たされていることを検証するために、次の事項を「保守管理標準」に定め、検査及び試験する。

- (1) 検査及び試験にあたっては、検査及び試験要員の独立の程度を定める。
- (2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の結果を記録する。記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した者を明記する。
- (3) 標準書で定めた所定の検査及び試験が完了するまでは、当該設備部品の取り付けや施設・設備の運転を行わない。ただし、管理総括者が承認したときは、この限りではない。

8. 3 不適合管理

管理総括者は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理するため、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を定めた標準書を作成し、その標準書に従って不適合管理を行わせる。標準書には、以下の事項を定める。

- (1) 該当する場合には、次の1つ又はそれ以上の方法で不適合を処理する。
 - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
 - b) 安全・品質保証部長が、特別採用として、適切な評価を実施した上で、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。
 - c) 本来の意図された使用又は適用ができないよう識別表示、隔離、廃棄等の処置をとる。
 - d) 所轄官庁に報告書等の情報を流した後(引渡し後)に当該情報に不適合(誤り)が検出された場合、又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な処置をとる。
- (2) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。
- (3) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。
- (4) 発生した不適合に対し、不適合の公開基準に基づき、当該不適合の内容を公開する。

8. 4 データの分析

- (1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する手順を「監視、測定及びデータ分析標準」に定める。この標準書には監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報

源からのデータを含める。

(2) 担当部長は、標準書に従い、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。

- a) 原子力安全の達成に関する所轄官庁検査の結果及び指導事項等
- b) 業務に対する要求事項への適合
- c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び加工施設の、特性及び傾向
- d) 調達先の能力

8. 5 改善

8. 5. 1 継続的改善

本マニュアルの該当する項に示すとおり、保安品質方針、保安品質目標、内部保安監査結果、データの分析、是正処置、予防処置、及びマネジメントレビューを通じて、保安品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

8. 5. 2 是正処置

(1) 管理総括者は、次の事項を含む他、加工規則第 9 条の 16 に定める事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下、「根本原因分析」という。）の方法及びこれを実施するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。

- a) 不適合のレビュー
- b) 不適合の原因の特定
- c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
- d) 必要な処置の決定及び実施
- e) とった処置の結果の記録
- f) とった是正処置の有効性のレビュー
- g) 保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置
 - ・ 調達物品等の保安に係る技術情報
 - ・ 是正処置から得られた保安規定第 62 条から第 66 条の保守管理における保安に関する技術情報

注) f) における“とった是正処置”とは、a) ～ e) のことである。

(2) 各課長は、再発防止のため、必要に応じて、不適合の原因を除去する処置をとる。

(3) 是正処置の程度は、検出された不適合のもつ影響の程度に応じたものとする。

(4) 担当課長は、是正処置結果を担当部長及び管理総括者に報告するとともに、必要に応じて技術情報を共有する。

8. 5. 3 予防処置

(1) 管理総括者は、次の事項を含む他、生じるおそれのある不適合を防止するための予防のた

めに行う根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。

- a) 起こり得る不適合及びその原因の特定
- b) 不適合発生を予防するための処置の必要性の評価
- c) 必要な処置の決定及び実施
- d) とった処置の結果の記録
- e) とった予防処置の有効性のレビュー
- f) 保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置
 - ・調達物品等の保安に係る技術情報
 - ・予防処置から得られた保安規定第 62 条から第 66 条の保守管理における保安に関する技術情報

注) e) における“とった予防処置”とは、a)～d) のことである。

(2) 各課長は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設等から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を必要に応じて決める。

(3) 予防処置の程度は、起こり得る問題の影響の程度に応じたものとする。

(4) 担当課長は、予防処置結果を担当部長及び管理総括者に報告するとともに、必要に応じて技術情報を共有する。

表1 基本プロセスと標準書

基本プロセス	標準書名
運営管理活動	マネジメントレビュー標準 月例保安報告会標準 安全衛生委員会標準 保安文書管理標準 保安記録管理標準 選・解任標準
資源の運用管理	保安教育・訓練標準
業務の計画及び実施	加工施設の操作標準 放射線管理標準 保守管理標準 設計・開発管理標準 核燃料物質の管理標準 放射性廃棄物管理標準 非常時の措置標準 火災防護活動標準 自然災害等発生時の保全活動標準 保安調達管理標準 定期評価標準 保安社外報告管理標準 安全衛生管理年間計画標準 総合安全解析（I S A）標準
評価・改善	内部保安監査標準 保安不適合管理標準 保安是正・予防処置標準 監視、測定及びデータ分析標準 （外部の受け止め方、外部コミュニケーション含む）

（注）重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動については、非常時の措置標準及び火災防護活動標準に規定する。

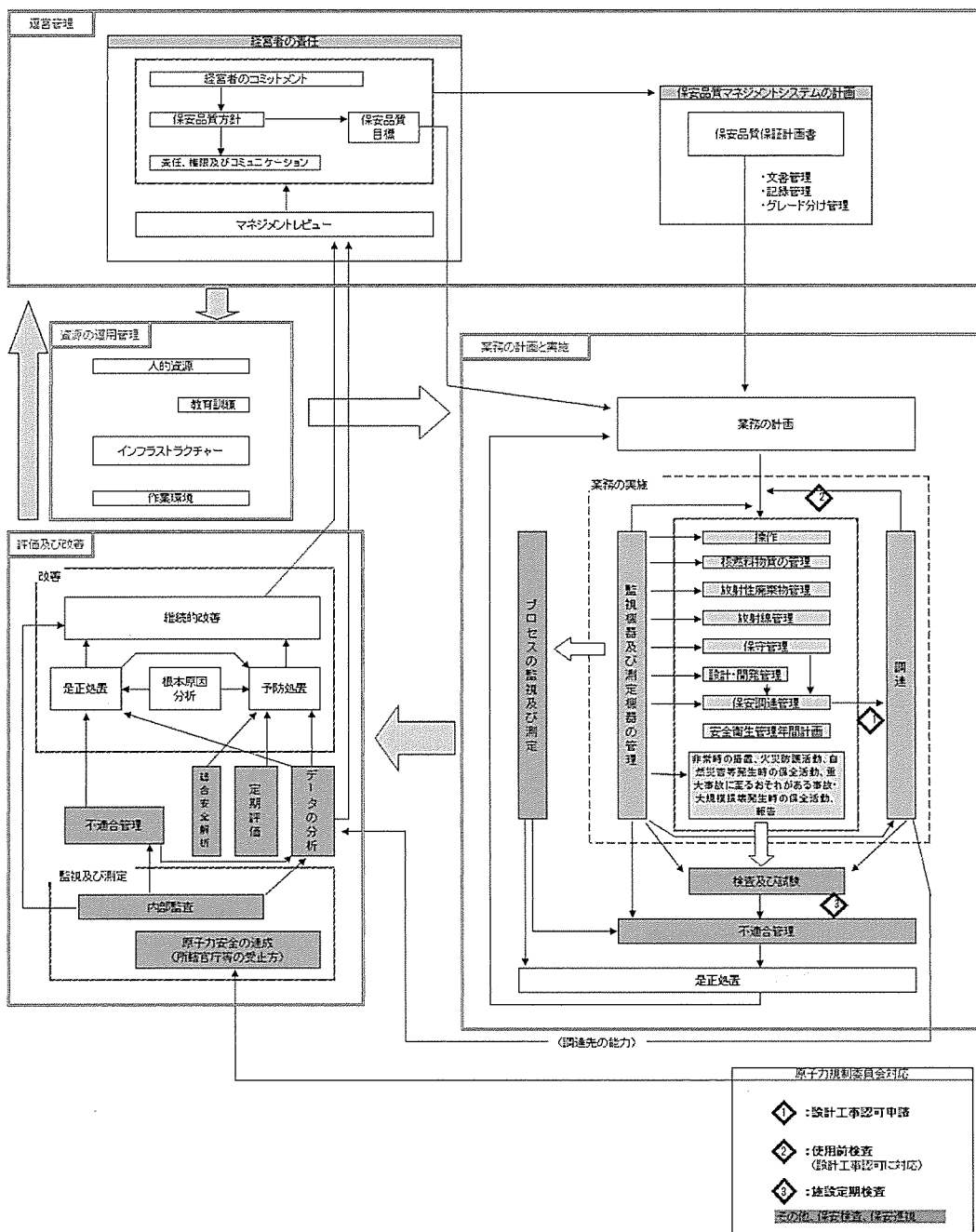


図1 プロセス関連図

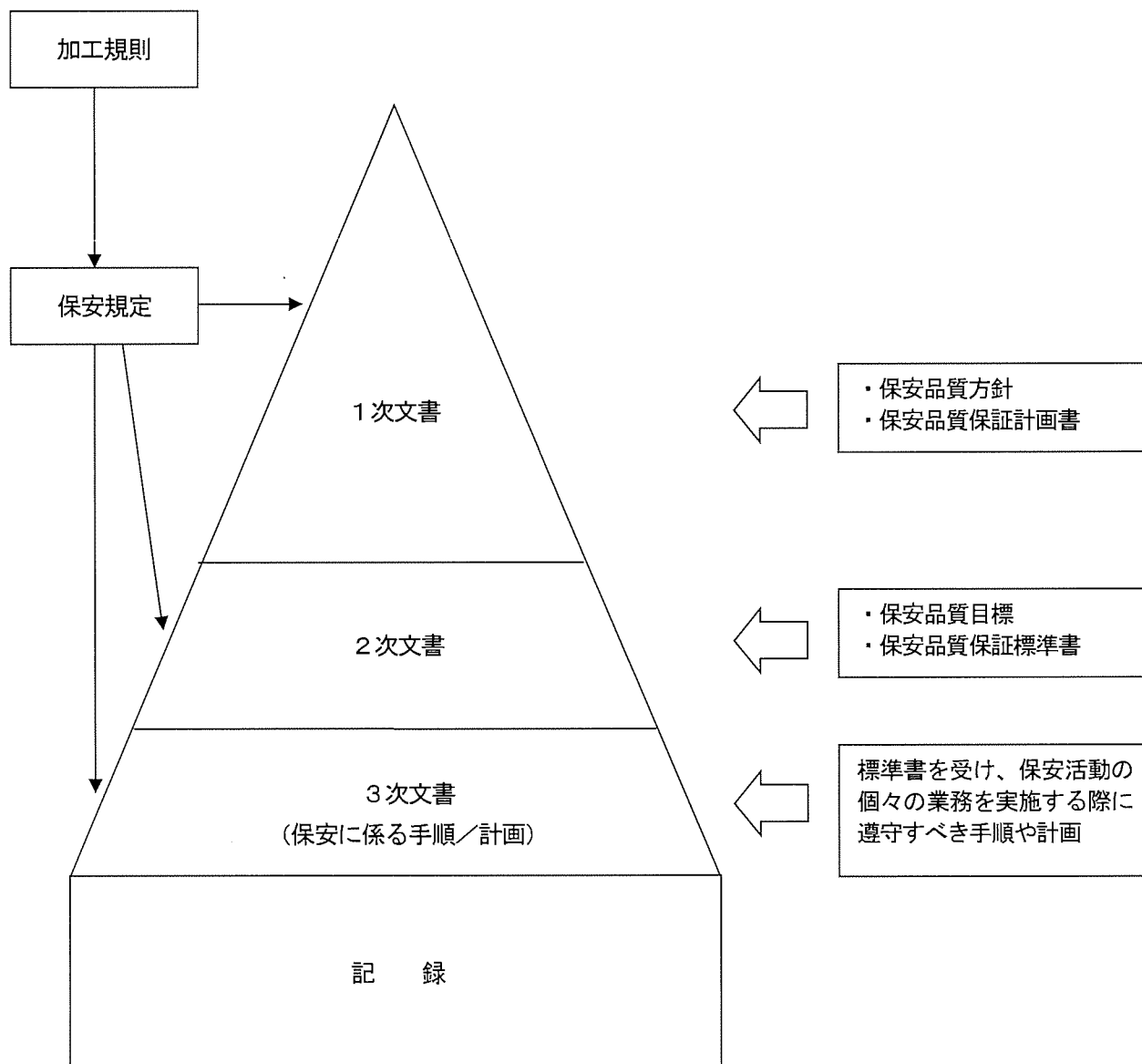
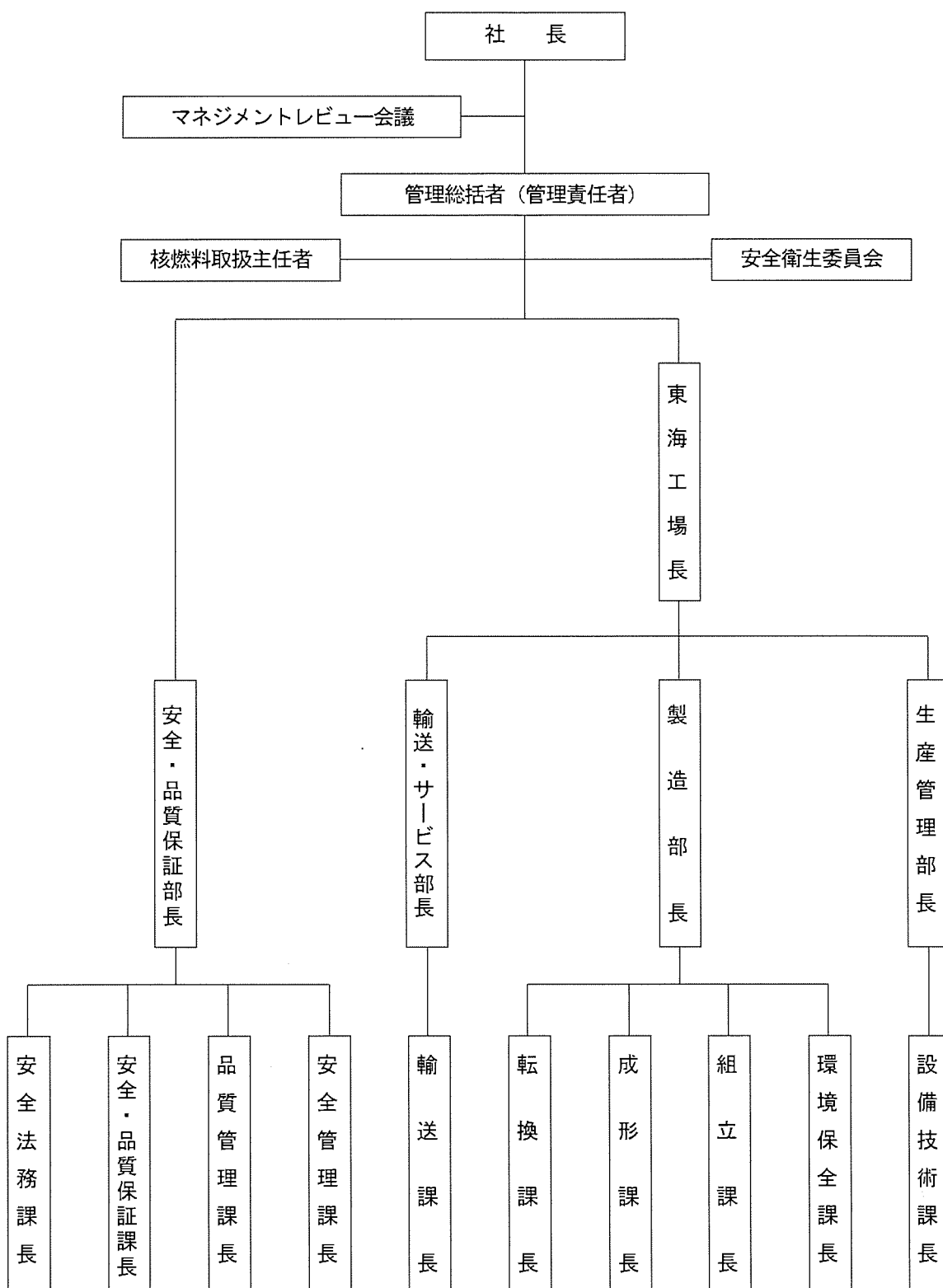


図2 保安品質マネジメントシステム文書体系図



(注) 核燃料取扱主任者は、加工施設の保安を監督する専任者として、保安規定第 17 条に定める職務を兼務しないこと。

図 3 保安管理組織図

添 付 標準書一覧

保安品質保証計画書	標準書	起案
1. 目的	—	—
2. 適用範囲	—	—
3. 定義	—	—
4. 品質マネジメントシステム	—	—
4. 1 一般要求事項	—	—
4. 2 文書化に関する要求事項	保安文書管理標準、保安記録管理標準	安全・品質保証部長
5. 経営者の責任	—	—
5. 1 経営者のコミットメント	—	—
5. 2 原子力安全の重視	—	—
5. 3 品質方針	*保安品質方針	社 長
5. 4 計 画	*保安品質目標	各部長
5. 5 責任、権限及びコミュニケーション	安全衛生委員会標準 マネジメントレビュー標準 月例保安報告会標準 選・解任標準	安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長
5. 6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー標準	安全・品質保証部長
6. 資源の運用管理	—	—
6. 1 資源の提供	—	—
6. 2 人的資源	保安教育・訓練標準	安全・品質保証部長
6. 3 インフラストラクチャー	保守管理標準	生産管理部長
6. 4 作業環境	放射線管理標準	安全・品質保証部長
7. 業務の計画及び実施	加工施設の操作標準	製造部長
7. 1 業務の計画	放射線管理標準 核燃料物質の管理標準	安全・品質保証部長 安全・品質保証部長
7. 2 業務に対する要求事項に関するプロセス	保守管理標準 放射性廃棄物管理標準 非常時の措置標準 保安社外報告管理標準	生産管理部長 製造部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長
7. 5 業務の実施	火災防護活動標準 自然災害等発生時の保全活動標準 安全衛生管理年間計画標準 定期評価標準 設計・開発管理標準 保安調達管理標準 総合安全解析（I S A）標準	安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 生産管理部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長
7. 6 監視機器及び測定器の管理	保守管理標準	生産管理部長
7. 3 設計・開発	保守管理標準 設計・開発管理標準	生産管理部長 生産管理部長
7. 4 調達	保安調達管理標準	安全・品質保証部長
8. 評価及び改善	—	—
8. 1 一般	—	—
8. 2 監視及び測定	内部保安監査標準 監視、測定及びデータ分析標準 保守管理標準	安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 生産管理部長
8. 3 不適合管理	保安不適合管理標準	安全・品質保証部長
8. 4 データの分析	監視、測定及びデータ分析標準	安全・品質保証部長
8. 5 改善	保安是正・予防処置標準	安全・品質保証部長

別記 3

添 付 書 類

I 設計及び工事の方法の技術上の基準への適合に関する説明書

添付説明書ー建1	火災等による損傷の防止に関する説明書
添付説明書ー建2	加工施設の耐震性に関する説明書
添付説明書ー建3	竜巻による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建4	積雪及び降下火砕物による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建5	外部火災・爆発による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建6	溢水による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建7	放射線による被ばく防止に関する説明書
添付説明書ー建8	臨界管理上の領域間の中性子相互干渉に関する説明書
添付説明書ー建9	航空機落下に伴う火災による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー設1	放射性液体廃棄物の廃棄施設に関する説明書
添付説明書ー設2	設備の耐震性に関する説明書
添付説明書ー設3	設備に対する竜巻防護に関する説明書
添付説明書ー設4	設備の閉じ込め機能に関する説明書
添付説明書ー参1	建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表

II 設計及び工事に係る品質管理の方法等の技術上の基準への適合に関する説明書

III 事業許可申請書との対応

I 設計及び工事の方法の技術上の基準への適合に関する説明書

今回申請する建物・構築物及び設備・機器について、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」（以下「設工認技術基準」）への適合を確認した結果を表 1-1、表 1-2 に示す。表中に示す変更区分の定義を次に示す。

- 新設 : 建物・構築物／設備・機器を新たに設置すること。
- 増設 : 構造及び機能が既存と同一の建物・構築物／設備・機器の台数を増やすこと。
- 追加 : 主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。
- 更新 : 既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。
- 改造 : 既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること(仕様又は構造を変更するために設備を作り直すことと、既存の設備を移設することを含む)。
- 撤去 : 当該の建物・構築物／設備・機器を撤去し、新たに後続を設置しないこと。

なお、平成 29 年 11 月 1 日付け原規規発第 1711011 号にて許可された事業許可申請書に記載したように、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるものはないため、加工施設には安全上重要な施設はない。

なお、以下の資料において、[]内に示す数字は、設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他の事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[5.2.1-設 1]は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1 を示す。

また、()内に示す数字は、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条番号、及び設計番号を示す。

(例) (5-4)は、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 5 条に対する設計番号 4 を示す。

仕舞表No.	名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*	
資料No.	資料項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*	
ト設-1	基礎設備(1)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-2	基礎設備(2)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-3	基礎設備(3)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-4	通風設備	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-5	ろ過設備(1)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-6	ろ過設備(2)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-7	ろ過設備(3)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-8	ろ過設備(1)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-9	ろ過設備(2)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-10	チェックタンク(1)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-11	チェックタンク(2)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-12	チェックタンク(3)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-13	イオン交換装置	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-14	乾燥機	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-15	チェックタンク(1)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-16	チェックタンク(2)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-17	チェックタンク(3)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
ト設-18	現(チェックタンク)	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設

本加工施設では該当しない項目
 設工総技術基準が変更または追加されている項目

○：設計変更なし+工事なし
 ◎：設計変更あり+工事なし
 ●：設計変更あり+工事あり

注1：建物で実施する工事があある(例えば、使用開始は今後設工中申請)
 注2：附属設備設備は今後設工申請
 注3：排水処理設備は今後設工申請

今回申請する建物・構築物の各部位が有する安全機能を設工認技術基準の条項毎に確認した結果を表 1-3-1～1-3-8 に示す。表中に示す記号の定義を以下に示す。

内部火災	◎	内部火災時に延焼防止機能を有する
	○	内部火災時に延焼防止機能を期待しないが、内部火災時に損傷せずその他の安全機能を維持する
耐震一次設計	◎	耐震性確保の機能を有する
	○	耐震性確保の機能を期待しないが、地震時は損傷せずその他の安全機能を維持する
耐震二次設計	◎	耐震性確保の機能を有する
	○	耐震性確保の機能を期待しないが、地震時は損傷せずその他の安全機能を維持する
耐震さらなる安全裕度の向上	◎	耐震性確保の機能を有する
	○	耐震性確保の機能を期待しないが、地震時は損傷せずその他の安全機能を維持する
F1 竜巻	◎	F1 竜巻で竜巻防護機能を有する
	○	F1 竜巻時に竜巻防護機能を期待しないが、F1 竜巻時に損傷せずその他の安全機能を維持する
F3 竜巻	◎	F3 竜巻で竜巻防護機能を有する
	○	F3 竜巻時に竜巻防護機能を期待しないが、F3 竜巻時に損傷せずその他の安全機能を維持する
降水	◎	建物内への雨水の流入防止機能を有する
	○	雨水の流入機能を期待しないが、雨水により損傷せずその他の安全機能を維持する
臨界	◎	臨界隔離壁
積雪/火山灰	◎	屋内に積雪/火山灰時の侵入防止機能を有する
	○	屋内に積雪/火山灰時の侵入防止機能を期待しないが、積雪/火山灰時に損傷せずその他の安全機能を維持する
航空機落下火災	◎	航空機落下火災時に損傷防止機能を有する
	○	航空機落下火災時の損傷防止機能を期待しないが、航空機落下火災時にその他の安全機能を維持する
外部火災(爆発を含む)	◎	外部火災時に損傷防止機能を有する
	○	外部火災時に損傷防止機能を期待しないが、外部火災時に損傷せずその他の安全機能を維持する
不法侵入	◎	不法侵入防止機能を有する
溢水	◎	溢水時に溢水防護区画外への漏えい防止機能を有する
閉じ込め	◎	管理区域の境界として閉じ込め機能を有する
遮蔽	◎	遮蔽計算で遮蔽能力を考慮する壁又は屋根
	○	遮蔽計算で考慮しないが、放射線影響を可能な限り低減するための壁通り名称で小数点表示をしているものは、通り間に位置していることを示す。 例：「15.3 通り」は 15 通りと 16 通りの間に位置していることを示す。
共通	—	機能を期待していない

表2-1-1 物件の名称の付与と変更の状況(仮換工事) (1/7)

種別 建物 用途	用途 区分	用途 区分	用途 区分	用途 区分	用途 区分	用途 区分	用途 区分	用途 区分	用途 区分	用途 区分	五本の間				五本 の間 六 本	七本	八本	備考																			
											用途 区分	用途 区分	用途 区分	用途 区分					用途 区分	用途 区分	用途 区分	用途 区分															
工場 倉庫	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)																			
																				倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)	倉庫 (500㎡)

表1-1 建物の各部の計画の概要表(建築工事) (2/2)

工種 番号 名称	工種 内容	単位	材料	形状・寸法 (mm) 等、図	図面番	二階		五階の二		五階の四		五階の五		五階の六	五階の七	五階の八	五階の九	五階の十								
						工費 管理	材料 費	鋼 筋 量 (kg)	鋼 筋 量 (kg)	鋼 筋 量 (kg)	鋼 筋 量 (kg)	鋼 筋 量 (kg)	鋼 筋 量 (kg)						鋼 筋 量 (kg)	鋼 筋 量 (kg)	鋼 筋 量 (kg)	鋼 筋 量 (kg)				
1 造 骨 工 事 鉄 骨	天井	天井 天板 鉄骨 天板 RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC								
						RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC					
	鉄骨 造骨 工事 鉄骨	鉄骨 柱 鉄骨 梁 鉄骨 桁 鉄骨 壁 鉄骨 床 鉄骨 階段	鉄骨 柱 鉄骨 梁 鉄骨 桁 鉄骨 壁 鉄骨 床 鉄骨 階段	鉄骨 柱 鉄骨 梁 鉄骨 桁 鉄骨 壁 鉄骨 床 鉄骨 階段	鉄骨 柱 鉄骨 梁 鉄骨 桁 鉄骨 壁 鉄骨 床 鉄骨 階段	鉄骨 柱 鉄骨 梁 鉄骨 桁 鉄骨 壁 鉄骨 床 鉄骨 階段	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨							
							鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨			
							鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨		
							鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	
							鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	
							鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨
							鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	
							鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	
							鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	
							鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	
鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨								

表1-5-1 建築物の各部屋の主な構造種別（補遺事項）（6/7）

工種等 新築工事 修繕工事等 改修工事 一部改修工事 17. 18 主要な構造種別: 表1-5-2

階数	用途	構造種別	部位	材質	主な材種(mm) 厚さ、寸法	圧縮力 (N/mm ²)	五層の二		五層の一		五層の六		その他
							鋼筋コンクリート	鉄骨コンクリート	鉄骨	鉄骨コンクリート	鉄骨	鉄骨コンクリート	
1	住居	住居用工業上屋上屋上屋上屋上の屋脊	住居用工業上屋上屋上屋上の屋脊	RC	RC	RC	鋼筋	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
1	商業	商業用工業上屋上屋上屋上の屋脊	商業用工業上屋上屋上屋上の屋脊	RC	RC	RC	鋼筋	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
1	事務所	事務所用工業上屋上屋上屋上の屋脊	事務所用工業上屋上屋上屋上の屋脊	RC	RC	RC	鋼筋	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
1	倉庫	倉庫用工業上屋上屋上屋上の屋脊	倉庫用工業上屋上屋上屋上の屋脊	RC	RC	RC	鋼筋	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
1	工場	工場用工業上屋上屋上屋上の屋脊	工場用工業上屋上屋上屋上の屋脊	RC	RC	RC	鋼筋	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
1	倉庫	倉庫用工業上屋上屋上屋上の屋脊	倉庫用工業上屋上屋上屋上の屋脊	RC	RC	RC	鋼筋	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
1	倉庫	倉庫用工業上屋上屋上屋上の屋脊	倉庫用工業上屋上屋上屋上の屋脊	RC	RC	RC	鋼筋	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
			RC				RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC

圧縮力 (N/mm²)

表1-2-2 建築物の基礎の打てる位置（仮設工事） (2/7)

建物名 建物 種別	基礎位置	基礎	材質	主尺寸法 (mm) 幅、高	図表No.	工事 内容	三本		五本の二		五本の四				七本		八本	備考													
							鋼管	鋼管	鋼管 埋設 管	鋼管 埋設 管	鋼管 埋設 管	鋼管 埋設 管	鋼管 埋設 管	鋼管 埋設 管	鋼管 埋設 管	鋼管 埋設 管			鋼管 埋設 管	鋼管 埋設 管	鋼管 埋設 管	鋼管 埋設 管									
東側 (22通り)	掘削区画と掘削区画との境界 (10-15通り間)	RC	RC	RC		掘削	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
																			掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	
																			掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	
東側 (20通り)	掘削区画と掘削区画との境界 (10-15通り間)	RC	RC	RC	掘削	掘削	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
																				掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削
																				掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削
東側 (15通り)	掘削区画と掘削区画との境界 (10-15通り間)	RC	RC	RC	掘削	掘削	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
																				掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削
																				掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削
北側 (15通り)	掘削区画と掘削区画との境界 (10-15通り間)	RC	RC	RC	掘削	掘削	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
																				掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削
																				掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削	掘削

評価項目	評価内容	評価結果	対策	達成率 (%)	環境性能		エネルギー		環境負荷			健康		備考
					省エネルギー	省資源	省エネルギー	省資源	省エネルギー	省資源	省エネルギー	省資源		
躯体性能 (100点)	断熱性能 (100点)	躯体断熱性能 (100点)	躯体断熱性能 (100点)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	躯体断熱性能 (100点)
	気密性能 (100点)	気密性能 (100点)	気密性能 (100点)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	気密性能 (100点)
	換気性能 (100点)	換気性能 (100点)	換気性能 (100点)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	換気性能 (100点)
	防湿性能 (100点)	防湿性能 (100点)	防湿性能 (100点)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	防湿性能 (100点)
設備性能 (100点)	空調設備 (100点)	空調設備 (100点)	空調設備 (100点)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	空調設備 (100点)
	給湯設備 (100点)	給湯設備 (100点)	給湯設備 (100点)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	給湯設備 (100点)
	換気設備 (100点)	換気設備 (100点)	換気設備 (100点)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	換気設備 (100点)
	照明設備 (100点)	照明設備 (100点)	照明設備 (100点)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	照明設備 (100点)
環境性能 (100点)	環境性能 (100点)	環境性能 (100点)	環境性能 (100点)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境性能 (100点)
	環境性能 (100点)	環境性能 (100点)	環境性能 (100点)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境性能 (100点)
	環境性能 (100点)	環境性能 (100点)	環境性能 (100点)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境性能 (100点)
	環境性能 (100点)	環境性能 (100点)	環境性能 (100点)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境性能 (100点)

職制	職名	課	課長	課員	主任(1名)	部長	三業		五業(二)		基本計画		その他		職名	人数																
							主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員			主任	課員														
正課長	課長	課長	課長	課員	主任	部長	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員																
																	課長	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員				
																	課長	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員
																	課長	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員
																	課長	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員
																	課長	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員
																	課長	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員
																	課長	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員
																	課長	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員
																	課長	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員
課長	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員	主任	課員																	

区分	用途	名称	仕様	数量	単価	建設費		建設費		建設費		建設費		建設費		備考		
						数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価					
1	建設費	建設費	建設費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
				5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
				9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
				10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
2	建設費	建設費	建設費	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11		
				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
				13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13		
				14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14		
				15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
				16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16		
				17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17		
				18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18		
				19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19		
				20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20		
3	建設費	建設費	建設費	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21			
				22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22			
				23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23			
				24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24			
				25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25			
				26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26			
				27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27			
				28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28			
				29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29			
				30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30			

区分	種別	用途	品名	仕様	数量	単価	基本		五等分		五等分		備考	
							数量	単価	数量	単価	数量	単価		
1 2 3 4 5 6	建設費	建築費	建築費(仮設)	仮設										
				基礎										
				躯体										
7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200	建設費	労務費	労務費(仮設)											
			基礎											
			躯体											

区分	種別	用途	品名	仕様	数量	単価	基本		五等分		五等分		備考	
							数量	単価	数量	単価	数量	単価		
1 2 3 4 5 6	建設費	建築費	建築費(仮設)	仮設										
				基礎										
				躯体										

表1-3-9 建物の各部位の有する安全機能 (エキスパンションジョイント) (2/4)

エキスパンションジョイント番号 及び 設置位置 (図1建-5(1/3)~(3/3)参照)	区分	部位	材質	厚さ(mm)	工事 内容	三	四	五		六	七	八	備考
						条	条	条の	条の	条	条	条	
4	転換工場 (1F、2F) 耐火壁、3F ALC壁 除染室・分析室 (一 階) (図1建-22) 除染室: (所建物の壁の間に 設置) (分析室側に設置)	転換工場 (ALC壁) 除染室 (RC壁)	-	-	-	二	三	四	五	六	七	八	屋内であり屋外カバー不要
						三	四	五	六	七	八		
						三	四	五	六	七	八		
						三	四	五	六	七	八		
						三	四	五	六	七	八		
						三	四	五	六	七	八		
						三	四	五	六	七	八		
						三	四	五	六	七	八		
						三	四	五	六	七	八		
						三	四	五	六	七	八		
						三	四	五	六	七	八		
						三	四	五	六	七	八		
						5	転換工場 (1F、2F) 耐火壁、3F ALC壁 成型工場 (RC壁) (図1建-14~16) (所建物の壁の間に設置)	転換工場 (ALC壁) 分析室 (RC壁)	-	-	-	二	
三	四	五	六	七	八								
三	四	五	六	七	八								
三	四	五	六	七	八								
三	四	五	六	七	八								
三	四	五	六	七	八								
三	四	五	六	七	八								
三	四	五	六	七	八								
三	四	五	六	七	八								
三	四	五	六	七	八								
三	四	五	六	七	八								
三	四	五	六	七	八								

表1-3-9 建物の各部位の有する安全機能 (エキスパンションジョイント) (3/4)

エキスパンションジョイント番号 及び 設置位置 (図1-4-5(1/3)~(3/3)参照)	区分	部位	材質	厚さ(mm)	工事 内容	三条		四条		五条の二		五条の四						五条の五	五条の六	七条	八条	備考
						耐震 壁	内部 火災	耐震 一次設計	耐震 二次設計	耐震 変な 係数	F1電巻	F3電巻	降水	積雪/ 火山 灰	航空 機墜 下火災	不法 侵入	止水	閉じ込め	遮蔽			
6 放射線管理棟-放射線管理棟前室 (図1-4-7) (前室側に設置)	鉛直 南側: Y1-25' 通り 北側: Y2-25' 通り	追設カバー (屋外)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	前室は第2種管理区域だが、一時的に第1種管理区域とシャッター開放のため、 ExoJに閉じ込めの機能を要求する	
		止水シート (内部)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		カバー (屋内)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		追設カバー (屋外)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		止水シート (内部)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		カバー (屋内)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 放射線管理棟-放射線管理棟第2部 (図1-4-1) (第2部側に設置)	鉛直 西側: 18'-C' 通り 東側: 25'-C' 通り	追設カバー (屋外)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閉じ込めが必要な放射線管理棟は外壁で閉じており、非管理区域の第2部と第2部の接 壁に閉じ込めが必要のため	
		止水シート (内部)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		カバー (屋内)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		追設カバー (屋外)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		止水シート (内部)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		カバー (屋内)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8 成層工場 (RC壁) →組立工場 (RC壁) (図1-4-1~3) (同建物の壁の間に設置)	鉛直 南側 14'-B' 通り	追設カバー (屋外)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	上部の接続部は組立工場の屋根でカバーされることから屋外の追設カバーは不要	
		止水シート (内部)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	組立工場と成層工場は、1Fは第2種管理区域、2F/3Fは第1種管理区域、2F/3Fは両建物の外壁同士の接 壁であり、閉じ込めが必要のため	
		カバー (屋内)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		追設カバー (屋外)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		止水シート (内部)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		カバー (屋内)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9 組立工場前室 →放射線管理棟前室 (図1-4-6) (放射線管理棟側に設置)	鉛直 西側: Y7-X3' 通り 東側: Y8-X3' 通り	追設カバー (屋外)			新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同建物の屋根部は外壁同士で閉じており、内部水気対応のカバーは不要	
		止水シート (内部)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		カバー (屋内)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		追設カバー (屋外)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		止水シート (内部)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		カバー (屋内)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9 組立工場前室 →放射線管理棟前室 (図1-4-6) (放射線管理棟側に設置)	鉛直 西側: Y7-X3' 通り 東側: Y8-X3' 通り	追設カバー (屋外)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2種管理区域内の接続であり、閉じ込めが必要ないため	
		止水シート (内部)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		カバー (屋内)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		追設カバー (屋外)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		止水シート (内部)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		カバー (屋内)			交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

表1-3-9 建物の各部位の有する安全機能（エキスパンションジョイント）（4/4）

エキスパンションジョイント番号 及び 設置位置 (図1建-5(1/3)～(3/3)参照)	区分	部位	材質	厚さ(mm)	工事 内容	三条			四			五			六			備考			
						五			二			四			五				六		
						内部火災	耐震一次設計	耐震二次設計	F1電巻	F3電巻	積雪/火山灰	航空機墜下火災	外部火災	不法侵入	漏水	閉じ込め	差		七	八	
10 容器管理棟保管室メンテナンス室 (図1建-6) (メンテナンス室側に設置)	鉛直 西側 Y6通り 北側：X3-Y6通り	追設カバー (屋外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	容器管理棟は外壁で閉じており、屋外の追設カバーは不要			
		止水シート (内部)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため		
	水平 (南北) Y6通り X1-Y3通り間	カバー (屋内)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため		
		追設カバー (屋外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	容器管理棟は外壁で閉じており、屋外の追設カバーは不要		
		止水シート (内部)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため		
		カバー (屋内)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため		
	鉛直 西側 Y4-5通り	追設カバー (屋外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	放射線管理棟は外壁で閉じており、屋外の追設カバーは不要		
		止水シート (内部)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため		
		カバー (屋内)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため		
		追設カバー (屋外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	放射線管理棟は外壁で閉じており、屋外の追設カバーは不要		
止水シート (内部)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため			
カバー (屋内)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため			
水平 (東西) Y5通り Y4-Y8通り間	追設カバー (屋外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	放射線管理棟は外壁で閉じており、屋外の追設カバーは不要			
	止水シート (内部)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため			
	カバー (屋内)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため			
	追設カバー (屋外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	放射線管理棟は外壁で閉じており、屋外の追設カバーは不要			
	止水シート (内部)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため			
	カバー (屋内)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため			
鉛直 東側 B'近傍-Y8通り	追設カバー (屋外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	放射線管理棟は外壁で閉じており、屋外の追設カバーは不要			
	止水シート (内部)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため			
	カバー (屋内)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため			
	追設カバー (屋外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	放射線管理棟は外壁で閉じており、屋外の追設カバーは不要			
水平 (南北) Y8通り B'近傍-Y8通り間	止水シート (内部)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため			
	カバー (屋内)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非管理区域との接続であり、閉じ込め不要のため			

(核燃料物質の臨界防止)

第三条 安全機能を有する施設には、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置を講じなければならない。

廃液処理設備(5)、(6)は放射性液体廃棄物を取り扱う設備・機器である。廃液処理設備(5)で受け入れる廃液は、工場棟成型工場におけるウラン粉末取扱い機器の機器洗浄に伴う廃液、除染室・分析室における放射性固体廃棄物の除染処理に伴う廃液である。これらの廃液は、発生元で廃液中のウラン回収処理を行った後、廃液処理設備(5)に送液されることから、廃液処理設備(5)は臨界防止管理の対象外の設備・機器となる。一方、廃液処理設備(6)で受け入れる廃液は、工場棟成型工場、工場棟組立工場、放射線管理棟の管理区域内で発生する手洗い水等（ウランをほとんど含まない廃液）であることから、廃液処理設備(6)は臨界防止管理の対象外の設備・機器となる。

なお、成形工程の機器洗浄に伴う廃液、除染室・分析室の放射性固体廃棄物の除染処理に伴う廃液からのウランの回収処理に関わる機器は、次回以降申請する。

2. 安全機能を有する施設には、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置を講じなければならない。

(適合性の説明)

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、除染室・分析室

(2) 複数ユニットの臨界安全

複数の単一ユニット（以下「複数ユニット」という。）は、核的に安全な配置を決定するため、臨界安全評価を行う上での領域区分を定める。これらの領域区分は、領域同士での相互干渉がないように厚さ 30.5cm 以上のコンクリート又は同等以上の中性子遮蔽材である臨界隔離壁によって隔離するか、関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法と 3.66m のうちいずれか大きい方の距離以上離れた配置とする設計とする。(2-13)

[事業許可との相違点]

事業許可の安全機能を有する施設の安全機能一覧では、臨界安全評価を行うために設定した領域間の相互干渉を防止するため、工場棟領域（工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、除染室・分析室）には臨界隔離壁を設けることとしていたが、本申請では臨界隔離壁を設けずに関係するユニットを必要離隔距離以上離す設計とする。変更後の設計は、領域間の相互干渉を防止する方法のひとつとして事業許可で謳っており、事業許可の設計方針から逸脱するものではない。

- [3.2-建 1] 複数の単一ユニットについて、核的に安全な配置を決定するため、臨界安全評価を行う上で7つの領域区分を定めた（工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、除染室・分析室は工場棟領域、第2核燃料倉庫は第2核燃料倉庫領域に属する。図臨-1 臨界管理上の領域区分

参照)。

(1) 工場棟領域ユニットとその他の領域ユニットに対する相互干渉

工場棟領域のユニットは、領域同士での相互干渉がないようにするために、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す。なお、必要離隔距離とは、関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法と3.66mのうちいずれか大きい方の距離のことである。

また、隣接する第2核燃料倉庫領域とは、下記のように隔離する。

① 設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニット

工場棟領域で490cm以下のユニットについては、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する。なお、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)とは、第2核燃料倉庫の壁(RC、厚さ30.5cm以上、高さ490cm以上)である。

② 設置高さ490cmを超える工場棟領域ユニット

工場棟領域のユニットの中には、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)よりも高い位置に設置されているものがある。これについては、次回以降の申請で工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域のユニットが必要離隔距離以上離れていることを説明する。

(2) 第2核燃料倉庫領域ユニットとその他の領域ユニットに対する相互干渉

原料貯蔵所領域、加工棟領域のユニットとは、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する。また、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域のユニットとは、必要離隔距離以上離す。

上記を評価した結果を添付説明書一建8に示す。

なお、加工棟領域ユニットとその他の領域ユニットに対する相互干渉については、2次申請書(令和元年8月9日付原規規発第1908096号)で申請済みであり、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域ユニットとその他の領域ユニットに対する相互干渉については次回以降の申請で説明する。

3. 臨界質量以上のウラン(ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。)又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

加工施設ではウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるウラン及びプルトニウムを取り扱わないため、該当しない。

(火災等による損傷の防止)

第四条 安全機能を有する施設が火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。以下同じ。）を施設しなければならない。

(適合性の説明)

○自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）

火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき自動火災報知設備を設置する設計とする。(5-4)

[事業許可との相違点]

自動火災報知設備のうち、

- ・既存設備の特性を考慮し、煙感知器から熱感知器に変更
- ・設備移設に伴い煙感知器を削除
- ・飛散防止用防護ネット設置に伴うメンテナンス性向上のため空気管式感知器に変更
- ・空気管式感知器設置に伴い熱感知器を削除
- ・非管理区域の感知器の記載を追加
- ・設置不要な感知器の記載を削除
- ・組立工場前室の折板張替え補強により天井を撤去することに伴い煙感知器を追加
- ・転換工場の天井撤去に伴う変更

の理由で、事業許可から変更している設備があるが、変更前と同等の機能を有しており、事業許可とは整合している。

- [4.1-建 1]工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室は消防法施行令別表第一に基づき、工場とし、火災を早期に感知し報知するために、消防法第十七条第一項に基づき、消防の用に供する設備として、自動火災報知設備を設置する。

自動火災報知設備の感知器は、消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備（煙、熱、空気管式、警報設備（ベル））を各建物に設置する。

また、転換工場、成型工場、組立工場、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所は、飛散防止用防護ネットの設置に伴い煙感知器、熱感知器のメンテナンスが難しくなるため、メンテナンス性に優れた空気管式に変更する。また、除染室・分析室は間仕切壁更新に伴い、空気管式感知器の配置を変更する。

なお、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、放射線管理棟及び放射線管理棟前室は鉄筋コンクリート造、工場棟転換工場及び除染室・分析室は鉄骨造、容器管理棟は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、消防法施行令第二十二條に規定されている漏電火災警報機の設置基準に該当しないため、本施設には当該警報機は設置不要である。

人が火災を発見した場合、消防法に基づき手動で火災信号を発信する発信機を設置する設計とする。(5-5)

- [4.1-建 2]消防法施行規則第二十四条に基づき、工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟及び除染室・分析室の各部分から発信機までの歩行距離が50m以内になるように、火災

発生時に手動で通報出来る発信機（P型）を設置する。

○消火設備（消火器）

初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法に基づき二酸化炭素消火器及び粉末消火器を設置する設計とする。なお、消火器の設置数は消防法で定める数以上を設置する設計とする。（5-6）

- [4.1-建3] 初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法第十七条第1項に基づき、消防の用に供する設備として、消火器を設置する。
消火器までの歩行距離は消防法施行規則第六条6項に基づき、消火器に至る歩行距離を20m以下とする。なお消火器の配置については、所轄消防本部からの指導により、決定する。

（工場棟転換工場）

- ・工場棟転換工場に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器（10型、20型、50型）及び二酸化炭素消火器（7型、50型）とする。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、工場棟転換工場の床面積約4,500m²より必要な能力単位（床面積100m²あたり1）45以上となる消火器を設置する。
- ・なお、事業許可での設置計画から、金属容器に収納できない可燃物があるため粉末消火器（10型）及び粉末消火器（50型）を追設している。

（工場棟成型工場）

- ・工場棟成型工場に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器（10型、50型）及び二酸化炭素消火器（7型、50型）とする。なお燃料棒に使用しているジルカロイは、微粉状態では発火する可能性があるため、燃料棒溶接室及び燃料棒補修室には金属用消火器を設置している。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、工場棟成型工場の床面積約4,700m²より必要な能力単位（床面積100m²あたり1）47以上となる消火器を設置する。
- ・なお、所轄消防本部の指導により、事業許可での設置計画から粉末消火器（50型）及び粉末消火器（10型）を追設している。

（工場棟組立工場）

- ・工場棟組立工場に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器（10型）及び二酸化炭素消火器（7型）とする。なお燃料棒に使用しているジルカロイは、微粉状態では発火する可能性があるため、燃料集合体組立室には金属用消火器を設置している。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、工場棟組立工場の床面積約3,200m²より必要な能力単位（床面積100m²あたり1）32以上となる消火器を設置する。

（第2核燃料倉庫）

- ・第2核燃料倉庫に設置する消火器は、普通火災を想定し二酸化炭素消火器（7型）とする。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、第2核燃料倉庫の床面積約470m²より必要な能力単位（床面積100m²あたり1）5以上となる消火器を設置する。

(容器管理棟)

- ・容器管理棟に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器（10 型）とする。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、容器管理棟の床面積約 370m² より必要な能力単位（床面積 100m² あたり 1）4 以上となる消火器を設置する。

(放射線管理棟及び前室)

- ・放射線管理棟及び前室に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器（10 型）及び二酸化炭素消火器（7 型）とする。廃棄物一時貯蔵所には金属用消火器を設置している。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、放射線管理棟及び前室の床面積約 1,240m² より必要な能力単位（床面積 100m² あたり 1）13 以上となる消火器を設置する。
- ・なお、事業許可から、所轄消防本部の指導により粉末消火器(10 型)を追設している。

(除染室・分析室)

- ・除染室・分析室に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器（10 型）及び二酸化炭素消火器（7 型）とする。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、除染室・分析室の床面積約 780m² より必要な能力単位（床面積 100m² あたり 1）8 以上となる消火器を設置する。
- ・なお、所轄消防本部の指導により、事業許可での設置計画から二酸化炭素消火器(7 型)を追設している。

○消火設備（消火器）

第 1 種管理区域では水消火による臨界の発生を防止するために、金属製の容器や棚で着火源を遮断できない可燃性物質に対し、その周辺に消火器を追加配置する設計とする。(5-7)

- [4.1-建 4] 火災の発生を防止するため、管理区域内の可燃物を削減、または金属製の容器に収納することとしているが、第 1 種管理区域である工場棟転換工場、工場棟成型工場、及び第 2 種管理区域である工場棟組立工場に、削減または金属製の容器に収納できない木製の机やプラスチックの備品があるため、周辺に粉末消火器を追加配置している。

○消火設備（屋外消火栓）

消防法に従い屋外消火栓、防火水槽、また、可搬消防ポンプを設置する設計とする。屋外消火栓は、消防法施行令第 19 条により、建物の各部分からホース接続口までの水平距離が 40m 以下となる様に設ける。防火水槽は、消防法施行令より、水平距離 100m 半径内に建築物の各部分を覆うことが出来るように配置する。(5-8)

- [4.1-建 5] 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第 2 核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室及びその周辺の火災を消火するために、消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置し、屋外消火栓から各部屋へのアクセスルートを設定する。
 - ・消防法施行令第十九条に基づき、建物各部から屋外消火栓のホース接続口ま

での水平距離が、40m以下となるように屋外消火栓を設置し、近傍に20mホース2本を収納したホース格納箱を設置する。また、屋外消火栓を増設しても水平距離が40m以下とならないエリアについては、所轄消防本部と協議して、消防法施行令第十九条の適用除外（消防法施行令第三十二条）とする了解を取得している。了解の取得に際しては、工場棟東側の屋外消火栓近傍に20mホースを1本追加収納（合計3本を収納）したホース格納箱を設置すると共に、粉末消火器を設置している。

- ・屋外消火栓は、ポンプ室にある防火水槽（100m³×2）と消火水配管（一部、埋設）により接続されている。また、防火水槽は水平距離100m半径内に建築物の各部分を覆うことができるように配置する。なお、消火水を貯留するための防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプについては、次回以降申請を予定している。

2. 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

加工施設に安全上重要な施設はないため、該当しない。

3. 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。

（適合性の説明）

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室、独立遮蔽壁（工場棟組立工場内）

加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計とする。取り扱うウランの性状を考慮して防火区画を設けて延焼を防止し、建物からのウランの漏えいを防止する。（5-1）

加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計としている。（9-21）

- ▶ [4.3-建1] 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室及び除染室・分析室は、建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物であり、主要構造部は不燃性材料（鉄筋コンクリート、鉄骨、鋼板、軽量気泡コンクリート（ALC））で設計する。独立遮蔽壁（工場棟組立工場内）の主要構造部は不燃性材料（鉄筋コンクリート）で設計する。

- 緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））

加工施設の建物内に設置する核燃料物質を取り扱うフードボックス等の設備・機器は、火災発生防止のため、不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。設備・機器は、火災発生防止のため、主要な構造材は不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。（5-2）

- ▶ [4.3-建2] 緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する設計とする。

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

火災の延焼を防止するために、火災区域を設定し、万一の火災を想定しても、十分

な耐火性能を備えた防火壁、防火扉等の防火設備を設けることで当該火災区域外への延焼を防止する設計とする。

火災防護対象設備を設置している建物に火災区域を設定する。

火災発生時に臨界防止、閉じ込め及び遮蔽機能を維持するため、放射性物質等を取り扱う区域は火災区域に設定する。また、当該火災区域に隣接する区域のうち、延焼の可能性がある区域も火災区域に設定する。

建築基準法に基づく防火区画を基本として、取扱物質及び管理区域の区分を考慮して、以下のとおり防火区画を一部細分化して火災区域を設定する。なお、火災区画は火災区域と同一とする。

① 工場棟の成型工場（第1種管理区域）と組立工場（第2種管理区域）は、火災発生時の延焼を防止するために別の火災区域とする。

② 工場棟の転換工場の原料倉庫と原料倉庫の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。

③ 工場棟の転換工場の転換加工室と転換加工室の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。

④ 工場棟の成型工場（ペレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料棒溶接室、燃料棒補修室）とその上階に位置する成型工場（フィルタ室）は、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。

火災の延焼を防止するために火災区域を設定し、火災区域内における火災の継続時間を示す指標に相当する等価時間が防火壁等の耐火時間を超えない設計とする。

(5-10)

[事業許可との相違点]

- ・ 転換工場の天井撤去に伴い事業許可から以下の通り火災区域を変更した。
 - － 工場棟（転換工場 原料倉庫）と、その真上の工場棟（転換工場 3F原料倉庫ダクトスペース）を同一区画化した。
 - － 工場棟（転換工場 転換加工室）と、その真上の工場棟（転換工場 3F転換加工室ダクトスペース）を同一区画化した。
- ・ 事業許可に記載の火災等による損傷の防止に係る基本方針に基づき、延焼及びウランの漏えいを防止する設計としており、事業許可に整合している。
- ・ 一部の耐火時間は事業許可から変更しているが、全て事業許可の値よりも大きな値となる。
 - 十分な耐火性能を有し、延焼及びウランの漏えいを防止する設計としており、事業許可に整合している。
- ・ 可燃性、難燃性物質量を等価時間緩和等のため、また放射線管理棟（前室）の物質量が確定したため、事業許可から変更しているが、建物の機能は維持されており、事業許可に整合している。

- [4.3-建3]原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に火災区域を設定し、火災を想定しても当該火災区域外への延焼を防止する設計とし建物からのウランの漏えいを防止する。また、工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室及び除染室・分析室では放射性物質を取り扱っており、火災発生時に臨界防止、閉じ込め及び遮蔽機能を維持するため、放射性物質等を取り扱う区域を火災区域に設定する。設定した火災区域を図イ建-6～8に示す。

- [4.3-建 4]工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室及び除染室・分析室は、図イ建-6~8に示す火災区域における等価時間が、外壁、区画境界壁、屋根、天井、床、シャッター及び鉄扉の耐火時間を超えない設計とする。ガラリ部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される。気体廃棄設備は、次回以降申請とする。なお、事業許可からの変更点として、除染室・分析室のうち、耐火時間に対する等価時間の余裕が少ない部屋については、可燃物の保管場所を変更することにより、裕度が大きくなるように見直す。具体的には、火災区域L2の試薬をL1へ移動する。また、除染室・分析室の木材を使用している試験装置を木材を使用していない装置に更新することとしていたが、代替品が無いため更新を取り止めたことにより、可燃物量を見直した。具体的には、火災区域L1に木材□kgを追加する。さらに、放射線管理棟に配備している工事作業用靴が増加することを考慮し、可燃物量を見直した。具体的には、火災区域E1にゴム□kgを追加する。また、新設する放射線管理棟前室の評価を実施した。工場棟転換工場の原料倉庫、転換加工室には天井により、それぞれ、上部のダクトスペースと分離されていたことから火災区域を別に設定していたが、天井の撤去に伴い火災区域を上下で統合した。この火災区域の統合に伴い難燃性物質質量が増加する区域があるが、等価時間の増加はわずかであり、火災区域境界の耐火時間より十分低いことを確認した。評価した結果を添付説明書-建1に示す。
- [4.3-建 5]工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室及び除染室・分析室は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づき火災区域を設定し、万一の火災を想定しても、十分な耐火性能を備えた防火壁、防火扉、防火シャッター又は防火ダンパーを設けることで当該火災区域外への延焼を防止する設計とする。内部火災の影響を受けるエキスパンションジョイントは、カバー（屋内）を設置することで当該火災区域外への延焼を防止する設計とする。なお、火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。

○工場棟転換工場

火災の延焼の防止に関して更なる閉じ込めの強化を図るため、転換工場と成型工場の境界において転換工場の南側に耐火壁（扉を含む）を追設する設計とする。
(5-17)

- [4.3-建 6]工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界において工場棟転換工場の南側に耐火壁（扉を含む）を追設する。なお、追設する耐火壁を図イ建-14、15に示す。

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

火災区域間の延焼を防止するため、電力用、計測用及び制御用ケーブルは、防火壁の貫通部に耐火シールを施工する設計とする。(5-19)

- [4.3-建 7]火災区域間の延焼を防止するために、工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室及び除染室・分析室において、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シールを施工する。

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、除染室・分析室

被水による設備・機器の電気火災の発生を防止するため、配線用遮断器を設置する。被水による設備・機器における電気火災の発生を防止するため、被水防止カバーを設置するか、配線用遮断器を設置する設計とする。(11-9)

使用電圧が高い幹線動力用ケーブルに接続する制御盤の設備高さについては、設備高さを没水許容高さより高くする設計とし、それ以外の制御盤は配線用遮断器を設置する設計とする。(11-16)

- [4.3-建 8]火災防護の観点から、設置している電源ケーブルに対して、過負荷や短絡での過電流による火災の発生を防止するため、電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。

○廃液処理設備(5)、(6)

今回申請する機器については、以下を満足する設計としている。

廃液処理設備(5)及び(6)を設置する転換工場廃棄物処理室及び放射線管理棟廃水処理室には、難燃性材料を使用したフードボックス等の閉じ込め機能を有する機器はない。また、使用電圧が高い幹線動力用ケーブル及び配電設備から大きな電流を扱う盤に該当する設備・機器及びUF₆ガス及び水素を取り扱う設備・機器はない。

加工施設の建物内に設置する核燃料物質を取り扱うフードボックス等の設備・機器は、火災発生防止のため、不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。設備・機器は、火災発生防止のため、主要な構造材は不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。(5-2)

- [4.3-設2] 主要な構造材(機器を構成する柱及び梁)は、不燃性材料を使用した設計である。また、その他の安全機能を確保するための主要な材料についても不燃性材料を使用した設計である。

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

(適合性の説明)

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室、独立遮蔽壁（工場棟組立工場内）、消火設備（屋外消火栓）

安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。

建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接造る直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層のN値は30以上とする。ただし、基礎荷重の小さい建物・構築物は、地表近くのローム層に支持させる。(6-1)

- [5.1-建 1]安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。

工場棟転換工場本体、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫本体、容器管理棟、放射線管理棟、及び除染室・分析室は、十分な支持性能を有するN値30以上の砂礫層に杭先端が達する杭による杭基礎により支持する。工場棟転換工場前室、第2核燃料倉庫前室、放射線管理棟前室、及び独立遮蔽壁（工場棟組立工場内）は、支持性能が十分な（長期許容応力度 50kN/m^2 以上、短期許容応力度 100kN/m^2 以上）地表近くのローム層で直接支持する直接基礎により支持する。なお、放射線管理棟前室の基礎は、基礎下部を基礎梁下面から深さ約1mまでの範囲で地盤改良する。

また、工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、及び除染室・分析室の1階床の土間コンクリートは、支持性能が十分な（長期許容応力度 50kN/m^2 以上、短期許容応力度 100kN/m^2 以上）地表近くのローム層により支持する。

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室、及び独立遮蔽壁（工場棟組立工場内）の基礎及び建物を支持する地盤について、地震力が作用した場合の支持性能を評価した結果を添付説明書一建2に示す。

- [5.1-建 2]工場棟転換工場本体、工場棟転換工場前室、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室、独立遮蔽壁（工場棟組立工場内）、及び消火設備（屋外消火栓）は、液状化の恐れがない地盤に設置されており、地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持できる地盤で支持する。

- 緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））、非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）、廃液処理設備(5)、廃液処理設備(6)

- [5.1-設 1]安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十

十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構造物に設置する。なお、廃液処理設備(5)、廃液処理設備(6)は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場、放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

(地震による損傷の防止)

第五条の二 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

(適合性の説明)

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室、独立遮蔽壁（工場棟組立工場内）、緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））、非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）、消火設備（屋外消火栓）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）、廃液処理設備(5)、廃液処理設備(6)

ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類する。(7-1)

- [5.2.1-建 1] [5.2.1-設 1] 事業許可に示すように耐震重要度分類を行っている。工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室、独立遮蔽壁（工場棟組立工場内）及び緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））は第1類、容器管理棟及び非常用設備（非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）、消火設備（屋外消火栓）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯））、廃液処理設備(5)、廃液処理設備(6)は第3類とする。

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室、独立遮蔽壁（工場棟組立工場内）、緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））、非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）

耐震重要度分類において、上位に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないものとするとともに、下位の分類に属するものを上位の分類の建物及び構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位の分類による設計とする。(7-2)

- [5.2.1-建 2] 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室、独立遮蔽壁（工場棟組立工場内）及び緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損が生じない設計とする。
- [5.2.1-建 8] 耐震重要度分類第3類の設備・機器である非常用設備（非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯））は、加工施設の耐震性に関する説明書（添付説明書一建 2）の基本方針に従い、耐震重要度分類第3類の地震力に十分耐えることができるように、各建物・構築物の壁、柱、梁、屋根等にボルト又は溶接にて固定する。これらの設備・機器は、耐震重要度分類第2類以上の地震力で固定部が損傷し落下したとしても、軽量であり、かつ、上位の第1類及び第2類の設備・機器と離れた位置にあることから上位への波及はない。また、耐震重要度分類第3類の非常用設備は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、個別のボルト又は溶接で固定されているため、構造的に一体として設計する必要はない。

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

建物・構築物の区分については、収納する設備・機器の重要度区分と同じか、それより上位の分類とする。(7-3)

- [5.2.1-建3]各建物・構築物の区分は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類となるように耐震重要度分類を行っている。

耐震設計上独立した建物を接続する場合は、エキスパンションジョイントを介して接続する設計とする。(7-4)

- [5.2.1-建4]工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室及び除染室・分析室の構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とする。建物と建物間の間隔は、図イ建-5に示すようにエキスパンションジョイントを介して接続する。なお、加工施設である容器管理棟の保管室は、メンテナンス室と隣接しているが、エキスパンションジョイントを介して独立した別建物である。

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室、独立遮蔽壁（工場棟組立工場内）

静的地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数 C_i に、耐震重要度に応じて下記に示す割り増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。(7-5)

保有水平耐力の算定においては、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全性を確認することを原則とする。また、必要保有水平耐力については、同条第2号に規定する式で計算した数値に下記に示す割り増し係数を乗じた値とする。また、必要保有水平耐力の算出に使用する標準せん断力係数 C_0 は1.0以上とする。(7-6)

- [5.2.1-建5] 耐震重要度分類第1類の工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室、及び独立遮蔽壁（工場棟組立工場内）

[一次設計]

耐震重要度分類第1類の割り増し係数(1.5)を乗じた静的地震力(0.3G)が作用した際に、鉄骨、鉄筋及びコンクリートに発生する応力は「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」、「鉄構造設計基準—許容応力度法—」等に定められた許容応力以下となる。

[二次設計]

静的地震力(1.5G)に対し、建屋全体の保有水平耐力は、必要保有水平耐力を上回る。

耐震重要度分類第3類の容器管理棟

[一次設計]

耐震重要度分類第3類の割り増し係数(1.0)を乗じた静的地震力(0.2G)が作用した際に鉄骨、鉄筋及びコンクリートに発生する応力は「鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」、「鉄構造設計基準—許容応力度法—」等に定められた許容応力以下となる。

[二次設計]

静的地震力 (1.0G) に対し建屋全体の保有水平耐力は、必要保有水平耐力を上回る。

なお、地震による損傷の防止を計算により説明した書類を添付説明書一建 2 に、建築確認申請、耐震評定、計画認定の審査事項の説明を資料 4 の補足資料に示す。

今回申請する各建物の耐震補強計画に使用した計算ソフトウェア及び解析モデルは、耐震評定及び計画認定と同じである。

- 緊急対策設備(3) (堰 (内部溢水止水用))、非常用通報設備 (非常ベル設備、放送設備)、消火設備 (屋外消火栓)、自動火災報知設備 (火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1) (非常用照明、誘導灯)、廃液処理設備(5)、廃液処理設備(6)

各クラスともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、耐震重要度に応じて上記に示す割り増し係数を乗じたものに 20% 増して算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計をいう。(7-8)

剛構造とならない設備・機器の耐震設計は、「建築設備耐震設計・施工指針(一般財団法人 日本建築センター発行)」の局部震度法による「設備機器の設計用標準震度」に基づく水平地震力と設備・機器に常時作用している荷重の組み合わせに対して弾性範囲に留まる設計を行う。具体的には、第 1 類、第 2 類、第 3 類の設備・機器に対してそれぞれ 1.0G、0.6G、0.4G の水平地震力を考慮する。(7-9)

耐震重要度分類の第 1 類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行うものとする。二次設計に用いる地震力は、一次地震力に割増し係数 1.5 以上を乗じたものとする。二次設計は、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。(7-10)

- [5.2.1-建 6]耐震重要度分類第 1 類の緊急対策設備(3) (堰 (内部溢水止水用)) は、地震による損傷防止を評価した結果について添付説明書一建 2 に示す。
- [5.2.1-建 7]非常用設備 (非常用通報設備 (非常ベル設備、放送設備)、消火設備 (屋外消火栓)、自動火災報知設備 (火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1) (非常用照明、誘導灯)) は、加工施設の耐震性に関する説明書 (添付説明書一建 2) の基本方針に従い、耐震重要度分類第 3 類の地震力による損傷を防止する設計とする。
- [5.2.1-設 2]廃液処理設備(5)、廃液処理設備(6)は、耐震性に関する説明書 (添付説明書一設 2) の基本方針に従い、耐震重要度分類第 3 類の地震力に十分耐えることができるよう部材、取付ボルトを設計する。

2. 耐震重要施設 (事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。) は、基準地震動による地震力 (事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。) に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

耐震重要施設 (S クラスに属する施設) はないため、該当しない。

3. 耐震重要施設が事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

耐震重要施設（Sクラスに属する施設）はないため、該当しない。

建築確認申請、耐震評定、計画認定の審査事項

1. はじめに

4 次申請対象建物のうち、既設の建物は建設時に建築確認申請を行っており、さらに、新規制対応の建物改修にともない、耐震評定（第三者の専門機関）及び計画認定（茨城県の建築指導課）を受けている。

また、新設の建物（放射線管理棟前室）は、建築確認を申請中である。
これらの 4 次申請対象建物の行政（茨城県）による審査を下表に示す。

建物名称	建設時	今回の耐震改修	
	確認申請	耐震評定	計画認定
転換工場	済 注 1	済	一の建物として取得済み
成型工場	済 注 1	済	
組立工場	済 注 1	済	
除染室・分析室	済 注 1	済	
放射線管理棟増築部	済 注 1	済	
第 2 核燃料倉庫	済 注 3	— 注 2	
容器管理棟	済 注 3	— 注 2	
放射線管理棟前室	申請中 注 4、5	—	—

注 1：いずれの建物も S56 年 6 月以前に建築されており、旧耐震基準による

注 2：耐震評定が必要な補強がないため

注 3：新耐震基準による（第 2 核燃料倉庫：S57.4、容器管理棟：新耐震基準 S63.2）

注 4：新設のため

注 5：構造耐力の確認は対象外

2. 耐震改修に関する建築確認申請、耐震評定、計画認定の審査事項

(1) 既設建物

- ・ 既設の建物のうち耐震評定済みの建物は、二次設計に相当する大地震時（耐震重要度分類第1類は、 $1.5G=1.0 \times$ 割増係数1.5）の評価結果を審査いただいている。
- ・ 既設建物のうち耐震評定対象外の建物（2棟）は、建設時の審査のみとなっているが、両者とも新耐震基準の建物である。

(2) 新設建物

- ・ 新設建物は、建築基準法及び新規制基準に基づき、一次設計に相当する中地震時（ $0.3G=0.2 \times$ 割増係数1.5）、二次設計に相当する大地震時（同上）の設計を行い、建築確認申請（茨城県の建築指導課）を行い審査していただいている。

各建物の審査内容を表-1に示す。

表-1 耐震に関する建築確認申請、耐震評定、計画認定の審査事項

建物名称	申請名	長期 (一次設計)	短期	
			中地震 (一次設計)	大地震 (二次設計)
転換工場 成型工場 組立工場 除染室・分析室 放射線管理棟 増築部	確認申請 (建設時)	○ (旧耐震基準)	○ 注1	—
	耐震評定	×	×	○ 注4
	計画認定	△ 注3	×	○ 注5
第2核燃料倉庫 容器管理棟	確認申請 (建設時)	○ (新耐震基準)	○ 注2	○ 注2
	計画認定	×	×	×
放射線管理棟前室	確認申請 (新設)	×	×	×

○：審査対象、×：審査対象外、△：一部のみ審査、—：建設時不要

注1：建設当時は水平震度0.2で割増無し

注2：建設当時の耐震重要度分類に基づく設計（割増係数：第1類=1.3、第3類：1.0）

注3：建物重量増加箇所のみ

注4：新規制基準に基づく耐震設計（第1類：割増係数1.5）

注5：耐震判定書（耐震評定結果）の確認のみ

注6：意匠は計画認定を取得しているが構造は審査対象外

注7：構造耐力の確認は対象外

3. その他の項目の建築確認申請、耐震評定、計画認定の審査

(1) 積雪

- ・ 計画認定で積雪量30cm(密度0.2g/cm³)に対する評価結果を審査いただいている。ただし、補強により重量増加となる箇所のみ。
- ・ 火砕降下物を考慮した評価（積雪60cm相当または168cm相当）は審査対象外。

(2) 竜巻

- ・ 審査対象外（風荷重については東海村の基準風速(30m/sec)に基づく評価）。

以上

添付資料一覧

- ・添付 1 計画認定通知書：工場棟全体（新築の放射線管理棟前室を除く耐震補強計画の認定）
- ・添付 2 工場棟一建屋確認申請書（建築時に取得した建築確認の内容の了解）
- ・添付 3 耐震判定書（耐震評定を第三者機関で受けたもの）
- ・添付 4 補足説明書

添付 1

認定通知書

認定番号 第 1 号

認定年月日 平成31年4月17日

三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 梅田 賢治 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

下記による申請書の記載の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第11条に基づき認定しましたので通知します。

記

1 申請年月日

平成30年11月14日

2 建築物の位置

茨城県那珂郡東海村舟石川字権現堂622番1, 同番15, 同番16

茨城県那珂市向山字六人頭1002番8, 同番14, 1019番10, 同番11, 同番12,
2921番1, 同番3, 同番6, 同番14, 同番15

3 建築物の概要

(1) 用途	工場(原子力関連施設)
(2) 延べ面積	申請部分 : 18,642.49㎡ 申請以外の部分 : 29,932.76㎡ 合計 : 48,575.25㎡
(3) 申請棟数	1棟
(4) 構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
(5) 階数	地上3階

添付 2

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主様

平成 30 年 11 月 14 日

申請者氏名 三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 梅田 賢治

設計者氏名
一級建築士

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印



正

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事 様

平成 30 年 11 月 14 日

申請者氏名 三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 梅田 賢治

設計者氏名 []
一級建築士 []

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
平成 年 月 日	同意する 第 309 号 平成30 ひた 広城	[]	平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印	[]		係員印

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ミヅシゲ・ソウネリョウカブシカイシャ ダイエイウトリシマリヤカシヤチヨウ ウメダ ケンジ
【ロ. 氏 名】 三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 梅田 賢治
【ハ. 郵便番号】 319-1197
【ニ. 住 所】 茨城県那珂郡東海村舟石川6 2 2 番地 1
【ホ. 電話番号】 029-282-2011

【2. 代理者】

【イ. 資 格】
【ロ. 氏 名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資 格】
【ロ. 氏 名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】 意匠図 一式

(その他の設計者)

【イ. 資 格】
【ロ. 氏 名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】 意匠図 一式

【イ. 資 格】
【ロ. 氏 名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】
【確認した設計図書】 構造図 一式、構造計算書

【イ. 資 格】
【ロ. 氏 名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】 構造図 一式、構造計算書



(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)
上記の設計者のうち、

- 建築士法第20条の2第1項の表示をした者
【イ.氏 名】
【ロ.資 格】 構造設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の2第3項の表示をした者
【イ.氏 名】 小宮 信明
【ロ.資 格】 構造設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の3第1項の表示をした者
【イ.氏 名】
【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付第 号
- 建築士法第20条の3第3項の表示をした者
【イ.氏 名】
【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】
(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ.氏 名】
【ロ.勤 務 先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

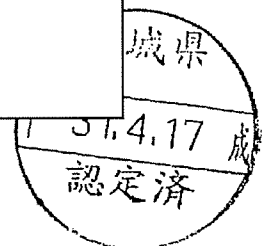
- 【イ.氏 名】
【ロ.勤 務 先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】
(代表となる工事監理者)

- 【イ.資 格】
【ロ.氏 名】
【ハ.建築士事務所名】
- 【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】
- 【ト.工事と照合する設計図書】 意匠図 一式
構造図 一式

(その他の工事監理者)

- 【イ.資 格】
【ロ.氏 名】
【ハ.建築士事務所名】
- 【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】
- 【ト.工事と照合する設計図書】 意匠図 一式



【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】 構造図 一式

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】 構造図 一式

【6. 工事施工者】
【イ. 氏名】
【ロ. 営業所名】

【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】

【7. 構造計算適合性判定の申請】

- 申請済 ()
 未申請 ()
 申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済 ()
 未提出 ()
 提出不要 (耐震補強工事である為)

【9. 備考】

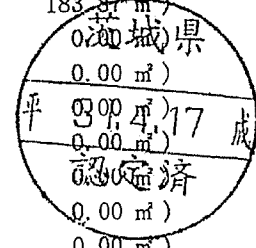
【工事名称】 三菱原子燃料(株)本工場 耐震補強工事



(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	茨城県那珂郡東海村舟石川字権現堂622番1, 15, 16 茨城県那珂市向山字六人頭1002番8, 14, 1019番10, 11, 12 2921番1, 3, 6, 14, 15		
【2. 住居表示】	茨城県那珂郡東海村舟石川622番地1		
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 (<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外		
【4. 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし		
【5. その他の区域, 地域, 地区又は街区】	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道処理区域		
【6. 道路】			
【イ. 幅員】	10.000 m (法42条第1項第一号)		
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	353.817 m		
【6. 道路】			
【イ. 幅員】	10.000 m (法42条第1項第一号)		
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	10.000 m		
【7. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】 (1)	(221,594.47 m ²)	(m ²)	(m ²)
(2)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ロ. 用途地域等】	(工業専用地域)	()	()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(200 %)	(%)	(%)
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	(60 %)	(%)	(%)
【ホ. 敷地面積の合計】 (1)	221,594.47 m ²		
(2)	m ²		
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】		200 %	
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】		60 %	
【チ. 備考】			
【8. 主要用途】	(区分 08340) 工場 (原子力関連施設)		
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模の模様替		
【10. 建築面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建築面積】	(14,416.90 m ²)	(23,209.05 m ²)	(37,625.95 m ²)
【ロ. 建蔽率】	16.98 %		
【11. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建物全体】	(18,642.49 m ²)	(29,932.76 m ²)	(48,575.25 m ²)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	(0.00 m ²)	(14.40 m ²)	(14.40 m ²)
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ホ. 自動車車庫等の部分】	(0.00 m ²)	(183.87 m ²)	(183.87 m ²)
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ト. 蓄電池の設置部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【チ. 自家発電設備の設置部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【リ. 貯水槽の設置部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ル. 住宅の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ヲ. 老人ホーム等の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)



【7. 延べ面積】 48,376.98 m²
【8. 容積率】 21.84 %

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 67

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】 (17.900 m) (14.906 m)

【ロ. 階数】 地上 (3 階) (3 階)

地下 (— 階) (— 階)

【ハ. 構造】 鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画認定申請

平成30年11月14日

【15. 工事着手予定年月日】 平成31年6月15日

【16. 工事完了予定年月日】 平成32年8月31日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 ()

(第 回) 平成 年 月 日 ()

(第 回) 平成 年 月 日 ()

【18. その他必要な事項】

・ 敷地前願 確認済証 第H29確認建築県央00017号 平成30年1月26日

・ 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書 (未申請建物精査のため)

提出 第10号 平成29年 8月17日

受理 平成29年 9月15日

是正完了報告書受理 平成30年 7月23日

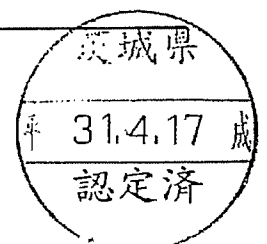
【19. 備考】

・ 【11. 延べ面積】の申請以外の部分には【12.】ロ欄の他に、10m²以下の37棟分を含む



(第四面)

建築物別概要			
【1. 番号】	1	(本工場)	
【2. 用途】	(区分 08340)	工場 (本工場)	
	(区分)		
	(区分)		
	(区分)		
【3. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模の模様替		
【4. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造		
【5. 耐火建築物】	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (イ-1) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (イ-2) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (ロ-1) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (ロ-2) <input type="checkbox"/> 耐火構造建築物 <input type="checkbox"/> 特定避難時間倒壊等防止建築物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (簡易耐火)		
【6. 階数】	【イ. 地階を除く階数】 3 階 【ロ. 地階の階数】 - 階 【ハ. 昇降機塔等の階の数】 - 階 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】 - 階		
【7. 高さ】	【イ. 最高の高さ】 17.900 m 【ロ. 最高の軒の高さ】 17.400 m		
【8. 建築設備の種類】	電気、警報、換気、暖房、冷房、排煙、小荷物専用昇降機、消火(全て既存)		
【9. 確認の特例】	【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号 【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号 【ホ. 適合する一連の規定の区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ 【ヘ. 認証型式部材等認証番号】		
【10. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】	(3 階) (1,391.40 m ²)	(0.00 m ²)	(1,391.40 m ²)
	(2 階) (2,918.32 m ²)	(0.00 m ²)	(2,918.32 m ²)
	(1 階) (14,332.77 m ²)	(0.00 m ²)	(14,332.77 m ²)
【ロ. 合計】	(18,642.49 m ²)	(0.00 m ²)	(18,642.49 m ²)
【11. 屋根】	高強度折板 t0.8、アスファルト防水		
【12. 外壁】	コンクリート打放し下地 水性弾性塗料、角波アイソグ [®] t0.4、ALC アクリルシ吹付		
【13. 軒裏】			
【14. 居室の床の高さ】			
【15. 便所の種類】	水洗		
【16. その他必要な事項】			
【17. 備考】	・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画認定申請		



(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	(本工場)
【2. 階】	1	階
【3. 柱の小径】		
【4. 横架材間の垂直距離】		
【5. 階の高さ】		m
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】	2.200	m
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】		
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称) (床面積)
【イ.】	(08340)	(工場 (本工場)) (14,332.77 m ²)
【ロ.】	()	() (m ²)
【ハ.】	()	() (m ²)
【ニ.】	()	() (m ²)
【ホ.】	()	() (m ²)
【ヘ.】	()	() (m ²)
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		
	・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画認定申請	
	・ 高さが6mを超え、かつ、水平投影面積が200m ² を超える吊り天井は、防護ネットにより落下防止措置を施す	

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	(本工場)
【2. 階】	2	階
【3. 柱の小径】		
【4. 横架材間の垂直距離】		
【5. 階の高さ】		m
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】	2.600	m
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】		
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称) (床面積)
【イ.】	(08340)	(工場 (本工場)) (2,918.32 m ²)
【ロ.】	()	() (m ²)
【ハ.】	()	() (m ²)
【ニ.】	()	() (m ²)
【ホ.】	()	() (m ²)
【ヘ.】	()	() (m ²)
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		
	・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画認定申請	



(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	(本工場)	
【2. 階】	3	階	
【3. 柱の小径】			
【4. 横架材間の垂直距離】			
【5. 階の高さ】	-	m	
【6. 天井】			
【イ. 居室の天井の高さ】	-	m	
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
【7. 用途別床面積】			
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08340)	(工場(本工場))	(1,391.40 m ²)
【ロ.】	()	()	(m ²)
【ハ.】	()	()	(m ²)
【ニ.】	()	()	(m ²)
【ホ.】	()	()	(m ²)
【ヘ.】	()	()	(m ²)
【8. その他必要な事項】			
【9. 備考】			
	・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画認定申請		



建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-1	(組立工場)
【2. 延べ面積】	2,846.84	m ²
【3. 建築物の高さ等】		
【イ. 最高の高さ】	11.930	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	11.670	m
【ハ. 階数】	地上 (1 階)	地下 (- 階)
【ニ. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準 <input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	【イ. 名称】 【ロ. 区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号) <input type="checkbox"/> その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】		
【8. 備考】	・Exp. Jを介して接続している	



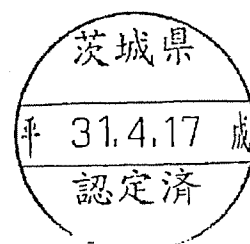
建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-2	(成形工場)
【2. 延べ面積】	5,969.73	m ²
【3. 建築物の高さ等】		
【イ. 最高の高さ】	15.250	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	14.950	m
【ハ. 階数】	地上 (3 階)	地下 (- 階)
【ニ. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準 <input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	【イ. 名称】 【ロ. 区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号) <input type="checkbox"/> その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】		
【8. 備考】	・ Exp. Jを介して接続している	



建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-3	(放射線管理棟増築部)
【2. 延べ面積】	343.38	m ²
【3. 建築物の高さ等】		
【イ. 最高の高さ】	4.500	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	4.100	m
【ハ. 階数】	地上 (1 階)	地下 (- 階)
【ニ. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準 <input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	【イ. 名称】 【ロ. 区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号) <input type="checkbox"/> その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】		
【8. 備考】	・Exp. Jを介して接続している	



建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-4	(事務棟増築部)
【2. 延べ面積】	245.57	m ²
【3. 建築物の高さ等】		
【イ. 最高の高さ】	3.910	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	3.525	m
【ハ. 階数】	地上 (1 階)	地下 (- 階)
【ニ. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準 <input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	【イ. 名称】 【ロ. 区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号) <input type="checkbox"/> その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】		
【8. 備考】	・Exp. Jを介して接続している	



建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-5	(事務棟)
【2. 延べ面積】	2,572.32	m ²
【3. 建築物の高さ等】		
【イ. 最高の高さ】	7.508	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	7.200	m
【ハ. 階数】	地上 (2 階)	地下 (一 階)
【ニ. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】		
	<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準	
	<input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】		
	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算	
	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算	
	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算	
	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算	
	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】		
【イ. 名称】		
【ロ. 区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)	
	<input type="checkbox"/> その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】		
【8. 備考】		
	・Exp. Jを介して接続している	



建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-6	(第2核燃料倉庫)
【2. 延べ面積】	463.94	m ²
【3. 建築物の高さ等】		
【イ. 最高の高さ】	5.926	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	5.250	m
【ハ. 階数】	地上 (1 階)	地下 (- 階)
【ニ. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準 <input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	【イ. 名称】 【ロ. 区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号) <input type="checkbox"/> その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】		
【8. 備考】	・Exp. Jを介して接続している	



建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-7	(除染・分析室)
【2. 延べ面積】	824.12	m ²
【3. 建築物の高さ等】		
【イ. 最高の高さ】	6.055	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	5.070	m
【ハ. 階数】	地上 (1 階)	地下 (ー 階)
【ニ. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準 <input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	【イ. 名称】 【ロ. 区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号) <input type="checkbox"/> その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】		
【8. 備考】	・ Exp. Jを介して接続している	



建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-8 (転換工場)
【2. 延べ面積】	4,608.56 m ²
【3. 建築物の高さ等】	
【イ. 最高の高さ】	17.900 m
【ロ. 最高の軒の高さ】	17.400 m
【ハ. 階数】	地上 (3 階) 地下 (- 階)
【ニ. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	
<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準	
<input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	
【イ. 名称】	
【ロ. 区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)
	<input type="checkbox"/> その他のプログラム
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】	
【8. 備考】	
	・Exp. Jを介して接続している



建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-9	(容器管理棟 (メンテナンス室含む))
【2. 延べ面積】	768.00	m ²
【3. 建築物の高さ等】		
【イ. 最高の高さ】	11.600	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	11.100	m
【ハ. 階数】	地上 (1 階)	地下 (- 階)
【ニ. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準 <input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	【イ. 名称】 【ロ. 区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号) <input type="checkbox"/> その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】		
【8. 備考】	・Exp. Jを介して接続している	



添付 3

様式 5/3

JCIA 判定第18ASJ00005-01号

平成 30 年 12 月 7 日

耐震判定書
(耐震診断及び耐震改修)

三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 梅田 賢治 殿

日本建築検査協会株式会社
代表取締役

日本建築検査協会株式会社 耐震判定委員
委員長

平成30年08月31日に申込のあった下記建物の耐震診断等の報告書の内容について検討の結果、既存建物の耐震診断及び耐震改修が「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、改正平成25年法律第20号)」及び同法第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針(平成18年 国土交通省告示第184号)」の「(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、妥当であると判定いたします。

記

□耐震判定対象建築物

件名 : 三菱原子燃料株式会社 除染室分析室
所在地 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622-1
構造・規模 : 鉄骨造/地上1階・地下-階・塔屋-階/高さ5.76m
設計・施工年度 : 設計年 昭和52年/施工年 昭和52年
判定区分 : 耐震診断及び耐震改修
その他 : 添付資料参照

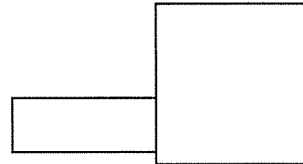
□耐震判定所見

標記物件の耐震補強設計後の耐震診断結果は、「2011年改訂版 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」において構造耐震判定指標を満足している。
コンクリートブロック塀及びALC版は改修計画の対象外としている。

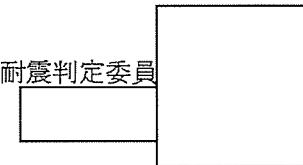
耐震判定書
(耐震診断及び耐震改修)

三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 遠山 眞 殿

日本建築検査協会株式会社
代表取締役



日本建築検査協会株式会社 耐震判定委員
委員長



平成29年07月26日に申込のあった下記建物の耐震診断等の報告書の内容について検討の結果、既存建物の耐震診断及び耐震改修が「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、改正平成25年法律第20号)」及び同法第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針(平成18年 国土交通省告示第184号)」の「(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、妥当であると判定いたします。

記

□耐震判定対象建築物

- 件 名 : 三菱原子燃料株式会社 成型工場
- 所在地 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622-1
- 構造・規模 : 鉄筋コンクリート造(一部 鉄骨造)/地上3階・地下-階・塔屋1階/高さ15.20m
- 設計・施工年度 : 設計年 昭和44年/施工年 昭和45年
- 判定区分 : 耐震診断 及び 耐震改修
- その他 : 添付資料参照

□耐震判定所見

標記物件の耐震補強設計後の耐震診断結果は、「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 耐震改修設計指針 同解説」及び「2011年改訂版 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」において構造耐震判定指標を満足している。

耐震判定書
(耐震診断 及び 耐震改修)

三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 遠山 真 殿

日本建築検査協会株式会社
代表取締役

日本建築検査協会株式会社 耐震判定委員
委員 長

平成29年07月26日に申込のあった下記建物の耐震診断等の報告書の内容について検討の結果、既存建物の耐震診断及び耐震改修が「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、改正平成25年法律第20号)」及び同法第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針(平成18年 国土交通省告示第184号)」の「(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、妥当であると判定いたします。

記

□耐震判定対象建築物

件 名 : 三菱原子燃料株式会社 組立工場
所在地 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622-1
構造・規模 : 鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造/地上2階・地下-階・塔屋-階/高さ11.753m
設計・施工年度 : 設計年 昭和44年/施工年 昭和45年
判定区分 : 耐震診断 及び 耐震改修
その他 : 添付資料参照

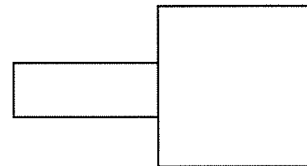
□耐震判定所見

標記物件の耐震補強設計後の耐震診断結果は、「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 耐震改修設計指針 同解説」及び「2011年改訂版 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」において構造耐震判定指標を満足している。

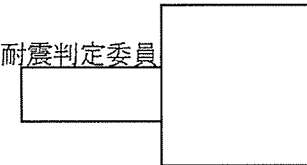
耐震判定書
(耐震診断及び耐震改修)

三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 梅田 賢治 殿

日本建築検査協会株式会社
代表取締役



日本建築検査協会株式会社 耐震判定委員
委員長



平成30年08月31日に申込のあった下記建物の耐震診断等の報告書の内容について検討の結果、既存建物の耐震診断及び耐震改修が「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、改正平成25年法律第20号)」及び同法第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針(平成18年 国土交通省告示第184号)」の「(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、妥当であると判定いたします。

記

□耐震判定対象建築物

- 件 名 : 三菱原子燃料株式会社 転換工場
- 所在地 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622-1
- 構造・規模 : 鉄骨造/地上3階・地下-階・塔屋1階/高さ17.40m
- 設計・施工年度 : 設計年 昭和46年/施工年 昭和47年
- 判定区分 : 耐震診断及び耐震改修
- その他 : 添付資料参照

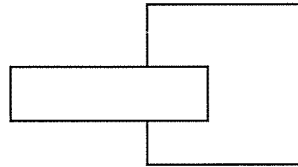
□耐震判定所見

標記物件の耐震補強設計後の耐震診断結果は、「2011年改訂版 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」において構造耐震判定指標を満足している。
コンクリートブロック積壁、外部鉄骨階段及びALC版は改修計画の対象外としている。

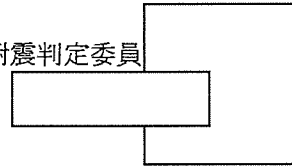
耐震判定書
(耐震診断 及び 耐震改修)

三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 梅田 賢治 殿

日本建築検査協会株式会社
代表取締役



日本建築検査協会株式会社 耐震判定委員
委員長



平成30年08月31日に申込のあった下記建物の耐震診断等の報告書の内容について検討の結果、既存建物の耐震診断及び耐震改修が「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、改正平成25年法律第20号)」及び同法第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針(平成18年 国土交通省告示第184号)」の「(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、妥当であると判定いたします。

記

□耐震判定対象建築物

- 件 名 : 三菱原子燃料株式会社 放射線管理棟増築部
- 所在地 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622-1
- 構造・規模 : 鉄筋コンクリート造/地上1階・地下-階・塔屋-階/高さ4.55m
- 設計・施工年度 : 設計年 昭和52年/施工年 昭和53年
- 判定区分 : 耐震診断 及び 耐震改修
- その他 : 添付資料参照

□耐震判定所見

標記物件の耐震補強設計後の耐震診断結果は、「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 耐震改修設計指針 同解説」において構造耐震判定指標を満足している。
コンクリートブロック限壁は改修計画の対象外としている。

1. 4次設工申請書の建物で建築確認を受けているところについて

- ・工場棟（4次設工認申請書の建物一式）は、耐震補強の不要な建物も含め全建物一式を一つの建物（専門用語では「一の建物」という。）として、所管行政庁（茨城県建築指導課（以下、県という。））に計画認定（耐震改修の計画について県に対し計画の認定を申請し、県は耐震改修計画の内容が耐震改修耐促法の基準に適合している場合は、その耐震改修の計画を認定する。）を申請し、認定済みとなっている。
- ・当該の耐震改修計画は割増係数 1.5（新規制基準の耐震重要度分類第 1 類の割増係数）とし耐震診断の構造耐震指標 I_s 値（Seismic Index of Structure：耐震指標）が構造耐震判定指標 I_{so} 値以上であれば、「安全」（想定する地震動に対して所要の耐震性を確保している）」とされる。
- ・MNF では、既存建築物に対して耐震診断に基づく耐震補強の計画及び耐震性の評価を日本建築検査協会（株）で実施する耐震判定委員会に評価を依頼し、耐震診断及び耐震改修が妥当であることを示す「耐震判定書」を入手後、県への計画認定の申請に計算書と共に提出している。
- ・設工認申請書の耐震計算書は、この耐震判定委員会で妥当と判断された耐震補強計画を反映した評価モデルを用いて行った一次設計及び二次設計の結果を記載している。よって、設工認申請書の耐震計算書の中で、耐震改修の計画は県に審査されているとみなされるが、計算書の記載内容は、県へ出した耐震診断による計算書と異なるため、設工認の計算書を県に審査されているとは言えない。また、計画認定では、二次設計に相当する耐震診断だけであり、一次設計に相当する審査はない。

以上より、4次設工認申請書の建物で建築確認を受けているところは、本文及び耐震計算書の一次設計及び二次設計に係る補強説明図の部分だけになる。

2. 阪神大震災を受けての補強と今回の補強の関係について

当時の科技庁から加工施設の耐震性の確認指示があり、MNF では旧耐震基準の転換工場、成型工場、組立工場について、耐震診断を行い、当時の耐震基準（耐震重要度分類第 1 類：割増係数 1.3）を満足できなかった転換工場だけを設工認申請し耐震補強している。なお、新耐震基準以降の建物である加工棟成型工場、第 2 核燃料倉庫等は、当時の耐震基準を満足した耐震強度で設計されており補強の必要は無かった。

新規制基準では割増係数が強化され、耐震重要度分類第 1 類（1.3→1.5）及び第 2 類（1.1→1.25）の割増係数が強化されたため、該当する建物は当時の科技庁からの指示で補強した耐震強度から更に補強が必要となっている。

(津波による損傷の防止)

第五条の三 安全機能を有する施設が基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。以下同じ。）によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(適合性の説明)

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

基準津波の最大遡上高さは 12.3m である。一方、加工施設は海岸線より約 6km 離れ、海拔約 30m～32m の高台にあることから、遡上波が到達しない十分高い場所に設置している。したがって、基準津波に対して安全機能が損なわれないため、津波による防護設計は不要である。

➤ [5.3-建 1]事業許可に示すように、当社加工施設は海岸線より約 6km 離れ、海拔約 30m～32m の高台にあり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高いため、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第五条の四 安全機能を有する施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

(適合性の説明)

事業許可に示すように、加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る個々の自然現象として、竜巻、洪水、風(台風)、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災の11事象を抽出しており、以下の設計又は評価により安全機能を損なわないことを確認している。

(1) 竜巻

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

竜巻に対して安全機能を有する施設の安全機能を損なうことがないよう、以下の考え方により竜巻荷重を上回る強度を有する設計とする。

竜巻に対して安全機能を有する施設の安全機能を損なうことがないよう加工施設の建物・構築物は、竜巻荷重を上回る強度を有する設計とする。(9-1)

F1 竜巻に対する安全設計としては、建物の外壁(開口部であるシャッタ等を含む)及び屋根は、F1 竜巻に対して損傷しない設計とする。転換工場、成型工場(放射線管理棟を含む)、組立工場、除染室・分析室、加工棟(連絡通路)、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟(前室)、第3廃棄物倉庫は、F1 竜巻により損傷するおそれがある外壁(開口部であるシャッタ及び鉄扉を含む)及び屋根を補強する設計とする。第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、原料貯蔵所、容器管理棟、第2核燃料倉庫は、F1 竜巻により損傷するおそれがある外壁の開口部であるシャッタ及び鉄扉のみを補強する設計とする。(9-8)

屋根が折板(カラー鉄板含む)及び高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート(以下「ALC」という。)の建物(連絡通路、渡り廊下、前室含む)は、屋根全面の屋根取付け鉄骨トラスの補強及び強度の高い屋根材の取付け又は鉄筋コンクリート造(以下「RC造」という。)屋根の一部を補強シート張りで補強する。鉄骨造(以下「S造」という。)建物の外壁は全面をサイディング(一部内側サイディングを含む。)で補強する。RC造建物の外壁は、強度が不足な一部を鉄板又は増厚で補強する。第3廃棄物倉庫は除くシャッタは鉄扉化又は補強バーで補強する。(9-9)

第3廃棄物倉庫を除く建物の開口部(シャッタ等)は鉄扉に変更する。(9-12)

- [5.4.1-建1]F1 竜巻に対する安全設計として、以下の建物の保有水平耐力が、F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る設計とする。

また、以下の建物の部材の短期許容荷重が、F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差による竜巻荷重を上回る設計とする。

主要な構造材を表イ建-2、表ハ建-2、表ホ建-2-1、表ヘ建-2-1、2-2、及び表ト建-2-1、2-2、2-3に示す。上記を添付説明書-建3に示す。

各建物の補強内容を以下に示す。

構造的に独立した建物を接続する部分に設置するエキスパンションジョイントには追設カバーを設け、建物内部の設備/機器、及びエキスパンションジョイントの閉じ込め機能を有する部材(止水シート)が損傷することを防止する。エキスパンションジョイントの設置位置、構造を、図イ建-5に示す。

なお、F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。

(工場棟転換工場)

- ・ 本体の外壁(ALC)：サイディング、又は鋼板で補強
(本体のサイディング補強箇所を図イ建-19~23、25~30及び32~44に、
鋼板補強箇所を図イ建-19~20、22及び32に示す。また、サイディング
補強及び鋼板補強の概略図を図イ建-46に示す)
- ・ 前室の外壁：サイディングに更新
(前室の外壁更新箇所を図イ建-19~20及び32~33に示す。また、外
壁更新の概略図を図イ建-46に示す)
- ・ 本体及び前室の屋根(折板)：折板を追設(既存折板残置)
(折板の追設箇所を図イ建-20及び23に示す。また、折板補強の補強
概略図を図イ建-47に示す)
- ・ 排気塔の屋根(折板)：折板に張替え
(排気塔の折板張替え箇所を図イ建-24に示す)
- ・ 本体の鉄扉：補強又は交換
- ・ 前室の鉄扉：交換
- ・ 本体のシャッタ：補強
- ・ 前室のシャッタ：交換
- ・ 本体のガラリ：固縛
(鉄扉及びシャッタの配置を図イ建-9~11に、ガラリの配置を図イ建
-17に示す。鉄扉、シャッタ、ガラリの仕様及び補強、交換、固縛の
区別を図イ建-12の建具表に示す。また、補強概略図を図イ建-13に
示す)

(工場棟成型工場)

- ・ 外壁(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 屋根(折板)：折板を追設補強
(折板の追設補強箇所を図ハ建-10に示す)
- ・ 鉄扉：補強又は交換
- ・ ガラリ：固縛
(鉄扉の配置を図イ建-9~11及び図ハ建-1~4に、ガラリの配置を図ハ建-
4に示す。鉄扉、ガラリの仕様及び補強、交換、固縛の区別を図イ建-12の建
具表に示す。また、補強概略図を図イ建-13に示す。)

(工場棟組立工場)

- ・ 本体の外壁(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 前室の外壁：サイディングに更新
(前室の外壁更新箇所を図ホ建-4に示す。また、外壁更新の補強概略
図を図ホ建-13に示す)
- ・ 本体及び前室の屋根(折板)：折板の張替え
(折板張替え補強の箇所を図ホ建-6~7に示す)
- ・ 本体及び前室の鉄扉、シャッタ：補強
(鉄扉及びシャッタの配置を図イ建-9及び図ホ建-1~2に示す。鉄扉、
シャッタの仕様及び補強、交換の区別を図イ建-12の建具表に示す。
また、補強概略図を図イ建-13に示す)

(第2核燃料倉庫)

- ・ 本体の外壁(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 前室の外壁(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 本体の屋根(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 前室の屋根(ALC)：補強なし
- ・ 前室の鉄扉：交換

(鉄扉の配置を図イ建-9 及び図へ建-1~2 に示す。鉄扉の仕様及び補強、交換の区別を図イ建-12 の建具表に示す)

(容器管理棟)

- ・ 保管室の外壁(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 前室の外壁(ALC)：サイディングに更新
(外壁の更新箇所を図へ建-10 に示す。また、外壁更新補強の補強概略図を図へ建-13 に示す)
- ・ 保管室の屋根(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 前室の屋根(ALC)：補強なし
- ・ 保管室及び前室の鉄扉：補強
- ・ 保管室のシャッタ：補強
(鉄扉及びシャッタの配置を図イ建-9 及び図へ建-6~8 に示す。鉄扉、シャッタの仕様及び補強、交換の区別を図イ建-12 の建具表に示す。また、補強概略図を図イ建-13 に示す)

(放射線管理棟)

- ・ 本体の外壁(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 増築部の外壁：鉄筋コンクリートの壁で新設補強
(耐震性及び耐竜巻性向上のために鉄筋コンクリート壁を新設する。増築部の外壁新設補強箇所を図ト建-5~6、15~16 に示す。また、増築部の外壁新設補強の詳細図を図ト建-21 に示す)
- ・ 廃棄物一時貯蔵所の外壁：サイディングに更新
(廃棄物一時貯蔵所の外壁更新箇所を図ト建-5、12 及び 14 に示す。また、廃棄物一時貯蔵所の外壁更新の補強詳細図を図ト建-20 に示す)
- ・ 本体の屋根(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 増築部の屋根(鉄筋コンクリート)：補強なし
- ・ 廃棄物一時貯蔵所の屋根(折板)：補強なし
- ・ 本体の鉄扉：補強及び交換
(本体の廃水处理室の鉄扉は閉塞処理し、鋼板追設による外壁更新を行う)
- ・ 増築部の鉄扉：交換
- ・ 廃棄物一時貯蔵所の鉄扉：補強なし
(鉄扉の配置を図イ建-9 及び図ト建-1~2 に示す。鉄扉の仕様及び補強、交換の区別を図イ建-12 の建具表に示す。また、補強概略図を図イ建-13 に示す)

(放射線管理棟前室)

- ・ 外壁(鉄筋コンクリート)：新設
- ・ 屋根(鉄筋コンクリート)：新設
- ・ 鉄扉：新設
(鉄扉の配置を図イ建-9 及び図ト建-1、7、8 に示す。鉄扉、シャッタの仕様を図イ建-12 の建具表に示す。)

(除染室・分析室)

- ・ 外壁(ALC)：サイディングで補強
(サイディング補強箇所を図ト建-25~32 に示す。また、サイディング補強の補強概略図を図ト建-33 に示す)
- ・ 屋根(折板)：折板を追設(既存折板残置)
(折板の追設補強箇所を図ト建-27 に示す)
- ・ 鉄扉：補強又は交換
- ・ シャッタ：交換

(鉄扉及びシャッタの配置を図イ建-9 及び図ト建-22~23 に示す。鉄扉、シャッタの仕様及び補強、交換の区別を図イ建-12 の建具表に示す。また、補強概略図を図イ建-13 に示す)

(エキスパンションジョイント)

・ 追設カバー：新設

(エキスパンションジョイントの配置、構造を、図イ建-5 に示す)

○チェックタンク (1)~(3)

➤ [5.4.1-設 6] 転換工場廃棄物処理室のチェックタンク (1)~(3) {768} 及び放射線管理棟廃水処理室のチェックタンク (1)~(3) {772} を構成する廃水処理所までの配管の一部は屋外に設置する。

屋外に設置した配管径は、50A または 40A であり、耐震性を確保するための標準支持間隔 (6m) に F1 の竜巻力を負荷させた場合、最大発生応力は \square MPa となり、許容応力 (205MPa) を満足する (耐震評価がより厳しい 40A の評価結果)。以上より、F1 竜巻により損傷することはない。

(2) 洪水

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第 2 核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

➤ [5.4.1-建 2] 洪水については、事業許可に示すように、当社加工施設は海拔約 30m~32m の高台に立地しており、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(3) 風 (台風)

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第 2 核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

➤ 風 (台風) については、事業許可に示すように、水戸地方の台風等による最大風速は竜巻に対する設計上の考慮に包含される。また台風に伴う雨については、後述の降水に対する設計に包含され、いずれも安全機能に影響を及ぼすことはない。

(4) 凍結

○消火設備 (屋外消火栓)

凍結のおそれのあるものについては、断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じる。(9-2)

➤ [5.4.1-建 3]

茨城県水戸気象台において、過去に観測した最低気温は-12.7℃である。最低気温が氷点下になることから、不凍式の屋外消火栓とする。

また、管の地中埋設深さについては、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に以下のとおり定められている。

一 車両道路以外では 300 mm 以上とする。

一 寒冷地では凍結深度以上とする。

当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。

また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。

○チェックタンク (1)~(3)

➤ [5.4.1-設 11] 転換工場廃棄物処理室のチェックタンク (1)~(3) {768} 及び放

放射線管理棟廃水処理室のチェックタンク(1)～(3){772}を構成する廃水処理所までの配管のうち屋外に設置する配管については保温材にて覆う。

(5) 降水

降水については、事業許可に示すように、敷地内の排水設計、加工施設の東方、南方及び北方に低地があることから、水戸气象台が観測した最大日降水量及び最大1時間降水量を踏まえても、大量の雨水が施設内に侵入することはなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

▶ [5.4.1-建 4]茨城県水戸气象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを基に、降水量150mm/hで設計した雨樋を工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、及び除染室・分析室に設置する。また、鉄筋コンクリート屋根、又はALC屋根の以下の建物は、降水が浸透する可能性があるため、雨漏り防止のための防水層を施工する。

- ・第2核燃料倉庫
- ・容器管理棟
- ・放射線管理棟及び放射線管理棟前室
- ・成型工場（一部）

金属については降水の浸透は考えられないため、折板屋根の以下の建物については追加の雨漏り対策は不要である。

- 工場棟転換工場
- 工場棟成型工場
- 工場棟組立工場
- 放射線管理棟（廃棄物一時貯蔵所）
- 除染室・分析室

エキスパンションジョイントには追設カバーを設置し、降水が建物内部に侵入することを防止する。

降水は各建物に設置した雨樋に勾配を設け、雨水排水管に排出される。各建物の屋根にも勾配を設ける。また、各建物の開口部には外側に勾配を設けて、建物内に雨水が流入することがないように設計しており、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(6) 積雪

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

加工施設の建物の屋根構造は、折板屋根（鉄骨造の屋根）と鉄筋コンクリート屋根の2種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さいものの、水戸气象台が観測した最深積雪量を踏まえても、約60cmの積雪に耐える実力を有する。(9-3)

▶ [5.4.1-建 5]茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき30cmの積雪荷重を考慮した設計とし、屋根構造は、約60cmの積雪に耐える実力を有する。上記を添付説明書一建4に示す。

(7) 落雷

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

落雷について、建築基準法、消防法等に基づき避雷針を設置する。(9-4)

- [5.4.1-建 10] 避雷設備の設置基準は建築基準法と消防法による。建物の高さは図イ建-17、図ハ建-4、図ホ建-2、図ヘ建-2、7、図ト建-2、8、23に示すように最大で約 17.9m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要である。

(8) 地滑り

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第 2 核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室
 - [5.4.1-建 6] 事業許可に示すように、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに記載のとおり当社加工施設は土砂災害が発生しない場所に立地している。

(9) 火山の影響

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第 2 核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

加工施設の建物の主な屋根構造は、折板屋根（転換工場、成型工場、組立工場、除染・分析室、他）と鉄筋コンクリート屋根（加工棟、第 2 核燃料倉庫、第 3 核燃料倉庫、原料貯蔵所、シリンダ洗浄棟、他）の 2 種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さく、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm³）で約 10cm（約 60cm の積雪に相当）に耐える実力を有する。（湿潤密度 1.7g/cm³ では約 7cm に相当する。）また、鉄筋コンクリート屋根の実耐荷重は、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm³）で約 28cm（約 168cm の積雪に相当）に耐える実力を有する。（湿潤密度 1.7g/cm³ では約 20cm に相当する。）(9-3)

- [5.4.1-建 7] 鉄筋コンクリート屋根の実耐荷重は、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm³）で約 28cm（約 168cm の積雪に相当）に耐える実力を有する（湿潤密度 1.7g/cm³ では約 20cm に相当する）。また、折板屋根及び折板屋根と同等以上の強度を有する ALC 屋根の実耐荷重は、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm³）で約 10cm（約 60cm の積雪に相当）に耐える実力を有する（湿潤密度 1.7g/cm³ では約 7cm に相当する）。

上記を添付説明書一建 4 に示す。

降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。

(10) 生物学的事象

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第 2 核燃料倉庫、放射線管理棟、除染室・分析室

(生物学的影響)

生物学的影響について、配管を利用した外部供給水の設計、外気取入口へのフィルタを設置する。(9-5)

- [5.4.1-建 8] 外部から工水を供給する配管があり、当該配管の外部との接続部にはストレーナ（60 メッシュ）を設置し、また、外気取入用ファンの前にはフィルタ（粉塵除去用）を設置しており、虫等の侵入を防止している。

(11) 森林火災

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第 2 核燃料倉庫、容器管理棟、

放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

(森林火災)

加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計としている。(9-21)

- [5.4.1-建 9]事業許可に示すように、当社加工施設の周辺には広大な森林は存在せず、最も近い雑木林までは約 400m 以上の隔離距離があるため、森林火災による加工施設への影響はない。

加工施設は住宅密集地から離れており、市街地における火災の危険を防除するために定める防火地域又は準防火地域には指定されていないが、加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計としている。

2. 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(適合性の説明)

事業許可に示すように、国内外の基準や文献等に基づき人為事象を検討し、敷地及び敷地周辺の状況を基に、加工施設の安全に影響を及ぼし得る人為事象として、飛来物（航空機落下等）、敷地内の屋外危険物等貯蔵施設の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害、有毒ガスの7事象を抽出した。航空機落下による影響については第5条の四第3項に示すが、航空機落下に伴う火災の影響と残りの6事象については、以下の設計又は評価により安全機能を損なわないことを確認している。

(1) 航空機落下に伴う火災

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、除染室・分析室

(航空機落下火災)

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」の「附属書C 原子力発電所の敷地内への航空機落下による火災の影響評価について」に基づき、航空機落下確率が 1×10^{-7} 回/年となる地点に墜落した場合を想定し、評価を実施した。評価対象施設は、建物及び加工工程の独立性を考慮し、核燃料物質を取り扱う主要工場である転換工場等、成型工場、組立工場とした。評価の結果、航空機落下で発生する火災に対して、いずれの建物においてもその外壁は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならないことを確認した。(9-26)

- [5.4.2-建 1]事業許可に示すように、当社敷地内への航空機落下で発生する火災では3工場（工場棟転換工場（第2核燃料倉庫、作業室（2）を含む）、工場棟成型工場、工場棟組立工場）を対象とした。評価の結果、航空機落下で発生する火災に対して、いずれの建物においてもその外壁（鉄扉、シャッタ、エキスパンションジョイントの追設カバーを含む）は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならないことを確認した。
評価した結果を添付説明書-建9に示す。

(2) 敷地内の屋外危険物貯蔵施設の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、有毒ガス

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、

放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

(屋外危険物の火災・爆発)

火災・爆発による影響評価のもとに、火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。(9-6)

LP ガス供給設備については、防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に移設する。(9-23)

- [5.4.2-建 2]危険物屋外タンク貯蔵所(1)、危険物屋外タンク貯蔵所(2)、危険物屋外タンク貯蔵所(3)、高圧ガス製造所、LP ガス供給設備、高圧ガス貯蔵所、A 重油用タンクローリ、灯油用タンクローリ、液化アンモニアローリ、LP ガスローリ、水素トレーラ、タンクローリ、高圧ガス貯蔵所(第二種貯蔵所)、LP ガス貯蔵設備、危険物屋外タンク貯蔵所の火災・爆発に対し、外壁までの離隔距離が危険距離及び危険限界距離*を上回るか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁があるか、火災・爆発の影響を受ける外壁の評価温度が許容温度を下回るため、安全機能に影響を及ぼすことはない。

また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はないため、安全機能に影響を及ぼすことはない。

なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とし、次回以降申請する。この障壁の据え付け工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととする。また、LP ガス供給設備については、防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に移設するため、工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、及び除染室・分析室の安全機能に影響を及ぼすことはない。

また、敷地外の近隣工場の火災については、事業許可に示すとおり、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに則り火災・爆発の影響評価を行い、火災・爆発源から建物外壁までの離隔距離が危険距離及び危険限界距離を上回るか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁があることを確認した。

評価した結果を添付説明書一建5に示す。

*主に廃棄物を取り扱う放射線管理棟、放射線管理棟前室については、リスクが小さいことから、危険限界距離の代わりに保安距離、第一種設備距離を適用する。

(3) ダムの崩壊

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

- [5.4.2-建 3]事業許可に示すように、当社加工施設は海拔約30m~32mの高台に立地しており、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれはなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(4) 船舶の衝突

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室

- ▶ [5.4.2-建4]事業許可に示すように、当社加工施設は海岸から約6km離れて立地しているため、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(5) 電磁的障害

(電磁的障害)

ラインフィルタ、絶縁回路等の設置によるサージノイズの侵入防止により電磁干渉や無線電波干渉等を防止する設計とする。(9-7)

○廃液処理設備(5)、廃液処理設備(6)

今回申請する設備に該当する設備はない。

3. 航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、除染室・分析室

(航空機落下)

航空機の種類に関わらず係数 α を保守的に1と設定した上で、3工場(転換工場(第2核燃料倉庫、作業室(2))を含む。以下「転換工場等」という。)、成型工場、組立工場)それぞれについて評価を行った。その結果、航空機落下確率は、転換工場等は 5.1×10^{-8} 回/年、成型工場及び組立工場は 4.4×10^{-8} 回/年となった。また、有視界飛行方式民間航空機(小型)以外の航空機については、隣接する工場への落下が標的となる工場に影響を及ぼすと仮定して、1つの工場に落下した場合の標的面積を3つの工場の面積の総和として評価を行った。その結果、転換工場等は 9.6×10^{-8} 回/年、成型工場及び組立工場は 9.3×10^{-8} 回/年となり、いずれの場合も航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる 10^{-7} 回/年未満であることから、航空機落下に対する防護設計は不要である。(9-25)

- ▶ 事業許可に示すように、いずれの場合も航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる 10^{-7} 回/年未満であることから、航空機落下に対する防護設計は不要である。

(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

第五条の五 加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

(適合性の説明)

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室、廃液処理設備(5)、廃液処理設備(6)

不法侵入防止設備を備えた十分な高さの金属製の柵等により立入制限区域を設定し、同区域への立入りを所定の出入口以外からの同区域への人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を有する設計とする。(10-1)

管理区域（重量のある核燃料物質等を収納した密封容器のみを取り扱う場合を除く）の出入口において、核燃料物質を検知する装置等を設置することにより監視を行う設計とする。管理区域の出入口に設置する出入管理装置等により人の出入りを常時監視する。(10-2)

- [5.5.1-建 1] 立入制限区画を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。鉄筋コンクリート造、鉄扉、及びシャッター等の堅牢な障壁を有し、管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。また核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。

なお、工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、及び除染室・分析室は、当社の敷地内に設置されている。当社の敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件の他、人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が不正に持ち込まれないことを確認しており、工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、及び除染室・分析室に持ち込まれることはない。

なお、廃液処理設備(5)、廃液処理設備(6)は建物における出入り管理及び敷地入域時の出入り管理により人の不法な侵入対策が確立しており、設備単独での対策は不要である。

加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回路を通じた当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを物理的に遮断する設計とする。(10-3)

- [5.5.1-建 2] 人の不法な侵入等の防止のために必要な情報システムは出入管理装置に装備されており、この情報システムは外部からの不正アクセスを遮断するよう設計している。また、この出入管理装置は、核物質防護規定に基づき、その機能を維持管理している。
また、設置されている業務系の情報システムは社内 LAN と接続されているが、ファイアウォール装置等の設置により、外部からの不正アクセスを遮断する設

計とする。

廃液処理設備(5)、廃液処理設備(6)の運転制御システムは外部と物理的に接続するシステム構成ではないため、外部からの不正アクセスができない設計としている。

(加工施設内における溢水による損傷の防止)

第五条の六 安全機能を有する施設が加工施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(適合性の説明)

- 工場棟転換工場、工場棟成型工場、第2核燃料倉庫、放射線管理棟、除染室・分析室、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))

溢水源となる配管に対し、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(150ガル=0.15G)を検知した時点で、必要に応じて、供給を停止する設計とする。(11-1)

- ▶ 溢水源となる配管に対し、地震を検知して水の供給を停止するインターロックを設置する設計とする。当該設備は、次回以降申請する。

第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止する設計とする。

第1種管理区域の境界から外部へ溢水が流入出しない設計とする。(11-2)

第1種管理区域を境界とする区画を設定し、その境界の開口に対し、溢水高さにスロッシングによる水位変位を考慮した水位高さ以上の堰等を設置する設計(11-14)

[事業許可との相違点]

工場棟転換工場の2階の機械室と計器室の間の扉は閉止することとしていたが、扉の閉止を取りやめたため、堰を設置する。

工場棟転換工場の3階のフィルタ室から2階の機械室に通じる階段開口部に堰を設置する。

放射線管理棟本体の第1種管理区域と放射線管理棟増築部の非管理区域の間の扉は閉止することとしていたが、扉の閉止をとりやめたため、堰を設置する。

放射線管理棟廃水処理室と屋外の間の扉は堰を設置することとしていたが、扉を閉止することとしたため、鋼板を取り付けることにより溢水の拡大、閉じ込め機能を確保し、堰は設置しない。

上記変更後も事業許可の基本設計方針である溢水発生時に加工施設の閉じ込め、臨界防止及び火災の発生防止の安全機能を損なわない設計としているため、事業許可と整合している。

- ▶ [5.6.1-建1]第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場、工場棟成型工場、放射線管理棟、及び除染室・分析室の扉に緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置し溢水の拡大を防止する。また、第2核燃料倉庫は、他の建物からの水の浸入及び屋外への溢水の漏えいを防止するため、扉に緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置し溢水の拡大を防止する。溢水水位及び評価は、添付説明書-建6参照。

堰には耐食性を有する材料で、主に

でコーキングする。

また、台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧することを保安規定に定める。

堰を設置する場所を、図り建-50~58に示す。

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、除染室・分析室

・閉じ込めの安全機能として、第1種管理区域からの漏えい防止の観点で区画を設定する。
・閉じ込めに関する防護対象設備として排気設備の有無の観点から区画を設定する。
・閉じ込めの観点から、UF₆を正圧で取り扱う転換工場原料倉庫を防護区画として設定する。
・臨界防止の観点からウランの減速度を管理する設備・機器の設置の有無から区画を設定する。
・上記何れにおいても溢水源の有無を考慮して防護区画を設定する。
・溢水の影響を避けるため、扉部分に堰を設置する設計の区画は個別に防護区画を設定する。(11-21)

- [5.6.1-建2]第1種管理区域からの漏えい防止の観点で、工場棟転換工場、工場棟成型工場、第2核燃料倉庫前室、放射線管理棟、及び除染室・分析室に溢水防護区画を設定する。また、第2種管理区域である工場棟組立工場及び容器管理棟前室はウラン廃液の漏えいが無いことから、外部開口部へ堰等を設置しないが、工場棟組立工場は溢水源を有し、第1種管理区域である成型工場に隣接するため、容器管理棟前室は組立工場に隣接しているため溢水防護区画を設定する。

なお、UF₆を正圧で取り扱う工場棟転換工場原料倉庫は、個別の溢水防護区画として設定する。溢水防護区画を、図リ建-47~49に示す。

○緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))

防護区画内の堰内の必要な箇所に堰漏水検知警報設備を設置する。(11-17)

- [5.6.1-建3]工場棟転換工場、工場棟成型工場、放射線管理棟、及び除染室・分析室から屋外、非管理区域、他の溢水防護区画、及び第2種管理区域への溢水の拡大を防止するための堰、及び第2核燃料倉庫本体への溢水防止及び屋外への溢水の拡大を防止するための堰に、漏水検知警報設備を設置する設計とする。溢水検知警報設備は、堰の溢水源側に設置する。工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界の堰は、両側に溢水源があるため、堰の両側に溢水検知警報設備を設置する。当該設備については、次回以降申請する。

○工場棟転換工場、工場棟成型工場、放射線管理棟、除染室・分析室

加工施設の扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様の設計とする。

管理区域内の溢水の水位抑制のため、扉は水密性を有さない設計とする。(11-6)

- [5.6.1-建4]工場棟転換工場、工場棟成型工場、放射線管理棟、及び除染室・分析室の各部屋には溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様の扉を設置する。